

相模原市政の概要

令和3年度（2021）

相模原市議会 議会局

相模原市民憲章

わたくしたち相模原市民は 相模野の広い台地 相模川の雄大な流れ先人より受け継いだ開拓の精神や伝統を誇りとし 敬愛と協調を高め 住みよい風格のあるまちへの限りない発展を願って この市民憲章を定めます

- 1 青い空 あふれる緑 澄んだ水 うるおいのあるまちをつくります
- 1 いのちを大切にし 思いやりと笑顔で 明るいくらしを築きます
- 1 心とからだをきたえ はげましあい 希望をもって働きます
- 1 ものをだいじにし きまりや約束を守ることを誇りとします
- 1 おたがいに学びあい 豊かな市民の文化を育てます

昭和54年11月18日制定



相模原市市章（昭和24年11月1日）
（制 定）

片仮名「サ」三つと片仮名「ハラ」を図案化したもので、市民が互いに手を取り合って明朗なごやかに進む姿、すこやかに伸び行く相模原市を象徴するもの。

市の木 ケヤキ



昭和43年、市の木に制定。
たくましい市民のまちを象徴しています。

市の鳥 ヒバリ



昭和49年、市制20周年を
記念して制定。躍進する市
の姿を象徴しています。

市の花 アジサイ



昭和49年、市制20周年を
記念して制定。緑と太陽の
まちにふさわしいものとし
て選ばれました。

市のシンボルカラー「みどり」

規格 日本産業規格 Z8721 準拠の標準色票

色相… 2.5 グリーン… G 明度・彩度（5／10）

愛称 「さがみはらグリーン」昭和54年、市制25周年を記念し、
平和と安全と発展を意味する色として選ばれた市の色

「潤水都市 さがみはら」ロゴデザイン



平成 22 年、政令指定都市移行を記念して公募により決定したシティセールスのシンボルです。「相模原」のイニシャル『S』を右肩上がりの勢いある葉っぱに見立て、自然の優しさと都市の活気を緑色で表現しています。また、その隣には「潤水都市 さがみはら」にふさわしい水色の塊を配置することで、「緑が水を守り、水が緑を守る」という意味を込め、水と豊かな自然に恵まれ、市民の心が潤いに満ちた活気あふれるまち「潤水都市 さがみはら」を表現しています。

市マスコットキャラクター「さがみん」



平成 26 年、市制施行 60 周年記念事業の一環として、全国から寄せられた 1,475 点の作品から市民投票により決定しました。「潤水都市」らしく水の流れを表現した帽子や、市のシンボルであるヒバリやアジサイの花などが描かれていることが特徴です。

各区のシンボルマーク・カラー

緑 区



「若竹色」
プロセスカラー：C70+Y65
RGB 参考値：R45/G180/B120

中央区



「さくら色」
プロセスカラー：C5+M60+Y15
RGB 参考値：R230/G120/B155

南 区



「南区ブルー」
プロセスカラー：C85+Y35
RGB 参考値：R0/G170/B180

目 次

市勢・行政機構図

市 域	1
市域の変遷	3
市のあゆみ	4
年 表	5
人 口	7
行政機構図	9

議 会

議 会 構 成	15
議 会 運 営	17
請 願・陳 情	22
議会図書室・刊行物・広報	23

総 務

市 長 公 室

秘 書 課	
秘 書	25

総合政策部

政 策	27
S D G s 推 進	29
経 営 監 理	30
広 域 行 政	31
D X 推 進	33
基 地 対 策	35

シビックプライド推進部

観 光	37
シティプロモーション	44
広 聴 広 報	46
オリンピック・パラリンピック推進	49
東京事務所	50

総 務 局

総 務	51
コンプライアンス推進	52
情報公開・個人情報保護	53
職 員	55
人 材 育 成	58
職 員 厚 生	59

財政局

財 政 部

財 政	61
管 財	65
土地利用調整	67
契 約	68
公 共 建 築	69

税 務 部

市 税	71

危機管理局

危 機 管 理	73
緊 急 対 策	81

会 計

会 計	83

消 防 局

消 防 部

消 防 総 務	85
予 防	88
危険物保安	90

警 防 部

警 防	91
指 令	93

選挙・人事委員会・監査

選 挙	95
人事委員会	101
監 査	104

民 生

健康福祉局

地域包括ケア推進部

地域包括ケア推進	107
福祉基盤	110
高齢者福祉	115
障害者福祉	123
精神保健福祉	132
障害者更生相談	135
介護保険	137
高齢者相談	140
障害者相談	142

生活福祉部

地域福祉	145
生活保護	147
国民健康保険	148
国民年金	152
後期高齢者医療制度	153

保健衛生部

地域保健	157
医療政策	159
疾病対策	167
感染症対策	170
生活衛生	174
衛生研究	177
健康増進	178

こども・若者未来局

こども・若者政策	183
こども・若者支援	184
青少年学習センター	189
保 育	191
幼稚園	198
こども家庭	199
子育て給付	205
子育て支援センター	208
児童相談所	210
陽 光 園	210

環境経済

環境経済局

経 済 部

産 業 政 策	213
新事業創出	213
工 業	214
雇 用 労 政	219
商 業	221
農 業	223
林 業	226

環境共生部

環 境 政 策	227
環 境 保 全	230
水みどり環境	233
公 園	237
放射線・放射性物質対策	239

資源循環部

ごみ収集処理	241
し尿収集処理	249

農業委員会

農業委員会	251

建設

都市建設局

技術監理課

技術監理・検査	255

まちづくり推進部

都市計画	257
建築・住まい政策	259
交通政策	262
開発調整	264
建築審査	266
市営住宅	267
市街地整備	272

広域交流拠点推進部

広域交流拠点推進	275

道路部

道路整備	277
道路管理・補修	279
駐車場対策	282
河川整備	285
簡易水道事業	287

下水道部

下水道事業	289

市民文教

市民局

区政推進	297
市民協働推進	303
人権・男女共同参画	312
交通安全・防犯	316
消費生活	320
国際	324
スポーツ	327
文化振興	336

各区役所

緑区役所	341
中央区役所	352
南区役所	361

教育局

教育総務室

教育委員会	369

教育環境部

市立小学校・中学校等	371
学校保健	374
学校施設	378

学校教育部

学校教育	383
教職員人事	385
教職員給与厚生	387
教育センター	389
相模川自然の村野外体験教室	393
青少年相談センター	396

生涯学習部

生涯学習	399
公民館	400
生涯学習センター	403
津久井生涯学習センター	405
文化財	406
図書館	413
視聴覚ライブラリー	415
博物館	416

外郭団体

まち・みどり公社	421
土地開発公社	424
市民文化財団	425
防災協会	427
社会福祉協議会	429
健康福祉財団	431
社会福祉事業団	431
シルバー人材センター	434
産業振興財団	437
さがみはら産業創造センター	438
勤労者福祉サービスセンター	439
観光協会	440
スポーツ協会	441

索引	445

- ※ 「市政の概要 令和3年度(2021)」は、相模原市の各課機関及び市政に関係のある外郭団体について、令和2年度の事業実績を中心に掲載していますが、一部、令和3年度の事業・データ等についても掲載している箇所があります。
- ※ 「外郭団体」については、令和3年4月1日時点で、次の基準のいずれかに該当となる13法人を掲載しています。
- (1) 市の出資率が4分の1以上の法人（地方自治法に基づき、地方公共団体の長等が関与することができる法人。ただし、国又は地方公共団体と共同出資した法人で、国等の出資率が本市の出資率以上である法人は除く。）
- (2) 市の行政を補完する役割を担う法人として市が継続的に人的又は財政的支援を行う必要があると認めた法人で市長が特に指定するもの
- ※ 各部・課等において実施した「放射線・放射性物質対策」については、一括して239ページに掲載しています。
- ※ 年度として、「平成31年度」「令和元年度」「H31」「R1」の表記があるものは、平成31年4月から令和2年3月の期間を言います。
- ※ 各施設の利用状況等において、新型コロナウイルス感染症の影響による休館等の説明は、編集の都合上省略している場合があります。

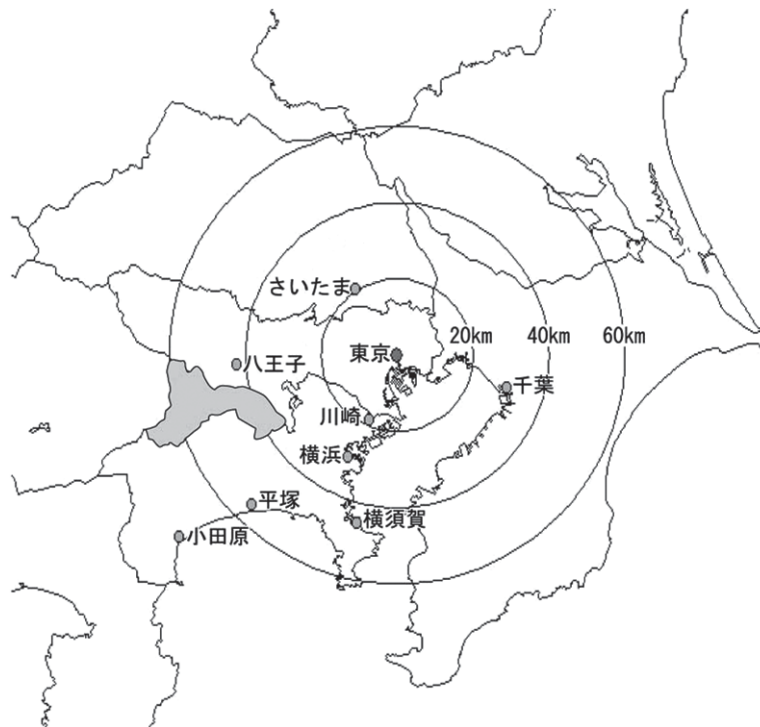
市 勢 ・ 行 政 機 構 図		1
議 会		15
総務	市 長 公 室	25
	秘 書 課	25
	総 合 政 策 推 進 部	27
	シビックプライド推進部	37
	総 務 局	51
	財 政 局	61
	財 政 部	61
	税 務 部	71
	危 機 管 理 局	73
	会 計	83
	消 防 局	85
	消 防 部	85
	警 防 部	91
	選 挙 ・ 人 事 委 員 会 ・ 監 査	95
民生	健 康 福 祉 局	107
	地 域 包 括 ケ ア 推 進 部	107
	生 活 福 祉 部	145
	保 健 衛 生 部	157
	こ ど も ・ 若 者 未 来 局	183
環境経済	環 境 経 済 局	213
	経 済 部	213
	環 境 共 生 部	227
	資 源 循 環 部	241
	農 業 委 員 会	251
建設	都 市 建 設 局	255
	技 術 監 理 課	255
	ま ち づ く り 推 進 部	257
	広 域 交 流 拠 点 推 進 部	275
	道 路 部	277
	下 水 道 部	289
市民文教	市 民 局	297
	各 区 役 所	341
	教 育 局	369
	教 育 総 務 室	369
	教 育 環 境 部	371
	学 校 教 育 部	383
	生 涯 学 習 部	399
外 郭 団 体		421
索 引		445

市勢・行政機構図

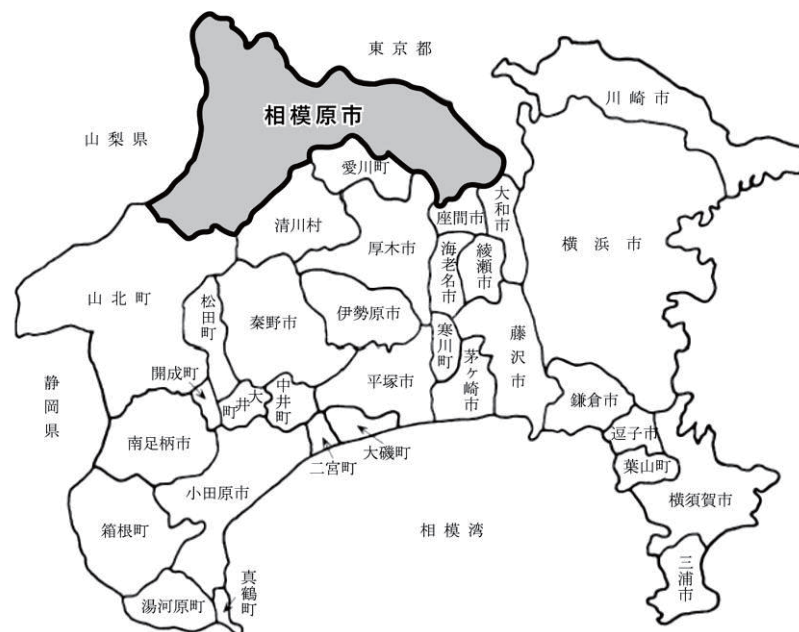
市		域		1
市	域	の	変遷	 3
市	の	あ	ゆみ	 4
年			表	 5
人			口	 7
行	政	機	構図	 9

市 域

1 位置図



2 神奈川県における相模原市の位置



3 位置及び地勢

本市は、神奈川県北部に位置し、都心から概ね30～60kmの距離にあり、現在、県下3番目の人口を擁する市である。

市域は、平成の合併により面積は328.84 km²（行政境界の変更により現在328.91km²）となり、横浜市に次ぐ県下2番目の広さを有し、北部は東京都、西部は山梨県と接している。

また、橋本・相模原・相模大野駅周辺などの多様な都市機能をもった中心市街地と相模湖・津久井湖・宮ヶ瀬湖などの水源を含む豊かな自然が共存する都市となった。

（1）位置

市役所の位置 東経139度22分26秒、北緯35度34分16秒、海拔124.21m

最高海拔1,673m（蛭ヶ岳山頂） 最低海拔35.68m（新磯小学校）

※ 市役所の位置は、相模原市役所基準点による。

※ 最高海拔は、国土地理院「日本の主な山岳標高」、最低海拔は、市が設置した一級水準点のうち最も低い地点による。

（2）市の面積及び広ぼう

面積 328.91km²（緑区253.93km²、中央区36.87km²、南区38.11km²）

広ぼう 東西 35.6km 南北 22.0km

※広ぼう… 市の東西両端間の東西方向及び南北両端間の南北方向の距離である。

市 域 の 変 遷

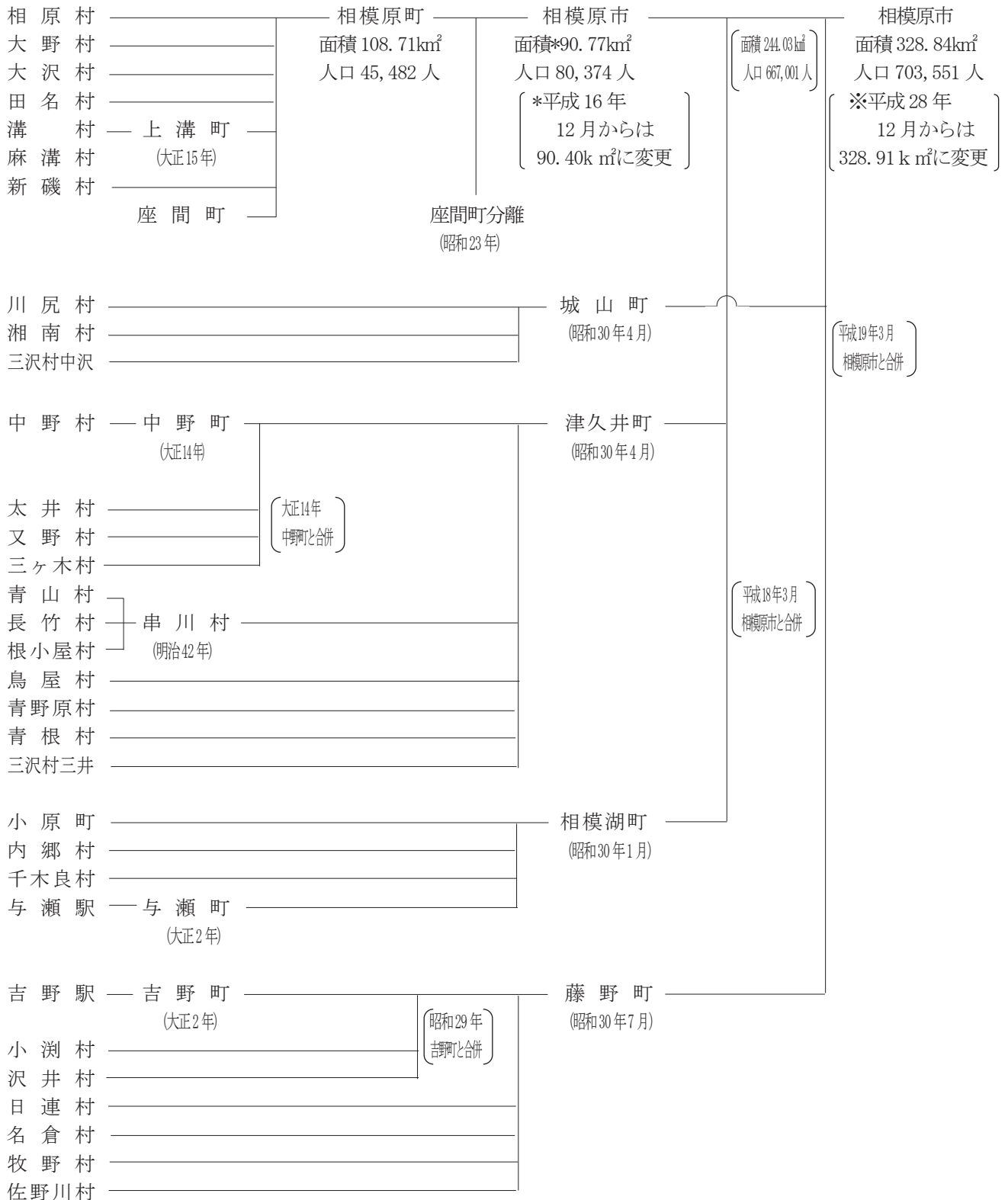
明治 22 年

昭和 16 年
4 月 29 日

昭和 29 年
11 月 20 日

平成 18 年
3 月 20 日

平成 19 年
3 月 11 日



市のあゆみ

旧相模原市

相模川や境川、横山丘陵下の小河川沿いには、古くから集落があり、自給自足的な畑作が行われていたが、横山丘陵から境川にかけての広大な台地は水利が悪く、未開の原野だった。江戸時代によりやうく開墾が始められ、明治期まで開拓が行われている。明治期以降、養蚕が盛んとなり、上溝市場が繭、生糸の取引で賑わった。また、明治41年にJR横浜線、昭和2年に小田急線、昭和6年にJR相模線が相次いで開通した。軍備拡張が盛んな昭和16年、上溝町など2町6村の合併により面積が日本最大の町、相模原町が誕生した。その後、座間町は分離したが、戦後間もなく人口が増加し始め、昭和29年に県下10番目の市として、人口8万人余りの相模原市が誕生した。昭和30年には工場誘致条例を制定、昭和33年、首都圏整備法による「市街地開発区域」の指定を受け、北部地域に企業進出が進み、人口も急増した。また、小田急線沿線は団地建設などでベッドタウン化が進行した。

平成15年4月には中核市へ移行し、分権時代にふさわしい、創意工夫を凝らした施策の展開に取り組んできた。平成16年度に市制50周年を迎え、「さがみはら みんなで育てた50年～そして未来～」をキャッチフレーズとし、新たなスタートを切った。相模原・津久井地域の将来の発展と自主性・自立性を持った個性あるまちづくりを推進するため、合併に向けた協議を行い、平成18年3月に津久井町及び相模湖町と、翌年3月に藤野町及び城山町と合併した。

旧城山町

城山地域は、縄文時代の住居跡があり、また江戸時代には幕府や旗本、大名の所領となり、地形的に溪口集落として、相模川の水運で近郷の物資の集散地として栄えるなど、太古の昔より住み良い環境にあった。昭和30年に2村と1村の一部が合併し、人口4,971人、面積19.11km²の城山町が誕生した。城山町は、大都市近郊のベッドタウンとして発展してきた。

旧津久井町

鎌倉時代、三浦氏の一族である津久井氏が宝ヶ峰(現在の城山)に津久井城を築いたと伝えられており、戦国時代、後北条氏の有力武将であった内藤氏の支配を経て、江戸時代は幕府の天領として栄えた。昭和30年に中野町などの1町5村が合併し、人口15,302人、面積122.04km²の津久井町が誕生した。津久井町は、『近代水道発祥の地』であり、昭和30年の道志ダム(奥相模湖)、昭和40年の城山ダム(津久井湖)、平成12年の宮ヶ瀬ダム(宮ヶ瀬湖)と、ダム建設が続けられてきた。一方、高度経済成長の影響を受けて人口3万人を超えるまでに発展し、昭和61年には、自然と都市が調和するまちづくりを進めるため「水源文化都市・津久井」を宣言した。

旧相模湖町

旧石器時代後期には人が生活した痕跡が認められ、縄文時代の土器や石器類が多数出土している。江戸時代、与瀬、小原などが甲州街道の宿場として栄えた。昭和22年にはわが国初の河川の総合開発事業により相模ダムが完成し、相模湖が誕生した。昭和30年に相模湖周辺の2町2村が合併し、相模湖町(人口7,727人、面積31.43km²)となった。中央自動車道の開通やJR中央本線などが通るアクセスの良さから、都心に近い観光のまちとして発展を続けてきた。

旧藤野町

奈良・平安時代は、東国から西国への交通路に当たっており、鎌倉から戦国時代にかけては、たびたび相模国後北条氏と甲斐国武田氏の合戦の舞台になったと言われている。江戸時代には、甲州街道の宿場町として賑わった。昭和30年、1町4村の合併によって藤野町(人口9,605人、面積65.04km²)が誕生し、日本初の多目的ダムである相模湖が県内工業の発展を支えるとともに、山や湖、溪谷の自然美に恵まれたレクリエーション地域としても発展してきた。また、戦火を避けて疎開した芸術家による夢の大芸術都市構想に端を発した「藤野ふるさと芸術村」のまちづくりは、文化・芸術や自然にふれあえる地域づくりが魅力で、都市住民の憩いの場となっている。

現在の相模原市

首都圏近郊に位置し、小田急線、京王線、JR中央本線、中央自動車道によって東京と直結しているほか、JR横浜線、相模線といった鉄道や国道16号、20号、129号などの幹線道路が整備され、さらには、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が開通し、首都圏南西部における広域交流拠点都市として、今後も一層の発展が期待されている。

地方分権の進展や急速な少子高齢化が進行する中、多くの課題に対応するには都市としての活力を維持・向上させることが重要なことから、広域的な都市整備や高度で専門的な行政サービスを、より主体的に展開できる指定都市への移行に向けた取組を進め、平成22年4月に県内では3番目、戦後生まれの市では初めての指定都市へ移行した。

指定都市移行から10年が経過した令和2年4月には、全ての市民が安全に安心して暮らせる持続可能な社会を次代に引き継いでいくためのまちづくりを進める指針となる「未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～」を策定した。

また、本計画の策定に当たっては、平成28年2月に策定した、「相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を引き継いで一体的に策定し、分野横断的に少子化、雇用、中山間地域対策を推進している。

年 表

年 月	内 容
昭和 16. 4	相模原町が誕生(2町6村合併)
29. 11	相模原市制施行
30. 1	相模湖町が誕生(2町2村合併)
4	城山町が誕生(2村と1村の一部が合併) 津久井町が誕生(1町4村と1村の一部が合併)
5	道志ダム(奥相模湖)が完成(旧藤野町)
7	工場誘致条例制定(昭和36年廃止) 藤野町が誕生(1町4村合併)
33. 1	相模原市民の歌制定
8	首都圏整備法による市街地開発区域第1号に指定
37. 2	交通安全都市宣言
39. 10	オリンピック東京大会カヌー競技開催(旧相模湖町)
40. 4	城山ダム(津久井湖)完成(旧城山町・旧津久井町)
43. 12	中央自動車道(相模湖インターまで)開通(旧相模湖町)
49. 11	キャンプ淵野辺が日本政府に全面返還
53. 7	相模総合補給廠一部返還(24,420㎡)
54. 11	相模原市民憲章制定
56. 4	米軍医療センターが日本政府に全面返還
59. 12	核兵器廃絶平和都市宣言
60. 10	中国・無錫市と友好都市締結
62. 11	「銀河連邦」建国
平成 2. 3	京王相模原線が全線開通
3. 5	カナダ・スカボロー市(現トロント市)と友好都市提携
4. 7	さがみはら男女平等憲章制定
11	相模原市環境宣言
10. 6	宮ヶ瀬ダム誕生式(満水)(旧津久井町)

つづき

平成	12.	4	相模原市保健所を開設(保健所政令市へ移行) 相模原市総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）オープン
		7	さがみはら男女共同参画都市宣言
		10	さがみはら健康都市宣言
	15.	4	中核市に移行
	16.	3	新小倉橋が開通(旧城山町)
		11	市制施行 50 周年
	18.	3	津久井町・相模湖町と合併
	19.	3	城山町・藤野町と合併
	20.	6	相模総合補給廠の一部返還合意
	22.	4	政令指定都市に移行、区制施行
		10	シティセールスコピー「潤水都市 さがみはら」のロゴデザイン決定
	23.	5	各区のシンボルマーク・カラー決定
	25.	3	緑区合同庁舎オープン
	26.	4	市マスコットキャラクターが「さがみん」に決定
		6	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）相模原愛川 I C～高尾山 I C間 開通
		9	相模総合補給廠の一部(約 17ha) が日本政府に返還
		10	リニア中央新幹線の工事実施計画が認可される
	27.	3	首都圏中央連絡自動車道（圏央道）相模原 I C 開通
		12	相模総合補給廠の一部(約 35ha) の共同使用開始
	29.	4	相模総合補給廠一部返還地において南北道路開通
	30.	3	相模総合補給廠一部返還地において東西道路開通
		8	2020 年東京オリンピック競技大会自転車ロードレース競技のコースが決定
令和	2.	9	さがみはら気候非常事態宣言
		11	相模原スポーツ・レクリエーションパークがオープン

人 口

本市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であったが、昭和42年8月に人口20万人、昭和46年7月に30万人、昭和52年6月に40万人、昭和62年8月には50万人に達し、平成12年5月に60万人を突破した。現在、県下では横浜市、川崎市に次いで3番目、全国で19番目（都特別区部を一つとして含む）の都市となっている。

令和3年4月1日現在の人口は722,715人、世帯数は333,957世帯で、1世帯当たり2.16人、人口密度は2,197人/k㎡となっている。

平成27年国勢調査人口等基本集計結果では、平成27年10月1日現在、人口は720,780人で、全国総人口127,094,745人の0.6%、県人口9,126,214人の7.9%に当たり、また、前回の調査と比較（※）すると、3,265人（0.5%）増加し、全国50万人以上の29都市（都特別区部を一つとして含む）では、増加数・増加率ともに17位となっている。

※平成27年10月1日現在の市域に基づいて組み替えた平成22年の人口と比較している。

1 人口・世帯の推移

（各年4月1日現在）

年次別	世帯数	人 口			1世帯当 たり人員	人口密度 (人/ k㎡)	人口増加率 (%) (対前年比)
		総 数	男	女			
H31	325,018	721,910	361,069	360,841	2.22	2,195	△0.06
R2	329,168	722,252	360,925	361,327	2.19	2,196	0.05
R3	333,957	722,715	360,736	361,979	2.16	2,197	0.06

※△は負の数

2 最近3年間の人口異動状況

（各年1月1日～12月31日）

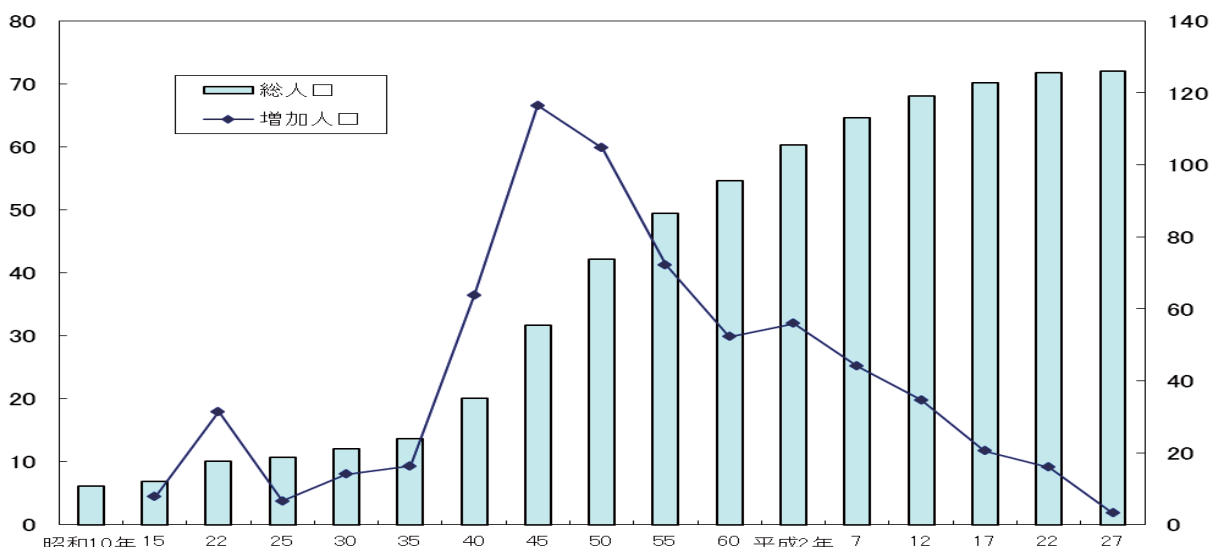
年次別	人口増減	自 然 増 減			社 会 増 減		
		増 減	出 生	死 亡	増 減	転 入	転 出
H30	175	△1,256	5,092	6,348	1,431	34,747	33,316
H31	△67	△1,818	4,715	6,533	1,751	35,048	33,297
R2	301	△2,016	4,694	6,710	2,317	34,366	32,049

※△は負の数

3 総人口と増加人口の推移（国勢調査実施年）

総人口(単位:万人)

増加人口(単位:千人)



4 年齢別・男女別人口（令和2年1月1日現在）

総人口 722,796 人 平均年齢 46.42 歳

（1）年齢別人口

年少人口 （0～14 歳） 83,956 人（11.7%）

生産年齢人口（15～64 歳） 445,000 人（62.1%）

老年人口 （65 歳以上） 187,771 人（26.2%）

※ 年齢不詳 6,069 人

（2）男女別人口

・男 361,412 人 平均年齢 45.30 歳

・女 361,384 人 平均年齢 47.53 歳

5 地区別人口と世帯

（令和3年4月1日現在）

区・地区名	世帯数	人 口			人口密度 (人/k m ²)	人口分布 (%)
		総 数	男	女		
総 数	333,957	722,715	360,736	361,979	2,197	100.0
緑 区	75,167	169,381	84,996	84,385	667	100.0 (23.4)
橋本地区	35,268	73,507	37,032	36,475	9,485	43.4 (10.2)
大沢地区	13,464	33,039	16,509	16,530	4,336	19.5 (4.6)
城山地区	9,760	23,072	11,496	11,576	1,159	13.6 (3.2)
津久井地区	10,154	23,656	11,878	11,778	194	14.0 (3.3)
相模湖地区	3,246	7,662	3,898	3,764	242	4.5 (1.1)
藤野地区	3,275	8,445	4,183	4,262	130	5.0 (1.2)
中 央 区	125,555	272,460	136,572	135,888	7,390	100.0 (37.7)
小山地区	10,132	20,823	10,535	10,288	5,816	7.6 (2.9)
清新地区	15,535	31,237	15,878	15,359	11,038	11.5 (4.3)
横山地区	6,075	14,336	7,123	7,213	7,877	5.3 (2.0)
中央地区	18,533	36,120	18,014	18,106	10,531	13.3 (5.0)
星が丘地区	7,999	17,526	8,693	8,833	12,609	6.4 (2.4)
光が丘地区	11,131	26,206	12,850	13,356	10,567	9.6 (3.6)
大野北地区	30,075	62,982	31,626	31,356	9,765	23.1 (8.7)
田名地区	12,246	30,097	15,235	14,862	3,109	11.0 (4.2)
上溝地区	13,829	33,133	16,618	16,515	6,360	12.2 (4.6)
南 区	133,235	280,874	139,168	141,706	7,370	100.0 (38.9)
大野中地区	27,813	63,200	31,278	31,922	7,880	22.5 (8.7)
大野南地区	39,395	80,122	39,678	40,444	14,594	28.5 (11.1)
麻溝地区	7,427	18,448	9,272	9,176	2,255	6.6 (2.6)
新磯地区	5,256	13,178	6,662	6,516	2,185	4.7 (1.8)
相模台地区	22,464	45,051	22,309	22,742	7,904	16.0 (6.2)
相武台地区	9,761	19,069	9,411	9,658	11,087	6.8 (2.6)
東林地区	21,119	41,806	20,558	21,248	14,076	14.9 (5.8)

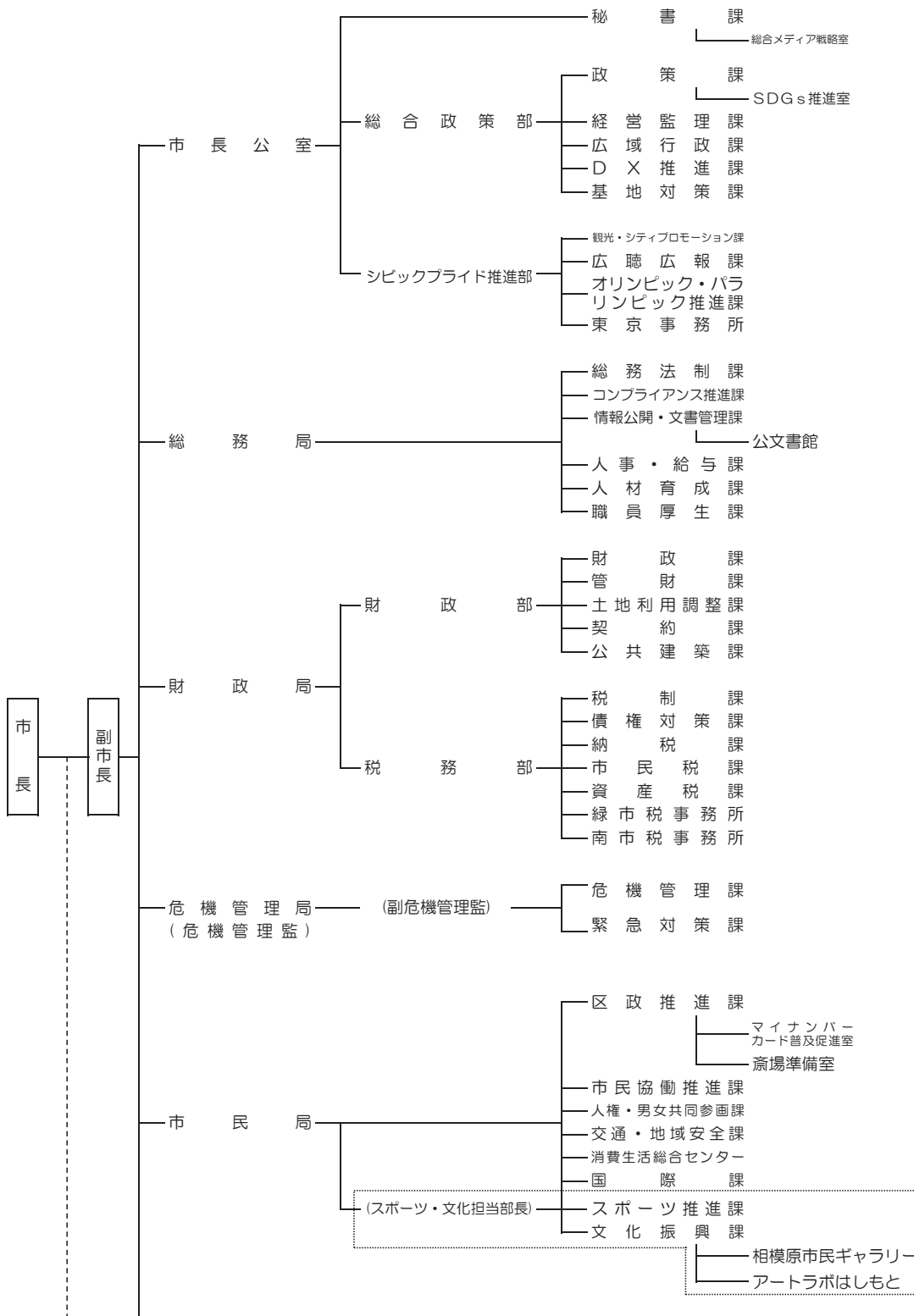
※ 1 世帯数と人口は平成27年国勢調査の確定数を基礎とし、以後、毎月住民基本台帳の増減を加減して推計したものである。

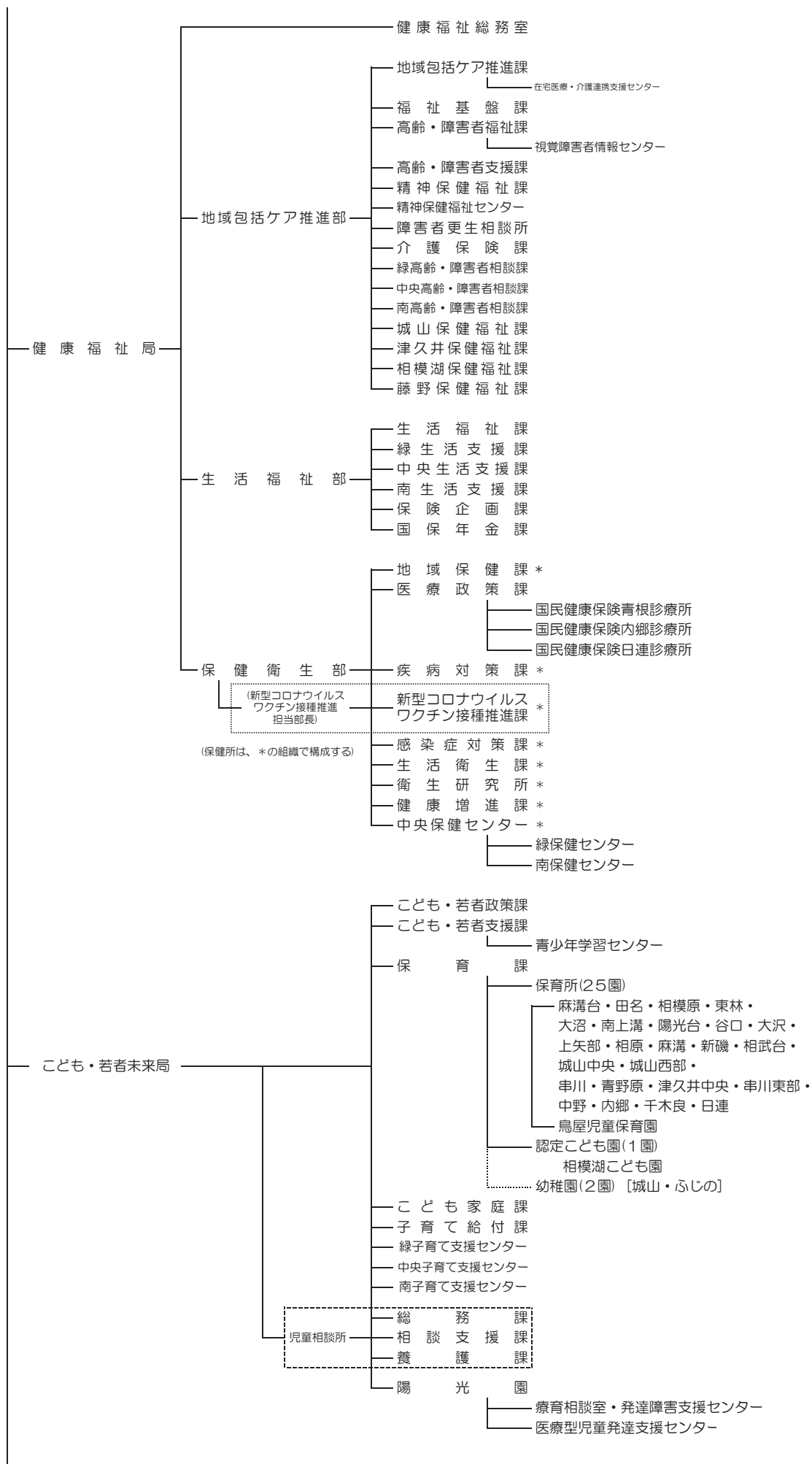
2 人口密度は平成31年4月1日付の市面積を基に算出したものである。

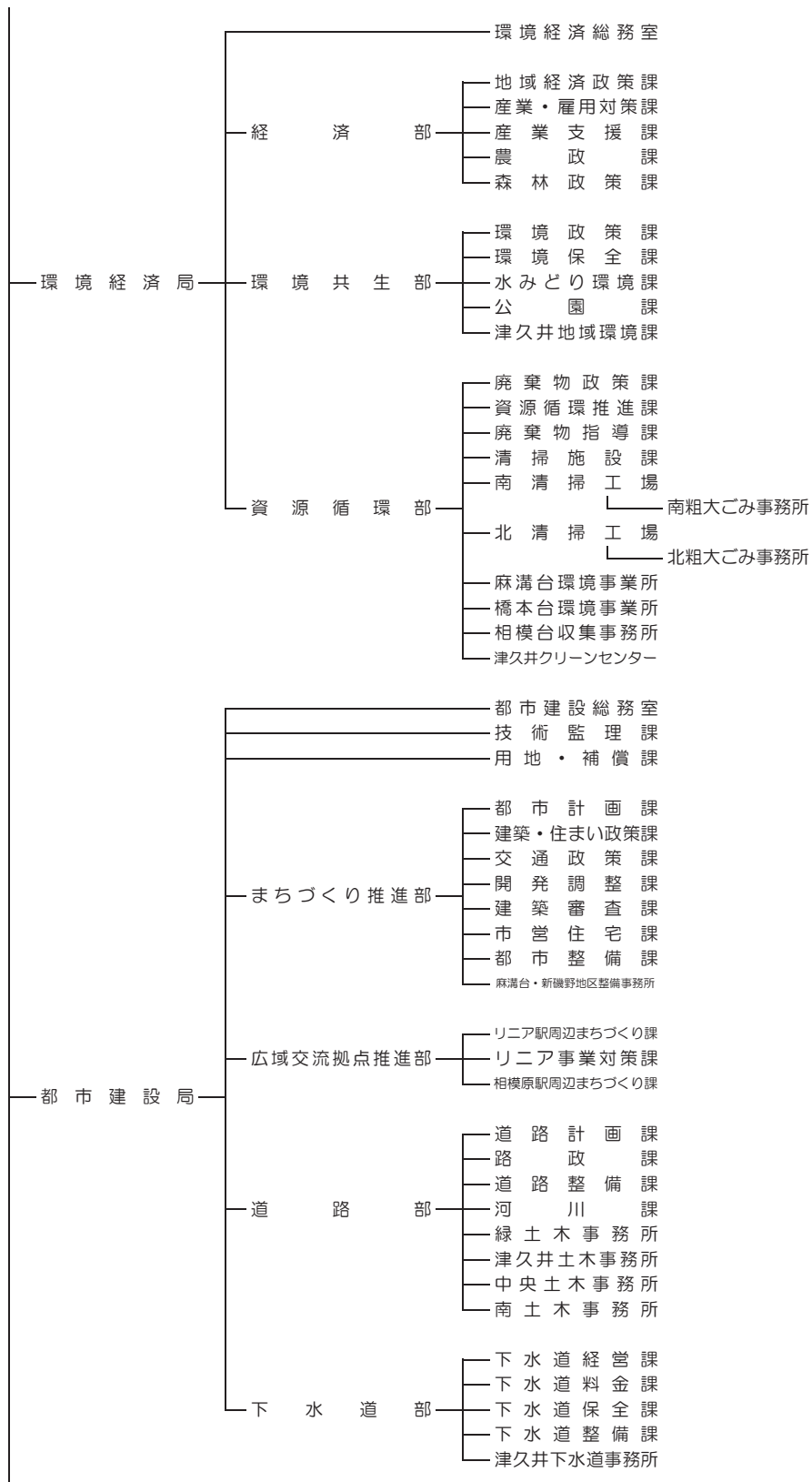
3 地区の人口分布は各区を基に算出したもののほか、市を基に算出したものを（ ）内に表示している。単位未満を四捨五入したので、合計が一致しない場合がある。

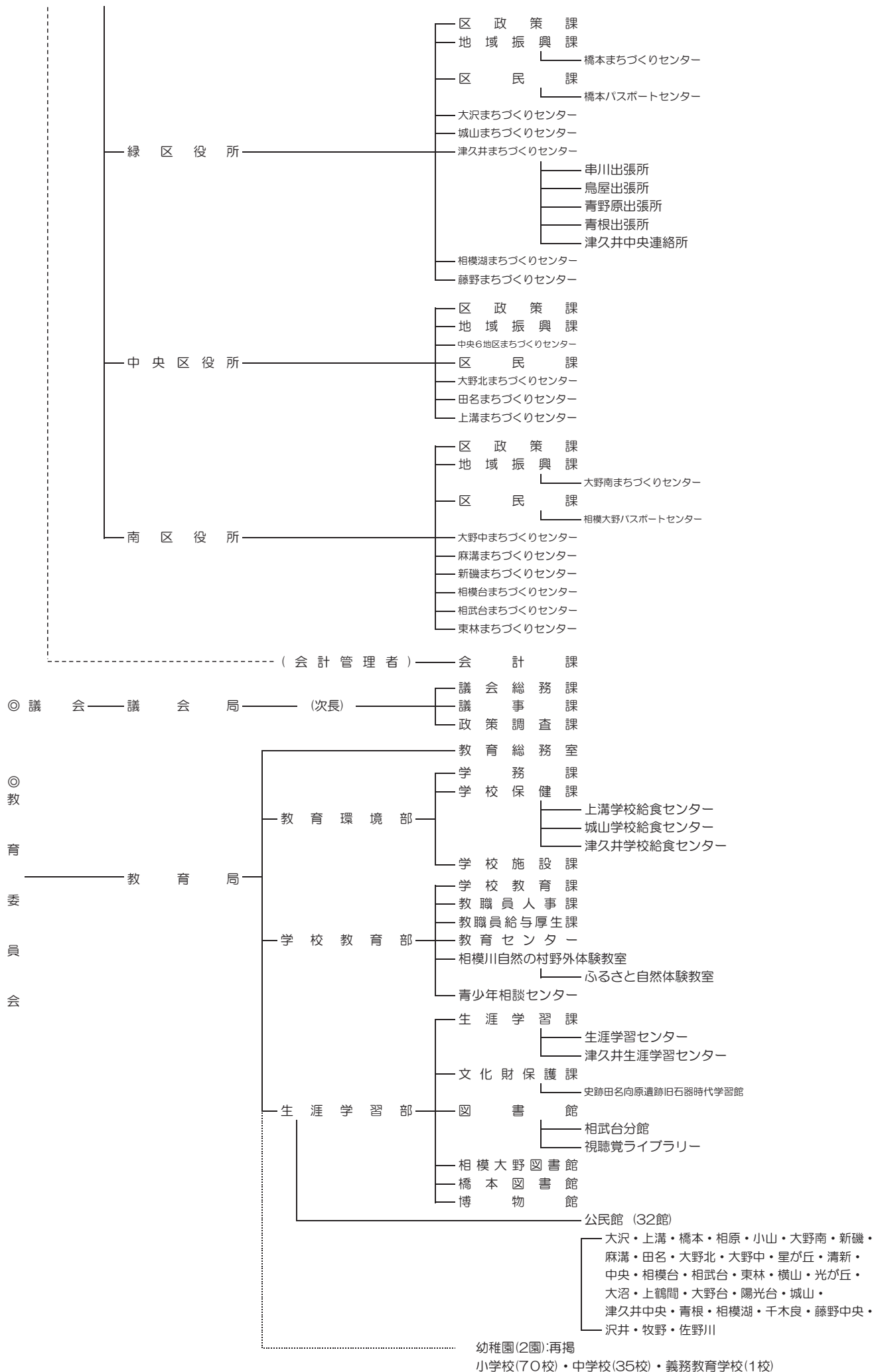
令和3年度 行政機構図

令和3年6月11日

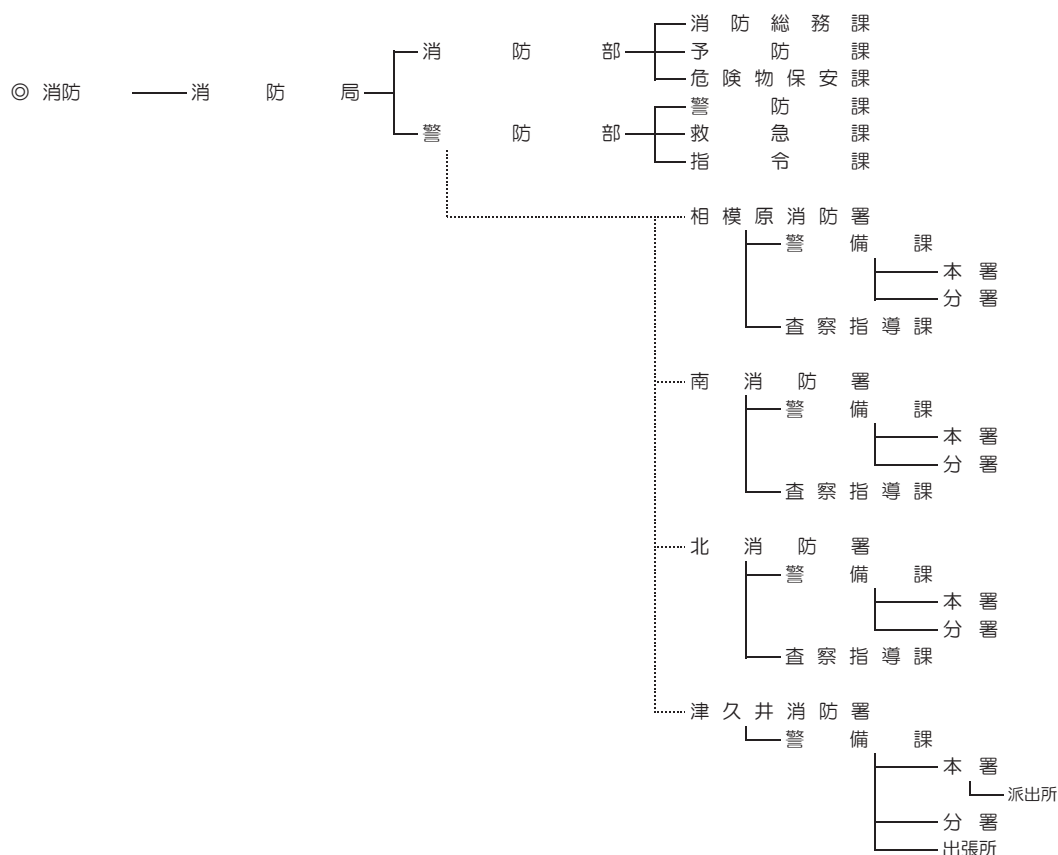








- ◎ 市選挙管理委員会 ————— 市選挙管理委員会事務局
 - ◎ 区選挙管理委員会 ————— 区選挙管理委員会事務局
 - ◎ 監査委員 ————— 監査委員事務局
 - ◎ 人事委員会 ————— 人事委員会事務局
 - ◎ 農業委員会 ————— 農業委員会事務局
 - ◎ 固定資産評価審査委員会
- 津久井事務所



◎各福祉事務所を構成する組織

	構 成 組 織
緑福祉事務所	緑生活支援課(課長が所長を兼務)、緑高齢・障害者相談課、城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課、緑子育て支援センター
中央福祉事務所	中央生活支援課(課長が所長を兼務)、中央高齢・障害者相談課、中央子育て支援センター
南福祉事務所	南生活支援課(課長が所長を兼務)、南高齢・障害者相談課、南子育て支援センター

◎部局別組織数及び職員定数

部 局 別	組 織 数				職員定数
	局(公室)	区	部	課	
市長事務部局	9	3	14	153	3,390
議会局	1			3	23
教育局	1		3	16	3,636
市選挙管理委員会事務局			1		10
区選挙管理委員会事務局				(3)	(36)
監査委員事務局			1		15
人事委員会事務局			1		10
農業委員会事務局			1		14
固定資産評価審査委員会					(4)
消防局	1		2	13	732
合 計	12	3	23	185	7,830

※ () については、市長事務部局の職員が兼任

◎副市長の事務分担

隠田副市長	市長公室（秘書課及びシビックプライド推進部に限る。）、総務局、危機管理局、健康福祉局、こども・若者未来局及び消防局に属する事務並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会との連絡に関する事務
森副市長	環境経済局及び都市建設局に属する事務並びに農業委員会との連絡に関する事務
下仲副市長	市長公室（総合政策部に限る。）、財政局、市民局、区役所及び会計課に属する事務並びに固定資産評価審査委員会との連絡に関する事務

※ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する事務（事前キャンプに関する事務及びオリンピック・パラリンピック推進課所管の事務に限る。）は、下仲副市長が担任する。

議 会

議 会 構 成		15
議 会 運 営		17
請 願 ・ 陳 情		22
議會図書室 ・ 刊行物 ・ 広報		23

議 会 構 成

1 議員定数

本市議会の議員定数は、相模原市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例(平成 22 年条例第 14 号)に基づき、46 人となっている。各選挙区の定数は、緑区 11 人、中央区 17 人、南区 18 人である。

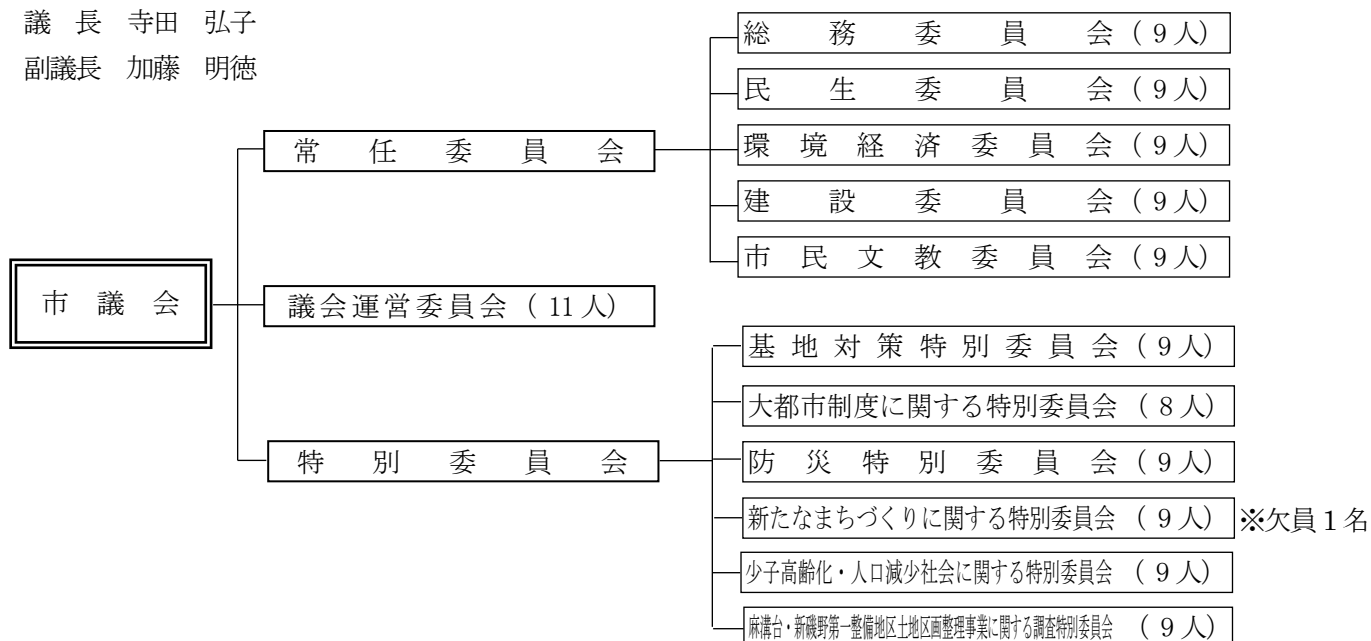
現在の議員の任期は令和 5 年 4 月 29 日までである。

2 組織 (令和 3 年 5 月 18 日現在)

本市議会は、5 常任委員会、議会運営委員会及び 6 特別委員会を設置し、議案審査のほか市政の様々な課題について審査を行っている。

議 長 寺田 弘子

副議長 加藤 明德



※ () 内は定数。

3 議員 (令和 3 年 5 月 18 日現在)

(1) 議員名簿

議席 番号	氏 名	役 職			会 派
		常 任 委員会	議会運営 委 員 会	特別委員会	
1	鈴 木 晃 地	環経		基地	無所属
2	榎 本 揚 助	総務		大都市	無所属
3	仁 科 なつ美	環経		少子高	市民民主クラブ
4	三 須 城 太 郎	建設		新たな	市民民主クラブ
5	中 村 忠 辰	総務		少子高 (副)	公明党相模原市議団
6	折 笠 正 治	民生		防災 (副)	自由民主党相模原市議団
7	大 八 木 聡	環経 (副)		少子高	自由民主党相模原市議団
8	秋 本 仁	市文 (副)		新たな	自由民主党相模原市議団
10	田 所 健 太 郎	総務	委員	新たな (長)	日本共産党相模原市議団
11	今 宮 祐 貴	民生		大都市	日本共産党相模原市議団
12	羽 生 田 学	市文		防災 A&A	日本共産党相模原市議団
13	松 永 千 賀 子	建設		基地	日本共産党相模原市議団
14	関 根 雅 吾 郎	民生 (長)	委員	防災	市民民主クラブ

議員名簿（つづき）

議席 番号	氏 名	役 職				会 派
		常 任 委員会	議 会 運 営 委 員 会	特別委員会		
15	石 川 達	市文（長）	委員	基地		市民民主クラブ
16	岡 本 浩 三	民生（副）		防災		公明党相模原市議団
17	布 施 初 子	建設		大都市（長）		自由民主党相模原市議団
18	佐 藤 尚 史	建設（長）	委員	少子高		自由民主党相模原市議団
19	服 部 裕 明	総務（長）		基地		自由民主党相模原市議団
20	渡 部 俊 明	環経	委員	基地	A&A	自由民主党相模原市議団
21	長 谷 川 く み 子	建設	委員	基地	A&A	颯爽の会
22	野 元 好 美	民生		少子高		颯爽の会
23	五十嵐 千 代	市文		新たな		颯爽の会
24	桜 井 は る な	建設		大都市		市民民主クラブ
25	小 田 貴 久	総務	委員	大都市（副）		市民民主クラブ
26	鈴 木 秀 成	総務（副）		新たな	A&A	市民民主クラブ
27	南 波 秀 樹	環経	委員	防災（長）	A&A	公明党相模原市議団
28	後 田 博 美	環経（長）		少子高		公明党相模原市議団
29	西 家 克 己	民生	副委員長	大都市		公明党相模原市議団
30	大 槻 和 弘	市文	委員長	防災		自由民主党相模原市議団
31	小 野 弘	建設		基地		自由民主党相模原市議団
32	古 内 明	民生		大都市	A&A（長）	自由民主党相模原市議団
33	寺 田 弘 子	総務	議長			自由民主党相模原市議団
34	栗 原 大	市文		防災		市民民主クラブ
35	小 池 義 和	環経		少子高（長）		市民民主クラブ
36	臼 井 貴 彦	建設（副）		新たな（副）		市民民主クラブ
37	大 沢 洋 子	民生		防災		市民民主クラブ
38	森 繁 之	環経		少子高		市民民主クラブ
39	金 子 豊 貴 男	市文		基地（長）	A&A（副）	市民民主クラブ
40	久 保 田 浩 孝	総務		新たな		公明党相模原市議団
41	大 崎 秀 治	建設		基地（副）	A&A	公明党相模原市議団
43	加 藤 明 徳	市文	副議長			公明党相模原市議団
44	小 野 沢 耕 一	民生		新たな	A&A	自由民主党相模原市議団
45	阿 部 善 博	総務	委員	大都市		自由民主党相模原市議団
46	中 村 昌 治	環経		少子高		自由民主党相模原市議団
47	須 田 毅	市文		防災		自由民主党相模原市議団

備 考：9 番は欠員、42 番は欠番です。

委員会名略称：環経＝環境経済、市文＝市民文教、基地＝基地対策特別、大都市＝大都市制度に関する特別、防災＝防災特別、新たな＝新たなまちづくりに関する特別、少子高＝少子高齢化・人口減少社会に関する特別、A&A＝麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別

役職名略称：（長）＝委員長、（副）＝副委員長

（２）会派別議員数

（ ）内は女性議員数

自由民主党 相模原市議団	市民民主クラブ	公 明 党 相模原市議団	日本共産党 相模原市議団	颯爽の会	無所属
15 (2) 人	13 (3) 人	8 (1) 人	4 (1) 人	3 (3) 人	2 人

(3) 当選回数別議員数

() 内は女性議員数

1 回	2 回	3 回	4 回	5 回	6 回	7 回	8 回
12 (2) 人	7 (1) 人	11 (2) 人	6 (2) 人	6 (2) 人	2 (1) 人	0 人	1 人

(4) 年齢別議員数

() 内は女性議員数

25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	平均
0 人	6 (1) 人	11 (1) 人	12 (3) 人	12 (5) 人	4 人	53.8 歳

【議会総務課、議事課】

議 会 運 営

1 本会議

市制施行以来、本会議中心の運営が行われていたが、昭和 42 年、現行標準会議規則に準じた会議規則の改正と共に、原則として全案件が委員会に付託されることとなった。しかし、補正予算、工事請負契約、不動産取得等の議案は委員会付託を省略し、また、特別委員会を設置して当初予算及び決算を付託する例であった。

昭和 50 年 12 月、各派交渉会を議会運営委員会に改組したのを機会に、議会運営について検討を重ねた結果、昭和 51 年 3 月定例会から、人事議案、専決処分承認議案を除く一切の議案を委員会付託することとし、予算・決算は各常任委員会へ分割付託することとなった。また、上程方法についても、従来の 1 件ごとの上程を改め、本会議初日は全議案を一括上程の上、提案理由の説明を聞き、本会議第 2 日に一括して質疑を行った後、各委員会へ付託する方法をとることとし、この質疑を総括質疑と称した。

しかし、議会運営上の課題が提起されるようになり、平成 15 年 6 月に議会制度検討協議会を設置し、議会制度について 1 年間検討した。その報告を受けた議会運営委員会が引き続き協議を続け、平成 18 年 6 月定例会から総括質疑を 3 人以上の会派の代表による代表質問、それ以外による個人質疑に変更し、併せて代表質問では市政一般についても質問できることとした。また、一般質問を常任委員会開催日より前に行うことに変更した。平成 19 年 6 月定例会からは、一定例会中において一般質問を行う人数を、原則として正副議長及び監査委員を除く議員の半数とし、平成 20 年 9 月定例会からは、一般質問を常任委員会終了後に変更し、また、決算について特別委員会を設置して常任委員会委員を構成員とする各分科会で審査することとした。

平成 23 年 7 月、議会運営委員会からの諮問を受け、議会運営にかかわるあり方検討会を設置し検討した結果、平成 24 年 6 月定例会からは、監査委員も一般質問を行う人数に含めることとした。同様に、平成 24 年 2 月に議会改革等に関する検討会を設置し協議を行った結果として、平成 24 年 9 月定例会で対面式質問席を設置した。また、平成 25 年 9 月定例会から議場にモニターを設置して、発言時間の表示及び発言者の様子を映すとともに、平成 25 年 12 月定例会から市民にわかりやすい議会運営とするため、一般質問において質問方式に一問一答方式を加えた選択制を導入した。

さらに、平成 26 年 2 月から一会期制を導入し、1 月に市長が招集する「開会会議」、2 月、5 月、8 月、11 月に議長が再開する「定例会議」、必要に応じて再開する「臨時会議」を開催することとした。

また、議会基本条例に関する特別委員会での協議や、市民の皆様からの意見募集等を経て、平成 26 年 7 月 1 日に、議会の基本的事項を定める「相模原市議会基本条例」が施行され、平成 31 年 3 月定例会議からは、当初予算について特別委員会を設置して各分科会で審査することとした。

(1) 本会議開催状況

(令和2年度)

会 議 名	開会・再開年月日	閉会・休会年月日	会議期間	会議日数	付議件数	会議時間	傍聴人数
第1回臨時会議	R2. 4. 24	R2. 4. 24	1 日	1 日	3 件	— 時間 19 分	0 人
第2回臨時会議	R2. 4. 30	R2. 5. 1	2	2	2	— 22	0
第3回臨時会議	R2. 5. 15	R2. 5. 18	4	2	9	— 54	1
6月定例会議	R2. 5. 26	R2. 6. 19	25	6	8	18 6	18
第4回臨時会議	R2. 8. 3	R2. 8. 6	4	2	2	1 29	0
9月定例会議	R2. 8. 26	R2. 10. 2	38	9	45	30 39	80
12月定例会議	R2. 11. 18	R2. 12. 18	31	7	34	26 1	113
開会会議	R3. 1. 14	R3. 1. 14	1	1	1	— 15	0
第1回臨時会議	R3. 1. 29	R3. 1. 29	1	1	1	— 22	0
3月定例会議	R3. 2. 15	R3. 3. 24	38	10	68	32 36	76
第2回臨時会議	R3. 3. 30	R3. 3. 30	1	1	1	— 5	0
合 計	—	—	146 日	42 日	174 件	111 時間 8 分	288 人

(2) 議案等の可否状況 ※請願・陳情は含まない。

(令和2年度 単位：件)

会議名	条 例		会 議 規 則		予 算		決 算		人 事		事 件		意見書 決 議		その他		合 計	
	可 決	否 決	可 決	否 決	可 決	否 決	認 定	不 認 定	同 意	不 同 意	可 決	否 決	可 決	否 決	可 決	否 決	可 決	否 決
第1回臨時会議	1	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
第2回臨時会議	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
第3回臨時会議	2	—	—	—	1	—	—	—	2	—	—	—	—	—	4	—	9	—
6月定例会議	2	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	6	—
第4回臨時会議	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	1
9月定例会議	7	—	—	—	5	—	12	—	7	—	5	—	2	—	2	—	40	—
12月定例会議	12	—	—	—	7	—	—	—	1	—	4	—	—	—	1	—	25	—
開会会議	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—
第1回臨時会議	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
3月定例会議	14	—	—	—	23	—	—	—	11	—	8	—	3	—	1	—	60	—
第2回臨時会議	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
合計	40	—	—	—	44	—	12	—	21	—	17	1	6	—	9	—	149	1

(3) 選挙・選任状況

(令和2年度)

会議名	選 挙	選 任 等
第3回臨時会議		常任委員会委員、議会運営委員会委員、大都市制度に関する特別委員会委員、防災特別委員会委員、新たなまちづくりに関する特別委員会委員、少子高齢化・人口減少社会に関する特別委員会委員
6月定例会議	神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員	
12月定例会議	議長、相模原市選挙管理委員、相模原市選挙管理委員補充員	
開会会議	神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員	新たなまちづくりに関する特別委員会委員
3月定例会議		麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会委員

(4) インターネット放映

市議会ホームページにおいて、平成 17 年 6 月定例会から本会議の審議状況を、平成 24 年 3 月定例会からは本会議で付託された案件を審査する委員会の審査状況を、平成 27 年 5 月 22 日からは議会運営委員会、特別委員会を含む、原則全ての委員会を生中継及び録画放映している。また、平成 28 年 12 月定例会議からは、マルチデバイス化により、パソコン以外の端末（スマートフォン、タブレット等）からの視聴が可能となっている。なお、録画放映の視聴可能期間は、現年度を除いて過去 5 年分である。

アクセス件数

(単位：件)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生中継	44,509	63,963	78,692
録画放映	14,063	16,974	22,511

2 議員提出議案・委員会提出議案

令和 2 年度に提出された議員提出議案等は、条例 1 件、意見書 4 件、その他 5 件で、可決されたものは 9 件である。

提出された議員提出議案

(令和 2 年度)

会議名	議決年月日	件 名	結果
6 月定例会議	R2. 6. 4	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、市民の生活と地域経済を守るための対策に関する意見書	可決
第 4 回臨時会議	R2. 8. 6	特別委員会の設置について（市長の政治倫理に関する特別委員会）	否決
9 月定例会議	R2. 10. 2	性犯罪に関する刑法の更なる改正を求める意見書	可決
		国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書	可決
12 月定例会議	R2. 11. 30	相模原市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
3 月定例会議	R3. 2. 15	相模原市行財政構造改革プランに関する決議	可決
	R3. 3. 12	石川将誠議員に対する議員辞職勧告決議	可決
	R3. 3. 24	委任専決事項の指定について	可決
		特別委員会の設置について（麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会）	可決
		預託法等の改正及び執行強化を求める意見書	可決

提出された委員会提出議案

令和 2 年度の実績なし。

3 委員会活動

(1) 常任委員会

昭和 31 年の常任委員会制度改正以来、委員会の名称、所管事項の変更があっても、委員会の数は 4 であったが、昭和 58 年 3 月定例会での委員会条例改正により、同年 4 月 30 日から、総務、民生、環境経済、建設、文教の 5 委員会となった。さらに、平成 28 年 3 月定例会議での委員会条例改正により、総務委員会と文教委員会の所管を一部変更し、文教委員会の名称を市民文教委員会に改めた。各所管事項は次のとおり。

(令和 3 年 5 月 18 日現在)

ア 総務委員会 市長公室、総務局、財政局、危機管理局、会計課、消防局、議会局、選挙管理委員

	会、人事委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務に属すること並びに他の委員会の所管に属さない事項
イ 民生委員会	健康福祉局及びこども・若者未来局の所管に属する事務に属すること。
ウ 環境経済委員会	環境経済局及び農業委員会の所管に属する事務に属すること。
エ 建設委員会	都市建設局の所管に属する事務に属すること。
オ 市民文教委員会	市民局、区役所及び教育委員会の所管に属する事務に属すること。

(2) 議会運営委員会

昭和 50 年議会運営委員会規程の告示により議会運営委員会が設置され、議会各般の運営について協議してきた。

平成 3 年 4 月、地方自治法が改正され、条例で議会運営委員会を置くことができることとなった。これを受けて、平成 4 年 3 月委員会条例を全部改正し、新条例に基づく議会運営委員会が発足した。委員定数は 10 人で、採決の前提として出席委員全員の合意を得よう最大限の努力をすることなど、条例化に当たっては、旧規程に規定されている事項並びに申し合わせ事項及び慣例は法令に反しない限り継承することを申し合わせた。平成 12 年 3 月、委員会条例の一部を改正し、委員定数 10 人を 13 人以内に変更した。

(3) 特別委員会

令和元年 5 月 17 日、改選後初の開会会議において、次の 5 特別委員会（ア～オ）が設置された。また、令和 2 年 2 月 25 日の 3 月定例会議第 3 日において、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する特別委員会（カ）、令和 3 年 3 月 24 日の 3 月定例会議第 10 日において麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会（キ）が設置された。なお、麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する特別委員会（カ）については令和 3 年 2 月 15 日に廃止となっている。なお、予算特別委員会については、令和元年度から毎年 3 月定例会議開催時に、決算特別委員会については、平成 20 年度から毎年 9 月定例会（議）開催時に設置している。各付議事件は次のとおり。

ア 基地対策特別委員会	基地対策について
イ 大都市制度に関する特別委員会	大都市制度に関する調査研究について
ウ 防災特別委員会	防災及び水源等に関する調査研究について
エ 新たなまちづくりに関する特別委員会	都市部と郊外部におけるまちづくり、広域連携及び公共交通に関する調査研究について
オ 少子高齢化・人口減少社会に関する特別委員会	少子高齢化・人口減少社会に関する調査研究について
カ 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する特別委員会	麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査研究について
キ 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査特別委員会	麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の決定経過及び進捗に係る全容解明、議会への説明・答弁の真偽、責任の所在について
ク 予算特別委員会	令和 3 年度当初予算について
ケ 決算特別委員会	令和元年度決算について

(4) 全員協議会

平成 22 年 12 月、市議会会議規則の一部を改正し、全員協議会を協議、又は調整を行うための場として位置づけた。全員協議会は全議員を構成員として、市政等に関する重要案件の協議を行う。

(5) 委員会等開催状況

(令和2年度)

委 員 会 名		開催日数(回)			会 議 時 間 (実質時間) (時間 分)	付 託 件 数(件)					傍 聴 人 数 (人)
		会 議 期 間 中	会 議 期 間 外	計		議 案	請 願	陳 情	そ の 他	計	
常 任 委 員 会	総 務	12	—	12	17 25	29	—	2	—	31	5
	民 生	15	—	15	15 31	32	—	15	—	47	0
	環 境 経 済	11	—	11	9 24	15	—	3	—	18	0
	建 設	10	—	10	10 9	28	—	1	1	30	4
	市 民 文 教	13	—	13	13 35	15	—	5	—	20	2
議 会 運 営 委 員 会		28	13	41	14 43	1	—	—	—	1	2
特 別 委 員 会	基 地 対 策	1	1	2	1 32	—	—	—	—	—	0
	大都市制度に関する	1	3	4	2 08	—	—	—	—	—	0
	防 災	1	1	2	1 30	—	—	—	—	—	0
	新たなまちづくりに関する	1	1	2	1 1	—	—	—	—	—	0
	少子高齢化・人口減少社会に関する	1	1	2	2 2	—	—	—	—	—	0
	麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業に関する	4	12	16	32 29	—	—	—	—	—	16
	麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業に関する調査	1	1	2	0 16	—	—	—	—	—	0
	予 算	2	—	2	0 14	12	—	—	—	12	0
	予 算 分 科 会	6	—	6	28 11	※(12)	—	—	—	※(12)	0
	決 算	2	—	2	0 17	13	—	—	—	13	0
	決 算 分 科 会	8	—	8	30 52	※(13)	—	—	—	※(13)	0
全 員 協 議 会		—	2	2	6 54	—	—	—	—	—	1
合 計		117	35	152	188 13	145	—	26	1	172	30

※予算・決算各特別委員会に付託された議案は、各予算・決算分科会にて審査される。

(6) 行政視察

各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会では、所管にかかわる調査事項等について他都市などを調査するため行政視察を行っている。

行政視察実施状況

(令和2年度)

委員会名		視察月日	視 察 先	調 査 事 項 等
常 任 委 員 会	総 務	—	—	—
	民 生	11/6	市内	国民健康保険診療所による地域医療の確保について 藤野地区の市立保育園・幼稚園の現状について
	環境経済	—	—	—
	建 設	10/19	市内	公共下水道境川第2 8 バイパス雨水幹線整備事業について
	市民文教	10/27	川崎市	川崎市における中学校給食の運営状況について
議会運営委員会		—	—	—

※新型コロナウイルス感染症の影響により、総務、環境経済、議会運営委員会視察は未実施。

委員会名		視察月日	視 察 先	調 査 事 項 等
特 別 委 員 会	基地対策	—	—	—
	大都市制度に関する	—	—	—
	防災	—	—	—
	新たなまちづくりに関する	—	—	—
	少子高齢化・人口 減少社会に関する	—	—	—
	麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業に関する	—	—	—
	麻溝台・新磯野第一整備地区 土地区画整理事業に関する調査	—	—	—

※新型コロナウイルス感染症の影響により、特別委員会視察は未実施。

【議事課】

請 願 ・ 陳 情

請願・陳情の状況

請願と陳情について、いずれも本会議上程後、委員会付託、審査を経て採否が決定されている。

請願・陳情の結果

(令和2年度 単位：件)

区 分	上 程	結 果			
		採 択	不 採 択	撤 回	継続審査等
請 願	—	—	—	—	—
陳 情	24	2	22	—	—
合 計	24	2	22	—	—

【議事課】

議会図書室・刊行物・広報

1 議会図書室

議会図書室の蔵書数は、令和3年3月31日現在4,553冊である。議会図書室独自の図書分類を作成しており、蔵書構成としては、地方行政及び総記関係資料が高い比率を占めている。

蔵書内訳

(令和3年3月31日現在)

分類	議 会	地 方 行 政	財 政	市 民	社 会 福 祉	産 業 経 済	都 市 計 画	教 育	政 治	総 記	合 計
冊数(冊)	511	915	198	247	329	362	303	235	366	1,087	4,553
比率 (%)	11.2	20.1	4.3	5.4	7.2	8.0	6.7	5.2	8.0	23.9	100.0

その他、議会で作成する調査資料や行政資料の一部、市関連資料等も保管している。

2 議会刊行物・広報

(1) さがみはら市議会だより

昭和43年5月1日に創刊号を発行。毎定例会議及び臨時会議終了後に発行しており、令和3年3月末現在で第212号を発行している。市内全世帯を対象に、新聞折り込みやポスティングにより配布している。また、市内在住の視覚に障害のある方を対象に、録音版及び点字版を作成・配布している。

(2) 相模原市議会会議録

本会議及び各委員会の会議録は市役所及び各区の行政資料コーナー、公文書館、図書館に配架している。また、本会議と、議案等を審査するために開催された委員会の会議録(平成26年以降)はインターネットでも閲覧できる。令和2年度における会議録のアクセス件数は、訪問数については8,838件、総ページで58,345件であった。

(3) 相模原市政の概要

市政全般について、前年度に実施した施策・事業の概略と成果を中心に掲載している。議員に配布するほか、市役所及び各区の行政資料コーナー、公文書館、図書館で配架等している。

(4) 調査時報

市議会議員への情報提供として、政令指定都市をはじめ中核市・近隣市を含む27市程度を調査対象とし、各市の新規主要施策・新規開設施設の状況等について調査し、発行している。

(5) 相模原市議会史(全5巻)

明治22年4月の市制町村制施行時から昭和54年3月までの約90年間を対象とし、「資料編」(2巻)、「記述編」(2巻)、「年表編」(1巻)の全5巻からなる。市役所及び各区の行政資料コーナー、公文書館、図書館で配架等している。

(6) 相模原市議会ホームページ

平成26年1月14日に開設し、市議会に関する情報を掲載・更新している。令和2年度のアクセス件数は、トップページについては116,336件、総ページで527,434件であった。

(7) 相模原市議会議会局フェイスブック・インスタグラム

フェイスブックは平成26年1月14日から、インスタグラムは令和2年11月1日から、それぞれ運用を開始。相模原市議会の開催日程をはじめとする議会情報を掲載している。

(8) 相模原市議会 市議会のしおり

平成27年度からは毎年発行。主な対象者を中学生程度に変更し、市議会の役割や仕事を平易な言葉で説明している。全市立小・中学校に、児童・生徒数に応じて配布している。

【議事課、政策調査課】

市長公室

秘書課

秘 書 …… 25

1 市長及び副市長の秘書

市長及び副市長の任期

(令和3年6月1日現在)

役職名	氏 名	任 期
市 長	本 村 賢太郎	平成31年4月22日～令和5年4月21日
副市長	隠 田 展 一	令和元年6月1日～令和5年5月31日
	森 多可示	令和元年5月20日～令和5年5月19日
	下 仲 宏 卓	平成30年4月1日～令和4年3月31日

2 交際及び儀式

賀詞交換会の開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

3 褒賞及び表彰(職員表彰を除く。)

(1) 市表彰条例等に基づく表彰の実施

表彰審査委員会の開催 令和2年10月5日、令和3年1月7日～1月18日(書面会議)

表彰内容

区 分	令和2年度	
	個 人	団 体
市民文化表彰	1人	—
自治功労表彰	—	—
市政功労表彰	114人	6団体
文化・スポーツ表彰	12人	2団体
特別表彰	—	1団体
計	127人	9団体

(2) 国・県への内申事務

春・秋の叙勲・褒章に係る内申事務のほか県民功労者表彰などの県表彰に係る内申事務。

叙勲等の受章(受賞)状況

表彰内容

区 分	令和2年度
	受章(賞)者数
叙 位 ・ 叙 勲	6 人
褒 章	1 人
県 民 功 労 者 表 彰	1 人
神奈川文化賞・スポーツ賞	0 人
計	8 人

4 市長会

(1) 全国市長会

- ア 第109回全国市長会関東支部総会 令和2年5月20日（書面表決）
「新型コロナウイルス感染症対策に関する決議」等について審議決定された。
- イ 第90回全国市長会議 令和2年6月3日（WEB開催）
「新型コロナウイルス感染症対策に関する決議」等について審議決定された。
- ウ 第82回全国都市問題会議
令和2年10月8日・9日に青森県八戸市で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、中止となった。

(2) 神奈川県市長会

- ア 第1回会議 令和2年4月28日～5月7日（書面開催）
「新型コロナウイルス感染症対策に関する全国市長会関東支部の決議（案）」「WEB会議（テレビ会議）の導入準備」等について審議決定された。
- イ 第2回会議 令和2年8月4日～8月14日（書面開催）
「令和元年度事業報告及び決算」「令和3年度県の施策・制度・予算に関する要望」等について審議決定された。
- ウ 臨時会 令和2年8月25日（神奈川自治会館）
「神奈川県市長会役員を選任」について審議決定された。
- エ 第3回会議 令和2年10月26日（横浜市）
「神奈川県市長会 WEB 会議基本方針」等について審議決定された。
- オ 第4回会議 令和3年2月10日（WEB開催）
「令和4年度全国市長会関東支部第111回総会・役員会の本県開催」「令和3年度事業計画（案）及び予算（案）」等について審議決定した。

市長公室

総合政策推進部

政	策		27
S D G s	推 進		29
経 営	監 理		30
広 域	行 政		31
D X	推 進		33
基 地	対 策		35

策 政

1 総合計画

総合計画は、本市のまちづくりの基本となる計画であり、市の将来像とその実現に至るためのプロセスを示すものである。

現行の総合計画は「未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～」であり、本市が目指す将来像や政策などを定めた「基本構想」及び基本構想を実現するための施策を定めた「基本計画」を策定した。

(1) 基本構想

令和元年6月議会の議決を経て、おおむね20年後の将来像や、目指すまちの姿を示す基本構想を定めた。

(2) 基本計画

基本構想を実現するため、令和2年度から令和9年度までの8年間に行う施策を定めたもので、「基本計画の推進に当たって」、「施策分野別基本計画」、「分野横断的に取り組む重点テーマ」、「区別基本計画」で構成される。

なお、基本計画の「分野横断的に取り組む重点テーマ」は、人口減少に歯止めをかける地方創生の視点と重なることから、基本計画は「第2次相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を兼ねている。

(3) 進行管理

令和2年度については、「新・相模原市総合計画」の計画期間満了に伴い、本計画に基づくこれまでの取組や改善活動を総括して評価し、「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～」の円滑な推進に資するため、「新・相模原市総合計画の振り返り（平成22年度～令和元年度）」として取りまとめを行った。

「新・相模原市総合計画の振り返り（平成22年度～令和元年度）」における評価の結果は、次のとおりである。

ア 対象指標数

成果指標92指標及び業績評価指標117指標。

イ 評価区分

A：最終目標を達成

B：最終目標値を80%以上達成

C：最終目標値を60%以上達成

D：最終目標値が60%未満

-：成果指標の測定が出来ないもの

ウ 評価結果

・成果指標 A評価：39指標、B評価：35指標、C評価：10指標、D評価：4指標、-：4指標

・業績評価指標 A評価：58指標、B評価：35指標、C評価：13指標、D評価：6指標、-：5指標

2 庁議

市の行政運営の基本方針、重要施策などを審議するとともに、施策や事業について各局区等の相互の総合調整を行い、市政運営の適切かつ効果的執行を推進するための会議として、庁議を実施している。

(1) 都市経営、市の重要政策に関する会議

会議名	主な審議事項等
戦略会議	都市経営に関する事項、市の重要な政策及び特に重要な施策に関する事項の審議

(2) 施策、事業の方針、運用に関する会議

会議名	主な審議事項等
決定会議	市の重要な施策及び事業方針に関する審議
調整会議	市の重要な施策及び事業方針の運用に関する審議

3 有料広告

平成16年度に策定した「相模原市有料広告掲出に関する指針」に基づき、市ホームページや広報誌等の広告媒体、パンフレット、封筒等の印刷物、庁舎、市関連施設等の市が管理する公共スペースに民間企業等の広告を掲出して、自主財源の確保を図っている。

令和2年度における広告収入は約2,200万円であり、このほか「広告入り窓口封筒」や「子育てガイド」等の広告付寄附により、約850万円の削減効果をあげた。

4 ネーミングライツ

平成22年度に策定した「相模原市ネーミングライツ導入方針」に基づき、市の公共施設等の命名権を民間企業等に付与することにより、自主財源を確保し、市民サービスの向上を図っている。

施設所管課による「募集型」と、民間企業等のノウハウやアイデアを生かした提案を募る「提案型」による募集実施を行っている。

令和2年度末時点で、合計で10件契約している。

5 政策研究・政策形成支援

(1) 外部学識経験者を活用した政策形成支援

自主的、自立的な政策の展開に向け、学識経験者から市政全般または個別行政分野に関する助言、提言等を得た。

(2) 地理情報システム(GIS)を活用した政策形成支援

庁内各課からの要請を受け、地理情報システム(GIS)により、統計データ等の情報を可視化した地図を作成するなどの支援を行っている。

6 新型コロナウイルス感染症総合コールセンター

新型コロナウイルス感染症対策に係る様々な問い合わせに対応する窓口を一元化するため、令和2年6月に総合コールセンター（新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル）を設置した。

受電件数（令和3年3月末現在） 17,607件

7 新型コロナウイルス関連施策立案事業

新型コロナウイルス感染症の影響下における短期的、長期的なニーズの把握及び必要となる施策を検討するため、データ収集や調査、分析等を行った。

SDGs 推進

1 普及啓発

(1) 市民・事業者向け普及啓発

ア イベントを通じた普及啓発

令和2年9月30日に政令指定都市として初となる「さがみはら気候非常事態宣言」を表明し、それを受けてオンラインによるイベントを開催したほか、SDGsの認知度向上を目的に、市施設において展示ブースを設置した。

イ まちかど講座による普及啓発

まちかど講座にSDGsの普及啓発講座「SDGsで未来が変わる」を開設し、市民向けに講座を開催した。

ウ 小中学生への普及啓発

オンラインによるSDGs授業のほか、小中学校へ出向き、9月に完成した「市オリジナルSDGsカードゲーム」を活用してのSDGs授業を実施した。

エ インターネット特設サイトの運営

SDGsを分かりやすく学べるとともに、SDGsに取り組む企業や団体等を紹介するサイトを運営した。

オ その他

(ア) SDGsの視点を持って新型コロナウイルス感染症対策に取り組む事業者等に対する補助金「コロナ対策+1 SDGsアクション補助金」の交付を行った。

(イ) 広報さがみはらへの記事掲載、SDGsに関するパンフレットの配布などにより普及啓発を行った。

(2) 職員向け普及啓発

一般職員向けの研修や教職員向けのSDGsカードゲーム体験会の実施、庁内イントラネットを活用しての情報発信などを実施した。

2 連携推進

SDGsに積極的に取り組んでいる企業や団体などを登録する「さがみはらSDGsパートナー制度」を令和2年8月に開始し、令和3年3月末時点で279団体の登録を行った。市とパートナーによる意見交換会やパートナーとの連携による普及啓発事業等を実施した。

経 営 監 理

1 都市経営及び行政改革の推進

新・相模原市総合計画を着実に推進し、持続可能な都市経営を推進するため「さがみはら都市経営指針」の取組の方向性を具体化した「実行計画」の進行管理を行った。

また、効率的な行財政運営や財政基盤の強化に取り組むため、「実行計画」に掲げる「事務事業の精査・見直し」など5つの取組を、平成29年度から令和元年度までの重点取組とし、令和2年度に向けた見直し効果の見込を公表した。

2 職員提案制度

職員が事務の改善及び提案を行うことを奨励することで、職員の意欲と資質の向上及びに組織の活性化を図り、効果的かつ効率的な行政運営に資することを目的に実施している。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している事務改善の報告及び提案の募集は中止した。

3 外郭団体の総合調整

外郭団体(13団体)の自主性自立性の促進を図るため、「相模原市外郭団体に係る改革プラン」(平成23年10月策定)の取組方針を踏襲し、評価・指導等を行った。

相模原市外郭団体経営検討委員会

外郭団体の事業や財政状況を点検し、その事業成果や経営の健全性、効率性の評価を行った。

4 公共施設マネジメントの推進

多くの公共施設の老朽化が進み、今後一斉に更新の時期を迎える中、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを提供していくため、今後の公共施設サービスの適正化に向けた取組の方向性や将来コストの削減方をまとめた「公共施設の保全・利活用基本指針」(平成25年10月策定)に基づく取組を進めている。

(1) 公共施設等の総合管理

公共建築物、インフラの全ての公共施設等を対象に、「相模原市公共施設等総合管理計画」(平成27年3月策定)に基づき、総合的かつ長期的な視点に立った取組を進めており、各長寿命化計画(個別施設計画)等に基づき、財政と連動した計画的な改修・更新等を進めるため、中長期的なコストの縮減と財政負担の平準化に向けた取組を行った。

(2) 公共施設の再編・再配置に向けた取組

施設分類ごとの基本的な考え方や地区ごとの施設配置の方向性、更新検討の目安となる時期などを示した「相模原市公共施設マネジメント推進プラン」(平成29年3月策定)に基づき、複合化、集約化等による公共施設の適正配置・総量削減に向けた取組を推進した。

ア (仮称)相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラムの策定検討

イ 事前協議制度の運用による公共施設の適正化に向けた取組(令和2年度：7件)

ウ モデル事業の推進(城山総合事務所周辺公共施設再編整備事業の実施)

エ 相模原市行財政構造改革プランにおける既存の公共施設等の見直しの検討

広 域 行 政

1 広域連携

自治体間の連携・協力により広域的な行政課題に取り組むため、指定都市市長会、九都県市首脳会議、近隣都市等との首長会議や研究会に参加した。

(1) 指定都市市長会

全国20の指定都市が緊密な連携のもと、大都市行財政の円滑な推進と伸張を図ることを目的に、共同調査や研究を実施するとともに、国の施策・予算、大都市制度及び大都市財源拡充等についての政策提言などを実施した。

- ・令和2年5月29日 指定都市市長会議（第49回）
- ・令和2年7月20日 指定都市市長会議（第50回）
- ・令和2年11月5日 指定都市市長会議（臨時会議）

(2) 九都県市首脳会議

首都圏の1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の知事と指定都市（横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）の市長が、長期的展望のもとに、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的に、国への要望活動の実施や、研究会の設置による個別課題の解決に向けた検討などを行った。

なお、本市は、「令和元年に発生した台風による大規模土砂災害からの復旧等に対する支援の充実について」、「子どものための養育費を確保する制度の実現について」を提案し、採択された。

- ・令和2年5月19日 第77回 九都県市首脳会議
- ・令和2年11月11日 第78回 九都県市首脳会議

(3) 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会

神奈川県と県内3指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）の首長が、緊密な連携のもと、相互の連絡・協調体制の強化と共通課題の解決を目的に、共同プロジェクトによる調査研究を実施している。

(4) 業務核都市

首都圏における交流・連携の拠点にふさわしい機能の充実強化に向けて「首都圏業務核都市首長会議」に参加し、国への要望活動を実施した。

(5) 近隣都市等との連携

町田市とは、平成5年度から「町田市・相模原市首長懇談会」を開催し、両市の首長の合意に基づき、図書館や宿泊施設、高齢者福祉センター等の相互利用のほか、住民票の写しなど証明書の相互発行や、広域的なライトダウンキャンペーンなどを実施した。

また、県央地域の相模川周辺自治体（相模原市・厚木市・海老名市・座間市・愛川町・清川村）の首長で構成する「県央相模川サミット」において、相模川周辺地域の発展や共通課題の解決を目的に、防災対策等に共同で取り組んだほか、相模原市・町田市・八王子市で構成する「絹の道都市間連携研究会」において、「BCP発動時における人事交流」や「観光振興と日本遺産の活用」について意見交換を行った。

2 地方分権改革の推進に向けた取組

地方が自らの判断と責任において、地域の実情に沿った行政運営を行うためには、国、県からの事務・権限及び税財源の移譲が必要であることから、真の分権型社会の実現に向けた取組を進めた。

(1)「提案募集方式」による取組

地方の発意に根差した新たな地方分権改革を推進する観点から導入された「提案募集方式」を活用し、義務付け、枠付けの見直し等の提案を行った。

【相模原市提案】

- ・特別養護老人ホームの介護報酬の定員規模別による細分化について ※香川県高松市と共同提案
- ・特定健康診査の基準単価・項目の見直しについて※栃木県、島根県、愛知県知多市、兵庫県姫路市と共同提案

【指定都市市長会共同提案】

- ・災害救助法による救助における現物給付の原則の見直し
- ・災害救助法による救助期間における協議方法の見直し
- ・災害救助法による救助期間の基準の見直し
- ・特定医療費（指定難病）助成制度における申請書類等から「性別」項目を削除
- ・小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証への記載項目の見直し
(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)
- ・新旧住所地における選挙人名簿更新に係るルールの新規定
- ・補正予算による国庫補助金に係る繰越・翌債事務手続きの簡略化

【神奈川県との共同提案】

- ・3R推進交付金の交付対象の明確化等について
- ・災害等廃棄物処理事業費補助金申請における添付資料の削減について

(2)「神奈川県事務処理の特例に関する条例」による取組

地方自治法第252条の17の2に基づく「事務処理の特例に関する条例」により、県からの権限移譲に取り組んだ。

3 指定都市移行10周年に関する取組

指定都市移行10周年の記念事業として、「防災・減災を見据えた強靱な都市形成に向けて」をテーマとした「指定都市市長会シンポジウムin相模原」を開催し、オンラインで配信を行った。また、指定都市移行10周年記念冠事業の募集を行い計2件の申請を受け付けた。さらに、令和元年度に実施した「指定都市移行10周年」をテーマとする市政モニターアンケート及び市民アンケートの結果を公表した。

D X 推 進

1 D Xの推進

(1) 情報化計画

「選ばれ・愛される さがみはら をかなえる I C T・データの戦略的活用」を基本理念とする「相模原市 I C T総合戦略」(計画期間：令和2年度～令和5年度)の進行管理を行った。

(2) 情報システム評価(令和3年度よりD X事業推進評価に名称変更)

情報システム関連事業について、情報システム導入の必要性、有効性、効率性、リスク及びコストの横断的な視点から、情報システムの導入の適否及び見積額の精査を行った。

(3) 情報セキュリティ

市が保有する情報資産の情報セキュリティを確保するため、インターネット利用環境の対策強化とともに監査方針に沿った情報セキュリティ内部監査を実施した。

・情報セキュリティ内部監査 庁内44課・機関、12システム

(4) I C T人材育成

I C T人材を育成するため、職員向けに各種研修を実施した。

(令和2年度)

研修名	受講者人数(名)
階層研修「情報セキュリティ研修」	645

また、I C Tを活用した業務改革や情報セキュリティに対する職員の意識啓発を行うため、次の刊行物を発行した。

・I C T. n e t発行 6月

2 情報基盤の管理・運用

(1) さがみはらネットワークシステム(公共施設予約システム)

パソコンやスマートフォン、公共施設などに設置した街頭端末機から、スポーツ・学習施設等公共施設の利用申込が行える情報システムの管理運用に関する事業を行った。

・システム利用件数 (令和2年度 単位：件)

スポーツ施設	学習施設	合計
438,015	123,613	561,628

・さがみはらネットワークシステム登録者数(令和2年度末現在)

合計 20,298 (内訳 個人登録 10,070 団体登録 10,228)

(2) 庁内ネットワーク等

庁内ネットワーク、グループウェア及びセキュリティ関連機器等の管理運用を行うとともに、テレワーク環境に向けた通信と端末整備を行った。

3 基幹システムの運用

市民サービスや課税業務を行う基幹システムの管理・運用等を行った。

・基幹システム 共通基盤システム、住民記録システム等、戸籍システム、保険年金システム、総合収滞納システム、課税システム、保健システム、福祉システム

4 統計調査

令和2年度実施の主な統計調査

調査名	所管庁	調査期日 (周期)	主な調査事項	調査目的	従事した 調査員数
学 校 基本調査	文部科学省	5月1日 (毎年)	1 幼児・児童・生徒数、教職員数 2 不就学学齢児童生徒の状況 3 卒業者の進学・就職等の状況 4 学校施設の状況	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。	—
工 業 統計調査	総務省・経済 産業省	6月1日 (原則毎年)	1 従業者数 2 主な事業 3 売上金額（製造品出荷額）	工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、行政施策のための基礎資料とする。また、経済分析及び各種経済指標へデータを提供することを目的とする。	—
国勢調査	総務省	10月1日 (5年毎)	1 世帯員に関する事項（男女の別、出生の年月、国籍、就業状態等） 2 世帯に関する事項（世帯の種類、世帯員の数、住居の種類）	人口・世帯数をはじめ、男女・年齢別、産業別人口の構造や世帯の構成・居住状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得る。	3,195 人
神奈川県 人 口 統計調査	神奈川県	毎月1日 (毎月)	1 世帯数 2 男女別人口 3 出生、死亡数 4 転入、転出者数	常住人口の状況を調査し、各種行政施策の基礎資料とする。	—
神奈川県 年 齢 別 人 口 統計調査	神奈川県	1月1日 (毎年)	1 男女別人口 2 年齢別人口	人口の年齢構成を調査し、各種行政施策の基礎資料とする。	—

5 登録調査員

統計調査の実施を円滑にするため、あらかじめ統計調査員として統計調査に従事することを希望する者を登録している。（登録調査員 337 名）

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している登録調査員研修を中止した。

6 統計書等の編集発行

令和2年度発行刊行物

- ・「令和2年版統計書」 令和3年3月発行、160部
- ・「相模原市の工業-2019年工業統計調査結果報告-」 令和3年3月発行、75部
- ・「月報統計さがみはら」 毎月1回発行、各月90部

また、上記刊行物の内容を本市のホームページに掲載。

基 地 対 策

1 市内米軍基地

(1) 市内米軍基地の概要

	主 な 施 設	面積(ha)	備 考
相模総合補給廠	物資の保管倉庫、修理工場	196.7	うち約0.9haは、返還合意済み
相模原住宅地区	住宅	59.3	
キャンプ座間	在日米陸軍司令部	172.5	座間市域を含む全体は、229.2ha
計		428.6	端数処理のため、合計は一致していない。

※令和3年4月1日現在

(2) 米軍基地の返還促進

市内の米軍基地は、いずれも市街地に位置しており、市民生活に様々な影響を及ぼし、計画的なまちづくりを進める上で大きな障害となっていることから、市米軍基地返還促進等市民協議会とともに、基地の全面返還を基本としつつ、特に必要な箇所については一部返還などの実現を国・米軍に要請してきた。

こうした中、平成18年5月、日米両政府による在日米軍再編の最終報告において、相模総合補給廠の一部返還・共同使用が盛り込まれた。このうち一部返還(約17ヘクタール)については、平成26年9月に米国政府から日本国政府への返還が実現し、また、共同使用(約35ヘクタール)については、平成27年12月に現地実施協定を締結し、共同使用が開始された。

平成25年10月には、かねてから道路用地として返還を要請していた、相模総合補給廠北側外周部分の一部返還が日米合同委員会において合意された。

これら返還地等について、早期に、また、地元の意向に沿った利用ができるよう、国・米軍に求めている。なお、補給廠一部返還地の更地部分約4.7ヘクタールについて、まちづくりが始まるまでの間の暫定利用として、国から管理を受託し、平成30年4月から防災訓練やイベント等の広場として一般利用を開始した。さらに、令和元年11月には、共同使用区域を使用して行う初のイベントである「さがみはらサイクルフェスティバル～Road to Tokyo 2020～」を開催した。

現在、スポーツレクリエーションゾーンの整備工事を進めており、令和2年11月に芝生広場や遊具広場の区域を「相模原スポーツ・レクリエーションパーク」として開園し、さらに本年4月には人工芝グラウンドの供用を開始した。

また、基地に起因する諸問題の解決にも取り組み、以下について要請を行った。

ア 相模総合補給廠のＪＲ横浜線と並行した道路用地、北側部分及び野積場の返還

イ キャンプ座間のゴルフ場外周道路、ゴルフ場部分、旧新磯高校東側道路用地の返還、市道新戸相武台拡幅再整備(共同使用区域の拡大)等

ウ 相模原住宅地区内横浜水道道部分の共同使用及び東側外周部分道路用地・ウォーターフィルタープラント(浄水場)区域・北西側外周部分の返還

エ 基地周辺の生活環境の保全

オ 事件・事故の防止

カ 市民に不安を与えるような訓練・演習等の禁止 など

2 航空機騒音問題に対する取組

(1) 米軍機による飛行訓練中止等の要請

厚木基地を離着陸する米軍機による騒音は、昼夜を分かたず、市民生活に大きな影響を及ぼしており、市民に耐えがたい苦痛を与えている。特に、平成29年9月には、4日間にわたり厚木基地で空母艦載機の着陸訓練が実施され、市には多くの苦情が寄せられた。空母艦載機による騒音問題については、県や厚木基地周辺各市と連携して、国や米軍に対し、騒音被害の軽減、解消を求めてきた。これまでの長年にわたる取組の結果、平成30年3月に空母艦載機のうちヘリコプター以外の固定翼機部隊の岩国基地への移駐が完了した。

また、キャンプ座間や相模総合補給廠におけるヘリコプターの騒音は、周辺住民に対し激しい騒音、振動による苦痛と墜落の不安を与えていることから、国や米軍に対し、騒音被害の軽減、解消を図るよう要請した。

(2) 米軍機による航空機騒音調査の実施等

ア 航空機騒音記録計による調査

設置場所：鶴園小学校、上鶴間中学校、南消防署東林分署、緑台小学校、勝坂コミュニティセンター、
相模原駅自動車駐車場(平成31年2月から測定開始)

イ 市民からの苦情件数 令和2年度 計 257件(内訳 飛行機76件、ヘリコプター176件、オスプレイ5件)
※オスプレイに関しては、目撃情報を含む。

3 基地交付金

対象施設 相模総合補給廠、相模原住宅地区及びキャンプ座間

令和2年度対象資産価格 295,445,742千円

令和2年度交付額 1,306,229千円(内訳：基地交付金1,192,940千円、調整交付金113,289千円)

4 基地関係協議会

ア 神奈川県基地関係県市連絡協議会

イ 厚木基地騒音対策協議会

ウ 厚木基地関係市連絡会議

エ 全国基地協議会及び防衛施設周辺整備全国協議会

オ 相模原市米軍基地返還促進等市民協議会

カ 県央地区渉外連絡委員会

市長公室

シビックプライド推進部

観	光		37														
シ	テ	ィ	プ	ロ	モ	ー	シ	ョ	ン		44						
広	聴	広	報		46												
オ	リ	ン	ピ	ッ	ク	・	パ	ラ	リ	ン	ピ	ッ	ク	推	進		49
東	京	事	務	所		50											

観

光

1 観光の概要

本市は、津久井郡4町との合併に伴い、旧相模原市の都市固有の景観やにぎわいなどを楽しむ「都市型観光」に加え、津久井地域の自然、歴史・文化、観光・レクリエーションなどの多様な地域資源を生かした新たな観光交流を創出することで、交流人口の拡大による地域の活性化を促し、魅力的な都市の形成を目指している。

(1) 第3次相模原市観光振興計画

幅広い多種多様な地域の人や組織と連携しながら、地域にある様々な資源を活用して誘客を図ることで、産業の発展、雇用の創出につなげるとともに、国内のみならず、いわゆるインバウンド効果を取り込みながら、海外も含めた交流人口を増やすことを目的として観光振興計画を策定し、推進している。

ア 観光振興計画策定の経過

策定・見直し年月	計画名称	回次
平成14年3月策定	相模原市観光振興計画	1次
平成20年3月策定 (平成26年3月中間見直し)	新相模原市観光振興計画	2次
令和2年3月策定	第3次相模原市観光振興計画	3次

イ 基本理念 「ひと・まち・自然・文化が奏でる観光交流都市 さがみはら」

～住んでよし、訪れてよしのさがみはらを目指して～

ウ 目指すべき将来像

- ① 国内外からの交流人口の増加に伴う、既存産業の発展や新たなビジネスチャンスの創出によって、地域経済の活性化が促進されている。
- ② 地域団体や住民、事業者などが自ら楽しみつつ、観光の担い手となって誘客・交流の取組に参画している。
- ③ 観光客との様々な交流によって、市民が自分たちの暮らす地域の魅力や価値に改めて気がつくことで、シビックプライドの醸成が図られている。

(2) 地域別観光振興計画

地域の観光振興団体が中心となって、地域資源を生かして、観光誘客を推進する地域別観光振興計画の策定及び推進を支援している。

計画名称	エリア名	策定期間	推進開始
小原宿活性化計画	陣馬・高尾山 相模湖	平成 18 年度	平成 19 年度
相模川エリア大島・向原・小倉・葉山島地域観光振興計画	相模川	平成 22 年度	平成 23 年度
青野原地域観光振興計画	道志川		
青根地域観光活性化計画	丹沢山塊		
津久井中央地域観光振興計画	道志川	平成 23 年度	平成 24 年度
相模湖湖畔地域観光振興計画	相模湖		
津久井湖周辺地域観光振興計画	津久井湖城山	平成 24 年度	平成 25 年度
城山湖周辺地域観光振興計画		平成 25 年度	平成 26 年度
藤野北部地域観光振興計画	陣馬・高尾山	平成 25 年度	平成 26 年度
藤野南部地域観光振興計画	牧野里山	平成 26 年度	平成 27 年度
藤野中部地域観光振興計画	相模湖	平成 27 年度	平成 28 年度

2 さがみはらのまつり

【潤水都市さがみはらフェスタ】

本市のシティプロモーションの推進を目的としたシンボリックイベントとして、「はやぶさの故郷」をテーマに行っている。

【さがみはらスイーツフェスティバル】

スイーツを通じて相模原市の魅力を市内外に広く発信するとともに、新たな観光資源の開発を目的に行っている。

【相模原市民まつり】

(1) 相模原市民桜（若葉）まつり

昭和 49 年に市制施行 20 周年を記念し市民のふるさとづくりをテーマに、市役所前通りの桜並木を生かして始められた市民団体の参加を中心としたまつりで、毎年 4 月の下旬（若葉まつりの年は 5 月中旬）に、市民の手づくりによる催し物やパレードなどを 2 日間にわたり盛大に行っている。

(2) 城山もみじまつり

昭和 51 年に市民相互の協力により、ふれあいの場を創り上げ、郷土意識の高揚を図ることを目的として立ち上げたまつりで、ステージでの演奏や舞踊、模擬店、特産品の販売など盛り沢山の催しが行われている。

(城山まちづくりセンター)

(3) 津久井やまびこ祭り

昭和 61 年に商工会青年部を中心に、地域のふれあいや、都市地域住民とのふれあいを深め、新たな産業の創出、また観光振興を図ることを目的として始められたまつりで、特産品展、フリーマーケットなどで賑わっている。

(津久井まちづくりセンター)

(4) 相模湖ふれあい広場

商工会青年部が、市民相互のふれあいの場を提供する目的で立ち上げたまつりで、ステージでの演奏や舞踊、模擬店、特産品の販売など盛り沢山の催しが行われている。

(相模湖まちづくりセンター)

(5) 藤野ふる里まつり

昭和 58 年に善意と友情に基づき各種団体・行政が一体となって明るく楽しく開催することを目的として始められたまつりで、ステージでの演奏や舞踊、模擬店、特産品の販売などが行われている。

平成 20 年より「太陽の市場（ふじの産業まつり）」から「藤野ふる里まつり」に名称を改めた。

(藤野まちづくりセンター)

【観光行事】

(1) 相模の大凧まつり

5 月 4、5 日に新磯地区で行われる江戸時代から続く伝統行事で、最大で一辺の長さ 8 間（約 14.5m）もある「相模の大凧」が春風に乗り大空に舞い上がる壮観さは、まさに日本一である。

詳細は南区役所の「観光行事」の欄に掲載

(2) 上溝夏祭り

上溝に江戸末期から伝わる伝統あるまつりで、7 月下旬の土・日曜日に開催されている。上溝商店街通りを中心に、御輿 17 基、山車 8 台が繰り出す勇壮なまつりである。(昭和 57 年「かながわのまつり 50 選」に選定)

詳細は中央区役所の「観光行事」の欄に掲載

(3) さがみ湖湖上祭花火大会

相模湖誕生後に始められた花火大会で、湖に関係して亡くなられた方々の慰霊と湖の安全を祈願し、8 月 1 日に開催されている。打ち上げ数は約 4,000 発。周囲が山に囲まれているので、音が身体に響き、光は湖面に映え、素晴らしい音と光の芸術を繰り広げる。(昭和 57 年「かながわのまつり 50 選」に選定)

詳細は緑区役所の「観光行事」の欄に掲載

(4) 橋本七夕まつり

昭和 27 年に橋本地区商店街の活性化、振興を目指して始められたもので、8 月上旬の金曜日から日曜日に橋本七夕通りを中心に色鮮やかな竹飾りが数多く並び、趣向を凝らした出し物が通りにあふれる華やかなまつりである。(昭和 57 年「かながわのまつり 50 選」に選定)

詳細は緑区役所の「観光行事」の欄に掲載

(5) 相模原納涼花火大会

昭和 26 年に「水郷田名」の復興を願って灯籠流しとともに花火が打ち上げられたのが始まりで、相模川高田橋付近の河畔で開催されている。令和 2 年度は、日時会場の非公開や無観客といった新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を講じて開催された。

詳細は中央区役所の「観光行事」の欄に掲載

【地域活性化イベント】

(1) 津久井湖さくらまつり

平成 10 年に水源地の環境保全や地域経済及びレクリエーションの振興を目的として始められたまつりである。3 月下旬～4 月上旬に桜の名所である県立津久井湖城山公園において、ステージイベント、特産品販売、フリーマーケットなどが開催される。

(津久井まちづくりセンター)

(2) 相模川芝ざくらまつり

平成16年に始められたまつりで、新磯地区の相模川河川敷を会場に4月上旬から中旬にかけて開催される。この芝ざくらは、「新戸相模川芝ざくら保存会」・「相模川芝ざくら下磯部愛好会」が中心になり植栽したもので、約1.4kmにわたる植栽延長は日本一の規模である。

詳細は南区役所の「地域活性化イベント」の欄に掲載

(3) 相模湖やまなみ祭

県立相模湖公園をPRし、公園に親しんでもらうことを目的に始められたまつりで、「環境にやさしい人・もの」「ふれあい・交流」をテーマに、音楽祭、フリーマーケット、流木チップの無料配布等を行っている。

(相模湖まちづくりセンター)

(4) 相模湖ダム祭

森と湖に親しみ、心身をリフレッシュするとともに、神奈川県の水源の一つである相模湖の重要性についての理解を深めることを目的として始められた。発電所や相模ダムの見学などを行っている。

(相模湖まちづくりセンター)

(5) 小倉橋灯ろう流し

かながわの景勝 50 選の小倉橋のたもとで、様々な願いを込めた灯ろう約 700 個が相模川に流される。ライトアップで浮かび上がった美しいアーチ型の小倉橋とともに幻想的な雰囲気が漂う。

(城山まちづくりセンター)

(6) 東林間サマーわぁ！ニバル

平成 4 年に地域の振興と交流を目的に始められた阿波踊りを中心としたまつりである。地元東林間の阿波踊り連はもとより、本場徳島や高円寺などからも参加があるほか、来場者も「にわか連」に参加できる。

詳細は南区役所の「地域活性化イベント」の欄に掲載

(7) 城山夏まつり

毎年、8 月の第 4 土曜日、日曜日に開催されている歴史と伝統の川尻八幡宮の夏祭りで、神輿や山車が地区内を練り歩く。「かながわのまつり 50 選」にも選ばれている。

(城山まちづくりセンター)

(8) 相模原よさこいRANBU!

平成 11 年に始められたエネルギッシュなダンスイベントである。よさこい踊りの伝統と個性的な創作ダンスの新鋭さが織り成すまつりで、古淵駅前通り周辺はリズムカルな音楽と表現豊かなチームダンスの熱気であふれる。

詳細は南区役所の「地域活性化イベント」の欄に掲載

(9) 甲州街道小原宿本陣祭

小原宿本陣は、県内で唯一現存する本陣であり、まつりを通して本陣とその時代を再認識し後世に引き継ぐこと、地域の活性化を図ることを目的に開催されている。甲州街道での大名行列のほか、本陣太鼓、大名茶会、ステージイベント、民具の展示などが多彩に展開されている。

(相模湖まちづくりセンター)

(10) おおさわ桜まつり

平成 11 年に市民の文化向上と親睦を図るため始められたまつりで、大沢地区の桜の名所である相模川自然の村公園を会場に、毎年 4 月上旬に開催されている。芸能や模擬店、各種体験コーナーのほか、提灯が照らす美しい夜桜が楽しめる。

(大沢まちづくりセンター)

(11) 大野北銀河まつり

大野北地区のシンボルパークとも言える鹿沼公園で、大野北銀河まつりが例年開催されている。ダンスや歌などの発表を通じて誘客を図るとともに、地域住民や関係団体で構成した実行委員会によるイベントの企画や準備の過程を通じて、人と人との繋がりを強め、地域コミュニティの醸成に寄与している。

詳細は中央区役所の「地域活性化イベント」の欄に掲載

【観光宣伝行事】

(1) さがみはら菓子まつり

市内で製造販売されている和・洋菓子、パン菓子約 50 点、工芸菓子(菓子の材料で作った作品)約 10 点が展示される。また、菓子作りの実演や即売なども行われている。

(2) 相模原市菊花競技会

10 月下旬から 11 月中旬にかけて市立相模原麻溝公園を会場にして実施している。相模原親菊会の会員が心を込めて育てた、厚物、管物、三本立て盆養や懸崖、小菊、福助づくりなど、色とりどりの大輪の菊が市民の目を楽しませる秋の風物詩である。

〔令和 2 年度 相模原市民まつり・観光行事・地域活性化イベント・観光宣伝行事開催状況〕

種別	名 称	開催時期	概 要
	さがみはらスイーツフェスティバル 2020 「推し土産スイーツ総選挙受賞品 PR」 イベント	11 月 21 日・22 日	販売会会場：アリオ橋本グランドガーデン 内容：販売会
	つながろう！さがみはらフェスタ 2020	11 月 14・15 日	新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催
市民まつり	第 47 回相模原市民桜まつり		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第 44 回城山もみじまつり		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第 35 回津久井やまびこ祭り		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第 33 回相模湖ふれあい広場 2020		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第 13 回藤野ふる里まつり		新型コロナウイルス感染症の影響により中止

観 光 行 事	令和2年相模の大風まつり		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	令和2年上溝夏祭り		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ中止
	さがみ湖湖上祭花火大会		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ中止
	第69回橋本七夕まつり		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第49回相模原納涼花火大会		新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を講じて日時等非公開で開催
地 域 活 性 化 イ ベ ン ト	第23回津久井湖さくらまつり (花の苑地)		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第23回津久井湖さくらまつり (水の苑地)		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第16回記念相模川芝ざくらまつり		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第23回相模湖やまなみ祭		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第27回相模湖ダム祭		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第21回小倉橋灯ろう流し		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第29回東林間サマーわぁ！ニバレ		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第13回城山夏まつり		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第18回相模原よさこいRANBU！		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第27回甲州街道小原宿本陣祭		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第22回おおさわ桜まつり		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第32回大野北銀河まつり		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	第36回さがみはら菓子まつり2020		新型コロナウイルス感染症の影響により中止
観 光 宣 伝 行 事	第66回相模原市菊花競技会 表彰式：12月5日（市民会館）	10月25日～ 11月13日	会場：市立相模原麻溝公園 みどりの広場 出品数：221点

3 余暇施設等

(1) キャンプ場（2か所：上大島、望地弁天）

開設期間：3月1日から10月31日までと11月の土・日・祝日

（宿泊期間は7から8月までと9月の土・日・祝日の前日）

（新型コロナウイルス感染症の影響により3月2日～5月31日は閉鎖）

施設内容：テントサイト、炊事場、トイレ、駐車場

年度別利用状況

（単位：人）

キャンプ場別／年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
上大島	43,920	36,960	24,046
望地弁天	6,093	5,404	4,009
合計	50,013	42,364	28,055

(2) 相模川自然の村（清流の里）

豊かな自然環境の中で、市民がゆっくりとくつろげる宿泊施設として、平成8年4月20日に開設した。

施設内容：客室（10室・定員47名）、レストラン、大広間、会議室、カラオケルーム、娛樂室等

（新型コロナウイルス感染症の影響により4月～6月は休館）

年度別利用状況

年 度	H30	R1	R2
定員（人）	16,121	16,121	3,900
利用者数（人）	7,937	7,183	1,546
利用率（％）	49.2	44.6	39.6
稼働可能客室数（室）	3,430	3,430	1,950
客室稼働数（室）	2,761	2,483	766
客室稼働率（％）	80.5	72.4	39.3

（３）相模の大風センター

詳細は南区役所の「観光施設」の欄に掲載

（４）風と花の観光休憩所あらいそ

詳細は南区役所の「観光施設」の欄に掲載

（５）城山湖散策施設

城山湖を一周する散策路と、東屋などの休憩施設や駐車場、管理棟などが整備されている。

開場時間：午前９時から午後５時（冬季は午後４時まで）

休 場 日：なし

施設内容：散策路（約５km）、休憩所、野鳥観察棟、管理棟、トイレ、駐車場

年度別利用状況： 令和２年度 32,370人（令和元年度 34,500人）

（城山まちづくりセンター）

（６）緑の休暇村センター

いやしの湯に隣接し、道志川沿いの豊かな自然環境の中で、宿泊や研修に利用でき、テニスも楽しめる施設である。

開設時間：午前９時から午後９時（宿泊の場合は、午後３時から翌日の午前１０時まで）

（テニスコートは、午前９時から午後５時まで）

休 館 日：毎週火曜日（祝日・振替休日の場合は、その翌日）、１２月２８日から翌年１月４日まで

施設内容：宿泊室６室、食堂、コテージ３棟、テニスコート２面など

年度別利用状況：令和２年度 900人（令和元年度 3,027人）

（緑区役所区政策課）

（７）青根緑の休暇村 いやしの湯

檜（ひのき）風呂、岩風呂や山々の緑を眺めながら、ゆったりと過ごせる露天風呂などを備えた施設である。

開設時間：午前１０時から午後９時

休 館 日：毎週火曜日（祝日・振替休日の場合は、その翌日）、１２月３１日、１月１日

施設内容：大浴場、露天風呂、サウナ、休憩室など

年度別利用状況：令和２年度 51,133人（令和元年度 82,679人）

（緑区役所区政策課）

（８）相模湖記念館

相模ダム建設事業の意義を次代に伝え、「水」・「電気」について体験して学ぶことのできる施設である。

開館時間：午前９時から午後５時

休 館 日：毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は、その翌日）、１２月２９日から翌年１月３日まで

施設内容：水・電気に関する説明と体験コーナー、写真展示（県立相模湖交流センターと併設）

年度別利用状況：令和２年度 212人（令和元年度 8,022人）

（緑区役所区政策課）

(9) 小原の郷

小原地域の優れた自然環境及び小原宿本陣に保管されていた古文書その他の文化財を生かした観光拠点として地域の活性化を図るとともに、市民の交流に寄与する施設である。

開館時間：午前9時30分から午後4時30分まで

休館日：毎週月曜日（祝日・振替休日の場合は、その翌日）、12月29日から翌年1月4日まで

施設内容：多目的展示室、特別展示室、トイレ、テラス

年度別利用状況：令和2年度 4,637人（令和元年度 7,558人）

（相模湖まちづくりセンター）

(10) 藤野やまなみ温泉

源泉かけ流し風呂、露天風呂などを備えた日帰り温泉施設である。

開設時間：午前10時から午後9時

休館日：毎週水曜日（祝日・振替休日の場合は、その翌日）

施設内容：内風呂、露天風呂、サウナ、休憩室、食堂など

年度別利用状況：令和2年度 44,273人（令和元年度 100,579人）

（緑区役所区政策課）

(11) 観光案内所

観光交流の玄関口として相模湖駅及び藤野駅に観光案内所を整備し、地域特性を生かした情報提供を推進している。

名 称	愛 称	開 所 日	年度別利用状況		
			H30	R1	R2
相模湖観光案内所	—	平成21年3月29日	19,519人	16,202	7,218
藤野観光案内所	ふじのね	平成21年3月29日	30,334人	28,840	16,000

開所時間：午前8時30分から午後5時

休所日：年末年始（12月29日から翌年1月3日）ほか

施設内容：観光案内ルーム（特産品の紹介・販売、パンフレット配布）、公衆トイレ（藤野のみ）など

（緑区役所区政策課）

4 水源地域交流の里づくり事業（上下流域自治体間交流事業）

やまなみ五湖の水を飲料水として利用している下流域の住民に、水源地域への理解を深めてもらうために上下流域の自治体が協力して事業を実施している。

〔令和2年度水源地域交流の里づくり事業（上下流域自治体間交流事業）〕

名 称	開催時期	概 要
中道志川あゆ釣り体験教室（座間市）	6月	新型コロナウイルスまん延防止のため中止
川遊びと竹細工教室（伊勢原市）	7月下旬～8月下旬	新型コロナウイルスまん延防止のため中止
相模ダム見学とカヌー教室（厚木市）	—	新型コロナウイルスまん延防止のため中止
宮ヶ瀬ダム見学&陶芸教室（厚木市）	8月	新型コロナウイルスまん延防止のため中止
城山発電所見学とコスモス花摘・押し花体験（伊勢原市）	10月	新型コロナウイルスまん延防止のため中止

（津久井まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター）

5 その他

(1) 相模原市観光協会への支援

「新相模原市観光振興計画」に基づき「一般社団法人相模原市観光協会」へ支援を実施している。平成30年度は主に、5年間（平成30年度～令和4年度）の事業方針を取りまとめた「（一社）観光協会5ヶ年計画」の着実な実施に向けて、必要な助言・指導及び支援を行った。

(2) 相模原フィルム・コミッション事業の推進

観光振興、地域振興及び地域経済の活性化を図るとともに、シティセールスを行うため、「相模原フィルム・コミッション」を設立し、国内外の映画、TV ドラマや CM 等のロケーション撮影や映像関連産業の誘致支援活動を推進している。

〔令和2年度主な実績〕

ドラマ ・「青天を衝け」：相模川河川敷 ・「にじいろカルテ」：藤野地区
・「ゲキカラドウ」：相模大野中央公園 ほか

(3) インバウンド（訪日外国人観光客）対応事業の推進

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における訪日観光需要の増加に対応するため、広域関東1都10県で取組む「広域観光周遊ルート形成事業」に参画し、八王子市をはじめとする近隣都市との連携を図り、ウェブサイトの構築やイベントプロモーションを実施した。

【観光・シティプロモーション課、緑区役所区政策課、緑区役所地域振興課、大沢まちづくりセンター、城山まちづくりセンター、津久井まちづくりセンター、相模湖まちづくりセンター、藤野まちづくりセンター、中央区役所地域振興課、南区役所地域振興課、】

シティプロモーション

1 シティプロモーションの推進

「人や企業に選ばれる都市」を目指して、本市の魅力を戦略的・効果的に発信し、認知度向上や定住促進を図るためのプロモーション事業を実施した。

(1) シビックプライド向上事業

シビックプライドの向上を目的とした「さがみはらみんなのシビックプライド条例」を制定したほか、市民の市への誇り及び愛着を醸成するための事業を実施した。

ア 「さがみはらみんなのシビックプライド条例」の制定

シビックプライドに関する条例の制定について、オープンハウスや中・高校生へのアンケート等により市民意見を聴取した。また、市民、学識経験者等で構成する検討委員会へ諮問し、条例（案）の骨子について答申されたことから、シビックプライドの向上を目的とした「さがみはらみんなのシビックプライド条例」を制定した。（検討委員会：4回開催）

イ さがみはらファンサイト「Sagamihara FAN FUN FAN」の運営

本市の多彩な魅力を発信することにより、本市に共感する方々を増やし、市民の一体感と誇り、愛着を醸成することを目的としたインターネット上の交流サイト「Sagamihara FAN FUN FAN」を運営した。

(2) 好意的認知度向上事業

本市にゆかりのある有名人を起用したシティプロモーションや、市マスコットキャラクターさがみんの活用などを通して、本市の好意的認知度の向上及び愛着の醸成を図るためのPRを実施した。

ア 新型コロナウイルス感染症に係る「新しい生活様式」の普及促進動画の配信

本市出身のシンガーソングライター磯貝サイモン氏を起用し、「新しい生活様式」の普及促進と本市の魅力スポットを紹介する動画を作成し、市内外に広く発信した。

【動画視聴回数】407,636回（配信期間：1/29～2/21）

イ さがみはらドリームマッチでのブース出展

さがみはらドリームマッチでブースを出展し、来場者へ本市の魅力をPRした。

(3) 居注意喚起事業

「ふるさと回帰フェア 2020」への参加

都心部からの移住を検討している方が集まる国内最大のオンライン移住マッチングイベントに参加した。

(4) 民間企業等との連携による魅力発信・啓発事業

住まい探しサイトでの本市 PR

住宅購入者または転居検討者に向けた情報発信を行うことで、本市のイメージ向上を図り、子育て世帯の転入・定住促進に繋げることを目的に、「相模原で始める『新しい暮らし方』」をテーマとした相模原市の PR ページを制作し、不動産情報サイト「SUUMO」内で公開し、ターゲティング広告を配信した。

【PR ページアクセス数】7,352 件（広告配信期間：令和2年12月3日～令和3年2月28日）

(5) SNSによる情報発信

本市の魅力や話題をツイッター、フェイスブック及びインスタグラムを活用し情報発信した。

(6) 銀河連邦

宇宙航空研究開発機構(JAXA)の研究施設が縁でユーモアとパロディの精神で組織された連邦国家（秋田県能代市・岩手県大船渡市・神奈川県相模原市・長野県佐久市・鹿児島県肝付町・北海道大樹町・宮城県角田市）が、共和国間相互で経済、教育、スポーツ、福祉等、多様な交流を通じ、友好の絆を深めた。

サガミハラ共和国の主な事業

※：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

事業名	実施日	場所	参加者数(人)
相模原市民桜まつり 銀河連邦物産展・JAXA ブース	※	サガミハラ共和国 市体育館駐車場ほか	—
はやぶさの日イベント (オンライン絵画コンテスト)	5月15日～7月26日	サガミハラ共和国	75
銀河カップ少年サッカー大会選手派遣	※	サク共和国	—
銀河連邦子ども留学交流参加者派遣	※	タイキ共和国	—
三陸・大船渡夏まつり特使派遣	※	サンリクオオフナト共和国	—
阿武隈リバーサイドマラソン大会 選手派遣	※	カクダ共和国	—
「JAXA 相模原キャンパス特別公開」 銀河連邦物産展	※	サガミハラ共和国 JAXA 相模原キャンパス	—
さがみはらフェスタ 銀河連邦物産展・JAXA ブース	※	サガミハラ共和国 在日米陸軍相模総合補給廠 一部返還地	—
障害者バスレクリエーションりんご狩り	※	サク共和国	—
うちのうら銀河マラソン大会選手派遣	※	ウチノウラキモツキ共和国	—
第5回宇宙フェスタさがみはら	※	サガミハラ共和国 市立博物館	—
佐久市民スケート大会兼銀河連邦星の 町スピードスケート親善大会選手派遣	※	サク共和国	—
銀河連邦フォーラム特使派遣	※	サク共和国	—
「はやぶさ2」カプセル帰還 パブリックビューイング	12月5日～6日	サガミハラ共和国 市立博物館	415
「はやぶさ2」帰還カプセル公開	3月12日～16日	市立博物館	4,624

広 聴 広 報

1 広報活動

(1) 文書などによる広報

ア 広報さがみはら

市からのお知らせ・情報等を市民に周知するため、月2回(1日、15日)、タブロイド版を発行し、新聞折り込みや、公共施設・鉄道駅・商業施設等における配架、ポスティングにより配布した。令和2年度は1回平均約19万部発行

イ 声の広報さがみはら

視覚障害者などを対象にCDを月2回発行し、希望者に郵送した。また、図書館等にも貸出用として配布した。令和2年度は1回平均108枚発行

ウ 点字版広報さがみはら

視覚障害者などを対象にB5版約120ページを月2回発行し、希望者に郵送した。また、図書館等にも貸出用として配布した。令和2年度は1回平均39部発行

エ ポケットデータさがみはら

統計数値を中心に、市の概要をコンパクトにまとめて発行した。年1回、9,000部発行

(2) 視聴覚広報

ア テレビ広報

(ア) 生放送番組/テレビ神奈川

番組名 「猫のひたいほどワイド」中の「猫ひたインフォ」

内 容 市のお知らせ、催し物などを紹介した。

放送日 第1・3水曜日、午後1時10分頃から約3分間放送

(イ) 相模原市広報番組/ジェイコム湘南・神奈川

番組名 「ぞっこん! 相模原」

内 容 市のおすすめスポットやイベントなどを紹介した。

放送日 毎週火・土曜日の午後8時、毎週木曜日の午後0時に5分間放送

(ウ) 相模原市特別番組/テレビ神奈川

番組名 「ニュースハーバー」中の「特集コーナー」

内 容 「はやぶさ2」地球帰還をテーマに、「はやぶさ2」のミッションの紹介、JAXAプロジェクトマネージャのインタビュー、帰還当日に向けてのイベントを紹介。

放送日 令和2年12月4日(金) 午後6時～6時30分

番組名 「市長と語る 2021年のさがみはら～「はやぶさ2」帰還、そして新たな旅へ～」

内 容 「はやぶさ2」のミッションや、帰還に向けてミッションを支えた人々、そして、新たな「はやぶさ2」の旅の紹介を通じ、はやぶさの故郷である相模原市のPRを行うとともに、相模原市の2021年の展望について、市長よりメッセージを発信した。

放送日 令和3年1月1日(金・祝) 午前11時～11時15分

(エ) データ放送/テレビ神奈川

内 容 広報さがみはら掲載記事などを、テレビ神奈川のデータ放送画面で配信した。

放送日 原則、1日・15日に更新し、随時配信

(オ) 文字放送/ジェイコム湘南・神奈川

内 容 広報さがみはら掲載記事などを、J:COMのデータ放送画面で配信した。

放送日 原則、1日・15日に更新し、随時配信

イ ラジオ広報

エフエムさがみ

番組名 「相模原インフォメーション」

内 容 市の行事や催し物、市政案内などの地域に密着した行政情報を紹介した。

放送日 毎日3回、各5分間

ウ インターネット広報

(ア) 市ホームページ

市民生活に関わる重要なお知らせを随時掲載したほか、市政情報を日々更新した。

また、令和4年度のリニューアルに向け、全ページの解析等を行った。

市ホームページアクセス件数

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度
トップページ	4,960,448	6,637,285
総ページ	32,718,408	51,220,288

(イ) マイ広報さがみはら

広報紙を記事ごとにデータ化し、スマートフォンアプリから閲覧できる「マイ広報さがみはら」を運用した。

アプリダウンロード件数

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度
ダウンロード数	1,990	4,697

(ウ) さがみはらチャンネル (YouTube 動画配信)

動画共有サイト「YouTube」を活用して、相模原の魅力を紹介する動画等を配信した。

- ・ 令和2年度末掲載動画数 (累計) 1,065 本
- ・ 令和2年度末動画再生回数 (累計) 4,706,074 回

(エ) LINE 公式アカウント

防災情報、重要なお知らせ等を随時配信する市 LINE 公式アカウントを運用した。

- ・ 友だち登録人数 24,876 人 (令和3年3月末日現在)

(3) その他

ア 報道機関への情報提供

報道機関に市政情報を提供することにより、市政に対する理解を深めてもらうとともに、市のPRを図った。市長記者会見は、定例記者会見を12回、臨時記者会見を8回開催した。また、令和2年度は、記事提供を924件行い、518件が新聞紙上に掲載された。

イ 新聞広告

市政のPRを積極的に進めるため、日刊紙等の紙面に広告記事(市の催しの案内や事業の紹介など)を掲載した。令和2年度は、計4紙に6回掲載した。

ウ 市民カメラマン

例年、公募による市民カメラマンに依頼し、市ホームページ「季節のたより」に掲載する写真の撮影のほか、市民の目で捉えた相模原の行事や風景等を記録写真として撮影しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で活動休止とした。

エ きょうのニュース

各種日刊紙の相模原市関連記事を切り抜き、特別職、局部長及び所属長に「きょうのニュース」として紙ベースで提供した。

2 広聴活動

(1) 市政に関する世論調査

市民の意識や意向を的確に把握し、市政運営の有効な資料とするため実施した。

令和2年度は、専門の調査機関に委託し、郵送による配布・回収方式で行った。市民3,000人を対象に「まちづくり」「広報紙」「SDGs」「マイナンバーカード」「防災情報の発信」「スポーツの関心や支援」「建物と地震」「自転車の安全利用」の8項目を調査し、回収率は、52.9%であった。

(2) 市政モニター

市政についての意見・提案などを市民から計画的に収集し、施策の企画立案や行政効果の測定などに活用するため実施した。

令和2年度のモニターの内訳としては、インターネットコース28人、郵送コース78人の合計106人であった。

令和2年度は、①「下水道事業の市民意識調査について」、②「防災意識について」、③「動物愛護に係る意識調査について」「相模原駅北口地区のまちづくりに関する市民意識調査について」をアンケートのテーマとした。

(3) ジュニア・市政モニター

次世代を担う子どもたちが市政に関心を持ち、新たな発想で市政に意見や提案を寄せてもらう機会をつくるため実施した。

令和2年度はモニターが170人で、「SDGsについて」「相模原市の広報について」「市に対するイメージについて」をアンケートのテーマとした。

(4) タウンミーティング「まちかど市長室」

市民参加のまちづくりを推進するため、幅広く市民と市長が市政について積極的に意見交換等を行い、今後の市政に反映させるために実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から休止とした。

(5) わたしの提案

「心を大切にふれあいの市政」を推進するため、市民の意見や要望を、市政に反映させる「わたしの提案」制度を実施した。

令和2年度に寄せられた「わたしの提案」は2,844件であった。

(6) 陳情・要望等

各種団体や複数の市民からの陳情・要望等を「わたしの提案」と同様に処理し、その結果を市政の運営に役立てた。令和2年度に寄せられた「陳情・要望等」は、553件であった。

(7) 相模原市コールセンター

市民サービスの向上を図るため、平日の開庁時間はもとより、休日や夜間の閉庁時間にも市民からの市政等に関する問合せや各種事業の申込受付について、一元的に対応した。

概要

1	運営時間	午前8時から午後9時まで(年中無休)
2	電話番号等	電話 042-770-7777 ファクス 042-770-7766
3	サービスの範囲	主に市政等に関する問合せへの対応、各種事業の申込受付
4	運営方法	民間委託
5	FAQの整備	市民が24時間市政等の情報を得ることができるFAQ(よくある質問と回答)を整備

利用実績

(令和2年4月～令和3年3月)

コールセンター 利用件数	合計	電話(応答)	電子メール	ファクス
	111,728	110,679	1,024	25

(8) AIスタッフ総合案内サービス

行政サービスの手続きや制度に関する問合せにAI（人工知能）が自動で回答する、AIスタッフ総合案内サービスを運用した。

利用実績

(令和2年4月～令和3年3月)

AIスタッフ総合案内サービス利用状況	利用件数（質問したユーザー数）	質問数（ユーザーが質問した回数）
	17,758	36,165

(9) 市民通報アプリ「パッ！撮るん。」

市が管理する施設の破損状況等について、スマートフォンのカメラ・GPS機能を利用して市民が手軽に通報できるアプリケーションソフトとして、市民通報アプリ「パッ！撮るん。」を運用した。

通報実績

(令和2年4月～令和3年3月)

市民通報アプリ 通報件数	合計	道路	公園	河川	下水道	放置自転車等
	777	697	41	1	20	18

アプリダウンロード件数（平成26年試験運用期間を含む累計）

区分	令和3年3月末時点
ダウンロード数	9,892

オリンピック・パラリンピック推進

1 東京2020・さがみはらプロジェクト推進本部

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、関係自治体等との連携や協力を更に進めるとともに、本市のスポーツ・文化の振興、魅力の発信等を通じて本市の発展を図るため、「東京2020・さがみはらプロジェクト推進本部(通称「さがプロ2020」)」において取組を進めた。

令和2年3月に新型コロナウイルス感染症の影響により、大会を1年間延期することが決定された。

令和2年度においては、大会に向けた機運醸成のため、大会の開催1年前を記念したライトアップ等を実施した。

2 自転車ロードレース競技の開催に向けた調整

平成30年8月に、自転車ロードレース競技のコースの一部が市内に設定された。公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や関係自治体等と連携し、競技の実施に向けた準備を着実に進めるとともに、広く市民に対し、競技の魅力や市内コースを紹介した。

令和2年度においては、11月14日に「さがみはらサイクルフェスティバル2020 Road to Tokyo 2020+1～」をオンラインで開催した。また、2021 ツアー・オブ・ジャパン相模原ステージの開催に向け、関係機関等と連携し、準備を進めた。

3 オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火フェスティバルの開催に向けた調整

オリンピック聖火リレーのセレブレーション会場として橋本公園が設定されたほか、市内ルートとして2区間が設定された。開催に向けて、神奈川県等と連携し、準備を進めるとともに、広く市民に対し、市内ルート等をPRした。

パラリンピック聖火フェスティバルでは、パラリンピック聖火の元となる火を採火する採火式を県内全市町村で実施することが決定した。

4 外国選手団の事前キャンプ受入れをはじめとするホストタウン交流事業

令和2年度においては、大会の延期に伴い、ブラジル連邦共和国及びカナダの事前キャンプ受入れに係る協定書の有効期限の延長等を定めた合意書を締結するなど、受入れに向けた協議を進めた。

東京事務所

1 所在地と設置日

東京都千代田区平河町2丁目4番1号 日本都市センター会館12階（昭和63年4月1日設置）

2 中央省庁その他諸機関との連絡調整

本市行政の政策形成や施策の円滑な推進を図るため、中央各省庁その他機関への陳情・要望活動の支援等を行った。

要望活動件数

（単位：件）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	49	50	43

3 市政に関連のある情報、資料の収集及び提供

本市行政に必要な情報の収集、諸会議への出席、担当部署への情報提供等を行った。

- ・令和2年度 収集した情報の件数 1,219 件

担当部署へ提供した情報の省庁別内訳（内容が複数の省庁に関係する場合はそれぞれに計上）

関係省庁	件数	関係省庁	件数
総務省関係	137	内閣官房・内閣府関係	228
厚生労働省関係	480	文部科学省関係	101
経済産業省関係	75	環境省関係	32
国土交通省関係	103	その他	223
農林水産省関係	38	コロナ関連	245
		合計	1,662

- ・令和2年度 資料収集等のための会議等出席件数 60 件

4 本市施策の紹介、宣伝等広報事業の実施

本市における施策及び施設の紹介、イベントのPR等を行った。

- ・令和2年度 広報紙等配布件数 延べ1,989件（国会議員、各東京事務所、省庁関係者）
- ・都市PRコーナー（日本都市センター会館内）におけるポスターの掲示及びパンフレットの配架
- ・東京都心における本市の認知度の向上を目的としたPRポスターを制作し、国土交通省のエントランスや、鉄道駅等に掲出した。

総務局

総務		51
コンプライアンス推進		52
情報公開・個人情報保護		53
職員		55
人材育成		58
職員厚生		59

総 務

1 条例・規則の公布

条例・規則諸規程の公布状況

(令和2年、単位：件)

区 分	条 例				規 則				訓 令				告示
	制定	改正	廃止	計	制定	改正	廃止	計	制定	改正	廃止	計	
件 数	1	70	0	71	11	109	2	122	2	22	0	24	510

2 行政境界変更事業

境川を挟み複雑に入り組んだ本市と町田市との行政境界を、改修後の境川の中心に変更する事業。

第7期として、緑区東橋本の小山橋から同区橋本の寿橋上流までの区間及び同区町屋の新田橋から同区広田のゆうやけ橋上流までの区間等における飛び地の境界を変更した。

3 文書

(1) 文書の収受数

項 目	封 書	はがき	書留等	小包	宅配便	県庁便	合 計
件 数	544,390	38,774	41,482	17,688	7,171	3,530	653,035

(2) 文書の発送数

項 目	封書(書留含む。)	はがき	冊子小包	ゆうパック	宅配便	県庁便	合 計
件 数	4,098,110	992,400	5,659	172	2,303	3,562	5,102,206

(3) 引継文書数(平成30年度完結文書)

項 目		3年保存	5年保存	7年保存	10年保存	30年保存	合 計
引 継	冊数	1,555	7,783	700	2,257	916	13,211
	箱数	250	520	101	77	0	948
常 置	冊数	1,044	2,041	1,719	1,054	440	6,298
	箱数	39	71	49	19	1	179
合 計	冊数	2,599	9,824	2,419	3,311	1,356	19,509
	箱数	289	591	150	96	1	1,127

(4) 電子化文書作成状況

平成24年度から、公文書の長期保存方法の見直し及び利便性向上等を目的とし、主に情報公開・文書管理課が引継ぎを受けた30年保存文書を対象に、活用目的の複製物である電子化文書を作成し、平成30年度からはマイクロフィルム文書について電子化に取り組んでいる。

紙文書			マイクロフィルム文書		
冊数	件数	頁数	リール数	件数	コマ数
532	4,819	198,560	10	118	9,722

(5) 文書の浄書及び印刷状況

ア 浄書要求

項 目	件数
毛 筆 浄 書	325
庁内印刷業務	987

イ 印刷機・複写機

項 目	台数	紙使用量(枚)
簡 易 印 刷 機	15	11,479,855
普通電子複写機	38	8,787,187
カラー電子複写機	1	187,551
大型電子複写機	1	14,262

4 公文書館

歴史的公文書等の保存と利用の拠点として平成26年10月1日に開館。位置は、緑区久保沢1丁目3番1号(城山総合事務所第2別館3階)。施設床面積325.30㎡

(1) 利用状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

来館者数 343人、平均利用人数 1.8人/日(343人/189日)

相模原市公文書管理条例に基づく歴史的公文書の利用請求件数(簡易閲覧・実施機関含む。) 64件

(2) 所蔵資料等の状況

歴史的公文書 32,472冊、行政資料 5,766点、広報的資料 855点

(3) 企画展示の実施状況

第18回:「『軍都計画』と相模原」第3弾

【総務法制課…1、2】

【情報公開・文書管理課…3、4】

コンプライアンス推進

1 コンプライアンスの推進

「相模原市コンプライアンス推進指針」の適切な運用を図るとともに、公正な行政執行の確保をはじめとするコンプライアンスの推進に係る企画及び総合調整を行っている。

2 内部統制

「相模原市内部統制基本方針」(令和2年2月6日策定)に基づき、本市行政の信頼性及び透明性の確保を図るため、内部統制体制を整備し、財務に関する事務のリスク対策を実施するなど、内部統制の推進を図るとともに、年度ごとに整備・運用状況について評価を実施している。

3 包括外部監査

(1) 包括外部監査人

公認会計士 高野 伊久男 氏(令和2年度包括外部監査人)

(2) 包括外部監査結果の措置状況

包括外部監査の結果における指摘事項等について、関係各課・機関へ対応状況の調査を行い、講じた措置の内容について、監査委員へ通知するとともに公表している。

4 不当要求行為等対策

不当要求行為等の対策に係る各課・機関への支援等を行っている。

5 ハラスメント対策

ハラスメント防止研修の実施や、ハンドブック及び庁内機関誌等を通じ、ハラスメントの正しい知識と防止意識を浸透させるとともに、職員のハラスメントに関する相談に対応している。

また、令和2年11月にハラスメント外部相談窓口を設置し、相談体制の充実を図った。

【コンプライアンス推進課】

情報公開・個人情報保護

1 情報公開制度

市政に対する市民の理解を深め、一層開かれた市政の推進を図るため、相模原市公文書公開条例に基づき、昭和61年7月1日から実施。制度を拡充し、平成13年4月1日から相模原市情報公開条例を施行

・実施機関 全ての執行機関と議会 ・公開請求件数 809人 2,902件

2 個人情報保護制度

個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で民主的な市政の推進に資するため、相模原市個人情報保護条例に基づき、平成5年7月1日から実施。平成17年4月1日に新条例を施行し、制度を拡充

・実施機関 全ての執行機関と議会 ・開示請求等件数 108件

3 審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針の実施

審議会等の運営の透明性を高めるとともに、市民の自主的・主体的な市政への参画を図り、市民と行政とのパートナーシップの下、開かれた市政の推進に寄与するため、会議の公開、委員の公募制の導入、委員の構成等について定めた「相模原市審議会等の在り方に関する基本指針」を平成10年10月15日から実施

本指針を平成24年4月1日に改正し、審議会等及び協議会等の設置・変更時に情報公開課と協議する手続等を新たに定めた「相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針」を施行

附属機関の設置に関する条例及び法令又は個別条例により設置された審議会等一覧 (令和3年4月1日現在)

	審議会等名称	所管課		審議会等名称	所管課
1	表彰審査委員会	秘書課	26	消費生活審議会	消費生活総合センター
2	総合計画審議会	政策課	27	文化振興審議会	文化振興課
3	大規模事業評価委員会	経営監理課	28	社会福祉審議会	地域包括ケア推進課
4	経営評価委員会	経営監理課	29	地域福祉推進協議会	地域包括ケア推進課
5	外郭団体経営検討委員会	経営監理課	30	地域包括支援センター運営協議会	地域包括ケア推進課
6	観光振興審議会	観光・シティプロモーション課	31	障害者施策推進協議会	地域包括ケア推進課
7	シビックプライドの推進に関する検討委員会	観光・シティプロモーション課	32	障害支援区分判定等審査会	高齢・障害者支援課
8	行政不服審査会	総務法制課	33	精神保健福祉審議会	精神保健福祉課
9	コンプライアンス推進委員会	コンプライアンス推進課	34	自殺対策協議会	精神保健福祉課
10	情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会	情報公開・文書管理課	35	精神医療審査会	精神保健福祉センター
11	情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会	情報公開・文書管理課	36	介護認定審査会	介護保険課
12	特別職報酬等審議会	人事・給与課	37	高齢者入所判定委員会	中央高齢・障害者相談課
13	公務災害補償等審査会	職員厚生課	38	民生委員推薦会	生活福祉課
14	不動産評価委員会	管財課	39	国民健康保険運営協議会	保険企画課
15	土地利用審査会	土地利用調整課	40	地域保健医療審議会	地域保健課
16	労働報酬等審議会	契約課	41	墓地等紛争調停委員会	地域保健課
17	入札監視委員会	契約課	42	新型インフルエンザ等医療対策会議	地域保健課
18	防災会議	危機管理課	43	感染症診査協議会	感染症対策課
19	国民保護協議会	危機管理課	44	予防接種問題協議会	疾病対策課
20	行政区画等審議会	区政推進課	45	指定難病審査会	疾病対策課
21	住居表示審議会	区政推進課	46	食育推進委員会	健康増進課
22	市民協働推進審議会	市民協働推進課	47	歯科保健事業推進審議会	健康増進課
23	特定非営利活動法人指定審査会	市民協働推進課	48	子ども・子育て会議	こども・若者政策課
24	男女共同参画審議会	人権・男女共同参画課	49	青少年問題協議会	こども・若者支援課
25	人権施策審議会	人権・男女共同参画課	50	小児慢性特定疾病審査会	こども家庭課

	審議会等名称	所管課		審議会等名称	所管課
51	企業立地等審査会	産業・雇用対策課	71	住宅審議会	市営住宅課
52	駐留軍関係離職者等対策協議会	産業・雇用対策課	72	相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理審議会	麻溝台・新磯野地区整備事務所
53	大規模小売店舗立地審議会	産業・雇用対策課	73	簡易水道事業審議会	津久井土木事務所
54	農業委員選考委員会	農政課	74	下水道事業審議会	下水道経営課
55	さがみはら森林ビジョン審議会	森林政策課	75	緑区区民会議	緑区役所区政策課
56	環境審議会	環境政策課	76	中央区区民会議	中央区役所区政策課
57	地球温暖化対策推進会議	環境政策課	77	南区区民会議	南区役所区政策課
58	環境影響評価審査会	環境政策課	78	国際教育特区諮問委員会	教育総務室
59	水とみどりの審議会	水みどり環境課	79	児童生徒等災害見舞金審査委員会	学校保健課
60	廃棄物減量等推進審議会	廃棄物政策課	80	市立小中学校結核対策委員会	学校保健課
61	廃棄物処理施設設置等調整委員会	廃棄物指導課	81	子どものいじめに関する審議会	学校教育課
62	都市計画審議会	都市計画課	82	子どものいじめに関する調査委員会	学校教育課
63	街づくり審査会	都市計画課	83	教職員健康審査会	教職員給与厚生課
64	景観審議会	建築・住まい政策課	84	教育支援委員会	青少年相談センター
65	屋外広告物審査会	建築・住まい政策課	85	社会教育委員会	生涯学習課
66	建築審査会	建築・住まい政策課	86	文化財保護審議会	文化財保護課
67	ホテル等建築審議会	建築・住まい政策課	87	スポーツ推進審議会	スポーツ推進課
68	建築及び開発事業紛争調停委員会	建築・住まい政策課	88	図書館協議会	図書館
69	空家等対策協議会	建築・住まい政策課	89	博物館協議会	博物館
70	開発審査会	開発調整課	90	消防賞慰金審査委員会	消防総務課

4 行政資料コーナーの運営

行政資料コーナーは市民向けの資料室として昭和60年10月に設置した。このコーナーでは、公文書の公開請求及び個人情報の開示等の請求の受付をはじめ、市政に関する情報の提供、相談、案内を行っている。また、市、国、県等の行政資料を配架し、閲覧に供しているほか、市の有償刊行物の販売も行っている。

なお、行政資料コーナーは次の6か所に設置している。

- ・本庁舎本館 ・緑区役所 ・南区役所 ・津久井まちづくりセンター
- ・相模湖まちづくりセンター ・藤野まちづくりセンター

また、公文書館においても、市、国、県等の行政資料を配架し、閲覧に供しているほか、市の有償刊行物の販売も行っている。

本庁舎本館の行政資料コーナーにおける、令和2年4月1日～令和3年3月31日の平均利用人数は、24人(5,907人/243日)である。

【情報公開・文書管理課】

職 員

1 行政組織と職員定数

(1) 組織

令和3年度は、部について2部を廃止し3部を新設した。また、課について7課を廃止し9課を新設した。
※令和2年度中に2課を新設している。

組織数

(令和3年4月1日現在)

部 局 別	局 (公室)	区	部	課
議 会 局	1	—	—	3
市 長 事 務 部 局	9	3	14	153
教 育 局	1	—	3	16
選挙管理委員会事務局	—	—	1	—
監 査 委 員 事 務 局	—	—	1	—
人事委員会事務局	—	—	1	—
農業委員会事務局	—	—	1	—
消 防 局	1	—	2	13
合 計	12	3	23	185
令和2年4月1日の組織数	12	3	22	181
平成31年4月1日の組織数	11	3	23	184

(2) 定数

各事業の終了及び見直し等、各部局の事務事業の増減に応じて配置した。

部局別職員定数

(令和3年4月1日現在、単位：人)

議会局	23	(市)緑区役所	137
(市)市長公室	130	(市)中央区役所	85
(市)総務局	102	(市)南区役所	98
(市)財政局	310	(市)会計課	17
(市)危機管理局	24	教育委員会	3,636
(市)市民局	108	選挙管理委員会事務局	10
(市)健康福祉局	739	監査委員事務局	15
(市)こども・若者未来局	745	人事委員会事務局	10
(市)環境経済局	408	農業委員会事務局	14
(市)都市建設局	487	消防局	732
		合 計	7,830

※(市)は市長事務部局。会計管理者は、会計課に含む。

2 人事

職員の任免、賞罰や定数に基づく配置、新たに必要な職員の選考を行った(教員及び学校事務を除く。)

職員の任免、服務等

(令和3年4月1日現在、単位：人)

育児休業	配 偶 者 同行休業	再任用 職 員	公益的法人派遣		職員の分限、懲戒処分		専従休職
			職員派遣	退職派遣	私傷病休職	懲戒処分 (令和2年度)	
133	1	421	0	0	48	14	4

職員採用試験(任期付職員を含む。)

(令和2年度)

区分	事務	技術	消防	技能	計
受験者数(人)	159	7	—	132	298
合格者数(人)	87	7	—	10	104
最終倍率(倍)	1.8	1.0	—	13.2	2.9

※人事委員会実施分を含まない。

職位別職員数

(令和3年4月1日現在、単位：人)

区分	局長級	部長級	参事級	課長級	副主幹級	主査級	係員級	計
一般行政職	16	23	77	334	497	801	1,955	3,703
技能労務職	—	—	—	—	—	121	192	313
消 防 職	1	2	9	57	108	179	384	740
医 療 職	—	1	2	4	2	3	0	12
合 計	17	26	88	395	607	1,104	2,531	4,768

※本表において一般行政職とは、事務職員と技術職員のうち医療職を除く職員を指す。

※医療職給料表の課長級には、医療職給料表3級の所長を含む。

年齢別職員数

(令和3年4月1日現在、単位：人)

年齢 区分	20歳未満	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	計
一般行政職	7	792	1,127	903	835	39	3,703
技能労務職	0	0	20	50	215	28	313
消 防 職	6	230	198	195	106	5	740
医 療 職	0	0	1	5	2	4	12
合 計	13	1,022	1,346	1,153	1,158	76	4,768

※本表において一般行政職とは、事務職員と技術職員のうち医療職を除く職員を指す。

3 給与等

一般職の職員給与の改定及び給与その他の給付の支給状況

(1) 給与改定

行政職給料表(1)適用職員 (令和2年4月1日現在)

区 分	平均給与月額(円)
給 料	307,056
諸 手 当	61,904
給 与 合 計	368,960

※平均給与月額に対する職員の平均年齢：39.4歳

(2) 職員の給与その他の給付の主な支給状況

会計年度任用職員以外の職員(教育職給料表及び学校事務職給料表が適用される職員を除く。)

(令和2年度、単位：千円)

給 料	職 員 手 当	共 済 費	計
18,454,907	14,137,759	6,579,626	39,172,292

※職員手当には、退職手当、児童手当・特例給付を含まない。

会計年度任用職員

(令和2年度、単位：千円)

報 酬	職 員 手 当	共 済 費	計
4,965,289	447,366	365,572	5,778,227

職員の初任給(行政職給料表(1)適用一般職)

(各年4月1日現在、単位：円)

	平成31年	令和2年	令和3年
大 学 卒	183,600	185,100	185,100
高 校 卒	149,500	151,500	151,500

退職手当(教育職給料表及び学校事務職給料表が適用される職員を除く。)

(令和2年度)

区 分	人 員(人)	支 給 額(円)	一人当たり平均支給額(円)
普通退職(自己都合)	61	299,323,244	4,906,938
勸 奨 退 職	-	-	-
定 年 退 職	117	2,343,497,517	20,029,893
死 亡 退 職	3	24,890,698	8,296,899
任 期 満 了	7	1,551,796	221,685
通 算 退 職	9	-	-
計	197	2,669,263,255	14,198,209

※一人当たり平均支給額の計は、通算退職を含まない。

児童手当(教育職給料表及び学校事務職給料表が適用される職員を除く。)

(令和2年度)

支給期	受 給 者 数(人)	延支給児童数(人)	支 給 額(円)
6月期	1,260	8,180	92,055,000
10月期	1,233	8,210	91,330,000
2月期	1,270	8,438	93,980,000
計	3,763	24,828	277,365,000

ラスパイレス指数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ラスパイレス指数	99.5	99.3	99.3

(3) 特別職の報酬等

市議会議員の議員報酬の額、常勤特別職の給料の額等については、特別職報酬等審議会へ諮問している。
令和2年度は開催していない。

- ・市議会議員、常勤特別職及び教育長の報酬等の最終改定(H9.4.1適用)

【人事・給与課】

人 材 育 成

1 人材育成基本方針

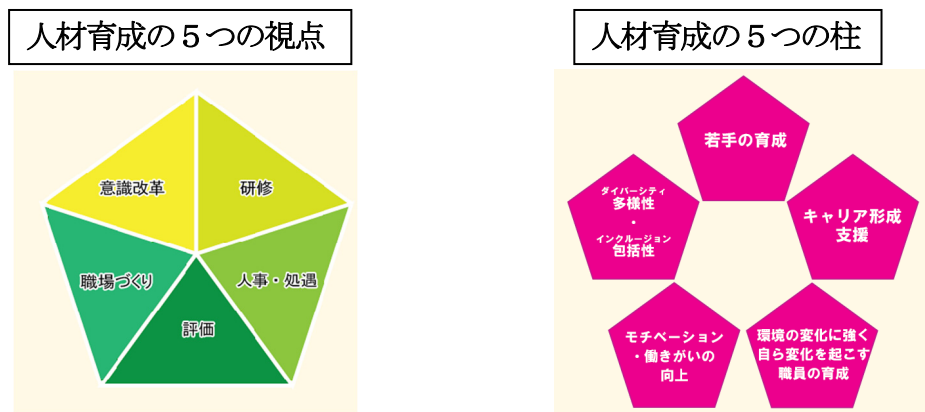
(1) 基本的な考え方

職員一人ひとりが、行政のプロフェッショナルとして活躍するために、「目指す人材像」として「未来想定思考（バックキャスティング※思考）で、自律的に動く職員」を掲げ、「人が育ち、人を育てる職場風土」づくりを進め、キャリアビジョンを描きながら、職務を遂行できる職員を育成する。

※ バックキャスティング：将来あるべき姿から逆算する形でその実現のために取り組むべき事柄（プロセス）を検討する考え方。

(2) 重点的な取組

研修や人事・処遇など“人材育成の5つの視点”により、重点的な施策として5つの柱を立てて、若手の育成、キャリア形成支援、環境の変化に強く自ら変化を起こす職員の育成などに取り組むとともに、「共感」と「リスペクト（他者への尊敬や尊重）」が浸透する職場風土づくりを進める。



2 令和2年度研修実施結果一覧

研 修 区 分			件 数(件)	受講者数(人)
職 場 研 修	集合研修	職場基本研修	45	1,217
		職場専門研修	106	1,670
		小 計	151	2,887
	派遣研修	専門派遣研修	260	595
		視察派遣研修	1	2
		小 計	261	597
	職 場 研 修 計		412	3,484
研 修 所 研 修	集合研修	階層研修	13	1,933
		特別研修	2	351
		小 計	15	2,284
	派遣研修	国内派遣研修	26	30
		海外派遣研修	0	0
		小 計	26	30
	研 修 所 研 修 計		41	2,314
合 計		453	5,798	

3 職員の人事交流及び研修派遣

人事交流や研修を目的として、職員を中央省庁、他自治体等へ派遣している。

＜派遣先及び人数(令和2年度)＞ ※派遣期間 おおむね1～2年間

○国省庁(総務省等)：11人 ○都道府県(神奈川県)：2人

○近隣市町(愛川町)：1人 ○その他の団体等(一般財団法人地方自治研究機構等)：9人

【人材育成課】

職 員 厚 生

1 職員の福利厚生

職員が心身ともに健やかにあり、職務に専念できるようにサポートしていくために、共済制度に係る諸般の事務及び職員厚生会に交付金を交付し各種福利厚生事業を実施している。

(1) 職員共済組合

ア 組合員数 (令和3年3月末現在)

区 分	組合員数(人)
神奈川県市町村職員共済組合	4,672

イ 共済組合の事務取扱件数 (単位：件)

共 済 貯 金 事 務	3,018	共済組合認定・取消等申告	1,308
人間・脳ドック受検申込	1,706	傷病手当金等各種手当金請求	453
被扶養者資格調査	587		

ウ 市負担金・個人掛金

市負担金及び個人掛金は、共済組合の規程に基づいて算出し、市負担分及び職員給与控除分を合算して共済組合へ納付した。

(2) 職員厚生会

福利厚生事業を通して、会員の生活及び教養文化の向上並びに厚生の充実を図り、会員の福祉を増進することを目的とする。

令和2年度事業概要 (令和3年3月末現在)

区 分	備 考
会 員	5,326人(再任用職員等を含む。)
決 算 額	126,612,282円
市 交 付 金	24,331,320円
会 費	給料月額×5.5/1000(再任用フルタイム勤務職員は5/1000、再任用短時間勤務職員は3/1000、任期付短時間勤務職員は3/1000と600円を比して多額の方とする。)

(3) 職員会館の維持管理

各室利用状況一覧 (単位：人)

施 設 名	利用状況	施 設 名	利用状況
B 1 階	音響室1	4 階	和室(小)
	音響室2		和室(中)
1 階	陶芸窯室		和室(大)
	生活協同組合	合 計	
2 階	体育室		
	フィットネス室		

2 職員の安全衛生及び健康管理

職員の安全衛生の推進と健康の保持増進のため、安全衛生委員会による活動や健康診断、ストレスチェック、予防接種、健康相談等を実施した。

(1) 安全衛生

市役所職場を14の事業場に分け、それぞれの事業場に労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会を設置、また、3つの職域で横断的にまとめ、総括安全衛生会議を補完する職域安全衛生会議、市職員全体の安全衛生・健康管理の統括を行う総括安全衛生会議を設置し、その活動を通して職員の安全管理及び衛生管理を実施した。

令和2年度活動状況

	委員人数	委員会 開催回数	職場巡視 実施回数	産業医 健康相談回数
14事業場安全衛生委員会	182名	79回	22回	268回

(2) 健康管理

職員健康管理指針(平成29年4月改定)に基づき健康診断事業、各種相談事業を実施した。

ア 健康診断

職員定期健康診断、雇入時健康診断、情報機器操作作業健康診断、炉及び埋立業務従事者健康診断、深夜業務従事者健康診断、電離放射線取扱業務従事者健康診断、特定化学物質等取扱業務従事者健康診断の実施

イ ストレスチェック

ストレスの程度の把握、職場環境改善等によるメンタル不調の未然防止を目的に、検査・分析・面接・研修等を実施

ウ 予防接種

B型肝炎等抗原抗体検査及びワクチン接種、破傷風予防接種、麻疹・風疹予防ワクチン接種等の実施

エ 健康相談

産業医による健康相談及び臨床心理士によるメンタルヘルス相談の実施

オ メンタルヘルス推進員

職場におけるメンタルヘルスの推進を目的に、各職場で所属長が指定する職員をメンタルヘルス推進員として配置

【職員厚生課】

財 政 局

財 政 部

財	政		61
管	財		65
土 地 利 用 調 整		67	
契	約		68
公 共 建 築		69	

財 政

1 予算

(1) 各会計総括表

(単位：千円)

会 計 名		令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	比較増減	伸率(%)
一 般 会 計		298,900,000	307,200,000	△ 8,300,000	△ 2.7
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業	71,980,000	70,815,000	1,165,000	1.6
	自 動 車 駐 車 場 事 業	1,391,000	1,571,000	△ 180,000	△ 11.5
	麻溝台・新磯野第一整備地区 土 地 区 画 整 理 事 業	1,344,000	592,000	752,000	127.0
	介 護 保 険 事 業	56,266,000	57,382,000	△ 1,116,000	△ 1.9
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	220,000	225,000	△ 5,000	△ 2.2
	財 産 区	98,400	98,500	△ 100	△ 0.1
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	9,813,000	9,830,000	△ 17,000	△ 0.2
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業	3,145,000	3,393,000	△ 248,000	△ 7.3
	公 債 管 理	54,700,000	56,235,000	△ 1,535,000	△ 2.7
	小 計	198,957,400	200,141,500	△ 1,184,100	△ 0.6
合 計		497,857,400	507,341,500	△ 9,484,100	△ 1.9
会 公 営 企 業 計	簡 易 水 道 事 業	455,587	546,711	△ 91,124	△ 16.7
	下 水 道 事 業	31,678,027	31,484,752	193,275	0.6
	合 計	32,133,614	32,031,463	102,151	0.3

(2) 一般会計歳入の財源別構成 (令和3年度)

(単位：千円、%)

自 主 財 源	当初予算額	構成比	依 存 財 源	当初予算額	構成比
市 税	122,400,000	41.0	地 方 譲 与 税	1,675,000	0.6
分 担 金 及 び 負 担 金	865,401	0.3	利 子 割 交 付 金	70,000	0.0
使 用 料 及 び 手 数 料	5,486,261	1.8	配 当 割 交 付 金	600,000	0.2
財 産 収 入	518,371	0.2	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	600,000	0.2
寄 附 金	350,300	0.1	分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	120,000	0.0
繰 入 金	6,320,686	2.1	法 人 事 業 税 交 付 金	550,000	0.2
繰 越 金	2,000,000	0.7	地 方 消 費 税 交 付 金	14,000,000	4.7
諸 収 入	10,770,194	3.6	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	150,000	0.0
			環 境 性 能 割 交 付 金	420,000	0.1
			軽 油 引 取 税 交 付 金	3,100,000	1.0
			国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1,274,900	0.4
			地 方 特 例 交 付 金	2,275,000	0.8
			地 方 交 付 税	11,400,000	3.8
			交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	210,000	0.1
			国 庫 支 出 金	62,392,561	20.9
			県 支 出 金	18,133,726	6.1
			市 債	33,217,600	11.1
自 主 財 源 計	148,711,213	49.8	依 存 財 源 計	150,188,787	50.2

(3) 一般会計歳出款別構成

(単位：千円)

区分 款別	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	比較増減	構成比 (%)		伸率 (%)
				令和 3年度	令和 2年度	
議会費	993,601	997,113	△ 3,512	0.3	0.3	△ 0.4
総務費	24,640,701	23,965,426	675,275	8.2	7.8	2.8
民生費	133,184,744	130,635,583	2,549,161	44.6	42.5	2.0
衛生費	25,029,024	26,833,441	△ 1,804,417	8.4	8.7	△ 6.7
労働費	507,947	627,528	△ 119,581	0.2	0.2	△ 19.1
農林水産業費	753,313	793,641	△ 40,328	0.3	0.3	△ 5.1
商工費	8,698,345	11,217,522	△ 2,519,177	2.9	3.7	△ 22.5
土木費	23,446,391	24,704,773	△ 1,258,382	7.8	8.1	△ 5.1
消防費	8,855,246	8,267,794	587,452	3.0	2.7	7.1
教育費	44,573,406	49,234,348	△ 4,660,942	14.9	16.0	△ 9.5
災害復旧費	1,108,352	3,136,563	△ 2,028,211	0.4	1.0	△ 64.7
公債費	26,700,483	26,677,328	23,155	8.9	8.7	0.1
諸支出金	8,447	8,940	△ 493	0.0	0.0	△ 5.5
予備費	400,000	100,000	300,000	0.1	0.0	300.0
合計	298,900,000	307,200,000	△ 8,300,000	100.0	100.0	△ 2.7

(4) 一般会計歳出性質別構成

(単位：千円)

区 分		令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	比較増減	構成比 (%)	
					令和 3年度	令和 2年度
消費的経費	人件費	76,007,508	76,660,172	△ 652,664	25.4	24.9
	物件費	38,080,971	38,884,633	△ 803,662	12.8	12.7
	補助費等	13,869,118	14,277,956	△ 408,838	4.6	4.6
	維持補修費	3,394,429	3,876,194	△ 481,765	1.1	1.3
	扶助費	96,335,144	93,035,453	3,299,691	32.2	30.3
	小計	227,687,170	226,734,408	952,762	76.1	73.8
投資的経費	補助事業	3,175,060	7,255,031	△ 4,079,971	1.1	2.4
	単独事業	11,577,343	14,507,018	△ 2,929,675	3.9	4.7
	小計	14,752,403	21,762,049	△ 7,009,646	5.0	7.1
その他		56,460,427	58,703,543	△ 2,243,116	18.9	19.1
合計		298,900,000	307,200,000	△ 8,300,000	100.0	100.0

2 決算

(1) 一般会計決算の推移

(単位：千円)

年度	歳入総額	対前年伸率(%)	歳出総額	対前年伸率(%)	実質収支
R2	390,451,391	27.9	379,586,253	28.4	10,047,900
R1	305,311,250	3.5	295,636,583	3.3	8,825,436
H30	295,060,383	1.8	286,243,287	1.7	8,375,681

(2) 一般会計款別歳入の推移

(単位：千円)

区分 性質別		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
		決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)	決算額	構成比(%)
自主財源	市 税	131,083,049	33.6	131,098,296	42.9	127,892,461	43.3
	分担金及び負担金	723,120	0.2	1,338,754	0.5	2,143,548	0.7
	使用料及び手数料	4,910,316	1.3	5,305,561	1.7	5,485,783	1.9
	財産収入	219,646	0.1	402,304	0.1	806,048	0.3
	寄附金	443,690	0.1	183,982	0.1	60,223	0.0
	繰入金	1,028,610	0.3	5,890,860	1.9	4,065,759	1.4
	繰越金	5,174,667	1.3	4,617,098	1.5	4,533,553	1.5
	諸収入	17,391,387	4.5	14,165,329	4.6	15,180,471	5.1
	小 計	160,974,485	41.4	163,002,184	53.3	160,167,856	54.2
依存財源	地方譲与税	1,708,938	0.4	1,701,964	0.6	1,724,807	0.6
	利子割交付金	66,107	0.0	66,085	0.0	126,999	0.0
	配当割交付金	558,491	0.1	609,602	0.2	533,057	0.2
	株式等譲渡所得割交付金	660,546	0.2	366,837	0.1	468,185	0.2
	分離課税所得割交付金	104,116	0.0	140,957	0.0	489,678	0.2
	法人事業税交付金	550,755	0.1	—	—	—	—
	地方消費税交付金	14,455,544	3.7	11,789,344	3.9	12,238,490	4.1
	ゴルフ場利用税交付金	141,586	0.0	155,426	0.1	162,894	0.1
	自動車取得税交付金	—	—	539,684	0.2	1,017,221	0.3
	環境性能割交付金	430,720	0.1	209,335	0.1	—	—
	軽油引取税交付金	3,082,152	0.8	3,228,223	1.1	3,234,095	1.1
	国有提供施設等 所在市町村助成交付金	1,306,229	0.3	1,307,954	0.4	1,302,460	0.4
	地方特例交付金	1,169,459	0.3	1,917,959	0.6	886,146	0.3
	地方交付税	16,778,313	4.3	17,299,939	5.7	13,757,149	4.7
	交通安全対策特別交付金	220,182	0.1	202,085	0.1	205,103	0.1
	国庫支出金	144,109,345	36.9	59,587,303	19.5	53,914,491	18.3
	県 支 出 金	17,810,023	4.6	15,957,969	5.2	15,133,974	5.1
	市 債	26,324,400	6.7	27,228,400	8.9	28,079,100	9.5
	小 計	226,696,552	58.6	142,309,066	46.7	134,892,527	45.8
合 計		390,451,391	100.0	305,311,250	100.0	295,060,383	100.0

(3) 一般会計款別歳出の推移

(単位：千円)

区分 款別	令和2年度		令和元年度		平成30年度	
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)
議会費	955,852	0.3	933,977	0.3	947,749	0.3
総務費	24,253,084	6.4	23,756,468	8.0	25,090,739	8.8
民生費	125,410,673	33.0	122,222,548	41.3	116,924,248	40.9
衛生費	28,488,740	7.5	25,220,048	8.5	22,919,340	8.0
労働費	587,892	0.2	680,603	0.2	659,091	0.2
農林水産業費	722,774	0.2	767,902	0.3	699,863	0.2
商工費	88,507,972	23.3	11,589,667	3.9	12,272,299	4.3
土木費	25,220,588	6.6	26,152,527	8.9	25,010,390	8.7
消防費	7,943,126	2.1	7,891,111	2.7	7,528,755	2.6
教育費	49,141,482	12.9	48,956,337	16.6	48,334,730	16.9
災害復旧費	2,072,308	0.6	1,646,006	0.6	470,553	0.2
公債費	26,272,845	6.9	25,810,449	8.7	25,376,552	8.9
諸支出金	8,917	0.0	8,940	0.0	8,978	0.0
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	379,586,253	100.0	295,636,583	100.0	286,243,287	100.0

(4) 財政指標（普通会計）

(単位：千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
基準財政需要額		133,171,598	128,910,787	125,362,291
基準財政収入額		117,329,863	113,116,842	112,198,305
標準財政規模		175,892,022	172,010,103	170,358,582
財政力指数		0.884	0.889	0.903
経常収支比率		98.2	99.8	98.1
積立金現在高		18,548,705	14,443,406	15,069,391
地方債現在高		273,802,240	272,240,093	269,916,692
健全化 判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率	2.9	2.7	2.7
	将来負担比率	23.9	31.3	33.3
資金不足 比率	下水道事業	—	—	—
	簡易水道事業	—	—	—

3 宝くじの発売

全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの売上のうち約40%が発売元である都道府県及び政令指定都市に収益金として納付されており、相模原市内の売上の一部が市の公共事業等に活用されている。

・宝くじ収益金実績 令和2年度 1,040,156,295 円

管 財

1 財産

(1) 公有財産(令和2年度末)

ア 土地及び建物

(単位：㎡)

行政 財産	土 地	6,243,786.44	普 通 財 産	土 地	6,223,526.27
	建 物	1,648,672.14		建 物	37,709.30

イ 物権

・地上権 1,463.89 ㎡

ウ 有価証券

・株券 46,930 千円

エ 出資による権利 2,291,964 千円

オ 無体財産権 12 件(商標権)

(2) 物品(取得価額・評価額 100 万円以上)

(令和2年度末、単位：台、個)

車両類	乗用自動車	30	機 器 類	事 務 機 器	74
	貨物自動車	57		その他の機器類	1,177
	特殊自動車	368	そ の 他		186

(3) 債権(令和2年度末)

・貸付金 1,671,017 千円 ・敷金 89,345 千円

(4) 基金

資金積立基金

(令和2年度末、単位：千円)

財 政 調 整 基 金	7,979,959	都 市 交 通 施 設 整 備 基 金	1,914,649
社 会 福 祉 基 金	722,350	地 球 温 暖 化 対 策 推 進 基 金	99,907
みどりのまちづくり基金	579,953	寄 附 金 積 立 基 金	148,758
国 際 交 流 基 金	181,644	公 共 施 設 保 全 等 基 金	553,325
市 街 地 整 備 基 金	407,046	相模川ダム周辺地域振興基金	500,000
青 年 起 業 家 育 成 基 金	4,811	岩 本 育 英 奨 学 基 金	43,138
介護保険給付費等支払準備基金	4,676,496	文 化 振 興 基 金	134,822
減 債 基 金	15,914,073	子 ど も ・ 若 者 未 来 基 金	428,604
産 業 集 積 促 進 基 金	421,817	学 校 施 設 整 備 基 金	410,624
道志ダム関連地域環境整備基金	9,178	災 害 救 助 基 金	484,613
中道志川トラスト基金	18,073	合 計	35,633,867

定額資金運用基金

(令和2年度末、単位：千円)

用 品 調 達 基 金	50,000	公 共 料 金 支 払 基 金	300,000
土 地 取 得 基 金	2,000,000	収 入 印 紙 購 入 基 金	1,000
緑 地 保 全 基 金	2,002,352	合 計	4,454,703
美 術 品 等 収 集 基 金	101,351		

2 庁舎

(1) 本庁舎

(令和2年度末)

	本館	第1別館	第2別館	会議室棟	第2会議室棟
敷地面積(㎡)	15,199.94	同左(本館と同敷地)		580.06	1,228.04
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	軽鉄骨造
階数	地下1階、地上6階、塔屋2階	地下1階、地上4階、塔屋1階	地上5階、塔屋1階	地上2階	地上1階
延床面積(㎡)	14,971.28	6,141.15	6,304.83	662.04	468.88
備考欄	昭和44年7月建設、平成12年10月大規模改修	昭和56年7月建設	平成11年3月建設	昭和63年11月建設、平成7年10月増築	昭和54年2月建設、平成元年1月増築

・来庁者駐車場台数 第1駐車場 89台 第2駐車場 383台 体育館前駐車場 80台

・本庁舎来庁者数 年間 307,872人(1日約1,267人)

・電話件数 代表番号 着信数183,516件(1日755件) 発信数8,461件(1日35件)

直通電話 着信数1,828,995件(1日7,527件) 発信数1,085,785件(1日4,468件)

(2) 車両

(令和2年度末、単位：台)

区分	車種別 (乗用)	普通車 (乗用)	普通 貨物車	小型 貨物車	軽自動車		マイクロ バス等	特殊車	特種車	軽2輪	合計
					乗用	貨物					
集中管理車（運転手付）	10	－	－	－	－	－	1	－	－	－	11
集中管理車（貸出車両）	－	7	－	31	45	60	－	－	－	－	143
指 定 車 両	10	17	7	35	58	119	8	11	21	4	290
合 計	20	24	7	66	103	179	9	11	21	4	444

※消防車・清掃車は除く。

※貨物自動車は、ライトバン、キャブオーバー型バン(ワンボックス)及び荷台付の車両(トラック)

3 不動産評価委員会

本市における不動産の取得、処分、貸付け又は借入れに係る価格等についての調査審議等を行っている。

(1件1,000㎡以上の土地又は1件500㎡以上の建物の事業が対象)

令和2年度の開催状況 ・開催回数 2回 ・事業数 6件

4 用地取得価格等評価委員会

公共用地の取得及び処分に係る価格について審議し、決定している。

(1件500㎡以上又は予定価格1千万円以上の事業が対象)

令和2年度の開催状況 ・開催回数 4回 ・事業数 15件

土 地 利 用 調 整

市民生活と調和した土地利用の実現に向けて、新・相模原市総合計画や都市計画マスタープランに基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とし、総合的かつ計画的な土地利用の検討及び調整を行っている。

令和2年度の主な内容は次のとおり。

1 土地利用の調整に係る考え方の検討

平成 28 年 3 月に策定した「非線引き都市計画区域及び都市計画区域外における土地利用の考え方」に基づき調整を行うとともに、神奈川県土地利用調整条例に係る開発行為について、神奈川県と情報共有を行った。

2 キャンプ淵野辺留保地整備計画の進行管理及び留保地の管理

平成 23 年度に策定した「キャンプ淵野辺留保地整備計画」の推進に向けた調整を行った。

また、国との管理委託契約に基づき、市民福祉向上の観点から市主催事業等の利用に供するとともに、維持管理を行った。

- ・管理面積 約 16.1ha
- ・市主催事業等利用状況 38 事業 延べ 296 日

3 相模総合補給廠一部返還地の管理

国との管理委託契約に基づき、市民福祉向上の観点から市主催事業等の利用に供するとともに、維持管理を行った。

- ・管理面積 約 4.7ha
- ・市主催事業等利用状況 2 事業 延べ 185 日

4 公有地の拡大の推進に関する法律に規定する届出等に関すること

都市としての健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地を確保するため、土地を有償で譲渡しようとする場合の届出及び土地の買取申出について、当該土地の公共利用に関する調整を行った。

- ・届出件数 29件

5 国土利用計画法に規定する土地利用等に関すること

適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、権利の移転等の届出があった土地の利用目的について審査を行った。

また、土地取引規制制度の円滑かつ的確な運用を行うため、土地取引動向、地価動向等について、概況調査及び地域別調査を行った。

- ・届出件数 38件

6 地籍調査事業の取組

平成 27 年度から国が津久井地域において実施した都市部官民境界基本調査の後続調査として、緑区太井の一部地区で「官民境界等先行調査」を実施した。

- ・調査面積 約2ha

契 約

1 入札参加登録業者数

工事・委託・物品売買などの入札に参加を希望する業者については、神奈川県及び県内 28 市町村等が共同で運営する「かながわ電子入札共同システム」による登録を行い、小規模修繕業者については本市独自に申請を受け付け、登録を行っている。

登録業者数

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

区 分	工 事	委 託	物 品	小規模修繕	合 計
市 内	362	408	248	101	1,119
準市内	23	164	78	－	265
市 外	1,679	3,427	1,926	－	7,032
合 計	2,064	3,999	2,252	101	8,416

2 令和 2 年度契約状況

(令和 2 年度末)

区 分	件 数		契約金額	
	件	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
工 事	353	27.4	14,381,098	70.9
土木関係	227	17.6	8,632,970	42.5
造園関係	17	1.3	326,110	1.6
建築関係	43	3.4	3,124,420	15.4
電気関係	22	1.7	866,563	4.3
管関係	44	3.4	1,431,035	7.1
委 託	115	8.9	1,009,752	5.0
物 品	820	63.7	4,901,739	24.1
資 材	0	0.0	0	0.0
合 計	1,288	100.0	20,292,589	100.0

※工事の契約金額は、千円未満を切り捨てている。

公 共 建 築

市有建築物(廃棄物処理施設、清掃関連施設及び学校施設(市立小・中学校及び義務教育学校)を除く)の営繕に係る調査、設計、積算及び施工監理を行っている。

令和2年度の主な内容は次のとおり。

1 主な工事

- ・北総合体育館非常用発電設備改修工事
- ・城山総合事務所第1別館空気調和設備改修工事
- ・スポーツ・レクリエーションゾーン屋外トイレ建設工事
- ・峰山霊園合葬式墓所(樹林型)建設工事

2 主な業務委託

- ・大野北子どもセンター中規模改修工事实施設計業務委託
- ・麻溝台保育園中規模改修工事实施設計業務委託
- ・あじさい会館屋根・外壁改修工事設計業務委託
- ・津久井消防署建設工事实施設計業務委託
- ・中央方面隊第4分団第3部詰所・車庫改築設計業務委託

3 設計・施工・監督件数及び契約金額

(令和2年度末：単位：千円)

局 名	工 事		修 繕		委 託		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
市長公室	0	0	0	0	0	0	0	0
総 務 局	0	0	2	2,558	1	1,177	3	3,735
財 政 局	0	0	5	23,600	1	3,399	6	26,999
危機管理局	2	4,576	0	0	0	0	2	4,576
市 民 局	1	45,925	8	15,210	1	3,278	10	64,413
健康福祉局	2	61,050	6	30,791	4	14,751	12	106,592
子ども・若者 未来局	4	79,365	7	31,044	5	24,321	16	134,730
環境経済局	7	276,716	1	2,200	4	26,233	12	305,149
都市建設局	11	333,139	6	84,128	3	28,275	20	445,542
区 役 所	6	88,663	3	12,068	4	8,732	13	109,463
教 育 局	4	148,555	6	36,730	4	5,691	14	190,976
消 防 局	12	103,723	5	35,282	8	115,504	25	254,509
	(1)	(39,765)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(39,765)
合 計	49	1,141,712	49	273,611	35	231,361	133	1,646,684
	(1)	(39,765)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(39,765)

※上段：令和2年度の事業件数・金額の合計(令和元年度からの継続事業を除く。)

下段：()は令和元年度からの継続事業件数・金額

財 政 局

稅 務 部

市 稅 71

市 税

1 市税の年度別推移（当初予算及び決算）

（単位：千円）

税 目	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
	当初予算額 —	当初予算額 決 算 額	当初予算額 決 算 額	当初予算額 決 算 額
市 民 税	60,240,735 —	66,334,504 66,898,425	67,619,909 67,457,808	64,617,261 65,250,936
個 人	56,173,436 —	60,764,653 61,493,444	60,994,506 60,950,551	58,000,732 58,580,449
法 人	4,067,299 —	5,569,851 5,404,981	6,625,403 6,507,257	6,616,529 6,670,487
固 定 資 産 税	44,739,251 —	45,837,303 46,380,042	45,590,364 45,856,077	44,896,045 45,179,833
軽 自 動 車 税	1,116,058 —	1,070,098 1,096,601	1,009,286 1,027,679	955,240 977,306
市 た ば こ 税	4,008,136 —	3,996,383 4,340,651	4,250,000 4,358,942	4,481,847 4,272,462
特 別 土 地 保 有 税	—	—	—	—
入 湯 税	—	—	—	—
事 業 所 税	3,159,283 —	3,169,929 3,081,061	3,149,971 3,170,941	3,151,830 3,122,008
都 市 計 画 税	9,136,537 —	9,291,783 9,286,269	9,180,470 9,226,849	9,097,777 9,089,916
合 計	122,400,000 —	129,700,000 131,083,049	130,800,000 131,098,296	127,200,000 127,892,461

2 納税義務者の推移

（単位：人）

税 目	令和2年度	令和元年度	平成30年度
市 民 税	395,272	393,111	385,621
個 人 市 民 税	379,074	376,930	369,487
法 人 市 民 税	16,198	16,181	16,134
固 定 資 産 税	256,800	255,313	253,214
軽 自 動 車 税	167,459	166,817	165,630
市 た ば こ 税	10	11	11
特 別 土 地 保 有 税	—	—	—
入 湯 税	—	—	—
事 業 所 税	856	865	859
都 市 計 画 税	220,709	219,491	217,989
合 計	1,041,106	1,035,608	1,023,324

※ 軽自動車税については登録台数を示す。

3 令和2年度市税決算額

(単位：千円)

税 目		予 算 額 (最終予算額)	調 定 額	収入済額	収納率 (%)
現 年 課 税 分	市 民 税	65,547,741	67,050,373	66,157,874	98.67
	固 定 資 産 税	45,603,564	46,452,829	46,177,967	99.41
	軽 自 動 車 税	1,054,021	1,097,355	1,081,292	98.54
	市 た ば こ 税	3,996,383	4,340,645	4,340,645	100.00
	特別土地保有税	—	—	—	—
	入 湯 税	—	—	—	—
	事 業 所 税	3,165,245	3,114,003	3,079,195	98.88
	都 市 計 画 税	9,236,832	9,294,009	9,239,060	99.41
計		128,603,786	131,349,214	130,076,033	99.03
滞 納 繰 越 分		1,096,214	2,704,463	1,007,016	37.24
合 計		129,700,000	134,053,677	131,083,049	97.78

4 市税に係る証明・閲覧件数等の推移

種 類	令和2年度	令和元年度	平成30年度
市 民 税 関 係	65,722 件 17,985,280 円	77,391 件 22,058,703 円	94,036 件 27,177,225 円
資 産 税 関 係	45,936 件 15,463,000 円	47,336 件 15,154,800 円	49,237 件 15,407,400 円
収 納 関 係	23,190 件 3,327,715 円	23,566 件 3,595,019 円	22,843 件 3,420,945 円
合 計	134,848 件 36,775,995 円	148,293 件 40,808,522 円	166,116 件 46,005,570 円

※ 上段件数(手数料免除分を含む)、下段手数料

危 機 管 理 局

危	機	管	理		73
緊	急	對	策		81

危 機 管 理

1 防災条例

防災対策について、基本理念を定め、並びに市、市の職員、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、事前対策、応急対策及び復旧・復興対策の基本的事項を定めることにより、災害に強いまちづくりを推進し、もって市民等の生命、身体及び財産を守ることを目的として制定した。

2 危機管理指針

市民の生命、身体及び財産の安全を守るため、市職員の危機管理意識の向上や危機に関わる各種計画（地域防災計画、国民保護計画、事件・事故等対処計画）の策定・実施、全庁的な危機管理体制の整備などを定め、市民の安全・安心をより一層推進することを目的として策定した。

3 地域防災計画

災害対策基本法に基づき、相模原市防災会議が作成する計画で、市域の災害対策全般に関し、その防災活動の効果的実施を図り、災害を防除し、又は被害を最小限度に軽減し、もって地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的としている。

地域防災計画は、本編（総則・予防計画編、地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編）、資料編及び地区防災計画編で構成し、本編における計画の内容は、おおむね次の(1)～(4)のとおりである。

(1) 災害予防計画

災害の発生を予防し、被害を最小限にするため、都市の防災構造化や市街地の再開発などによる災害に強いまちづくりの推進、耐震性の向上、自主防災組織の育成や防災資機材の整備の推進などについて定めている。

(2) 災害応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早急な初動体制の確立や情報の把握、救出・救助や消火、医療救護、避難対策や交通の確保やライフラインの応急復旧など、関係機関等との連携のもとに効果的に実施すべき応急対策について定めている。

(3) 災害復旧・復興計画

公共施設等の災害復旧や災害の再発を防止し、災害に強いまちとしての復興や、被災者の生活再建などについて定めている。

(4) 特殊災害対策計画

鉄道災害、道路災害、航空災害及び危険物等の災害や雪害、火山災害に関する対策について必要な事項を定めている。

4 国民保護計画

武力攻撃や大規模なテロ(緊急処理事態)などが発生した場合に、国の指針等に基づき、市が、国・県・他の市町村及び関係機関等と連携協力して、警報の伝達、住民の避難や救援等を迅速・的確に行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にすることを目的としている。

武力攻撃事態としては、①着上陸侵攻、②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃、④航空攻撃を対象としている。

5 事件・事故等対処計画

市民に重大な被害を及ぼす又は及ぼすおそれがある事態から市民の生命、身体及び財産の安全を守ることが目的としている。

なお、当該計画で対象となるのは、「地域防災計画」で対処する地震災害及び風水害等、並びに「国民保護計画」で対処する武力攻撃事態等及び緊急対処事態を除く危機事象となっている。

6 業務継続計画（BCP）

（1）地震編

大規模な地震災害による庁舎や職員の被災の可能性を勘案し、発災直後から災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施・継続することを目的としている。

（2）新型インフルエンザ等編

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合の対策業務や優先度の高い通常業務を的確かつ迅速に実施することを目的としている。

7 災害受援計画

市の対応能力を上回る大規模地震災害等が発生した際に、他の自治体やボランティア等の人的支援や物的支援を速やかに受入れられるようにあらかじめ本市の体制を整え、応援を要する業務等を定めている。

8 さがみはら防災・減災プログラム

大規模災害に備え、地域防災力の向上、避難対策の充実や災害対応体制の強化に資する事業などから緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための施策を取りまとめ、平成25年度から平成27年度までの3カ年を集中取組期間として令和2年度まで取り組んだ。

9 災害救助法の適用

災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、都道府県及び他の救助実施市とともに応急的に必要な救助を行い、災害にかかった市民等の保護と社会の秩序の保全を図る。（平成31年4月に救助実施市に指定）

10 広域的な連携

（1）九都県市首脳会議（防災・危機管理対策委員会）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び本市の市長で構成される九都県市首脳会議の下部組織として地震防災・危機管理対策部会、合同防災訓練連絡部会、新型インフルエンザ等感染症対策検討部会で構成される「防災・危機管理対策委員会」が設置されており、首脳会議の運営や広域的課題に関しての具体的な調査・検討を行い、国に対する提案活動等を実施している。

（2）指定都市市長会

大規模災害が発生した場合の基礎自治体の危機管理のあり方や、復旧・復興における現行制度の改善策などについて検討を重ね、「広域・大規模災害発生時における指定都市市長会行動計画」を策定（平成26年4月1日施行）し、大規模災害時の支援体制を整えるとともに、災害対策に係る調査・研究、国に対する提案等を行っている。

（3）大都市防災主管者会議

指定都市と東京都で締結している「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき、日ごろからの情報共有を行うとともに、各都市が抱える災害対策上の課題に関して意見交換を行っている。

(4) 県・横浜・川崎・相模原防災・危機管理対策推進協議会

県及び県内の指定都市が、防災・危機管理対策を協議・検討し、連携・協調して対策を図っている。

1.1 防災会議

相模原市防災会議条例に基づき、地域防災計画の作成及びその実施の推進並びに防災関係機関相互の連絡調整を行うために開催する。

防災会議構成員

(令和3年4月1日現在)

区分	構 成 員	人員
市	市長、副市長（3名）、教育長、危機管理監、緑区長、中央区長、南区長、議会局長、消防局長	11人
防災関係機関	陸上自衛隊第4施設群、関東地方整備局相武国道事務所、関東運輸局神奈川運輸支局、関東農政局神奈川県拠点、相模原労働基準監督署、気象庁横浜地方気象台、県央地域県政総合センター、厚木土木事務所津久井治水センター、神奈川県企業庁相模原水道営業所、相模原市警察部、相模原警察署、相模原南警察署、相模原北警察署、津久井警察署、日本郵便㈱相模原郵便局、東日本旅客鉄道㈱橋本駅、㈱NTT東日本東京西支店、東京電力パワーグリッド㈱相模原支社、東京ガス㈱神奈川西支店、日本赤十字社神奈川県支部、中日本高速道路㈱八王子支社八王子保全・サービスセンター、福山通運㈱相模原支店、小田急電鉄㈱相模大野駅相模大野管区、京王電鉄㈱相模原管区、神奈川中央交通東㈱相模原営業所、(一社)神奈川県トラック協会相模原ブロック、(一社)相模原市医師会、相模原市消防団、相模原市自治会連合会、(特非)男女共同参画さがみはら、(社福)相模原市社会福祉協議会、さがみはら消費者の会、(一社)相模原市建設業協会、相模原市立小学校長会	34人
合 計		45人

1.2 国民保護協議会

相模原市国民保護協議会条例に基づき、市長の諮問に応じて国民保護計画を審議するとともに、国民保護関係機関相互の連絡調整等を行うために開催する。

国民保護協議会構成員

(令和3年4月1日現在)

区分	構 成 員	人員
市	市長、副市長（3名）、教育長、危機管理監、消防局長	7人
防災関係機関	関東地方整備局相武国道事務所、関東運輸局神奈川運輸支局、関東農政局神奈川県拠点、陸上自衛隊第4施設群、県央地域県政総合センター、厚木土木事務所津久井治水センター、神奈川県企業庁相模原水道営業所、相模原市警察部、相模原警察署、相模原南警察署、相模原北警察署、津久井警察署、日本郵便㈱相模原郵便局、㈱NTT東日本東京西支店、東京電力パワーグリッド㈱相模原支社、東京ガス㈱神奈川西支店、小田急電鉄㈱相模大野駅相模大野管区、京王電鉄㈱相模原管区、神奈川中央交通㈱運輸計画部運転担当課、(一社)神奈川県トラック協会相模原ブロック、相模原市消防団、相模原市自治会連合会、(一社)相模原市医師会、(一社)相模原市建設業協会、東京都立大学、(特非)男女共同参画さがみはら	26人
合 計		33人

1.3 防災意識の普及啓発

(1) 防災ガイドブック

日ごろから市民一人ひとりが災害への備えや心構えについて考え、発災後の行動について適切な行動がとれるようにするために、平成27年度に防災ガイドブックを全面改訂の上、市内各世帯に全戸配布を実施するとともに、平成28年度は「防災ガイドブック（点字版）」、平成29年度は「防災ガイドブック（録音版）」、令和元年度は、「防災ガイドブック（多言語版）」を作成し、関係機関等に配布した。

名 称	内 容
防災ガイドブック	地震・風水害等の災害に対する基本的な知識や対策に関する市民向けの防災手引書

(2) 洪水ハザードマップ

河川（相模川・境川・鳩川・道保川・串川・道志川）が氾濫した場合の浸水範囲と避難方法等に係る情報を、市民にわかりやすく提供するため、洪水ハザードマップにより、居住する地域の内在する危険性を周知し、被害を最小限にとどめる。令和元年度は「相模川・境川・鳩川・道保川」、令和2年度は「串川・道志川」の改定版を作成した。

名 称	内 容
洪水ハザードマップ	浸水想定区域・風水害時避難場所・避難時危険箇所・情報の伝達方法・避難時の心得等を記載

(3) 土砂災害ハザードマップ

土砂災害による人的被害を防止するため、ハザードマップにより、土砂災害のおそれがある区域及び円滑な警戒避難に必要な情報等を住民に周知し、被害を最小限にとどめる。

名 称	内 容
土砂災害ハザードマップ	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・風水害時避難場所・災害情報の入手・災害情報の種類と行動・避難の心得等を記載

1 4 災害時応援協定等

災害時における応急対策や市民生活の早期安定等を図るため、民間事業者や各種団体、他自治体等と応援協定等を締結している。

災害時における応援協定数

(令和3年4月1日現在 単位：件)

分 類	協定数	分 類	協定数
応援・輸送・医療・無線・情報等	108	水・食料（生活必需物資）・燃料等	26
施設使用に関する協定等	42	他自治体等との協定・消防相互応援協定等	36
包括連携協定（防災に関する項目を含むもの）	15	その他	9

1 5 浸水被害警戒地域対策計画

浸水被害警戒地域における防ぎょ活動の円滑化を図るため、災害対策本部設置前の防ぎょ体制について必要な事項を定めた計画で、当該地域の浸水被害の防止と軽減を図ることを目的としている。

なお、毎年5月に、関係部局（危機管理局、道路部、下水道部、消防局、区役所等）で警戒地域の合同現地調査を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止とした。

警戒地域の指定数

(単位：箇所)

年 度	第1次警戒地域	第2次警戒地域
平成30年度	3	15
令和元年度	3	14
令和2年度	7	11

1 6 急傾斜地等危険箇所の災害対応

(1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域

斜面の角度が30度以上、高さが5m以上、斜面の崩壊により危害が生じるおそれがある家が5戸以上あり、土地所有者及び住民の同意がある場合は、県知事により急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。また、一定の要件を満たす場合は、土地の所有者に代わって県が工事を実施することができる。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域一覧（令和3年4月1日現在）

地 区	地 番	指定年月日	指定面積
古淵	南区古淵4丁目1775 他	昭和47年3月28日	1.66ha
上鶴間	南区上鶴間6丁目1562 他	昭和47年3月28日	0.73ha
久保沢	緑区久保沢3丁目975-1 他	平成12年3月31日	0.90ha
与瀬中野	緑区与瀬2162-1 他	平成14年2月12日	1.30ha
与瀬横道	緑区与瀬2096-1 他	平成17年3月22日	0.92ha
稲生	緑区長竹542-1 他	平成20年7月15日	1.14ha
根小屋	緑区根小屋2500-1 他	平成21年1月20日	0.59ha
	緑区根小屋2552-1 他	平成26年11月4日	0.26ha
寸沢嵐	緑区寸沢嵐3135-1 他	平成27年6月30日	0.32ha
古淵	南区4丁目1799-12 他	平成29年6月2日	0.09ha
牧野上ノ久保	緑区牧野5527-2 他	令和3年2月16日	0.33ha

（2）急傾斜地崩壊危険箇区域等の合同パトロール

急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等を対象に、関係部局（危機管理局、道路部、下水道部、消防局、区役所等）との合同現地パトロールを実施している。

17 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

神奈川県知事が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、災害時要援護者関連施設への情報伝達の整備及び印刷物の作成等の警戒避難体制を整備する。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域指定数（令和3年5月25日現在 単位：箇所）

自然現象の種類	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	688	667
土石流	487	363
地すべり	1	0

18 自主防災組織の育成

「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の取り組みを支援するために、自治会などで編成された自主防災組織に対し、防災訓練の実施、防災資機材の整備等の防災活動に必要な経費の一部を補助金として交付している。また、自主防災組織の防災リーダーが防災活動に対して的確な指導と助言を行えるように、防災リーダー研修を実施し、地域における防災意識の高揚と防災力の向上を図っている。

19 飲料水の確保

（1）飲料水兼用貯水槽

災害時、水道圧力が一定以下に低下すると遮断弁が作動し、タンク内の水が使用できる飲料水兼用貯水槽を小・中学校等の地下等に設置している。

（2）緊急遮断弁付受水槽

地震災害時、受水槽の出口弁を遮断し、非常用飲料水を確保する緊急遮断弁付受水槽を設置している。

飲料水兼用貯水槽、緊急遮断弁付受水槽設置状況

（令和2年4月1日現在）

	飲料水兼用貯水槽	緊急遮断弁付受水槽
設置数	22基（主に小・中学校に設置）	155基（公共施設に設置）
有効貯水量	2,000m ³	3,966.8m ³

20 広域避難場所

地震時に同時多発の火災が発生し延焼拡大した場合、その地域の市民が火煙やふく射熱におかされることなく、生命、身体の安全を図ることができる場所を確保するため広域避難場所を指定している。

広域避難場所一覧

(令和3年4月1日現在)

広域避難場所名称		総面積 (㎡)	収容可能人員(人)
1	相模原北公園	105,000	47,200
2	在日米陸軍相模総合補給廠 (野積場)	366,000	146,000
3	淵野辺公園一帯	660,000	182,100
4	相模原ゴルフクラブ	1,291,000	515,100
5	在日米陸軍キャンプ座間ゴルフコース	748,000	319,700
6	相模カンツリークラブ	580,000	170,800
7	横山公園・上溝中学校	203,700	57,200
8	鹿沼公園	59,160	14,700
9	相模女子大学一帯	343,500	62,400
10	青山学院大学・国学院大学	191,100	64,100
11	県立橋本高等学校・相原中学校	53,500	15,700
12	小山中学校・小山公園一帯	76,000	20,300
13	下九沢団地一帯	59,500	15,400
14	県立相模原公園一帯	560,300	237,070
15	独立行政法人国立病院機構相模原病院一帯	231,100	63,900
16	さがみロボット産業特区プレ実証フィールド	36,000	14,600
17	県立上溝南高等学校	35,900	14,300
18	県立相模田名高等学校	36,900	28,200
19	上鶴間小学校・上鶴間中学校	40,300	15,000
20	古淵鶴野森公園	27,300	20,200
21	川尻小学校・相模丘中学校	47,194	19,050
22	県立城山高等学校・中沢中学校	72,952	27,451
23	津久井湖ゴルフ倶楽部	1,410,000	682,338
24	串川小学校・串川中学校	28,640	11,860
25	鳥屋小学校・鳥屋中学校	21,819	4,482
26	青野原グラウンド	18,506	8,867
27	旧青根中学校	11,290	3,845
28	内郷小学校・内郷グラウンド	20,454	6,093
29	北相中学校	13,317	6,510
30	藤野中学校	13,680	3,854
31	名倉グラウンド	24,448	12,009
32	県立相模原総合高等学校	45,200	15,100
33	旭小学校	16,790	3,089
34	旭中学校・橋本小学校	60,205	15,569
35	宮上小学校	11,792	2,116
36	当麻田小学校	17,253	3,815
37	相原小学校	17,616	3,046
38	相武台小学校	20,341	3,750
39	相武台中学校	33,356	10,625
40	もえぎ台小学校	18,144	4,330
41	緑台小学校	16,788	3,601
42	若草小学校	17,448	4,265
43	若草中学校	20,318	5,282
合 計		7,681,811	2,884,917

2 1 防災用備蓄資機材

(1) 防災備蓄資機材

災害発生時の生活に必要な食料、資機材についての備蓄は主に、105箇所の避難所倉庫、25箇所の広域避難場所対応倉庫及び20箇所のその他備蓄倉庫への分散備蓄と、11箇所の一般倉庫への集中備蓄を行っている。

主な食料、資機材等の備蓄一覧

(令和3年4月1日現在)

資 機 材 名	数 量	規 格 等	資 機 材 名	数 量	規 格 等
【照明機材】			【救助資機材】		
携帯発電機	710台	1500W 他	災害救助工具セット	474組	
コードリール	653個	15A 12A	チェーンソー	390台	
投光器	1092個	500W他	油圧ジャッキ	20個	
投光器用三脚	539脚		ウインチ	25個	
【食糧等】					
ビスケット	194,160食	保存期間5年			
アルファ化米	192,950食	保存期間5年			
サバイバルフーズ	55,500食	保存期間10年			
粉ミルク	404,960 g	アレルギー対応含む	【救急資機材】		
			担架	134台	
			布担架	261枚	
食器セット	52,334組	100人分／組	救急箱	61個	応急手当用
			救急バック	21個	応急手当用
【給水機材等】					
ろ水機	108台	2m ³ ／時間	【非常用公衆電話】		
ろ水機用カートリッジ	166個		非常用特設公衆電話 （PHS電話含む）	105セット	電話機5、延長ケー ブル1、電話コー ド5、PHS1
飲料水兼用貯水槽用 手押ポンプ	20台		【その他】		
飲料水兼用貯水槽用 エンジンポンプ	20台		テント	435張	2間×4間他
飲料水兼用貯水槽備品	20組	開閉器具、給水ホース他	ワンタッチパーテーション	638基	
ロンテナー	1031袋	20リットル	組立式リヤカー	185台	
ウォーターバルーン	83基	1 t 貯水槽	台車	214台	
給水袋	11,110枚	10リットル	ガソリン缶詰	4,880缶	1リットル／缶
【生活資材】			燃料運搬容器	28器	
毛 布	80,133枚		ドラム缶	7缶	
敷きシート	16,267枚		3畳敷他	ビニールシート	
簡易トイレ	69基		【災害時要援護者用】（地域福祉課）		
組み立て式仮設トイレ	659基	和式	車椅子（普通型）	140台	
組み立て式仮設トイレ （身体障害者用）	260基	洋式	車椅子（リクライニング）	21台	
			担架	123台	
ポータブルトイレ	233個		エアマット・マットレス	189枚	
マンホール用トイレ	530基	（下水道部）	歩行補助杖	224本	
トイレットペーパー	358箱	12ロール×8巻／箱他	おぶいひも	235本	

(2) 防災備蓄倉庫

【一般倉庫】11 箇所

(令和3年4月1日現在)

No.	名 称	面積(㎡)	構造	No.	名 称	面積(㎡)	構造
1	上溝防災倉庫	132	鉄骨プレハブ	7	大沢防災倉庫	230	R C
2	緑が丘分署防災倉庫	358	R C	8	南台防災倉庫	288	R C
3	南合同庁舎防災倉庫	60	R C	9	新磯防災倉庫	210	R C
4	淵野辺水防防災倉庫	98	R C	10	三井防災倉庫	154	S
5	相模原球場防災倉庫	278	R C	11	市救援物資集積・配送 センター内備蓄倉庫	520	S
6	消防局防災倉庫	43	S R C				

【広域避難場所対応倉庫】25 箇所

(令和3年4月1日現在)

区 分	箇所数	面 積
コンテナ型	16	14.4㎡
	2	14.7㎡
	1	13.4㎡
	2	5.8㎡
鉄骨造	2	14.0㎡
R C	1	30.0㎡
	1	14.0㎡

【避難所倉庫】105 箇所(小・中学校等)

(令和3年4月1日現在)

区 分	箇所数	構 造・面 積
単独倉庫	17	鉄筋コンクリート造 30㎡
	67	軽量鉄骨造 30㎡
	2	軽量鉄骨造 65㎡
	3	鉄骨造 30㎡
余裕教室等の活用	10	
体育館等併設	6	

※相模丘中学校・川尻小学校は、相模丘中学校敷地内に間仕切りのある兼用倉庫を設置

【その他備蓄倉庫】20 箇所

(令和3年4月1日現在)

地 区	箇所数	構 造・面 積
城 山	1	アルミ製14.4㎡
津久井	3	アルミ製14.4㎡(2箇所) 14.7㎡(1箇所)
相模湖	3	アルミ製14.4㎡
藤 野	11	アルミ製5.8㎡(7箇所), 7.2㎡(2箇所) 8.2㎡(1箇所), 10.8㎡(1箇所)
	1	亜鉛鉄板6.6㎡
	1	鉄筋コンクリート造9.8㎡(1箇所)

(3) 市救援物資集積・配送センター

大規模災害発生時における支援物資等の効率的な集積・配送を目的に整備。大型トラックによる物資の搬出入や大量の物資の荷捌きに対応する構造となっている。

区分	面積
一般倉庫	520㎡
物資受入部分	700㎡

緊 急 対 策

1 防災訓練

(1) 総合防災訓練

相模原市地域防災計画に基づき、大規模地震災害発生時等における迅速かつ円滑な災害応急対策の実施等を目的として、市民、防災関係機関と連携、協力し、総合的な訓練を実施している。

平成22年度からは「九都県市合同防災訓練」に参画し、広域的な応援体制や協力体制の強化を図ること等を目的として、九都県市において相互に連携した訓練を実施している。平成26年度には、九都県市の幹事都県市として、在日米陸軍相模総合補給廠において「九都県市合同防災訓練(中央会場)」を実施した。なお、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、市職員を主体に防災対応力の向上を目的とした「令和2年度相模原市総合防災訓練」を実施した。

《令和2年度相模原市総合防災訓練の概要》

参加者数：約240人 参加協力機関・企業・団体数：なし

《訓練項目》

職員非常参集訓練（動員伝達訓練）、避難所開設・運営訓練、通信情報伝達訓練、情報収集活動訓練

(2) 個別訓練

相模原市地域防災計画に基づき、地震、風水害、大雪等災害発生時における迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、各種訓練を実施している。

2 災害時の情報受伝達手段

(1) 市民の方への情報発信

ア 防災行政用同報無線（ひばり放送）

消防指令センターに親局、市内全域に屋外放送用子局を設置している。この設備は、災害時の情報を的確に伝えるためのものであり、親局から無線電波で送信した情報を屋外放送用子局で受信し、拡声装置によって市民に伝達するものである。

《設置状況》 559基 （令和3年4月1日現在）

イ さがみはらメールマガジン「防災」

市民に、災害の予測につながる気象情報等をメールで自動配信することにより、河川等の増水を含めた急激な気象変化による被害の軽減を図ることを目的としている。また、災害時にメール配信の機能を利用して、市職員に参集指示をすることにより、電話に比べて大幅に時間短縮し、迅速な防災体制の確立を図るもの。

ウ t v k（テレビ神奈川）データ放送

tvk（テレビ神奈川）データ放送を活用し、ひばり放送の内容や防災情報を文字情報で提供している。（平成23年8月運用開始）

エ ひばり放送テレホンサービス

市民へのひばり放送や防災情報伝達の補完対策として、ひばり放送の内容を電話で確認できるサービス。（平成15年9月運用開始）

オ ツイッター

市内の広範囲で災害が予測される場合の避難等に関する情報や、災害対策本部体制下等における災害情報等を発信するもの。（平成25年9月運用開始）

カ 防災アプリ

スマートフォンの普及に伴いアプリを活用し、市からの防災に関する情報等を発信するもの。

防災アプリ「Yahoo!防災速報」（平成29年3月開始）

「スマ保災害時ナビ」（平成30年9月開始）※多言語対応

キ エフエムさがみによる緊急放送

市民への防災情報の伝達を速やかに行うため、ひばり放送で流す全国瞬時警報システム（Jアラート）の配信情報等を（株）エフエムさがみの通常放送の中に緊急に割り込んで放送するもの。「災害情報等の放送に関する協定の運用に関する覚書」に基づき運用。（平成10年6月開始）

（２）市内の情報伝達手段

ア デジタル地域防災無線

災害時に電話通信等が途絶した場合に備え、市災害対策本部と防災関係機関（ライフライン関係機関、学校等）との確実な通信手段を確保するため、防災関係機関との間に地域防災無線による防災無線ネットワークを構築し、災害対策の強化を図るもの。平成18年度は、旧相模原市域及び津久井・相模湖地区におけるデジタル地域防災無線整備工事の実施、平成19年度は、城山・藤野地区の移動局設備の整備を実施している。

イ スマートフォン

災害時に固定電話等が途絶した場合に備え、現地対策班や避難所などに災害時優先電話として登録したスマートフォンを配備し、通信手段の多重化を図っている。また、円滑な情報連絡のため、スマートフォンアプリのラインワークスを活用している。（令和元年4月開始）

ウ 震度情報システム

地震発生時、市内14か所に設置された震度計の内13箇所の震度計データを消防指令センターの中央監視装置に集約し、震度を表示するシステムであり、平成9年3月から運用している。平成25年3月には、東日本大震災を教訓に、地震に係る情報をより正確かつ迅速に把握するため、従来の震度情報システムを最新の機器に更新した。

震度計設置場所一覧

（令和3年4月1日現在）

設置場所	所在地	設置場所	所在地
市役所（気象庁設置）	中央区中央2-11-15	上溝分署	中央区上溝2163-9
消防局	中央区中央2-2-15	大沢分署※1	緑区大島1745-1
南消防署	南区相模大野5-34-1	城山総合事務所（県設置）	緑区久保沢1-3-1
新磯まちづくりセンター	南区磯部916-3	津久井総合事務所（県設置）	緑区中野633
北消防署	緑区橋本4-16-6	相模湖総合事務所（県設置）	緑区与瀬896
田名分署	中央区田名4841-3	藤野総合事務所※1	緑区小沢2000
相模川ふれあい科学館	中央区水郷田名1-5-1	相模湖林間公園 （気象庁設置）※2	緑区若柳1432-2

※1 防災科学研究所設置 ※2 市へのデータ提供なし

エ 災害情報共有システム

災害の初動期において、「被害の全体像の把握」と「応急対策の検討」を行い減災につなげるため、必要な情報を迅速に収集し市内で共有するためのシステム。市内にサーバを設置しないシステムであるため、耐災害性が高く、携帯電話やスマートフォンにも対応しており、インターネット環境があればどこからでも情報登録、閲覧が可能なシステムである。

オ 被災者支援システム

災害時に被害認定調査、罹災証明書発行、義援金等の支給、仮設住宅の入居等、被災者の支援を迅速かつ効率的に実施するためのシステムである。

会

計

会

計

.....

83

会 計

1 支出命令書等の審査件数

会計年度	支出命令書	前渡金概算払精算書	振替命令	戻入決定書	還付金支出命令書	計
H30	113,279	4,303	40,588	1,730	1,253	161,153
R1	114,297	4,277	40,722	1,635	1,633	162,564
R2	109,403	4,203	40,293	1,685	1,358	156,942

2 現金・有価証券の出納及び保管状況

(1) 月別収支集計表

(単位：円)

内訳 月別	収 入		支 出		差引月別現在高
	当月計	累 計	当月計	累 計	
4	42,994,401,415	42,994,401,415	20,676,622,625	20,676,622,625	22,317,778,790
5	55,377,615,577	98,372,016,992	48,232,988,257	68,909,610,882	7,144,627,320
6	121,428,938,613	219,800,955,605	89,932,058,817	158,841,669,699	31,496,879,796
7	33,545,410,224	253,346,365,829	53,345,572,201	212,187,241,900	-19,800,161,977
8	32,524,488,469	285,870,854,298	28,993,478,485	241,180,720,385	3,531,009,984
9	41,577,853,681	327,448,707,979	49,446,410,902	290,627,131,287	-7,868,557,221
10	50,644,420,649	378,093,128,628	44,483,521,051	335,110,652,338	6,160,899,598
11	33,303,659,523	411,396,788,151	31,696,716,567	366,807,368,905	1,606,942,956
12	52,648,451,670	464,045,239,821	58,192,300,846	424,999,669,751	-5,543,849,176
1	30,642,052,814	494,687,292,635	32,806,414,422	457,806,084,173	-2,164,361,608
2	22,980,993,271	517,668,285,906	32,348,899,082	490,154,983,255	-9,367,905,811
3	78,022,490,487	595,690,776,393	57,932,529,785	548,087,513,040	20,089,960,702
4	38,482,132,511	634,172,908,904	52,535,423,275	600,622,936,315	-14,053,290,764 (30,263,416,065)
5	20,694,016,778	654,866,925,682	8,371,912,760	608,994,849,075	12,322,104,018 (30,263,416,065)

※（ ）内は、基金及び歳入歳出外の3月末残高で翌年度へ繰り越した金額（外書きで記載）

(2) 有価証券の出納及び保管件数

区 分	公有財産	基 金	その他	計
出納及び保管件数	109	70	121	300

3 現金の令和2年度取扱処理件数（出納整理期間を含む）

区分	収入 調定 通知書	還付金 支出命令書	支出命令書					前 渡 金 精 算 書	概 算 払 精 算 書	振 替 命 令	戻 入 決 書	合 計
			口座振込払		振込 払	窓口 払	小 計					
			電算	手書き								
件数	94,349	1,358	139,917	11,399	4,266	707	156,289	1,251	2,952	40,293	1,685	298,177

4 口座振替状況

(1) 支払件数

年 度	電算処理件数	手書処理件数	合 計
H30	166, 773	7, 489	174, 262
R1	166, 911	8, 350	175, 261
R2	142, 363	11, 279	153, 642

(2) 収納件数

年 度	件 数
H30	1, 099, 500
R1	1, 081, 910
R2	1, 061, 620

5 公共料金自動振替状況

(単位：円)

年度	種 目	電 気	ガ ス	上下水道	電 話	放送受信料	合 計
H30	件 数	8, 492	1, 554	12, 031	11, 821	93	33, 991
	支出額	698, 504, 992	116, 560, 247	539, 253, 974	327, 638, 952	4, 884, 695	1, 686, 842, 860
R1	件 数	8, 498	1, 620	12, 089	11, 815	93	34, 115
	支出額	650, 638, 746	118, 250, 731	509, 096, 300	346, 695, 600	4, 892, 400	1, 629, 573, 777
R2	件 数	7, 906	1, 789	12, 069	11, 477	91	33, 332
	支出額	541, 673, 695	131, 255, 404	413, 217, 324	357, 355, 486	4, 821, 028	1, 448, 322, 937

6 出納検査等の実施状況

(1) 現金出納員検査

詳細書面検査 21 課・(機関) 等及び書面調査 169 課 (機関)

(2) 物品出納員等検査

実地検査 17 課 (機関)

(3) 前渡金管理者検査

書面検査 18 課 (機関)

(4) 出納事務受託者検査

ア 収入事務受託者検査

詳細書面検査 受託者 4 団体 (4 課・機関所管) 及び書面調査 受託者 86 団体 (15 課・機関所管)

イ 地方税収入事務受託者検査

書面調査 受託者 1 社 及び受託者と契約するコンビニエンスストア 3 社

ウ 支出事務受託者検査

実地検査 受託者 1 行 (指定金融機関)

(5) 指定金融機関等検査

実地検査 指定金融機関 1 店舗 及び書面検査 収納代理金融機関 12 店舗

消 防 局

消 防 部

消 防 総 務		85
予 防		88
危 険 物 保 安		90

消 防 総 務

1 消防概要

昭和30年5月に市役所総務課に消防係を設置、同年10月に在日米陸軍相模総合補給廠から寄贈された消防ポンプ車1台、市職員15名による特設消防隊を編成した。また、昭和31年5月には市役所行政機構改革により、消防係が民生部消防課に昇格。昭和32年9月市議会において常備消防の設置が決定し、翌年昭和33年1月に消防本部を設置、消防士12名採用、同年4月消防署を開設し、6人編成による消防隊を配置した。

以来、消防施設装備の改善と近代化及び常備消防の強化を図っている。

平成18年3月20日、本市が津久井郡津久井町及び相模湖町と合併し市域が拡大するとともに、津久井郡広域行政組合消防本部と組織統合し、旧組合消防本部の管轄区域であった津久井郡城山町及び藤野町の常備消防事務を受託していたが、平成19年3月11日の市町合併により両町も本市の管轄区域となった。平成19年4月、市役所の組織改正に伴い、本部の名称が「相模原市消防本部」から「相模原市消防局」に変更となった。

消防局は2部(6課)及び4消防署(7課15分署1出張所1派出所)で、職員定数732名である。

また、消防団は明治中期ごろまでは「消防組」といい、集落ごとに15歳以上40歳以下の青年で組織し、消防、祭典、その他一般行事などにあたり、義勇消防の性格を有していた。その後、明治27年2月に「消防組規則」が制定され、当時警察署の管轄のもとに組織化された消防組が誕生した。

昭和22年に「消防組織法」が公布され相模原町消防団が発足し、現在の原形となった。その後、相模原市消防団は、再編成と定員調整を行うとともに、平成18年3月20日の市町合併により3団体制となり、さらに、平成19年3月11日の市町合併により5団体制となった。

平成24年4月1日には、地震等大規模災害時における指揮命令系統の一元化等を図るため、5団体制から1団6方面隊体制へと組織を再編し、令和3年4月1日現在34分団106部、定数1,710名となっている。

現在の主な活動は、水火災や震災での防ぎょ活動をはじめ訓練・研修のほか、職員とともに市民への火災予防広報や防災訓練の支援などの消防活動を行っている。

2 予算

予算の執行管理総括

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和2年度	比較	伸率(%)
一般会計総額	298,900,000	307,200,000	△8,300,000	△2.7
常備消防費	7,501,888	7,470,717	31,171	0.4
非常備消防費	416,898	431,678	△14,780	△3.4
消防施設費	936,460	365,399	571,061	156.3
消防費総計	8,855,246	8,267,794	587,452	7.1

3 主な事業（令和2年度）

(1) 消防施設等の整備

- ・津久井消防署整備事業（基本設計及び実施設計業務委託）
- ・消防局 消防車両車庫・危険物倉庫棟建設工事

(2) 研修

消防に関する知識及び技能の向上を図るため、職員を消防学校等へ派遣した。

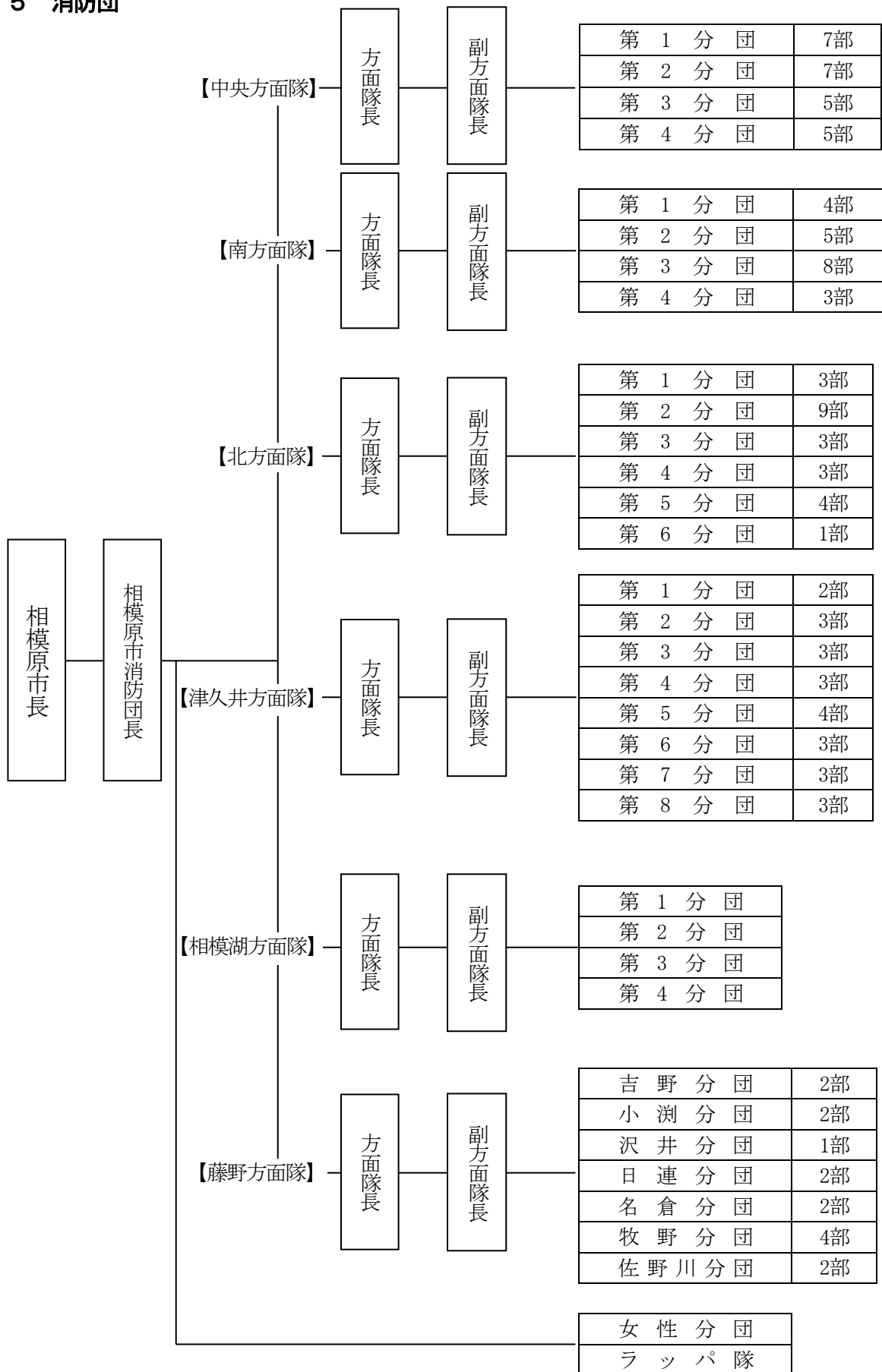
区 分	受講者数(人)	区 分	受講者数(人)	区 分	受講者数(人)
消防学校教育	72	職場研修	390	救急救命士養成	2
消防大学学校教育	12	派遣研修	51	基本研修	211
資格取得研修	85				

4 消防施設

(令和3. 4. 1現在)

名 称	所 在 地	構造 面積 [敷地面積]	開署年月 (改築年月等)
相模原市消防局	中央区中央 2丁目2番15号	鉄筋コンクリート 3階建 2,249㎡ [3,658㎡]	昭和33年1月 昭和47年6月 (移転)
消防指令センター	同 上	鉄筋コンクリート 4階建 4,501㎡ [局と同敷地]	平成2年4月
相模原消防署	同 上	局に同じ	局に同じ
田名分署	中央区田名 4841番地3	鉄筋コンクリート 2階建、一部3階建 1,690㎡ [1,927㎡]	昭和45年1月 平成13年10月 (移転)
淵野辺分署	中央区淵野辺本町 3丁目1番8号	鉄筋コンクリート 2階建 951㎡ [1,269㎡]	昭和40年12月 昭和61年3月 (移転)
緑が丘分署	中央区緑が丘 1丁目32番25号	鉄筋コンクリート 2階建 968㎡ [2,370㎡]	昭和57年4月
上溝分署	中央区上溝 2163番地9	鉄筋コンクリート 3階建 1,186㎡ [1,811㎡]	平成3年6月
南消防署	南区相模大野 5丁目34番1号	鉄筋コンクリート 3階建 2,228㎡ [2,520㎡]	昭和36年6月 昭和50年4月 (昇格) 昭和62年7月 (移転)
麻溝台分署	南区麻溝台 8丁目38番20号	鉄筋コンクリート 2階建 332㎡ [653㎡]	昭和47年12月
新磯分署	南区磯部 1229番地1	鉄筋コンクリート 2階建 1,176㎡ [2,311㎡]	平成18年10月
東林分署	南区東林間 7丁目35番25号	鉄筋コンクリート 2階建 252㎡ [1,923㎡]	昭和51年4月
大沼分署	南区古淵 3丁目15番8号	鉄筋コンクリート 2階建 1,188㎡ [1,524㎡]	昭和52年4月 平成8年3月 (増築)
相武台分署	南区新磯野 2丁目51番1号	鉄筋コンクリート 2階建 1,216㎡ [1,895㎡]	昭和60年4月
上鶴間分署	南区相模大野 7丁目40番4号	鉄筋コンクリート 2階建 1,187㎡ [1,880㎡]	平成4年6月
北消防署	緑区橋本 4丁目16番6号	鉄筋コンクリート 2階建 1,473㎡ [1,598㎡]	昭和37年7月 昭和49年3月 (移転) 平成11年10月 (増築・昇格)
大沢分署	緑区大島 1745番地1	鉄筋コンクリート 2階建 1,189㎡ [2,373㎡]	昭和50年4月 平成8年5月 (移転)
相原分署	緑区相原 4丁目14番9号	鉄筋コンクリート 2階建 595㎡ [1,783㎡]	昭和53年4月 平成27年3月 (改築)
城山分署	緑区川尻 1699番地1	鉄筋コンクリート 2階建 727㎡ [1,793㎡]	昭和49年4月 平成7年4月 (移転)
津久井消防署	緑区寸沢嵐 574番地2	鉄筋コンクリート 3階建 937㎡ [1,649㎡]	昭和48年3月 平成2年4月 (増築) 平成18年3月 (合併)
救急隊派出所	緑区太井 157番地1	軽量鉄骨造 平屋建 155㎡ [541㎡]	平成10年4月
藤野分署	緑区吉野 433番地1	鉄筋コンクリート 2階建 630㎡ [1,011㎡]	昭和49年4月 平成25年4月 (移転)
青根分署	緑区青根 1372番地1	鉄筋コンクリート 2階建 456.3㎡ [1,419㎡]	昭和49年4月 平成30年4月 (移転)
鳥屋出張所	緑区鳥屋 789番地7	鉄筋コンクリート 平屋建 165㎡ [712㎡]	昭和49年4月
下溝防災消防訓練場	南区下溝 3042番地2	[8,274㎡]	平成6年4月
三井防災消防訓練場	緑区三井 352番地4	[7,921㎡]	平成25年2月

5 消防団



【消防総務課】

予 防

1 火災予防の啓発活動

火災の発生防止及び火災発生時の早期通報、初期消火、安全な避難などの一連の行動が、的確・迅速に行われるためには、市民一人一人の火災予防に対する理解と認識が必要である。

そこで、春、秋の火災予防運動をはじめ、自主防災組織、事業所の消防訓練時など、あらゆる機会を捉えて、市民の火災予防思想の高揚を図るための啓発活動を実施している。

また、(公社)相模原市防災協会においても、防火・防災に関する知識の普及啓発事業や指導育成事業等を実施し、災害の未然防止と被害の軽減について、市民や行政と一体となった活動を展開することにより、災害に強いまちづくりの推進を図っている。

2 委託業務

予防事務の効率的かつ効果的な事務を行なうために、(公社)相模原市防災協会へ次の業務を委託している。

業 務	内 容
自衛消防訓練起震車等運用業務	自衛消防組織の消防訓練の充実を図るため、震度体験及び煙体験の運用、指導を委託している。
一人暮らし高齢者家庭等防火啓発訪問業務	一人暮らしの高齢者家庭等を対象に、訪問による住宅防火診断を委託している。

3 火災発生件数

区分 (年)	火 災 種 別					焼 損 棟 数	建 物 焼 損 面 積 (m^2)	損 害 額 (千 円)	り 災		死 者 (人)	負 傷 者 (人)
	建 物 火 災	林 野 火 災	車 両 火 災	そ の 他 火 災	合 計				世 帯	人 員		
H30	86	4	17	35	142	110	2,661	262,991	99	204	9	37
R1	89	3	13	36	141	126	2,160	255,125	80	296	5	27
R2	88	5	12	47	152	110	1,115	88,228	62	133	2	35

4 防火対象物の地区別・署別・中高層建築物の状況

(令和3.4.1現在 単位：棟)

地区別		階層 地区別計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階 以上	地下 1階	地下2 階以上
合 計		8,407	4,364	1,676	1,068	398	317	160	93	97	234	1,179	57
緑区	小 計	1,461	800	254	197	69	52	23	13	19	34	214	19
	橋 本	1,038	521	202	126	62	45	21	12	17	32	107	10
	大 沢	181	98	17	55	3	3	1	0	2	2	20	1
	城 山	90	71	14	4	1	0	0	0	0	0	16	3
	津久井	70	47	15	6	1	1	0	0	0	0	29	3
	相模湖	38	31	3	3	1	0	0	0	0	0	16	0
	藤 野	44	32	3	3	1	3	1	1	0	0	26	2
中央区	小 計	3,577	1,779	750	454	147	141	92	52	51	111	488	15
	小 山	306	138	61	31	8	12	13	8	9	26	47	1
	横 山	197	91	44	39	5	9	3	1	5	0	13	0
	清 新	612	247	141	90	31	30	22	12	13	26	104	4
	中 央	817	374	208	96	37	31	23	10	10	28	109	7
	星が丘	272	162	65	22	6	8	4	2	1	2	43	1
	光が丘	105	74	20	4	2	2	0	1	2	0	16	0
	大野北	848	430	144	127	44	37	19	16	10	21	105	1
	上 溝	226	137	32	24	11	9	5	2	0	6	28	0
	田 名	194	126	35	21	3	3	3	0	1	2	23	1
南区	小 計	3,369	1,785	672	417	182	124	45	28	27	89	477	23
	大野中	486	275	78	82	19	12	4	5	2	9	63	5
	大野南	1,168	597	187	116	76	63	28	16	20	65	181	9
	麻 溝	138	77	28	14	11	4	2	0	1	1	37	2
	新 磯	24	17	4	1	2	0	0	0	0	0	6	1
	相模台	594	350	107	85	24	15	5	3	0	5	66	2
	相武台	340	126	138	60	14	1	1	0	0	0	24	1
	東 林	619	343	130	59	36	29	5	4	4	9	100	3
署 別		階層 署別計	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階 以上	地下 1階	地下2 階以上
合 計		8,407	4,364	1,676	1,068	398	317	160	93	97	234	1,179	57
相模原署	小 計	3,577	1,779	750	454	147	141	92	52	51	111	488	15
	本 署	1,627	675	373	230	76	73	57	30	33	80	243	10
	田名分署	195	127	35	21	3	3	3	0	1	2	23	1
	淵野辺分署	819	412	143	123	40	36	19	15	10	21	101	1
	緑が丘分署	521	323	125	37	13	11	3	4	3	2	73	3
	上溝分署	415	242	74	43	15	18	10	3	4	6	48	0
	小 計	3,369	1,785	672	417	182	124	45	28	27	89	477	23
南署	本 署	890	476	158	94	41	47	18	11	10	35	130	6
	麻溝台分署	329	177	51	72	16	6	4	1	1	1	49	0
	新磯分署	114	79	25	5	4	1	0	0	0	0	23	3
	東林分署	518	279	118	48	32	22	5	3	4	7	83	2
	大沼分署	413	235	65	67	17	9	4	5	2	9	54	4
	相武台分署	476	217	167	68	18	2	2	0	0	2	42	2
	上鶴間分署	629	322	88	63	54	37	12	8	10	35	96	6
	小 計	1,309	690	233	185	66	48	22	12	19	34	143	14
北署	本 署	655	310	121	81	52	32	14	8	13	24	78	7
	大沢分署	181	98	17	55	3	3	1	0	2	2	20	1
	相原分署	383	211	81	45	10	13	7	4	4	8	29	3
	城山分署	90	71	14	4	1	0	0	0	0	0	16	3
	小 計	152	110	21	12	3	4	1	1	0	0	71	5
津久井署	本 署	76	53	12	8	2	1	0	0	0	0	30	3
	藤野分署	46	34	3	3	1	3	1	1	0	0	26	2
	青根分署	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	鳥屋出張所	27	20	6	1	0	0	0	0	0	0	13	0

【予防課】

危 険 物 保 安

1 危険物施設等の保安活動

危険物、高圧ガス及び火薬類を取り扱う事業所は、関係法令により製造、貯蔵及び取扱いが規制され、自主保安活動が強く求められているが、施設の老朽化による劣化や誤った取扱いが原因で事故が発生しているのが現状である。また、これらの事業所で事故が発生すると、人的・物的に大きな被害が及ぶことがあり、事業所における保安体制の強化と事故防止の徹底が最も重要である。

本市では、危険物、高圧ガス及び火薬類を取り扱う事業所に対し、事故要因への対策を適切に講じるよう指導するとともに立入検査、講習会、訓練、安全週間等あらゆる機会を捉え、事故防止に係る広報活動を実施し、自主保安体制の強化を促進している。

2 危険物施設の状況

(令和3.4.1現在 単位：件)

製造所	貯 蔵 所							取 扱 所				合計
	屋 貯 蔵 内 所	屋 貯 外 タ ン ク 所	屋 貯 内 タ ン ク 所	地 貯 下 タ ン ク 所	簡 貯 易 タ ン ク 所	移 貯 動 タ ン ク 所	屋 貯 蔵 外 所	給 取 扱 油 所	第 取 一 種 扱 販 売 所	第 取 二 種 扱 販 売 所	一 取 扱 般 所	
9	192	20	11	194	4	88	15	139	6	3	183	864

3 高圧ガス施設の状況

(令和3.4.1現在 単位：件)

製造者		特定 消費事業所 高圧ガス	容 器 検 査 所	販 売 所	貯蔵所		合 計
第一種 製造事業所	第二種 製造事業所				第一種 貯蔵所	第二種 貯蔵所	
42	305	19	16	251	10	54	697

4 火薬類施設の状況 (令和3.4.1現在 単位：件)

製造所	販売所	火薬庫	火薬類貯蔵所 火薬庫外	合計
3	14	16	21	54

【危険物保安課】

消 防 局

警 防 部

警	防		91
指	令		93

警 防

1 消防体制

(令和3.4.1現在 単位：台)

区分 消防車両	消防局	相模原本署	田名分署	淵野辺分署	緑が丘分署	上溝分署	南本署	麻溝台分署	新磯分署	東林分署	大沼分署	相武台分署	上鶴間分署	北本署	大沢分署	相原分署	城山分署	津久井本署	本署救急隊派出所	藤野分署	青根分署	鳥屋出張所	合計
水槽付消防ポンプ自動車	—	1	—	2	—	2	1	1	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	10
消防ポンプ自動車	—	—	—	—	1	—	—	—	1	1	2	1	—	—	2	1	—	1	—	1	1	2	14
救助工作車	—	1	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	5
救助資機材車	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	4
高規格救急自動車	—	3	1	1	2	1	3	—	1	—	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	—	25
はしご車	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	5
高所救助車	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
小型消防車	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
化学車	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	3
指揮車	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	4
査察車	—	2	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	1	—	—	—	—	7
その他	7	7	3	2	4	2	7	2	3	1	2	2	2	5	2	3	4	13	—	3	2	3	79
合計	7	17	7	5	8	6	17	3	5	2	6	8	4	11	5	5	7	21	1	5	4	5	159

※非常用車両を含む

2 防火水槽（公設）

(令和3.4.1現在 単位：基)

署別 容量	相模原消防署	南消防署	北消防署	津久井消防署	合計
20m ³ 未満	15	9	13	62	99
20m ³ 級	140	97	101	48	386
40m ³ 級	155	136	222	485	998
60m ³ 級	1	2	7	—	10
100m ³ 級	11	6	2	3	22
合計	322	250	345	598	1,515

3 消火栓（公設）

（令和3.4.1現在 単位：基）

署別 管口径mm	相模原消防署	南消防署	北消防署	津久井消防署	合 計
50	—	—	—	5	5
75	4	11	4	75	94
100	1,302	1,177	782	612	3,873
125	—	—	—	4	4
150	802	773	387	252	2,214
200	303	258	148	132	841
250	12	9	—	—	21
300	179	211	88	9	487
350	2	3	—	—	5
400	63	68	22	6	159
500	3	20	2	—	25
600	8	5	13	—	26
800	—	3	—	—	3
合計	2,678	2,538	1,446	1,095	7,757

4 救急隊出場件数

（単位：件）

年	急病	一般負傷	交通事故	その他	合計
H30	23,908	4,812	2,754	6,024	37,498
R1	23,924	5,134	2,583	5,868	37,509
R2	21,442	4,732	2,095	4,992	33,261

5 救助隊

火災、交通事故、山岳事故、水難事故、特殊災害等の災害から人命を守るため、相模原消防署本署に特別高度救助隊、南消防署本署に高度救助隊、相模原消防署田名分署及び津久井消防署本署に特別救助隊を各1隊の計4隊を配置し、救助隊員数は69名である。

令和2年中の救助出場件数は685件、救助した人数は210人である。

6 災害時応援協定

消防相互応援協定

No	協 定 名 称	No	協 定 名 称
1	神奈川県下消防相互応援協定	7	相模原市と都留市との消防相互応援協定
2	東京消防庁と相模原市との消防相互応援協定	8	町田市と相模原市との消防相互応援協定（消防団）
3	消防相互援助協約（相模原市及び在日米陸軍）	9	八王子市と相模原市との消防相互応援協定（消防団）
4	限定的かつ人道的立入に係る実施協定 （米軍施設内緊急通行に関する協定）	10	相模原市と清川村との消防相互応援協定（消防団）
5	中央高速道路富士吉田線消防相互応援協定	11	相模原市と上野原市との消防相互応援協定（消防団）
6	相模原市と上野原市との消防相互応援協定	12	相模原市と道志村との消防相互応援協定（消防団）

【警防課…1～3、5、6】

【救急課…4】

指 令

1 消防情報管理システム

火災、救急をはじめとする災害の受信、消防部隊等への指令及び関係機関への情報連絡をより迅速、確実に
行い、災害時の消防体制の強化や事務の効率化を図るため、消防におけるトータルシステムとして「消防情報管
理システム」を導入している。

2 緊急通報状況

市民等からの火災・救急事故等の災害にかかる緊急通報の多くは119番通報であるが、その他に消防局の代
表電話への通報、消防署所への駆け付け通報、関係機関からの専用電話による通報等がある。

なお、主な通報の内訳は、携帯電話からが23,836件(全体の約51%)、I P電話・ケーブル電話からが13,639
件(全体の約29%)、N T T (固定)からが7,312件(全体の約16%)、専用線からが1,608件(全体の約3%)である。

(1) 119番の通報状況 (令和2年中)

(単位：件)

区 分	合 計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
火 災	336	14	20	38	17	15	21	19	71	16	16	45	44
救 急	31,088	3,056	2,714	2,541	2,194	2,234	2,373	2,461	2,944	2,680	2,548	2,547	2,796
救 助	312	27	26	31	22	21	19	27	31	15	23	28	42
その他 の災害	680	35	48	47	47	53	45	65	85	59	60	46	90
試 験	1,099	142	101	87	45	46	100	195	95	86	46	77	79
訓 練	8,862	852	705	685	593	649	776	648	878	757	765	813	741
間違い													
問合せ													
その他													
他市へ 転送	1,230	115	97	93	99	83	101	90	124	107	102	98	121
他市から 転送	1,180	100	100	104	81	83	84	109	117	97	105	99	101
合 計	44,787	4,341	3,811	3,626	3,098	3,184	3,519	3,614	4,345	3,817	3,665	3,753	4,014

(2) 119番以外の通報状況 (令和2年中)

(単位：件)

区 分	合 計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
火 災	93	9	5	12	6	7	9	6	7	4	9	9	10
救 急	784	78	66	56	60	54	52	79	76	65	64	48	86
救 助	122	7	9	8	10	6	7	20	8	5	21	9	12
その他 の災害	219	13	14	24	14	7	25	21	16	24	21	18	22
その他	390	40	36	33	17	24	34	30	56	30	31	30	29
合 計	1,608	147	130	133	107	98	127	156	163	128	146	114	159

【指令課】

選挙・人事委員会・監査

選	挙		95
人	事	委 員 会	 101
監	査		104

選

挙

1 選挙管理委員会

市区それぞれ4人の選挙管理委員をもって組織する。

選挙事務の管理、執行及び選挙人名簿並びに在外選挙人名簿の調製・保管。

選挙管理委員会の開催状況

(令和2年度、単位：回)

市	緑 区	中央区	南 区
11	9	8	9

2 常時啓発事業

(1) 明るい選挙啓発ポスターコンクール

明るい選挙の推進を目的に、市内の小・中・高校生を対象に選挙啓発ポスター作品を募集し、入選作品は広く選挙啓発に活用する。

令和2年度応募実績

	応 募 総 数		入 選 作 品			
			最優秀賞	優 秀 賞	佳 作	計
小学校の部	11 校	19 点	1 点	4 点	2 点	7 点
中学校の部	1 校	87 点	1 点	3 点	10 点	14 点
高 校 の 部	1 校	2 点	0 点	2 点	0 点	2 点
計	13 校	108 点	2 点	9 点	12 点	23 点

(2) 啓発物品の配布

ウェットティッシュ、ボールペン等の啓発物品を購入し、明るい選挙推進協議会の協力を得て、地区のふるさとまつり等で配布し、明るい選挙の啓発を図る。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
街頭啓発件数	3 件	32 件	35 件
啓発物品配布数	1,200 個	44,509 個	46,219 個

※新型コロナウイルス感染症の影響により縮小。

(3) 新有権者への啓発

選挙への関心を高めることを目的に、毎月新たに有権者となったことを呼びかけるバースデーカードを送付する。

公職選挙法の改正に伴い、平成28年6月19日から選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられたことを受け、平成28年7月以降の発送対象を新成人から新有権者とした。

また、バースデーカードとあわせて、選挙事務従事者募集の案内を送付し、選挙時における事務従事者としての登録を呼びかける啓発も行った。

バースデーカード発送件数及び選挙事務非常勤職員登録者数実績

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
発送件数	6,224 件	6,473 件	6,585 件
登録者数	159 人	164 人	176 人

(4) 出前講座の実施

選挙管理委員会事務局職員を派遣して、選挙の意義や選挙制度、投票方法や開票に関すること等を説明し、より一層政治や選挙を身近に感じてもらう機会を提供する。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実施件数	0件	1件	3件

(5) 選挙物品貸出し（生徒会本部役員選挙等）

若者向けの啓発として、市内小・中学校、高校の生徒会役員選挙などを対象に、投票箱や投票用記載台の貸出しを行い、本来の選挙に近い形で生徒会選挙の体験を促す。

令和2年度貸出実績

貸出件数	投票箱	投票用記載台	候補者用たすき
19件	184箱	55台	16本

3 川尻財産区・中沢財産区議会議員選挙

各財産区議会の議員の定数は、川尻財産区議会が8人、中沢財産区議会が7人で、公職選挙法の町村議会の議員の選挙に関する規定が適用される。

議員の任期は4年間で、令和元年6月30日に任期満了に伴う選挙が執行されたが、無投票であった。

選挙権及び被選挙権

その財産区の区域内に住所を有する者で、市議会議員の被選挙権を有するものであること。

4 裁判員候補者予定者選定

裁判員制度とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度で、6人の裁判員と3人の裁判官により、被告人の有罪・無罪、有罪の場合の刑について決定する。

(1) 裁判員候補者予定者の選定

令和3年相模原市の候補者予定者割り当て数802人

(2) 裁判員の選定

地方裁判所は、各市町村の選挙管理委員会できじにより選定し送付された候補者予定者の中から、事件ごとに裁判員及び補充裁判員を、面接を行った後、くじで選定する。

5 検察審査員候補者予定者選定

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が事件を起訴しなかった（不起訴処分）のよしあしを審査し、また、検察事務の改善について建議・勧告することを主な仕事としている。

(1) 検察審査員候補者予定者の選定

令和3年相模原市の候補者予定者割り当て数 ※（ ）内は横浜第1～第3検察審査会の内訳数

	第1群	第2群	第3群	第4群	合 計
緑 区	6人(2人, 2人, 2人)	9人(3人, 3人, 3人)	6人(2人, 2人, 2人)	6人(2人, 2人, 2人)	27人(9人, 9人, 9人)
中央区	9人(3人, 3人, 3人)	9人(3人, 3人, 3人)	12人(4人, 4人, 4人)	12人(4人, 4人, 4人)	42人(14人, 14人, 14人)
南 区	12人(4人, 4人, 4人)	12人(4人, 4人, 4人)	12人(4人, 4人, 4人)	9人(3人, 3人, 3人)	45人(15人, 15人, 15人)
計	27人(9人, 9人, 9人)	30人(10人, 10人, 10人)	30人(10人, 10人, 10人)	27人(9人, 9人, 9人)	114人(38人, 38人, 38人)

(2) 検察審査員の選定

検察審査会は、各市町村の選挙管理委員会で行くにより選定し送付された各群の候補者予定者の中から、検察審査員及び補充員をくじで選定する。検察審査員及び補充員の任期は6か月。

6 相模原市明るい選挙推進協議会

(1) 目的

この会は、民主政治の基盤である選挙が、明るく行われるよう適切な方策を協議し、広く市民の間に明るい選挙意識を醸成して、自主的にこの運動を推進することを目的とする。

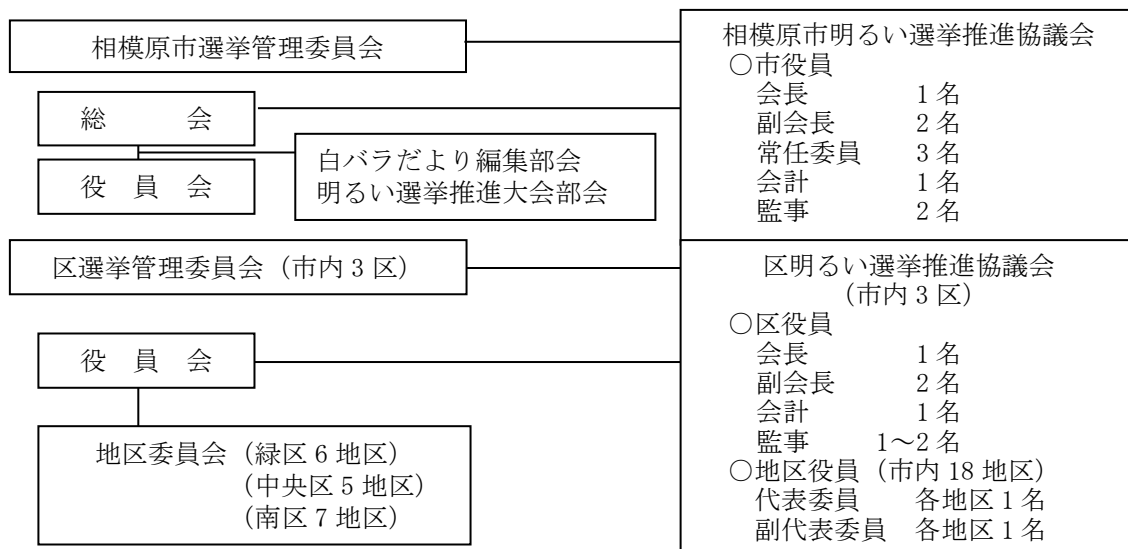
(2) 組織

- ・市内18地区（緑区 6地区、中央区 5地区、南区 7地区）
- ・地区には、明るい選挙の啓発活動を行う者として、会長が委嘱した「明るい選挙推進協議会委員」を置く。

(3) 実施事業（令和2年度実績）

財 源	委託金	723千円	・ 明るい選挙推進大会の開催 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止) ・ 白バラだよりの発行 ・ 明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施 ・ 白バラ講座の開催 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止) ・ 街頭啓発 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止) ・ 研修会 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止) - その他
	補助金	400千円	
	合 計	1,123千円	

(4) 明るい選挙推進体系



7 主要選挙の執行状況

選挙種別	任 期	執 行 年 月 日	当日有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)	定 数 (人)	立候補者 数	
衆議院議員 (小選挙区)	4年	平成29. 10. 22	緑 区	143,790	75,778	52.70	(第14区)1 (第16区)1	3 3
			中央区	223,653	111,641	49.92		
			南 区	230,489	123,218	53.46		
			計	597,932	310,637	51.95		
参議院議員 (選挙区)	6年 (3年ごと 半数改選)	令和元. 7. 21	緑 区	143,058	69,953	48.90	4	14
			中央区	224,920	105,718	47.00		
			南 区	231,786	117,853	50.85		
			計	599,764	293,524	48.94		
県 知 事	4年	平成31. 4. 7	緑 区	141,879	71,625	50.48	1	2
			中央区	222,583	107,024	48.08		
			南 区	228,973	110,569	48.29		
			計	593,435	289,218	48.74		
県議会議員	4年	平成31. 4. 7	緑 区	141,879	71,517	50.41	2	3
			中央区	-	-	-	3	3
			南 区	228,973	110,417	48.22	3	5
			計	370,852	181,934	49.06	8	11
市 長	4年	平成31. 4. 7	緑 区	141,570	71,620	50.59	1	4
			中央区	221,852	107,032	48.24		
			南 区	227,862	110,516	48.50		
			計	591,284	289,168	48.91		
市議会議員	4年	平成31. 4. 7	緑 区	141,570	71,526	50.52	11	16
			中央区	221,852	106,933	48.20	17	25
			南 区	227,862	110,384	48.44	18	23
			計	591,284	288,843	48.85	46	64

8 投票区別選挙人名簿登録者数

令和3年6月1日(定時登録)

行政区	投票区	投票所	登録者数	行政区	投票区	投票所	登録者数
緑 区	1	市立宮上児童館	7,952	緑 区	20	中沢自治会館	759
	2	市立宮上小学校屋内運動場	4,246		21	小倉自治会館	469
	3	市立旭小学校屋内運動場	9,717		22	葉山島センター	285
	4	緑区合同庁舎4階集団指導室	6,170		23	若葉台自治会館	1,983
	5	市立橋本小学校屋内運動場	9,510		24	市立三井地域センター閲覧室	710
	6	市立当麻田小学校屋内運動場	5,213		25	名手自治会館	138
	7	市立相原公民館大会議室	5,682		26	市立小網地域センター集会室	2,686
	8	二本松集会所	4,338		27	津久井保健センター2階集団指導室	3,929
	9	市立二本松こどもセンター	6,997		28	市立尾崎罌堂記念館多目的室	1,724
	10	上九沢集会所	5,151		29	市立津久井中央地域センター会議室	2,316
	11	市立大沢公民館大会議室	8,543		30	津久井クリーンセンター管理棟1階会議室	352
	12	常盤自治会館	5,228		31	市立串川地域センター多目的ホール	1,860
	13	市立作の口小学校屋内運動場	2,588		32	市立串川中学校屋内運動場	2,017
	14	市立九沢小学校1階ワークスペース	5,460		33	市立串川ひがし地域センター集会室	2,817
	15	谷ヶ原自治会館	1,831		34	市立鳥屋地域センター講堂	1,485
	16	市立城山公民館大会議室	4,192		35	旧嵐自治会館	767
	17	原宿自治会館	5,167		36	長野会館	549
	18	町屋自治会館	4,302		37	荒丸会館	72
	19	城北センター	781		38	市立青根中学校屋内運動場	418

行政区	投票区	投票所	登録者数	行政区	投票区	投票所	登録者数
緑区	39	音久和自治会館	40	中央区	27	市立嶽之内児童館	4,810
	40	市立相模湖公民館コミュニティホール	1,815		28	市立大野北公民館大会議室	6,678
	41	小原集会所	329		29	市立共和小学校屋内運動場	5,792
	42	市立千木良公民館	1,470		30	市立田名北小学校屋内運動場	9,812
	43	市立内郷小学校屋内運動場	3,259		31	市立田名公民館大会議室	6,118
	44	シュタイナー学園吉野校舎屋内運動場	929		32	塩田自治会館	6,102
	45	市立藤野中央公民館交流スペース	1,538		33	市立相模川ふれあい科学館多目的室2	2,838
	46	市立沢井公民館	452		34	市立上溝公民館大会議室	7,684
	47	篠原の里センター保育室	150		35	市立上溝南小学校屋内運動場	9,300
	48	市立藤野農村環境改善センター和室会議室	605		36	県立上溝高等学校武道場	5,846
	49	市立牧郷体育館	421		37	市立四ツ谷児童館	5,028
	50	旧菅井小学校多目的室	156	南区	1	市立大野台公民館大会議室	8,652
	51	市立藤野小学校屋内運動場	1,386		2	市立大野台小学校屋内運動場	6,856
	52	シュタイナー学園名倉校舎屋内運動場	897		3	古淵保育園ホール	7,755
	53	市立藤野北小学校 PC ルーム	226		4	市立大野中公民館大会議室	5,051
	54	市立佐野川公民館集会室	437		5	グリーンハイツ集会所	3,792
中央区	1	市立横山公民館大会議室	6,356		6	鶴野森自治会館	3,871
	2	横山あじさいハイツ集会所	4,685		7	相模ひまわり幼稚園ホール	5,921
	3	市立星が丘公民館大会議室	7,513		8	市立大沼公民館大会議室	7,091
	4	千代田保育園	5,022		9	市立若松小学校屋内運動場	3,845
	5	市立並木小学校屋内運動場	3,641		10	ロビーシティ相模大野五番街集会所	6,315
	6	市立陽光台保育園ホール	7,426		11	市立谷口台小学校屋内運動場	6,741
	7	県営上溝団地集会室	3,073		12	ひよこ第3保育園そら、やま組保育室	3,869
	8	市立緑が丘中学校屋内運動場	4,674		13	市立大野南公民館大会議室1	4,456
	9	市立青葉児童館	4,390		14	南保健福祉センター健康増進室	5,283
	10	市立弥栄小学校屋内運動場	5,693		15	市立鹿島台小学校屋内運動場	8,135
	11	市立中央公民館大会議室	8,344		16	市立谷口児童館	8,317
	12	相模原市役所本庁舎本館1階ロビー	10,537		17	市立南新町児童館	8,863
	13	相模保育園つき、いるか組保育室	5,773		18	若葉、きずき自治会館	4,715
	14	相模栄光幼稚園ホール	3,788		19	市立鶴園中和田こどもセンター	7,699
	15	市立清新公民館大会議室	6,760		20	市立上鶴間小学校屋内運動場	5,281
	16	南橋本自治会館	5,486		21	市立くぬぎ台小学校屋内運動場	3,874
	17	市立相模原保育園しろ、みどり組保育室	9,491		22	市立東林間児童館	7,163
	18	市立小山中学校武道場	3,962		23	市立東林公民館ホール	5,349
	19	市立小山公民館大会議室	5,026		24	市立東林小学校図工室	3,663
	20	市立こばと児童館	8,696		25	市立東林保育園プレイルーム	4,557
	21	市立下九沢児童館	3,055		26	コンフォールさがみ南集会所	6,041
	22	県営上矢部団地集会室	3,514		27	市立麻溝公民館大会議室	6,615
	23	上矢部こども会館	5,129		28	市立麻溝小学校屋内運動場	7,510
	24	市立淵野辺小学校屋内運動場	8,383		29	市立新磯公民館大会議室	3,652
	25	市立大野北小学校屋内運動場	8,501		30	市立新磯小学校屋内運動場	7,313
	26	市立淵野辺東小学校屋内運動場	7,796		31	県立麻溝台高等学校被服室	1,512

行政区	投票区	投票所	登録者数	行政区	投票区	投票所	登録者数
南区	32	市立麻溝台保育園しろ組保育室	5,484	南区	38	鶴ヶ丘団地集会所	9,650
	33	市立桜台小学校屋内運動場	4,655		39	市立相武台保育園しろ、みどり組保育室	3,376
	34	相模台団地集会所	5,118		40	市立相武台小学校屋内運動場	3,479
	35	みよし自治会館	3,746		41	相武台まちづくりセンターまちづくり会議室	3,564
	36	市立相模台小学校屋内運動場	3,397		42	市立緑台小学校屋内運動場	6,474
	37	市立相模台公民館大会議室	5,060				
		緑 区	中央区	南 区	合 計		
選挙人名簿登録者数		142,514	226,722	233,760	602,996		
在外選挙人名簿登録者数		131	167	350	648		

人 事 委 員 会

1 委員会の構成、会議の開催状況等

相模原市人事委員会は、市長等の任命権者から独立した中立的、かつ、専門的な立場で、職員に関する人事行政を適正に行うことを目的として設置している行政機関であり、3 人の委員(非常勤特別職)を構成員としている。

本市人事委員会の会議は、「定例会」及び「臨時会」に区分し、定例会は、毎月 2 回開催することを例としている。また、議事事項は、「議案」及び「報告」に区分している。

(1) 人事委員会の開催状況 (令和 2 年度、単位：回)

定例会	臨時会	計
21	1	22

(2) 人事委員会の議事の内訳 (令和 2 年度、単位：件)

議案						報告
規則改正等	任用	給与	公平審査	その他	計	
20	26	2	2	3	53	71

2 任用関係業務

職員の採用、昇任等について、競争試験又は選考並びにこれらに関する事務を人事委員会が行う。

(1) 採用試験 (令和 2 年度、単位：人)

試験区分	実施時期	申込者数	1 次試験 受験者数	最終 合格者数	最終 倍率
行政(就職氷河期世代)(大卒程度)	6 月	437	331	6	55.2
行政(大卒程度)	6 月	936	632	70	9.0
社会福祉(大卒程度)	6 月	50	40	3	13.3
	10 月	42	30	2	15.0
心理(大卒程度)	6 月	15	13	5	2.6
土木(大卒程度)	6 月	30	21	8	2.6
	10 月	25	17	2	8.5
建築(大卒程度)	6 月	12	8	2	4.0
	10 月	7	3	0	-
電気(大卒程度)	6 月	13	6	3	2.0
消防(大卒程度)	6 月	240	175	25	7.0
学校事務(大卒程度)	6 月	53	43	5	8.6
保健師	6 月	11	8	1	8.0
	10 月	14	11	4	2.8
管理栄養士	6 月	70	57	6	9.5
獣医師	6 月	7	6	1	6.0
歯科衛生士	6 月	13	10	1	10.0
保育士	6 月	176	146	40	3.7
行政(高卒程度)	9 月	92	86	8	10.8
消防(高卒程度)	9 月	74	59	5	11.8

(2) 採用選考

(令和2年度、単位：人)

選考区分		実施 時期	申込者数	1 次選考 受験者数	最終 合格者数	最終 倍率
障害者を対象	行政(大卒程度)	9 月	33	18	1	18.0
		3 月	18	11	0	－
	行政(高卒程度)	9 月	28	26	2	13.0
		3 月	9	8	0	－
	学校事務(大卒程度)	9 月	6	2	0	－
		3 月	2	2	0	－
	学校事務(高卒程度)	9 月	3	2	0	－
		3 月	4	1	0	－
土木(社会人経験者)		10 月	9	7	3	2.3
行政（任期付短時間勤務職員）【窓口】		6 月	82	82	44	1.9

(3) 昇任選考

(令和2年度、単位：人)

行政職給料表(1)			消防職給料表		医療職給料表
9級	8級	7級	8級	7級	4級
8	7	12	1	3	0

3 給与及び勤務条件関係業務**(1) 職種別民間給与実態調査**

4月現在における民間従業員の給与等の実態を把握し、職員の給与等を検討する基礎資料とするため、人事院及び各都道府県市特別区人事委員会と共同して調査を行う。調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所(令和2年度：195事業所)であり、そのうち層化無作為抽出法により抽出する事業所(令和2年度：82事業所)について実地調査を行う。

(2) 給与等に関する報告及び勧告

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、その成果を議会及び市長に提出する。また、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員の給与と民間従業員の給与の精確な比較を行い、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し報告するとともに、給料額を増減することが適当と認めるときは、あわせて勧告を行う。

この給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、民間従業員や他の公務員との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な給与等勤務条件を確保する機能を有するものである。

令和2年の給与等に関する報告及び勧告

① 月例給は据置き 職員の給与(行政職(1) 372,264円)が民間従業員の給与(372,167円)を上回っているが較差が極めて小さいことから改定を行わない。
② 期末・勤勉手当の引下げ 職員の支給月数(4.50月分)が民間従業員の支給月数(4.46月分)を上回っていることから、期末・勤勉手当の引下げ(4.50月→4.45月分(-0.05月分))を勧告
③ ②に係る実施時期 令和2年12月1日から実施
④ 人事行政に関する報告 ・人材の確保等(人材の確保、人材の育成及び人材の活用) ・働き方改革と勤務環境の整備(ワーク・ライフ・マネジメントの実現、メンタルヘルス対策及びハラスメントの根絶) ・公務員を巡る諸課題(公務員倫理の確保、高齢期の雇用の在り方)

(3) 職員に関する条例案に対する議会への意見の申出

職員の給与や勤務条件等に関する条例の制定又は改廃に当たり、議会からの求めに対して意見を提出する。

意見提出年月日(令和2年度)	5月15日	8月26日	11月27日	2月15日	計
件数(件)	1	1	1	1	4

4 公平審査関係業務

(1) 勤務条件に関する措置の要求

職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、審査及び判定を行うとともに、必要に応じて勧告等を行う。(令和2年度:2件)

(2) 不利益処分に関する審査請求

職員から、懲戒その他の不利益な処分について審査請求があった場合に、審査及び裁決を行うとともに、必要に応じて是正のための指示を行う。(令和2年度:0件)

(3) 職員からの苦情相談

職員から、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の相談があった場合に、助言、指導、あっせん、その他の必要な措置を行う。(令和2年度:9件)

5 職員団体等関係業務

(1) 職員団体の登録

職員団体から登録の申請(又は役員改選等に伴う登録事項の変更の届出)を受けた場合に、構成員や規約等を確認し、登録(又は変更)を行う。

登録団体数(令和2年4月1日現在):3団体

(2) 管理職員等の範囲

管理職員等と管理職員等以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている(地方公務員法第52条)ため、管理職員等の範囲を定める規則を制定して、その範囲を定めている。

6 労働基準監督関係業務

現業職員以外の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、人事委員会が行う。

労働基準監督機関としての主な職権

労働基準法に基づくもの	① 解雇予告除外認定 ② 時間外労働・休日労働に関する協定届の受理
労働安全衛生法に基づくもの	① 定期健康診断結果報告書の受理 ② 事故報告書の受理 ③ 労働者死傷病報告書の受理 ④ 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告書の受理

監 査

1 監査委員による監査

(1) 監査委員

監査委員は、市の財務に関する事務の執行等について監査を行う執行機関で、委員数は4人である（識見を有する者から選任された委員2人、議員から選任された委員2人）。

(2) 監査の種類と令和2年度の実施状況

ア 財務監査・行政監査

財務に関する事務の執行について正確性、合規性の観点から監査するとともに、事務の執行について経済性、効率性及び有効性の観点から監査する。

監査 実施日	監査対象機関	財務監査 対象事務	行政監査(重点調査項目)
R2. 10. 5	市民局	令和元年度及び令和2年度執行の財務事務	「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」
12. 24	総務局 環境経済局		
R3. 2. 26	議会局		-
	教育局		「監査の結果に基づき措置が講じられた事項等について」

*市立小・中学校等を対象とした財務監査・行政監査は、国、県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、小・中学校等が臨時休業となり、自宅における学習支援・指導を実施していた状況等に鑑み、中止した。

イ 随時監査

(ア) 行政監査(単独実施)

事務の執行について、経済性、効率性及び有効性のほか、正確性及び合規性の観点から監査する。

監査実施日	監査対象事務	対象年度
R3. 2. 17	市の関連施設に設置された自動体外式除細動器の設置及び管理の状況等について	令和2年度

(イ) 工事監査

工事に係る財務事務及び技術面の監査で、調査の一部を技術士を擁する団体に委託し実施する。

監査実施日	監査対象工事	対象年度
R2. 11. 10	公共下水道境川第28バイパス雨水幹線整備工事	令和元年度及び令和2年度
R3. 2. 26	工事請負費に係る工事7件、需用費の施設修繕料に係る修繕4件	令和元年度及び令和2年度

(ウ) 財政援助団体等監査

監査委員が必要と認めるとき又は市長の要求があったときに、補助金交付先等の財政的援助団体、市が4分の1以上出資している団体又は公の施設の指定管理者に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務について監査する。併せて市の所管課に対して、当該財政援助等に係る財務事務について監査する。

監査実施日	監査対象団体等	監査対象事務
R3. 3. 25	・西洋フード・コンパスグループ株式会社(相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の指定管理者) ・市長公室シビックプライド推進部観光・シティプロモーション課 ・教育局学校教育部相模川自然の村野外体験教室	令和元年度及び令和 2 年度の指定管理業務に係る西洋フード・コンパスグループ株式会社の出納その他の事務及び市の指定管理者に対する財務に関する事務

＊西洋フード・コンパスグループ株式会社は令和 3 年 4 月にコンパスグループ・ジャパン株式会社に社名変更している。

＊公益社団法人相模原市病院協会及び同協会を所管する健康福祉局保健衛生部医療政策課を対象とした財政援助団体等監査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止において重要な役割を担う同協会が、入院医療体制の整備、病院間の連携に係る業務等を行っていたことに鑑み、中止した。

ウ 例月現金出納検査

会計管理者及び企業出納員の保管する現金の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証し、現金の出納事務が適正に行われているかについて検査する。

会計管理者所管会計分

検査日	R2. 4. 30	5. 28	7. 1	8. 3	9. 2	10. 5	10. 29	11. 26	12. 24	R3. 2. 1	2. 26	3. 25
検査 対象月	R1年度 3月分	R1・R2年度 4月分	R1・R2年度 5月分	R2年度 6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分

公営企業会計分

検査日	R2. 4. 30	5. 28	7. 1	8. 3	9. 2	10. 5	10. 29	11. 26	12. 24	R3. 2. 1	2. 26	3. 25
検査 対象月	R1年度 3月分	R2年度 4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分

＊簡易水道事業会計について、令和 2 年 4 月 1 日から地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計に移行したことから公営企業会計分として検査を実施した。

エ 決算審査及び基金運用状況審査

(ア) 一般会計及び特別会計等の決算審査並びに基金運用状況審査

決算が関係法令に準拠して調製されているか、また、計数の正確性を検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか等について審査する。

<審査の対象>

- a 令和元年度歳入歳出決算書
- b 令和元年度歳入歳出決算事項別明細書
- c 令和元年度実質収支に関する調書
- d 令和元年度財産に関する調書
- e 令和元年度用品調達基金、同土地取得基金、同美術品等収集基金、同緑地保全基金、同公共料金支払基金及び同収入印紙購入基金運用状況書

(イ) 下水道事業会計決算審査

決算が地方公営企業法その他関係法令に準拠して調製されているか、また、計数の正確性を検証するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか等について審査する。

<審査の対象>

- a 令和元年度決算報告書
- b 損益計算書
- c 貸借対照表
- d 剰余金計算書
- e 剰余金処分計算書
- f 決算附属書類(事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書)

(ウ) 決算審査の期間

令和2年7月1日から同年8月3日まで

(エ) 審査意見書提出

令和2年8月11日に監査委員が決算審査意見書を市長に提出した。

オ 健全化判断比率等審査

健全化判断比率及び資金不足比率等の算定が適正に行われたか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等について審査する。

審査の期間及び審査意見書の提出については、決算審査及び基金運用状況審査と同様である。

カ 住民請求監査

住民から監査の請求があったときに実施する。

案件	請求日	公表・通知日	監査結果
相模原市小規模事業者臨時給付金について	R2. 6. 10	R2. 8. 4	棄却
麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業について	R2. 7. 16	R2. 8. 12	却下(受理前)
旧相原高校敷地内のクスノキの管理について (請求人：クスノキ(学名 Cinnamomum camphora))	R2. 10. 22	R2. 11. 11	却下(受理前)
旧相原高校敷地内のクスノキの管理について	R2. 10. 22	R2. 11. 11	却下(受理前)
旧相原高校敷地内のクスノキの樹木診断費用について (請求人：クスノキ(学名 Cinnamomum camphora))	R2. 11. 20	R2. 12. 25	却下(受理前)
旧相原高校敷地内のクスノキの樹木診断費用について	R2. 11. 20	R2. 12. 25	却下(受理前)

2 外部監査契約に基づく監査

(1) 概要

外部監査契約に基づく監査は、監査委員による監査を補完し、監査機能の一層の充実を図るため、市と外部監査契約を締結した公認会計士等の外部監査人が監査を実施する制度である。

(2) 外部監査契約に基づく監査の種類

ア 包括外部監査契約に基づく監査

市長が、毎会計年度、包括外部監査人と契約を締結し、包括外部監査人が、必要と認める特定の事件(監査テーマ)について、1回以上の監査を実施し、監査の結果に関する報告を議会、市長及び監査委員並びに関係のある委員会又は委員に提出し、監査委員が公表する。

- ・包括外部監査人：公認会計士 高野 伊久男
- ・テーマ：子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について
(監査対象期間：令和元年度)
- ・契約年月日：令和2年4月1日
- ・監査の実施期間：令和2年7月2日から令和3年1月31日まで
- ・公表日：令和3年2月8日

イ 個別外部監査契約に基づく監査

市民、市長、議会から監査の請求又は要求に併せて外部監査人による監査を求めることができる制度で、議会の議決などの条件により、その都度、契約を締結し、外部監査人が監査委員に代わって監査を行う。

令和2年度は、個別外部監査制度に係る監査の請求又は要求がなく実施していない。

健康福祉局

地域包括ケア推進部

地域包括ケア推進		107
福祉基盤		110
高齢者福祉		115
障害者福祉		123
精神保健福祉		132
障害者更生相談		135
介護保険		137
高齢者相談		140
障害者相談		142

地 域 包 括 ケ ア 推 進

1 包括的な支援体制の整備

地域共生社会の実現に向け、令和2年度より、高齢部門と障害部門を一体化した「地域包括ケア推進部」を設置した。8050問題やダブルケア、社会的孤立など、個人や世帯が抱える複合化・複雑化した課題に対応するため、制度や分野の枠組みを超え、相談からサービスの提供まで切れ目のない、包括的な支援体制の整備に取り組む。

2 各福祉計画の推進

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法の規定に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画であり、本市では、平成17年3月に「相模原市地域福祉計画」を策定した。令和2年3月には、新たな社会環境の変化や課題に対応するため、令和2年度から令和5年度までの4年間を計画期間とする「第4期相模原市地域福祉計画」を策定しており、包括的な支援体制の整備等に取り組む。

(2) 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画は、高齢者がいきいきと充実した生活をおくれるよう、超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするもので、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画及び高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく市町村高齢者居住安定確保計画を一体的に策定した計画である。令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第8期相模原市高齢者保健福祉計画」では、地域包括ケアシステムを推進する中で、「介護予防・健康づくりの取組」「高齢者を支える基盤の整備」及び「包括的な支援体制の整備」に重点的に取り組む。

(3) 共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プラン

共にささえあい生きる社会さがみはら障害者プランは、障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組を推進するため、障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画を一体的に策定した計画である。平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とし、共生社会の実現に向けた障害等に関する理解促進、重度の障害のある人の地域生活の支援等に重点的に取り組む。

3 福祉月間の実施

社会福祉の推進には、施策の充実はもとより、市民一人ひとりの理解と協力が必要なことから、昭和57年度に、毎年9月15日から10月15日までの1か月間を市民が福祉についてともに考え、見て聞いて知り、そして参加する「福祉月間」と定め、「みんなで広げる福祉の輪」をテーマに種々の福祉推進運動を展開している。

令和2年度福祉月間の主な事業実績(期間外の事業も含む)

事業名	月 日	内 容	参加者(人)
福祉ポスター・標語・作文の募集	7/15～ 9/10	小中学生及び青年を対象として、福祉に関するポスター、標語及び作文を募集 応募数：ポスター 84、標語 760、作文 5	849
みんなの福祉ポスター・標語展	12/19～ 2/24	小中学生及び青年を対象として募集した福祉ポスター・標語の入選作品の展示(3会場 各1週間程度)	—

※第38回「市民福祉の集い」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

4 社会福祉基金

市民から寄せられた寄附金及び市費により基金を設置し、社会福祉の増進を図るための事業を行う。

(1) **条 例 名** 相模原市社会福祉基金条例

(2) **基金の額** 722,349,871 円(令和3年4月1日現在)

(3) **運用方法** 基金からの収益等を、参加と連携による福祉コミュニティの形成事業、地域住民の福祉活動を促進する事業、ノーマライゼーションを推進する事業等、社会福祉の増進を図る事業に活用している。

5 福祉従事者メンタルヘルス相談事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においても事業を継続している介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所及び保育所等の福祉職場で働く方を対象としたメンタルヘルス相談窓口を開設し、精神的負担の軽減を図っている。 令和2年度実績 期間：令和2年11月～令和3年3月 相談件数：85件

6 在宅福祉対策

地域の見守り活動に関する協定締結事業

地域見守り活動の一環として、営業で顧客訪問等を実施している民間事業者と「高齢者等の地域の見守り活動に関する協定」を締結することにより、地域ぐるみの見守りネットワークを構築するとともに、孤立死等の予防を図っている。 締結企業等：11団体

7 地域包括支援センター(愛称：高齢者支援センター)

介護保険法に基づき、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う地域包括ケア推進の中核機関として、地域包括支援センターを設置している。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、地域のケアマネジャーに対する支援などの業務を行っている。

運営については、令和2年度に公募を行い、社会福祉法人、医療法人等へ委託している(委託期間：令和9年3月31日まで)。

設置数：29箇所 日常生活圏域の見直しにより、平成26年度に4箇所、平成27年度に3箇所を増設した。

8 生活支援体制整備事業

介護予防・生活支援サービスの提供を図るため、地域資源や担い手の発掘、育成を行う第1層配置職員を市・区域に8名配置し、29の各日常生活小圏域にも第2層配置職員を配置した。

また、シニアサポート活動の提供団体向け説明会及び、担い手に対して研修を実施している。

令和2年度実績 シニアサポートスタッフ研修実施回数：5回 受講者：86名

9 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携推進事業

地域における医療と介護の連携強化を図るため、在宅医療・介護連携支援センターを設置し、在宅医療・介護連携推進事業を行っている。

(1) 在宅医療・介護連携推進会議

本市の在宅医療と介護の連携について、関係者による意見交換を実施している。

令和2年度実績 会議開催回数：4回

(2) あんしんリンク(ケアマネタイム)

医師、歯科医師、薬剤師の比較的対応しやすい時間や連絡手段等の情報と、介護支援専門員(ケアマネジャー)の名簿等の情報をWeb化し、会員限定で閲覧できるようにすることで医療と介護の円滑な連携を推進している。

(3) 介護支援専門員研修

地域包括ケアシステムを構築するため、介護関係者、医療関係者及び関係機関の者等に対して、医療と介護の連携強化に資する多職種の研修会を行うとともに、介護サービスの質の向上と介護保険制度の適切な円滑な運営を図るため、介護支援専門員の知識・能力の向上を図る研修を実施している。

令和2年度実績

・多職種の研修会	日数：延べ1日	参加者：延べ62人
・現任研修等	日数：延べ3日	参加者：延べ215人

(4) 病院における多職種研修

地域の診療所との相互協力体制の構築、多職種連携を図り、在宅療養に関する課題抽出や情報交換、対策の検討を行う研修を実施している。

令和2年度実績 日数：延べ4日 参加者：延べ200人

(5) 在宅医療・介護連携市民講演会

市民が在宅医療・介護連携について理解し、市民本人や家族が健康なときから在宅医療・介護が必要になった場合について考える契機となるよう、講演会を実施している。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(6) 在宅医療・介護連携事例等発表会

医療・介護従事者が先進的なケアや多職種連携の好取組事例、連携において苦労した事例等を発表するとともに、意見交換・情報交換を行うことで、医療と介護の連携強化や医療・介護従事者の知識・能力の向上を図る発表会を開催している。

令和2年度実績 参加者：130人

(7) 地域ケアサポート医によるアウトリーチ

在宅医療・介護従事者からの相談について、地域ケアサポート医が訪問しなければ対応が困難な事例等に
対しアウトリーチを行っている。

地域ケアサポート医：13人

令和2年度実績 ・実施件数：6件7回 ・アウトリーチ検討会 参加者：約100人

(8) 在宅医療・介護連携従事者相談窓口

医療・介護専門職向けに専門職が対応する相談窓口を設置している。

令和2年度実績 相談件数：35件

(9) 支え手帳（認知症地域連携パス）

認知症の人がよりよい医療や介護サービスを受けるため、かかりつけ医や介護関係者、家族等が情報を共有し連携を図り、認知症ケアの質の向上を目指す「支え手帳（認知症地域連携パス）」を発行している。

令和2年度実績 発行数：38件

(10) 在宅療養連携ケース（支え手帳）のモデル事業

在宅療養の高齢者を支援する医療・介護の従事者が、患者・利用者の情報を共有するとともに連携しているよう、支え手帳や保険証、受診券、お薬手帳や検査結果などを一つに保管できる在宅療養連携ケースの普及を図るモデル事業を平成 30 年から、大野中地区で実施し、令和 2 年度から新たに相模湖地区・藤野地区にもエリアを拡大し実施している。

10 認知症対策事業

(1) 認知症疾患医療センター

認知症に関する専門相談、鑑別診断、医療介護関係者への情報提供を行う「認知症疾患医療センター」の運営を実施している。運営については、北里大学病院へ委託している。

令和2年度実績 ・ 専門相談：1,554件 ・ 鑑別診断：209件

(2) 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者を養成している。

令和2年度実績 ・実施回数：53回 ・養成者数：1,583人

(3) 認知症サポート医養成研修

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成している。

令和2年度実績 養成者数：2名

(4) 認知症対応力向上研修

高齢者が日頃接する医療機関等の専門職に対し、適切な認知症の知識・技術と、対応についての理解を深める研修を実施している。

令和2年度実績 ・実研修会修了者 薬剤師：53人

(5) 初期集中支援事業

認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、医療、介護の複数の専門職が訪問をし、初期の段階で包括的かつ集中的な支援を行い自立した生活を支援している。

令和2年度実績 初期集中支援依頼件数：14件

(6) 高齢者認知症相談

認知症の介護方法や接し方などについて、医師、保健師が相談に応じている。

令和2年度実績 ・実施回数：10回 ・相談件数：20人

(7) 認知症講演会

認知症について理解を深めることを目的とした、精神科医師による講演会を実施している。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(8) 認知症高齢者・障害者等見守り検索サービス事業

認知症高齢者及び知的障害者が属する世帯に対し、見守り検索サービスの利用料金の一部を助成している。

令和2年度実績 登録者：106人

(9) 認知症高齢者・障害者等SOSネットワークシステム運営事業

認知症高齢者等が行方不明になったときに、警察署や交通機関、福祉関係機関等との連携により、早期発見を支援している。

令和2年度実績 登録者：354人

【地域包括ケア推進課…1～9、10(1)～(5)(8)～(9)】

【高齢・障害者支援課…8】

【中央高齢・障害者相談課…10(6)～(7)】

福 祉 基 盤

1 社会福祉法人設立認可等

社会福祉法人設立認可の申請を受理し、本市の社会福祉法人設立認可審査基準等に基づき審査を行い、行政処分である認可の決定を行っている。その他、定款変更認可、合併認可及び解散認可等に関する事務を行っている。

2 社会福祉法人等指導監査

(1) 指導監査の目的

本市所管の社会福祉法人及び社会福祉施設等（障害児に係るもの以外の児童福祉施設を除く。）の運営の適正を確保することを通じて、社会福祉施設等の利用者の福祉の維持及び向上を主な目的とし、施設管理、利用者への処遇内容及び会計処理等について定期的な立入調査等を行い、適正に運営されているかを確認し、必要な助言や指導等を行っている。

(2) 指導監査対象施設等

（令和3年3月31日現在）

区 分		対象件数	実施件数
社会福祉法人		61	17
老人福祉施設	養護老人ホーム	1	0
	特別養護老人ホーム	45	17
	軽費老人ホーム	9	0
	小 計	55	17
児童福祉施設 （障害児に係るもの）	障害児入所施設	2	2
	児童発達支援センター	3	3
	小 計	5	5
障害者支援施設		6	2
合 計		121	41

※実施件数は、一般指導監査の内、定期指導監査の件数

(3) 指導監査の方法及び実績

（令和2年度）

区 分		指導監査の内容等	実施件数
一般指導監査	定期指導監査	所管する法人等を対象に、原則として毎年実地で行う。 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施した。	41
	臨時指導監査	福祉サービスの利用者への権利侵害など、重点的かつ緊急的な指導のため、臨時的に実地で行う。	0
特別指導監査		一般指導監査の結果及びその他の状況から、特に重点的な指導が必要と認められた場合に行う。	2
		合 計	43

3 有料老人ホームの実地検査

老人福祉法に基づき、有料老人ホームの施設管理及び利用者の処遇等について立入調査を行い、適正に運営されているかを確認し、必要な助言や指導等を行っている。

令和2年度実績 0件（対象件数79件）※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止した。

4 高齢者福祉施設の整備

ア 特別養護老人ホーム等高齢者福祉施設整備費補助

特別養護老人ホーム等を建設する事業者に対し、建設費の一部を助成している。

令和2年度実績 1施設（2箇年事業）

イ 地域密着型サービス事業所整備費補助

認知症高齢者グループホームを建設する事業者に対し、建設費の一部を助成している。

令和2年度実績 3事業所（内、2事業所は2箇年事業）

ウ 施設開設準備経費等支援事業補助

認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を開設する事業者に対し、開設準備経費の一部を助成している。

令和2年度実績 3事業所

5 市内介護サービス事業所数（令和3年4月1日現在）

区分	サービス種別	介護		介護予防		計		総合事業		合計
		指定	みなし	指定	みなし	指定	みなし	現行相当	基準緩和	
介護支援	居宅介護支援	200	—	—	—	200	—	—	—	200
	介護予防支援	—	—	29	—	29	—	—	—	29
	小 計	200	—	29	—	229	—	—	—	229
在宅サービス	訪問介護	182	—	—	—	182	—	150	19	351
	訪問入浴介護	8	—	8	—	16	—	—	—	16
	訪問看護	65	95	64	91	129	186	—	—	315
	訪問リハビリテーション	3	42	3	40	6	82	—	—	88
	居宅療養管理指導	—	639	—	625	—	1,264	—	—	1,264
	通所介護	102	—	—	—	102	—	91	11	204
	通所リハビリテーション	12	5	12	5	24	10	—	—	34
	短期入所生活介護	45	—	44	—	89	—	—	—	89
	短期入所療養介護	15	—	15	—	30	—	—	—	30
	特定施設入居者生活介護	38	—	34	—	72	—	—	—	72
	福祉用具貸与	40	—	39	—	79	—	—	—	79
	特定福祉用具販売	40	—	40	—	80	—	—	—	80
	小 計	550	781	259	761	809	1,542	241	30	2,622
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7	—	—	—	7	—	—	—	7
	夜間対応型訪問介護	2	—	—	—	2	—	—	—	2
	地域密着型通所介護	147	—	—	—	147	—	125	15	287
	認知症対応型通所介護	11	—	8	—	19	—	—	—	19
	小規模多機能型居宅介護	31	—	28	—	59	—	—	—	59
	認知症対応型共同生活介護	76	—	76	—	152	—	—	—	152
	地域密着型老人福祉施設入所者生活	0	—	—	—	0	—	—	—	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	3	—	—	—	3	—	—	—	3
	看護小規模多機能型居宅介護	3	—	—	—	3	—	—	—	3
	小 計	280	—	112	—	392	—	125	15	532
施設サービス	介護老人福祉施設	42	—	—	—	42	—	—	—	42
	介護老人保健施設	13	—	—	—	13	—	—	—	13
	介護療養型医療施設	3	—	—	—	3	—	—	—	3
	介護医療院	1	—	—	—	1	—	—	—	1
	小 計	59	—	—	—	59	—	—	—	59
合 計		1,089	781	400	761	1,491	1,542	366	45	3,442

※ 総合事業は、平成28年4月から開始している。

※ この表で「介護」は要介護認定を受けた高齢者に対するサービスを、「介護予防」は要支援認定を受けた高齢者に対するサービスを指す。

※ この表で「みなし」とは、健康保険法による保険医療機関・保険薬局の指定を受け、介護保険法による介護サービス事業者の指定を受けたものとみなされる「みなし指定」の事業所をいう。

6 介護サービス事業者の指導

(1) 指導の目的

介護保険法に基づき、介護サービス事業者の育成・支援を目的として、制度理解に関する指導のほか、事業所運営、サービス提供及び介護報酬請求の適正化に関する指導を行っている。

(2) 指導の方法及び実績等(令和2年度)

ア 集団指導

介護サービス事業者等を対象に、必要な指導の内容に応じ、講習会等の方法により実施している。

(令和2年度については、動画配信サービスを用いた指導を実施。)

イ 実地指導

介護サービス事業者等の事業所において、関係者から関係書類等をもとに説明を求め、面談方式により実施している。

(令和2年度については、54 サービスについて指導を実施。)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施した。

7 介護保険サービス事業者の監査

介護保険法に基づき、指定基準違反等が疑われる場合に指定基準の遵守状況等について立入調査等を行い、介護サービスが適正に提供されているかを監査している(令和2年度実施指定事業所数1事業所)。

8 市内障害福祉サービス等事業所数(令和3年4月1日現在)

法令	区分	サービス別	事業所数	法令	区分	サービス別	事業所数	
障害者総合支援法	訪問系サービス	居宅介護	157	児童福祉法	障害児通所支援	児童発達支援センター	3	
		重度訪問介護	126			児童発達支援	58	
		同行援護	45			医療型児童発達支援センター	1	
		行動援護	9			医療型児童発達支援	0	
		小 計	337			放課後等デイサービス	119	
			短期入所			42	保育所等訪問支援	11
	療養介護	2	居宅訪問型児童発達支援			1		
	生活介護	67	小 計			193		
	自立訓練（機能訓練）	0			福祉型障害児入所施設	1		
	自立訓練（生活訓練）	7	医療型障害児入所施設		2			
	自立生活援助	1	障害児相談支援		24			
	就労移行支援	15	合 計		220			
	就労継続支援A型	12						
	就労継続支援B型	64						
	就労定着支援	9						
	共同生活援助	88						
	障害者支援施設	8						
		昼間 実施	生活介護	8				
			自立訓練（生活訓練）	0				
	相談支援	地域移行支援	21					
		地域定着支援	17					
		計画相談支援	54					
		小 計	92					
合 計			753					

※昼間実施とは、障害者支援施設が実施する日中活動サービス

9 障害福祉サービス事業者等の指導

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、自立支援給付等の制度の適切な運用の維持、推進のため、指定障害福祉サービス事業者等に対して制度理解、適正な報酬請求事務の徹底等の指導を行っている。

区分	指導の方法	対象事業所数 (令和2年度実績)
集団指導	指定障害福祉サービス事業所等に対し、事業運営上の留意点や報酬請求事務等について指導を実施	709 事業所
実地指導	事業所等において関係書類の点検、設備・従業者配置の状況確認及び事業所従業者からヒアリングにより実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施した。	35 事業所

10 障害福祉サービス事業者等の監査

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は児童福祉法に基づき、指定基準違反等が疑われる場合に指定基準の遵守状況等について立入調査等を行い、障害福祉サービス等が適正に提供されているかを監査している(令和2年度実施指定事業所数 2 事業所)。

11 介護人材の確保・定着・育成

介護人材の確保・定着・育成を図るため、就職相談会や勤続表彰を実施するとともに、職員のキャリアアップ支援や各種研修事業、介護のイメージアップを図る事業を実施している。

(1) 未経験者参入促進事業

多様な人材の介護分野への参入を促進するため、介護未経験者の求職者を対象に「介護に関する入門的研修」及び「介護職員初任者研修」を実施するとともに、「介護サービス事業所への就労支援」までを一体的に行う事業を実施している。

令和2年度実績

- ・介護に関する入門的研修 全2回実施(各回5日間) 受講者数: 30人 修了者数: 26人
- ・介護職員初任者研修 全1回実施(16日間) 受講者数: 14人 修了者数: 12人
- ・研修修了者に対する就労支援 就労決定者数: 14人(入門的研修: 4人 初任者研修: 10人)

(2) 介護・福祉のしごと就職相談会

例年、介護・障害分野で従事する人材の確保を図るため、市高齢者福祉施設協議会、ハローワーク等と連携し、障害福祉所管課と就職相談会を合同開催している。

令和元年度実績 ・令和元年10月11日(金) 出展: 24法人(介護21法人、障害3法人) 来場者: 37人
・令和2年1月24日(金) 出展: 18法人(介護5法人、障害13法人) 来場者: 19人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(3) 次代を担う介護職員等勤続表彰

市内の介護サービス事業所に継続して勤務する職員が、引き続き、自信と意欲をもって働き続けていくことができるよう、若手職員を対象とした勤続表彰を実施している。なお、例年「さがみはら介護の日大会」の中で実施している表彰式については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い中止した。

令和2年度実績 被表彰者数 勤続5年: 35人 10年: 12人 15年: 2人 計49人

(4) 新任介護職員等応援交流会

例年、新たに市内の介護サービス事業所で採用され、第一歩を踏み出した職員を応援し、介護の仕事への意欲や誇りを持ち続けてもらうとともに、他の事業所の職員との交流の機会を通じ、仲間づくりを促進するため、新任介護職員等応援交流会を開催している。

令和元年度実績 令和元年7月19日(金) 参加者: 26名

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

(5) 介護職員等キャリアアップ支援事業

介護職員等の受講する研修に係る経費を負担した法人に対し、費用の一部を助成している。

令和2年度実績 ・ 交付法人数：37法人 ・ 交付金額：2,357千円

(6) 喀痰吸引等研修事業

例年、市内の施設等において、痰の吸引等を必要とする医療依存度の高い方の入所を促進するとともに、在宅で不特定多数の利用者に対して痰の吸引等を安全に実施できるように、痰の吸引等を行うことができる介護職員等を養成する喀痰吸引等研修を実施している。

令和元年度実績 ・ 受講者数：58人 ・ 修了者数：57人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

(7) 介護職員等研修事業

一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会が実施する意識啓発や技術習得のための研修に対し、費用の一部を助成している。

令和2年度実施状況 研修内容

- ・ 現任研修：3回 参加者：延べ23人
- ・ 中間・管理者研修：5回 参加者：延べ152人
- ・ 専門講座：4回 参加者：延べ89人
- ・ 公開講座：3回 参加者：延べ56人

(8) 介護の理解と魅力発信

就職期の若者層から魅力ある仕事として評価・選択されるよう、多様な人材の参入・参画を促進するため、中高生向け「介護のしごとPR冊子」及び「介護のしごとPR動画」を活用し、介護の仕事の魅力を発信している。

(9) 介護イメージアップ事業

一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会、相模原市介護老人保健施設協議会、市で連携し、「介護の日」(11月11日)を機に、介護の仕事等について広く市民に周知するなど、介護のイメージアップ事業として、「さがみはら介護の日大会」を開催している。

令和2年度実績 ・ 令和2年10月15日～ 令和2年11月12日 巡回写真展の開催

・ 令和2年10月26日～ 動画放映による介護業務や施設等の紹介

※相模原市立あじさい会館1階ホール等で開催を予定していた介護に関する講演会や写真展の表彰等は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

【福祉基盤課】

高 齢 者 福 祉

1 敬老事業

(1) 敬老金の支給

長寿を祝い、敬老の意を表することを目的として、敬老金を支給している。

88歳：10,000円 100歳：50,000円

敬老金支給状況

(単位：人)

年度	88歳	100歳	合計
H30	2,507	99	2,606
R1	2,580	122	2,702
R2	2,902	145	3,047

(2) 敬老訪問・祝賀メッセージの実施

9月に満100歳及び各区男女最高齢者等を訪問し、記念品等を贈呈して長寿を祝う。また、77歳及び101歳以上の市民に対し、祝賀メッセージと記念品を贈呈している。

令和2年度実績 ・敬老訪問者数：0人※ ・祝賀メッセージ対象者数：9,505人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため中止

(3) 敬老事業

地区ごとに市民団体が敬老事業を企画運営し、高齢者の長寿を祝うとともに、高齢者が主体となっていく日常の地域活動に対し、感謝の意を表し、表彰等をするもの。

対象者の年齢、実施時期、実施内容は、主催する市民団体が決定する。市では、その事業に対して補助金を交付している。

令和2年度実績 25地区

2 市立デイサービスセンター管理運営事業

在宅の介護を必要とする高齢者に対し、入浴、給食、その他のサービスを提供することにより、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的及び精神的な負担を軽減することを目的に、3箇所の市立デイサービスセンターを設置し、指定管理者により管理運営を実施している。

	清新デイサービスセンター	星が丘デイサービスセンター	古淵デイサービスセンター
所在地	中央区清新5丁目3番1号	中央区星が丘4丁目9番14号	南区古淵4丁目24番1号
開設日	平成9年4月1日	平成10年4月1日	平成11年4月1日
延床面積	425.21 m ²	594.32 m ²	504.33 m ²
定員	27人/日	25人/日	25人/日
R2年度利用者数	5,518人	5,611人	4,760人
指定管理者	(福)智泉会	(福)上溝緑寿会	(福)たけのうち福祉会

(指定期間：3施設ともに平成29年度から令和3年度まで)

3 老人福祉センター等管理運営事業

(1) 老人福祉センター

高齢者がお互いに趣味、レクリエーション、話し合いなどを通じて教養の向上と健康の増進を図り、明るく充実した生活を営んでいくための憩いと交流の場を提供している。現在(平成29年度から令和3年度まで)の溪松園及び若竹園の指定管理者は、公益財団法人相模原市まち・みどり公社である。

ア 溪松園 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は施設を休所。

(ア) 施設の概要

- ・所在地：緑区大島3339番地
- ・開所：昭和47年9月1日
- ・敷地面積：6,257.15 m²
- ・建築面積：1,402.31 m²
- ・延床面積：2,055.32 m²
- ・構造：鉄筋コンクリート造平屋建
- ・設備：2会議室(50人)、大集会室(160人)、食堂(52人)、浴室、機能回復訓練室、保健室、休憩室、講習室、囲碁将棋室、ゲートボール場

施設利用状況

(単位：人)

年度	平成30年度	令和元年	令和2年度
利用者数	49,995	43,448	-
利用者1日平均	145	137	-

(イ) 健康相談

保健室で看護師により血圧測定、尿の検査、その他健康相談を実施している。また、医師による健康相談を年6回行っている。

健康相談利用状況

(単位：人)

年 度	利用者総数	利用率(%)	医師による健康相談を受けた人
H30	12,000	24	30
R1	10,160	23	35
R2	-	-	-

講座開催(令和2年度)

講座名	開催回数	参加延人数
-	-	-

※令和2年度の休所に伴い、実施なし

イ 若竹園 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は施設を休所。

(ア) 施設の概要

- ・所在地：南区若松2丁目1番38号
- ・開 所：昭和57年4月14日
- ・敷地面積：1,632.6 m²
- ・建築面積：806.75 m²
- ・延床面積：1,233.8 m²
- ・構 造：鉄筋コンクリート造一部2階建
- ・設 備：集会室(140人)、談話展示コーナー、健康相談室、機能回復訓練室、娛樂室、浴室
和室(8畳4室)、講習室、図書室、会議室(30人)

施設利用状況

(単位：人)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利 用 者 数	48,603	40,621	-
利用者1日平均	140	128	-

(イ) 健康相談

健康相談室で看護師により血圧測定、尿の検査、その他健康相談を実施している。また、医師による健康相談を年6回行っている。

健康相談利用状況

(単位：人)

年度	利用者総数	利用率(%)	医師による健康相談を受けた人
H30	6,377	13	26
R1	5,158	13	44
R2	-	-	-

講座開催(令和2年度)

講座名	開催回数	参加延人数
-	-	-

※令和2年度の休所に伴い、実施なし

ウ 津久井老人福祉センター

施設の概要

- ・所在地：緑区中野633番地1
- ・開 所：昭和56年4月
- ・敷地面積：3,828.83 m²
- ・建築面積：1,274.34 m²
- (併設の相模原市立津久井中央公民館を含む。)
- ・延床面積：359.60 m²
- ・構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上3階
- ・設 備：健康・生活相談室、談話室、集会室(30人)、教養娛樂室(43人)

施設利用状況

(単位：人)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利 用 者 数	7,740	6,142	2,377
利用者 1 日平均	22	18	18

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月1日から8月30日及び1月13日から3月22日まで休所した。

(2) 南大野老人いこいの家

市内の 60 歳以上の人や老人クラブ等が囲碁や生花、会合等を行うための施設である。令和 2 年度の管理業務は、公益社団法人相模原市シルバー人材センターに委託している。

- ・所 在 地：南区相模大野 8 丁目 9 番 5 号
- ・構 造：木造モルタル造平屋建
- ・設 備：大広間(30 人)、会議室(20 人)、娯楽室(12 人)

令和 2 年度利用者数：0 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度は施設を休所。

(3) 新磯ふれあいセンター

主に高齢者が生きがいを持っていきいきとした生活が送れるよう、交流の促進や健康増進などの活動を支援する目的で、平成 12 年 5 月に開所した。また、平成 15 年 4 月に、郷土の伝統文化の保存継承を目的とする相模の大風センターとこどもセンターを併設し、子どもから高齢者までが世代を超えてふれあえる複合施設(れんげの里あらいそ)となっている。現在(令和元年度から令和 5 年度まで)の指定管理者は、公益財団法人相模原市まち・みどり公社である。

- ・所 在 地：南区新戸 2268 番地 1
 - ・敷地面積：5,908 m²
 - ・延床面積：1,610.95 m²
 - ・構 造：鉄骨造 2 階建
 - ・設 備：多目的ホール、交流広場、陶芸窯室、大広間、団らん室、機能回復コーナー、浴室
- 令和 2 年度利用者数：延べ 313 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度のほとんどを休所。(開館は 14 日間)

(4) 東林ふれあいセンター

市民の健康保持及び増進並びに高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援する施設として、平成 21 年 4 月 30 日に開所した。現在(平成 29 年度から令和 3 年度まで)の指定管理者は、公益財団法人相模原市まち・みどり公社である。

- ・所 在 地：南区東林間 1 丁目 22 番 17 号
 - ・敷地面積：1,547 m²
 - ・延床面積：1,224.36 m²
 - ・構 造：鉄骨造 2 階建
 - ・設 備：多目的室、工作室、会議室、陶芸窯室、ふれあい交流室、団らん室、機能回復コーナー
- 令和 2 年度利用者数：延べ 374 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度のほとんどを休所。(開館は 14 日間)

(5) さがみ湖リフレッシュセンター

高齢者の介護予防や健康増進のための事業を進めるとともに、介護知識・介護方法の普及を図る目的で、平成 13 年 4 月に開所した。現在(令和元年度から令和 5 年度まで)の指定管理者は、株式会社ギオンである。

- ・所 在 地：緑区若柳 1207 番地 4
- ・敷地面積：2,055.14 m²
- ・延床面積：1,102.90 m²
- ・構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・設 備：ふれあいルーム 1・2、研修室、調理実習室、会議室、図書コーナー、憩いの間、交流コーナー

令和 2 年度利用者数：延べ 3,033 人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月1日から8月31日及び1月13日から3月21日まで休所した。

4 あじさい会館

(1) 概要

市制 25 周年事業の一つとして建設、心のかよい合う温かい福祉の輪を広げるため、福祉への市民参加の場、社会福祉団体及びボランティア活動の場並びに高齢者、障害者、母子・父子家庭等のためのサービスの場として利用され、多目的な福祉活動の拠点となっている。また、平成 17 年度には、あじさい会館の分室として、南保健福祉センター内にあじさい会館南分室を設置、平成 19 年 3 月の城山町との合併に際しては、城山保健福祉センターの一部をあじさい会館城山分室と位置づけた。更に、平成 24 年度末に完成した緑区合同庁舎に新たにあじさい会館緑分室を設置した。なお、城山分室については、城山総合事務所周辺の公共施設再編に伴い、令和元年 12 月末で廃止とした。

(2) 施設の概要・利用状況等

○ あじさい会館

ア 施設の概要

- ・所在地：中央区富士見 6 丁目 1 番 20 号
- ・構 造：鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階、地上 6 階、塔屋 1 階
- ・規 模：建築面積 1,418.30 m²、延床面積 7,071.53 m²
- ・施 設

1 階	ホール、福祉ショップ、管理事務室、救護室
2 階	市社会福祉協議会(福祉推進課)、中央ボランティアセンター、さがみはら成年後見・あんしんセンター、ファミリーサポートセンター、ふれあいサービスセンター
3 階	研修室、講習室、談話室、大和室、第 1 和室、第 2 和室、第 3 和室、点字製作室、保育室
4 階	市社会福祉協議会(総務課)、共同募金会相模原市支会事務局、録音室、対面朗読室、ミキシングプリント室、介護保険課、福祉団体室
5 階	中央生活支援課(相模原中央福祉事務所)、職員休憩室
6 階	第 1・第 2 展示室、ボランティア活動室
地階	中央監視室、機械室

- ・開館日：昭和 56 年 4 月 10 日

イ 主な施設

(ア) ホール

音楽・演劇・舞踏・演芸・大会・総会・映画等、多目的に使用できるよう諸設備が完備されている。

客席 358 席(797 m²、固定 246 席、可動 112 席)

(イ) 和室・展示室等

大和室(194 m²、定員 120 人)、第 1 和室(71 m²、定員 55 人)、第 2 和室(41 m²、定員 20 人)、第 3 和室(41 m²、定員 20 人)、第 1 展示室(178 m²、机席 96 人又はいす席 140 人)、第 2 展示室(116 m²、机席 60 人又はいす席 84 人)、講習室(72 m²、定員 36 人)、研修室(67 m²、定員 36 人)

ウ 施設利用状況(令和 2 年度)

室 名	件 数 (件)	延回数 (回)	延人数 (人)
ホール	70	112	12,687
展示室	495	803	12,555
和室等	1,230	1,822	18,859

○ あじさい会館南分室

ア 施設の概要

- ・所在地：南区相模大野 6 丁目 22 番 1 号(南保健福祉センター内)
- ・開館日：平成 17 年 4 月 1 日

イ 主な施設

高齢者交流室(79 m²、定員 48 人)、情報交換ルーム(45 m²、定員 30 人)、ボランティア活動室(37 m²、定員 20 人)

ウ 施設利用状況(令和 2 年度)

室 名	件 数 (件)	延回数 (回)	延人数 (人)
高齢者交流室	270	280	4,068
情報交換ルーム	88	101	1,075
ボランティア活動室	183	188	1,586

○ あじさい会館緑分室

ア 施設の概要

- ・所在地：緑区西橋本 5 丁目 3 番 21 号（緑区合同庁舎内）
- ・開館日：平成 25 年 3 月 18 日

イ 主な施設

高齢者交流室(58.04 m²、定員 39 人)、情報交換ルーム(49.35 m²、定員 24 人)、ボランティア活動室(39.52 m²、定員 18 人)

ウ 施設利用状況(令和 2 年度)

室 名	件 数	延回数 (回)	延人数 (人)
高齢者交流室	311	317	3,637
情報交換ルーム	143	156	1,208
ボランティア活動室	50	56	416

5 生きがい対策

(1) 老人クラブの育成

老後の生活を健全で豊かなものとし、高齢者の福祉の増進を図る目的でおおむね 60 歳以上の会員で結成された 30 人以上の老人クラブに対し、運営費及び社会活動費を助成している。

(2) あじさい大学(高齢者大学)

60 歳以上の高齢者が、生きがいづくりと仲間づくりを進めることにより、健康で喜びに満ちた生活を確保することができるよう「あじさい大学(通年講座)」を昭和 56 年 9 月 2 日に開校した。大学には、5 学部(芸術、健康、文学、教養、園芸)35 学科を置き、それぞれ初心者を対象とした学習を行っている。また、平成 28 年度から高齢者の社会参加をより一層推進するため、あじさい大学短期講座を開校した。

ア あじさい大学通年講座

通年講座は週 1 回 2 時間(年間 24 回)、公開講座は年 3 回(1 回 2 時間)(ただし、令和元年度は 2 回)。

(単位:人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
入学者	1,003	930	949	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
修了者	918	860	801	
公開講座参加者	83	87	62	

イ あじさい大学短期講座

※令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(3) 地域貢献活動の支援

団塊の世代をはじめ、これから退職し地域の活動に参加できる方や参加の意向を持っている方を対象に、「地域活動入門講座」、「地域活動支援事業公開講座」を実施する。また、平成 29 年度から新たに地域活動への

橋渡しとして地域活動団体とのマッチング事業を実施している。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

6 権利擁護・虐待防止

(1) さがみはら成年後見・あんしんセンターの運営

日常生活において、財産の保全又は管理が困難な高齢者及び障害者等の権利を擁護し、在宅生活の安定を図るため、日常生活自立支援事業及び成年後見制度に基づく法人後見事業を実施するとともに、司法書士や税理士による成年後見専門相談や成年後見制度等に関する講座への専門職講師派遣に取り組んでいる。

(2) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等が財産管理や福祉サービスの利用契約等において、親族の援助が期待できないなど後見人等の援助が必要な場合に、市長が後見等開始の申立てを家庭裁判所へ行くとともに、市長申立てに限らず、一定の条件により申立てに係る費用及び成年後見人等への報酬を被後見人に助成している。

令和2年度実績 ・市長申立件数：50件 ・助成件数：126件

(3) 市民後見人養成・支援事業

成年後見制度の利用が必要となる高齢者等の増加に備え、地域で高齢者等を支える地域包括ケアシステムの構築に向けて、市民を対象に市民後見人養成研修（①基礎研修、②実務研修、③実践研修、④現場研修）を実施している。（研修期間約1年半）

また、市民後見人が適正な活動を行うための相談、支援を行っている。

第5期(R1～R2)研修 実践研修修了者：7人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第5期現場研修を中止。令和3年度に実施する予定。

市民後見人の候補者に対するフォローアップ研修：2回

(4) 高齢者虐待防止対策事業

高齢者等の虐待防止や早期発見を図るため、関係者によるネットワーク協議会の開催や、学識経験者、弁護士及び医師による専門家チームから助言をいただくなど、関係機関が緊密に連携し高齢者等虐待への迅速かつ適切な支援を行っている。

・令和2年度相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会 書面開催（12/2～12/18）

・令和2年度専門家チームへの相談件数：20件

7 介護予防・日常生活支援総合事業

平成28年度から、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の開始に伴い、既存の介護予防事業体系の大幅な見直しを行った。本事業は、65歳以上の人を対象として本市が行う介護予防事業で、要支援1・2と認定された人（10,053人）や市内の高齢者支援センターが行っている基本チェックリストにより生活機能が低下が見られた人（事業対象者674人）が利用できる（1）介護予防・日常生活支援サービス事業と、65歳以上の全ての人が利用できる（2）一般介護予防事業とに分け、介護予防事業を推進した。

(1) 介護予防・日常生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

（ア）従前相当サービス

指定事業者による、平成28年3月以前から提供されている介護予防訪問介護に相当するサービス（身体介護や生活援助などのホームヘルプサービス）

（イ）生活支援サービス

指定事業者による、従前相当サービスよりも人員の基準を緩和し、生活援助に特化したサービス（訪問

介護員などによる掃除や洗濯などの生活援助のホームヘルプサービス)

(ウ) シニアサポート活動

住民団体やボランティア団体等による定期的で継続的に居宅外や居宅内で生活支援を行うもの

イ 通所型サービス

(ア) 従前相当サービス

指定事業者による、平成 28 年 3 月以前から提供されている介護予防通所介護に相当するサービス(機能訓練やレクリエーション、送迎などのデイサービス)

(イ) 生活支援サービス

指定事業者による、従前相当サービスよりも施設や人員の基準を緩和した短時間のデイサービス(通所介護事業所などでの軽体操やレクリエーションなどの運動機能向上を支援するデイサービス)

(ウ) シニアサポート活動

住民団体やボランティア団体等による介護予防を目的とした身近な地域における、定期的な通いの場での軽体操やレクリエーションなど

(エ) 短期集中予防サービス

集中的な支援により短期間(3 か月程度)で生活機能の改善が見込まれる人を対象に専門職が提供するサービス(筋力向上トレーニングや口腔機能向上など)

(2) 一般介護予防事業

区分	事業名	内容	実人員又は 団体数等 (令和 2 年度)
介護予防 把握事業	ひとり暮らし高齢者等 戸別訪問事業	民生委員等による戸別訪問を行い、必要なサービス につなげたり、地域の福祉情報の提供を行うもの	通知発送対象者数 11,454 人
	高齢者支援センターによ る総合相談を通じた把握	総合相談業務等を通じて、要支援者を把握するもの	相談件数 12,913 件
介護予防 普及啓発 事業	地域介護予防事業	高齢者支援センターを中心に介護予防に向けた知 識や方法についての普及啓発を行うもの 教室終了後には、自主グループ化につなげ継続実 施できるよう支援を行うもの	4 回 実 48 人 延 48 人
	元気高齢者筋力向上 トレーニング教室	市内スポーツジム等の民間活力を利用し、元気な 高齢者向けにマシンを使った筋力トレーニングを 実施するもの	市内 8 事業所 実施回数 228 回 実 112 人 延 1,091 人
	口腔機能向上事業 (お口の健康教室)	歯科医師や歯科衛生士が、歯と口を元気にするお 話やお手入れの方法等について学べる教室を開催 するもの	中止
地域介護 予防活動 支援事業	元気倶楽部	健康づくり普及員連絡会に委託し体操教室等を公 民館等で月 1~2 回行うもの	中止
	生き生きシニアのための 地域活動補助金事業	地域の介護予防に資する活動に取り組む団体に対 して補助金を交付し、身近な地域で介護予防活動 が実施されるよう支援するもの	令和 2 年度：活動自粛あり 支援団体：10 団体 開催回数：131 回 実人数：254 人 延べ参加者数：1,403 人
	介護予防サポーター 事業	介護予防に関する普及啓発活動及び地域活動 の担い手を養成し、活動を支援するもの	活動者数：252 人 養成講座実績：0 回 養成者数：0 人
	介護支援ボランティア 事業	市内在住の高齢者が本市指定のボランティア活動 を行った場合に、その活動実績に応じて一定のポ イントとして評価し、蓄積されたポイントに応じ て、報償金として還元するもの	登録者数：1,356 人(シニア サポート活動 418 人) ポイント還元申請数：24 人 (シニアサポート活動：28 人) 受入協力施設：307 施設 (シニアサポート活動団体：78 団体)

地域リハビリテーション活動支援事業	いきいき百歳体操	リハビリ専門職の知見を活かし、住民主体の団体に対して「いきいき百歳体操」を普及し継続的に支援するもの	260 団体 (令和2 年度新規：なし)
	地域リハビリ相談	生活機能の維持、向上に向けて相談を行う必要がある方に対して、リハビリ専門職や管理栄養士、歯科衛生士等が相談、指導、助言を行うもの	開催数 198 回 実 166 人 延 202 人

【高齢・障害者福祉課…1～6】

【高齢・障害者支援課…7（1）ア（ウ）、イ（ウ）・（エ）、7（2）】

【福祉基盤課…7（1）ア（ア）・（イ）、イ（ア）・（イ）】

【介護保険課…7 】

障 害 者 福 祉

1 障害者の状況

（1）身体障害者の状況

障害別障害者数

(各年4月1日現在 単位：人)

年	視 覚	聴 覚	音声・言語	肢 体	内 部	計
R1	1,221(13)	1,729(47)	168(1)	9,710(273)	6,812(88)	19,640(422)
R2	1,241(11)	1,767(47)	167(2)	9,499(273)	6,986(87)	19,660(420)
R3	1,244(10)	1,833(48)	176(3)	9,443(279)	7,139(86)	19,835(426)

等級別障害者数

(各年4月1日現在 単位：人)

年	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
R1	7,553(225)	3,119(65)	2,585(65)	4,323(38)	927(15)	1,133(14)	19,640(422)
R2	7,548(226)	3,073(62)	2,586(68)	4,352(36)	941(14)	1,160(14)	19,660(420)
R3	7,649(218)	3,060(67)	2,555(70)	4,427(38)	942(15)	1,202(18)	19,835(426)

※ 手帳の交付を受けていない者(判定のみの者)も含む。

※ ()内は、うち数で障害児(18歳未満)の数

（2）知的障害者の状況

(各年4月1日現在 単位：人)

年	最重度	重 度	中 度	軽 度	計
R1	1,017(218)	1,080(230)	1,338(331)	2,343(1,078)	5,778(1,857)
R2	1,055(232)	1,081(207)	1,400(348)	2,539(1,190)	6,075(1,977)
R3	1,059(224)	1,090(207)	1,433(357)	2,700(1,296)	6,282(2,084)

※ 手帳の交付を受けていない者(判定のみの者)も含む。

※ ()内は、うち数で障害児(18歳未満)の数

（3）精神障害者の状況

(各年3月31日現在 単位：人)

年	1 級	2 級	3 級	計
R1	833	4,735	2,652	8,220
R2	906	5,129	2,792	8,827
R3	1,075	5,449	2,789	9,313

2 自立支援給付対象事業

（1）障害児者介護給付費等

障害児者が受けた障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用に係る介護給付

費等を支給している。

ア 訪問系サービス（居宅介護等）

日常生活を営むのに支障がある障害児者に対し身体介護や家事援助・通院介助等を行うヘルパーを派遣する。 令和2年度実績 延べ利用時間：579,011 時間 交付額：2,677,718 千円

イ 短期入所事業

介助者が疾病等の理由により家庭での介護が一時的に困難となった障害児者に、施設等への短期間の入所による支援を行う。 令和2年度実績 延べ利用日数：21,362 日 交付額：211,615 千円

ウ 日中活動系サービス

障害者施設等を活用して障害児者が必要とする各種サービスを提供する。

令和2年度実績 延べ利用日数：784,159 日 交付額：8,376,860 千円

エ 施設入所支援サービス

施設に入所する障害者に、日常生活上の支援を行う。

令和2年度実績 延べ利用日数：127,946 日 交付額：682,800 千円

オ 居住系サービス

障害者の自立を目指し、共同生活住居において食事の提供、相談その他の日常生活の援助をする。

令和2年度実績 延べ利用日数：318,514 日 交付額：2,440,883 千円

カ 障害児入所支援・障害児通所支援事業

障害児が地域で健やかに育成されるために必要とする児童福祉法の各種サービスを提供する。

令和2年度実績 延べ利用日数：302,032 日 交付額：3,538,879 千円

キ 共同生活援助等家賃助成事業

障害者の生活の自立を促進することを目的として、グループホームの入居者の家賃に対し助成する。

令和2年度実績 延べ対象者数：10,182 人 交付額：142,676 千円

（2）補装具費の支給

身体障害児者等の身体機能を補うまたは代替するための車いす、義足等の補装具を購入又は修理等するための費用を支給している。 令和2年度実績 ・購入：1,318 件 142,258 千円 ・修理：840 件 37,591 千円

（3）自立支援医療（更生医療）

18 歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている人に、生活上の便宜を増すため、障害を軽くしたり機能を回復したりすることができるような医療（心臓手術・人工透析療法等）にかかる費用の一部を給付している。

令和2年度実績 592 人 987,884 千円

（4）障害者サービス利用計画作成

障害福祉サービス等の利用を希望する障害者へのサービス等利用計画を作成する計画相談支援及び地域生活に移行する障害者のための地域相談支援を行っている。

令和2年度実績 利用者数 ・計画相談支援給付費：延べ8,968 人 ・地域相談支援給付費：延べ62 人

（5）障害支援区分判定等審査会

障害者総合支援法に定める介護給付費等の支給に関する障害支援区分の審査及び判定等を行っている。

令和2年度実績 開催回数：56 回 ・障害支援区分の審査判定件数：1,451 件

・訓練等給付支給決定案の個別審査件数：66 件

3 共生社会推進事業

（1）障害者理解促進事業

ア 障害への理解を進める情報発信サイトの運営

障害等に対する理解促進を図るため、障害者団体の活動に関する情報等を発信するためのウェブサイト

「さーくる」を運営している。

イ 心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター募集及び展示

内閣府と共催により、小中学生及び高校生・一般を対象として作品の募集を行い、応募作品を展示している。

令和2年度実績 ・応募数 作文：13編 ポスター：17点 ・展示場所：あじさい会館1階ロビー
・展示期間：12月3日～12月9日

ウ 相模原市障害者週間のつどいの開催

心の輪を広げる体験作文・障害者週間のポスター入賞者の表彰及び講演会等イベントを実施している。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

エ 障害者作品展

障害児者の自立と社会参加の促進を図るとともに、広く市民に障害に対する理解を深めることを目的に、市内在住の障害児者の作品展示を行っている。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

オ 共生社会推進事業の実施

障害に関する理解啓発のためのキャッチフレーズ「共にささえあい 生きる社会」をイメージしたデザインを活用し、ラッピングバスの運行や市内大学生と連携し作成した啓発動画の放映などのほか、障害者スポーツの体験などを通じた障害等の理解啓発に取り組んでいる。

令和元年度実績 ・市内におけるラッピングバス（1台）の運行 4月1日～3月31日
・啓発広告等の掲出 11月下旬より市内公共交通機関や商業施設等に掲出
・共にささえあい生きる社会さがみパラフェスタ ※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

（2）障害者虐待防止事業

障害者の虐待防止や早期発見を図るため、関係者によるネットワーク協議会の開催や、学識経験者による専門家チームから助言をいただくなど、関係機関が緊密に連携し障害者虐待への迅速かつ適切な支援を行っている。

・令和2年度相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会 書面開催（12/2～12/18）
・令和2年度専門家チームへの相談件数：2件

（3）障害者差別解消推進事業

障害者差別解消法について、リーフレットの発行等を通じて、啓発活動を行っている。

また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組等を協議する障害者差別解消支援地域協議会を開催している。

令和2年度実績 相模原市障害者差別解消支援地域協議会 書面開催（3/15～3/19）

4 地域生活支援事業

（1）ガイドヘルプサービス

誘導、介助等を行うことにより外出等（買物、余暇活動等）が可能となる障害児者に対し、ガイドヘルパーを派遣している。 令和2年度実績 利用時間：延べ137,226時間 交付額：434,167千円

（2）身体障害者福祉車両等運行事業

ア 身体障害者用福祉車両あじさい号の運行 ※令和2年度末で廃止

歩行が困難で車いす等を使用している身体障害者の通院、買物など、日常生活の利便を図るため、リフト付車両を運行している。 令和2年度実績 利用人員：延べ2,006人

イ 津久井地域移送サービス ※令和2年度末で市委託事業は終了。令和3年度より市補助金交付事業へ転換
津久井地域内の在宅の身体障害者等を対象に、通院等の利便を図るため、福祉車両等による移送支援サービスを提供している。 令和2年度実績 利用人員：延べ4,163人

(3) 日常生活用具の給付

障害児等等の日常生活を容易にするため、特殊寝台、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、吸引器などの日常生活用具を給付している。 令和2年度実績 3,771件 164,947千円

(4) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入・修理に対して、費用の一部を助成している。 令和2年度実績 76件 2,110千円

(5) 訓練器具等購入費の助成

障害児に対し、在宅生活上必要な訓練器具等の購入に係る費用を助成している。
令和2年度実績 15件 628千円

(6) 障害児入浴サービス

家庭において入浴することが困難な重度の障害児者に対し、入浴サービスを提供している。
令和2年度実績 利用件数：延べ2,331回

(7) 全身性障害者等入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難な全身性障害者等が医療機関に入院した場合に、日常の支援に携わっている居宅介護事業所や居住系サービス事業所の職員をコミュニケーション支援員として派遣し、医師や看護師との意思疎通を図り、円滑な診療行為が行えるよう支援している。 令和2年度実績 派遣日数：10日

(8) 手話通訳者・要約筆記者の設置派遣

市役所の窓口、病院等での聴覚障害者の通訳及び市等が開催する会議、行事等に手話通訳者及び要約筆記者を設置又は派遣している。また、市登録手話通訳者等の健康維持を図るため、健康診査受診費用を助成している。令和2年度実績 設置派遣回数：1,584回 助成件数：1件 助成額：8,228円

(9) 手話通訳者等養成事業

聴覚障害者のコミュニケーションを円滑化し、社会参加を促進するため、市民を対象に手話通訳者、要約筆記者の養成を行っている。

(10) 盲ろう者通訳・介助員養成・派遣

盲ろう者の相談・手続き等における意思疎通を容易にするため、盲ろう者通訳・介助員の派遣及び養成を行っている。令和2年度実績 派遣回数：1,721回（市派遣42回） 養成講座中止のため受講者数：0人

(11) 自動車運転免許・改造費助成

身体障害者が、自動車運転免許を取得するための技能教習費の一部を助成している。また、身体障害者が就労などのために自分で所有し運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する経費の一部を助成している。 令和2年度実績 ・技能教習費 助成件数：6件 助成額：593千円
・自動車改造 助成件数：16件 助成額：1,148千円

(12) 障害福祉相談事業

ア 障害福祉相談員

障害者の更生援護の相談に応じ、必要な助言を行うとともに、地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力など、障害のある者の福祉の増進を目的として、委嘱している。

令和2年度実績 相談員数：30人（身体障害者：15人 知的障害者：9人 精神障害者：6人）

イ 障害者自立支援協議会

地域において障害者の生活を支える相談支援事業をはじめとするシステム作りの中核的役割を果たす定期的な協議の場として設置している。 令和2年度実績 開催回数：2回

ウ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障害者等が財産管理や福祉サービスの利用契約等において、親族の援助が期待できないなど後見人等の援助が必要な場合に、市長が後見等開始の申立てを家庭裁判所へ行い、一定の条件により申立てに係る費用及び成年後見人等への報酬を被後見人に助成している。

令和2年度実績 市長申立件数：7件 助成件数：43件

エ 障害者相談支援キーテーション事業

地域の相談支援の拠点として、総合的かつ専門的な相談支援への対応、人材育成や関係機関の連携支援等を図るため、南区と緑区において相談支援を実施している。 令和2年度実績 相談件数：12,259件

(13) 日中一時支援事業

ア 日中短期入所事業

障害者又は障害児を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行っている。 令和2年度実績 利用人数：延べ9,586人

イ 在宅障害者一時ケア事業

障害児者の保護者や家族等が地域活動、通院及び休養等のために、家族内での介護が困難となった場合に障害児者の一時的な介護を行っている。 令和2年度実績 利用人数：延べ2,077人

(14) 障害者地域活動支援センター事業・機能強化事業

障害者に創作的活動又は生産活動の機会の提供及び地域との交流の促進等の支援を行っている地域活動支援センターの事業費に対し、補助を行っている。

令和2年度実績 対象事業所数：6事業所 助成額：79,895千円

うち機能強化事業 助成額：9,000千円

(15) 精神障害者地域活動支援センター事業等

地域で生活する精神障害者の日常生活の支援・相談等を行い、社会復帰と自立、社会参加を促進することを目的とする精神障害者地域活動支援センターの運営を委託している。

令和2年度実績 対象事業所数：2事業所 運営経費：64,436千円

5 障害児者援護等事業

(1) 住宅設備改善費助成

重度障害者等の日常生活を容易にするため、既存住宅の浴室、便所、玄関、台所などを障害者が利用しやすいように改善する費用の一部を助成している。 令和2年度実績 助成件数：53件 助成額：20,703千円

(2) 自動車燃料費助成

在宅の重度障害者等の積極的な社会参加及び生活圏拡大を進める一助として、自動車燃料給油券を交付している。令和2年度実績 交付人数 本人運転：2,823人 家族運転：3,529人 助成額：88,246千円

(3) 福祉タクシー利用料助成

在宅の重度障害者等の積極的な社会参加及び生活圏拡大を進める一助として、福祉タクシー利用券を交付している。令和2年度実績 交付人数：13,786人 助成額：300,665千円

(4) 障害者施設通所交通費助成

施設等に通っている障害者の経済的負担を軽減するために交通費の一部を助成している。

令和2年度実績 助成人数：2,521人 助成額：66,181千円

(5) 障害児者宿泊費助成

障害児者等が宿泊施設を利用した場合、宿泊費の一部（3,000円1泊分のみ）を助成している。

令和2年度実績 対象者数：579人 助成額：1,812千円

(6) ストーマ用装具保管事業

災害時にストーマ用装具の持出しができなくなった場合に備えて、ストーマ用装具利用者に対し、市長が指定した保管場所を提供している。 令和2年度実績 利用人数：85人（3月末時点）

(7) 福祉バス提供事業

市内の障害者団体等が行う研修会、社会見学等の行事にバスを提供して、経済的負担を軽減し、福祉の増進を図っている。 令和2年度実績 提供台数：7台（日帰り6台、宿泊1台） 提供団体5団体

(8) 重症心身障害児者訪問看護支援事業

在宅の重症心身障害児者の医療的管理の充実及びその家族の負担軽減を図るため、訪問看護の延長による支援を行うとともに、重症心身障害児者を対象とする事業者の拡充を目的とした研修を実施している。

ア 重症心身障害児(者)訪問看護支援事業 令和2年度実績 実利用者数：10人 延べ209回

イ 重症心身障害児(者)看護研修事業 令和2年度実績 4回

(9) 障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者の連帯と相互扶助の精神に基づき、保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が万一の際に、障害者に終身一定額の年金を支給し、生活の安定と福祉の増進に資する。

令和2年度実績

(令和3年3月31日現在)

加入者数	加入口数	年金受給者数	弔慰金受給者数	脱退一時金受給者
171人	281口	34人	1人	1人

6 医療費の助成

(1) 重度障害者医療費の助成

(1) 重度障害者医療費の助成

重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成している。受給者は、次のいずれかに該当する人で、保険診療における自己負担なしで医療機関に受診できる（ただし、入院時食事代等を除く）。

ア 身体障害者手帳1、2級の取得者

イ 知能指数35以下の人

ウ 3級の身体障害者でかつ知能指数50以下の人

エ 精神障害者保健福祉手帳1、2級の取得者（平成16年10月1日から対象）

令和2年度重度障害者医療費助成状況（対象者数は令和2年度年間月平均人数）

対象者	対象者数(人)	助成件数	助成額(円)	1人当たり助成額(円)
身体・知的障害者	11,133	323,491	1,665,134,089	149,567
精神障害者	4,720	155,671	666,885,781	141,289
合 計	15,853	479,162	2,332,019,870	147,103

7 障害者福祉手当等

在宅の重度障害者等に対し、手当を支給することにより、重度障害者等の福祉の向上を図っている。

(1) 市重度障害者等福祉手当

手当区分	障害の程度	支給額	手当区分	障害の程度	支給額
重 度	・身体障害者手帳1・2級 ・IQ35以下 ・身体障害者手帳3級でIQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級	月額： 5,000円	中 度	・身体障害者手帳3級 ・IQ40以下 ・身体障害者手帳4級でIQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳3級	月額： 3,000円
		延人数： 194,409人			延人数： 64,662人
		支給額： 972,045千円			支給額： 193,986千円

(2) 特別障害者等福祉手当 (国)

手当種別	対象者	月額(円)	延人数(人)	支給額(千円)
特別障害者手当	日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅の重度障害者で、重度の障害が 2 つ以上重なるか、それと同程度以上の者	27,350 (令和2年度)	5,568	152,142
障害児福祉手当	20 歳未満の在宅の重度障害者で日常生活に常時介護を要する者	14,880 (令和2年度)	3,969	58,999
経過的福祉手当	昭和 61 年 3 月 31 日において、20 歳以上の従来の福祉手当受給者で、昭和 61 年 4 月 1 日に特別障害者手当に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者	14,880 (令和2年度)	184	2,736

(3) 特別児童扶養手当

精神、知的又は身体障害（内部障害を含む）等が政令で定める程度以上である 20 歳未満の障害児の父母、又は父母に代わってその児童を養育している方へ手当を支給し、児童の福祉増進を図っている。

支給額（令和2年度）

・重度（1 級）：1 人につき月額 52,500 円 ・中度（2 級）：1 人につき月額 34,970 円

受給資格者数（各年度 3 月末現在 単位：人）

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受給資格者数	1,458	1,541	1,605

(4) 在日外国人障害者等福祉給付金

市内在住の在日外国人障害者等で国籍要件等により公的年金を受給することができない者に福祉給付金を支給し、その福祉の向上を図っている。

手当区分	障害の程度	手当額	手当区分	障害の程度	手当額
重 度	・身体障害者手帳 1・2 級 ・療育手帳 A1・A2 ・精神障害者保健福祉手帳 1 級	月額 38,000 円	中 度	・身体障害者手帳 3 級 ・療育手帳 B1 ・精神障害者保健福祉手帳 2 級	月額 26,000 円

令和2年度実績 重度 延べ 12 人 支給額 456 千円

8 福祉団体等の育成

障害者福祉団体等の活動に対し助成している。

令和2年度実績 補助団体：9 団体 補助金額：3,045 千円

9 障害者施設設置運営等対策事業

(1) 障害福祉施設運営費補助金

相模原市の障害児者が利用する県内（市外）の福祉施設及び市内障害児入所施設の運営費に対し助成している。 令和2年度実績 対象施設数：11 施設 助成額：26,006 千円

(2) 障害福祉施設等施設整備事業補助金

障害福祉施設等を整備する社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成している。

令和2年度実績 対象施設数：2 施設 助成額：79,325 千円

（うち、繰越明許費分：1 施設 助成額：41,960 千円）

(3) 障害児者施設建設資金借入償還金補助金

社会福祉法人が施設の建設に要する費用を独立行政法人福祉医療機構等から借り入れた場合に、その償還金の一部を助成している。 令和2年度実績 対象施設数：12 施設 助成額：90,179 千円

(4) 社会福祉施設維持補修費

所管している社会福祉施設について、修繕や点検を実施している。

(5) 要医療ケア障害児在宅支援事業

常時医療的管理を必要とする重症心身障害児等とその家族が、円滑に在宅療養に移行し、レスパイトや療育等の支援を一体的に受けることで安心して在宅生活が継続できるよう、北里大学病院に設置する小児在宅支援部門を支援している。

令和2年度実績 ・市民専用ベッド数：4床 ・児童相談所緊急時利用ベッド数：1床

10 市立けやき体育館

(1) 施設の概要

- ・所在地：相模原市中央区富士見 6-6-23
- ・建物構造：鉄筋コンクリート造地上2階
- ・建築面積：1,297.33 m² 延床面積 1,657.64 m²

(2) 指定管理者 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

(3) 利用状況 令和2年度実績 利用者数：延べ18,325人（障害者：延べ7,028人）

(4) 事業内容 令和2年度は例年実施している障害者スポーツ講座と障害者ふれあい文化講座が新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったため、体操動画の配信や各自が地域で楽しめるウォーキング企画などを実施した。

11 市立障害者支援センター松が丘園

(1) 施設の概要

- ・所在地：相模原市中央区松が丘 1-23-1
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上3階
- ・建築面積：1,171.43 m² 延床面積 2,703.45 m²

(2) 指定管理者 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団

(3) 事業内容

ア 障害者施設支援事業 障害者施設等の活動への支援等

イ 障害者就労援助事業 新規就労者：70人 職場実習：34人 延べ159日間
就労定着支援：延べ2,785件

ウ 障害者自立生活支援事業 講座等の実施 参加者数：延べ29人
基幹相談支援センター相談件数 12,372件

エ 障害者一時ケア事業 利用者数：延べ1,204人

オ 障害福祉サービス事業（多機能型事業所） 利用者数：延べ9,354人 就労定着支援契約者数：延べ25人（生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型）

12 市立上九沢身体障害者デイサービスセンター

(1) 施設の概要

- ・所在地 相模原市緑区上九沢 4（市営上九沢団地H棟と合築）
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上9階建のうち地上1階及び地下1階の一部
- ・建築面積 780.64 m²・延床面積 6,268.71 m²のうちデイサービスセンター部分 721.44 m²

(2) 指定管理者 社会福祉法人県央福祉会

(3) 利用状況 令和2年度利用者数：延べ5,209人

13 市立津久井障害者地域活動支援センター

(1) 施設の概要

- ・所在地：相模原市緑区中野 1004-3
- ・建物構造：軽量鉄骨造2階建
- ・建築面積：170.05 m²
- ・延床面積：229.67 m²

- (2) 指定管理者 特定非営利活動法人竹の子作業所
 (3) 利用状況 令和2年度利用者数：延べ2,374人

14 市立城山障害者デイサービスセンターつくしの家

- (1) 施設の概要
 ・所在地：相模原市緑区久保沢2-25-25 ・建物構造：軽量鉄骨造1階建
 ・建築面積：338.25㎡ ・延床面積：301.00㎡
 (2) 指定管理者 特定非営利活動法人福祉協会しろやま
 (3) 利用状況 令和2年度利用者数：延べ4,879人

15 市立南障害者地域活動支援センター

- (1) 施設の概要
 ・所在地：相模原市南区南台4-12-54 市営南台団地4号棟1階
 ・建物構造：鉄筋コンクリート造 地上7階建の1階
 ・延床面積：396.72㎡
 (2) 指定管理者 特定非営利活動法人エヌピーオーかむ
 (3) 利用状況 令和2年度利用者数：延べ4,763人

16 市立緑第一障害者地域活動支援センター

- (1) 施設の概要
 ・所在地：相模原市緑区与瀬1010-1
 ・建物構造：鉄筋コンクリート造2階建
 ・延床面積：312.78㎡
 (2) 指定管理者 特定非営利活動法人湘北福祉会やまのべ
 (3) 利用状況 令和2年度利用者数：延べ2,784人

17 市立視覚障害者情報センター

- (1) 概要
 身体障害者福祉法第34条の規定に基づく視覚障害者情報提供施設として、点字刊行物や録音物等の貸出等を通じ、視覚障害者へ情報提供を実施している。
 (2) 施設の概要等
 ・所在地：中央区富士見6-1-1 ウェルネスさがみはらA館2階
 ・延床面積：136㎡
 ・施設内容：閲覧室、印刷室、聴読室、研修室、相談室
 (3) 蔵書数等

令和3年3月31日現在の蔵書数 (冊)

一般図書	拡大図書	点字図書	録音図書	合計
1,361	219	1,336	2,512	5,428

令和2年度の貸出人数 (人)

一般図書	拡大図書	点字図書	録音図書	合計
2,581	6	86	2,158	4,831

令和2年度の貸出件数				(件)
一般図書	拡大図書	点字図書	録音図書	合計
4,661	6	96	4,810	9,523

18 障害者の就労促進事業

ハローワークと連携し、「障害者雇用のための特別支援学校・事業所見学会」や「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の実施。

- ・障害者雇用のための特別支援学校・事業所見学会 ※令和2年度はコロナのため中止
- ・精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 ※令和2年度はコロナのため中止

【高齢・障害者福祉課…1、3、4(12)(14)(15)、5(7)、8、9(4)～(5)、10～18】

【高齢・障害者支援課…2(2)～(5)、4(1)～(11)、(13)、5(1)～(6)(8)～(10)、6～7】

【福祉基盤課…2(1)、9(1)～(3)】

精神保健福祉

1 精神保健福祉課

(1) 精神障害者の社会参加促進

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付している。

- ・申請受理：各高齢・障害者相談課、各保健福祉課
- ・判定：精神保健福祉センター
- ・決定：精神保健福祉課
- ・所持者数(令和3年3月31日現在)：9,313人

(2) 精神科医療援護

ア 市長同意

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく医療保護入院に際して、同意者がいない等の理由により市長が医療保護入院に同意する。

令和2年度同意件数 37件

イ 入退院届、定期病状報告書等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神科病院から医療保護入院者等の入院届、退院届、定期病状報告書の届出を受け、精神医療審査会に審査を依頼している。

- ・令和2年度受理件数(入退院届)：949件
- ・令和2年度受理件数(定期病状報告書)：168件

ウ 入院医療援護金

適正医療の普及や精神障害者の福祉の増進を図るため、精神科病院等に入院している精神障害者に対し、その医療費の一部を支給している。

令和2年度支給件数：397件 医療費支給額：3,970千円

エ 自立支援医療（精神通院医療）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費を支給している。

- ・申請受理：各高齢・障害者相談課、各保健福祉課
- ・判定：精神保健福祉センター
- ・決定：精神保健福祉課
- ・受給者数(令和3年3月31日現在)：14,306人
- ・支給額：1,484,347千円

(3) 精神保健福祉審議会

精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項についての調査審議等を行っている。

令和2年度開催回数 1回

(4) 精神科病院の指導等

ア 精神保健指定医

精神保健指定医の申請書・変更申請・再交付申請・返納の受理、厚生労働省への進達、指定医証交付を行っている。

令和2年度受付件数 3件（新規指定申請・勤務先・住所地変更等）

イ 指定病院、応急入院指定病院等の指定

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、指定病院の指定、応急入院指定病院の指定等を行っている。

指定件数(令和3年4月1日現在) ・指定病院：3件 ・応急入院指定病院：1件

ウ 精神科病院の指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神科病院及び一般病院で精神科病床を併設する病院における、より良い医療の提供と適正な管理運営を図るとともに、措置入院者・医療保護入院者・任意入院者の病状を把握し、入院制度の適正化を図っている。

令和2年度指導病院件数 6件

(5) 精神障害者の救急医療

ア 精神科救急医療情報窓口

夜間、休日及び深夜に、自傷他害のおそれはないが精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等があった者に、必要に応じて医療機関を紹介する。神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の4県市が協調して運営している。

イ 精神科救急医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、入院させなければ精神的障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者について、精神保健指定医の診察を行い、医療及び保護の見地から望ましい場合は、入院させ、その医療費については公費で負担している。365日24時間対応するため、受入れ医療機関の確保、夜間及び休日における警察官通報窓口、移送及び診察のシステムを神奈川県、横浜市、川崎市及び相模原市の4県市が協調して運営している。

- ・令和2年度通報等件数：186件
- ・令和2年度入院措置件数：83件 医療費（公費分）：35,064千円

(6) 措置入院者等の退院後支援

措置入院者等が退院後に地域で医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的に受けられるよう、退院後支援計画を作成し、計画に基づく支援を実施している。

令和2年度支援対象者数 88人

(7) 自殺総合対策

ア 自殺対策協議会

相模原市における自殺の実態を踏まえ、関係機関・団体等との情報交換、共有をし、密接な連携の下、地域における自殺総合対策の取組の検討を行っている。

令和2年度開催回数 1回

イ 自殺総合対策に係る庁内会議

自殺総合対策を推進するため、庁内会議を開催している。

令和2年度開催回数 2回

2 精神保健福祉センター

(1) 精神保健相談指導等事業

ア 精神保健相談・訪問指導事業

医師、福祉職、保健師による精神科医療・精神保健福祉に関する相談・指導及び専門的立場から専門相談等を実施している。

令和2年度実施状況 ・こころの電話相談：1,233件 ・思春期・ひきこもり特定相談：11件
・不安・強迫性障害相談：60件

イ 地域支援(技術援助)事業

精神保健福祉の専門機関として、庁内関係課及び関係機関における複雑困難事例に対し、技術指導や技術支援を行っている。 令和2年度実施状況 技術援助80回

ウ 普及啓発事業

こころの健康保持及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神保健に関する意識向上のための普及啓発活動を行っている。

令和2年度実施状況 ・研修会講師：1回
・新型コロナウイルス感染症に関するこころのケアの市ホームページへの掲載
(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会を中止し、情報発信へ変更)

エ 教育研修事業

教育研修の実施を通して、人材の育成及び技術指導・支援を行い相談支援体制の強化充実を図っている。

令和2年度実施状況 研修会：3回

オ 社会参加促進事業

精神障害者の自立と社会参加の促進やリカバリー支援のため、当事者や市民を対象とした研修や普及啓発を行っている。

令和2年度実施状況 ・エンパワメント講演会：1回 ・リカバリー講演会：2回
・WRAP出前講座：2回

カ 依存症対策総合支援事業

アルコール、薬物、ギャンブル等依存に悩む人や家族に対して支援等を行う。また、医師による専門相談を行っている。

令和2年度実施状況 ・相談件数：356件 ・アルコール特定相談：8件 ・薬物・ギャンブル特定相談：7件
・依存症家族教室：7回 ・依存症回復プログラム：29回 ・研修会：2回 ・普及啓発(講演会1回、啓発コーナーの設置等)

キ ひきこもり地域支援センター事業

本人及び家族等の福祉の増進を図るため、ひきこもり支援ステーションを運営し、ひきこもりに関する相談支援を実施している。

令和2年度実施状況 ・相談件数：1,186件 ・家族のためのコミュニケーション教室：9回 ・CRA

F T家族教室：8回 ・家族のための語りの場：6回 ・当事者グループ活動：8回 ・研修会：4回
・普及啓発(講演会1回) ・ネットワーク連絡会：1回

ク 自殺総合対策事業

専門電話相談、研修会、普及啓発、調査研究、自死遺族支援を通して、自殺対策に取り組んでいる。

令和2年度実施状況 ・自殺対策強化月間事業 (マグネットシートによる啓発、啓発コーナーの設置、バス車内デジタルサイネージ・映画館幕間CMでの啓発放送、パブリックインフォメーション・ギオンスタジアム会場モニター・市役所本庁舎1階動画モニターでの啓発動画上映、FM放送による啓発スポットCM、検索連動広告表示)、・こころのクリアファイルの配布 (市立小学校6学年児童及び中学校全生徒、義務教育学校を含む)、・研修会 (ゲートキーパー養成等)：11回 ・専門電話相談：1,933件 ・医療機関との連携による自殺未遂者支援、・自死遺族の集い：3回

ケ 調査研究事業

精神保健福祉に関する諸問題について調査及び情報収集・提供を行っている。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

コ 組織育成

当事者会、家族会、ボランティア団体等への支援を行う。

令和2年度実施状況 ・当事者会：1回 ・家族会：5回 ・断酒会：1回 ・その他：1回

サ 災害等支援

新型コロナウイルス感染症流行の長期化によるストレスや不安等に対して「こころのケア」を実施している。

令和2年度実施状況 ・市民対象 (チラシ作成、市ホームページへの情報掲載、電話相談) ・医療従事者等職員対象 (チラシ配布、啓発資料提供、電話での個別相談対応)

(2) 精神医療審査会事務

精神障害者の人権擁護、適切な医療及び保護の確保のため、入院中の精神障害者の入院継続の適否等と、退院請求や処遇改善請求の審査を行っている。

令和2年度実施状況 定期の報告等による審査：654件 退院等の請求による審査：21件

(3) 自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の判定

自立支援医療 (精神通院) の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定業務を行っている。

令和2年度実施状況 ・自立支援医療 (精神通院) 判定件数：3,782件
・精神障害者保健福祉手帳 判定件数：2,478件

【精神保健福祉課…1】

【精神保健福祉センター…2】

障 害 者 更 生 相 談

1 障害者更生相談所の設置

政令指定都市への移行に伴い、身体障害者及び知的障害者の援護に関する専門的技術的部分を担う行政機関として、障害者更生相談所を設置した。ここでは、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする更生相談として、福祉事務所が実施する身体障害者及び知的障害者の更生援護のうち、専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定及び相談等を実施している。

2 更生相談

(1) 専門的相談・指導

ア 福祉事務所等コンサルテーション

身体障害者・知的障害者福祉の専門機関として、福祉事務所等庁内機関に対し困難事例の援助、研修の実施等を通して技術指導や助言を行っている。

イ 施設コンサルテーション

市が援護の実施を行っている方が利用する身体障害者・知的障害者施設等の職員等を対象に、困難事例の援助等を通して技術指導や助言を行っている。

(2) 補装具費支給判定、処方及び適合判定（肢体不自由、聴覚障害）

ア 補装具更生相談

身体障害者の福祉の向上を図るために必要な補装具の相談、支給判定、処方及び適合判定について、医師、理学療法士、言語聴覚士、ケースワーカー、補装具業者、福祉事務所等による相談会等を開催する。

令和2年度実績	会場 合計	あじさい会館及 び更生相談所	南保健福祉 センター	緑区 合同庁舎	津久井保健 センター	訪問
肢体不自由補装具 更生相談	493件 (94回)	235件 (39回)	169件 (12回)	53件 (7回)	—	36件 (36回)
聴覚障害補装具 更生相談	63件 (11回)	44件 (6回)	8件 (2回)	5件 (1回)	6件 (2回)	—

イ 補装具費支給書類判定

医学的判定書による補装具費支給の書類判定業務を行っている。

令和2年度実績 312件

(3) 自立支援医療費（更生医療）支給判定

障害の除去や軽減のための医療として行われる自立支援医療費（更生医療）の支給に関する書類判定業務を行っている。

令和2年度実績 75件

(4) 医学的・心理学的及び職能的判定

18歳以上を対象とした知的障害の確認（現状診断）等のため、医師（精神神経科医）、心理判定員、ケースワーカー等により医学的、心理学的及び職能的判定を行っている。

令和2年度実績 現状診断：15件

(5) 知的障害者の療育手帳判定

知的障害者の療育手帳の交付に関して、医師、心理判定員、ケースワーカー等が判定、再判定を行っている。 令和2年度実績 療育手帳 ・新規判定：10件 ・再判定：97件

3 身体障害者手帳及び療育手帳の交付

(1) 身体障害者手帳交付件数

令和2年度実績 新規等交付：1,646件（年24回交付） 紛失等交付：166件（年48回交付）

(2) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会の開催

身体障害者手帳の交付、身体障害者手帳判定医、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定について審査を行っている。

令和2年度実績 定例会：年3回 部会：年24回

(3) 療育手帳交付件数

令和2年度実績 新規等交付：758件（年24回交付） 紛失等交付：108件（年24回交付）

【障害者更生相談所】

介護保険

1 介護保険制度の概要

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要なサービスを総合的・一体的に提供するしくみとして、自己責任の原則と国民の共同連帯の理念に基づき、平成12年4月に創設された。

平成18年4月には、介護予防を重視した予防給付が新たに施行された。

また、平成27年4月には、地域包括ケアシステムの構築の推進に向けた取組として、要支援者に対する全国一律の予防給付のうち、訪問介護と通所介護を、全ての市町村が平成29年度末までに地域支援事業の中の介護予防・日常生活支援総合事業に移行することとされ、本市は平成28年4月から実施した。(121 ページ参照)

2 介護保険事業特別会計決算額の推移

(単位：円)

区分 年度	決算額		差引残額	差引残額のうち 基金繰入額
	歳入	歳出		
H30	48,916,877,272	47,836,993,217	1,079,884,055	688,616,770
R1	50,665,656,788	49,854,057,359	811,599,429	380,411,392
R2	53,225,253,349	50,999,660,405	2,225,592,944	1,054,419,031

3 第1号被保険者数の推移

(各年度末現在 単位：人)

区分 年度	第1号被保険者（65歳以上の人）
H30	181,667
R1	184,095
R2	186,372

4 要介護（要支援）認定者数

(各年度末現在 単位：人)

年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
H30	第1号被保険者	3,864	5,022	4,884	5,926	4,349	3,847	2,670	30,562
	第2号被保険者	60	135	61	183	112	90	104	745
	計	3,924	5,157	4,945	6,109	4,461	3,937	2,774	31,307
R1	第1号被保険者	4,112	5,513	5,104	5,880	4,413	4,076	2,654	31,752
	第2号被保険者	61	140	73	168	91	99	97	729
	計	4,173	5,653	5,177	6,048	4,504	4,175	2,751	32,481
R2	第1号被保険者	4,326	5,727	5,554	6,008	4,635	4,247	2,554	33,051
	第2号被保険者	59	159	79	171	95	116	96	775
	計	4,385	5,886	5,633	6,179	4,730	4,363	2,650	33,826

※令和2年度の要介護（要支援）認定者数 33,051 人のうち第1号被保険者の1割負担対象者 29,097 人、2割負担対象者 2,242 人、3割負担対象者 1,712 人

5 第1号被保険者保険料

(1) 保険料額

介護サービスを提供するのに必要な費用の見込額から算出した本市の保険料は、3年毎に定める介護保険事業計画に基づき設定される。令和2年度は第7期計画の3年目で、基準額は、第5段階の69,600円（年額）である。この基準額を基に、負担割合を乗じて11の段階を設定している。毎年度の保険料は、前年中の所得に応じて段階が決定される。

（令和2年度 保険料段階区分）

段階	要件			負担割合	年間保険料
1	生活保護受給者等			基準額 ×0.30	20,900円
	本人が市民税非課税	世帯に市民税課税者がいない	高齢福祉年金受給者		
2			課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額 ×0.50	34,800円
3			課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円超120万円以下	基準額 ×0.70	48,700円
4	本人が市民税課税	世帯に市民税課税者がいる	課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が120万円超	基準額 ×0.80	55,700円
5			課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円以下	基準額	69,600円
6	本人が市民税課税	課税年金収入額＋年金以外の合計所得金額が80万円超		基準額 ×1.10	76,600円
7		合計所得金額が120万円未満		基準額 ×1.25	87,000円
8		合計所得金額が120万円以上200万円未満		基準額 ×1.50	104,400円
9		合計所得金額が200万円以上300万円未満		基準額 ×1.70	118,300円
10		合計所得金額が300万円以上500万円未満		基準額 ×2.00	139,200円
11		合計所得金額が500万円以上1,000万円未満		基準額 ×2.30	160,100円
		合計所得金額が1,000万円以上			

※第1段階及び第2段階の年間保険料は、国の低所得者軽減により引き下げられている。

(2) 保険料の収入状況の推移

年度	区分	調定額(円)	収入済額(円)	収納率(%)
H30	特別徴収	11,484,079,100	11,484,079,100	100.00
	普通徴収	1,158,676,500	1,029,739,200	88.87
	計	12,642,755,600	12,513,818,300	98.98
	滞納繰越	288,971,265	58,272,782	20.17
R1	特別徴収	11,503,293,000	11,503,293,000	100.00
	普通徴収	1,135,200,200	1,016,588,035	89.55
	計	12,638,493,200	12,519,881,035	99.06
	滞納繰越	256,147,405	53,067,819	20.72
R2	特別徴収	11,420,816,100	11,420,816,100	100.00
	普通徴収	1,174,411,200	1,076,139,440	91.63
	計	12,595,227,300	12,496,955,540	99.22
	滞納繰越	235,907,345	51,813,863	21.96

6 保険給付費

保険給付費の推移

(単位：円)

年度	種類	給付費	計
H30	居宅（介護予防）サービス	20,177,288,726	43,927,373,067
	地域密着型（介護予防）サービス	7,173,348,291	
	施設サービス	14,139,875,265	
	その他	2,436,860,785	
R1	居宅（介護予防）サービス	21,127,954,631	45,865,264,093
	地域密着型（介護予防）サービス	7,594,365,911	
	施設サービス	14,505,553,200	
	その他	2,637,390,351	
R2	居宅（介護予防）サービス	21,882,932,932	47,169,955,390
	地域密着型（介護予防）サービス	7,953,965,145	
	施設サービス	14,604,120,691	
	その他	2,728,936,622	

7 介護保険給付費等支払準備基金積立金

介護保険の保険給付額等に不足を生じたときの財源とするため、基金を設置している。

令和3年3月末基金現在高 4,676,495,960 円

8 利用者負担等に関する軽減の状況

(1) 旧措置入所者に対する軽減

介護保険法施行に伴う経過措置として、特別養護老人ホームの旧措置入所者の利用者負担額等が旧来の徴収額を上回らないように、利用者負担等を軽減している。

(令和3年3月末現在)

特定負担限度額		件数
居住費	食費	
0～490 円/日	0～650 円/日	5

(令和3年3月末現在)

施設介護サービス費の利用者負担	件数
減 額	1
免 除	0

(2) 特定入所者介護サービス費

介護保険施設に入所又は短期入所サービスを利用する低所得の人の居住費・滞在費と食費の負担額を軽減している。

負担限度額認定の推移

(各年度末現在 単位：件)

年度 \ 利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	計
H30	443	803	2,418	3,664
R1	409	790	2,501	3,700
R2	412	783	2,465	3,660

※軽減前の額については施設との契約額となる。

※平成28年8月から新たに非課税年金（遺族年金・障害年金）が年金収入額として追加された。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減

生計困難者の介護保険サービスの利用促進を図るため、社会福祉法人自らが利用者負担額の軽減を行い、国・県・市がその費用の一部を補助している。

対象者数の推移 (各年度末現在 単位：人)

年度	軽減対象者数
H30	155
R1	164
R2	160

【介護保険課】

高 齢 者 相 談

1 高齢者の保健・福祉・介護に関する相談窓口の設置

市民が身近な場所で相談や申請(市内 29 箇所の地域包括支援センター(高齢者支援センター)からの各種在宅福祉サービスなどの代行申請を含む)ができるよう、各区に高齢・障害者相談課を設置するとともに、城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区については、各地区に保健福祉課を設置して対応している。

緑区・・・緑高齢・障害者相談課 (緑区合同庁舎 3 階)
 中央区・・・中央高齢・障害者相談課(ウェルネスさがみはら A 館 1 階)
 南区・・・南高齢・障害者相談課 (南保健福祉センター1 階)
 城山地区・・・城山保健福祉課 (城山総合事務所第 1 別館 1 階)
 津久井地区・・・津久井保健福祉課(津久井保健センター1階)
 相模湖地区・・・相模湖保健福祉課(相模湖総合事務所 2 階)
 藤野地区・・・藤野保健福祉課 (藤野総合事務所 2 階)

2 在宅福祉対策

(1) ねたきり高齢者等寝具乾燥消毒事業

在宅のねたきり高齢者等に対し、寝具の乾燥消毒を行っている。

令和 2 年度実績 利用者：54 人 (3 月時点)

(2) 緊急一時入所事業

在宅の高齢者が緊急的かつ一時的に在宅での生活が困難となった場合に、短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所及び養護老人ホームにおいて一時的に養護している。

令和 2 年度実績 利用者：32 人

(3) 健康診断料助成事業

緊急一時入所を利用する際に必要な健康診断に要する費用を、低所得世帯に助成している。

令和 2 年度実績 4 件

(4) ねたきり高齢者等移送サービス利用助成事業

介護保険で要介護 4 又は 5 と認定された高齢者等が、全介助付の特殊仕様の民間タクシーを利用する場合に、利用料金の一部を助成している。

令和 2 年度実績 利用券交付者：830 人 利用枚数：18,624 枚

(5) 緊急通報サービス事業

ひとり暮らし高齢者等の自宅に、緊急時に自動的に消防本部へ通報する緊急通報装置を設置する。設置に際しては、事前に利用者の情報(かかりつけ医、家族の連絡先等)を登録している。

令和2年度実績 登録者：1,028人

(6) 電話訪問サービス事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、週1回以上、地域包括支援センターから安否確認の電話をし、生活及び健康に関する相談及び助言を行っている。 令和2年度実績 利用者：154人

(7) 電話貸与サービス事業

低所得のひとり暮らし高齢者等で電話を保有していない人に電話を貸与し、毎月の基本料等を市が負担している。 令和2年度実績 利用者：212人

(8) 高齢者介護家族電話相談事業（ホッと！あんしんダイヤル）

高齢者の介護をしている家族や高齢者の、健康・介護・福祉等の相談に対し、専門の資格を持つ相談員が電話で相談に応じている。 令和2年度実績 相談件数：1,602件

(9) 給食サービス事業

食事の支度が困難なひとり暮らし高齢者等の自宅に、週4回以内で夕食又は昼食を届け、健康管理・孤独感の解消・安否確認等を行っている。

令和2年度実績 利用者：281人 調理食数：49,754食

(10) 生活援助員の派遣事業

高齢者世帯向け公共賃貸住宅の入居者に対し、生活指導、相談、安否確認等を行い、安全かつ快適な生活が送れるよう、近隣の社会福祉法人から生活援助員を派遣している。

令和2年度実績 派遣：19か所27人

(11) ねたきり高齢者出張理美容サービス助成事業

ねたきりのため理髪店又は美容院へ行くことができない高齢者に理容師等の出張料を含めた料金の一部を助成している。

令和2年度実績 助成券交付者：750人 利用枚数：1,354枚

(12) 紙おむつ等の支給事業

低所得世帯の在宅ねたきり高齢者及び認知症高齢者等で、紙おむつ及び尿とりパッドの必要が認められるものに対して、紙おむつ等を補助支給している。

令和2年度実績 支給実人数：1,166人 支給枚数：540,423枚

(13) はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業

70～79歳の低所得高齢者及び80歳以上の高齢者の健康保持と福祉の増進を図るため、はり、きゅう、マッサージの施術料を助成している。

令和2年度実績 助成券交付者：6,687人 利用枚数：40,267枚

(14) 住宅改修相談事業

高齢者や障害者の居宅生活に伴う住宅改修に関する各種の相談に対し、専門の相談員が改修内容等について、相談に応じている。

令和2年度実績 相談件数：2,338件

(15) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等が財産管理や福祉サービスの利用契約等において、親族の援助が期待できないなど後見人等の援助が必要な場合に、市長が後見等開始の申立てを家庭裁判所へ行くとともに、市長申立てに限らず、一定の条件により申立てに係る費用及び成年後見人等への報酬を被後見人に助成している。

令和2年度実績 市長申立件数：50件 助成件数：126件

(16) 高齢者虐待防止対策事業

高齢者等の虐待防止や早期発見を図るため、関係者によるネットワーク協議会の開催や、学識経験者、弁護士及び医師による専門家チームから助言をいただくなど、関係機関が緊密に連携し高齢者等虐待への迅速かつ適切な支援を行っている。

- ・令和2年度相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会 書面開催（12/2～12/18）
- ・令和2年度専門家チームへの相談件数：20件

(17) ひとり暮らし高齢者等戸別訪問事業

ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び75歳以上の人と45歳以上の子の2人のみの世帯を対象に、民生委員等による戸別訪問を実施し、生活状況の把握と介護保険サービス等の支援や情報提供を行っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、80歳以上の独居高齢者に対して健康面の困りごとなどの相談を地域包括支援センターに行うよう促すための文書を令和3年1月25日に送付した。

令和2年度通知発送対象者（80歳以上独居高齢者）11,454人

（内訳）緑区2,430人、中央区4,088人、南区4,936人

※介護・在宅福祉サービス利用者及び有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅入居者除く

3 老人ホーム入所措置

環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームにおいて養護している。

令和2年度実績 措置人員：34人

【各高齢・障害者相談課…2(1-A), (2), (3), (4-A), (5-A), (6-A), (7-A), (9-A), (10), (11-A), (12-A), (13-A), (14), (15-A), (16) 専門家チームへの相談, (17), 3】

【高齢・障害者支援課…2(1-B), (4-B), (5-B), (6-B), (7-B), (8), (9-B), (11-B), (12-B), (13-B)

【高齢・障害者福祉課…(15-B), (16) 相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会】

※A：窓口 B：支払、総括

障 害 者 相 談

1 障害福祉相談窓口の設置

市民が身近な場所で必要なサービスの提供を受けられるよう、各区に高齢・障害者相談課を、城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区に保健福祉課を設置して合計7か所で障害福祉相談を行っている。ここでは、障害に関する相談に対応するとともに、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付や自立支援給付、自立支援医療（更生医療・精神通院）の申請手続きなど各種障害サービスの窓口業務を行っている。

なお、精神保健福祉相談は、各区の高齢・障害者相談課と津久井保健福祉課で行い、城山地区については緑高齢・障害者相談課で、相模湖地区、藤野地区については津久井保健福祉課で行っている。

緑区・・・緑高齢・障害者相談課（緑区合同庁舎3階）

中央区・・・中央高齢・障害者相談課（ウェルネスさがみはらA館1階）

南区・・・南高齢・障害者相談課（南保健福祉センター3階）

城山地区・・・城山保健福祉課（城山総合事務所第1別館1階）

津久井地区・・・津久井保健福祉課（津久井保健センター1階）

相模湖地区・・・相模湖保健福祉課（相模湖総合事務所2階）

(1) 身体・知的福祉相談

ケースワーカーによる、相談等を行っている。(来所及び訪問等)

・令和2年度実施状況 相談件数：28,858件

(2) 精神保健福祉相談・訪問

精神科医師、保健師、社会福祉職による精神保健福祉相談及び訪問指導を行っている。

・令和2年度実施状況 相談件数：11,973件(訪問件数810件・来所等11,163件)

(3) 申請書等受理件数(令和2年度)

主 な 内 容	件 数
身体障害者手帳・療育手帳の交付、福祉タクシー券の交付、補装具の支給、自立支援給付の決定等	45,373
自立支援医療(精神通院)の申請	12,446
精神障害者保健福祉手帳の申請	6,147
重度障害者医療費助成 医療費支給申請等	9,391

2 精神障害者家族教室の開催

精神障害者の方の家族を対象に、知識と理解を深めるための教室を開催している。

- ・令和2年度実施状況
- ・家族の集い(うつ病)：市ホームページ掲載、パネル展示
- ・家族教室(統合失調症)：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

3 社会復帰及び地域生活の支援

医療・保健・福祉制度やサービスに関する情報提供、再発防止と社会復帰の促進を図っている。

4 精神保健普及啓発事業の実施

メンタルヘルス市民講座を開催して、精神保健思想の普及・啓発活動を行っている。

- ・令和2年度実施状況 市ホームページ掲載

【中央高齢・障害者相談課】

健康福祉局

生活福祉部

地域福祉		145
生活保護		147
国民健康保険		148
国民年金		152
後期高齢者医療制度		153

地 域 福 祉

1 民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、援助を必要とする方々などが地域社会のなかで自立した日常生活を営むことができるよう、助言相談等の支援活動を行っている。

各地区委員定数 [合計 933 名]

(令和3年4月1日現在)

協 議 会	委 員 定 数 (名)			協 議 会	委 員 定 数 (名)		
	地域担当	主任児童委員	計		地域担当	主任児童委員	計
橋 本	79	3	82	光 が 丘	38	2	40
大 沢	32	2	34	大 野 北	61	3	64
城 山	41	3	44	田 名	28	2	30
津 久 井	52	3	55	上 溝	32	2	34
相 模 湖	26	2	28	大 野 中	70	3	73
藤 野	28	2	30	大 野 南	80	4	84
小 山	24	2	26	麻 溝	17	2	19
清 新	32	2	34	新 磯	13	2	15
横 山	18	2	20	相 模 台	55	3	58
中 央	46	3	49	相 武 台	27	2	29
星 が 丘	24	2	26	東 林	56	3	59
合 計					879	54	933

2 戦争犠牲者等の援護等

(1) 相模原市慰霊塔

昭和 18 年に、地元並びに近郷住民協力のうちに、軍により「相模忠霊塔」が建立された。その後、終戦を迎えたが、忠霊塔の護持活動は間断なく続けられ、昭和 24 年 5 月、国から土地、施設の一切が当時の相模原町に譲渡された。そして昭和 27 年 7 月に条例をもって「相模原町慰霊塔」として設置した。それからは毎年秋に相模原市が合同慰霊祭を執り行い、市民あげて尊崇の誠を捧げ平和への願いを新たにしている。

- ・所在地：南区東大沼 1 丁目 17 番 1 号
- ・面 積：慰霊塔境内敷地 16,297 m² 慰霊塔参道敷地 8,259 m²(延長 383.1m、幅員 18m)
- ・合祀柱数：2,194 柱(R3.3.31 現在)

(2) 戦没者合同慰霊祭

令和 2 年度は 10 月 3 日に市慰霊塔で開催した。(例年、「納骨の儀」と「合同慰霊祭」を 2 日間で開催しているが、本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、式典内容や参列者を縮小し 1 日で開催した。)

(3) 原爆被災者への慰問金の支給

被爆者健康手帳の交付を受けている者に対して、夏期及び年末の慰問金を支給している。令和 2 年度は夏期 231 件、年末 223 件、合計 2,939 千円を支給した。

(4) 中国残留邦人等に対する支援

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するための支援を行った。令和 2 年度の支援状況

- ア 市内在住の中国残留邦人とその配偶者 (34 世帯・49 人) に対して、生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援の給付金を支給 (支給額合計 71,337,596 円)
- イ 医療機関受診時等の自立支援通訳者の派遣 (派遣回数 12 回)
- ウ 看護師及び支援・相談員による巡回健康相談を実施 (訪問世帯 26 世帯)
- エ 日本語学習教室等への参加に伴う交通費・教材費を支給 (支給額 243,646 円)

3 災害時要援護者支援

台風や地震等の大規模災害時に、周囲の支援が無いと迅速な避難行動をとることが困難である要介護者や障害者等（災害時要援護者）に対する支援が課題となっており、地域において災害時要援護者に対する適切な支援を行うことができる体制づくりを進めている。令和2年度に優先的に支援する対象者を見直し、名簿の改定を行った。

（1）災害時要援護者避難支援ガイドライン

地域の支援組織（自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員など）が、各地域において地域の実情に応じた避難支援の仕組みを構築する際の参考としていただくため、平成24年9月に策定した「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を名簿の見直しに合わせて一部改定した。

（2）災害時要援護者避難支援事業

市が保有するひとり暮らし高齢者や障害のある方などの所在情報を、本人の同意を得た上で、地域の支援組織に提供することにより、支援組織がこの情報をもとに近隣にお住まいの方を避難支援者として選任するなど、地域ぐるみで災害時要援護者をサポートする「災害時要援護者避難支援事業」を推進している。

・協定を締結し活動している支援組織数 令和2年度末 37団体

4 災害援護

（1）小災害見舞金

「災害救助法」及び「相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例」の適用を受けない火災・風水害等に被災した市民に対し、見舞金を贈呈するもの。

見舞金の額

区 分	見 舞 金
住家の全焼、全壊、流出	1人世帯 2万円 2人以上の世帯 5万円
住家の半焼、半壊	1人世帯 1万円 2人以上の世帯 2万円
住家の床上浸水	1人世帯 5千円 2人以上の世帯 2万円
災害による人的被害(被災者1人につき)	死亡 10万円 重傷 3万円

見舞金支給状況

(単位：件)

年 度	火 災				風 水 害					合計
	全焼	半焼	死亡	重傷	全壊・流出	半壊	床上浸水	死亡	重傷	
H30	15	3	3	8	0	1	0	0	0	30
R1	3	1	1	0	0	0	0	0	0	5
R2	8	1	0	2	0	0	0	0	0	11

（2）風水害り災者住宅改良資金利子補給

風水害により損傷を受けた住宅を改良するため、独立行政法人住宅金融支援機構等から融資を受けた者に利子の一部を補給するもの。令和2年度は実績なし。

（3）大規模災害見舞金

大規模災害により被災した市町村に対し、見舞金を贈呈し、相模原市民の哀痛の意を表すとともに、被災者を激励するもの。令和2年度は実績なし。

贈呈実績（参考）

平成28年熊本地震	熊本県 100万円 熊本市 100万円
平成30年7月豪雨災害	岡山県 100万円

	広島県	100 万円
	愛媛県	100 万円
	岡山市	50 万円
	広島市	50 万円
平成 30 年北海道胆振東部地震	北海道	50 万円
	札幌市	50 万円

(4) 災害弔慰金・災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する条例を昭和 49 年 10 月 9 日に制定

ア 災害弔慰金

住家が 5 世帯以上滅失する等の自然災害で市民が死亡した場合、その遺族に対し災害弔慰金を支給するもの。生計維持者 500 万円、その他の者 250 万円 令和 2 年度実績なし。

イ 災害障害見舞金

自然災害により障害を受けた者に対して、障害見舞金を支給するもの。生計維持者 250 万円、その他の者 125 万円 令和 2 年度実績なし。

ウ 災害援護資金貸付け

自然災害により被害を受けた世帯に対し、350 万円を限度に被害状況に応じて貸し付けるもの。
令和 2 年度 1 件貸付。

【生活福祉課】

生 活 保 護

1 福祉事務所

社会福祉法第 14 条第 1 項の規定に基づき設置及び所掌事務が定められており、本市では地域住民の利便とよりきめ細かい福祉行政を行うため、次の 3 つの福祉事務所を設置している。

	緑福祉事務所 〔緑区合同庁舎内他〕 (緑生活支援課、緑高齢・障害者相談課、 緑子育て支援センター、城山保健福祉 課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉 課、藤野保健福祉課)	中央福祉事務所 〔あじさい会館内他〕 (中央生活支援課、中央高齢・ 障害者相談課、中央子育て支援 センター)	南福祉事務所 〔南保健福祉センター内〕 (南生活支援課、南高齢・障害 者相談課、南子育て支援センタ ー)
所管区域	緑区の区域	中央区の区域	南区の区域
設置年月	平成 22 年 4 月	昭和 29 年 11 月	昭和 52 年 7 月
所掌事務	「生活保護法」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「老人福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」並びに「児童福祉法」に定める援護、育成又は更生、その他の社会福祉に関する事務		

2 生活保護制度と自立支援の取組

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき国が直接その責任において、生活に困窮するすべての国民に対し最低限度の生活を保障するとともに、自力で社会生活に適応した生活を営むことができるよう支援することを目的としている。この最低限度の生活は、健康で文化的な生活を維持できるものでなければならないとされ、厚生労働大臣が保護基準を定めている。生活保護基準の改正が平成 30 年 10 月から 3 年程度かけて段階的に実施されている。標準的な 3 人世帯(男 33 歳、女 29 歳、子 4 歳)の生活扶助基準額は、令和 2 年 4 月が 152,820

円、令和2年10月では152,120円となっている。

生活保護受給者の自立支援については、生活困窮者自立支援法の施行に伴い平成27年3月に「生活保護・生活困窮者の自立支援に関する取組方針」を策定し、受給者が抱える様々な課題の解消に向け、生活困窮者の自立支援制度との一体的な実施による、個々の状況に合ったきめ細かな支援策を推進している。

令和2年度も、日常生活や健康管理等への支援のほか、ボランティア活動や就労体験等の提供を通じた社会生活や日常生活能力の向上などを含めて就労意欲の喚起を図りながら就労支援の一層の充実・強化に取り組むとともに、子ども(中学生)・若者への学習支援・学びなおし、社会性や他者との関係を育むための支援等を全区で実施した。

3 生活保護の状況 (令和2年度 月平均)

被保護世帯数	10,538世帯	住宅扶助人員	12,535人
被保護実人員	13,794人	教育扶助人員	933人
保護率	1.91%	介護扶助人員	2,326人
生活扶助人員	12,232人	医療扶助人員	12,112人

4 保護費の内訳 (令和2年度 決算額)

(単位：千円)

保護費総額	22,107,526	介護扶助	620,042
生活扶助	7,359,295	医療扶助	9,165,857
住宅扶助	4,655,503	その他の扶助	146,459
教育扶助	100,398	施設事務費	59,972

5 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法の施行に伴い各区に設置した自立支援相談窓口において、生活保護に至る前の自立支援策の推進を図るため、相談者が抱える個々の状況に応じた支援プランを作成し、支援員が相談者に寄り添いながら自立に向けた各種支援を実施した。

【生活福祉課】

国民健康保険

1 国民健康保険の役割と現状

国民健康保険は、農業従事者、自営業者、無職の人、健康保険の適用事業所以外の事業所の従業員やその家族等、職域を対象とする健康保険や各種共済組合に加入していない人々を対象とするもので、国民皆保険を実施する我が国の医療保険制度の基盤的な役割を果たしている。しかしながら、被保険者の年齢構成や医療費水準が高いことなど、構造的な問題を抱えており、その財政運営は極めて厳しい状況にある。

こうした問題を解決するため、国においては平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険への財政支援の拡充による財政基盤の強化を図るとともに、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体として国民健康保険運営の中心的な役割を担うことにより(都道府県単位化)、国民健康保険制度の安定化を図る措置が講じられている。

各市町村においては、資格管理、保険給付、保険税(料)率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行っている。

2 決算額の推移と被保険者加入状況

(1) 決算額の推移

(各年度末現在 単位：千円)

区分 年度	決 算 額		差引残高	一般会計からの 法定外の繰入額	税率等の 改定の有無
	歳 入	歳 出			
平成 30 年度	75,646,473	72,324,951	3,321,522	2,979,525	有
令和元年度	72,823,366	70,188,797	2,634,569	1,789,086	無
令和 2 年度	68,504,031	65,842,524	2,661,507	708,424	無

(2) 被保険者加入状況

区分 年度	被保険者数(人)	加入率(%)	加入世帯数(世帯)	加入率(%)
平成 30 年度	166,210	23.0	107,091	33.2
令和元年度	157,523	21.8	103,402	31.6
令和 2 年度	153,235	21.2	101,924	30.8

※被保険者・加入世帯数は年度平均

3 国民健康保険税の税率及び課税限度額（令和 2 年度）

(1) 医療分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の 100 分の 5.65
被保険者均等割額 ②	被保険者 1 人につき 24,500 円
世帯別平等割額 ③	1 世帯につき 17,600 円
合 計	①+②+③ = 保険税年額
課 税 限 度 額	63 万円

(2) 支援金分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の 100 分の 2.10
被保険者均等割額 ②	被保険者 1 人につき 9,500 円
世帯別平等割額 ③	1 世帯につき 6,000 円
合 計	①+②+③ = 保険税年額
課 税 限 度 額	19 万円

(3) 介護分

所得割額 ①	前年所得額(基礎控除有り)の 100 分の 1.70
被保険者均等割額 ②	被保険者 1 人につき 9,000 円
世帯別平等割額 ③	1 世帯につき 5,400 円
合 計	①+②+③ = 保険税年額
課 税 限 度 額	17 万円

4 給付の状況

(1) 療養給付(療養給付費)の状況

(各年度末現在)

区分 年度	給付額(円)	1 人当たり 給付額(円)
平成 30 年度	41,118,198,575	247,387
令和元年度	40,251,058,674	255,525
令和 2 年度	38,082,351,307	248,523

※1 人当たり給付額＝給付額÷年度平均被保険者数

(2) 高額療養費支給状況 (各年度末現在)

区分 年度	支給額(円)
平成 30 年度	5,835,606,049
令和元年度	5,719,945,533
令和 2 年度	5,631,916,369

※高額介護合算療養費分含む。

(3) 出産育児一時金の支給状況 (各年度末現在)

区分 年度	件数(件)	支給額(円)
平成30年度	561	232,165,596
令和元年度	517	213,751,494
令和2年度	489	212,314,596

※出産育児一時金支給額＝1件 420,000円

(4) 葬祭費の支給状況 (各年度末現在)

区分 年度	件数(件)	支給額(円)
平成30年度	990	49,500,000
令和元年度	938	46,900,000
令和2年度	956	47,800,000

※葬祭費支給額＝1件 50,000円

5 国民健康保険税の調定額及び収納率の推移(現年度分)

(各年度末現在)

区分 年度		調定額(円)	収入済額(円) (還付未済金は除く)	収納率(%)		
平成30年度	医療分	10,935,105,824	9,932,531,798	90.83	合計	90.58
	支援金分	4,030,504,180	3,658,528,249	90.77		
	介護分	1,337,724,196	1,175,893,029	87.90		
令和元年度	医療分	10,408,474,623	9,488,524,555	91.16	合計	90.92
	支援金分	3,824,821,568	3,483,867,274	91.09		
	介護分	1,266,583,209	1,119,691,402	88.40		
令和2年度	医療分	10,112,236,059	9,335,008,533	92.31	合計	92.11
	支援金分	3,705,853,420	3,418,335,147	92.24		
	介護分	1,215,731,221	1,093,685,097	89.96		

6 国民健康保険事業費納付金

平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・標準化等を推進し、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととされた。都道府県は保険給付に必要な費用を全額負担し、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付することとなった。

(各年度末現在 単位：円)

区分 年度	医療分	後期高齢者 支援金等分	介護納付金分	合計
平成30年度	14,945,777,023	5,021,599,471	1,903,179,663	21,870,556,157
令和元年度	14,962,835,971	4,776,755,447	1,894,896,693	21,634,488,111
令和2年度	13,233,646,429	4,735,057,203	1,775,768,392	19,744,472,024

7 保健事業

被保険者の健康の保持・増進を目的に、被保険者に対し次の事業を展開している。

(1) 特定健康診査・特定保健指導事業**ア 特定健康診査**

メタボリックシンドロームを早期発見し、生活習慣病を予防するため、特定健康診査を実施している。

(各年度末現在 単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度(速報値)
対象者数	110,884	105,093	114,065
受診者数	29,473	28,036	22,229

※自己負担額＝1,000円

※令和2年度については、速報値を記載(5月末現在)

イ 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる者に対し、特定保健指導を実施している。

(各年度末現在 単位：人)

年度	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度(速報値)	
区分	対象者数	終了者数	対象者数	終了者数	対象者数	初回面接 終了者数
動機付け支援	2,600	520	2,515	492	1735	279
積極的支援	784	33	720	48	494	32
合計	3,384	553	3,235	540	2,229	311

※自己負担額＝無料

※令和 2 年度については、速報値を記載(5 月末現在)

(2) 人間ドック・脳ドック助成事業

病気の予防・早期発見のため、人間ドック及び脳ドック検診料の一部を助成している。

人間ドック

(各年度末現在)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受診者数(人)	4,542	4,068	3,111
助成額(円)	99,924,000	89,496,000	68,442,000

※助成金額＝22,000 円

脳ドック

(各年度末現在)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受診者数(人)	1,656	1,333	884
助成額(円)	16,560,000	13,330,000	8,840,000

※助成金額＝10,000 円

(3) 健康診査

病気の予防・早期発見のため、健康診査を実施している。

(各年度末現在)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受診者数(人)	378	298	351
助成額(円)	5,805,866	4,719,633	5,599,623

※自己負担額＝1,000 円

(4) 歯科健康診査

虫歯、歯周病等の予防・早期発見のため、歯科健康診査を実施している。

(各年度末現在)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
受診者数(人)	35	21	20
助成額(円)	204,365	123,799	137,011

※自己負担額＝500 円

8 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進

被保険者の自己負担額の節減と医療費の適正化に向け、ジェネリック医薬品に関する差額通知を発送している。

(各年度末現在)

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
発送件数(件)	15,305	12,813	13,000

【保険企画課】【国保年金課】

国 民 年 金

1 国民年金の概要

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とし、昭和 34 年に国民年金法が制定され、昭和 36 年 4 月から施行された。昭和 61 年に現在の各公的年金共通の基礎年金制度に改められ、給付と負担の長期的な均衡を保つための新しい制度の導入が図られた。

平成 3 年 4 月には、従来、任意加入であった学生(20 歳以上)の加入が義務付けられた。また、より充実した給付を希望される方に、国民年金の上乗せ年金として「国民年金基金制度」も開始された。

平成 9 年 1 月には、複数の年金番号を保有していることによる様々な課題を解消するため、「基礎年金番号制」が開始された。

平成 14 年 4 月から、地方分権一括法により保険料の収納事務は「国」が直接行うことになった。

平成 18 年 7 月から、保険料の負担能力に応じた多段階(4 段階)免除制度が開始された。

平成 21 年 4 月から、基礎年金の国庫負担割合が 3 分の 1 から 2 分の 1 に引き上げられた。

平成 28 年 7 月から、免除制度における納付猶予の対象者が、30 歳から 50 歳に引き上げられた。

平成 29 年 8 月から、受給資格期間が 10 年に短縮された。

平成 30 年 3 月から、マイナンバー(個人番号)による届出及び申請が開始された。

平成 31 年 4 月から、第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除制度が開始され、同年 10 月から年金生活者支援給付金制度が開始された。

(1) 被保険者

ア 必ず加入する人(強制加入の人)

- ・第 1 号被保険者 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、農林漁業者、自由業者、無職、学生、会社員などの配偶者に扶養されていない人
- ・第 2 号被保険者 厚生年金保険及び各種共済組合に加入している人
- ・第 3 号被保険者 原則 65 歳未満の厚生年金保険及び各種共済組合に加入している人に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者（但し、年収 130 万円未満及び厚生年金保険加入要件に当てはまらない人）

イ 希望で加入する人(任意加入の人：主なもの)

- ・日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人で老齢基礎年金の満額に満たない人
- ・海外に在住の 20 歳以上 65 歳未満の日本人
- ・(特例) 日本国内に住所がある又は日本国籍を有し海外に居住する昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、65 歳に達しても年金受給権が確保できない場合は、受給資格期間（原則 10 年（120 月））を満たすまで加入が可能。

(2) 保険料

(単位：円)

年度	定額保険料（1 か月）	付加保険料（1 か月）
令和元年度	16,410	400
令和2年度	16,540	400
令和3年度	16,610	400

(3) 加入者状況

(各年度末現在 単位：人)

年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度
第1号被保険者数	強制	88,032	87,758	88,914
	任意	1,121	1,086	1,079
	計	89,153	88,844	89,993

(4) 拠出年金(旧法)受給権者状況

(各年度末現在 単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
老齢年金	2,885	2,422	2,031
障害年金	115	106	98
母子年金	1	1	1
遺児年金	0	0	0
寡婦年金	0	0	0
合 計	3,001	2,529	2,130

(5) 基礎年金(新法)受給権者状況

(各年度末現在 単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
老齢基礎	169,123	172,266	175,197
障害基礎	10,336	10,670	11,001
遺族基礎	1,067	1,083	1,063
寡婦年金	47	42	45
合 計	180,573	184,061	187,306

2 老齢福祉年金**(1) 受給対象者**

国民年金制度が実施されたときに、保険料を納める期間が短いため拠出制の年金が受けられない明治44年4月1日以前に生まれた人(全額国庫負担で支給されるため、所得等により支給制限がある。)

(2) 受給権者数

(各年度末現在 単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給権者数(人)	3	3	3

【保険企画課】【国保年金課】

後期高齢者医療制度

1 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした医療保険制度であり、平成20年4月から開始された。保険者は、都道府県ごとに設置された特別地方公共団体の後期高齢者医療広域連合であり、市町村と連携しながら制度を運営している。具体的には、後期高齢者医療広域連合が被保険者証の発行、保険料の決定(賦課)、医療費の支払い(給付)を行っているのに対し、市町村では被保険者証の引渡し、保険料の徴収、申請書・届出の受付や各種相談などの窓口業務を行っている。

2 決算額の推移と被保険者加入状況

(1) 決算額の推移 (各年度末現在 単位：千円)

区分 年度	決 算 額		差引残高
	歳 入	歳 出	
平成30年度	8,406,061	8,203,931	202,130
令和元年度	8,741,297	8,526,399	214,898
令和2年度	9,557,684	9,324,428	233,256

(2) 被保険者加入状況

区分 年度	被保険者数(人)	加入率(%)
平成30年度	83,285	11.5
令和元年度	87,904	12.2
令和2年度	90,710	12.5

※被保険者数は年度平均

3 後期高齢者医療保険料

(1) 保険料の算定

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が均等に負担する均等割額と、被保険者の前年の所得に応じて負担する所得割額を合計した額になる。

年間保険料＝均等割額＋所得割額（＝賦課のもととなる所得金額×所得割率）

令和2年度・令和3年度の保険料率

均等割額	43,800円
所得割率	8.74%
限度額（年額）	64万円

※保険料率は、後期高齢者医療広域連合が2年単位で算定するもので、次回の改定は、令和4年度に行われる。

(2) 所得に応じた保険料の軽減（令和2年度）

同じ世帯の被保険者すべてと世帯主の前年の総所得金額等を合計した額が、下の表の基準以下となる場合は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合	軽減額	軽減後の均等割額
●33万円以下	7.75割	33,945円	9,855円
●上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入 80万円以下（その他の各種所得なし）など	7割	30,660円	13,140円
●33万円＋(28.5万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下	5割	21,900円	21,900円
●33万円＋(52万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下	2割	8,760円	35,040円

※軽減判定の基準日は、毎年4月1日である。年度の途中で75歳の誕生日を迎えたり、転入した場合は、資格取得日が基準日となる。所得の申告がなされていない場合は、基準に該当するか不明のため、軽減措置が適用されない。

4 後期高齢者医療保険料の調定額及び収納率の推移（現年度分）

（各年度末現在）

区分 年度	調定額(円)	収入済額(円) (還付未済金は除く)	収納率(%)
平成30年度	6,855,134,240	6,804,489,360	99.26
令和元年度	7,256,304,610	7,202,841,780	99.26
令和2年度	7,911,064,450	7,865,299,324	99.42

5 後期高齢者医療広域連合負担金

市町村が収納した後期高齢者医療保険料は、保険料納付金として後期高齢者医療広域連合に納付され、医療給付等の原資となる。また、後期高齢者医療保険料の均等割軽減分についても、制度の恒久的な維持のため基盤安定拠出金として後期高齢者医療広域連合に納付される。

（各年度末現在 単位：円）

区分 年度	保険料納付金	基盤安定拠出金
平成30年度	7,004,498,950	1,048,146,813
令和元年度	7,245,947,970	1,090,221,747
令和2年度	7,902,740,636	1,207,952,170

※基盤安定拠出金

低所得者及び被用者保険の被扶養者について軽減した保険料について、県と市町村で負担しており、県の負担割合が3/4、市の負担割合が1/4となっている。表中の金額は、県と本市の負担額を合算した金額である。

6 医療給付

医療給付の費用については、市町村が負担する定率市町村負担金（負担率：約1/12）によって賄われている。

（各年度末現在 単位：円）

年度	定率市町村負担金
平成30年度	4,545,249,712
令和元年度	5,154,361,762
令和2年度	5,410,387,455

7 後期高齢者健康診査

被保険者が協力医療機関において年1回受診できる。

（各年度末現在 単位：人）

年度 区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
被保険者数	81,227	86,162	89,785
受診者数	21,843	23,391	20,191

※自己負担額＝無料

※被保険者数は各年度4月1日時点

【保険企画課】【国保年金課】

健康福祉局

保健衛生部

地域保健		157
医療政策		159
疾病対策		167
感染症対策		170
生活衛生		174
衛生研究		177
健康増進		178

地 域 保 健

1 人材育成

(1) 臨床研修医・実習生指導

公衆衛生の実践を学ぶ場として、保健所において臨床研修医や保健医療系学生の実習生を受け入れている。

・令和2年度の状況 臨床研修医 2人 保健医療系学生 79人

(2) 研修

専門知識の向上を図るため、集合研修の開催、国・県や民間研修機関等が開催する専門研修に職員を派遣している。

・令和2年度の状況 集合研修 7件 参加人数 121人 派遣研修 34件 参加人数 116人

2 保健衛生統計

保健衛生に関する基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省からの委託等により人口動態調査、国民生活基礎調査、衛生行政報告例、地域保健・健康増進事業報告等の保健衛生統計調査を実施している。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため国民生活基礎調査は中止)

3 相模原市保健衛生功労者表彰

保健衛生事業に永年にわたり従事し、保健衛生の向上に寄与した方に対し、その功労を表彰している。

受賞者数

保健衛生事業の推進に功労のあった方	25名・4施設
相模原市非常勤特別職として功労のあった方	7名
献血運動の推進に功労のあった方	2団体
合 計	38件

4 墓地等紛争あっせん・調停

墓地等を経営しようとする申請者と近隣住民等との間で調整がつかなかった場合に「相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき、あっせん及び調停を行う。(令和2年度は実績なし)

5 医療の安全性確保対策事業

(1) 医事指導事業

医療法等の規定に基づき病院、診療所等に対する許認可や各種届出の受理及び監視指導を行うことにより、良質な医療を提供するための安全性の確保を図っている。また、救急病院等の認定を受けるための申出(※)について県への経由事務を行っている。

医療機関数

令和3年3月31日現在

病院	診療所		医療法人	助産所		あん摩・鍼・灸等		柔道整復所	歯科技工所	衛生検査所
	一般	歯科		助産所	出張	施術所	出張			
36	436	364	215	10	10	380	321	268	109	5

病床数

令和3年3月31日現在

	計	病院病床数						有床診療所
		小計	一般	療養	精神	結核	感染症	
病床数	7,673	7,554	3,941	2,578	1,029	0	6	119

申請等件数

令和3年3月31日現在

	病院	診療所	医療法人	助産所	あん摩・ 鍼・灸等	柔道 整復所	歯科 技工所	衛生 検査所
申請	108	96	11	0	－	－	－	1
届出	209	691	475	4	172	116	10	3
立入検査	43	15	0	0	16	4	0	0

※ 救急病院等の認定を受けた医療機関：令和3年3月31日現在、晃友脳神経外科眼科、相模原赤十字、森田、総合相模更生、さがみ仁和会、相模原中央、相模野、湧野辺総合、黒河内、独立行政法人国立病院機構相模原、丘整形外科、東芝林間、森下記念の13病院、山瀬整形外科の1診療所を神奈川県知事が認定している。なお、相模原協同病院は地域医療支援病院、北里大学病院は救命救急センターとして救急医療を提供している。

(2) 医療安全相談窓口事業

市内医療機関と患者との信頼関係の構築を支援するため、専任の看護師を配置して医療に関する疑問・相談を受け付けている。

・令和2年度相談件数 1,836件

6 献血等事業

必要とする血液を確保するため、市民への献血思想の普及を図ると共に、計画的に街頭献血や事業所等の献血を推進している。アイバンク・臓器移植推進事業については、移植医療に対する理解を深めるとともに、角膜提供登録の推進及び臓器提供にかかる意思表示の促進を図るために普及啓発活動を推進している。また、骨髄バンクドナー登録会を実施し、骨髄バンク事業の普及と啓発を図っている。

・令和2年度 献血者数 6,009人 骨髄バンクドナー登録会 実施回数8回 登録62人

7 医薬品等の品質及び安全性確保対策事業

(1) 薬事指導事業

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定に基づき薬局、医薬品販売業等の許可、毒物劇物販売業の登録等及び監視指導を行うことにより、医薬品等の品質及び安全性の確保を図っている。また、営業者等に対する講習会を実施し、営業者等の知識の普及向上を図っている。

薬事施設数

令和3年3月31日現在

薬局	薬局製造販売 医薬品製造業等	医薬品 販売業	医療機器等販売業・貸与業		再生医療等 製品販売業	毒物劇物 販売業等
			高度管理	管理		
310	56	185	462	2,481	5	228

申請等件数

令和3年3月31日現在

	薬局	薬局製造販売 医薬品製造業等	医薬品 販売業	医療機器等 販売業・貸与業	再生医療等 製品販売業	毒物劇物 販売業等
申請	82	18	38	85	1	41
届出	1,257	8	324	610	6	80
監視	62	12	32	161	1	37

・令和2年度講習会 年1回実施、受講者総数70人

(2) 薬物乱用防止対策事業

広域化、低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため、地域の団体との連携を図り、地域における薬物乱用防止推進体制を整備するとともに、市民に対する積極的な啓発活動を推進している。

- ・令和2年度薬物乱用防止連絡会 書面開催により実施 参加 34団体
- ・令和2年度ダメ。ゼッタイ。普及啓発運動及び令和2年度麻薬・覚醒剤乱用防止活動にあわせて、広報さがみはらに薬物乱用に関する記事を掲載し、啓発活動を実施した。

・薬剤師会との協働事業において、SC 相模原とコラボレーションした薬物乱用防止啓発ポスターを作成し、薬剤師会会員薬局へ掲示し、啓発活動を実施した。

医 療 政 策

1 災害時医療救護体制整備事業

災害時における医療救護活動を円滑に行うため、市災害時医療救護検討会を開催するほか、救護所における医薬品の備蓄や訓練を実施している。

令和2年度実績 【訓練】

訓練名	参加者数(人)
相模原市総合防災訓練(医療救護訓練)	—
災害時医療救護訓練(北MC)	—
災害時医療救護訓練(上鶴間)	—

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、医療救護訓練は中止。

ただし、情報通信訓練は実施。

令和2年度実績 【医薬品及び資機材等の整備】

区分	内容
拠点救護所	北MC、中央MC、南MCの拠点救護所用医薬品を更新 北MC、南MCの医療資機材を滅菌
救護所	13救護所の医薬品を更新 13救護所の医療資機材を滅菌

2 急病診療事業

(1) 医療機関案内(相模原救急医療情報センター)

相模原救急医療情報センター(電話 042-756-9000、昭和51年から相模原市医師会が受託運営)では、急病患者に対して診療可能な医療機関を案内するとともに、消防局との連絡調整を行っている。

令和2年度実績

区分		実施日数 (日)	受付件数(件)	
			総数	1日平均
土曜日	午後1時～午後5時	50	1,611	32
休日	午前9時～午後5時	72	9,228	128
お盆	午前9時～午後5時	5	409	—
毎夜間	午後5時～翌朝9時	365	24,102	66
合計	—	—	35,350	—

※お盆のうち、土曜日は午後1時まで実施

(2) 初期救急医療体制確保事業

ア 休日夜間急病診療事業(初期救急)

休日及び夜間における急病患者に対する医療を提供するための初期救急医療機関を確保するもの。相模原市医師会に委託し、相模原中央メディカルセンター急病診療所(中央MC)、相模原南メディカルセンター急病診療所(南MC)、相模原北メディカルセンター急病診療所(北MC)、相模原西メディカルセンター急病診療所(西MC)及び津久井地域在宅当番制初期医療機関(津久井在宅)において、急病診療事業を実施している。

【経過】

昭和48年7月 休日昼間における内科・外科開始(補助事業)

昭和51年9月 毎夜間における内科・外科開始(委託事業)

昭和59年4月 休日昼間における眼科開始(補助事業)

平成 2 年 4 月 休日昼間における耳鼻咽喉科開始(補助事業)

平成 13 年 6 月 休日・毎夜間における小児科開始(委託事業)

平成 18 年 3 月 合併により、津久井郡広域行政組合から、相模原西メディカルセンター急病診療所(旧津久井郡急病診療所)及び津久井地域夜間急病診療所運営事業(夜間在宅当番)引継

平成 21 年 4 月 休日昼間における産婦人科開始(委託事業)

平成 25 年 4 月 相模原北メディカルセンター急病診療所開設

令和 2 年 4 月 事業見直しにより委託事業に集約

令和 2 年度実績 【総括】 (単位：人)

区分	受診者数			
	休日昼間	夜間		合計
		準夜	終夜	
中央 MC	3,408	5,667	1,266	10,341
南 MC	3,443	2,027	—	5,470
北 MC	493	346	—	839
西 MC	187	48	—	235
津久井在宅	—	226	—	226
合計	7,531	8,314	1,266	17,111

※休日昼間は、午前 9 時から午後 5 時まで実施

ただし、西 MC は午前 8 時 45 分から正午及び午後 1 時 45 分から午後 4 時まで実施

※準夜は、休日及び中央 MC の小児科の土曜日は午後 5 時から、その他は午後 8 時から午後 11 時まで実施

※終夜は、中央 MC の小児科のみで、午後 11 時から翌午前 6 時まで実施

※西 MC 及び津久井在宅の夜間は、午後 7 時から午後 10 時まで実施

令和 2 年度実績 【休日昼間】

区分	中央 MC	南 MC	北 MC	合計
	休日昼間			
診療日数(日)	72	70	72	—
受診者数(人)	2, 523	2, 896	493	5, 912
1 日平均(人)	35	41	7	—

※午前 9 時から午後 5 時まで実施

※小児科及び産婦人科の受診者数は、含まない。

令和 2 年度実績 【夜間】

区分	中央 MC	南 MC	北 MC	合計
	毎夜間		土曜日・休日	
診療日数(日)	365	354	122	—
受診者数(人)	3,449	2,027	346	5,822
1 日平均(人)	9	6	3	—

※休日は午後 5 時から、平日及び土曜日は午後 5 時から午後 11 時まで実施

※小児科の受診者数は、含まない。

令和2年度実績【小児科】

区分	中央 MC			南 MC	合計
	休日昼間	夜間		休日昼間	
		準 夜	終 夜		
診療日数(日)	72	365	365	70	—
受診者数(人)	885	2,218	1,266	461	4,830
1 日平均(人)	12	6	3	7	—

※休日昼間は、午前9時から午後5時まで実施

※準夜は、休日及び土曜日は午後5時から、平日は午後7時から午後11時まで実施

※終夜は、午後11時から翌午前6時まで実施

令和2年度実績【産婦人科】

区分	南 MC	合計
	休日昼間	
診療日数(日)	70	—
受診者数(人)	86	86
1日平均(人)	1.2	1.2

※午前9時から午後5時まで実施

令和2年度実績【西 MC】

区分	西 MC		合計
	休日		
	昼間	夜間	
診療日数(日)	72		—
受診者数(人)	187	48	235
1 日平均(人)	2.6	0.7	3.3

※昼間は、午前8時45分から正午まで、及び午後1時45分から午後4時まで実施

※夜間は、午後7時から午後10時まで実施

令和2年度実績【津久井在宅】

区分	津久井在宅	合計
	平日・土曜日夜間	
診療日数(日)	293	—
受診者数(人)	226	226
1日平均(人)	0.8	0.8

※午後7時から午後10時まで実施

イ 休日夜間急患調剤薬局事業

休日夜間急病診療事業(初期救急)における休日及び夜間の調剤業務を相模原中央メディカル調剤薬局、相模原南メディカル調剤薬局及び相模原北メディカル調剤薬局で実施している。

令和2年度実績

	休日			夜間		
	診療日数	処方箋枚数	調剤件数	診療日数	処方箋枚数	調剤件数
相模原中央メディカル調剤薬局	72	2,876	4,526	365	5,150	7,567
相模原南メディカル調剤薬局	70	2,528	4,038	354	1,703	2,508
相模原北メディカル調剤薬局	72	407	737	122	267	476
合計		5,811	9,301		7,120	10,551

※休日は、午前9時から午後5時まで

※夜間は、午後8時から午後11時まで(休日夜間は午後5時から)

※1月4日歯科診療 処方箋枚数5枚 調剤数6件(相模原中央メディカル調剤薬局)

ウ 休日柔道整復施療所運営事業

休日に捻挫、打撲、脱臼の応急施療を市内南北2か所の当番施療所において実施する事業に対し助成している。

【経過】

平成4年度 (公社)神奈川県柔道整復師会相模支部の事業として、市内南北2か所で実施

平成22年度～平成28年度 各区1か所計3か所で実施

平成29年度 (一社)相模接骨師会の事業として、市内南北2か所で実施

令和元年度 1～3か所にて実施。当番はフリーダイヤル(TEL0120-19-4199)にて電話案内

令和2年度実績：実施日数 72日、受診者数 110人

(3) 二次救急医療体制確保事業

土曜日・休日及び夜間における急病患者に対する医療を提供するための二次救急医療機関を確保するもの。相模原市病院協会に委託し、市内12病院の輪番制により、急病診療事業を実施している。

ア 休日夜間急病診療事業(二次救急)

【経過】

昭和53年5月 毎夜間における内科開始

昭和54年12月 休日昼間における内科開始(津久井4町を含めた広域医療圏で実施)

平成13年6月 休日・毎夜間における小児科開始

平成20年4月 休日・毎夜間における循環器科及び消化器科開始

平成21年4月 委託先が相模原市医師会から相模原市病院協会に変更

休日昼間における産婦人科開始

令和2年4月 事業見直しにより名称を変更

令和2年度実績 【総括】

(単位：人)

区分	昼間				夜間		合計	
	土曜日		休日					
	受診者数	入院者数	受診者数	入院者数	受診者数	入院者数	受診者数	入院者数
内科系	386	123	1, 254	425	8, 480	2, 142	10, 120	2, 690
小児科	50	8	70	26	598	145	718	179
産婦人科	—	—	35	11	—	—	35	11
合計	436	131	1, 359	462	9, 078	2, 287	10, 873	2, 880

※昼間は、午前9時から午後5時まで(土曜日は午後1時から)

※夜間は、午後7時から翌午前9時まで(土曜日・休日は午後5時から)

※「内科系」は、「内科」「循環器科」「消化器科」の体制を確保している。

※「入院者数」は、「受診者数」の内数である。

※入院施設のある医療機関を輪番制で1日1か所確保している。

令和2年度実績 【昼間】

	内科系		小児科		産婦人科	合計	
	土曜日	休日	土曜日	休日	休日	土曜日	休日
診療日数(日)	50	72	50	72	72	—	—
受診者数(人)	386	1,254	50	70	35	436	1,359
うち入院者数(人)	123	425	8	26	11	131	462
1日平均(人)	8	17	1	1	0.5	4	6
うち入院者数(人)	2	6	0.2	0.4	0.2	1	2

※昼間は、午前9時から午後5時まで(土曜日は午後1時から)

令和2年度実績 【夜間】

	内科系	小児科	合計
診療日数(日)	365	365	—
受診者数(人)	8,480	598	9,078
うち入院者数(人)	2,142	145	2,287
1日平均(人)	23	2	25
うち入院者数(人)	6	0.4	6

※夜間は、午後7時から翌午前9時まで(土曜日・休日は午後5時から)

イ 外科系救急医療体制支援事業

【経過】

平成11年4月 土曜日・休日及び毎夜間における外科開始

平成21年4月 実施主体が相模原市医師会から相模原市病院協会に変更

令和2年度実績 【総括】

(単位：人)

区分	昼間				夜間		合計	
	土曜日		休日					
	受診者数	入院者数	受診者数	入院者数	受診者数	入院者数	受診者数	入院者数
外科系	195	43	917	164	4,554	725	5,666	932

※昼間は、午前9時から午後5時まで(土曜日は午後1時から)

※夜間は、午後5時から翌午前9時まで

※「入院者数」は、「受診者数」の内数である。

※入院施設のある医療機関を輪番制で1日1か所確保している。

令和2年度実績 【昼間・夜間】

	昼間		夜間
	土曜日	休日	
診療日数(日)	50	72	365
受診者数(人)	195	917	4,554
うち入院者数(人)	43	164	725
1日平均(人)	4	13	12
うち入院者数(人)	1	2	2

※昼間は、午前9時から午後5時まで(土曜日は午後1時から)

※夜間は、午後5時から翌午前9時まで

3 地域医療事業

(1) 相模原口腔保健センター歯科診療事業

相模原市総合保健医療センター内の相模原口腔保健センターにおいて、相模原市歯科医師会が実施する一般の歯科診療所では実施困難な次の事業に対し助成している。

【経過】

昭和48年7月 休日急患歯科診療事業開始(旧メディカルセンター内)

昭和60年10月 障害児者の歯科診療開始(けやき会館内)

平成12年4月 相模原市総合保健医療センター開設

平成 18 年 4 月 HIV 歯科診療を開始
 平成 26 年 4 月 障害者歯科診療事業において全身麻酔下歯科診療開始
 平成 30 年 4 月 要介護高齢者等歯科診療事業開始
 休日急患歯科診療事業実施日を GW・年末年始へ変更

令和 2 年度実績

区分	診療日数(日)	受診患者数(人)	1 日平均(人)
年末年始等急患歯科診療	11	215	20
障害者歯科診療	94	1,625	17
HIV 患者歯科診療	20	44	2
要介護高齢者等歯科診療	50	143	3

※「年末年始等急患歯科診療」は、GW・年末年始の午前 9 時から午後 5 時まで実施

※「障害者歯科診療」は、原則として週 2 回(火・木曜日)午後 1 時から午後 5 時まで実施

※「HIV 歯科診療事業」は、エイズ拠点病院などと連携し実施

※「要介護高齢者等歯科診療」は、毎週日曜日(GW・年末年始・祝日を除く)午前 9 時から正午まで実施

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全身麻酔下歯科診療は中止

(2) 保健衛生思想啓発普及事業

市民の健康・医療に関する知識を深め、救急時の応急手当や自らの健康づくりに資するため、「健康さがみはら」を発行する事業に対し助成し、年 6 回、新聞折り込みや、公共施設等に配架している。

令和 2 年度実績：発行部数 1,161,300 部

(3) 地域医療協力事業補助金

ア 地域医療協力事業補助金

救命救急患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、北里大学病院が運営する救命救急センター事業に対し助成している。

令和 2 年度実績

(単位：人)

	救命救急	熱傷	三次救急	一・二次救急	合計
受診者数	1,420	5	572	6,893	8,890

※「救命救急」は、救急車で運ばれた患者の中で、症状が重篤な患者

※「熱傷」は、救急車で運ばれた患者の中で、熱傷の患者

※「三次救急」は、救急車で運ばれた患者の中で、症状が中～軽程度の患者

※「一・二次救急」は、一般の時間外の患者

イ 産科医師等分娩手当補助金

分娩を行う産科医師及び助産師の処遇改善を通じて医師確保を図るため、医師及び助産師に分娩手当を支給する医療機関に対し助成している。

令和 2 年度実績

対象施設	分娩取扱件数
5 施設	延べ 951 件

ウ 脳神経系地域医療協力事業補助金

平成 23 年 4 月から脳神経系救急患者のうち、t-PA 療法を必要とする救急患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、患者受け入れ日時や搬送基準等診療に関する情報をあらかじめ医療機関と救急隊が共有する事業に対し助成している。

令和2年度実績

休日(日)	夜間(日)	t-PA 搬送(件)	t-PA 治療(件)
延べ 171	延べ 940	183	29

※診療情報は24時間365日共有するが、補助金対象は休日・夜間実施分に限る。

4 相模原赤十字病院建設費借入償還金補助金

津久井地域における救急医療など地域医療の確保を図るため、当該地域唯一の公的病院である相模原赤十字病院の建設時借入金の償還に要する経費を助成している。

債務負担行為期間：平成22年4月1日から令和9年3月31日まで(17年間、借入金 3,655,742千円及びこの利子)

5 看護職員確保対策事業

(1) 「看護の心」啓発普及事業

看護する心の重要性の認識及び看護についての市民理解の促進を図るため、さがみはら看護フェスティバル実行委員会が「看護の日」及び「看護週間」に実施する事業に対し助成している。

令和2年度実績 【さがみはら看護フェスティバル2020】

区分	内容
一日まちの保健室	健康チェック(血管年齢測定・骨の健康度チェック) 「白衣の思い出」記念撮影 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
一日看護体験	市内協力施設 1施設 参加者 80人(高校生59人、一般21人)
広報・宣伝活動	看護の日普及啓発チラシ 900部

(2) 院内保育施設運営費補助金

医師、看護師等の定着・確保を図るため、病院に勤務する医師、看護師等の乳幼児を保育する院内保育施設設置者に対し、運営費を助成している。

令和2年度実績

対象施設	
11施設	北里大学病院、相模野病院、さがみりハビリテーション病院、相原病院、相模大野病院、相模原南病院、相模原病院、相模原中央病院、相模原協同病院、森下記念病院、渋野辺総合病院

(3) ナースセンター運営費補助金

看護師等の確保・定着及び看護業務に関する市民の理解促進を図るための地域拠点である神奈川県ナースセンター相模原支所の運営に対し助成している。

令和2年度実績

(単位：人)

求人数	求職者数	就職者数	紹介者数	合計
414	150	51	28	643

(4) 看護師等修学資金貸付事業

将来市内において看護師等の業務に従事する人材を、的確に育成・確保するため、平成5年度から看護師等養成施設に在学する者に修学資金を貸し付けている。

令和2年度実績

(単位：人)

新規貸付者数	継続貸付者数	卒業生数		
		市内就職者数	市外就職者数	その他
34	77	36	3	0

(5) 相模原看護専門学校運営費補助金

看護師等の養成・確保を図るため、相模原看護専門学校の運営に対し助成している。

【経過】

平成 15 年 4 月 相模原衛生学院は、旧市立磯野台小学校跡地(相模原市南区新磯野 4-1-1)へ移転

平成 17 年 4 月 定時制課程から全日制課程へ移行

相模原衛生学院看護専門学校から相模原看護専門学校に変更

平成 22 年 2 月 一般財団法人相模原市健康福祉財団が設立

相模原市及び地域の医療関係団体による学校運営に変更

平成 23 年 2 月 公益財団法人相模原市健康福祉財団へ移行

令和 2 年度実績

(単位：人)

卒業者数	国家試験合格者数	市内就職者数
73	72	69

(6) 潜在看護師確保事業

看護師等の有資格者でありながら看護職に従事していない者(潜在看護師)を対象とした就職相談会や技術研修会の開催等に対し助成している。

令和 2 年度実績

(単位：回)

就職相談会	技術研修会
2	1

6 総合診療医確保対策事業

(1) 地域医療医師修学資金の貸付事業

総合的な診療能力を有する医師の育成・確保を図り、医師不足や超高齢社会等に適した地域医療体制の基盤づくりを進めるため、市内唯一の医師育成機関である北里大学の医学部生に対し、修学資金を貸し付けている。

令和 2 年度の貸付人数：1 年生 2 名、2 年生 2 名、3 年生 2 名、4 年生 2 名、5 年生 2 名、6 年生 1 名

(2) 地域医療寄附講座開設事業

地域医療の向上を図るため、寄附講座「地域総合医療学」を北里大学医学部に開設し、総合的な診療能力を有する医師の育成及び地域医療に関する研究等に対し、支援している。

設置期間：平成 30 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

7 診療所の運営

(1) 市立診療所

政令指定都市移行に伴い、平成 22 年 4 月に神奈川県から事務移譲し、相模原市立診療所として開設している。

指定管理者：日本赤十字社

名称	青野原診療所	千木良診療所	藤野診療所
所在地	緑区青野原 2015-2	緑区千木良 852-8	緑区小淵 1656-1
開設年月	昭和 14 年 12 月	昭和 21 年 12 月	昭和 12 年 11 月
診療科目	内科、外科、小児科		
診療時間	火～土曜日：午前 9 時～正午、午後 3 時 30 分～午後 5 時		
休診日	日曜日、月曜日、祝日、年末年始		

令和2年度実績

診療所	診療日数(日)	受診患者数(人)	1日平均(人)
青野原診療所	246	4,732	19
千木良診療所	242	2,988	12
藤野診療所	241	4,571	19
合計	—	12,291	50

(2) 国民健康保険診療所

平成18年3月及び19年3月の合併により、各町から国民健康保険直営診療施設として引き継ぎ運営している。

名称	青根診療所	内郷診療所	日連診療所
所在地	緑区青根 1837-1	緑区若柳 1207	緑区日連 1037-1
開設年月	昭和24年4月	昭和27年6月	昭和26年6月
診療科目	内科、小児科、外科	内科、小児科、外科、 整形外科、胃腸科	内科、小児科
診療時間	午前8時30分～正午 午後1時～午後5時	午前9時～正午 午後3時～午後6時	午前9時～正午 午後1時～午後5時
休診日	土曜日、日曜日、祝日、 年末年始	水曜日、土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	土曜日、日曜日、祝日、 年末年始

令和2年度実績

診療所	診療日数(日)	受診患者数(人)	1日平均(人)
青根診療所	237	2,357	10
内郷診療所	190	6,205	33
日連診療所	234	4,883	21
合計	—	13,445	64

疾 病 対 策

1 予防接種

(1) 予防接種法に基づく定期予防接種の実施（協力医療機関数（A類疾病）：148）

A類疾病 ヒブ、小児の肺炎球菌、四種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ)、三種混合(百日せき・ジフテリア・破傷風)、二種混合(ジフテリア・破傷風)、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ポリオ（不活化）、水痘、ヒトパピローマウイルス、B型肝炎、風しん第5期
ロタウイルス

B類疾病 高齢者インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症

【令和2年度実施状況】

＜A類疾病＞ ※風しん第5期を除く

種 別	延べ接種者数 (人)	種 別	延べ接種者数 (人)	種 別	延べ接種者数(人)
ヒブ	19,483 (171)	麻しん風しん混	10,000 (4)	ポリオ (不活化)	6 (1)
小児の肺炎球菌	19,001 (170)	麻しん	0 (0)	水痘	9,631 (8)
四種混合	19,277 (137)	風しん	0 (0)	ヒトパピローマウイルス	508 (0)
三種混合	0 (0)	日本脳炎	22,856 (11)	B型肝炎	14,016 (147)
二種混合	4,668 (0)	B C G	4,801 (26)	ロタウイルス	4,250 (47)
※延べ接種者数の () は、市外医療機関における接種等により				計	128,447 (722)

助成金制度を利用した接種者数 (内数)

＜風しんの追加的対策：風しん抗体検査及び風しん第5期定期予防接種＞

種 別	検査実施数及び接種者数 (人)
抗体検査	13,941
予防接種	2,978

※全国の協力医療機関で検査及び接種が受けられる。

＜B類疾病＞

高齢者に対するインフルエンザ及び肺炎球菌感染症の予防接種について、費用の一部を助成した。

(新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を回避することを目的に、高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担額 1,500 円を無償化した。)

種 別	接種者数 (人)	協力医療機関数
高齢者インフルエンザ	112,059	328
高齢者の肺炎球菌感染症	7,577	273

(2) 予防接種法に規定のない任意予防接種の実施

【令和2年度実施状況】

＜風しん予防接種促進事業＞

種 別	対象者	検査実施数及び 接種者数 (人)	協力医療機関数
抗体検査	・妊娠を予定又は希望する女性 ・妊娠を予定又は希望する女性の配偶者 ・妊婦の配偶者 (H30. 11. 30 対象者拡充)	740	158
予防接種	抗体検査の結果、陰性であった者	738	

＜未就学児インフルエンザ予防接種事業＞

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を回避することを目的に、発熱性疾患が多く、重症疾患を見逃す可能性がある未就学児に対し、インフルエンザ予防接種に係る費用の一部を助成した。

種 別	延べ接種者数 (人)	協力医療機関数
未就学児インフルエンザ	36,022	169

2 難病対策事業

長期にわたり療養を必要とする難病患者やその家族を対象に、療養生活の質を高めるための支援を行うほか、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給認定等を行っている。

(1) 難病疾患相談

保健師等による、相談を実施する。

令和2年度実施状況 面接 767件 電話 1,249件 文書 76件

(2) 難病講演会・相談会

専門医等による、オンライン講演会を実施した。※新型コロナウイルス感染拡大防止の為相談会は中止

令和2年度実施状況 開催回数 1回 動画視聴回数合計 355回

(3) 難病患者訪問

患者及び家族の療養支援のため、保健師等による家庭訪問を行う。

令和2年度実施状況 保健師 72件

(4) 難病対策地域協議会の開催

地域における難病の患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備を図る。

令和2年度実施状況 開催回数 ・相模原市難病対策地域協議会就労部会 1回
・相模原市難病対策地域協議会(書面会議) 1回

(5) 難病患者と家族会

難病患者及び家族の会を開催する。

令和2年度実施状況 開催回数 0回 参加延べ人数 0人※新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止

(6) 難病患者一時入院事業の実施

家族等介護者の休息や疾病等で居宅介護を受けることが困難な場合、患者が一時的に病院に入院する。

令和2年度実施状況 実利用者数 4人 利用実日数 96日

(7) ホームヘルパー養成研修の実施

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。

令和2年度実施状況 基礎課程Ⅰ 開催回数0回 基礎課程Ⅱ 開催回数0回

※新型コロナウイルス感染拡大防止の為中止

(8) 難病相談支援センター事業の実施

難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設として、令和2年度から神奈川県と県内指定都市で「かながわ難病相談・支援センター」の共同運営を開始した。

令和2年度実施状況 ・専門医等によるオンライン講演会

開催回数 1回/4回(本市共催分) 動画視聴回数合計 509回

・相談事業(電話相談、面談、手紙、メール) 延べ件数 1,145件

・就労相談支援 等

※新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止もしくは規模縮小して実施

(9) 指定難病特定医療費給付の状況

特定医療費(指定難病)支給認定申請が認定された人に対し、特定医療費(指定難病)医療受給者証を交付し、保険診療における自己負担が2割又は所得に応じた限度額までとなるよう、医療費の助成を行っている。

年度	受給者数 (疾病数)	助成件数	助成額(円)
R2	5,615	65,893	1,032,009,151

(10) 指定医及び指定医療機関の指定の状況

(3月末現在)

年度	指定医			指定医療機関			
	計	難病指定医	協力難病指定医	計	病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
R2	662	654	8	594	235	295	64

3 原爆被爆者等援護

(1) 各種申請受付の実施（神奈川県への進達事務）

- ア 被爆者健康手帳等の申請受付 令和2年度実施状況 0件
- イ 被爆者の医療給付の申請受付 令和2年度実施状況 26件
- ウ 各種手当の申請受付 令和2年度実施状況 102件

(2) はり・きゅう・マッサージ施術費補助及び医療費助成

平成22年度政令指定都市移行により市単独事業として実施している。

- ア 原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業
令和2年度実施状況 19件
- イ 原子爆弾被爆者の子に対する医療費助成事業
令和2年度実施状況 119件

感 染 症 対 策

1 結核対策

(1) 感染症診査協議会（結核診査部会）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、市長の諮問に応じ、結核患者に対する指定医療機関への入院勧告、就業制限及び医療費の公費負担の申請に関する必要事項を審議する。

- ・令和2年度実施状況 32回開催（定例会月2回（24回）、臨時会8回開催） 委員数8人

(2) 市民結核健康診断

感染症法に基づき、65歳以上の市民で、胸部X線撮影を受ける機会のない人を対象に、市内の学校、公民館等を会場にして健康診断を実施している。

- ・令和2年度実施状況 直接撮影 受診者数 934人 32会場

(3) 結核患者管理検診

結核登録者に対して、結核の予防又は医療上必要があると認める場合に、感染症法に基づき精密検査を行う。

- ・令和2年度実施状況 39人

(4) 結核患者接触者健康診断

感染症法に基づき、結核患者の接触者に対し、まん延防止を図るため、定期外の健康診断を行う。

- ・令和2年度実施状況 239人

(5) 結核患者の服薬支援

結核患者が確実に抗結核薬を服用することにより、結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防することを目的に保健所保健師及び市に登録している看護師、薬局薬剤師等による患者の服薬状況の確認を行っている。

- ・令和2年度実施状況 2人（6回）

2 感染症対策

(1) 感染症発生患者対応

ア 令和2年(1月～12月)一～三類感染症発生届出件数

一類 0件、二類 94件(うち結核 94件)、三類 10件

イ 感染症法に基づき、感染症のまん延を防止するため、一類感染症及び結核を除く二類感染症の患者を必要に応じ、入院勧告後に指定医療機関へ移送し、医療費を負担する。

ウ 感染症診査協議会(感染症診査部会)

感染症法に基づき、市長の諮問に応じ、一類感染症、結核を除く二類感染症及び指定感染症(新型コロナウイルス感染症)の患者に対する入院の勧告並びに一～三類感染症及び指定感染症(新型コロナウイルス感染症)の患者への就業制限に関する必要な事項を審議するため、必要に応じて開催する。

・令和2年度実施状況 113回開催 委員数8人

エ 新型インフルエンザ等の発生・流行に対し、感染拡大を抑制し健康被害を最小にするため、必要資機材の備蓄を行う。

オ 感染症法に基づき、必要に応じて一～四類感染症の患者が発生した家屋と大雨時に浸水した家屋等の消毒を実施する。

・令和2年度 感染症の患者発生家屋及び浸水家屋消毒の実施なし。

(2) 感染症発生動向調査

感染症法第15条第1項の規定に基づき、感染症の発生情報を収集し、情報を関係機関に還元する。

3 新型コロナウイルス感染症対策

(1) 相談体制の構築

新型コロナウイルス感染症に関する相談センターを設置し、各種問合せや相談に対応している。

【令和2年度実績】

名称	設置期間	累計件数
帰国者・接触者相談センター	令和2年2月10日～令和2年11月1日	24,020件
新型コロナウイルス感染症コールセンター	令和2年2月29日～令和2年11月1日	16,322件
新型コロナウイルス感染症相談センター	令和2年11月2日～	16,655件

(2) 検体採取・検査実施関連業務

感染症法第15条第3項の規定により、検体採取等を行い、PCR検査等を実施する。

ア 検体採取(令和2年度実績)

検体採取機関	採取件数
帰国者・接触者外来	3,468件
行政検査契約締結医療機関	45,746件
相模原市医師会PCR検査センター	2,220件

イ 検体回収

医療機関の負担軽減、迅速な検査につなげるため、外部業者に委託し、各医療機関からの検体回収を行う。

ウ 衛生研究所における検査実施(令和2年度実績)

検査人数	17,682人
検査件数	17,835件

(3) 積極的疫学調査・健康観察・入院調整等

患者が発生した場合に、患者やその周辺者から過去の行動歴の聞き取りを行い、濃厚接触者の特定や検査等への調整を行う。陽性者については、必要に応じて健康観察を行い、体調の状態に応じて、入院等の調整を行う。

(4) 陽性者の公表・市民周知

市ホームページにおいて、毎日発生した陽性者の報道発表や累計陽性者数の周知等を行う。

・令和2年度公表者数3,113人

(5) 軽症者宿泊療養施設の運営

令和2年4月20日から、旧北里大学東病院の元看護師寮を借用し、神奈川モデルの一環として相模原宿泊療養施設の運営を行っている。

・令和2年度累計入所者数 501人

(6) 患者等移送業務

令和2年5月14日から、相模原市防災協会へ委託し、陰圧車によって、陽性者や疑似症患者の移送を行っている。

・令和2年度移送件数 297件

(7) 医療提供体制の確保

新型コロナウイルス感染症対策における医療提供体制について、神奈川県が構築した「神奈川モデル」の下、入院が必要な患者の病床を確保

医療機関名	病床数	開設日
旧北里大学東病院	50床	令和2年5月20日
相模原協同病院の旧病棟	40床	令和3年2月24日

(8) 市内医療機関に対する支援

ア 新型コロナウイルス感染症患者等の入院を受け入れた医療機関に対し、補助金を交付

・令和2年度支払実績 対象 23医療機関 交付金額 495,612,000円

イ 市の依頼に応じて診療、検査等を柔軟に行っている帰国者・接触者外来運営医療機関に対し、補助金を交付

・令和2年度支払実績 対象 4医療機関 交付金額 20,000,000円

(9) 新型コロナウイルス感染症予防啓発事業

福祉事業所等を対象に新型コロナウイルスに関する内容の講演を実施

・令和2年度実施回数 12回

4 新型コロナウイルスワクチン接種事業

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保の実施に向けて、令和3年1月12日に疾病対策課に新型コロナウイルスワクチン接種班を、同年6月11日に新型コロナウイルスワクチン接種推進課を設置し、住民接種体制の構築に向けた取組を行い、住民接種を実施している。

(1) 住民接種の実施方針等の策定

医療関係団体（市医師会、市病院協会、市薬剤師会）と協議を重ね、住民接種の実施方針等を定めた。

(2) 接種体制の構築

地域の身近な医療機関での「個別接種」と市が設置する接種会場での「集団接種」を合わせた方式で行うこととするとともに、クラスターの発生を未然に防止する観点から、高齢者施設の入所者と施設職員への訪問接種を実施するための接種体制を構築した。

(3) 専用コールセンターの設置

ワクチン接種に係る手続等の一般的な問合せへの対応や、接種の予約受付、クーポン券（接種券）の再発行の受付等を行う専用コールセンターを3月1日に開設した。

(4) 住民接種の実施

4月12日から高齢者施設等への「訪問接種」、5月16日から「集団接種」、5月24日から「個別接種」を開始した。

住民接種の実施概要等（令和3年7月8日現在）

実施方式	接種開始日	実施概要
訪問接種	4月12日	実施施設：195施設（令和3年7月1日時点） （介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム等）

集団接種	5月16日	集団接種会場（14か所）（令和3年7月8日時点） （緑区：4か所、中央区：4か所、南区：6か所） 【臨時接種会場（期間限定）】 5か所（緑区：1か所、中央区：1か所、南区：3か所） 【高齢者等を対象とした優先の集団接種会場】 1か所（桜美林大学プラネット淵野辺キャンパス）
個別接種	5月24日	実施医療機関：214 医療機関（令和3年7月8日時点）

（５）クーポン券（接種券）の発送及び予約受付

年齢層別に順次、クーポン券（接種券）を送付し、予約受付を実施している。

なお、予約受付方法については、コールセンターへの電話、ウェブ予約受付システム及びLINE予約システムにおいて受付を行っている。

接種券の発送及び予約受付スケジュール（令和3年7月14日現在）

対象者	接種券発送日	予約開始日
高齢者施設に入所・入居の65歳以上の方	4月上旬から順次送付	—
75歳以上の方	4月28日	5月13日 ※集団接種のみ
		5月20日 ※個別接種のみ
72歳以上の方	6月4日	6月10日
69歳以上の方	6月10日	6月17日
65歳以上の方	6月17日	6月24日
満12歳～64歳の方	6月23日から年齢層別に順次発送	6月30日 （基礎疾患を有する方及び61歳以上の方）
		7月5日（高齢者施設等の従事者）
		7月14日（58歳以上の方）

（６）高齢者接種に関する取組

- ・接種を希望する高齢者等への優先集団接種会場の設置（桜美林大学プラネット淵野辺キャンパス）

- ・インターネット予約の支援

「さがみはら予約すけだち隊（市シルバー人材センターの会員）」による予約支援の実施

（7月8日現在の支援実績：753人）

- ・集団接種会場への無料送迎シャトルバスを運行

7月から市内2か所の集団接種会場への運行を開始（国民生活センター会場、津久井中央公民館会場）

- ・75歳以上の予約又は接種がお済みでない方への対応

ワクチン接種の予約又は接種がお済みでない75歳以上の方に対する、予約受付日及び予約支援等の案内ハガキの送付（7月8日発送：対象者数 16,895人）

５ 性感染症予防対策

（１）エイズ検査・相談

エイズの感染予防を図るため、匿名による抗体検査や相談を行う。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業を実施せず。

(2) 性感染症検査・相談

性感染症の発生の予防及びまん延の防止を図るため、性器クラミジア・梅毒について匿名による抗体検査や相談を行う。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業を実施せず。

(3) エイズ予防の啓発活動

エイズ予防の正しい知識の普及啓発イベント、講演会等を行う。

・助産師による中学校・高校を対象とした性感染症予防講演会実施回数 18回

6 肝炎対策

肝炎検査・相談

感染者の早期発見・早期治療を図るため、肝炎ウイルス感染の心配がある者に対し無料のB型・C型肝炎ウイルス検査・相談を行う。

・令和2年度実施状況 検査・相談人数 56人

【新型コロナウイルスワクチン接種推進課・感染症対策課】

生 活 衛 生

1 食の安全・安心確保対策事業

(1) 食品等関係施設指導事業

食品衛生法等に基づき食品等関係施設の許可や各種届出の受理等を行うとともに、食品衛生監視指導計画を策定し、夏期と年末に特に重点を置くなど食品等関係施設への計画的な監視指導を行っている。

また、市民等から寄せられる食品等に関する相談や苦情について、調査、指導を行っている。

食品等関係施設・申請等件数

(令和2年度末 単位：件)

	施設数	新規	更新	監視
許可施設（飲食店営業等）	8,446	660	783	2,904
届出等施設（食品販売業等）	8,134	520	-	1,787
合 計	16,580	1,180	783	4,691

令和2年度実績

・食品衛生総点検 夏期 7月1日から8月31日まで 年末 11月2日から12月28日まで
・苦情件数 159件 食中毒発生件数 0件 他の自治体からの食中毒関連調査依頼件数 7件

(2) 食品等事業者の自主管理促進事業

食品等事業者への講習会を通じて食中毒事例等の食品衛生に関する情報提供を行っている。食品衛生法の改正により制度化されたHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の導入支援として、令和2年度は、新たにインターネットを通じて動画を配信する形式による講習会を実施したほか、必要に応じて動画を録画したDVDを貸し出した。

食品等事業者講習会実施状況

ア 会場集合型

対象	実施回数	受講者数
食品等事業者	6	91
消費者	4	59
合計	10	150

イ 上記以外（インターネット視聴型等）

受講者数：1,270 人

（３）食品等の衛生確保事業

健康被害の発生防止を図るため、市内で製造されている食品や市内のスーパーマーケットなどで販売されている食品を抜き取って検査を行っている。

・令和２年度 検査検体数 305 件

（４）食品衛生に関する知識の普及啓発事業

消費者を対象とした衛生講習会のほか、公共交通機関等でのデジタル広告等の様々な媒体を活用して食品衛生に関する知識の普及啓発を図っている。

また、食品等事業者と消費者等が食の安全・安心に関する情報と意見を交換し合う「食の安全・安心懇話会」を開催している。

令和２年度実績

- ・消費者を対象とした衛生講習会：４回実施、受講者数 59 人
- ・公共交通機関車内でのデジタル広告の実施：７月１日から９月３０日まで 11月１日から１月３１日まで
- ・食の安全・安心懇話会：12月７日

２ 環境衛生事業

（１）環境衛生関係営業施設指導事業

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所について、許可又は確認、各施設の監視指導を行うことにより、衛生確保を図るほか、一般開放されているプール施設についての監視指導を行い、利用する市民の健康と安全の確保を図っている。

また、講習会や広報等を通じて営業者等の衛生思想の普及向上、各環境衛生関係団体の指導助言、営業者の自主管理体制の促進等を図っている。

施設数及び監視指導状況

（令和２年度末 単位：件）

	旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所	プール	合計
施設数	116	10	48	488	985	346	87	2,080
許可（確認）件数	3	0	3	13	57	3	0	79
監視件数	22	0	18	20	61	4	8	133

- ・令和２年度 講習会 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

（２）生活環境施設等の監視指導事業

多数の人が利用する建築物や専用水道など水道施設等の監視指導を行うとともに、衣料品等家庭用品に起因する健康被害の発生を防止するため試買検査を行い、市民の安全で快適な生活環境の確保を図っている。

また、住宅における化学物質等による健康影響（シックハウス症候群）について、市民への啓発、個別相談等の適切な助言指導、情報提供を行い安全で快適な居住環境の確保を図っている。

施設数及び監視指導状況 (令和2年度末 単位：件)

	施設数	監視件数
特定建築物	183	0
水道施設	2,322	9

- 令和2年度 家庭用品試買検査 30 検体
室内空気環境 相談件数 4 件、測定件数 0 件

3 狂犬病予防対策及び動物愛護事業

(1) 狂犬病予防事業

狂犬病の発生予防等を図るため、犬の登録、狂犬病予防定期集合注射、放浪犬の捕獲・抑留等を実施している。また、発生した犬のこう傷等事故に対し、再発防止指導を行っている。

令和2年度実績

- 年度末総登録頭数 38,521 頭、新規登録頭数 2,801 頭、注射済票交付頭数 29,302 頭、犬の捕獲・抑留頭数 55 頭
- 狂犬病予防定期集合注射 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
- こう傷等事故件数 25 件

(2) 犬猫等に関する相談・苦情への対応

犬猫等に関する相談や苦情に対し、助言、調査及び必要に応じて指導を行っている。

- 令和2年度 苦情・相談件数 犬 577 件、猫 426 件、その他の動物 18 件
- 令和2年度 失踪・保護情報の受付件数 失踪 348 件、保護 461 件

(3) 犬猫の引取り等

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬猫の引取り、負傷動物の収容を行っている。

- 令和2年度 犬猫の引取り数 犬 7 頭、猫 111 頭 負傷動物収容数 犬 0 頭、猫 51 頭

(4) 動物愛護事業

猫の糞尿や繁殖などによる周辺の生活環境の被害を防止するため、人と猫との共生社会支援事業として、猫の適正飼養ガイドラインの普及啓発や、猫の相談会、譲渡面接会及び野良猫等の不妊去勢手術に係る費用の一部助成を実施している。

また、飼い主に対する飼い方等の相談やしつけ方・飼い方を学ぶための犬のしつけ方教室を実施している。

令和2年度実績

- 猫の相談会 実施回数 8 回、相談件数 46 件、来場者数 54 人
- 猫の譲渡面接会 実施回数 7 回、譲渡成立頭数 46 頭、来場者数 186 人
- 不妊去勢手術助成頭数 野良猫：♂ 576 頭、♀ 432 頭 地域猫：♂ 34 頭、♀ 34 頭
- 飼い方等の相談、犬のしつけ方教室 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(5) 第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業

動物の愛護及び管理に関する法律に基づきペットショップ等の第一種動物取扱業の登録、監視指導及び動物取扱責任者研修の開催、動物愛護ボランティア等の第二種動物取扱業の届出受理、監視指導を行っている。

動物取扱業の登録事務及び監視指導状況 (令和2年度末 単位：件)

	総登録数	新規登録、更新件数	監視指導件数
第一種動物取扱業	414	71	63
第二種動物取扱業	8	0	2

- 令和2年度 動物取扱責任者研修 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

4 生活害虫等駆除事業

生活害虫の駆除等に関する相談、指導を実施し、被害等の防止を図っている。

・令和2年度 ハチ・ねずみ・昆虫等相談件数 621 件

衛 生 研 究

1 衛生に係る調査研究

・国との共同研究事業 1 件

「マスギャザリング時や新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメントに関する研究」(研究期間：平成30年4月1日～令和4年3月31日)

2 衛生及び環境保全に係る検査

(1) 市民等からの依頼検査

令和2年度検査実施状況 (検体数)

水質検査	59
放射性物質検査	1

(2) 市が行う検査

令和2年度検査実施状況

(検体数)

性感染症に関する検査	梅毒検査	0
	性器クラミジア検査	0
	HIV 検査	0
結核に関する検査		224
感染症発生動向調査	細菌検査	22
	ウイルス検査	17,876
感染症に関する検査		24
デング熱等媒介蚊のウイルス検査		0
食中毒に関する検査		48
食品に関する検査 (収去等)	微生物学検査	155
	理化学検査	139
環境に関する検査	浴場水・採暖槽の水質検査	64
	排水等の水質検査	48
	家庭用品の検査	30
放射性物質に関する検査	食品検査	29
	飲料水 (簡易水道等) 検査	0
	その他	0
苦情に関する検査		7

3 公衆衛生情報の収集、解析及び提供

感染症情報センターから感染症情報を発信し、市民への注意喚起を図った。

・週報発信 52 回 ・月報発信 12 回

4 衛生に係る研修指導

・関係課・機関職員向け研修・発表 1 回 所内職員向け研修 4 回

健 康 増 進

1 健康づくりの推進

(1) 市民総ぐるみ健康づくり運動

相模原市保健医療計画を確実に推進するため、市民主体の健康増進組織「さがみはら市民健康づくり会議」と連携し、市民が身近な地域で日常的に健康づくりに取り組めるよう、地域に根ざした健康づくり活動を実施している。

(2) 健活！さがみはら

相模原市保健医療計画（第2次後期）の開始に伴い、市民一人ひとりが健康でいきいきと暮らすことができる社会の実現に向け、「健活！さがみはら～みんなで伸ばそう 健康寿命～」をキャッチフレーズに市民の健康づくりを推進している。

手軽にできる運動や、食事へのアドバイスなどを市ホームページに掲載したり、生活習慣病予防の講座や運動教室を実施したりするなど、市民の健康づくりを応援する事業を実施している。

(3) 健康フェスタ

市民の健康意識の高揚に役立てる機会とするため、「さがみはら市民健康づくり会議」とのパートナーシップにより実施している。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(4) 健康づくり普及員

地域での健康づくりを推進するため、健康づくり普及員養成講座を修了した者が公民館区毎の健康づくり活動、運動習慣支援事業、高齢者のための体操教室、保健医療計画に対応した重点課題事業、子育て支援事業等を実施している。また、全市的な健康づくり活動を行う他に、活動に必要な研修会等を実施している。

・令和2年度の状況 普及員数 151人 事業実施回数 48回 参加者数 817人

(5) 健活！チャレンジ事業

健康づくり活動の開始及び習慣化を図るため、健康づくり活動に取り組んだ者に対し、抽選でインセンティブを付与する事業を実施している。

・令和2年度の状況 対象者 20歳以上の市内在住・在勤・在学者 参加者数 延べ 1,315人

2 健康増進法等による保健事業

(1) 健康教育

生活習慣病の予防等、健康に関する正しい知識の普及を図ることを目的に個別又は集団で実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の事業においては開催を中止した。

・令和2年度の状況 実施回数 20回 参加者数 延べ 512人

(2) 運動習慣支援事業

運動習慣の定着に向けて生活習慣病予防運動教室を実施している。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(3) 健康相談

健康に関する相談に保健師、栄養士、歯科衛生士が電話や面接で定例的に応じ、必要な指導及び助言を実施している。

・令和2年度の状況 実施回数 2,028回 相談人員 延べ 2,894人

(4) 出張健康相談

市民に身近な生活圏域で生活習慣病予防等についての情報提供及び健康相談を実施している。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(5) 訪問指導

特定健康診査の結果、糖尿病・高血圧等の生活習慣病と関連の深い腎機能低下のリスクの高い人や医師から保健指導の指示があった人、生保等の健康診査で動機付け・積極的支援の対象となった人等に対して、健康の保持増進及び疾病の発症予防を目的に保健師等が訪問等による保健指導を実施している。

・令和2年度の状況 40人

(6) 健康診査事業

ア 生活保護受給者等健康診査

高齢者の医療の確保に関する法律の施行により、平成20年度から医療保険者に、40歳以上の加入者に対する特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられたことに伴い、医療保険に未加入の生活保護受給者等に対し、健康増進法に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための保健指導対象者を抽出することを目的に特定健康診査に相当する健康診査を実施している。

・令和2年度の状況 対象者数 10,294人 受診者数 632人

イ がん検診

がんの早期発見、早期治療を図るため、市内の公共施設で実施する集団検診と市内の協力医療機関で行う施設検診を実施している。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団検診の前期24回分を中止

令和2年度の状況

(単位：人)

種 別	胃がん	大腸がん	子宮がん	乳がん	肺がん	前立腺がん
集 団	1,744	2,091	1,660	1,111	2,033	—
うち休日実施	(1,033)	(1,244)	(954)	(634)	(1,209)	—
施 設	21,798	38,168	25,230	20,829	41,918	1,752
計	23,542	40,259	26,890	21,940	43,951	1,752

集団検診における休日実施：年32回のうち、17回を土休日に実施

ウ 肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルスの感染に起因する肝硬変や肝がんへの移行を防ぐことを目的に、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施している。

・令和2年度の状況 5,608人

エ 成人歯科健康診査事業

かかりつけ歯科医機能の定着（予防を目的とした定期的受診）を推進するために、40～80歳を対象に成人歯科健康診査（お口の健康診査）を実施している。

・令和2年度の状況 2,577人

口腔がんの予防方法を普及啓発し、早期発見、早期治療を図るため、相模原口腔保健センターで口腔がん検診を実施している。

・令和2年度の状況 220人

(7) 骨粗しょう症予防事業

骨粗しょう症を予防し、ねたきり者を減少させるために、骨密度測定及び生活指導を集団及び個別に実施している。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

3 栄養改善事業

(1) 食生活改善推進員の養成及び育成

栄養改善の普及・推進を図るため、地域における食生活改善の推進者として食生活改善推進員を養成するための講座を開催している。また、相模原市食生活改善推進団体わかな会に対し、必要な知識・技術を習得するための研修会等を実施している。

- ・令和2年度の状況 食生活改善推進員養成講座(全10回) 受講者数 15人 修了者数 12人
- ・令和2年度食生活改善推進団体わかな会 会員数 307人

(2) 栄養表示推進事業

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養に関する表示をしようとする食品製造業者に対して、食品表示基準に基づく適切な表示や誇大広告の禁止の指導を実施している。また、市民自らが健康づくりを実践できるように健康づくり応援店事業(外食栄養成分表示の普及)や市民対象の講座を実施している。

- ・令和2年度の状況 表示改善等指導 28件、外食栄養成分表示の個別指導 66件、
収去検査 0件

市民対象の講座(栄養表示等) 6回 参加者数 193人

(3) 特定給食施設等指導事業

特定多数の人に継続的に食事を提供している施設に対して、利用者の健康確保のための給食提供が計画的・衛生的に行えるように、栄養管理や食品衛生に関する知識の習得及びこれらの改善や向上を図るため、巡回指導及び講習会等を実施している。

- ・令和2年度の状況 個別指導 0件 集団指導 実施回数 2回(申込施設数 延べ272施設)

(4) 専門栄養相談

難病の患者会支援の一環として、集団指導を実施している。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度の集団指導は中止し、資料の配布のみ実施した。

配布枚数 22枚

(5) 地域における食生活改善事業

地域において、ライフステージに応じた、適切な食生活実践のための支援を実施している。

- ・令和2年度の状況 食生活改善に関するレシピ集の作成
テーマ「生活習慣病予防」、「フレイル予防」、「食文化継承」 各3,000部

(6) 食育推進事業

生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育むことが求められており、地域、家庭、多様な関係団体等が連携する必要があるため、その環境整備と効果的な取り組みの検討・実践を実施している。

- ・令和2年度の状況 食育推進委員会 1回
食育に関するレシピ集の作成 3,000部
SNSを活用した食育の啓発 実施回数 46回 閲覧回数 11,889回
SC相模原と連携した食育動画の配信 6回 閲覧回数 1,364回
SC相模原と連携した食育リーフレットの作成 3,000部

4 口腔衛生事業

歯と口腔の健康づくりを推進するため、歯科保健普及啓発事業等を実施している。

(1) 歯科保健普及啓発事業

歯科保健に対する意識の向上に向けた普及啓発活動を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベント等は中止し、オンライン講習や動画配布、SNSを活用して実施した。

- ・令和2年度の状況 実施回数 30回 参加者数 延べ 12,685人

(2) 学校歯科巡回指導

市内小学校の2、5年生を対象に学校歯科巡回指導を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による長期休校で、授業時間の確保が困難なため実施を中止し、代替として、対象学年の児童に対して家庭学習用のプリントを配布し、指導内容を伝えた。

5 働く人の健康づくり地域・職域連携事業

働き世代の健康づくり推進のため、「働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会（下部組織に作業部会）」において地域保健と職域保健の連携を図り、連絡会事業計画に基づき連携事業を実施している。

- ・令和2年度の状況 連絡会 1回 作業部会 3回
 連絡会事業 中小企業訪問5社、リーフレット作成5,000部
 健康づくり懇談会 1回

6 受動喫煙防止対策

平成30年7月に健康増進法が改正され、望まない受動喫煙をなくすための対策が強化されたことから、市民や事業者などに、受動喫煙による健康への影響や受動喫煙防止対策などの周知啓発を実施している。

(1) 受動喫煙の健康影響に関する普及啓発

世界禁煙デー、九都県市受動喫煙防止対策共同キャンペーン、はたちのつどい等の機会に喫煙や受動喫煙による健康への影響について普及啓発を実施している。また、知識の普及のためリーフレットを作成している。

(2) 健康増進法改正に伴う周知

市民や飲食店等の事業者へ改正内容を周知するため、広報やホームページへの掲載、関連団体への周知依頼、飲食店の標識調査などを実施している。また、令和2年7月末に中学生向けのリーフレットを全学年に配付している。

飲食店の標識調査件数 延べ2,003件

(3) 受動喫煙に関する指導・助言

屋外に設置された灰皿の撤去に関する要望や20歳未満の入店が禁じられている喫煙可能な飲食店への子どもの立入情報などが寄せられ、指導・助言の対応を実施している。

令和2年度指導・助言等の対応件数 56件（50施設）

【健康増進課・中央保健センター】

こども・若者未来局

こども・若者政策		183
こども・若者支援		184
青少年学習センター		189
保	育	 191
幼	稚	園 198
こ	ど	も 家 庭 199
子	育	て 給 付 205
子	育	て 支 援 セ ン タ ー 208
児	童	相 談 所 210
陽	光	園 210

こども・若者政策

1 相模原市子ども・子育て支援事業計画の進行管理

子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27年3月に「さがみはら 子ども応援プラン 相模原市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には、新たな市民のニーズや社会情勢、国の動向に対応した、令和2年度から令和6年度までを期間とする第2次計画を策定した。

この計画は、次代のさがみはらを担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を推進するための方向性や目標を定めたものであり、計画の推進にあたっては、市民や学識経験者、関係団体の代表者15名で構成する「相模原市子ども・子育て会議」において、実施状況の把握・点検・評価等を行う。

2 子ども・若者未来基金

子ども・若者の将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、子育て支援や若者の自立支援などを長期的・安定的に進めるための財源とする。

(1) 条 例 名 相模原市子ども・若者未来基金条例

(2) 基金の額 428,604,684円(令和3年3月31日現在)

(3) 基金の用途 子ども及び若者の育成支援並びに子育て支援に関する事業

3 児童福祉施設等指導監査

(1) 児童福祉施設及び小規模保育事業

ア 指導監査の目的

本市所管の児童福祉施設等(障害児に係るものを除く)の運営の適正を確保することを通じて、児童福祉施設等の利用者の福祉の維持及び向上を主な目的とし、施設管理、利用者への処遇内容及び会計処理等について定期的な立入調査等を行い、適正に運営されているかを確認し、必要な助言や指導等を行う。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一部の施設で書面による指導監査を行った。

イ 指導監査対象施設等

(令和3年3月31日現在)

区 分		対象件数	実施件数
児童福祉施設	児童養護施設	2	2
	乳児院	1	1
	母子生活支援施設	1	1
	公立保育所	24	24
	私立保育所	79	79
	公立幼保連携型認定こども園	1	1
	私立幼保連携型認定こども園	34	34
	私立保育所型認定こども園	1	1
小 計		143	143
小規模保育事業		38	38
合 計		181	181

※実施件数は、一般指導監査の内、定期指導監査の件数

ウ 指導監査の方法及び実績

(令和2年度)

区 分		指導監査の内容等	実施件数
導 一 監 般 査 指	定期指導監査	所管する施設等を対象に、原則として毎年実地で行う。	181
	臨時指導監査	福祉サービスの利用者への権利侵害など、重点的かつ緊急的な指導のため、臨時的に実地で行う。	1

特別指導監督	一般指導監督の結果及びその他の状況から、特に重点的な指導が必要と認められた場合に行う。	1
合 計		183

(2) 認可外保育施設指導監督

ア 指導監督の目的

児童福祉法に基づき、認可外保育施設の運営状況について毎年立入調査等を行い、利用者に保育サービスが適正に提供されているかを確認し、必要な助言や指導等を行う。

イ 指導監督対象施設

(令和3年3月31日現在)

区 分	施設の内容	対象件数	実施件数
事業所内 保育施設	院内保育施設	14 (12)	14 (12)
	その他	22	22
	小 計	36 (12)	36 (12)
他の認可外 保育施設	認定保育室	20 (4)	20 (4)
	その他	7	7
	小 計	27 (4)	27 (4)
合 計		63 (16)	63 (16)

※括弧書きは、ベビーホテル(午後8時以降又は宿泊を伴う保育を行う施設)の施設数

ウ 指導監督の方法及び実績

(令和2年度)

区 分	指導監督の内容等	実施件数
導 一 監 般 督 指	定期立入調査	63
	臨時立入調査	0
特別指導監督	一般指導監督の結果及びその他の状況から、特に重点的な指導が必要と認められた場合に行う。	0
合 計		63

こども・若者支援

1 児童厚生施設

児童厚生施設とは、健全な遊びを通して、児童の健康を増進し、情操を豊かにするなど、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する児童福祉法に定められた施設のことである。

(1) こどもセンター

児童館としての機能、地域における健全育成活動をより一層高める機能、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）としての機能を基本的機能として設置する。

設置年度別の設置状況 24 館

(令和3年4月1日現在)

年度	施設名	年度	施設名	年度	施設名	年度	施設名
H5	二本松・相模台・星が丘	H10	上鶴間	H15	新磯	H20	横山
H6	橋本・並木・大野北	H11	—	H16	相武台	H21	陽光台
H7	上溝南・向陽	H12	麻溝	H17	—	※橋本はR1に移転整備	
H8	鶴園中和田・大沼	H13	田名	H18	大野南・城山		
H9	清新・鹿島台・大島	H14	富士見	H19	大野台		

令和2年3月策定の「相模原市一般公共建築物長寿命化計画」(令和2年度～11年度)において、こどもセンターは、計画的保全建築物として位置付けられ、計画的に改修工事等を行う。令和3年度は、中規模改修工事(大野北)と実施設計(向陽)。

(2) 児童館

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、青少年の健全育成を図ることを目的とする。 設置状況 23館(令和3年4月1日現在)

※児童館機能のある場として、津久井生涯学習センターにおいて、平成28年度から津久井中央児童室を開設している。

2 放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

放課後、帰宅しても保護者が就労等のために家庭にいない原則小学校低学年(1～3年生)の児童に対し、遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

(1) 公立児童クラブ設置状況(令和3年5月1日現在)

施設数: 68施設(こどもセンター併設型 24施設、独立施設型 28施設、余裕教室型 16施設)

入会児童数: 5,608人

※民間児童クラブは51施設(入会児童数は1,533人)

(2) 児童クラブ対象年齢拡大モデル実施状況

公立児童クラブの対象年齢拡大に向けた検討に資するため、モデルとして小学校4年生を受け入れている。

施設数: 7施設(桂北、光が丘、もえぎ台、藤野、藤野南、千木良、内郷)(令和3年4月1日現在)

3 こどもセンター子育て広場事業

こどもセンターを活用し、乳幼児(0～3歳)をもつ親が気軽に集える場を設置し、地域における子育て支援を行う。また、当該事業を段階的に拡充し、地域子育て支援拠点事業連携型(週3～5回、1日3時間)と位置付け、こどもセンターで実施する。運営は、地域の子育て経験者などで組織する実行委員会に委託する。令和2年度は、下記センターで実施した。

地域子育て支援拠点事業へ移行: 富士見・橋本・大野南・鶴園中和田・大野台・横山・大野北・大島・大沼・相武台・並木・陽光台

令和2年度実施場所					
鶴園中和田	大野台	相武台	上鶴間	富士見	橋本
並木	鹿島台	大野南	向陽	横山	大島
清新	大沼	大野北	陽光台	田名	星が丘
相模台					

4 子どもの広場への補助事業

自治会等が主体となって設置する子どもの広場に対し、整備に要する経費の一部を補助する。

(補助率 1/2 限度額 30万円) ※子どもの広場設置状況 広場数 84箇所(令和3年4月1日現在)

5 児童遊園の設置

児童に健全な遊びを通して、その健康を増進し、健やかに成長することを目的とする。

設置状況 37箇所(令和3年4月1日現在) 設置遊具 ブランコ、すべり台、鉄棒等

6 放課後子ども教室事業の推進

放課後における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりのため、「放課後子ども教室事業」と「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」を連携して、総合的な放課後対策事業を実施する。

（１）放課後子ども教室事業（教室実施型）の運営（さがみっ子クラブ）

学校施設を放課後の子ども達の安全で安心な居場所とし、子ども達が自主的にのびのびと遊べる場所として活用する。

設置校 根小屋小、青葉小、中央小、谷口台小

（２）放課後子ども教室事業（事業実施型）の運営

こどもセンター及び児童館において、放課後子ども教室事業を実施する。令和２年度は新型コロナウイルス感染症防止のため、一部を除き未実施。

7 子どもの権利推進事業

（１）子どもの権利条例の周知

平成 27 年 4 月に施行した、子どもの権利条例周知のため、学習用パンフレット「いっしょに考えよう！子どもの権利のこと」を小学 4 年生、中学 1 年生に配布したほか、保護者向けリーフレット「子どもの権利条例を制定しました」を小・中学生全保護者に配布するとともに公共機関へ配架した。

パンフレット 小学生用 6,300 枚、中学生用 6,000 枚、大人用 6,200 枚

リーフレット等 リーフレット 4,100 枚

定規型周知カード 60,000 枚

（２）子どもの権利相談室

子どもの権利条例に基づく、子どもの権利侵害に関する相談・救済の窓口として、平成 27 年 11 月に「さがみはら子どもの権利相談室」を開設し、子どもの権利救済委員 3 名、子どもの権利相談員 4 名により相談支援を行った。

開設場所 青少年学習センター内

相談日時 月曜日～金曜日 午後 1 時～午後 8 時 土曜日 午前 10 時～午後 5 時

※祝日と年末年始、青少年学習センターの休所日は休み。

相談件数 平成 30 年度 193 件

令和元年度 111 件

令和 2 年度 82 件

8 青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議するとともに、その実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること及び、いじめ防止対策推進法に基づきいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ることを目的に設置している。委員数は 22 人で、任期は 2 年である。

（１）令和 2 年度開催状況

7 月 令和 2 年度夏休みの青少年の健全育成と安全確保の手引きについて

12 月 相模原市青少年健全育成リーフレットの改定について

（２）青少年健全リーフレットの作成

20,000 枚作成（市内小学 5 年生及び中学 1 年生の保護者に対し、学校を通じて配布）

9 社会環境健全化活動

青少年を取り巻く社会環境の健全化を推進するため、社会環境実態調査を実施する。

実施内容は次のとおり。

(1) 内容

青少年の健全な育成に対して大きな影響を与えている各種営業店舗について、青少年指導員など地域住民と連携し、神奈川県青少年保護育成条例の遵守及び自主規制の状況を調査。

(2) 令和2年度実施状況

新型コロナウイルス感染症防止のため、未実施。

10 青少年健全育成啓発活動

青少年健全育成啓発作品コンクール、「家庭の日」啓発作品コンテストの実施

地域や家族などをテーマにした絵画・標語及び「家庭の日」の写真を募集し、入選作品を表彰するとともに、11月の子ども・若者育成支援強調月間において入選作品展等により広く啓発を行った。

(1) 応募状況

青少年健全育成啓発作品コンクール 116点(内訳：小学生 113点、中学生 3点)

「家庭の日」啓発作品コンテスト 496点(内訳：小学生 487点、中学生 5点、一般 4点)

(2) 表彰式

新型コロナウイルス感染症の影響により、表彰式は中止し、郵送した。

(3) 入選作品展

市内公共施設を巡回する形で、入選作品展を行った。

期 間：令和2年11月

場 所：市役所本庁舎、南区合同庁舎、シティ・プラザはしもと

平成26年度から市交通・地域安全課啓発作品と展示を合同で実施している。

11 青少年健全育成組織

公民館区内の青少年関係団体が地域ぐるみで青少年健全育成活動を効果的に行うために相互に連絡協調し、青少年健全育成に関する調査研究することを目的として協議会を設置し、広報紙の発行、講演会の開催、パトロール、地域・子どもふれあい事業など啓発活動や諸事業を展開している。

また、各地区協議会の連携を図るため、相模原市青少年健全育成組織連絡協議会を組織している。

12 青少年指導委員

相模原市青少年指導委員に関する規則に基づき、非常勤特別職として委嘱している。併せて、神奈川県青少年指導員としても知事より委嘱を受ける。定数は248名、任期は2年で、地域社会における青少年活動を推進するために、青少年団体の指導及び育成、青少年の地域社会における生活環境の向上を図るなどの活動を行っている。※令和2年度に「青少年指導員」から「青少年指導委員」に改称

13 はたちのつどい

成人の日を記念して、新成人を祝い励ますとともに、大人になったことを自覚し、郷土「相模原」への関心を深めるために開催する。令和3年1月11日(月・成人の日)に区ごとに開催し、新成人7,358人のうち、3,698人(50.3%)が出席した。また、式典の様子をオンラインにて配信したところ3,456回の視聴回数があった。(令和3年1月12日時点)

14 冒険遊び場事業

「自分の責任で自由に遊ぶ」を合言葉に、四季折々の自然の中で子ども自身が自由に遊びを創造できる「冒険遊び場(プレイパーク)」を常設するなど、生活体験を豊かにすることにより、子どもが本来持っている「生きる力」を引き出し、健全な育成を図ることを目的として、事業を実施した。

(1) 銀河の森プレイパーク

キャンプ淵野辺留保地 Yゾーン(中央区弥栄3丁目)において、原則毎週日曜日、月曜日、水曜日(午前10時から午後5時まで)開催している。

令和2年度は107日開催し、延べ6,712人が来場した。

(2) プレイリーダー養成講座

8回実施した。

15 子ども若者育成支援推進事業

不登校やひきこもり、若年無業者など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の社会参加や自立を支援するため、「市子ども・若者支援協議会」を設置し、各種会議の開催やリーフレットによる啓発を行った。

(1) 子ども・若者支援協議会

構成員は、相模原市、学校、民生委員・児童委員、県警本部、保護司、就職支援センター、公共職業安定所、困難を抱える子ども・若者を支援するNPO法人等

ア 代表者会議 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

イ 実務者会議 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) リーフレット「子ども・若者の相談・支援機関のご案内」

市内公共施設及び小・中学校や高校、大学、各相談機関窓口等に配布した。

・配布部数 7,000部

(3) 子どもの居場所創設サポート事業

無料学習支援や子ども食堂など、地域主体の子どもの居場所づくりの活動に対し、自主性を尊重しながら、活動しやすい環境づくりを進めた

無料学習支援 27箇所 子ども食堂 35箇所 (令和3年4月1日現在)

ア 子どもの居場所づくりセミナー【市社会福祉協議会委託】 4回(延べ出席者数:109人)

イ 子どもの居場所総合相談窓口【市社会福祉協議会委託】 4月～3月(相談件数:358件)

ウ 団体との情報交換会 無料学習支援2回(7/13、11/30) 子ども食堂 2回(7/13、11/25)

エ さがみはら地域ポータルサイトで子どもの居場所のHP開設

オ 子どもの居場所事例集の作成

カ 物品の貸与(無料学習塾向けに教科書類、備品(ホワイトボード、ノートパソコン、プリンタ等))

キ 傷害・賠償責任保険の加入

ク 新型コロナウイルス感染防止対策としてアルコールやマスク、衝立、弁当箱、手袋等の配布

青少年学習センター

1 概要

青少年に交流と活動の場を提供するとともに、青少年団体の研修、交流、青少年団体指導者の養成及び青少年の出会いとコミュニケーションを目的とした各種の自主事業を実施し、青少年の健全な育成を図るための施設である。また、通年開館をしており、青少年活動に支障がない場合は、一般の方々も利用できる。

- ・開所 平成 11 年 4 月 20 日 ・建築年 昭和 45 年 1 月 25 日
- ・敷地面積 4,505.86 m² ・延床面積 1,690.01 m²
- ・建物 鉄筋コンクリート 3 階建 (J R 横浜線矢部駅下車徒歩 3 分)
- ・施設内容
 - 1 階 事務室、ロビー、ホール (250 人)
 - 2 階 大会議室 (54 人)、音楽室 (30 人)、和室 (30 人)、青少年団体室 (24 人)
 - 3 階 中会議室 (36 人)、講習室 (30 人)、小会議室 1 (18 人)、小会議室 2 (14 人)
- ・利用できる団体
 - ア 青少年団体 (構成員の 2/3 以上が市内在住、在学、在勤の青少年で、自主的に活動する概ね 10 人以上の団体) ※ 青少年…小学校就学年齢に達した児童から満 30 歳までの者
 - イ 一般団体 (ア以外で市長が適当と認めた団体)

2 施設利用状況

(令和 2 年度)

開所日数	総利用件数	総利用者数	青少年利用件数	青少年利用者数
204(日)	2,653(件)	27,234(人)	1,825(件)	16,070(人)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休所期間有り

3 利用登録団体数

(令和 3 年 3 月 31 日現在 単位: 団体数)

青少年団体	青少年育成団体	社会教育関係団体	一般団体
88	5	0	133

4 令和 2 年度事業実績

(1) 学級・講座

事業名	内容・期日	参加人数
小学生講座「プチロボで競走しよう」 相模原大会 (県青少年センターとの共催)	プチロボの製作、競技会	(新型コロナにより中止)
小学生講座「子どもサイエンスフェスティバル」 (県青少年センターとの共催)	科学の実験や工作等	(新型コロナにより中止)
中・高校生講座「ボランティアチャレンジスクール」 (相模ボラディアとの共催)	福祉施設、図書館、保育園、まちづくりボランティアほか	(新型コロナにより中止)
小中学生講座「コーラスワークショップ」	合唱の入門講座	(新型コロナにより中止)

(2) 講習会・研修会

事業名	内容・期日	参加人数
ジュニア・リーダー養成研修会	子ども会の 3・4・5・6 年生を対象として実施 10 月 1 日～3 月 31 日	245 人 (修了者)

鼓笛ジュニア・リーダー養成講習会	基礎知識、パート演奏技術の習得を行った 9月27日～3月31日	30人 (修了者)
体感教室	社会的に自立した個人として成長できるよう、プレゼン研修や宿泊野外活動を提供	(新型コロナにより中止)
子ども会育成者研修会	子ども会活動、安全共済会などの説明	(新型コロナにより中止)

(3) 大会・つどい・その他の事業

事業名	内容・期日	参加人数等
市民桜まつりチビッ子広場	子どもたちが遊びながら手作りの楽しさや参加する喜びを体験する機会を提供するもの	(新型コロナにより中止)
子ども会交歓スポーツレクリエーションフェスティバル	スポーツ、レクリエーションを通して心身ともに健全な青少年の育成を図るとともに、子ども会相互の親睦と子ども会活動の発展を図るもの	延べ626人
銀河連邦子ども留学交流	銀河連邦共和国の代表が一堂に会し、体験交流を行うもの	(新型コロナにより中止)
yフェスティバル	青少年学習センターを利用している青少年団体による活動発表の場	(新型コロナにより中止)
自習室開放(学習のひろば)	青少年の自習の場として①(7/23～8/31)・②(1/4～2/14)の期間、小会議室2を開放。③(R2.6/21～R3.1/9)の期間、利用予約がない部屋等を開放して実施	延べ641人
親子ふれあいの広場	「子供若者育成支援強調月間」に合わせて、親と子がふれ合える工作等をYouTubeとラジオで提供 11月1日～11月30日	1,630回再生
第39回ドリル大会	市内鼓笛バンド12隊がドリル演奏を発表するもの	(新型コロナにより中止)
第52回鼓笛まつり	鼓笛ジュニア・リーダー養成講習会の修了証授与及び市内鼓笛バンドの日頃の成果を発表するもの	(新型コロナにより中止)
少年少女合唱団 第54回定期演奏会	少年少女合唱団が日頃の練習の成果を発表する機会とするもの	(新型コロナにより中止)
あそびの学校	あそびを通して、子ども同士のつながりを深めるもの	(新型コロナにより中止)
SAGAROCK2021	高校生自ら企画、運営するバンドコンテスト。YouTubeとラジオで実施 1月23日～2月28日	13,930回再生
さがみ映えウォールアート	大学生による「青少年が写真を撮って、他の人とSNS等で共有したくなるようなウォールアート」の制作 1月17日～3月8日	
SDGsシリーズ講演会	SDGs(持続可能な開発目標)について、多分野の専門家や市SDGs担当職員による講演動画を公開 ①1月30日～2月28日 ②2月20日～3月20日 ③3月6日～3月31日 ④1月30日～3月31日	
就活スタートアップセミナー	就職活動を控えた青少年のよりよい進路選択に寄与することを目的とした就活講座 3月6日、3月11日	延べ36名
センター通信の発行	青少年学習センターの事業等を紹介した。	8回

5 青少年関係団体

(令和3年3月31日現在)

団 体 名	内 容
相模原市子ども会育成連絡協議会	子ども会及び育成会の連絡協議組織。19 地区 170 単位 10,726 人
相模原市少年鼓笛バンド連盟	市内の少年鼓笛隊で組織。11 隊 約 80 人
相模原市少年少女合唱団育成会	少年少女合唱団の保護者で組織。団員 16 人
相模原スカウト連絡協議会	市内のボーイスカウト・ガールスカウトで組織。 ボーイスカウト8団、ガールスカウト2団 計518人

保 育

1 保育所

(1) 概要

本市には、現在公立24園、民間77園、計101園の保育所があり、定員は合計9,061人となっている。

令和3年4月1日現在における入所児童数(管外委託を除き、管外受託を含む)は7,925人で、定員に対する充足率については、87.4%となっている。

(2) 設置状況

○公立保育所一覧

(令和3年4月1日現在)

名称	所在地	定員	児童数	職員数	新 磯	南区磯部 1176-13	120	108	17
麻溝台	南区麻溝台 6-25-35	150	136	21	相 武 台	南区新磯野 2-39-11	120	107	17
田 名	中央区田名 6229-2	165	151	24	城 山 中 央	緑区久保沢 1-5-47	90	82	13
相模原	中央区相模原 8-7-5	165	154	26	城 山 西 部	緑区谷ヶ原 1-18-1	60	49	8
東 林	南区相南 1-13-17	180	176	28	串 川	緑区青山 975	60	25	5
大 沼	南区東大沼 3-18-20	150	133	21	青 野 原	緑区青野原 1975-2	30	12	3
南上溝	中央区上溝 1961-1	150	112	23	津久井中央	緑区三ヶ木 932	65	59	12
陽光台	中央区陽光台 3-19-1	120	96	17	串 川 東 部	緑区根小屋 1579-1	60	29	5
谷 口	南区上鶴間本町 4-47-10	135	119	18	中 野	緑区太井 152-1	120	102	17
大 沢	緑区上九沢 383-3	120	102	19	内 郷	緑区寸沢嵐 823	30	16	4
上矢部	中央区矢部新町 3-1	125	101	20	千 木 良	緑区千木良 983-1	60	3	3
相 原	緑区相原 4-21-6	130	106	19	日 連	緑区日連 1063-1	60	45	7
麻 溝	南区当麻 1357-1	130	126	22	公 立 合 計		2,595	2,149	369

※児童数には管外受託児を含む。職員数は常勤及び常勤的非常勤の保育士数

○民間保育所一覧

(令和3年4月1日現在)

名称	所在地	定員	児童数	職員数	あおいそら	南区相模台団地 5-8	60	57	10
す す き の	中央区すすきの町 2-6	210	199	35	きやんばす東林間	南区上鶴間 4-26-4	70	63	9
相 模	中央区矢部 2-7-26	191	131	16	げんきっず第二	緑区橋本 5-30-23	70	76	12
* 立 正	南区南台 5-10-26	170	171	32	アスク橋本	緑区橋本 1-3-7	80	86	13
高 見	緑区東橋本 3-16-9	120	98	16	*エンゼルハウス	緑区橋本 2-6-26	79	77	13
せ ん だ ん	南区新戸 2078-2	60	74	14	コンビプラザ橋本	緑区西橋本 5-2-15 オラリオンサイト共用棟1F	50	51	11

*ふじ乳児	中央区星が丘1-4-8	90	50	9	マミー保育園相模大野	南区相模大野7-3-3 プラザビル相模大野3F	108	101	15
上 溝	中央区光が丘3-2-1	150	98	17	*ゆめいろ	中央区相模原4-8-6 ヴィラ相模原1F	64	56	12
新 磯 野	南区新磯野3-22-15	120	110	17	まあむきつず 相模大野北口	南区相模大野5-29-10-1 シノプラザ2F・3F	56	54	8
友 愛	中央区水郷田名2-14-68	90	100	17	レイモンド西橋本	緑区西橋本1-7-1	80	46	8
*ひよこ	中央区上溝7-5-3	138	145	29	コファソ・ナナリー東瀬	南区東林間1-17-14	60	60	11
ふじ第二	中央区上溝350	160	116	16	ぽっかぽっかナナリー インターナショナル	中央区淵野辺本町4-1-17	70	59	11
和 泉	中央区青葉2-8-2	130	121	18	げんきつず城山	緑区町屋1-5-14	60	65	14
たけの子	中央区小山2-5-9	110	96	15	すずらん	中央区鹿沼台2-18-6 大谷第一ビル	50	50	8
*くぬぎ台	南区上鶴間3-23-18	119	81	14	にじいろ保育園 上鶴間本町	南区上鶴間本町2-6-21	80	76	13
*千代田	中央区千代田4-5-12	220	122	16	保育園ぐらんでいーる	中央区東淵野辺2-16-5	60	54	12
夜間保育所ドリーム	中央区淵野辺1-16-5	30	27	11	まあむきつず 相模大野南口	南区相模大野7-7-5	64	49	8
エンゼル	中央区相模原4-7-14	60	61	11	きゃんぱす東林間第二	南区東林間7-35-3	65	64	8
たけの子第2	中央区小山2-7-24	60	66	12	こうのとりの橋本	緑区橋本6-36-1 グラントーレ橋本1階	90	80	13
星の子	緑区相原2-14-7	90	102	16	はらから	中央区淵野辺本町2-25-31	60	62	10
ひよこ第2	中央区上溝1887-1	80	85	17	も み じ	中央区上矢部1-5-12	60	49	10
マシュマロ	南区相模台2-26-4	50	55	11	桑 の 実	中央区田名1580-10	46	40	9
ののはな文京	南区文京1-6-5	160	179	33	こ ひ つ じ	中央区陽光台2-5-11	70	71	13
星の子第2	緑区橋本8-27-23	50	42	10	橋 本 中 央	緑区橋本台1-25-17	70	57	11
ひよこ第3	南区豊町1-29	90	97	20	エ ポ ッ ク	中央区相模原3-8-8	70	66	11
古 淵	南区古淵3-1-8	160	140	21	ハッピーちやいど	南区上鶴間6-28-7 PROSPER-K 1階	54	52	10
ナナリースクールT&Y南台	南区南台1-4-20	60	51	16	相模大野雲母	南区相模大野7-37-10	60	60	10
*レイモンド橋本	緑区橋本3-13-1 パークスクウェア1階	90	55	13	相模原古淵雲母	南区古淵4-2-1	60	58	11
東林間ジュニアクラブ	南区上鶴間6-6-23	50	56	15	にじいろ淵野辺	中央区淵野辺5-9-6	70	69	13
大野村いつきの	南区大野台3-15-48	70	71	15	ぽっかぽっかナナリー 相模原	中央区相模原6-1-6	60	46	10
ア リ ス	南区上鶴間本町7-9-34	70	80	16	明徳かみつるま	南区上鶴間本町4-11-10	60	48	11
*RISSHO KID'S りっしゅ	南区相模大野4-5-5 D棟2階	90	89	23	相模原東林間雲母	南区上鶴間2-7-5	60	35	10
YMCA オベリン	中央区淵野辺3-5-41 桜美林大学国際寮2階	60	67	10	にじいろ古淵	南区古淵2-17-9	70	51	13
若松	南区若松2-3-7	70	81	14	淵野辺わんぱく園	中央区淵野辺4-37-12 ラ・ティールビル1F	30	36	6
げんきつず	緑区橋本8-4-4	90	79	12	保 育 ル ー ム Felice 相模原園	中央区相模原8-5-12	60	40	10
*ふじ SunSun	南区上鶴間本町6-4-11	160	106	10	まあむキッズ 大野北口新園	南区相模大野6-9-26 エスパシオA 1階	72	40	7
小 さ き 花	緑区大島1848-5	60	68	16	ミラッツ相模原	中央区中央4-5-3 1F・2F	75	54	11
あさみどり	南区東林間2-22-6	60	67	11	みらい保育園	南区相模大野8-7-7 悠々スクエアさがみ大野1-A	55	35	9
星の子第3	緑区相原2-10-19	60	62	11	民間合計		6,466	5,776	1,044
ナナリースクール T&Y こもれびの森	南区西大沼3-5-8	90	85	15					

※児童数には管外受託児を含む。*印は、分園を含む。職員数は常勤及び常勤的非常勤の保育士数

○保育所の推移

(各年4月1日現在)

区分	年 度	施設数	定 員	入 所 児 童 数				職員数
				0 歳	1～2 歳	3 歳以上	計	
公立	R1	24	2,595	94	743	1,479	2,316	368
	R2	24	2,595	76	741	1,442	2,259	372
	R3	24	2,595	76	677	1,396	2,149	369

民間	R1	75	6,510	471	2,124	3,487	6,082	1,066
	R2	79	6,736	460	2,116	3,400	5,976	1,102
	R3	77	6,466	417	2,011	3,348	5,776	1,044

※児童数には管外受託児を含む。職員数は常勤及び常勤的非常勤の保育士数

2 認定こども園

(1) 概要

本市には、幼保連携型 36 園（うち公立 1 園）、幼稚園型 24 園、保育所型 3 園、計 63 園の認定こども園があり、定員は合計 9,918 人となっている。

令和 3 年 4 月 1 日現在における利用児童数(管外委託を除き、管外受託を含む)は 8,821 人で、定員に対する充足率については、88.9%となっている。

(2) 設置状況

○幼保連携型認定こども園一覧

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

区分	名称	所在地	定員	児童数	職員数
公立	相模湖こども園	緑区と瀬 886-7	120	88	16
民間	幼保連携型認定こども園大島幼稚園	緑区大島 202-1	198	169	14
民間	誠心こども園	中央区宮下 3-16-17	105	90	18
民間	認定こども園モモ	南区鶴野森 1-21-4	100	72	11
民間	認定こども園相模女子大学幼稚部	南区文京 2-1-1	324	78	18
民間	認定こども園相模林間幼稚園	南区上鶴間 4-2-1	300	284	29
民間	認定こども園ピノ	南区古淵 1-8-1	80	307	36
民間	認定こども園相模野幼稚園	緑区二本松 3-9-12	268	223	27
民間	* 愛の園ふちのべこども園	中央区淵野辺 1-16-5	330	292	58
民間	* 幼保連携型認定こども園星ヶ丘二葉園	中央区星が丘 1-16-15	155	149	27
民間	* 認定こども園すこやか	中央区横山 4-12-14	250	252	61
民間	幼保連携型認定こども園むくどりこども園	緑区下九沢 454	135	120	22
民間	幼保連携型認定こども園おおのだい	南区大野台 4-3-20	99	107	22
民間	幼保連携型認定こども園清水こども園	中央区田名 2166-2	114	118	25
民間	幼保連携型認定こども園まつがえこども園	南区松が枝町 10-14	116	104	22
民間	幼保連携型認定こども園むくどり風の丘こども園	緑区下九沢 1558-14	105	90	23
民間	* 認定こども園きらきら	緑区下九沢 1520-1	109	109	24
民間	幼保連携型認定こども園第二ふたば園	中央区南橋本 1-2-17	66	65	12
民間	ふちのべ美邦こども園	中央区共和 1-4-3	135	145	28
民間	相武台新日本こども園	南区相武台団地 1-4-3	159	136	23
民間	横山台こども園	中央区横山台 2-24-16	105	102	21
民間	* 幼保連携型認定こども園むくどり風の森こども園	緑区大島 11-147	186	127	25
民間	幼保連携型認定こども園東橋本ひまわりこども園	緑区東橋本 4-14-36	135	113	20
民間	たけのうちこども園	中央区東淵野辺 4-25-3	129	124	24
民間	* 幼保連携型認定こども園ひかりキッズ	中央区鹿沼台 2-12-15	93	81	17
民間	幼保連携型認定こども園橋本りんごこども園	緑区橋本 1-12-25	199	195	37
民間	たいようこども園	南区豊町 10-5	195	191	29
民間	幼保連携型認定こども園ひまわり第 2 こども園	緑区橋本 4-18-19	93	96	18
民間	幼保連携型認定こども園みんなのとなつこども園	緑区東橋本 1-19-12	86	80	14

民間	相生こども園	中央区相生 2-17-3	79	86	19
民間	* 古淵あおばこども園	南区古淵 1-5-3	118	122	24
民間	二本松こども園	緑区二本松 2-30-30	135	138	21
民間	南橋本みたけこども園	中央区南橋本 3-4-21	101	103	20
民間	西橋本みたけこども園	緑区西橋本 2-20-12	65	60	12
民間	小町通みたけこども園	中央区小町通 2-2-14	79	74	16
民間	さいわいこども園	南区相模大野 9-15-36	95	106	17
合計			5,161	4,796	850

※児童数には管外受託児を含む。*印は、分園を含む。職員数は常勤及び常勤的非常勤の保育教諭数

※幼稚園型認定こども園については幼稚園のページ（市内幼稚園一覧表）に記載

○保育所型認定こども園一覧

（令和3年4月1日現在）

区分	名称	所在地	定員	児童数	職員数
民間	どんぐりこども園	中央区上溝 4-15-20	74	68	15
民間	りとせ橋本こども園	緑区橋本 6-22-8	69	51	9
民間	りとせ相模大野こども園	南区相模大野 3-16-18	115	127	12
合計			258	246	36

※児童数には管外受託児を含む。職員数は常勤及び常勤的非常勤の保育士数

○認定こども園の推移

（各年4月1日現在）

区分	年度	施設数	定員	入所児童数			
				0歳	1～2歳	3歳以上	計
幼保連携型	H31	31	4,627	264	1,252	2,856	4,372
	R2	35	5,047	285	1,364	3,122	4,771
	R3	36	5,161	284	1,429	3,083	4,796
幼稚園型	H31	17	3,467	0	12	3,243	3,255
	R2	22	4,307	0	15	3,897	3,912
	R3	24	4,499	0	8	3,771	3,779
保育所型	H31	1	74	7	24	36	67
	R2	1	74	7	24	34	65
	R3	3	258	26	85	135	246

3 地域型保育事業

（1）概要

ア 小規模保育事業

少人数（定員 6～19 人）の 0～2 歳児を対象にきめ細やかな保育を行う。定員規模や職員配置などにより、A 型、B 型、C 型に分類される。

イ 家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（5 人以下）の 0～2 歳児を対象に、きめ細やかな保育を行う。

ウ 事業所内保育事業

企業内の保育施設などで、従業員の子どものほか、地域の子どもの定員を設けて保育を行う。

(2) 設置状況

(令和3年4月1日現在)

区分		施設数	定員	入所児童数			
				0歳	1～2歳	3歳以上	計
小規模保育事業	A型	23	403	61	309	0	370
	B型	14	248	28	154	0	182
	C型	1	10	2	4	0	6
家庭的保育事業		2	9	0	9	0	9
事業所内保育事業		2	69	8	27	0	35

4 児童保育園

地域における児童の福祉の増進に寄与するため、保育所に準じる施設として保育を実施した。

児童数減少のため、令和3年4月1日から当面の間休園としている。

(令和3年4月1日現在)

名称	所在地	定員	令和2年度児童数	備考
鳥屋	緑区鳥屋1365	50	2	令和3年4月1日から休園中

5 運営費

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育所・認定こども園・新制度に移行した幼稚園及び地域型保育事業に共通する財政支援の仕組み（給付制度）が導入されたことに伴い、各施設に対して国基準（公定価格）に基づく給付費を支給している。また、教育・保育の質の向上や児童・職員の処遇向上を図るため、給付費に加えて市独自の助成を行っている。

給付費等の支給状況(令和2年度決算額)

(単位：千円)

給付費(財源内訳)				市運営助成 (一般財源)
国・県支出金	保育料	一般財源	合計	
13,273,680	694,550	4,953,004	18,921,234	2,742,906

6 特別保育事業

保護者の多様な保育ニーズに対応するため、保育所・認定こども園及び地域型保育事業所において、通常の保育のほか様々な保育サービスを提供している。

(1) 乳児保育

令和3年度は次のとおり、182園で乳児保育を実施している。

- ・生後6週 1園 ・生後8週 169園 ・生後3ヶ月 1園 ・生後4ヶ月 7園
- ・生後6ヶ月 2園 ・生後10ヶ月 2園

(2) 延長保育(令和3年度)

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の延長に対応するため、保育所・幼保連携型／幼稚園型／保育所型認定こども園・地域型保育事業所において、通常の保育時間を超えて保育を実施している。

実施施設：174園（延長時間は施設により1～4時間）

(3) 支援保育

保育所及び認定こども園での集団生活において、支援を必要とする子どもたちの成長と発達を目的とし、一人ひとりの子どもたちの発達の状況にあわせた統合保育を実施している。

支援保育対象児童数 (各年4月1日現在)

年 度	H31	R2	R3
児童数	453	585	543

(4) 一時保育

保護者の就労、就学などの理由で家庭での保育が困難となった場合や、保護者の通院、冠婚葬祭などの理由で緊急的に家庭での保育が困難となった場合に、保育所・認定こども園・小規模保育事業施設等で一時的にお子さんをお預かりする一時保育を実施している。

・実施園(令和2年度実績)民間：117園、公立：10園

(5) 子育て広場事業

保育所及び認定こども園の専門的機能を活用して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。

・実施園(令和2年度実績)民間：106園、公立：15園

7 施設整備等に対する助成

(1) 施設整備費補助金

民間保育所等における保育環境の向上と充実を図るため、施設整備に要する費用の一部を補助している。

・令和2年度補助金 25,744千円(2施設)

(2) 施設賃借料補助金

賃借物件により施設を運営する事業者に対して施設賃借料の一部を補助している。

・令和2年度補助金 237,317千円(68施設)

8 認定保育室助成金

保育需要の増大に伴い、市が定めた保育内容や施設などの基準を満たし、市の認定を受けた認可外保育施設である認定保育室に入所している要保育児童に対し、適切な保育が図られるよう昭和50年度から助成を行っている。

○助成内容(令和2年度)

費 目	内 容
基本保育助成費	0歳児 1人当たり月額56,000円×各月初日在籍児童数 1・2歳児 1人当たり月額30,000円×各月初日在籍児童数 3歳以上児 1人当たり月額11,000円×各月初日在籍児童数
保育環境改善費	月額10,000円×各月対象常勤職員数
嘱託医手当助成費	17,900円又は19,960円(乳幼児加算の場合)／人・月
保険料助成費	施設賠償責任保険200円／人・年 傷害保険2,900円／人・年 嘱託医傷害保険7,150円／年
保育料負担軽減助成費※	0・1歳児 19,000円／人・月 2歳以上児 17,000円／人・月
兄弟姉妹入所助成費※	第2子 0・1歳児22,000円／人・月 2歳以上児 20,000円／人・月 第3子以降 3歳未満児26,000円／人・月 3歳以上児22,000円／人・月
支援保育対象児童保育費	各月初日に在籍する支援保育対象児童1人につき 月額10,000円
延長保育費	1時間につき 月額19,000円／施設(3時間限度)

※施設等利用費の支給を受けられる場合には、原則として、助成しない。

○認定保育室の状況と助成状況

年 度	施設数	入所児童数 (各年4月1日)	助成状況	
			助成対象延べ児童数	助成金額(円)
H30	29(0)	628(0)	8,152(0)	406,536,530
H31	24(0)	465(0)	6,271(0)	268,922,810
R2	20(0)	374(0)	4,419(0)	170,468,740

※()内は市外助成施設分を再掲

9 認可外保育施設支援事業

認可外保育施設に入所している児童についても処遇向上を図る必要があることから、健康や安全・衛生面での適切な保育水準を確保するために必要経費の一部を助成する。(平成 17 年度から実施)

・令和 3 年度予算額 50,000 円

【R2 事業実績】

区 分	助成限度額	対象人員 (延数)	対象施設数	負担割合
入所児童健康診断受診料	1 人 1 回当たり 4,000 円	0	0	市 2/3 事業主 1/3
調理・調乳担当職員 保菌検査料	月額 500 円×4 ヶ月 サルモネラ・赤痢・O-157	0	0	
	月額 300 円×8 ヶ月 サルモネラ・赤痢菌			
施設賠償責任保険料	施設の負担する損害賠償金 を対象とした保険料	0	0	

10 コミュニティ保育

地域、家庭への子育て支援を進めるため、保育を通して親子の交流活動を行うコミュニティ保育グループに助成する。

・令和 2 年度コミュニティ保育推進事業補助金 1,560 千円(20 グループ)※内 1 グループ 11 月末活動終了

11 幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化を実施した。

就学前の 3 歳から 5 歳の子どもたちが、良質な幼児教育・保育の機会を得られるよう、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設した。

【対象者・対象範囲】

【金額は月額】

		施設型給付園			私学助成幼稚園		認可外 保育施設等※1
		認可保育所等・ 認定こども園	幼稚園・認定こども園				
		保育※1	教育	預かり保育※1	教育	預かり保育※1	
3～5 歳児 クラス		無償化	無償化	支給上限額 11,300 円	支給上限額 25,700 円	支給上限額 11,300 円	支給上限額 37,000 円
市民税非課税世帯等 の0～2 歳児		無償化					支給上限額 42,000 円
満 3 歳 児 ※2	市民税 課税世帯		無償化	— (対象外)	支給上限額 25,700 円	— (対象外)	— (対象外)
	市民税 非課税世帯		無償化	支給上限額 16,300 円	支給上限額 25,700 円	支給上限額 16,300 円	

※1 保育の必要性の認定が必要

※2 満 3 歳児は、3 歳の誕生日から最初の 3 月 31 日までにある子ども

【事業実績】

教育時間分

支払年度	施設数	延べ人数	支払金額（円）
R1（10～3月分）	72	23,320	593,581,790
R2	71	33,228	849,653,160

預かり保育料分

支払年度	施設数	延べ人数	支払金額（円）
R1（10～3月分）	90	5,480	26,352,985
R2	98	9,359	47,537,085

認可外保育施設利用分

支払年度	施設数	延べ人数	支払金額（円）
R1（10～3月分）	47	1,872	65,756,012
R2	43	3,161	113,856,719

幼稚園

1 私立幼稚園児（幼稚園型認定こども園含む）（各年5月1日現在）

年	園数	3歳	4歳	5歳	計
H30	45	2,673	2,927	3,122	8,722
R1	45	2,517	2,902	2,943	8,362
R2	45	2,311	2,719	2,911	7,941

2 私立幼稚園教育振興事業補助

市内の私立幼稚園（新制度に移行した園を除く）に対し、幼稚園教育の振興及び教育条件の維持改善を図るため、昭和59年度から補助を実施している。

（令和2年度実績）

園数	園児数	学級数	補助額
15園	2,564人	115学級	16,892千円

3 市内幼稚園一覧表（令和3年4月1日現在）

幼稚園名	所在地	幼稚園名	所在地
新町 ○	緑区相原1-20-5	湊野辺ひばり ○	中央区湊野辺4-31-7
大沢第二 ○	緑区大島1304-2	たけのうち ○	中央区東湊野辺4-23-20
大沢 ○	緑区上九沢267	大野文化	南区大野台5-1-11
橋本 ○	緑区橋本6-14-1	相模ひまわり ○	南区東大沼2-7-6
相模原みどり	緑区東橋本2-32-22	相模すぎのこ ○	南区古淵3-26-19
あかね ○	中央区下九沢964	うのもり ○	南区鵜野森2-11-1
小山白ゆり ○	中央区宮下本町3-4-12	誠心第一	南区西大沼5-13-17

清 心	中央区清新3-14-16	谷 口	南区上鶴間本町4-33-49
て る て ○	緑区下九沢441-1	南 大 野 ○	南区上鶴間1-3-1
田 名 ○	中央区水郷田名1-16-3	中 和 田	南区上鶴間本町8-54-10
上 田 名	中央区田名5266-1	林 間 の ぞ み	南区東林間6-5-2
よ こ や ま ○	中央区横山台2-10-8	相 模 翠 ケ 丘	南区相模2-25-65
鳩 川	中央区上溝3-16-15	豊 泉	南区相模台2-9-4
み ず ほ ○	中央区上溝7-31-4	相 武 台 中 央	南区相模台団地2-3-6
け や き の 子	中央区上溝382-3	つ く し の ○	南区新磯野3-22-16
星 が 丘 ○	中央区星が丘3-5-10	誠 心 第 二	南区相模台6-30-12
中 央 ○	中央区光が丘2-24-1	さ が み ひ か り	南区麻溝台 5-11-6
相模原高等学校付属光明○	南区当麻870-6	ば ら の 花	緑区中野 1366
誠 心 相 陽	南区磯部1648	津 久 井 ケ 丘	緑区長竹 838-1
虹 ケ 丘	中央区陽光台6-3-2	た い よ う の こ ○	緑区原宿南 3-6-10
弥 生	中央区富士見3-12-19	城 山 わ か ば ○	緑区若葉台 6-5-14
相 模 栄 光	中央区矢部3-11-13	城 山 (市 立)	緑区町屋 1-18-52
相 模 白 ゆ り ○	中央区矢部4-1-20	ふ じ の (市 立)	緑区吉野 1030-12
相 模 つ ば さ ○	中央区淵野辺2-22-7	合 計	私立 45 園・市立 2 園

※園名の末尾に○がある施設は幼稚園型認定こども園として運営

こども家庭

1 子育て広場事業（地域子育て支援拠点事業）

（1）子育て広場事業

子育て家庭の不安を解消するとともに、地域で支え合う子育て力の向上を図ることを目的に、常設で、いつでも自由に親子で訪れ、子育ての相談や情報交換をしたり学んだりすることのできる場を開設する。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、現在は予約制により実施。

- ・利用対象者 0～3 歳程度の乳幼児及びその保護者、妊娠中の人など
- ・内 容 ① 交流の場の提供と交流の促進 ② 子育てに関する相談・援助
③ 地域の子育て関連情報の提供 ④ 子育て及び子育て支援に関する講習の実施

名称	場所	開設時間
子育て広場 緑のおうち	緑区橋本台 1-22-18	月～金曜日 午前 10 時～午後 3 時
バンビのぼれぼれ広場 ※令和 3 年 3 月 31 日で閉所	中央区鹿沼台 1-7-7 トラストテック相模原ビル 4 階	月～木曜日 午前 10 時～午後 3 時 金曜日 午前 9 時～午後 2 時
かみみぞ ひだまり	中央区上溝 5-1-11 上溝商店街内	月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時
子育て広場 たんと	南区相模大野 4-2-2 相模大野中央公園パークハウス内	月～金曜日 午前 10 時～午後 3 時

（2）ブックスタート事業

子育て広場スタッフや子育てサポーターが、4 か月児健康診査に併設する会場で絵本の読み聞かせを行い、乳幼児と保護者が絵本を介し、心ふれあう楽しいひとときを持つ機会を作るとともに、参加者には読み聞かせに使用した絵本等を配布する（絵本の配布は平成 30 年 8 月から開始）。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、現在読み聞かせを中止し、絵本の配布のみを実施。

2 子育てサポーター

地域の支えあいと市民とのパートナーシップにより地域の子育てを支援するボランティアを育成する。市が実施する講習会を受講したうえで登録し、ふれあい親子サロン等の親子が集う場で支援を行う。

- ・登録者数 186 名(令和3年3月末現在)

3 ファミリー・サポート・センター事業

安心とゆとりをもって子育てができるように、子育て中の家庭を地域で支援することを目的として、育児の援助を受けたい人(利用会員)と行いたい人(援助会員)を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援するために、「市ファミリー・サポート・センター」を運営する。

- ・運営方法 市社会福祉協議会に委託
- ・令和2年度会員数 2,787 人(利用会員 2,100 人 援助会員 625 人 両方会員 62 人)
(令和3年3月末現在)
- ・令和2年度相互援助活動件数 6,426 件

4 子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産などで家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、乳児院等において当該児童の養育を行う。

- ・令和2年度利用実績 乳児院 延101人、児童養護施設 延109人、母子生活支援施設 延103人

5 地域子育て支援事業

広く子育て支援に携わる方々の把握に努め、情報提供を行うとともに、相互の交流や連携の機会を増やしていくこと等を目的に、子育て支援者ネットワークの構築等の事業を行う。

- ・ネットワーク登録者 団体登録57団体、個人登録17人(令和3年3月末現在)

6 セカンドブック事業

家庭における読書活動への支援を行うことで、親子の信頼関係を深め、健やかな心の成長を育むと共に、さらなる読書習慣へつなげる。

- ・内 容 2歳6か月児歯科健康診査通知に絵本の引換券を同封し、それを図書館等に持参した親子に絵本を1冊配布する。同時に図書貸出券登録とおはなし会等の読書活動を推進する事業を案内する。
- ・令和2年度実績 絵本配布2,654冊・図書貸出券新規登録269組

7 児童虐待防止事業

要保護児童(「虐待を受けた児童等」及び「非行児童」)、要支援児童、特定妊婦への適切な対応を図るため「市要保護児童対策地域協議会」を運営するとともに、児童虐待防止推進月間事業を実施した。

(1) 要保護児童対策地域協議会

構成員は、市のほか、民生委員・児童委員、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、里親会、私立保育園・幼稚園・認定こども園、医師、歯科医師、病院、小・中学校、弁護士、警察、人権擁護委員、法務局等。

ア 代表者会議 令和2年度開催回数 1回

イ 「虐待を受けた児童等」に関する会議(※「非行児童」については教育委員会所管)

(ア) 実務者会議(事務局は各子育て支援センター) 令和2年度開催回数 9回(内書面開催6回)

(イ) ケース会議(事務局は各子育て支援センター及び児童相談所) 令和2年度開催回数 637回

(2) 児童虐待防止推進月間事業

「児童虐待防止推進月間(11月)」に啓発活動等を実施した。

ア オレンジリボンキャンペーン

児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンの配布などを実施した。

イ オレンジライトアップ

市電設協会の協力により、ウェルネスさがみはらをオレンジ色にライトアップし、児童虐待防止の啓発を行った。

・期間 令和2年11月2日(月)～30日(月) 午後5時～9時

8 社会的養護体制の充実

保護者がいない子どもなど、家庭での養育に欠ける子どものために、家庭に代わっての養育や専門的な支援を行う社会的養護の体制について、乳児院や児童養護施設等における施設養護と里親の家庭等における家庭養護に対し支援を行い、その充実を図る。

- ・施設養護への支援 児童養護施設等運営費補助金、児童養護施設等建設費借入償還金補助金
- ・家庭養護への支援 里親制度推進事業、家庭養育支援事業

9 社会的養護自立支援事業

施設等入所(里親委託を含む)中の早期の段階から自立に向けた支援を行うとともに、退所後の一定期間、支援を継続する仕組みを構築することで、安定的な社会生活の実現や将来の自立に結び付けることを目的とする。

(1) 相談型支援(継続支援計画の作成、生活相談・就労相談)

施設入所児童、退所児童等を対象に、22歳になる年度末までの間、継続支援計画の作成や生活上の相談や進路・就労相談を実施

- ・令和2年度実績 継続支援計画作成 10件(内見直し2件)
生活相談・就労相談等 31人

(2) 給付型支援(居住費・生活費の支給、大学等進学奨学金等)

18歳になるまで施設等に入所していた児童のうち、措置解除後も施設等で継続的に生活する場合に、22歳になる年度末まで居住費及び生活費を支給するほか、大学等へ進学した場合に通常の修業年限までの間、国の給付型奨学金に上乗せして給付型奨学金の支給等を行う。

- ・令和2年度実績 居住費・生活費の支給 該当なし
大学等進学奨学金 7人

10 母子健康手帳の交付

妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録する母子健康手帳を、妊娠の届出をした者に対して交付する。

- ・令和2年度実績 妊娠届出数 4,815人 交付数 4,975冊(うち、外国語版 124冊)

11 健康診査事業

妊婦及び乳幼児に対して、疾病の早期発見や健康管理及び育児支援のため、各種健康診査を集団又は個別で実施し、必要に応じて保健指導を実施する。

(1) 妊婦健康診査

流産、早死産などの防止等、妊婦と胎児の健康管理と定期的な受診を勧奨するため、妊娠中の健康診査を医療機関等に委託し実施する。

- ・対象者 妊娠届出時または転入届出時に妊婦健康診査費用補助券の交付を受け、かつ、受診日において市内に住所を有する者
- ・助成額及び助成回数 助成上限額 90,000 円、助成限度回数 16 回(妊婦 1 人あたり)
- ・令和 2 年度実績 受診者数 延 57,562 人

(2) 妊婦歯科健康診査

市内在住の妊婦に対して、歯科健康診査を実施し、口腔衛生指導やかかりつけ歯科医院受診勧奨を行う。

- ・令和 2 年度実績 実施回数 18 回 受診者数 54 人
- ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため 59 回休止

(3) 産婦健康診査事業

産後うつや新生児への虐待防止等を図るため、産後 2 週間及び産後 4 週間など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。

- ・対象者 受診日において市内に住所を有する産婦
- ・助成額及び回数 助成上限額 10,000 円、助成限度回数 2 回(産後 2 週間及び 4 週間)
- ・令和 2 年度実績 産後 2 週間健診受診者数 591 人、産後 4 週間健診受診者数 822 人
- ※令和 3 年 1 月事業開始

(4) 乳幼児健康診査

潜在的疾病や身体発育の遅れ、運動機能、視聴覚等の障害などを早期に発見し、適切な治療や指導を行い、心身障害の進行を未然に防ぐとともに、生活習慣の自立、栄養、食生活、むし歯予防その他育児に関する相談を行い、育児不安の解消に努め、乳幼児の健康保持、増進を図る。また、乳幼児健康診査等で専門医による診察・相談等が必要と判断された乳幼児に対し、精密健康診査等を実施する。

- ・令和 2 年度実績
 - ・集団健診 実施回数 303 回 受診者数 19,185 人
 - ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため 56 回休止し、25 回追加実施
 - ・個別健診(医療機関) 受診者数 13,771 人
 - ・乳幼児経過検診 実施回数 21 回 受診者数 85 人
 - ・乳幼児精密健康診査(医療機関) 受診券発行件数 1,255 件 受診者数 972 人
- (令和 3 年 3 月末現在)

(5) かんがる〜歯科健診

重度う蝕につながるリスク要因を保有している乳幼児及び心身に障害を有する乳幼児に対して、継続的な歯科保健指導を実施する。

- ・令和 2 年度実績 受診者数 延 40 人

1 2 不妊・不育専門相談事業「妊活サポート相談」

不妊、不育の悩みをもつ方に寄り添い、相談者の自己決定を促せるよう専門性の高い適切な情報の提供、相談者の抱えている悩みの軽減を図る。

- ・令和 2 年度実績 実施回数 12 回 相談人数 21 人

1 3 母子健康教育事業

(1) 育児支援教室「ママの休み時間」

育児不安や育児ストレスから子どもとの関係に悩む母親に、同じような悩みを抱えた「仲間に出会う場所」を提供することにより、不安やストレスを軽減し、より良い親子関係を築くことを目的とする。

・令和2年度実績 実施回数 9回 参加人数 50人

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため3回中止

(2) 妊娠前教室「ハッピー・ベビカムセミナー」

妊娠等に関連した教育を実施し、自己実現に向けた行動変容と、自分にとって子どもを産み育てる意義を考える機会を提供する。

・令和2年度実績 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止

(3) 妊婦歯科教室「マタニティオーラルセミナー」

妊娠期の身体の変化により発生しやすい口腔内疾患の影響と予防方法についての講義や、かかりつけ歯科医院定期受診の勧奨等を実施する。

・令和2年度実績 実施回数 26回 参加人数 76人

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため40回休止

(4) むし歯予防教室「親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦！」

生後10か月から1歳2か月までの乳幼児とその家族を対象に、むし歯予防について必要な知識及び技術の指導を行う。

・令和2年度実績 実施回数 32回 参加人数 372人

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため28回休止

1 4 医療費援護事業

(1) 未熟児養育医療給付事業

養育のため入院養育を必要とする未熟児に対し、医療の給付及び訪問指導を実施する。

・対象者 出生体重が2,000g以下、もしくは在胎週数37週未満で身体の機能が未熟で生まれ、医師が入院養育を必要と認めた未熟児

・令和2年度実績 173件

(2) 小児慢性特定疾病医療給付事業

ア 慢性疾患のうち特定の疾病に罹患している児童等に対し、健全な育成に必要な医療を給付する。

・対象者 小児慢性特定疾病指定医療機関で治療を受け、疾病ごとの基準に該当することを小児慢性特定疾病指定医により診断されている、保護者が市内に住所を有する児童等

・令和2年度実績 722件

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、有効期間の延長措置を478件実施。

イ 在宅での日常生活に支障がある者に対し、日常生活用具を給付する。

・対象者 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者のうち、他制度による給付を受けることができない者

・令和2年度実績 9件

(3) 自立支援医療（育成医療）給付事業

身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療を給付する。

・対象者 指定自立支援医療機関において治療を受け、確実な治療効果が期待できる、保護者が市内に住所を有する18歳未満の子ども

・令和2年度実績 27件

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、有効期間の延長措置を 13 件実施。

(4) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療の経済的負担を軽減するため、配偶者間の特定不妊治療費に要する費用の一部を助成する。

- ・対象者 次のすべてに該当する者
 - ・ 申請時に夫婦又は夫婦のどちらかが市内に住所を有している者
 - ・ 治療開始時に戸籍上の夫婦であり、治療開始日の妻の年齢が 43 歳未満である者
 - ・ 指定医療機関で特定不妊治療を終了していること
- ・令和 2 年度実績 780 件

※所得制限の撤廃や助成上限金額の拡充などの令和 3 年 1 月 1 日治療終了分からの制度変更に伴い、申請件数が増加。

1 5 先天性代謝異常等検査事業

生後 5～7 日の新生児に対し、フェニルケトン尿症など、20 疾患の早期発見・早期治療のために先天性代謝異常等の検査を実施する。

- ・対象者 市内の医療機関または助産所で出生した新生児
- ・令和 2 年度実績 検査件数 4,768 件

1 6 新生児聴覚検査事業

新生児等の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療や支援を行うことにより、音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、その検査に必要な費用の一部を助成する。

- ・対象者 検査当日、市内に住所を有している、または住民登録の予定がある生後 6 か月未満までの乳児
- ・令和 2 年度実績 検査件数 3,974 件

1 7 産後ケア事業

産後の母子に対して医療機関、助産所、家庭等で心身のケア、授乳のケアや相談支援等を実施する。

- ・対象者 市内に住所を有している出産後 1 年未満の母親とその生後 1 歳未満の乳児であり、以下のいずれかに該当する者。ただし、感染性疾患に罹患している、入院加療の必要があるなどの場合や、医療的介入の必要により事業の実施が困難な場合は除く
 - ・産後に心身の不調又は育児不安等がある者
 - ・家族等から産後に十分な家事及び育児などの援助が受けられない者
 - ・産婦健康診査の結果、支援の必要があると認められる者
 - ・令和 2 年度実績 利用者実人数 241 人 延べ利用日数 573 日
- ※令和 3 年 1 月事業開始

1 8 産前・産後サポート事業

日本語で十分に意思疎通を図ることができない外国人妊産婦等の抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、市が行う面談の際に通訳を介することにより相談しやすい環境を整え、孤立感の解消を図る。

- ・令和 2 年度実績 実施回数 18 回
- ※令和 3 年 1 月事業開始

19 妊婦特別給付金事業

コロナ禍において、不安を抱えながら生活している妊婦が安心して出産できるよう、妊婦健診等を受診する際のタクシーの利用や家事援助サービスの利用、感染症対策のために必要な物品の購入など、それぞれの状況に合わせて活用いただくため、妊婦特別給付金を支給する。

- ・支給対象期間 令和2年4月7日～令和3年3月31日
- ・支給額 1回の妊娠につき30,000円
- ・令和2年度実績 支給決定者数 7,136人

子育て給付

1 児童への手当

児童手当・特例給付

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前の児童を養育している人に支給する。

ア 支給額

年 齢	3歳未満	3歳から小学生	中学生
月額(児童1人あたり)	15,000円	10,000円(第3子以降は15,000円)	10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人あたり月額一律5,000円を支給する。

イ 支給状況

(各年度3月末日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給資格者(人)	51,064	49,080	48,061
金 額(千円)	10,703,240	10,449,820	10,254,440

2 ひとり親家庭等への手当

(1) 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などにより父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉増進を図る。

ア 支給額

- 児童1人 ・全部支給 月額 43,160円 ・一部支給 月額 10,180～43,150円
児童2人 ・全部支給 月額 10,190円 ・一部支給 月額 5,100～10,180円
児童3人以上(1人につき) ・全部支給 月額 6,110円 ・一部支給 月額 3,060～6,100円

イ 受給資格者数

(各年度3月末日現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給資格者数(人)	5,861	5,717	5,629
手当受給者(人)	4,632	4,439	4,342
支給総額(円)	2,381,387,740	2,952,890,950	2,261,018,100

3 ひとり親家庭等への就業・自立支援、生活支援

(1) 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母又は父が自主的に行う職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練修了後、給付金

を支給する。

- ア 支給額 対象講座の受講料の60%相当額(上限200,000円×修学年数(上限4年)、下限12,000円)
※雇用保険制度の教育訓練給付金の支給を受けることができる者は、上記の金額からその支給額を差し引いた額を支給
- イ 給付件数 令和2年度 21件 介護福祉士初任者研修、医療事務講座など

(2) 高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の母又は父の就職に有利となり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関での修業を要する期間(1年以上)について高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練が修了した後に訓練修了支援給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。

- ア 対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、調理師、鍼灸師、美容師、作業療法士、等
- イ 促進給付金
- ・支給額 非課税世帯 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円
(修学期間の最後の1年間はそれぞれ40,000円を増額)
 - ・支給期間 修業を要する期間(上限4年) ・給付件数 令和2年度 26件
- ウ 修了支援給付金
- ・支給額 非課税世帯 50,000円、課税世帯 25,000円
 - ・支給時期 修了日以降 ・給付件数 令和2年度 11件

(3) 養育費等法律相談

離婚等に伴って生じる養育費をはじめとする諸問題について、弁護士による法律相談を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

- ア 相談日時等 各子育て支援センター 各月1回2人 午後1:30~2:30、午後2:40~3:40
- イ 相談実績 令和2年度 71人

(4) 日常生活支援

ひとり親家庭等の生活の困難を、家庭生活支援員の派遣により解決を手助けし、福祉の増進に努める。

- ア 支援内容 食事や身の回りの世話、住居の清掃、生活必需品等の買い物等
- イ 支援実績 令和2年度 2件

(5) 学習支援

ひとり親家庭等の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、中学生を対象に基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、苦手科目の克服、受験対策等を目的に家庭教師を派遣する。

- ・令和2年度受講決定者 136人 内訳: 中学3年生100人、中学2年生36人(途中辞退者含む)
- 派遣実施回数 延べ4,109回(90分/回) 内訳: 訪問4,004回、オンライン105回

(6) 訪問相談

ひとり親家庭等に寄り添いながら、個々の家庭の実情に合わせた支援を実施するため、ひとり親家庭の経験者を派遣して相談に応じる。

- ア 相談内容 家計管理、子どものしつけ・進路、簡単な健康管理、キャリアアップ等の就業、恋愛・結婚等の相談及び必要な助言や支援
- イ 相談実績 令和2年度 56件

4 母子等の福祉資金貸付制度

(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付制度が利用されている。

資金貸付状況(令和2年度)

資金名	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0
修 学	144	76,465,188	7	3,432,600	3	1,456,300	154	81,354,088
技能習得	5	2,773,500	0	0	0	0	5	2,773,500
修 業	3	1,944,000	1	816,000	0	0	4	2,760,000
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	1	340,000	1	340,000
生 活	29	17,544,000	0	0	3	2,372,000	32	19,916,000
住 宅	0	0	0	0	0	0	0	0
転 宅	10	2,161,100	0	0	1	220,000	11	2,381,100
就学支度	48	23,082,500	2	990,000	2	1,160,000	52	25,232,500
結 婚	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	239	123,970,288	10	5,238,600	10	5,548,300	259	134,757,188

(2) 母子福祉資金等利子補給制度

本制度は、前記の「母子父子寡婦福祉資金貸付」の利子を補給し、母子家庭等の生活の安定、向上を図るため、昭和44年4月1日から市単独事業として実施する。

年度別利子補給状況

	母 子		父 子		寡 婦		合 計	
	件数	補給額(円)	件数	補給額(円)	件	補給額(円)	件数	補給額(円)
平成30年度	20	108,759	0	0	1	1,218	21	109,977
令和元年度	21	106,575	0	0	1	1,083	22	107,658
令和2年度	24	81,067	0	0	1	942	25	82,009

5 ひとり親家庭相談

(1) 相談件数

ひとり親家庭に対する相談、指導、助言等を行い、自立の助長を図る。

・令和2年度相談件数 3,357件(生活一般587件 児童94件 生活援護2,674件 その他2件)

(2) 相談窓口

各子育て支援センターこども家庭相談員

6 医療費の助成

(1) ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費を助成している。受給者は、主に次のいずれかに該当する人で、保険診療における自己負担分なしで医療機関に受診できる(ただし、入院時食事代等を除く、所得制限有り)。

ア ひとり親家庭の父又は母と児童

イ 父又は母に重度の障害がある家庭の父又は母と児童

ウ 養育者家庭(祖父母と孫等)の養育者と児童

令和2年度ひとり親家庭等医療費助成状況（医療証交付者数は令和2年度年間月平均人数）

医療証交付者数(人)	助成件数	助成額(円)	1人当たり助成額(円)
9,497	115,002	308,470,291	32,481

(2) 小児医療費の助成

小児等(0～15歳＜中学校卒業まで＞)の健康の保持及び生活の安定を図るため、平成30年10月1日から通院の対象年齢を中学校3年生までに拡大の上、医療費を助成している。受給者は原則、所得制限内の0～15歳の人で、次のとおり保険診療における自己負担分なしで医療機関に受診できる(ただし、入院時食事代等を除く)。

なお、中学校1～3年生については、通院1回あたり500円を超える額を助成(ただし、薬局における調剤及び養育者の市民税が非課税の場合は、自己負担額全額助成)。

令和2年度の助成の概要

対象者の年齢	助成の対象	所得制限
0歳児	入院・通院	なし
1～15歳(中3)	入院・通院	あり

※平成26年7月から所得制限額を現行の児童手当基準に引き上げ

※中学校1年生以上の通院は、平成30年10月診療分から対象

令和2年度小児医療費助成状況（医療証交付者数は令和2年度年間月平均人数）

医療証交付者数(人)	助成件数	助成額(円)	1人当たり助成額(円)
72,038	897,693	1,793,731,075	24,900

子育て支援センター

1 保育所等の利用相談等

子育て家庭からの保育所等の利用相談や申請の受付を行うほか、児童手当、児童扶養手当等の申請の受付を行っている。

保育所等の利用申請受付件数 5,802件（緑1,340件、中央2,099件、南2,363件）

2 子どもとその家庭についての相談・支援等

(1) 児童家庭相談

子育て家庭における育児やしつけなど、子どもとその家庭についての相談を受け付け、電話や来所面接により、必要な助言を行うとともに、内容に応じて専門的な相談機関を案内するなどの対応を行っている。

令和2年度相談件数 937件（電話相談 883件、面接相談 54件）

(2) 児童虐待の相談、通告の受付

児童虐待の相談や通告を受け付け、継続的な支援が必要なケースに対し、関係機関と連携し、支援を行っている。

令和2年度 相談・通告受理人数 1,262人（要保護児童 1,093人 要支援児童 107人 特定妊婦 62人）

(3) 育児支援家庭訪問事業の実施

子どもの養育について支援が必要でありながら自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、その家庭が安

心して子どもを養育できるようにすることを目的に、専門的な育児指導や育児・家事援助を実施している。

訪問世帯数および延べ訪問回数（令和２年度）

・育児指導 26 世帯 延べ232 回 ・育児、家事援助 4 世帯 延べ31 回

3 療育についての相談・支援等

（１）療育の相談

療育相談を行うとともに、心理検査や運動・言語能力などの検査により児童の総合的な発達の評価を行い、今後の療育の方針を決定して必要なサービスにつなげている。又、関係機関との調整等も行っている。

令和２年度 新規相談件数 670 件

（２）児童発達支援事業

発達の遅れや障害のある児童とその保護者に対して、グループ活動を通して必要な支援を行っている。

令和２年度 実施回数 235 回 参加人数 延べ765 人

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部グループの規模を縮小して開催した。

（３）機能訓練事業

理学療法・作業療法・言語聴覚療法等個別的な評価に基づいた個別支援や、摂食相談及び福祉機器相談などを行っている。

令和２年度 実施回数 2,055 回

（４）訪問療育支援事業

市内保育園・幼稚園・認定こども園・学校等を訪問し、児童の地域生活での自立に向けた支援を行っている。

令和２年度 訪問回数 310 回 相談人数 延べ1,506 人

4 母子保健についての相談・支援等

（１）健康相談事業

妊娠や出産、乳幼児の健康等についての相談を保健師、管理栄養士等が受け、必要な助言をするとともに、状況に応じて家庭訪問等の継続的な支援につなげている。

令和２年度 実施回数 3,537 回 相談人員 延べ3,938 人

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部の健康相談事業を中止した。

（２）訪問指導事業

こんにちは赤ちゃん事業として、母子訪問相談員（保健師、助産師、看護師）が、生後４か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問している。また、妊娠届、各乳幼児健診及び相談事業、病院からの依頼等で保健指導が必要な乳幼児や妊産婦を、保健師、管理栄養士等が家庭訪問している。

令和２年度 訪問人数 延べ9,969 人

（３）健康教育事業

ア 妊娠期から乳幼児期における健康や食生活、思春期の正しい知識の普及や健康の保持・増進を目的に実施している。

令和２年度 実施回数 48 回 参加人数 延べ2,570 人

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一部の健康教育事業を中止した。

イ 乳幼児健康診査等の事後指導教室を実施している。

令和２年度 実施回数 53 回 参加人数 延べ616 人

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止または規模を縮小して開催した。

児 童 相 談 所

1 児童相談所の設置

政令指定都市への移行に伴い、児童福祉の第一線の専門機関であり、子どもの問題に対して一貫した相談援助活動を行う行政機関である児童相談所を設置した。平成26年4月には一時保護所を開設した。

所在地：中央区淵野辺2丁目7番2号

2 主な機能

- (1) 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識・技術を必要とするケースに対する相談援助活動の実施
- (2) 市民に身近な窓口となる各区の子育て支援センターへの支援
- (3) 一時保護、里親委託、児童福祉施設等への入所が必要なケースへの対応

3 主な業務

(1) 養護相談

保護者の失踪、離婚、入院等による家庭での養育が困難な子どもに関する相談や児童虐待など環境的問題を有する子どもに関する相談

- ・令和2年度 養護相談件数（児童虐待を除く） 36件
児童虐待把握人数 1,596人

(2) 障害相談

肢体不自由、知的障害、重症心身障害等の子どもの障害に関する相談

- ・令和2年度 障害相談件数 802件

(3) 非行相談

家出、暴力、窃盗、傷害等の子どもの非行に関する相談

- ・令和2年度 非行相談件数 18件

(4) 育成相談

性格行動、不登校、適性、育児・しつけに関する相談

- ・令和2年度 育成相談件数 163件

陽 光 園

1 概要

陽光園は障害児・者を対象とし、ライフサイクルに応じた療育・訓練・生活支援などの機能を提供することを目的として設立された。

陽光園には、発達や障害に関わる相談を行う「療育相談室」、発達障害支援に関する専門機関である「発達障害支援センター（平成24年10月開設）」、就学前の身体機能に障害のある児童や運動機能に遅れのある児童が通園する「医療型児童発達支援センター」があり、それぞれ自立のための支援を行っている。なお、療育相談室の業務の一部を各区の子育て支援センター療育相談班に移管している。

- ・所在地 中央区陽光台3丁目19番2号
- ・開 園 昭和50年4月1日
- ・構 造 鉄筋コンクリート造2階建て

2 療育相談室

発達に課題がある児童や障害のある児童が身近な地域で適切かつ必要な支援を受けられる体制づくりを総合的かつ計画的に行うため、市全体の療育推進を図る総括的な機関として、療育に係る課題を地域とともに解決する機能及び療育センターが提供する支援を円滑に地域全体で行う機能の充実を図る。

(1) 地域生活支援事業

障害児・者のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、陽光園の機能と各専門職を活用し、地域関係機関と連携しながら必要なサービスの提供について調整を行っている。

年度	H30	R1	R2
地域生活支援件数	941	767	217

※令和元年度に小学生、令和2年度に中学生の発達支援を各子育て支援センターに移管

ア 相談・支援事業

専門的な療育相談の実施や関係機関・支援者への療育技術指導支援・研修等を行っている。

また、小児科・小児神経科・精神科・整形外科の医師により、障害についての医学的な診立てや助言等を実施している。

・医療相談利用件数 284 件

イ 機能訓練事業

理学療法・作業療法・言語聴覚療法等個別的な評価に基づき、機能訓練、摂食指導及び福祉機器相談等を行っている。

ウ 施設援助職員技術支援・研修事業

保育園・幼稚園・認定こども園・学校・児童クラブ等を訪問し、職員へ技術支援・研修を行っている。

(2) 関係機関との連絡調整等

ア 発達障害者支援地域協議会

学識経験者、医師、当事者団体及び官民の関係機関等で構成する発達障害者支援地域協議会を設置し、発達障害者の支援体制に関する課題の情報共有と関係者等の連携の緊密化を図るとともに、支援体制の整備について協議する。ライフステージ別（乳幼児期、学齢期、成人期）に部会を開催する。

・発達障害者支援地域協議会 本会議1回・部会5回

イ 就学移行支援

障害等の支援を要する児童の小学校就学にあたり、児童の保護者が就学後の支援者等にお子さんの特性や就学前の支援内容を伝え、児童が安心して学校生活を送るための支援を行っている。

・就学移行支援件数 487 件

ウ 機関コンサルテーション等

・関係機関等との連携 182 回

(3) オモチャライブラリー

障害児・者等を対象に、障害の状態に適応したオモチャ(教具類)を貸し出している。また、障害に対する理解と知識を深めるため、保護者等に専門図書及びDVDなどの貸し出しを行っている。

3 発達障害支援センター

(1) 発達障害者支援事業

ア 相談事業

発達障害に関する相談を行い、関係機関等と連携して相談者のニーズに応じた支援を行っている。

年 度	H30	R1	R2
新規相談件数	1,253	923	722

※令和元年度に小学生、令和2年度に中学生の相談を各子育て支援センターに移管

イ 発達障害者就労支援事業

成人期における発達障害者の就労支援を図るため、障害者支援センター松が丘園と連携し、発達障害の特性に応じた取組みを進めている。

ウ 発達障害啓発事業

(ア)発達障害啓発週間(4月2日の世界自閉症啓発デーから1週間)において、市民に発達障害についての普及啓発を図るためのイベント等を開催している。

- ・発達障害啓発週間横断幕の掲示 令和3年3月9日～4月8日 市役所本庁舎正面デッキ掲示
- ・発達障害啓発講演会 令和3年3月13日 WEB開催
- ・ブルーイベント

○相模原市の青(BLUE)を集めよう 令和3年3月20日～4月8日

世界自閉症啓発デーのシンボルカラーであるブルーのもの(風景、活動、制作物等)を撮影した写真を募り、プレジャーフォレスト及び市役所に展示した。

○ブルーライトアップ(動画配信) 令和3年3月8日～さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト施設の一部を世界自閉症啓発デーのシンボルカラーであるブルーでライトアップする点灯式を実施し、その様子を撮影したものをYoutubeで公開した。

- ・市立各図書館との協働による啓発活動 令和3年3月2日～4月4日

発達障害に関する掲示コーナー設置、ブックリストの配布及び図書貸し出し“期限票”の活用(“期限票”裏面に啓発文を記載)

(イ)発達障害関係の講演会・研修・講座の開催及び講師派遣 7回

4 医療型児童発達支援センター ※定員40人

就学前の肢体不自由のある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行っている。また、よりよい療育環境を整えるため、保護者支援の充実を図るとともに、地域の保育園等との交流も行っている。

環境経済局

経済部

産業政策		213
新事業創出		213
工業		214
雇用労政		219
商業		221
農業		223
林業		226

産 業 政 策

1 産業政策の推進

本市では、総合計画を踏まえるとともに平成 27 年度に新たな時代を見据えた産業政策の方向性を示す「さがみはら産業振興ビジョン 2025」を策定し、中長期的視点に立って商工会議所、商工会、産業振興財団、さがみはら産業創造センターなどの関係機関と連携を図りながら各種支援策を進めている。

また、「さがみはら経済懇談会」において、本市経済施策に関する特徴的な企業を招き、市長との懇談会を開催している。（令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

2 がんばる中小企業を応援する条例

中小企業の振興の基本となる事項を定め、施策を総合的に推進するため、議員提案により、平成 25 年 10 月に「相模原市ががんばる中小企業を応援する条例」が制定、平成 26 年 4 月に施行された。

中小企業の振興に関する令和元年度各施策の実施状況について、条例第 10 条に基づき報告書を作成し、ホームページ等で公表した。

3 新型コロナウイルス経済対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域経済への影響に対応するため、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、経済対策事業を実施した。

事業名	事業概要
小規模事業者臨時給付金事業	売上が減少しているにもかかわらず国の持続化給付金の対象とならない小規模事業者へ一律 10 万円を支給（給付件数 734 件 給付総額 73,400 千円）
商業者団体等支援補助金事業	商業者団体等が実施する新型コロナウイルス感染症感染拡大防止関連の取組や、買物客を商店街等に呼び戻すための取組に要する経費の一部を助成（補助団体数 70 団体 補助総額 80,803 千円）
消費喚起協力金事業	市内の参加店舗等で合計 15,000 円以上消費した市民に対し、1 人 1 回、3,900 円の消費喚起協力金を支給（支給件数 91,100 件 支給総額 355,290 千円）
スマートフォン決済によるポイント還元事業	市内店舗におけるスマートフォン決済利用者に対し、ポイントを還元（延べ利用者数 1,648,850 人 還元総額 509,055 千円）
新型コロナウイルス感染症に強い店づくり家づくり応援助成金事業	新しい生活様式に対応した店舗や住宅の改修を実施した事業者、市民に対し費用の一部を助成（助成件数 115 件 助成総額 2,875 千円）

4 特別定額給付金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を目的に、家計への支援として、1 人 10 万円を一律に給付した。（給付人数 716,079 人）

【地域経済政策課】

新 事 業 創 出

1 産学官金による広域連携の促進

相模原市が位置する首都圏南西地域における、優れた技術・製品を有する中小企業や特色ある大学・研究機関、企業活動をサポートする支援機関による連携関係の創出を目的とした「首都圏南西地域産業活性化フォーラム」を平成 16 年度に発足した。フォーラムは、企業、大学、支援機関、金融機関等のメンバーで構成する運営委員会が企画・運営し、個別のテーマについて研究する分科会活動も実施されている。

令和2年度は、「ポストコロナ社会におけるこれからのビジネス」をテーマとしてフォーラムを開催したほか、分科会として「IoT研究会」を実施、また、「アフターコロナで変化する“社会”と“ビジネス”」を題材としたミニセミナーを実施した。

2 中小企業の研究開発・販路開拓への支援

中小企業の技術力強化や新分野進出の促進を目的に、新製品・新技術の研究開発に対する補助事業を実施しており、特に研究機関からの技術支援を受ける産学連携枠及び行政事務の改善や市民サービスの向上につながる行政課題対応枠については、補助を増額して取組を推進している。（令和2年度交付件数：4社）また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策に資する研究開発に対し、補助事業を実施した。（令和2年度交付件数：9社）

加えて、産業用ロボットの導入を支援する「さがみはらロボット導入支援センター」を中心として、大和市などと連携しながら、地域企業の生産性向上に取り組むとともに、市内ロボット産業の活性化のため、市内の企業、大学、支援機関等で構成する「さがみはらロボットビジネス協議会」により、ロボット技術の高度化や販路開拓を支援した。

令和2年度は、JETROと連携し、友好都市トロント市をはじめとしたカナダ企業と市内企業のオンライン商談会を実施した。

さらに、優れた新製品を生産して新たな事業分野の開拓を図る市内中小企業者を認定し、その新製品の販路開拓を支援するとともに、その一部を市が試験的に購入する「トライアル発注認定制度」を実施している。

トライアル発注認定の状況

年度	認定企業数(社)	認定製品数(製品)
平成30年度	12	13
令和元年度	14	15
令和2年度	17	17

※認定企業数…重複する企業は除く実数

3 コミュニティビジネスの促進

地域の課題が複雑化し、市民のニーズも多様化していく中、市民が主体になり、介護、福祉、子育て、教育、安全、環境、観光、まちづくりなど様々な地域の課題やニーズを素材にして、有償サービス方式で事業を展開する「コミュニティビジネス」を新たな産業分野と捉え、普及啓発や事業促進を図っている。

コミュニティビジネスの支援拠点である(公財)相模原市産業振興財団において、ホームページの管理運営や、勉強会、相談会などを開催している。（令和2年度相談件数：延べ64件）

【産業支援課】

工 業

1 工業の概要

本市は、昭和30年に「工業立市」を目指し積極的な工場誘致を進め、首都圏の中でも有数な工業集積をもつ内陸工業都市として発展してきた。本市工業の特色は、業種別にみると一般機械、金属製品等の加工組立型工業に特化している。

中小企業を取り巻く経営環境は、経済のグローバル化や産業構造の変化、世界的に不安定な経済情勢が続くなど、大変厳しい状況となっている。市では、これらの問題に対処するため、技術力と創造性を生かした工業の振興を柱とした施策の展開に取り組んでいる。

事業所の概要（従業者数４人以上の事業所）

年	事業所数	従業者数(人)	製造品出荷額等（百万円）
H28	889	35,833	1,204,468
H29	894	38,422	1,377,340
H30	847	38,324	1,401,787

業種別工業の状況

業 種	事業所数		従業者数(人)		製造品出荷額等(百万円)		付加価値額 (百万円)
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)	
食 料	47	5.5	7,220	18.8	117,368	8.4	40,288
飲 料	3	0.4	40	0.1	413	0.0	293
織 維	22	2.6	415	1.1	6,833	0.5	2,940
木 材	8	0.9	64	0.2	1,640	0.1	847
家 具	12	1.4	126	0.3	1,833	0.1	815
紙 製 品	18	2.1	814	2.1	20,423	1.5	6,798
印 刷	34	4.0	1,216	3.2	18,782	1.3	10,580
化 学	16	1.9	1,320	3.4	49,051	3.5	9,389
石 油	3	0.4	25	0.1	2,969	0.2	567
プラスチック	55	6.5	1,550	4.1	39,619	2.8	14,024
ゴ ム	3	0.4	44	0.1	2,454	0.2	635
な め し 皮	－	－	－	－	－	－	－
窯 業	25	3.0	1,498	3.9	44,548	3.2	9,628
鉄 鋼	14	1.7	451	1.2	19,801	1.4	6,423
非 鉄	11	1.3	840	2.2	38,340	2.7	10,078
金 属 製 品	126	14.9	3,543	9.3	135,265	9.6	38,369
一 般 機 械	211	24.9	10,320	26.9	579,234	41.4	137,479
電 子 部 品	51	6.0	1,892	4.9	54,283	3.9	23,970
電 気 機 器	82	9.7	3,269	8.5	117,829	8.4	39,426
情 報 機 器	19	2.2	652	1.7	46,170	3.3	23,825
輸 送 機	47	5.5	1,975	5.2	87,820	6.3	22,033
そ の 他	40	4.7	1,050	2.7	17,110	1.2	8,216
計	847	100.0	38,324	100.0	1,401,787	100.0	406,623

(2019 年 工業統計調査)

※従業者数４人以上の事業所のみ

※「はん用機器」「生産用機器」「業務用機器」は「一般機械」にまとめた。

２ さがみはら産業集積促進方策（STEP50）

本市では、バブル経済崩壊後、製造業の「産業の空洞化」に直面したため、平成17年10月に工業系産業用地の空洞化対策として「さがみはら産業集積促進方策（STEP50）」を策定、相模原市産業集積促進条例を施行した。

これまで、4度の条例改正を実施し、時流に沿った様々な支援メニューを講じながら、戦略的な企業誘致を実施し、令和3年3月末までに157件の立地に係る事業計画の認定をした。

令和2年度からは、「ロボット」「航空宇宙」関連企業、市外企業及び本社移転企業に対するインセンティブを強化し、引き続き、本市の基幹産業である製造業を中心とした産業集積基盤の形成を推し進めていく。

認定件数（1期目）

（単位：件）

区 分	新規立地 (市外企業)	工場新設 (市内企業)	工場増設 (市内中小企業)	工場移転 (市内中小企業)	貸し工場 建 設	工業用地 継 承	計
H17～20年度	13	50	6	3	1	4	77
H21年度	1	4	0	1	0	0	6
H22年度	2	2	0	0	0	0	4
計	16	56	6	4	1	4	87

認定件数（2期目）

（単位：件）

区 分	新設 (市内外企業)	既存事業所活用 (市内外企業)	増設 (市内企業)	工業用地継承	計
H22年度	2	1	0	1	4
H23年度	1	1	0	0	2
H24年度	3	1	1	0	5
H25年度	3	2	1	0	6
H26年度	1	2	2	0	5
計	10	7	4	1	22

認定件数（3期目）

（単位：件）

区 分	新設 (市内外企業)	既存事業所活用 (市内外企業)	増設 (市内企業)	工業用地継承	計
H27年度	4	2	3	0	9
H28年度	2	2	2	1	7
H29年度	3	1	4	1	9
H30年度	6	1	3	1	11
R 1年度	0	3	6	0	9
R 2年度	0	1	1	0	2
計	15	10	19	3	47

認定件数（4期目）

（単位：件）

区 分	新設 (市内外企業)	既存事業所活用 (市内外企業)	増設 (市内企業)	工業用地継承	計
R 2年度	1	0	0	0	1
計	1	0	0	0	1

3 工業団地 ※高度化事業等により造成した工業団地のみ記載

（1）相模原機械金属工業団地

昭和30年代後半に入ると相模原市域にも都市化の波が押し寄せ、住宅開発が進み、工場と住宅の混在、地価高騰という問題等が発生し、企業の発展が著しく阻害されるようになってきた。そこで、市内の機械金属製造業者の有志が集まり、昭和43年8月に組合を設立し、神奈川県及び相模原市の集団化実施計画についての計画診断、建設診断を受け、公害のない近代化された工業団地が3か年計画で昭和46年10月に完成した。面積は組合用地13,568㎡、組合員用地76,078㎡（組合建物面積1,061㎡）、道路用地12,366㎡の計102,012㎡である。総事業費は約23億円であり、組合員数は令和3年3月末現在18社である。

(2) 峡の原工業団地

市内の中小企業の多くは、市街地密集地で操業しており、これらの企業から発生する騒音、振動等は市民の生活環境を悪化させていた。これらの公害問題の根本的な解決のため企業の有志が集まり、相原、橋本地区の工業地域に工業団地を昭和45年度から3か年計画で造成し、公害工場の集団移転を行った。面積は組合用地1,854㎡、組合員用地47,503㎡、道路用地7,269㎡の計56,626㎡である。組合員数は令和3年3月末現在22社である。

(3) 清水原工業団地

市内の住工混在地域に操業する中小企業者は、公害問題、敷地狭あいなどの様々な悩みをかかえている。こうした諸問題を根本的に解決するため、昭和53年度に田名地区に工業団地を造成し、公害発生工場の集団移転を行った。面積は組合用地1,161㎡、組合員用地13,778㎡、道路用地2,830㎡の計17,769㎡である。組合員数は令和3年3月末現在14社である。

(4) テクノパイル田名工業団地

田名塩田原地区(29.8ha)は、工業地としての土地利用を図り、本市工業の発展及び適正配置を促進するため、平成元年7月に市街化区域(工業専用地域等)に編入され、組合施行の土地区画整理事業により基盤整備が行われた。住工混在の解消については、市内中小企業の移転・集団化を目的に平成5年度に「テクノ相模協同組合(現13社)」が高度化事業を活用するとともに、平成6年度には「グリーンピア田名協同組合(平成26年9月から「グリーンピア田名協議会」)(現10社)」が環境事業団の建設譲渡事業を活用し、集団移転を行い、操業している。令和3年3月末現在、高度技術型企業など48社に及ぶ企業が操業している。

(5) 大野台企業団地

相模原市内及び周辺都市の中小企業16社で構成する「協同組合Sia 神奈川」は、住工混在や施設の狭あい化等を解消し、新たな事業展開や生産能力の拡大を図るとともに、団地内協力体制の構築によるビジネス機会の創造と事業の継続的な発展を目指し、「中小企業高度化資金」を活用して市内大野台のゲイマーぶどう園跡地等に企業団地を建設して、平成21年11月に完成した。組合事務所内には、共同事業として従業員の福利厚生のための託児所「さがみはらおひさま園」が併設されている。組合員数は令和3年3月末現在15社である。

4 工業地域等における住宅開発指導

近年、工業系用途地域内の住宅建設による住工混在問題が発生しており、生産環境との調和が求められている。このため、市開発事業基準条例の規定に基づく「工業環境の確保に関する要綱」により、工業地域及び準工業地域の住宅開発に関し、適切な指導を行っている。

(単位: 件)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度
件数	0	1	0

5 中小企業に対する支援

(1) ものづくり企業総合支援事業

中小企業の経営の安定と成長のため、中小企業診断士等のコーディネーターがものづくりを中心とした企業の訪問やオンラインによる相談等を通じ、事業者が求める経営課題の解決に向けた総合的なサポートを実施している。

(2) 中小製造業技術者育成支援事業

市内中小企業の技術者等に向け、技術力・知識力を高めることを目的に研修や講座を実施している。

(3) 中小企業融資制度

市が一定の資金をあらかじめ金融機関に預け、それぞれの金融機関が独自の資金を併せて、市内の中小企業者に低利で融資している。

ア 令和2年度融資実績

	件 数	金額 (千円)		件 数	金額 (千円)
中小企業振興資金	16	167,000	景気対策特別資金	95	1,048,596
小企業小口資金	43	248,000	景気対策特別小口資金	52	200,700
環境整備支援資金	0	0	経営安定支援資金	42	555,500
体質強化支援資金	0	0	小企業特別資金	175	931,980
地球温暖化防止支援資金	0	0	資金繰り円滑化借換資金	0	0
創業支援資金	37	193,570	災害等対策特別資金	32	838,000
小 計	96	608,570	小 計	396	3,574,776
			合 計	492	4,183,346

イ 利子補給制度と実績

金利の一部を市が負担する制度を設け、利用者の金利負担の軽減を図っている。

資金名	表面金利(%)	市負担利率(%) (利子補給分)	令和2年度実績	
			件数	金額(千円)
小企業小口資金	2.1以内	0.9	283	10,407
景気対策特別資金	1.7以内	0.9	1,891	193,150
景気対策特別小口資金	1.7以内	1.3	533	17,853
経営安定支援資金	1.7以内	0.9	197	22,910
小企業特別資金	1.9以内	1.0	1,265	62,377
環境整備支援資金	2.1以内	0.3	0	0
体質強化支援資金	2.1以内	0.3	0	0
地球温暖化防止支援資金	2.1以内	1.6	7	598
創業支援資金	2.1以内	1.5	147	7,020
令和元年台風第15号19号特別支援資金	1.6以内	1.6	1	316
災害等対策特別資金	1.7以内	0.9 (令和2年度分に関し、 全額利子補給)	32	8,413
合計			4,356	323,045

※金額は、千円未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

ウ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）補助制度

小規模事業者が商工会議所・商工会の経営指導を受けることによって利用できるマル経融資の利用者に利子補給金を交付している。

令和2年度実績 利子補給金 281件 8,073千円

【地域経済政策課…1】【産業・雇用対策課…2、4】【産業支援課…3、5】

雇 用 労 政

1 雇用の動向

令和2年の全国の完全失業率は、前年から上昇し年平均で2.8%となっている。また、本市の有効求人倍率は、令和元年度には1.08倍となったが、令和2年度は0.76倍であった。

2 雇用対策（令和2年度実績）

（1）総合就職支援センター

多様化する求職者の状況に合わせた、きめ細かな就労支援を行うため、相模原公共職業安定所の一部機能、相模原市就職支援センター、若者サポートステーション及びパーソナル・サポート・センターを集約した「相模原市総合就職支援センター」において、就労に特化したワンストップサービスを提供している。

総来所者数	11,108人	総利用者実人数	3,564人	総進路決定者数	831人

（2）無料職業紹介事業

就職が困難な方々（若年者、母子家庭の母親、生活保護受給者など）の就労を支援するため、相模原市就職支援センターで、キャリアカウンセリング、求職者支援講座、職業紹介などを実施している。

キャリアカウンセリング	実施件数	4,420件	就職者数	258人
求職者支援講座	実施回数	4回	参加者数	41人

（3）若者サポートステーション事業

さがみはら若者サポートステーションを設置し、若者の職業的自立支援を実施している。

さがみはら若者サポートステーションで相談している若年者に対して、セミナーや就労体験等を通してコミュニケーションスキルや社会への対応力を養う講座を実施している。

実施回数	77回	参加者数	543人

（4）パーソナル・サポート・サービス事業

様々な困難を抱える若者に対し、関係機関と連携しながらカウンセリングを行い、必要に応じて他の支援機関へ同行するなどして自立に向けた継続的支援を実施した。なお、令和2年度末で終了している。

相談数	4,432件	進路決定者数	44人

（5）駐留軍関係離職者対策

市内の米軍施設は現在、キャンプ座間、相模総合補給廠及び相模原住宅地区の3施設となっており、関係行政機関及び諸団体と連携を図り、離職者対策を推進している。

駐留軍離職者職業相談	相談数	13件

（6）県央障害者就職面接会

新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小して開催している。

開催日	令和2年11月2日	参加者数	31人

（7）さがみはら正社員就職面接会

雇用の促進を図るため、相模原公共職業安定所及び相模原商工会議所と協力して面接会を実施している。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

（8）学生・新卒未就職者等就労支援事業

学生等に対して、魅力ある地元企業の求人情報等を掲載した就職支援サイト「サガソクナビ」から情報発信するとともに、企業と学生の交流会等を開催し、地元企業への就職を希望する学生を支援している。

（9）女性の活躍応援事業

女性の活躍の場を拡大するため、子育てをはじめとしたライフステージに応じた就労支援セミナー等を実施している。

実施回数	6回	参加者数	110人

(10) 就職氷河期世代支援事業

就職氷河期世代の求職者に対し、セミナー等の実施による正規雇用に向けた支援を実施している。

セミナー実施回数	9 回	参加者実人数	13 人

(11) 雇用情報発信事業

新型コロナウイルス感染症の影響下における市内雇用情勢等の分析を行い、求職者の職探しに資する情報提供を行うことで、求人と求職者のミスマッチ解消に役立てるため、求職者向けの冊子を作成し、就労支援機関窓口や市内公共施設等に配架した。なお、令和2年度末で終了している。

作成部数	10,000 部

3 勤労者福祉（令和2年度実績）

(1) 技能功労者表彰

市内に居住し、主に市内で同一技能職種に30年以上従事し、年齢60歳以上で、優れた技能を持ち、後進の育成等その職種の発展に寄与し、他の模範と認められる者を表彰している。

開催日	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため表彰式は未実施	表彰者数	47 名

(2) 仕事と家庭両立支援推進企業表彰

働きながら子育てや介護をしやすい職場環境づくりの促進を図るため、家庭にやさしい取組をしている企業等を表彰している。

開催日	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため表彰式は未実施	表彰企業数	3 社

(3) 勤労者融資制度

勤労者の福祉増進と生活安定を図るため、中央労働金庫相模原支店に貸付原資を預託し、勤労者を対象に貸付けを行っている。

勤労者融資預託	預託額	220,000 千円	新規貸付額	400 件	4,498,279 千円
勤労者生活資金融資預託	預託額	141,000 千円	新規貸付額	3 件	3,830 千円

(4) 勤労者住宅資金利子補給

勤労者が中央労働金庫から住宅資金を借り入れた場合、返済金に係る利子の一部を補給して負担を軽減することにより、持家の促進を図っている。

件数	341 件	補給額	4,877,700 円

(5) 中小企業退職金等共済掛金補助

市内の中小企業従業員の福祉の向上と雇用の安定を図るため、国又は相模原商工会議所の退職金共済制度に加入している中小企業事業主に共済掛金の一部を補助し負担の軽減を図っている。

中小企業退職金共済	105 件	補助額	5,898,900 円
特定退職金共済	5 件	補助額	125,700 円

(6) 労働団体等に対する助成

勤労者の福祉の向上を図るため、労働団体等の実施する事業に対し助成している。

令和2年度補助実績	2,232 千円		
交 付 先	交付額	交 付 先	交付額
相模原地域労働者福祉協議会	1,332 千円	(一財) 神奈川県駐労福祉センター	400 千円
		湘北建築高等職業訓練校	500 千円

※例年実施されている労働祭（メーデー）実行委員会及び相模原労働災害防止団体連絡協議会の事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になっている。

【産業・雇用対策課】

商 業

1 商業の概要

相模原市の小売業は、平成 26 年の商業統計調査では、商店数、従業員数、年間小売販売額ともに横浜市、川崎市に次ぐ県内 3 番目となっている。しかしながら、市民一人当たりの販売額は県内 19 都市中 11 位であり、市民の購買力が市外に流出していることが推測される。

また、経営規模の大型化が進む一方で、商店街の個店の廃業やテナント化が進むという現実があり、このような課題の解決と商業の活性化を図るため、平成 19 年 4 月から「相模原市商店街の活性化に関する条例」を施行して商店街の組織強化や地域との連携を促進し、引き続き商業地形成事業を含めた商業振興施策を推進するとともに、商店街のにぎわいづくりや個店の魅力アップ、商業系ベンチャー創出等の支援を行っている。

平成 25 年 3 月には、中心商業地の 1 つである相模大野に「相模大野駅西側地区第一種市街地再開発事業」として、約 180 もの店舗からなる大型商業施設を有した「ポーノ相模大野」がオープンした。相模大野の新たなランドマークとして、駅ビル、商店街などと連携して中心商業地としての魅力を高めることによって、市内外から来街者を増やし、賑わいと魅力のある商業地形成を目指していく。

市内商業の現況と近隣主要都市との比較

都市名	商店数	従業員数	年間小売販売額（万円）	売場面積（㎡）
相模原市	2,759	30,001	55,581,100	593,092
横浜市	14,217	148,080	347,555,700	2,585,562
川崎市	4,950	50,255	98,462,100	814,524
町田市	1,755	18,600	43,011,700	377,643
神奈川県	37,703	369,316	760,886,900	6,676,309

（H26 商業統計調査結果）

2 商業地づくり

（1）商業地形成事業の推進

魅力的で活力ある商業地の形成を目指し、昭和 57 年度に商業振興ビジョンを策定して以来、市内に散在する複数の商業地について、それぞれの商業集積の現況、交通の拠点性及び将来の発展性などを加味しながら、「中心商業地」、「地区中心商業地」及び「近隣商業地」と機能を分類し、特色ある多核型の商業地の形成を図る取組（商業地形成事業）を進めている。

ア 中心商業地

該当地区：橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区

市の玄関口となるターミナル性の高い駅周辺に位置することから、買回り品を中心に娯楽、飲食を含めた商業機能を充実させるとともに、業務、文化、交流等の都市機能を複合的に備えた広域的な商業地の形成を目指す区域

＜主な取組＞ まちづくり推進部の「市街地整備」の欄に掲載

イ 地区中心商業地

該当地区：淵野辺地区、上溝地区、小田急相模原地区、東林間地区、古淵地区

比較的乗降客の多い駅周辺で、背景にまとまった住宅地を控える地域であることから、日常的な最寄品の買物に対応する居住地近隣の商業地に比べ、買回り機能を高めた商業地の形成を目指す区域

＜主な取組＞ まちづくり推進部の「市街地整備」の欄に掲載

ウ 近隣商業地

該当地区：若松地区、相武台地区、南橋本地区、相原・二本松地区 他

駅前、住宅地内、幹線道路沿いなどで、生鮮三品等、実用最寄品を主体に近隣住民のニーズに対応する機能を備えた商業地の形成を目指す区域

＜主な取組＞ 若松地区では「若沼フェスティバル」や毎月の8の日特売の開催、相原・二本松地区では「ご利用得得券」事業の実施など、各地区の創意工夫による商店街活性化策が進められている。

(2) 商業施設整備に対する助成

安全・快適で利便性の高い商業地づくりを促進するため、商店街の環境整備事業に対し助成している。

令和2年度実績

補助金名称	補助率	対象団体	対象事業	補助金額(千円)
商店街共同駐車場整備維持補助金	事業費の40%以内	2団体	土地賃借料 駐車場整備費	2,013
商店街街路灯電気料補助金	灯具の種類により電気料の70%・90%以内	34団体	商店街街路灯の電気料	11,026

(3) 中心市街地の活性化

ア 橋本・相模原・相模大野駅周辺の市内3つの中心市街地では、多くの来街者でにぎわう中心市街地の形成に向け、それぞれの地域で商店街連合会を設立し、商店街マップの作成やイベントの実施など、まちなぎわい創出や商業の活性化に向けた広域的な取組を進めている。

イ 人や企業に選ばれる魅力的な都市づくりを進めていくために、新たに次の時代を見据えた計画的な産業集積を図り、雇用の創出を促すことで、昼間人口の増加を図り、全国19番目の政令指定都市である相模原市の顔に相応しい都市拠点としての中心市街地の形成が急務となっている。このため、中心市街地内に業務系・サービス業系企業を誘致し、集積を図ることで就業人口を増やし、集客性の高い都市拠点としての中心市街地の再生を目指すための取組を検討している。

(4) 商業実態調査

市内の商業の実態を把握し、今後の商業振興、商店街運営及び個店経営の基礎資料とするため、昭和59年から本調査を実施している。

3 商業の活性化

にぎわいのある商業地づくりを促進するため、商店街の活性化事業に対し助成している。

令和2年度実績

補助金名称	補助率	対象団体	対象事業	補助金額(千円)
商店街情報発信事業補助金	事業費の40%以内	2団体	情報発信事業費	516
商店街ステップアップ事業補助金	事業費の30%以内	1団体	商店街が計画的に行う新規のソフト事業	90
商店街イベント事業補助金	事業費により定額補助	7団体	商店街が実施するイベント事業	420

4 大規模小売店舗立地法

この法律は、大規模小売店舗（小売業を行うための店舗の用に供される床面積が1,000㎡を超える店舗）の立地に当たり、周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正な配慮がなされることを確保するための手続きを定めたものであり、平成22年度から、県から事務の移譲を受け、同法に基づく事務を行っている。

令和2年度届出状況

届 出	件 数
新 設	1
変 更	9
廃 止	0

【産業・雇用対策課…1, 2, 4】 【産業支援課…2, 3】

農 業

1 農業の現状

本市の農業は、昭和30年代前半まで、畑作に養蚕、畜産が結びついた複合経営であったが、その後、畑作や畜産を中心として経営の近代化と規模の拡大が図られ、単一経営に移行していった。しかし、昭和30年代後半からの工場進出や、急激な都市化の進展により、生産環境が変化し、農家や農地が急速に減少していった。

近年では、農業従事者の高齢化や担い手不足などによる経営耕地面積の縮小に加え、津久井地域においては、有害鳥獣による農産物被害など中山間地域特有の課題もあり、本市農業を取り巻く環境は、大変厳しくなっている。

しかしながら、新鮮で安全な食材として地場の農産物を求める消費者のニーズや、農業へのふれあい志向の高まりなど、農業の役割は年々重要なものとなってきている。

こうした中、市では、10年後を見通し、これからの都市農業のあるべき姿を示すため、平成27年度に「さがみはら都市農業振興ビジョン2025」を策定し、耕作放棄地対策や有害鳥獣被害対策、新たな担い手の確保など、持続可能な都市農業の創造と魅力ある新たな農業の振興に向けた施策の推進に努めている。

(1) 農家戸数の推移

(各年2月1日現在 単位：戸)

	総農家数	自給的農家	販売農家	内 訳		
				専業	兼業	
					第一種	第二種
H22	3,245	2,459	786	239	53	494
H27	2,456	1,893	563	222	34	307

※内訳は販売農家のみの数値

(農林業センサス)

(2) 販売農家における経営耕地の状況

(各年2月1日現在)

	総面積 (ha)	田のある 農家数 (戸)	田 (ha)	畑のある 農家数 (戸)	普通畑 (ha)	樹園地のある農家数 (戸)	樹園地 (ha)	一戸当たりの 経営耕地面積	
								田	普通畑
								(ha)	(ha)
H22	551	231	67	753	416	246	68	0.29	0.55
H27	405	161	55	538	310	153	39	0.34	0.57

(農林業センサス)

(3) 畜産農家戸数等

(各年2月1日現在)

	酪 農		養 豚		養鶏 (採卵鶏)		肉牛 (育成)	
	飼育頭数 (頭)	飼育戸数 (戸)	飼育頭数 (頭)	飼育戸数 (戸)	飼育羽数 (羽)	飼育戸数 (戸)	飼育頭数 (頭)	飼育戸数 (戸)
H30	655	18	5,556	2	253,529	10	28	1
H31	623	17	5,145	2	251,119	10	48	2
R2	626	17	5,265	2	270,606	10	33	2
R3	657	17	5,026	2	257,371	9	25	2

※ 養鶏は1,000羽以上飼育農家が対象

(市畜産振興協会調べ)

2 農業振興地域制度

農地の保全と農業の発展のため、農業の振興施策を重点的に実施すべき地域について、「農業振興地域の整備に関する法律」や県の「農業振興地域整備基本方針」に基づいて、市の整備計画として定めている。

将来にわたって農業上の利用を確保すべき土地として、農用地区域約 778ha の指定を行っている。

農用地区域の概要

(令和 2 年 12 月 31 日現在 単位 : ha)

農 地	農業用施設用地	山林原野	計
717	9	52	778

3 地域農政推進対策

(1) 認定農業者育成事業

効率的で安定した農業経営を目指す農業者が、5 年後の経営を目標として作成する農業経営改善計画を「市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に基づき認定し、計画達成に向けての支援を行うもの。

・令和 2 年度新規認定農業者数…7 経営体 (令和 2 年度末認定農業者数…145 経営体)

(2) 環境保全型農業推進事業

平成 12 年度に策定した「市環境保全型農業推進方針」に基づき、環境にやさしい生産技術の確立や栽培方法の指導、生産資材の導入を促進するもの。

フェロモン剤などの関連資材の導入により、環境保全の啓発、普及を図った。

(3) 耕作放棄地対策事業

農用地区域内の耕作放棄地の解消を図るため、「相模原市耕作放棄地対策協議会」が行う、農地の再生・活用に向けた取組を支援するもの。

4 農業経営安定対策

(1) 農業後継者・担い手確保対策事業

農家の高齢化や後継者不足による農業の衰退を防ぐため、新たな担い手の確保や農家への労働力支援のための事業を行うもの。

高齢化等により労働力が不足している農家への支援対策として「援農システム整備事業」を行った。

また、就農後間もない青年農業者の定着を図るため、農業次世代人材投資資金を交付した。

(2) 地場農産物ブランド化促進事業

市内農産物の流通促進とブランド化を進めるため、「さがみはらのめぐみ」を愛称に定めるとともに、「さがみはら農産物ブランド協議会」において、市内農畜産物の普及啓発を図る事業を実施している。

(3) 鳥居原ふれあいの館

宮ヶ瀬湖が一望できる鳥居原園地に隣接し、近隣で採れた農産物の直売、加工・販売をする施設である。

開設時間：午前 9 時から午後 5 時

休 館 日：毎週火曜日（祝日を除く）・12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで

施設内容：直売所、食材供給室（食堂）、加工室、展示室・ホール、研修室など

年度別利用状況：令和 2 年度 81,126 人（令和元年度 121,906 人）

(4) 有害鳥獣駆除等対策事業

銃器等による駆除により農産物を鳥害等から守り、作物の安定生産を図るため、相模原市みどり組合連絡協議会の実施する事業に対し補助を行うことにより、駆除等対策を行った。



5 ふれあい農業の推進

(1) 農業体験学習

小学校5・6年生を対象とした、水田での農作業を体験する事業。もち米の田植え、稲刈り、餅つき等の一連の流れを体験することにより、農業の大切さや働くことの喜びについて学び、理解を深めてもらうことを目的に実施している。

(2) 市民農園整備事業

市民が自ら野菜や草花を栽培することで、農業に対する理解を深めるとともに健康づくりに寄与することを目的として58か所、2,323区画を整備している。

(3) 薬用植物シンポジウム

北里大学と連携し、薬用植物に関する栽培・加工体験講座や講演会を開催している。(※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中止とした。)

6 畜産振興対策

市畜産振興協会を中心に、経営安定対策事業として、生産効率の高い畜舎などの近代設備や家畜糞尿処理施設整備の促進を図るとともに、家畜防疫対策に関する事業などを推進した。

7 土地基盤整備事業

農用地内における道路及び水路の維持管理の軽減及び経営の省力化、安定化を図るための整備を進めた。

令和2年度整備状況

事業名	事業内容	事業名	事業内容
望地地区用水路改修工事	水路工 86.0m	道志新田農道整備工事	農道工 46.0m

8 法人・個人の農業分野への参入促進

平成15年に「相模原市新都市農業創出特区」の認定を受けたことを契機として、法人の農業参入を進めてきたが、平成17年にこの特例措置は全国展開され、さらに平成21年及び平成27年の農地法等改正により規制が緩和されたことから、新たな枠組みのなかで、耕作放棄地等を活用した法人及び個人の農業分野への参入を促進している。

9 農産物直売所と連携した農業振興

新鮮で安全・安心な地場農畜産物・加工品を市民に提供することや、自給的農家の販売農家への移行を促進することにより、地産地消の促進や、持続可能な都市農業の振興を図るため、市内農協が開設する農産物直売所を活用した農業振興に取り組んでいる。

農産物直売所概要

開設主体	JA 相模原市	JA 神奈川つくい
施設名	ベジたベーな	あぐりんず つくい
所在地	中央区青葉 3-1-1	緑区中野 625-1
施設延床面積	1,269.98 m ²	593.62 m ²
農産物売場面積	198.00 m ²	180.00 m ²
開設日	平成25年12月5日	平成25年10月10日

【農政課】

林 業

1 森林の状況

津久井地域では、相模川の水運を生かした流通機能と一大消費地である江戸・東京に近接している立地性から、江戸時代に幕府はその重要性に着目し、津久井地域に全国で唯一の行政呼称である「県」を使い、直轄林「御林」の設定・整備に努めた。このようなことから、早くから森林造成、保育施策の取組みがなされ、県内有数の人工林を形成してきた。

しかし、近年は、安価な外国産材の輸入による生産環境の悪化や、周辺の都市化の影響を受けた労働力の流出、担い手の高齢化などにより林業経営・木材生産は極めて困難になっている。

一方で、豊かな山林は、地球環境の保全、水源かん養、災害の防止といった公益的機能を有しており、特に神奈川県民の水源を守る貴重な役割を保持するため、県による「水源の森林づくり事業」が展開され、積極的な保全施策が講じられている。

また、令和元年度から各自治体への配分が開始された森林環境譲与税を活用し、森林整備や人材育成・担い手確保、木材利用促進・普及啓発等の対応の充実を図っていく。

(1) 森林面積 (単位：ha)

国有林	民有林	地域森林計画対象民有林	保安林
989	17,915	17,697	13,404

神奈川の森林と林業 2020
※保安林は神奈川県県央地域県政総合センター森林保全課調べ
令和2年度末現在の数値
※端数処理のため、合計が一致しないことがあります。

(2) 林業経営体数 (単位：経営体)

計	緑区	中央区	南区
50	40	2	8

(2015 年農林業センサス)

※林業経営体とは、権原に基づいて育林又は伐採できる山林の面積が 3ha 以上の林業又は委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産事業を行う者

(3) 林産物販売金額規模別経営体数 (単位：経営体)

計	販売なし	50 万円未満	50～100 万円	100 ～ 200 万円	200 ～ 300 万円	300 万円以上
51	46	3	0	1	1	0

(2015 年農林業センサス)

2 さがみはら森林ビジョンの推進

本市では、市域の約 6 割を占める森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、平成 22 年度に「さがみはら森林ビジョン」を策定し、平成 24 年度にはその具体的な取組の方向性を示した「さがみはら森林ビジョン実施計画（前期実施計画）」、また令和元年度には「さがみはら森林ビジョン後期実施計画」を定め、さがみはら津久井産材の利用拡大や「市民の森」の整備などの各種施策を推進している。

さがみはら津久井産材の利用拡大については、森林組合や関係事業者からなる津久井産材利用拡大協議会により、さがみはら津久井産材のブランド化の一環として、平成 29 年 6 月 1 日から「津久井産材産地証明制度」の運用を開始するなど、良質なさがみはら津久井産材の市場拡大に取り組んでいる。また、麻溝まちづくりセンター・公民館等の新築における木質化や、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザの建築材料として木材を提供するなど、知名度の向上を図っている。

一方、市内の民間事業者においては、高機能な木材加工設備を活用し、木材需要の拡大に向けて積極的に取り組まれており、引き続き、関係事業者と連携しながら、さがみはら津久井産材の流通及び市場の拡大に取り組む。

【森林政策課】

環境経済局

環境共生部

環境政策		227
環境保全		230
水みどり環境		233
公園		237
放射線・放射性物質対策		239

環 境 政 策

1 環境審議会

環境審議会は、環境基本法の規定に基づき、本市における環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する附属機関である。

令和2年度は、環境基本計画に基づく取組状況の報告を行った（書面開催にて1回開催、令和2年度末現在委員数20名）。

2 環境基本計画の推進

望ましい環境像である「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、令和2年3月に策定した「第3次相模原市環境基本計画」（計画期間：令和2年度から令和9年度まで）に基づき諸施策を実施した。

また、前計画（計画期間：平成22年度から令和元年度まで）の進行管理として、令和元年度の各施策の進捗状況をまとめた年次報告書を作成した。

3 地球温暖化対策計画の推進

「第2次相模原市地球温暖化対策計画」（令和2年3月策定）に基づき、市域全体の温室効果ガス排出量の削減等を図るため、住宅や中小規模事業者への再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー対策を促進するとともに、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を踏まえた地球温暖化対策に関する普及啓発を推進した。また、「第3次相模原市地球温暖化対策計画（事務事業編）」（令和2年3月策定）に基づき、市の事務事業における対策として、太陽光発電設備の設置や節電・省エネルギー活動などにより温室効果ガス排出量の削減に取り組み、前計画（計画期間：平成24年度から令和元年度まで）の進行管理の一環として令和元年度の各施策の進捗状況をまとめた年次報告書を作成した。

令和2年9月に「さがみはら気候非常事態宣言」の中で2050年脱炭素社会の実現を目指すことを表明したことを踏まえ、目標達成の道筋を示すロードマップの策定に向け、検討を行った。

4 地球温暖化対策推進会議

地球温暖化対策推進会議は、平成25年4月に施行した「相模原市地球温暖化対策推進条例」に基づき、地球温暖化対策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する附属機関である。

推進会議では、「相模原市地球温暖化対策実行計画」に基づく取組状況の評価・検証を行った（令和2年度末現在 委員数13名）。

5 さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援

市民、事業者、行政等が連携・協力して日常生活における温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な取組を進めるために設立された「さがみはら地球温暖化対策協議会」の活動支援を行った。

令和2年度は、イベント等でのパネル展示や体験型ブース出展、動画コンテンツ「さがぼーチャンネル」の作成等による普及啓発活動、会員向け研修、会報「さがぼー通信」の発行等を行った（令和2年度末会員数127）。

6 地球温暖化対策推進基金

市民、事業者の温暖化に対する自主的取組等を安定的に支援するため、平成22年3月に設置した地球温暖化対策推進基金を活用し、各種事業の推進を図っている。

令和2年度末現在 基金額9,990万6,915円（令和2年度積立額5,522万1,185円 取崩額6,404万9,616円）

7 地球温暖化対策の推進

(1) 再生可能エネルギー利用設備等設置促進事業

住宅用スマートエネルギー設備導入奨励金（令和2年度実績）

ア 太陽熱利用システム	6件（奨励額 一律2万円）
イ 太陽光発電システム	235件（奨励額 一律3万円）
ウ エネファーム	143件（奨励額 一律3万円）
エ リチウムイオン蓄電池	226件（奨励額 一律3万円）
オ V2H	2件（奨励額 一律3万円）
カ HEMS	82件（奨励額 一律3万円）
キ ZEH	32件（奨励額 一律3万円）

(2) 次世代クリーンエネルギー自動車等普及促進事業

ア 電気自動車・燃料電池自動車購入奨励金（令和2年度実績）

電気自動車	37件（奨励額 一律3万円）
燃料電池自動車	5件（奨励額 一律30万円）

イ 次世代クリーンエネルギー自動車等導入経費

（全職員が利用できる公用車として燃料電池自動車を2台運用中）

(3) 中小規模事業者省エネルギー対策等推進事業

ア 省エネアドバイザー派遣事業（無料）（令和2年度派遣実績 22社 延べ43回）

イ 地球温暖化対策計画書制度（令和2年度実績 13社）

ウ 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金（令和2年度実績 21社）

(4) 分散型電源確保対策事業

ア 市施設に設置している電気自動車用急速充電器を更新した。

（藤野総合事務所、緑区合同庁舎、南区合同庁舎、衛生研究所・環境情報センター）

イ 災害時の避難所等での電源としての使用を想定し、電気自動車及び外部給電器を各区役所に配置した。

（電気自動車3台、外部給電器6台）

8 環境保全及び地球温暖化対策の普及・啓発

市民や事業者の環境保全意識の持続と高揚及び地球温暖化対策の推進を図るため、令和2年度は、主に次の事業等を行った。

- ・「さがみはら環境まつり」の開催（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
- ・「さがみはらエコ・プロちゃれんじ」の開催（令和2年10月21日から令和3年2月28日）
- ・「クールシェアさがみはら」の実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
- ・「COOL CHOICE」啓発事業（令和2年7月～令和3年1月 環境省補助事業の活用による実施）
（さがみはら地球温暖化対策協議会と連携したイベント等でのブース出展、啓発CMの製作・放映、地球温暖化防止フォーラムの実施、市塵芥車マグネット広告・ラッピングバスの運行など）
- ・町田市・相模原市ライトダウン＜まちだ・さがみはら 絆・創・光＞の実施（令和3年3月11日）
- ・小学生向け環境啓発冊子『～エコちゃれんじさがみはら～みんなといっしょにECO探検！』の作成及び送付
- ・相模原の環境をよくする会（昭和60年4月発足、市内の事業所等で組織）が実施するフォトコンテスト等の事業への支援
- ・「令和2年度宅配ボックス普及啓発事業」の実施による簡易型宅配ボックス5,000個配付（募集期間令和2年11月1日から令和2年12月31日まで）を通した新しい生活様式「非対面受取」の啓発

9 環境情報センター

市民等を対象とした環境保全に関する学習の推進や、市民等が自主的に行う環境保全活動の促進を図るため、平成18年4月に設置した。平成21年度から指定管理者制度を導入し、平成29年度から令和3年度までの期間に係る指定管理者として、(株)ウィッツコミュニティを指定している。

令和2年度は、各種講座の開催(50回、うち33回はWeb動画)、環境活動団体による展示(264件)、インターネット等を利用した情報提供(メールマガジン16回発信、読者数延べ13,773人、SNS投稿135件)、環境情報センターニュースの発行(年2回、計42,000部)、事業協力者登録制度「エコネットの輪」(仲介数7件)、環境学習に関する相談へのアドバイス等の業務を行った。

また、身近な自然環境に対する関心を高め、環境保全意識の高揚を図るとともに大切な自然を監視・保全していくための基礎資料を継続的に集積する市民ボランティア制度「相模原市自然環境観察員」(令和2年度末登録者数85名)により、令和2年度は全体テーマ調査として「アメリカオニアザミの分布調査」を行うとともに、植物、野鳥、河川生物相及び湧水の調査等を行った。

10 環境影響評価制度

令和元年8月に評価書の提出を受けた「GLP相模原プロジェクト」について、令和2年9月に事後調査報告書(工事中)の提出を受けた。

令和2年11月に提出され、同年12月に環境影響評価審査会に諮問した「(仮称)相模大野4丁目計画」方法書について、令和3年3月に答申を受けた。

11 水素エネルギーの普及促進

平成26年12月に策定した「相模原市水素エネルギー普及促進ビジョン」に基づき、市民・事業者による燃料電池自動車の購入に対する奨励金の交付や、公用車として導入した燃料電池自動車等をイベントで活用するなど、水素エネルギーの普及促進を図った。また、民間事業者による移動式水素ステーションの運用支援を行うとともに、市内初となる定置式水素ステーションの開設に向け、民間事業者の開設支援を行った。(令和2年5月8日開所)

(1) 住宅用スマートエネルギー設備導入奨励金の一部(7の(1)ウ再掲)

エネファーム 143件(奨励額 一律3万円)

(2) 燃料電池自動車購入奨励金(7の(2)ア再掲)

燃料電池自動車 5件(奨励額 一律30万円)

(3) 水素ステーションの開設

ア 相模原中央水素ステーション(キャンプ淵野辺留保地 平成27年11月17日開設、移動式)

イ 相模原南水素ステーション(相模原市立麻溝公園第3駐車場 平成28年2月5日開設、移動式)

ウ イワタニ水素ステーション相模原中央(相模原市中央区南橋本4丁目 令和2年5月8日開所、定置式)

(4) 水素エネルギーの普及啓発

さがみはらドリームマッチ2020のイベント会場において燃料電池自動車を展示(令和2年10月25日)

環 境 保 全

1 公害未然防止指導

市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、公害関係法令等に基づき、事業所等の施設の設置又は変更の届出等について、事前の審査・指導を行うとともに、立入検査及び排水、排出ガスの分析を行い、事業所等における公害防止対策の状況を確認している。

2 環境保全協定等

相模原市環境保全に関する条例第16条に基づき、企業自ら積極的な環境管理体制の確立に努めるとともに、環境への負荷の軽減を図ることを目的とした「環境保全に関する協定書」を締結している。

令和2年度末現在協定締結企業 9社

3 大気汚染

大気環境のモニタリングについては、一般環境大気測定局5局及び自動車排出ガス測定局2局を配置し、窒素酸化物、浮遊粒子状物質等の大気汚染物質、ベンゼン等の有害大気汚染物質等の測定を行っている。

一般環境大気測定局においては、環境基準が設定されている二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成したが、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準を達成しなかった。なお、光化学スモッグ注意報は、一度も発令されなかった。

自動車排出ガス測定局においては、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び二酸化窒素について、すべての測定局で環境基準を達成した。

有害大気汚染物質については、市役所測定局において優先取組物質等21物質の測定を行い、そのうち環境基準が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質について、環境基準を達成した。また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が設定されている10物質については、指針値を、さらに、水銀及びその化合物については、第7次答申(平成15年7月)で示された数値を達成した。

測定局及び各局の測定項目一覧

局区分	測定局名	測定項目
一般環境大気測定局	市役所	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、その他
	相模台	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、その他
	津久井	
	橋本 田名	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、その他
自動車排出ガス測定局	上溝	一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、二酸化窒素、その他
	古淵	

4 水質汚濁

公共用水域については、県及び市水質測定計画に基づき、相模川の1地点、道志川の2地点、秋山川の1地点、串川の1地点、鳩川の3地点、姥川の2地点、道保川の1地点、八瀬川の1地点、境川の2地点、相模湖の5地点及び津久井湖の4地点の計23地点で水質の調査を実施した。

健康項目については、相模川、相模川支流7河川、境川、相模湖及び津久井湖のすべての地点で環境基準を達成した。

生活環境項目については、相模川、道志川、秋山川及び串川はpH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)、D0(溶存酸素量)、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)について、鳩川及び境川はBOD、SS、D0、全亜鉛、ノニルフェノール、LASについて、相模湖及び津久井湖はpH、COD(化学的酸素要求量)、D0、全窒素、全亜鉛、ノニルフェノール、LASについて、すべての地点で環境基準(全窒素については暫定目標)を達成した。

地下水については、県計画に基づき環境基準項目28項目及び一般項目5項目を測定した23地点並びに市計画に基づき有機塩素系化合物4項目及び一般項目5項目を測定した42地点、計65地点で調査を実施し、62地点で環境基準を達成した。

5 騒音

自動車交通騒音については、主要地方道のうち四日市場上野原線(延長2.1km)、相模原愛川線(延長2.5km)、相模原大蔵町線(延長5.2km)、伊勢原津久井線(延長4.6km)及び山北藤野線(延長21.7km)を、一般県道のうち相模原立川線(延長4.8km)、相模原停車場線(延長0.6km)、奥牧野相模湖線(延長12.9km)、藤野津久井線(延長6.4km)及び吉野上野原停車場線(延長5.3km)の10路線、総延長66.1kmについて常時監視を行った。

環境基準評価の対象として道路端から50mの範囲に立地する8,128戸のうち7,734戸(95.2%)において昼間(午前6時～午後10時)及び夜間(午後10時～午前6時)の環境基準を達成した。

航空機騒音については、基地対策課及び神奈川県が8地点で調査し、そのうち環境基準が適用される地域内の5地点すべてで環境基準を達成した。

6 ダイオキシン類

環境中のダイオキシン類については、大気(焼却施設が立地する地域を含む市内4地点)、河川水質及び河川底質(6河川8地点)、地下水質(8地点)及び土壌(8地点)で調査を実施し、すべての地点で環境基準を達成した。

7 アスベスト

一般環境中のアスベストについては、大気常時監視測定局の一般環境大気測定局3局で調査を実施し、すべての地点で大気1リットルにつき0.056本未満であった。なお、アスベストについては、環境基準は定められていないが、大気汚染防止法によりアスベスト製品の製造・加工工場における敷地境界での基準が、大気1リットルにつき10本と定められている。

8 公害関係法令等に基づく申請・届出

公害関係法令等に基づく申請・届出状況

(令和2年度分)

法令等	件数	法令等	件数
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	322	振動規制法	96
大気汚染防止法	80	ダイオキシン類対策特別措置法	3
水質汚濁防止法	76	相模原市環境保全に関する条例 (建築物利用計画書)	4
土壌汚染対策法	51	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	71
騒音規制法	147	合計	850

9 公害及び雑草に係る苦情処理

(1) 公害に係る苦情処理状況

(令和2年度分)

種類 項目	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音		振動	悪臭	合計
					カラオケ			
受付件数	35	1	0	148	9	18	43	245
処理件数	34	1	0	147	9	16	43	241

*カラオケは騒音の内数

*上記の他、公害に該当せず他部署に処理移管した案件：1件

(2) 雑草に係る苦情処理状況

(令和2年度分)

雑草に係る苦情件数	指導実施件数	指導不要件数	他部局への引継件数
104	75	6	23

10 土砂等の埋立て等の規制

土砂埋立て等の適正化を一層推進するため、既存の「相模原市盛土等の規制に関する条例」を全部改正し、平成23年4月1日からは新たに「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(以下「土砂条例」という。)」に基づき、規制・指導を行った。

令和2年度は1件について許可を行い、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため必要な規制や現場パトロール等による指導を行った。

土砂条例に基づく許可の状況

(令和2年度分)

事業区域の位置	事業区域の面積(m ²)	搬出入土量(m ³)
緑区葉山島	89,180	500,044 (搬入土量)

11 岩石及び砂利の採取計画の認可

第4次地方分権一括法による採石法及び砂利採取法の改正に伴い、平成27年4月1日付けで岩石及び砂利の採取計画の認可事務が神奈川県より権限移譲され、令和2年度は岩石の採取計画認可1件、砂利の採取計画1件の認可を行った。また、認可地の立入検査を行った。

市内の採石法及び砂利採取法認可地

(令和2年度末現在)

認可地の位置	認可日	認可期間	採取予定量(m ³)	種別
緑区小倉	H30.7.6	H30.7.6～R3.7.5	109,862	岩石
緑区小倉	H31.4.4	H31.4.4～R6.4.3	3,182,490	岩石
緑区葉山島	H29.2.16	H29.2.20～R4.2.19	85,419	岩石
緑区寸沢嵐	R2.5.8	R2.5.8～R7.5.7	12,803	岩石
緑区牧野	H31.3.25	H31.3.25～R4.3.24	325,350	岩石
緑区青根	R3.3.9	R3.3.11～R6.3.10	13,712	砂利

12 ペット霊園

良好な住環境の保持及び公衆衛生の向上により市民の生活環境を保全するために、ペット霊園の設置等に対し、必要な規制・指導を行った。(令和2年度末現在 許可2件 既設4件)

【環境保全課…1～10、12】

【津久井地域環境課…1、8～12】

水 み ど り 環 境

1 水とみどりの基本計画・生物多様性地域戦略の推進

平成27年3月に策定した水とみどりの基本計画改訂版＝生物多様性さがみはら戦略＝（計画期間：令和元年度まで）の基本理念である「水源を育み 恵み豊かな自然を次世代へ」のもと、自然と人が共生するまち相模原を実現するため、「生物の生息・生育環境の保全・再生」、「環境負荷の低減に貢献できる水とみどりの配置」、「良好な景観や歴史・文化を感じる趣のある空間の形成」等の諸施策を実施するとともに、進行管理の一環として、令和元年度の各施策等の進捗状況及び計画期間全体の評価をまとめた年次報告書を作成し、計画期間の満了となった。また、令和2年度から令和9年度を計画期間とする「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」を令和2年3月に策定し、新計画に基づき各事業を実施した。

なお、生物多様性の保全等に関する取組では、市民、団体、事業者、行政等が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を推進するための組織である「さがみはら生物多様性ネットワーク」の活動として、生物多様性に関する3つの動画を制作し、公開した。さらには、市ホームページに開設した「生物多様性ポータルサイト」において、生物多様性に関する様々な情報提供を行っている。

2 法に基づく緑地指定

（1）近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、昭和42年2月及び昭和46年4月に大野台周辺の平地林や丘陵地、相模川沿いの斜面林等約644haを指定している。

なお、当該区域における木竹の伐採等の行為については、届出を必要としている。

令和2年度届出受理件数 14件

（2）近郊緑地特別保全地区

首都圏近郊緑地保全法に基づき、近郊緑地保全区域内で特に良好な自然的環境を形成している地区を指定している。

・相模原近郊緑地特別保全地区 約73ha 昭和48年9月指定

・相模横山・相模川近郊緑地特別保全地区 約104ha 平成7年3月(103ha)、平成12年3月(1ha)指定

なお、当該区域における木竹の伐採等の行為については、許可・協議・通知を必要としている。

令和2年度木竹の伐採等の行為にかかる市長への許可申請件数 11件

（3）特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、良好な都市環境の確保に必要な緑地として指定している。

・下九沢内出緑地保全地区 約4ha 平成14年1月指定

・若葉台南側斜面緑地保全地区 約6ha 平成10年10月指定

なお、当該区域における木竹の伐採等の行為については、許可・協議・通知を必要としている。

令和2年度木竹の伐採等の行為にかかる市長への許可申請件数 0件

（4）市民緑地制度

長年にわたり地域住民に親しまれている樹林について、都市緑地法に基づき、市が所有者と契約し、一定の期間その樹林等を管理し、市民が散策等に親しめるよう開放している。

令和2年度末現在市民緑地面積 9か所、約2.6ha

3 条例・要綱等に基づく緑地指定

（1）保存樹林・樹木制度

市街地の貴重な樹林や名木、古木を対象に、所有者との協定により指定し、保全するものである。

なお、保存樹林・樹木には、倒木等により周辺家屋や通行人・通行車両等へ被害を与えた場合に備え、所

有者との協定に基づき、市が一括して、賠償保険に加入している。

また、市街地に残された樹林の保全を目的に、保存樹林所有者に対して奨励金を交付している。

令和2年度末現在保存樹林面積 27か所、約5.1ha

令和2年度末現在保存樹木本数 141本

(2) ふれあいの森づくり事業

保存樹林の効果的な保全と活用を図るため、市と地域が一体となり整備・保全を行い、地域の親しめるみどりとして開放している。

令和2年度末現在ふれあいの森面積 4か所、約2.9ha

4 基金を活用した水みどり事業

(1) 緑地保全基金

市街地に残された貴重な樹林、緑地等を取得し、将来にわたって保全するため、昭和59年に緑地保全基金を設置した。

令和2年度末現在基金額 20億235万円

(2) みどりのまちづくり基金

民有地を含めた幅広い緑化活動を進めるため、昭和59年にみどりのまちづくり基金を設置し、(公財)相模原市まち・みどり公社に助成するほか、保存樹林・樹木保全事業及び都市緑化啓発事業に活用している。

令和2年度末現在基金額 5億7,995万円

(3) 中道志川トラスト基金

道志川の水質保全と河川美化を図る活動を進めるため、平成18年に中道志川トラスト基金を設置し、活動を実施している「中道志川トラスト協会」に助成している。

令和2年度末現在基金額 1,807万円

5 木もれびの森づくり事業

大野台、大沼地区を中心とした相模原近郊緑地特別保全地区を市民共有のみどりの財産として、また、都市の中のオープンスペース、自然と親しむレクリエーションの場として将来に引き継ぐため、相模原中央緑地(都市緑地約6.6ha)を核として、市民・土地所有者・行政が一体となり、平成15年3月に策定した「木もれびの森保全・活用計画」に基づき、保全・活用を図っている。

本計画については、木もれびの森を取り巻く様々な環境変化が生じたことや、平成25年度に神奈川県所有地(約20ha)の無償譲渡を受けたことで、市の一体的な管理や有効活用が可能となったこと等を踏まえ、平成26年度に計画の所要の改訂を行った。

また、平成27年度及び平成29年度に、管理に携わる地元自治会やボランティア団体と散策路の整備や今後の森づくり等の意見交換会の実施や、平成30年度から令和元年度に、散策しやすい環境整備を目的に、ボランティア団体と女子美術大学と協働し、散策マップの製作や案内板、順路等の表示板を設置するなどの事業を実施した。

6 森づくりパートナーシップ事業

市民が主体となって行う樹林地の管理活動や保全活動について、市民と市の相互の役割や市が行う支援等のルールを協議し協定として定め、良好な樹林地を将来にわたって保全・継承することを目的に、「森づくりパートナーシップ事業」を平成18年度に創設した。

令和2年度末現在協定締結団体数 5団体(活動場所 木もれびの森3団体、東林ふれあいの森1団体、古淵1丁目市民緑地1団体)

7 鳥獣保護管理事業

野生鳥獣の捕獲等の申請に対する許可及び鳥獣に関する苦情、要望に対応した。

令和2年度捕獲許可件数121件(有害鳥獣117件、傷病鳥獣4件)、飼養登録件数 0件

(121件の内訳 中央・南区：72件、緑区49件)

※一部事業の事務移管に伴い、令和2年度より緑区における野生鳥獣に関する対応については、緑区役所区政策課で実施

8 特定外来生物防除事業

神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、業者委託により、本市に生息する個体を捕獲した。

令和2年度捕獲頭数 184頭

(中央・南区：117頭、緑区：67頭)

※一部事業の事務移管に伴い、令和2年度より緑区における野生鳥獣に関する対応については、緑区役所区政策課で実施

9 神奈川県立自然公園条例、自然環境保全条例に基づく許可等

自然の風景地の風致の保護、自然環境の保全のため、地域内の行為を規制した。

令和2年度自然公園条例許可件数 13件、届出件数 2件

令和2年度自然環境保全条例届出件数 0件

10 開発行為、指定建築物に伴う緑化指導

開発事業基準条例等に基づき、開発行為等に関する緑化指導を行った。

令和2年度指導件数29件(事前協議件数)

11 相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら

相模川の自然に親しみ、自然を守り育てる心を育み、市民文化の向上に寄与する目的で、昭和62年11月に設置した。施設の老朽化等への対応や相模川流域の広域的な情報発信施設としての機能の向上を図るため、平成24年9月から再整備工事を実施し、平成26年3月26日にリニューアル・オープンした。

平成26年1月から(株)江ノ島マリンコーポレーションが指定管理者として管理運営を行っており、年間を通じて、アユをはじめとする相模川を代表する魚類、天然記念物のミヤコタナゴ等の常設展示のほか、「ふぐ展〜笑う門にはフグきたる〜」等の企画展示等を行っている。

令和2年度入館者数 121,864人

12 (公財)相模原市まち・みどり公社が行う緑化推進事業への支援

(公財)相模原市まち・みどり公社が、みどり豊かなまちづくりの推進を図るため実施している緑化や自然環境に資する事業に対して助成している。

主な事業は、緑化意識の普及啓発に関する事業(市の花アジサイ普及事業、クレマチス普及事業等)、都市緑化の推進に関する事業(花のまちづくり・みどりいっぱい運動、生垣設置助成事業等)等である。

13 相模川を愛する会への支援

相模川を愛する会は、昭和57年に設立された市民団体で、相模川の愛護思想の普及啓発、環境美化活動、川とのふれあい等を目的に活動している。

主な活動は、相模川河川敷の一斉清掃を行う相模川クリーン作戦や釣りに親しむつどい、相模川絵画コンテ

スト等の実施である。

令和2年度末現在会員数 47団体、16個人

1 4 中道志川トラスト協会への支援

中道志川トラスト協会は、平成 11 年に設立された市民団体で、道志川の水質保全及び河川美化を目的に活動している。

主な活動は、稚鮎の放流、河川美化活動、自然環境教室の実施等である。

令和2年度末現在会員数 12 団体、78 個人、11 協賛

1 5 里地里山保全等促進事業

令和2年に施行した「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」に基づき、里地里山の保全等に資する活動を主体的に行う団体を保全等活動団体に認定し、その活動に対して支援を行っている。

令和2年度は、県条例による選定地域であり市条例でも指定地域としている小松・城北地区（緑区川尻地内）で活動を行う団体へ支援を行った。

また、篠原地区（緑区牧野地内 県条例による選定地域）で活動を行う団体を市条例に基づき活動団体の認定、及び活動区域を里地里山地域に指定した。

令和2年度末現在 2団体認定、2地域指定

1 6 水辺環境保全等促進事業

令和2年に施行した「相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例」に基づき、ホタルの生息環境の保全若しくは再生の活動を主体的に行う団体を保全等活動認定団体に認定し、その活動に対して支援を行っている。

令和2年度は、阿津地区（緑区若柳地内）、青野原地区（緑区青野原地内）、三ケ木地区（緑区三ケ木地内）、牧野中尾地区（緑区牧野地内）及び上河原地区（緑区佐野川地内）で活動を行っている計5区域5団体に対して支援を行った。

令和2年度末現在 5団体認定、5地域指定

【水みどり環境課…1～8、10～13、15、16】

【津久井地域環境課…9、10、14～16】

公 園

1 公園の現況

供用開始している都市公園は、計 626 か所・合計面積 339.81 ha であり、その内訳は下の表のとおりである。
また市民一人当たりの公園面積は約 4.73 m²である。

公園の種別状況

(令和2年度末現在)

種 類	種 別	箇所数	面積(ha)
住 区 基幹公園	街区公園	567	47.78
	近隣公園(相模大野中央公園、小山公園等)	12	18.71
	地区公園(鹿沼公園、古淵鶴野森公園、県立相模湖公園)	3	12.24
都 市 基幹公園	総合公園(相模原麻溝公園、相模原北公園、 津久井又野公園、相模湖林間公園、 県立相模原公園)	5	76.75
	運動公園(横山公園、淵野辺公園、相模原スポーツ・ レクリエーションパーク)	3	32.15
特殊公園	風致公園(道保川公園、相模川自然の村公園)	2	12.43
	歴史公園(勝坂歴史公園、史跡田名向原遺跡公園、 史跡勝坂遺跡公園)	3	9.29
	墓 園(峰山霊園)	1	15.00
種 類		箇所数	面積(ha)
広 域 公 園(県立津久井湖城山公園)		1	77.68
広 場 公 園(古淵西公園)		1	0.25
都 市 緑 地(相模原中央緑地等)		22	24.54
緑 道(相模緑道緑地等)		6	12.99
計		626	339.81

2 相模原麻溝公園

県立相模原公園と合わせ面積約 69.7ha の公園として都市計画決定された総合公園であり、昭和 60 年から順次開園し、現在はそのうちの 26.10ha を供用している。

公園西側の拡張区域 15.5ha については、スポーツ施設として、相模原ギオンスタジアム(400メートル・9レーンの全天候型トラックと天然芝のインフィールドを備えた第2種公認陸上競技場)、相模原ギオンフィールド(人工芝のインフィールドを備えた第4種公認陸上競技場)、相模原ギオンスポーツスクエア(天然芝グラウンド)、ウッドチップ舗装のコース等がある。

3 横山公園

横山公園は 13.5ha の敷地に野球場、人工芝グラウンド、テニスコート、屋内水泳場等を配置した運動公園であり、スポーツや憩いのスペースとして日々多くの市民等が利用している。

4 峰山霊園

計画面積約16haの公園墓地である。墓所としての静寂さ・荘厳さを保つとともに峰山の自然を活かして、市民が休養・散策・鑑賞の場に利用できる公園墓地として整備を進めている。

平成27年度末までに、一般墓所7,548区画と5,000体の遺骨を埋蔵できる合葬式墓所を整備しており、今後は平成26年度に策定した「相模原市市営墓地基本計画」に基づき、計画期間内に一般墓所1,800区画、合葬式墓所9,000体を整備する計画である。令和2年度は樹林型合葬式墓所(5,000体)を整備した。

5 淵野辺公園

淵野辺公園は面積15.7haの運動公園で、相模原球場（サーティーフォー相模原球場）、銀河アリーナ、テニスコート、ひばり球場（ウィッツひばり球場）等がある。

6 スポーツ・レクリエーションゾーン（相模総合補給廠共同使用区域内）の整備

相模総合補給廠共同使用区域内（約35ha）に、約10haの運動公園の整備を行っている。令和2年度は、相模原スポーツ・レクリエーションパークとして芝生広場及び遊具広場等（2.95ha）の一部供用を開始した。

7 身近な公園の整備

令和2年度は、街区公園として、西橋本おうち公園（0.03ha）、夢大通り公園（0.03ha）、当麻下宿公園（0.02ha）、矢部4丁目よつば公園（0.02ha）の供用を開始した。

8 都市公園等の管理

規模の大きい都市公園等については、効率的かつ効果的な管理を行うため、設置目的や管理運営状況によりグループ化を行い、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。身近な街区公園等については、公園の管理を市が直接行うほか、街美化アダプト制度により地域団体等が清掃等を実施している。

なお、相模原麻溝公園・相模原北公園及び峰山霊園・柴胡が原霊園については、平成25年3月の条例改正により、平成26年度以降の指定管理者の公募において「市の出資する法人」などの応募資格の制限を撤廃した。

公園の管理主体の状況

（令和2年度末現在）

名 称	管 理 主 体
横山公園（総合水泳場を除く）、小山公園、鹿沼公園（※）	指定管理者（R1～R5年度） 横山公園グループ運営共同企業体
淵野辺公園（銀河アリーナ、相模原球場（サーティーフォー相模原球場）、ひばり球場（ウィッツひばり球場））、相模台公園、古淵鶴野森公園及び大野台南テニスコート（※）	指定管理者（R1～R5年度） 淵野辺公園グループ運営共同企業体
津久井又野公園、相模湖林間公園、小倉テニスコート、小倉プール、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場（※）	指定管理者（H29～R3年度） 津久井グループ運営共同企業体
相模原麻溝公園（動物広場及びスポーツ広場、競技場（ギオンスタジアム）及び第2競技場（ギオンフィールド）を除く）、相模原北公園（スポーツ広場、北総合体育館を除く）、相模大野中央公園、道保川公園	指定管理者（R1～R5年度） （公財）相模原市まち・みどり公社
相模原麻溝公園競技場（ギオンスタジアム）、相模原麻溝公園第2競技場（ギオンフィールド）及びスポーツ広場（※）	指定管理者（H29～R3年度） 相模原市体育協会グループ
相模原麻溝公園動物広場	指定管理者（R1～R5年度） （公財）ハーモニセンター
峰山霊園、柴胡が原霊園	指定管理者（R1～R5年度） 日比谷アメニス・葬務事業振興会共同事業体
街区公園等	公園課、津久井地域環境課、街美化アダプト制度の活動グループ（自治会・子ども会・老人会・マンション管理組合等の334団体）により、清掃、除草、花壇の手入れなど日常的な管理を行っている。

※ 都市公園内の体育施設又は都市公園と体育施設を含むグループ

【公園課…1～8】【津久井地域環境課…1,8】【スポーツ課…8】

放射線・放射性物質対策

本市では、福島第一原子力発電所の事故以来、市民の安全・安心を確保するため、空間放射線量の測定、土壌や食品中の放射性物質濃度の検査・測定等の様々な対応を行ってきた。

平成29年度にはそれまでの検査・測定結果を踏まえ、測定及び検査の縮小・休止等を行った。

令和2年度に実施した検査・測定の概要は、以下のとおりである。

1 空間放射線量の測定等

事業内容	所管課	時期	対象	備考
市域全体における測定	環境保全課	8、2月	市域を3kmメッシュで区分した内の29区画のべ58か所	平成23年6月開始
モニタリングポストによる測定	環境保全課	24時間連続測定	市役所第2別館屋上にて測定	平成23年10月開始
清掃工場・し尿処理施設・最終処分場での測定	清掃施設課	5～6月	南清掃工場、北清掃工場、津久井クリーンセンター及び最終処分場19か所	敷地周辺等を測定

2 食品・飲料水中の放射性物質の検査

事業内容	所管課	時期	対象	備考
流通食品の検査	生活衛生課	10、12、3月	市内に流通している食品20検体	
市民からの依頼による食品の放射性物質検査	衛生研究所	通年	市民から検査依頼を受けた食品1検体	
市内小・中学校給食用食材(一部)の検査	学校保健課	毎月	市内産の農作物9検体	翌日以降使用する食材の事前検査 4、5月は給食提供がなかったため未実施
市内保育所の給食用食材(一部)の検査	保育課	10月	市内保育所の給食用食材(一部)の検査	
市営簡易水道施設での水道水の検査	津久井土木事務所	5、8、11、2月	水道水4か所16検体	

3 土壌中・その他の放射性物質の測定

事業内容	所管課	時期	対象	備考
市域全体における土壌中の放射性物質の測定	環境保全課	8 月	市域を 3 kmメッシュで区分した内の 29 区画 29 検体	平成 23 年 7 月開始
清掃工場・し尿処理施設・最終処分場から排出される灰や汚泥等の検査	清掃施設課	5～6 月	南清掃工場(排ガス等) 北清掃工場(排ガス等) 津久井クリーンセンター(汚泥) 最終処分場(排水) 4 施設 14 検体	
	南清掃工場	5 月(1 回)	南清掃工場(溶融スラグ) 1 施設 1 検体	

4 放射線測定器の貸し出し

事業内容	所管課	時期	対象	備考
放射線測定器の市民等への貸し出し	環境保全課	通年	自治会、法人、市内在住者(18 歳以上) 及び固定資産税納税義務者 6 件	各まちづくりセンター、公民館等で貸し出しを実施 平成 24 年 2 月開始

【環境保全課】

環 境 経 済 局

資 源 循 環 部

ご み 収 集 処 理		241
し 尿 収 集 処 理		249

ごみ収集処理

1 ごみ収集

(1) 収集状況

ごみ・資源集積場所に、透明・半透明の袋で出された一般ごみを、週2回収集している。

環境事業所等の概要・稼働状況

区 分	麻溝台環境事業所	橋本台環境事業所	津久井クリーンセンター
所在地	南区麻溝台1524番地1	緑区橋本台二丁目14番23号	緑区青山3385番地2
収集区域	中央区の一部、南区	緑区(橋本、大沢地区)、中央区の一部	緑区(橋本、大沢地区を除く)
	本庁の一部、大野北の一部、大野中、大野南、麻溝、新磯、相模台、相武台、東林地区	本庁の一部、橋本、大野北の一部、大沢、田名、上溝地区	城山、津久井、相模湖、藤野地区
収集品目	一般ごみ、乾電池	一般ごみ、乾電池	一般ごみ、乾電池
収集車両	16台 一部民間事業者へ委託	15台 一部民間事業者へ委託	民間事業者へ委託

環境事業所等の稼働状況

年 度	収集日数	収集量(t)
H30	309	82,138 (37,427)
R1	311	69,256 (49,742)
R2	310	56,149 (64,010)

*収集量は乾電池を含まない。()は外数で委託収集分(夜間収集量は除く)。

(2) 一般ごみ等夜間収集事業

駅前地区におけるまちの美観、歩行者の安全確保を図るとともに、事業系一般廃棄物の適正排出を促進するため、主要な駅周辺10地区で一般ごみの夜間収集を実施している。実施方法等については、家庭から出された一般ごみと乾電池を、午前0時30分以降に、委託した民間事業者が戸別(集合住宅ではごみ・資源集積場所)に収集運搬を行っている。

一般ごみ夜間収集実施状況

年 度	実 施 地 区	収集量(t)
H30	淵野辺駅北口地区、小田急相模原駅南口地区、東林間駅西口地区、橋本駅北口地区、相模大野駅北口地区、相模原駅南口地区、相武台前駅前地区、上溝駅前地区、矢部駅南口地区、淵野辺駅南口地区	1,677
R1		1,689
R2		1,698

(3) 粗大ごみ

粗大ごみは電話等の申し込みによる戸別収集または受入施設等への直接搬入にて受け入れている。

南部粗大ごみ受入施設	所在地：南区麻溝台1524番地1
北部粗大ごみ受入施設	所在地：緑区下九沢2083番地1
津久井クリーンセンター	所在地：緑区青山3385番地2

粗大ごみ収集量

(単位：t)

年 度	戸別収集分	受入施設分	計
H30	1,502	5,480	6,982
R1	1,545	6,182	7,727
R2	1,546	7,306	8,852

2 ごみ処理

ごみ処理は、市内3か所にある処理施設で、環境に配慮した処理を行っている。

ごみ処理施設

施 設 名	所 在 地	敷地面積	完 成	処理能力
南清掃工場	南区麻溝台1524番地1	47,119m ²	平成22年3月	525 t/日 (175 t/日×3炉)
北清掃工場	緑区下九沢2074番地2	22,957m ²	平成3年12月	450 t/日 (150 t/日×3炉)
粗大ごみ処理施設	緑区下九沢2074番地2 (北清掃工場内)		平成3年8月	85 t/日(5時間)

ごみ中継施設

施 設 名	所 在 地	敷地面積	稼働年月
津久井クリーンセンター ごみ中継施設	緑区青山3064番地1	4,862m ²	平成22年1月

ごみ焼却施設稼働状況

区 分	稼働日数	焼却量 (t)	焼却灰排出状況		溶融 スラグ (t)	電 気 量	
			量(t)	排出割合 (%)		受電量(kWh)	発電量(kWh)
南清掃工場	351	126,154	10,310	8.2	8,007	599,832	61,739,210
北清掃工場	320	66,925	9,433	14.1	—	609,257	17,465,728

・焼却灰排出量の内訳は、南清掃工場はばいじんと不適物、北清掃工場はばいじんと焼却灰(主灰)。

粗大ごみ処理施設稼働状況

区 分	稼働日数	処 理 量 (t)			
		焼却	資源化	委託処理	計
北清掃工場	135	4,083	1,236	0	5,319

3 一般廃棄物最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、市内麻溝台に約10万m²の用地を確保し、焼却灰を主体に埋立処分をしている。埋立処分に伴い発生する浸出水は、場内に設置した浸出水処理施設で処理した後、公共下水道に放流している。

令和2年度最終処分場埋立量：20,947 t 容量：12,953m³(覆土量を含む。)

第1期整備地 埋立期間：昭和54年4月～平成20年3月 第2期整備地 平成20年4月～埋立中

浸出水処理施設 所在地：南区麻溝台3737番地 完成：平成27年2月 処理能力：300m³/日

4 清掃思想の普及啓発及びごみの減量化、資源化の推進

(1) 循環型社会普及啓発事業の実施

地球温暖化対策や資源循環型社会の形成に向けた取組みを進めるため、ごみの減量化・資源化に係る普及啓発を実施した。

【主な活動実績】

○街頭PRの実施

大型小売店舗、大学及び鉄道駅並びに市内の各種イベント等にてイメージキャラクターを利用したごみの減量化・資源化の周知のほか、ごみや資源の出し方等の相談活動により、啓発を行っている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

○各種講座

小学校など、地域に積極的に出向き、ごみと資源の分け方、出し方のほか、リサイクルの仕組みなどを説明する各種講座等を開催した。

令和2年度実績 実施回数：64回 参加者：延べ5,398人

○フードドライブ

食品ロスの削減を目的として、家庭での余剰食品を持ち寄っていただき、フードバンクとして活動する団体に提供した。

〔常時受入（令和元年10月より実施）〕

受付場所 市役所本庁舎（資源循環推進課事務室）、橋本台リサイクルスクエア、
麻溝台リサイクルスクエア、津久井クリーンセンター（令和3年1月より受入開始）

令和2年度実績 受入件数：219件 受入重量：約 1,086 kg

（2）廃棄物減量等推進審議会開催

一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理などについて、市長の諮問に応じ、調査し審議している。

委員定数20名 任期2年 令和2年度開催状況 審議会：2回（書面開催）

（3）廃棄物減量等推進員・推進協力員

ごみの減量化・資源化等の推進を図るため、法令等に基づき平成5年度から廃棄物減量等推進員及び推進協力員を設置している。

令和2年度人数 廃棄物減量等推進員：590人（うち代表推進員22人）

廃棄物減量等推進協力員：9,097人

（4）リサイクルフェアの実施

ごみの減量化・資源化の意識啓発を図るため、毎年10月に「リサイクルフェア」を開催している。平成29年度及び平成30年度は雨天により中止、令和元年度は台風の接近に伴い中止、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

平成28年度実績 実施日：平成28年10月16日（日） 会場：相模原麻溝公園 参加者：約32,000人

（5）リサイクルスクエア運営事業

ごみの減量化・資源化に関する情報を提供し、4Rについて理解を深めていただくため、橋本台リサイクルスクエア及び麻溝台リサイクルスクエアにて各種事業を実施した。

＜実施事業＞

- ・パネル展示や施設見学会、各種講座の実施を通じた4Rの周知啓発
- ・家庭で不要となった家具を修理・清掃後展示し、希望者に抽選で譲渡
- ・引越し等に伴う一時多量の資源を受け入れる「リサイクルステーション」の運営

令和2年度の運営事業の状況

施設	来場者数	リサイクル品出展総数	応募総数	抽選回数
橋本台リサイクルスクエア	延べ8,569人	800点	5,724件	10回
麻溝台リサイクルスクエア	延べ7,424人	600点	4,129件	10回

(6) 生ごみ処理容器助成事業

家庭から排出される生ごみの減量化・資源化を進めるため、生ごみ処理容器の購入に対し助成した。

対象容器：減容・堆肥化する家庭用の2,000円を超える生ごみ処理容器

助成金額：購入金額の2分の1以内、限度額30,000円

実績：電動処理機 135台 コンポスト 41台

(7) 資源回収事業

びん類、かん類、金物類、紙類、布類、蛍光管・水銀体温計、使用済食用油を週1回の「資源の日」に、プラ製容器包装、ペットボトルを週1回の「容器包装プラの日」にそれぞれ分別回収している。

また、使用済小型家電については、公共施設や民間事業者等でボックス回収や対面回収している。

資源の分別回収量

(単位：t)

年度	びん類	かん類 金物類	紙類	布類	蛍光管・ 水銀体温計	使用済 食用油	プラ製 容器包装	ペット ボトル	使用済 小型家電
H30	4,531	2,731	17,407	2,775	54	175	7,125	1,872	116
R1	4,293	2,778	17,995	2,939	52	171	7,555	1,658	132
R2	4,470	3,044	19,069	3,443	98	189	7,740	1,969	145

(8) 集団資源回収事業

地域の団体が自主的に行っている集団資源回収を奨励、支援した。

ア 集団資源回収実施状況

年度	登録団体 (団体)	実施回数 (回)	回収量(t)				
			びん類	かん・金物	紙類	布類	計
H30	332	3,869	12	150	4,264	212	4,638
R1	312	3,618	9	148	3,809	210	4,176
R2	274	2,970	6	128	2,907	172	3,213

・奨励金の交付 集団資源回収事業実施団体 22,492千円(令和2年度)

イ 集団資源回収功労団体感謝状贈呈式(相模原市美化推進・4R推進関連合同表彰式)

実施日：令和2年11月20日(金) 式典は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

贈呈者：功労団体 30団体

(9) 剪定枝資源化事業

公共施設から排出される剪定枝の資源化事業を行った。

・令和2年度搬出量：1,928t

(10) ごみ質測定調査

市内の家庭から排出される一般ごみのごみ質測定調査を行った。

(11) 事業系ごみの減量化等への取組み

ア 多量排出事業者への減量化等指導

多量排出事業者(延べ床面積が1,000㎡以上の建築物を所有又は占有するもの、若しくは年間36t以上の事業系一般廃棄物を市ごみ処理施設に搬入するもの)に対し、ごみの減量化・資源化と適正処理に係るガイドラインを送付するとともに電話督促を行い、減量化等計画書の提出指導を行った。

多量排出事業者数：1,238者 提出事業者数：1,108者(提出率89.5%)

イ 中小事業者への適正排出の指導・啓発

中小事業者に対し、地区別に戸別訪問を実施し、適正排出に向けた指導・啓発を行った。

戸別訪問指導事業者数：1,682者

ウ エコショップ等認定制度

ごみの減量化・資源化に積極的に取り組む事業者等を「エコショップ」等として認定した。

認定事業者数：83者

5 美化推進事業

(1) 相模原市美化運動推進協議会との連携

美しくきれいなまちづくりを推進するため、相模原市美化運動推進協議会と協働し、市民参加による美化活動と美化思想の啓発を行った。

ア きれいなまちづくりの日キャンペーン・市民地域清掃・庁舎周辺ごみ拾い(市と美化運動推進協議会の共催)

※「(3) 相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例の周知・啓発」を参照。

イ まち美化キャンペーン(市と美化運動推進協議会の共催)

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

ウ 美化運動推進功労者表彰式(相模原市美化推進・4R推進関連合同表彰式)

実施日：令和2年11月20日(金)

表彰者：美化運動推進功労者 個人24人、団体25団体

エ 美化ポスター・美化標語コンクール表彰式(相模原市美化推進・4R推進関連合同表彰式)

実施日：令和2年11月20日(金)

表彰者：美化ポスター 20人、美化標語 9人

オ 地域環境美化功績者表彰式(環境大臣表彰)

実施日：令和2年7月3日(金)

表彰者：美化功績者 団体2団体

カ 神奈川県美化運動推進功労者表彰式(県知事表彰)

実施日：令和2年11月10日(火)

表彰者：美化功労者 個人2人、団体2団体

※ウ～カに関する表彰式典は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(2) 津久井地域不法投棄防止協議会

ア 不法投棄撲滅キャンペーン

平成30年度より事業内容を見直し、地域住民が多数集まる地域事業へ参加し、啓発活動を行っている。令和2年度は、城山地区の「城山もみじまつり」に参加し、来場者に対し不法投棄防止の啓発チラシ及び啓発物品の配付を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため地域事業が開催中止となったため、本協議会の事業実施についても見送った。

イ 不法投棄防止普及啓発事業

津久井地域内の公共施設において、不法投棄防止に関する啓発パネルを展示するとともにチラシを配布し、市民への啓発を行った。

(3) 相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例の周知・啓発

ア 空き缶等散乱防止重点地区(3地区)

特にポイ捨て防止を図る地区として設定。

橋本駅周辺地区、相模原駅周辺地区、相模大野駅周辺地区

イ 街頭指導

会計年度任用職員(2名)により、空き缶等散乱防止重点地区内のポイ捨て行為に対する街頭指導を実施

した。

ポイ捨て者指導 41件(橋本駅 13件、相模原駅 25件、相模大野駅 3件)

ウ きれいなまちづくりの日キャンペーン(市と美化運動推進協議会の共催)

(ア) きれいなまちづくりの日啓発キャンペーン

a きれいなまちづくりの日キャンペーン(駅周辺清掃)

b 空き缶くん大学に参上!!

c 庁舎周辺ごみ拾い(本庁舎、その他公共施設)

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(イ) 市民地域清掃(5月30日又は前後の休日等を中心に自治会で決定)

結 果：279自治会で実施(実施率 47.3%)

(4) 不法投棄防止対策

不法投棄多発箇所に対して、監視カメラやパトロールによる監視を行うとともに、新たな不法投棄発生箇所に対する不法投棄防止啓発看板及び不法投棄防止バリケードの設置を行った。

(5) 市民団体とのパートナーシップによる不法投棄防止対策

「不法投棄をしない・させない・許さない」環境づくりを推進するため、日ごろから自主的な不法投棄防止活動を実施する市民団体とパートナーシップ協定を締結し、市民との協働による不法投棄防止対策の充実を図った。

【主な活動内容】

- ・ 散乱ごみの収集
- ・ 監視カメラ及び不法投棄防止フェンス周辺の草刈り並びに花植え
- ・ 不法投棄防止パトロール

協定を締結した市民団体

団 体 名	地 区	団 体 名	地 区
和田自治会	藤野地区(佐野川)	特定非営利活動法人アシスト	藤野地区(名倉)
津久井湖の自然を守る会	津久井地区(三ヶ木、青山)	自治会法人名倉自治会	藤野地区(名倉)
増原自治会	相模湖地区(寸沢嵐)	自治会法人道志自治会	相模湖地区(寸沢嵐)
青野原環境美化委員会	津久井地区(青野原)	自治会法人小松自治会	城山地区(広田、川尻)
京王住宅自治会	藤野地区(牧野)	田名美化ボランティア	田名地区及びその周辺
自治会法人吉野自治会連合会	藤野地区(吉野)	葉山島自治会	城山地区(葉山島)
クリーン510会	城山地区(川尻、久保沢)	菰尾根花の会	津久井地区(長竹)

6 廃棄物処理に関する許可・指導

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物、産業廃棄物の処理業(収集運搬業・処分業)と処理施設の許可及び指導を行い、これらに関する各種届出業務を行っている。また、「浄化槽法」に基づく浄化槽清掃業の許可及び指導等を行った。

(1) 一般廃棄物処理業と浄化槽清掃業の許可

許可事業者数

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般廃棄物収集運搬業	97	96	96
一般廃棄物処分業	2	2	2
浄化槽清掃業	6	6	6
合 計	105	104	103

(2) 産業廃棄物処理業等の許可

許可事業者数

(単位：件)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
産業廃棄物収集運搬業(積替保管なし)	16	13	11
産業廃棄物収集運搬業(積替保管あり)	35	35	34
産業廃棄物処分業	39	40	39
産業廃棄物処理施設	22	22	22
特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替保管なし)	5	5	3
特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替保管あり)	5	5	5
特別管理産業廃棄物処分業	4	4	4
合 計	126	124	118

(3) 産業廃棄物処理業者及び排出事業者等への指導

廃棄物の適正処理を促進するため、産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査やパトロールを実施し、廃棄物の過剰保管や違法焼却行為等の不適正処理の改善について指導した。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業所からの届出の受理、縦覧及び立入検査を行った。

(4) ダイオキシン類等測定調査

毎年市内の稼働中の廃棄物焼却施設について、ダイオキシン類等測定調査を行っている。令和2年度は7事業者10施設について排出ガス、焼却灰等のダイオキシン類濃度の測定を行った。その結果、全施設で基準に適合していた。

(5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に定める指導

特定建設資材の再資源化等に関するパトロール等を実施した。

(6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)に定める許可や登録

使用済自動車の解体業、破碎業の許可及び引取業、フロン類回収業の登録事務を行った。

(7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づく届出の受理

産業廃棄物の保管場所に係る届出をしている事業者に対し、立入調査を実施した。

7 廃棄物処理施設の整備

(1) 北清掃工場基幹的設備等改良事業

北清掃工場の長寿命化を図るため、基幹的設備等の改良工事を実施した。

北清掃工場基幹的設備等改良工事

契約の相手方：三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 サービス事業部

契約金額：6,897,528,000円

工期：平成29年9月29日から令和3年3月15日まで

(2) 一般廃棄物最終処分場第2期整備地嵩上整備事業

令和元年度に委託した実施設計を基に、貯留構造物における整備に向けた工事の発注準備を進めた。

(3) 次期一般廃棄物最終処分場整備事業

次期一般廃棄物最終処分場の整備に向け、基本構想の策定及び候補地の選定に向けた準備を進めた。

ア 次期一般廃棄物最終処分場基本構想策定支援等業務委託

契約の相手方：八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター

契約金額：4,180,000 円

契約期間：令和2年5月15日から令和3年1月6日まで

【廃棄物政策課…4-(2)・(10)＜1-(1)～(3)、4-(7)・(8)統計部分＞】

【資源循環推進課…4-(1)、4-(3)～(9)、5-(1)・(3)】

【廃棄物指導課…4-(11)、5-(4)・(5)、6】

【清掃施設課…7】

【南清掃工場…1-(3)、2、3】

【北清掃工場…1-(3)、2】

【麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所…1-(1)・(2)】

【津久井クリーンセンター…1-(1)・(3)、2、4-(7)、5-(2)・(4)・(5)】

し尿収集処理

1 し尿等収集処理の状況

(1) 収集状況

緑区(橋本・大沢地区)・中央区・南区を管轄する相模台収集事務所では、し尿の定期収集は原則月1回、仮設トイレ等の臨時収集及び浄化槽汚泥収集については、申し込みにより実施している。なお、津久井地域を管轄する津久井クリーンセンターでは、し尿の収集を業者へ委託している。

また、同区域内の浄化槽汚泥の収集は、許可業者が実施している。

相模台収集事務所 所在地：南区麻溝台3丁目5番20号 収集車両：11台

津久井クリーンセンター 所在地：緑区青山3385番地2 収集車両：17台(委託業者分)

(2) 処理状況

津久井クリーンセンターで固液分離処理後、希釈した分離液は下水道へ放流し、脱水汚泥は清掃工場で助燃剤として活用している。

し尿処理施設

施設名	所在地	敷地面積	完成	処理能力
津久井クリーンセンター し尿処理施設	緑区青山3385番地2	9,576㎡	平成28年3月	89kl/日

し尿処理量

(単位：kl)

年度	し尿	浄化槽汚泥等	デスポーザ汚泥	計
H30	2,496	25,439	190	28,125
R1	2,448	24,341	136	26,925
R2	2,387	24,993	193	27,573

2 浄化槽清掃助成事業

津久井地域における浄化槽清掃について、直営による旧相模原市の区域と許可制度による津久井地域の市民負担等の均衡を図るとともに、浄化槽の適正管理を促進するため、浄化槽清掃補助金を交付した。

令和2年度交付状況 件数：6,665件

3 公衆トイレの概要

公衆トイレは、駅前広場等に16か所設置し、駅利用者等の利便を図っている。

名称	所在地	床面積(㎡)	供用開始
橋本駅北口公衆トイレ	緑区橋本6丁目480番3	134.96	平成12年2月23日
橋本駅南口公衆トイレ	緑区橋本2丁目341番28	41.30	昭和62年12月1日
相模原駅北口公衆トイレ	中央区小山3430番	50.98	平成10年4月1日
相模原駅南口公衆トイレ	中央区相模原1丁目3430番36	55.88	平成9年4月11日
矢部駅北口公衆トイレ	中央区矢部新町121番12	48.85	昭和62年4月14日
淵野辺駅北口公衆トイレ	中央区淵野辺3丁目2239番15	85.65	平成15年3月30日
淵野辺駅南口公衆トイレ	中央区鹿沼台1丁目1994番3	43.49	昭和56年12月25日
古淵駅前公衆トイレ	南区古淵2丁目119番26	42.54	平成2年4月17日
相模大野駅北口公衆トイレ	南区相模大野3丁目308番2	83.48	平成9年1月8日

名 称	所 在 地	床面積(㎡)	供用開始
相模大野駅南口公衆トイレ	南区相模大野8丁目800番1	62.37	平成8年6月11日
東林間駅東口公衆トイレ	南区上鶴間7丁目5845番5	17.18	平成11年7月30日
小田急相模原駅北口公衆トイレ	南区南台3丁目4番	65.34	平成19年12月2日
小田急相模原駅南口公衆トイレ	南区松が枝町22番3	39.96	昭和58年3月25日
南橋本駅東口公衆トイレ	中央区南橋本2丁目1127番10	39.66	平成20年3月11日
上溝駅前公衆トイレ	中央区上溝7丁目3178番14	47.48	平成14年5月10日
原当麻駅東口公衆トイレ	南区当麻1279番2	37.91	平成3年5月1日

【清掃施設課…3】

【相模台収集事務所…1】

【津久井クリーンセンター…1、2】

農 業 委 員 会

農 業 委 員 会 …… 251



農 業 委 員 会

1 会議

(1) 総会開催状況

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

第 14 回	令和 2 年 4 月 28 日	農地法第 3, 4, 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画の作成について 相模原市農地利用最適化推進委員の委嘱について
第 15 回	令和 2 年 5 月 29 日	農地法第 3, 4, 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画の作成について 相模原市農業委員会委員の辞任について 事務局職員の任免について
第 16 回	令和 2 年 6 月 30 日	農地法第 3, 4, 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画の作成について
第 17 回	令和 2 年 7 月 31 日	農地法第 3, 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画の作成について 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
第 18 回	令和 2 年 8 月 31 日	農地法第 3, 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画の作成について
第 19 回	令和 2 年 10 月 1 日	令和 3 年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について 農地法第 4, 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について
第 20 回	令和 2 年 10 月 30 日	農地法第 3, 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画の作成について
第 21 回	令和 2 年 11 月 30 日	農地法第 3, 4, 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画の作成について
第 22 回	令和 2 年 12 月 25 日	農地法第 3, 4, 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画の作成について
第 23 回	令和 3 年 1 月 29 日	農地法第 3, 4, 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画の作成について
第 24 回	令和 3 年 2 月 26 日	農地法第 3, 4, 5 条の規定による許可申請について 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画の作成について
第 25 回	令和 3 年 3 月 30 日	農地法第 3, 4, 5 条の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 農用地利用配分計画の作成について 令和 4 年度県農林業施策並びに予算に関する要望（税制改正要望事項）について 相模原市農業委員会公文書管理規程の一部を改正する規程について 事務局職員の任免について

(2) 農政運営委員会開催状況

（構成員：農業委員 12 名）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、書面にて開催した。

令和 2 年 5 月 1 日	「令和 3 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和 3 年度県農地等の利用最適化の推進に関する意見」について
令和 2 年 6 月 12 日	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画
令和 2 年 8 月 14 日	「令和 3 年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見（案）」について

令和 3 年 3 月 4 日	「令和 4 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」(税制改正要望事項)について 「令和 4 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」(税制改正要望事項を除く)及び「令和 4 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について

(3) 農地あっせん委員会開催状況

(構成員：農業委員 19 名)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、書面にて開催した。

令和 3 年 3 月 22 日	令和 2 年度農地利用意向調査の回答状況について 新規就農者の推移について

(4) 全員協議会開催状況

(構成員：農業委員 19 名)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web 会議にて開催した。

令和 2 年 4 月 28 日	リニア中央新幹線の整備に伴う農地の一時転用期間の取り扱いについて 農業委員会委員互助会費会計報告について 相模原市都市計画審議会委員の選出について 農業者年金加入推進員(加入推進部長)の選出について 他 1 件
令和 2 年 5 月 29 日	農業委員会事務局体制について 「令和 3 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和 3 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について 他 1 件
令和 2 年 6 月 30 日	本市の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づく「令和元年度の活動の点検・評価」(案)と「令和 2 年度の目標及び活動計画」(案)について 相模原市農業委員会連合会役員会結果報告について 農業委員会委員の欠員について 他 1 件
令和 2 年 7 月 31 日	農地法第 3 条の許可に係る「別段の面積」について 農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について 相模原市表彰審査委員会委員の推薦について 農業委員会委員の欠員について(報告) 他 1 件
令和 2 年 8 月 31 日	「令和 3 年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見(案)」について 農地保全啓発看板について 他 1 件
令和 2 年 10 月 1 日	人・農地プランの農地利用意向アンケート調査について 農業委員会大会決議事項に代わる要望に関する意見照会について 令和 2 年度農政活動協力金について 令和 2 年 7 月豪雨災害義援金について 他 1 件
令和 2 年 10 月 30 日	総会の案件に対する検討について
令和 2 年 11 月 30 日	令和 3 年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答について 令和 2 年度遊休農地判定結果について 相模原市農業委員会連合会農政活動助成金の取扱いに係る規程等の改廃について 新規就農者の認定について(報告) 他 2 件
令和 2 年 12 月 25 日	令和 3 年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見の回答に対する質問の状況について(報告) 相模原市農業委員会交際費支出基準の改正について 令和 2 年度相模原市耕作放棄地対策協議会委員の推薦について 他 1 件
令和 3 年 1 月 29 日	「令和 4 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和 4 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について 令和 2 年度神奈川県農業会議農政活動協力金の結果について 他 1 件
令和 3 年 2 月 26 日	「令和 4 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和 4 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」に対する意見照会について(報告) 相模原市有害鳥獣対策協議会の委員推薦について 農業者年金加入推進部長の活動実績報告について 令和 3 年度総会の開催日程について 他 1 件
令和 3 年 3 月 30 日	令和 3 年度農業委員会事務局職員体制について 新規就農者の認定について(報告) 令和 2 年度津久井地域農政活動助成金会計報告及び監査、令和 3 年度津久井地域農政活動助成金会計予算(案)について 令和 2 年度農業委員互助会費会計報告及び監査について 他 1 件

(5) 農地利用最適化推進委員連絡会

(構成員：農地利用最適化推進委員 21 名、農業委員 19 名)

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、書面にて開催した。

令和 2 年 4 月 13 日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
令和 2 年 5 月 12 日	「令和 3 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和 3 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について 他 3 件
令和 2 年 6 月 19 日	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画
令和 2 年 8 月 26 日	「令和 3 年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見（案）」について
令和 2 年 11 月 20 日	令和 3 年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見に対する回答について 令和 2 年度遊休農地判定結果について 相模原市農業委員会連合会農政活動助成金の取扱いに係る規程等の改廃について 新規就農者の認定について（報告） 他 1 件
令和 3 年 2 月 2 日	「令和 4 年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和 4 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について 令和 3 年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見の回答に対する質問の状況について（報告） 相模原市農業委員会交際費支出基準の改正について 令和 2 年度相模原市耕作放棄地対策協議会の推薦について 令和 2 年度神奈川県農業会議農政活動協力金の結果について 他 3 件

2 国有農地管理面積

国有農地管理面積・・・本庁管内：28 筆 20,892.00 ㎡ 津久井事務所管内：55 筆 16,191.22 ㎡
合計：83 筆 37,083.22 ㎡

3 農業及び農業者に関する事項についての啓発

広報紙（農業のうごき）を年 4 回発行（1 回発行部数、本庁管内：5,000 部、津久井事務所管内：3,000 部）管内農家及び農業関係機関に配布

4 委員会の権限に属する各種の意見及び答申

令和 2 年 10 月 20 日付けで「令和 3 年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見」を市長に提出した。

5 独立行政法人農業者年金基金法第 10 条第 1 項の規定による受託業務

農業者年金基金と市の業務委託契約により、被保険者の資格審査に必要な資料の整備をした。

加入状況 (令和 3 年 3 月 31 日現在 単位：人)

	被保険者	待期者		受給者（旧制度）		受給者（新制度）	
		旧制度	新制度	経営移譲年金	老齢年金	特例付加年金	老齢年金
本庁管内	11	5	4	9	95	0	11
津久井事務所管内	5	2	3	15	42	0	6
合計	16	7	7	24	137	0	17

6 農地法その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整

農地法等申請届出等処理状況

(本庁管内)

件 名	件数	面積 (㎡)	件 名	件数	面積 (㎡)
農地法第 3 条 (所有権) 許可	15	15,221.00	農地法第 3 条 (貸借権) 許可	0	0.00
農地法第 3 条 (使用貸借) 許可	0	0.00	農地法第 3 条 (その他) 許可	8	2,221.00
農地法第 4 条許可	16	15,859.93	農地法第 4 条第 1 項第 8 号	150	76,434.83
農地法第 5 条許可	16	15,335.17	農地法第 5 条第 1 項第 7 号	313	130,070.23
農地造成工事施工承認願	1	963.00	農地法第 18 条 (第 6 項通知)	18	23,480.59

(津久井事務所管内)

件 名	件数	面積 (㎡)	件 名	件数	面積 (㎡)
農地法第 3 条 (所有権) 許可	13	29,280.73	農地法第 3 条 (貸借権) 許可	0	0.00
農地法第 3 条 (使用貸借) 許可	0	0.00	農地法第 3 条 (その他) 許可	1	2,934.00
農地法第 4 条許可	6	6,716.00	農地法第 4 条第 1 項第 8 号	4	2,089.00
農地法第 5 条許可	65	44,677.20	農地法第 5 条第 1 項第 7 号	20	8,740.27
農地造成工事施工承認願	0	0.00	農地法第 18 条 (第 6 項通知)	8	11,688.00

7 諸証明の発行

(単位：件)

	耕 作 証 明	転用事実確認証明	転用許可受理済等証明
本庁管内	17	33	289
津久井事務所管内	12	22	72

8 その他農地に関すること

管内の農地の利用状況についての確認を行った。

都 市 建 設 局

技 術 監 理 課

技 術 監 理 ・ 檢 査 …… 255

技 術 監 理 ・ 検 査

1 公共工事に係る技術監理

土木及び建築工事に係る各種仕様書や基準等の管理、積算基準書類や資材等単価表等の改定、土木及び建築工事の積算を行うシステムの運用、土木工事の成果品の電子化を図る「電子納品検査システム」の運用等、技術監理に関する事務、並びに会計実地検査等における調書の取りまとめや受検対応等に関する事務を行っている。

2 公共工事に係る研修の計画及び実施

効率的な行政運営に寄与する職員の育成を目指し、個々の資質の向上及び組織の活性化を図るとともに技術職員のスキルアップを目的として、国土交通大学校、全国建設研修センター等の機関が開催する各種研修にプログラムに応じた職員を派遣する「派遣研修」と市独自で研修プログラムの検討、講師選定、運営等、研修の企画から開催までを行う「集合研修」を実施している。

・派遣研修への派遣職員数 19人(令和2年度) ・集合研修の受講職員数 173人(令和2年度)

3 公共建設発生土対策事業及び発生工事残材の有効利用の推進

公共工事に伴い発生する土砂の工事間での流用や改良した発生土の埋め戻し材への使用等により、土砂の発生を抑制し、環境負荷の軽減を図っている。また、公共工事に伴い発生するアスファルト塊やコンクリート塊については、再生プラント工場で適正処理し、再生材として有効利用を図っている。

工事発生土量及び処理の状況

(令和2年度)

発 生 土 の 内 訳				処 理 の 内 訳		
発生土量	工事種別	数 量	構成比	区 分	数 量	構成比
29,962.8m ³	道 路 工 事	10,656.5m ³	35.6%	流 用 土	1,394.2m ³	4.7%
	下 水 工 事	13,685.3m ³	45.7%	改 良 土	934.6m ³	3.1%
	建 築 工 事	981.6m ³	3.3%	不要土処分土量	27,634.0m ³	92.2%
	そ の 他	4,639.4m ³	15.5%	(うち指定処分)	27,634.0m ³	
				(うち確認処分)	0.0m ³	

※ 構成比は、小数点第2以下を四捨五入したため、合計が100にならない。

発生工事残材量及び再生材の利用状況

(令和2年度)

発 生 工 事 残 材 量 の 内 訳			再 生 材 の 利 用 状 況			
工事種別	数 量 ①	構成比 ②	再生材使用量 ③	発生残材に対する使用率 ③×1.75/①=④	砕石材使用量 ⑤	再生材使用率 ③/(③+⑤)=⑥
道路工事	10,773.2t	48.4%	7,167.4 m ³	116.4%	0.0 m ³	100.0%
下水工事	8,523.7t	38.3%	9,723.5 m ³	199.6%	0.0 m ³	100.0%
建築工事	1,568.9t	7.1%	752.8 m ³	84.0%	0.0 m ³	100.0%
その他	1,374.0t	6.2%	4,386.2 m ³	558.6%	0.0 m ³	100.0%
市全体	22,239.8t	100.0%	22,029.9 m ³	173.3%	0.0 m ³	100.0%

4 工事の検査等

(1) 工事請負契約(予定価格250万円を超えるもの)に係る検査

ア 検査の種類

完 成	工事の完成を確認するための検査
部分引渡し	工事の完成に先立って引渡しを受ける部分の完成を確認するための検査
出 来 形	工事の部分完成を確認するための検査
中 間	低入札価格契約工事、大規模工事等の施工段階での品質確保を図り、疎漏工事を防止するための検査
中 間 部 分	完成後に不可視となる部分を確認するための検査

イ 検査の件数 (令和2年度)

(単位: 件)

区 分	土木工事	建築工事				計
		建 築	電 気	設 備	小 計	
完 成	195	26	8	32	66	261
部分引渡し	0	0	0	0	0	0
出 来 形	9	1	0	0	1	10
中 間	4	0	0	0	0	4
中間部分	0	0	0	0	0	0
計	208	27	8	32	67	275

(2) 優良工事表彰

市が発注した工事(予定価格250万円を超えるもの)において、模範となる優秀な工事を施工した事業者を表彰することにより、建設業に係る事業者の技術や意欲の向上を図り、本市における工事の品質向上及び適正な施工に資することを目的として表彰を行っている。

・令和2年度の表彰工事数 32件(31事業者)

5 工事に係る設計積算の適正化

設計積算の適正化のため、工事担当課が作成した設計積算書をはじめとする発注図書の審査を行うほか、適正な設計積算に関する説明会や情報提供を行っている。また、設計変更について技術的な視点で内容の審査を行っている。

6 公共工事の入札等における技術的事項の調査研究

総合評価方式等、入札契約制度のうち公共工事の品質確保に関する技術的事項について、調整を行っている。

都 市 建 設 局

ま ち づ く り 計 画 部

都	市	計	画		257
建	築・住	まい	政	策	 259
交	通	政	策	 262	
開	発	調	整	 264	
建	築	審	査	 266	
市	営	住	宅	 267	
市	街	地	整	備	 272

都 市 計 画

1 都市計画区域・区域区分

(令和3年4月1日現在 単位:約ha)

区域区分 都市計画区域	あり(線引き区域)		なし(非線引き区域)	計 (都市計画区域面積)
	市街化区域	市街化調整区域	—	
相模原都市計画	6,826	4,201	—	11,027
相模湖津久井都市計画	—	—	10,677	10,677
合 計	6,826	4,201	10,677	21,704

2 地域地区

(1) 用途地域

(令和3年4月1日現在 単位:約ha)

用途地域	面積			用途地域	面積		
	線引き	非線引き	計		線引き	非線引き	計
第一種低層住居専用地域	1,672	148	1,820	準 住 居 地 域	81	—	81
第二種低層住居専用地域	16	—	16	近 隣 商 業 地 域	270	26	296
第一種中高層住居専用地域	1,293	291	1,584	商 業 地 域	196	83	279
第二種中高層住居専用地域	307	9	316	準 工 業 地 域	454	26	480
第一種住居地域	1,152	199	1,351	工 業 地 域	317	—	317
第二種住居地域	435	18	453	工 業 専 用 地 域	415	—	415
				合 計	6,608	800	7,408

(2) 防火地域・準防火地域

(令和3年4月1日現在 単位:約ha)

	線引き	非線引き	計
防 火 地 域	186	75	261
準 防 火 地 域	4,223	83	4,306
合 計	4,409	158	4,567

(3) 特別用途地区(特別工業地区) (令和3年4月1日現在)

・区域 西橋本5丁目地内 ・面積 約27ha

※相模原市特別工業地区建築条例(昭和62年9月25日制定)

(4) 高度地区・高度利用地区 (令和3年4月1日現在)

ア 高度地区

・区域 旧藤野町地内第一種中高層住居専用地域 ・面積 約137ha ・内容 高さ15mまで

イ 高度利用地区

(令和3年4月1日現在 単位:約ha)

区 域	橋本駅北口 地区	橋本駅北口 C地区	相模大野駅 西側地区	小田急相模原 駅北口地区	小田急相模原 駅北口B地区	計
面 積	2.3	1.3	3.1	1.4	0.7	8.8

(5) 生産緑地地区 (令和3年4月1日現在)

・箇所数 810箇所 ・面積 約119.0ha

3 都市計画施設

(1) 道路 (令和3年4月1日現在)

都市計画道路は、旧相模湖都市計画区域において昭和24年に2路線、相模原都市計画区域において昭和31年に28路線を決定した後、順次変更した。現在、72路線、総延長176.95kmで、道路の一部として駅前広場を8か所決定している。

(2) 公園・緑地

(令和3年4月1日現在)

種 別	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	広域公園	特殊公園	公園計	緑 地
箇所数	156	9	2	5	2	1	5	180	5
面積(約ha)	27.12	15.2	9.8	103.9	29.2	107.8	25.1	318.12	63.6

(3) 墓園 (令和3年4月1日現在)

峰山霊園 約16.0ha

(4) 下水道 (令和3年4月1日現在)

ア 流域下水道

相模川流域下水道集水区域 約20,992ha 相模原都市計画区域 約6,469ha
相模湖津久井都市計画区域 約688ha
計 約7,157ha

イ 公共下水道

相模原都市計画区域 第1号公共下水道 排水面積 約6,551ha
相模湖津久井都市計画区域 第1号相模湖津久井公共下水道 排水面積 約778ha
計 約7,329ha

(5) 汚物処理場 (令和3年4月1日現在)

相模原汚物処理場(東清掃事業所) 面積 約2.3ha 処理能力 560kl/日
相模原市汚物処理場(津久井クリーンセンター) 面積 約0.96ha 処理能力 し尿処理89kl/日

(6) ごみ焼却場等 (令和3年4月1日現在)

相模原市ごみ焼却場(北清掃工場) 面積 約3.3ha 処理能力 450t/日
相模原市ごみ焼却場(南清掃工場) 面積 約4.6ha 処理能力 525t/日

(7) 河川

都市計画河川 境川

(令和3年4月1日現在)

	位置(表記は決定時のもの)		延長 (約m)	幅員 (m)
	起点	終点		
神奈川県管理区間	相模原市淵野辺446番地 (根岸橋上流端)	相模原市相原333番地 (二国橋上流端)	10,710	22~28
(参考) 東京都管理区間	町田市鶴間字12号1156番地 (鶴瀬橋上流120m)	町田市根岸町字22号 287番地1号 (根岸橋上流15m)	10,490	30~38.6

(8) 火葬場 (令和3年4月1日現在)

相模原市立斎場 面積 約2.53ha

4 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

・箇所数 13か所 ・面積 約2,113.53ha

(2) 市街地再開発事業 (令和3年4月1日現在 単位:約ha)

事業名	面積
橋本駅北口地区第一種市街地再開発事業	2.3
橋本駅北口C地区第一種市街地再開発事業	1.3
相模大野駅西側地区第一種市街地再開発事業	3.1
小田急相模原駅北口A地区第一種市街地再開発事業	1.4
小田急相模原駅北口B地区第一種市街地再開発事業	0.7
計	8.8

5 地区計画等

(1) 地区計画 (令和3年4月1日現在)

- ・決定済地区数 44 地区(面積 624.5ha)
- ・令和2年度地区計画の決定及び変更件数 1 件
- ・令和2年度建築行為届出件数 101 件

(2) **建築協定** (令和3年4月1日現在)

- ・認可済地区数 34 地区
- ・協定事項 建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、又は建築設備に関する基準
- ・建築協定ができる区域 本市一円(昭和47年4月1日告示第15号)

(3) **都市計画法第34条第11号による区域指定** (令和3年4月1日現在)

- ・指定区域数 11 区域
- ・令和2年度区域指定件数 2 件 (うち1件は変更)

6 都市計画法第53条に基づく許可取扱件数 (令和2年度)

都市計画施設の区域内又は市街地開発事業の施行区域内において、建築物の建築を行おうとする場合に必要となる許可

- ・許可件数 83 件 (うち、都市計画課扱い分 14 件)

7 都市再生特別措置法に基づく届出件数 (令和2年度)

立地適正化計画で定めている都市機能誘導区域及び居住誘導区域において対象行為をする場合に必要となる届出

- ・都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等件数 開発 1 件 建築等 2 件
- ・都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止件数 0 件
- ・居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発・建築等件数 開発 3 件 建築等 1 件

8 相模原市都市計画審議会の開催状況 (令和2年度)

・都市計画審議会

回 数	開催年月日	議 題 等
第 217 回	令和2年8月21日 ～9月15日 ※書面開催で実施	相模原都市計画区域の変更(神奈川県指定)について 相模原都市計画区域区分の変更について 相模原都市計画用途地域の変更について 相模原都市計画防火地域及び準防火地域の変更について 相模原都市計画道路の変更について 相模原都市計画下水道の変更について 相模原市立地適正化計画居住誘導区域の変更について
第 218 回	令和2年11月18日 ～12月15日 ※書面開催で実施	相模原市景観計画の変更について 相模原都市計画生産緑地地区の変更について 相模原都市計画地区計画の決定について

建 築 ・ 住 ま い 政 策

1 建築相談

建物の建築等に関する近隣住民からの各種相談に応じている。

- ・相談件数 (令和2年度) 52 件

2 中高層建築物及び開発事業に関するあっせん・調停

中高層建築物の建築及び開発事業の際、建築主又は開発者と近隣住民との間で調整がつかなかった場合に、「中高層建築物の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき、あっせん及び調停を行う。

- ・取扱件数 (令和2年度) あっせん件数 2 件 調停件数 0 件

3 中高層建築物及びワンルーム形式集合建築物に関する手続き

昭和62年7月「ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準」、平成元年9月「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を制定し、中高層建築物やワンルーム形式集合住宅の建築の際、近隣住民との紛争を未然に防止し、良好な住環境を確保するため事前協議を行っている。

- ・中高層建築物受付件数（令和2年度） 19件
- ・ワンルーム形式集合建築物受付件数（令和2年度） 8件

4 特定建築物の建築に係る自動車保管場所の確保に関する手続き

平成2年4月「特定建築物の建築に係る自動車の保管場所の確保に関する条例」を施行し、共同住宅等の建築の際、市民生活の安全と秩序を保持し、良好な住環境の保全を図るため、一定割合の自動車保管場所の確保を義務付けている。

- ・受付件数（令和2年度） 8件

5 斎場設置に関する事前協議

平成16年6月「斎場の設置に関する指導基準」を施行し、斎場の建築の際、近隣関係住民等との紛争を未然に防止し、良好な住環境を確保するため事前協議を行っている。

- ・受付件数（令和2年度） 4件

6 県みんなのバリアフリー街づくり条例に関する事前協議

「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、不特定かつ多数の者が利用する施設建築の際、バリアフリー化を促進するため事前協議を行っている。

- ・受付件数（令和2年度） 79件

7 バリアフリー法に係る認定

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく認定を行っている。

- ・認定件数（令和2年度） 0件

8 建設リサイクル法に基づく届出

建設工事に伴い発生する建設資材廃棄物の再資源化を促進するため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）に基づき、届出の受付などを行っている。

- ・受付件数（令和2年度） 1,172件 <内訳>解体813件、新增築・模様替等108件、工作物251件

9 建築物許可等申請件数 ※括弧内の件数は法第43条2項第1号に基づく認定件数（令和2年度）

区 分	件数	区 分	件数
43条（道路と敷地）	12(5)	56条の2（日影）	1
44条（道路内建築）	0	59条の2（総合設計）	0
48条（用途地域）	0	85条5項（仮設建築物）	45
51条（特建の位置）	0	86条、86条の2、86条の5（一団地）	2
55条3項（高さ）	0	その他（市条例等）	10
		合 計	70

10 建築審査会の開催

建築基準法第78条の規定に基づき、建築基準法に規定する同意や、審査請求に対する裁決等を行うため設置されている。

- ・開催回数（令和2年度） 1回
- ・取扱件数（令和2年度） 5件（内、包括同意基準に基づく報告5件）

1.1 ホテル等建築審議会の開催

昭和 62 年 9 月「ホテル等建築の適正化に関する条例」を施行し、ホテル等を建築する際の市長承認への意見を聴くため設置されている。

- ・開催回数（令和 2 年度） 0 回
- ・承認件数（令和 2 年度） 0 件

1.2 マンション管理対策推進事業

分譲マンションの良好な維持・管理を支援するため、マンション管理セミナー、マンション無料相談窓口、マンションアドバイザーの派遣を実施している。

- ・マンション管理セミナー参加者数（令和 2 年度） 中止
- ・マンション無料相談者数（令和 2 年度） 19 名
- ・マンションアドバイザー派遣回数（令和 2 年度） 1 回

1.3 住宅・建築物の耐震診断等

平成 28 年 3 月、市内建築物の耐震化を計画的に促進することを目的に「新・相模原市耐震改修促進計画」を策定し、旧耐震基準の住宅・建築物の所有者に耐震化の普及・啓発活動を行うとともに、現地耐震診断・耐震改修工事等費用の補助を行っている。

(令和 2 年度)

区 分	件 数
耐震相談及び窓口簡易耐震診断	30
戸建住宅現地耐震診断	9
戸建住宅耐震・防火改修計画作成	8（うち防火あり 0）
戸建住宅耐震・防火改修工事	7（うち防火あり 0）
要安全確認計画記載建築物耐震改修工事	3
危険ブロック塀等撤去	30

1.4 長期優良住宅の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定等を行っている。

(令和 2 年度)

区 分	件 数
5 条 1 項 ～ 3 項（計画の認定）	448
8 条（計画の変更の認定）	25
9 条（譲受人の決定の認定）	78
10 条（地位の承継の承認）	7
14 条（計画の認定の取消し）	40

1.5 空家等対策

適切な管理が行われていないことにより地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空家等について、適切な管理を促進するとともに、空家等の利活用の促進に向けた取組を行っている。

(1) 適切な管理の促進

適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対して、情報提供や問題解決に向けた助言を行うことにより、自主的な改善を促した。また、特に周辺への悪影響の程度が大きい空家等については、所有者の訪問などを行ったことにより、令和 2 年度については 14 件のうち 6 件が解体され、問題が解決した。

(2) 利活用の促進

空家等の所有者に対して、宅地建物取引士の資格を持つ相談員を派遣し、利活用などに関する助言を行う

ほか、「全国版空き家バンク」の運用によりインターネット上で物件情報を公開することにより、空家等の利活用促進を図っている。

16 都市景観の形成

魅力ある景観の形成を目指し、景観条例に基づく事前協議及び景観法に基づく届出等の事務を執行した。併せて、景観づくりの担い手となる市民・事業者との協働による景観形成を進めるため、民間開発事業者への景観誘導指針等による景観誘導を行った。

＜令和2年度の事業状況＞

・景観条例に基づく事前協議 62件 ・景観法に基づく届出及び通知 62件

17 屋外広告物の許可

良好な景観形成、風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的として、屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示等の許可事務を執行した。また、必要な申請手続きを行っていない店舗等を直接訪問し、掲出されている広告物を調査するとともに、申請手続きを行うよう指導した。

・令和2年度許可件数 新規 132件 継続 436件 合計 568件

交 通 政 策

1 鉄道の状況

市内には、首都圏の環状交通軸であるＪＲ横浜線、放射状交通軸であるＪＲ中央本線、小田急線（小田原線・江ノ島線）及び京王相模原線、そして県央地域の南北交通軸であるＪＲ相模線の5路線があり、合計17の駅が設置されている。各路線の状況及び路線別1日平均乗降人員数は、下表のとおりである。

鉄道の状況（令和2年度）

路線名	市内駅	市内延長(km)	市内駅における 1日平均乗降人員 (人)	【参考：令和元年度】
ＪＲ横浜線	5 ※1	10.5	242,300 ※1	335,948 ※1
ＪＲ相模線	6	12.9	25,798 ※2	34,224 ※2
ＪＲ中央本線	2	9.6	6,242	8,456
小田急線 ※3	3	6.0	148,512	206,671
京王相模原線	1	2.2	65,241	98,086
計5路線	17	41.2	488,093	683,385

※1 ＪＲ橋本駅は、ＪＲ横浜線として算出

※2 乗降人員を公開している3駅（南橋本、上溝、原当麻）の合計

※3 小田急線には、小田原線・江ノ島線を含む

2 相模原市公共交通整備促進協議会

相模原市、市議会、自治会連合会、学校教育関係団体、経済団体、福祉団体等で構成されており、市域の公共交通の整備を促進することにより、市民生活の向上と産業文化の伸展に寄与することを目的として、要望活動などを実施した。

3 神奈川県鉄道輸送力増強促進会議

県知事、県内全市町村長、県商工会議所連合会会頭及び県商工会連合会会長で構成されており、県内全域にわたる鉄道輸送力の増強や利便性の向上を促進することにより、混雑緩和や県民の生活と産業の伸展に寄与することを目的とし、要望活動などを実施している。

総会、理事会のほか、各鉄道の沿線にあたる市町村で構成する部会があり、本市は横浜線・根岸線部会（部

会長：横浜市)、相模線部会(部会長：寒川町)、中央本線部会(部会長：相模原市)、東海道新幹線部会(部会長：横浜市)、小田急電鉄部会(部会長：厚木市)及び京王電鉄部会(部会長：相模原市)に加入している。

4 相模線複線化等の促進

県と5市町(茅ヶ崎市、相模原市、海老名市、座間市、寒川町)の各首長及び5経済団体(相模原商工会議所、茅ヶ崎商工会議所、海老名商工会議所、座間市商工会、寒川町商工会)の各代表で構成される相模線複線化等促進期成同盟会において、相模線複線化等の早期実現を図るため、啓発活動及び要望活動などを実施している。

また、相模線複線化等促進期成同盟会構成団体と東日本旅客鉄道株式会社横浜支社で構成される相模線沿線活性化協議会において、相模線と沿線地域の活性化を図るため、相模線の利用促進に繋がる施策の検討を実施している。

なお、平成28年4月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、「新幹線駅へのアクセス改善や通勤・通学需要の急増等、輸送需要の動向等を踏まえて、例えば、相模線、南武線等の輸送サービスの改善に資するプロジェクト等については、関係地方公共団体・鉄道事業者等において、検討が進められることを期待」と位置付けられた。

5 小田急多摩線の延伸促進

首都圏南西部の広域交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の形成を目指し、小田急多摩線の市内への延伸の実現に向けた検討を行っている。

平成28年4月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、唐木田駅から上溝駅までの延伸については、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現する上で意義のあるプロジェクトとして位置付けられ、田名地区、愛川・厚木方面への延伸については、上溝駅までの整備の進捗状況を踏まえつつ検討することが適当とされた。延伸の意義と同時に、収支採算性等が課題と示されたことから、相模原市、町田市、国や東京都、神奈川県、多摩市に加え、学識経験者や小田急電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構で構成する「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」において、令和元年5月に公表した、収支採算性等の課題解決に向けた調査検討の結果を踏まえ、延伸の実現に向けた更なる検討を行うとともに、関係自治体との合意形成に向けて取り組んでいく。

6 バスの状況

市内を運行しているバス事業者は、神奈川中央交通株式会社、神奈川中央交通東株式会社、神奈川中央交通西株式会社、京王バス株式会社、富士急バス株式会社であり、5社合計(令和元年度)で系統数は129系統、1日平均輸送人員数は86,680人である。

7 バス交通基本計画の推進

平成24年3月に策定した「バス交通基本計画」に基づき、「効率的かつ利便性の高いバス路線網の構築」を実現するため、各施策の推進を図るとともに、相模原市地域公共交通会議において評価・検証等の進行管理を実施した。

令和2年度は、「効率的かつ利便性の高いバス路線網の構築」を実現するため、路線バスの延伸等を実施した。

8 バス路線の維持・確保

津久井地域の生活交通確保対策として、神奈川県生活交通確保対策地域協議会における協議結果に基づき、令和2年度は国・県補助の活用及び市単独補助等により、6路線7系統のバス路線を維持・確保した。このうち、原宿五丁目～小沢線等については、沿線地域の住民組織とともに路線を田名バスターミナルへ延伸するなどの見直しを実施し、令和3年4月1日から運行している。

なお、やまなみ温泉を起点とする3系統については、平成30年度末に廃止し、平成31年4月より菅井地区及び篠原地区において新たにデマンド交通の実証運行を実施している。

9 コミュニティバスの運行

交通不便地区における高齢者等移動制約者の生活交通の確保を目的としたコミュニティバスの運行について、大沢地区「せせらぎ号」及び大野北地区コミュニティバスの本格運行を継続した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少し、運行実績が運行継続条件を満たさなかったが、従来の利用実態とかけ離れたものであることを考慮し、特例的に運行継続条件を適用せず本格運行を継続することとした。

10 乗合タクシーの運行

津久井地域の交通空白地区における高齢者等移動制約者の生活交通の確保を目的とした乗合タクシーの運行について、内郷地区「おしどり号」、根小屋地区「くっしー号」、吉野・与瀬地区「ふれあい号」の本格運行を継続した。また、令和2年度は、新規停留所の設置等、乗合タクシーの更なる利便性向上を進めた。

なお、牧野地区は本格運行へ移行することができなかったため、乗合タクシーに代わる新たな公共交通の導入について検討を行い、平成31年4月より菅井地区及び篠原地区において新たにデマンド交通の実証運行を実施している。

11 総合都市交通計画の推進

平成24年3月に策定した「総合都市交通計画」に基づき、「身近な交通環境の充実や広域的な交流機能の向上」を実現するため、各施策を推進した。

令和元年度から、次期計画策定に向け「地域交通活性化協議会」を設置し、検討を進めている。

12 TDM（交通需要マネジメント）施策の推進

道路の渋滞対策として、費用や時間のかかる道路などのハード整備だけでなく、市民の理解と協力を得ながら道路混雑等の緩和を図ることを目的として、TDM（交通需要マネジメント）施策を推進する取組を行っている。

橋本地区や相模大野地区では、駅前広場の一般車乗降場における長時間停車や路上駐停車が多く見受けられることから、駅前広場の利用実態調査を行い、市広報に駅前広場の適正な利用方法に関する記事を掲載するなどの啓発を行った。

開 発 調 整

1 開発許可制度の概要

開発許可制度は、都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、市街化区域と市街化調整区域に区域区分した目的を担保すること、開発行為について必要な公共施設等の整備等を義務付けるなど良質な宅地水準を確保することを目的としており、これらを果たすことにより、健全な都市の形成を図るものである。

2 開発事業基準条例の概要

開発事業を行う場合において、開発者が行うべき開発事業の計画の周知、住民の意見の聴取に関する手続き、周辺環境への配慮等に関する市との協議、開発事業に伴い整備すべき道路、公園、下水道、消防施設等の公共施設及びごみ・資源集積場所、集会所等、自転車置場、自動車駐車場、防犯灯の公益施設の整備基準を定めたものである。

一定規模以上の開発事業を行う場合において、地域の特性に応じた魅力ある街の形成の実現に資するため、「開発事業基準条例」が定められている。

これは、周辺環境への配慮等に関する市との協議及び公共施設等の整備基準等を定めたもので、開発者に対

し、周辺住民等への説明及び住民の意見聴取に関する手続き並びに道路、下水道、公園、緑化施設及びごみ集積所等の整備を指導するものである。

3 開発行為又は建築行為の許可等

(1) 開発行為の許可

主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として行う土地の区画形質の変更が伴う開発事業（開発行為）について、都市計画法第 29 条に基づき許可を行っている。なお、建築物の建築を目的とした開発行為について、市街化区域は 500 m²以上、市街化調整区域は面積要件なし、非線引き区域は 1,000 m²以上、都市計画区域外は 1ha 以上の規模が許可対象である。

・許可件数（令和 2 年度） 70 件 <内訳> 3,000 m²未満 65 件、3,000 m²以上 5 件

(2) 市街化調整区域内の建築行為の許可

市街化調整区域において、都市計画法第 34 条の基準に適合し、開発行為に該当しないものについては、都市計画法第 43 条に基づき許可を行っている。

・許可件数（令和 2 年度） 3 件

(3) 開発行為又は建築行為に関する証明

市街化調整区域において、建築物の計画が都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付を都市計画法施行規則第 60 条に基づき行っている。

・証明件数（令和 2 年度） 37 件

4 市街化調整区域違反建築物是正指導

市街化調整区域において開発行為等の違反防止、違反調査及び是正指導を行う。

・令和 2 年度の実施状況

調査	13 件
違反指導	5 件
是正確認	1 件

5 開発審査会

都市計画法第 78 条第 1 項の規定に基づき、市街化調整区域における開発行為又は建築行為の許可に係る審議、審査請求に対する裁決等を行うため、設置されている。

令和 2 年度の開催回数は 3 回で、審議件数は 4 件（申請 1 件、意見聴取 2 件、報告 1 件）である。

6 優良宅地認定

宅地造成に係る土地の譲渡益に対して重課等がなされるが、優良な宅地の認定を受けた土地等の譲渡の場合は、租税特別措置法の規定により重課の免除や税率の軽減を受けることができる。

令和 2 年度の申請件数は 0 件である。

7 宅地耐震化推進事業

災害に強い都市づくりの実現を目指す耐震化対策の一環として、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、活動崩落の危険が予想される箇所を把握するとともに、大規模盛土造成地マップの作成・公表を行うことで、その情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して、大規模盛土造成地の安全性の確認及び耐震化を促進するものである。

令和 2 年度は、令和元年度までの調査等の結果を踏まえ今後の推進方策の検討を行った。

建 築 審 査

1 建築行政の現況

昭和 45 年に建築基準法が改正され人口 25 万人以上の市に建築主事を設置し、特定行政庁となることが義務付けられたことにより、本市も昭和 46 年 4 月 1 日から特定行政庁を設置し、建築物の確認申請、違反建築物の指導等を行っている。

建築行政としては、良好な居住環境の保全及び安全なまちづくりの推進のため、平成 11 年 12 月「建築基準条例」を制定した。その後、建築基準法の一部改正により、規制内容及び規制手続きの合理化が図られたことに伴い、令和 2 年 10 月に「建築基準条例」の一部改正を行った。

2 建築確認等申請処理状況 (令和 2 年度)

区 分	確認済件数	検査済件数
特 建	476	436
4 号	2,186	2,153
建 築 設 備	97	94
工 作 物	47	40
合 計	2,806	2,723

※計画通知、計画変更、指定確認検査機関受付分を含む。

3 建築確認等申請状況 (令和 2 年度)

建築別				建築別			
面積別	特建	4 号	計	面積別	特建	4 号	計
30 m ² 以内	4	34	38	建築設備	—	—	97
30 m ² を超え 100 m ² 以内	61	1, 108	1, 169	工作物	—	—	47
100 m ² を超え 200 m ² 以内	132	1, 002	1, 134	小 計	—	—	144
200 m ² を超え 500 m ² 以内	145	42	187	合 計	476	2, 186	2, 806
500 m ² を超え 1, 000 m ² 以内	85	0	85	*特建＝特殊建築物 ・床面積 100 m ² を超える学校等の特殊建築物 ・木造で 3 階以上か 500 m ² を超えるもの ・木造以外で 2 階以上か 200 m ² を超えるもの *4 号＝4 号建築物・・・上記以外の建築物			
1, 000 m ² を超え 2, 000 m ² 以内	19	0	19				
2, 000 m ² を超え 10, 000 m ² 以内	24	0	24				
10, 000 m ² を超え 50, 000 m ² 以内	4	0	4				
50, 000 m ² を超えるもの	2	0	2				
小 計	476	2, 186	2, 662				

※計画通知、計画変更、指定確認検査機関受付分を含む。

4 違反建築摘発件数・是正件数 (令和 2 年度)

違反事項	件 数	摘発	是正	違反事項	件 数	摘発	是正
・届出のないもの	22	4	4	・建 蔽 率 、 容 積 率	0	0	0
・道路に突出し又は道路に接しないもの	1	0	0	・斜 線	0	0	0
・用途地域内の建築制限	1	1	1	・そ の 他	6	1	1
				合 計	30	6	6

※上記の件数は、同一建築物について 2 以上の違反がある場合については、その数を計上している。

5 道路位置指定

(1) 指定する目的

道路は、建築物の利用上及び安全上不可欠なものであるため、建築基準法は、都市計画区域内においては、建築物の敷地は原則として道路に 2m 以上接しなければならないとしている。

建築基準法にいう道路については、同法第42条に規定されているが、同条第1項第1号、第2号及び第4号は道路法、都市計画法等による道路又は計画道路について、同条第1項第3号及び同条第2項は、同法第3章の規定が適用されるに至った際、現に存在する道についての規定である。従って、新たに宅地開発する場合で道路が全くないときや、その他の場合でも先に述べた規定に該当する道路がないときには、そのような土地を建築物の敷地として利用するには、同条第1項第5号の規定により、道路位置の指定を受けることが必要となる。

(2) 指定基準

道路位置の指定を受ける道が適合しなければならない規準は、建築基準法施行令第144条の4及び相模原市建築基準条例第59条の15に規定されている。

(3) 指定後の法的制限

建築基準法第42条第1項第5号の位置指定がされると、指定された土地は建築基準法上の道路となるので、以下の条文による制限が加えられることになる。

- ・敷地等と道路との関係 (法第43条)
- ・道路内の建築制限 (法第44条)
- ・私道の変更又は廃止の制限 (法第45条)
- ・容積率 (法第52条第2項)
- ・建築物の各部分の高さ (法第56条第1項第1号)

(4) 道路位置指定状況(令和2年度)

・指 定(変更含む) 5件 総延長85.99m ・廃 止(一部廃止含む) 3件 総延長33.50m

市 営 住 宅

1 市営住宅の現況

市営住宅は、令和3年4月1日現在で59団地2,827戸、そのうち14団地301戸は借上げ市営住宅となっている。

(1) 直接建設に係る市営住宅 (令和3年4月1日現在)

団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)	団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)
鳩 川	36	59.5	間 の 原	10	27.9～34.3
大 島	120	43.3～46.6	小 網 第 1	8	61.7
富 士 見	270	57.1～70.6	小 網 第 2	5	36.4～36.5
東	224	44.8～70.6	森 戸	3	28.1
文 京	119	48.5～65.5	仲 町 第 2	7	28.1
二 本 松	80	44.8～57.1	仲 町 第 3	2	28.1
石 橋	84	48.5～57.1	仲 町 第 4	2	28.1
淵 野 辺	75	50.5～63.1	上 町	1	34.7
す す き の	60	36.3～77.8	里 之 上	9	31.9
横 山	47	36.9～66.2	奈 良 井	4	34.7
清 新	20	37.9～66.1	川 坂	10	42.7～55.5
星 が 丘	30	37.3～65.5	三 ケ 木	6	28.1
古 淵	43	38.8～67.2	串 川 第 2	3	31.9
東 第 2	60	36.6～65.3	青 根 第 1	5	39.5
田 中 第 2	50	38.9～66.1	青 根 第 2	4	52.5～53.2
上 九 沢	395	38.0～79.8	青 根 第 3	1	40.0
田 名 塩 田	250	38.7～80.7	青 根 第 4	1	46.3
大 野 台	62	34.4～72.4	平 戸	1	28.0
南 台	273	34.4～73.2	松 葉	1	28.0

団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)	団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)
並 木	85	32.2～74.2	内 郷	25	35.0～70.5
中 原	24	55.0～64.7	藤 野	2	28.5
甘 草 塚	1	31.4	沢 井	4	40.5
			佐 野 川	4	28.0～40.5
			合 計	2,526	

(2) 借上げに係る市営住宅

(令和3年4月1日現在)

団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)	団 地 名	管理戸数 (戸)	住戸面積 (㎡)
あじさい住宅上鶴間	19	30.3～35.5	あじさい住宅上溝	18	31.5～43.0
あじさい住宅東橋本	18	34.1～41.0	あじさい住宅大島	20	34.9～43.4
あじさい住宅陽光台	18	31.5～43.0	あじさい住宅上溝東	19	33.7～43.6
あじさい住宅相模台	19	34.0～40.1	あじさい住宅 コンフォールさがみ南	50	37.9～49.9
あじさい住宅富士見	15	32.5～42.9	淵野辺本町住宅	31	34.1～66.4
あじさい住宅古淵	18	31.5～43.0	あじさい住宅下溝	18	33.0～47.9
あじさい住宅二本松	18	30.9～42.8	あじさい住宅相武台	20	33.9～44.2
			合 計	301	

2 市営住宅の建替

団 地 名	建 替 年 度	戸 数	団 地 名	建 替 年 度	戸 数
富 士 見	昭和 53～昭和 57	270	横 山	平成 6～平成 7	47
東	昭和 57～昭和 61	128	清 新	平成 7～平成 8	20
	昭和 62～平成 元	96	星 が 丘	平成 8～平成 9	30
文 京	昭和 58	24	古 淵	平成 9～平成 10	43
	平成 元～平成 3	95	東 第 2	平成 10～平成 11	60
二 本 松	昭和 60～昭和 62	80	田 中 第 2	平成 10～平成 11	50
石 橋	昭和 63～平成 2	54	上 九 沢	平成 12～平成 13	165
	平成 4～平成 5	30		平成 13～平成 14	101
淵 野 辺	平成 3～平成 4	75		平成 14～平成 15	121
すすきの	平成 5～平成 6	60	内 郷	平成 22～平成 23	25
			合 計		1,574

3 特定目的及び単身者向け住宅の設置

区 分	団地数	戸 数
一般単身者向住宅	14	172
身体障害者単身者向住宅	8	22
身体障害者世帯向住宅	19	47
高齢者単身者向住宅	18	344
高齢者世帯向住宅	18	134
老人世帯向住宅	12	92
多人数又は老人同居世帯向住宅	8	54
合 計		865

4 収入超過者数 (令和2年10月1日現在)

対象戸数 (戸)	収 入 超 過 者	
	高額所得者 (人)	その他の超過者 (人)
2,507	2	187

※ 収入超過者……引き続き3年以上入居している者で、入居収入基準額（一般世帯158,000円、高齢者世帯等214,000円）を超える者

高額所得者……引き続き5年以上入居している者で、最近2年間引き続き政令で定める基準額(313,000円)を超える者

平成21年4月から、公営住宅法施行令の一部が改正され、入居収入基準や家賃制度の見直しがされた。平成21年3月以前から入居している者は、5年間は改正前に入居収入基準が適用され、5年経過後は、新基準を適用し、収入超過者等と認定されると、住戸の明渡しの努力義務等が課される。

5 募集状況

(1) 令和2年度総計

区分 (募集回数)	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)
空き家 (4回)	127	1,013	8.0
新築 (0回)	-	-	-
合 計	127	1,013	8.0

<最高倍率> 南台団地単身者向1DK 71.0倍

<最低倍率> 富士見団地一般世帯向3DK 0.0倍
星が丘住宅一般世帯向3DK 0.0倍

ア 特定目的住宅別

区 分	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)
一般単身者向住宅	10	256	25.6
身体障害者世帯向住宅	2	9	4.5
身体障害者単身者向住宅	-	-	-
多人数世帯向住宅	2	2	1.0
老人世帯向住宅	7	54	6.3
高齢者単身者向住宅	14	219	15.6
高齢者世帯向住宅	1	6	6.0
一般世帯向住宅	91	464	5.2
申込住宅不明	-	3	-
合 計	127	1,013	8.0

イ あじさい住宅以外の市営住宅・あじさい住宅別

区 分	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)
あじさい住宅 以外の 市 営 住 宅	新 築	-	-
	空 き 家	113	785
	小 計	113	785
あじさい住宅	新 築	-	-
	空 き 家	14	225
	小 計	14	225
申込住宅不明	-	3	-
合 計	127	1,013	8.0

ウ 住戸型式別

区 分	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)
1DK	24	475	19.8
1LDK	-	-	-
2K	1	2	2.0
2DK	34	271	8.0
2LDK	14	90	6.4
3K	-	-	-
3DK	52	170	3.3
4DK	2	2	1.0
申込住宅不明	-	3	-
合 計	127	1,013	8.0

(2) 令和2年度募集別集計

ア 5月募集

団地名	住戸形式(注1)	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)	構造(注2)
富士見団地	3DK	6	7	1.2	中耐
富士見団地	3DK	1	8	8.0	中耐
東団地	3DK	2	4	2.0	中耐
文京団地	2DK(老)	1	14	14.0	中耐
文京団地	3DK	1	24	24.0	中耐
二本松団地	2DK	2	3	1.5	中耐
二本松団地	2DK	1	5	5.0	中耐
二本松団地	2LDK	1	3	3.0	中耐
二本松団地	3DK	1	3	3.0	中耐
横山住宅	1DK	2	35	17.5	中耐
横山住宅	2DK(老)	1	10	10.0	中耐
横山住宅	3DK	1	4	4.0	中耐
清新住宅	2DK	1	14	14.0	中耐
星が丘住宅	1DK	1	10	10.0	中耐
星が丘住宅	2DK	1	14	14.0	中耐
古淵住宅	2DK(老)	1	7	7.0	高耐
古淵住宅	2LDK	1	28	28.0	高耐
田中第2住宅	3DK	1	1	1.0	高耐
上九沢団地	1DK	1	19	19.0	高耐
上九沢団地	2DK	1	4	4.0	高耐
上九沢団地	2LDK	3	14	4.7	高耐
上九沢団地	2LDK(障)	1	3	3.0	高耐
上九沢団地	3DK	4	4	1.0	高耐
田名塩田団地	2DK	3	7	2.3	中耐
田名塩田団地	2LDK	3	6	2.0	中耐
田名塩田団地	3DK	1	3	3.0	中耐
南台団地	1DK	1	71	71.0	高耐
南台団地	3DK	1	11	11.0	高耐
並木団地	2DK	1	18	18.0	高耐
中原団地	2K	1	2	2.0	中耐
東第2住宅	1DK	1	15	15.0	中耐
東第2住宅	2LDK(障)	1	6	6.0	中耐
すすきの住宅	2DK(老)	1	7	7.0	高耐

団地名	住戸形式(注1)	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)	構造(注2)
あじさい住宅二本松	2DK(高)	1	6	6.0	低耐
あじさい住宅二本松	1DK(高単)	2	14	7.0	低耐
あじさい住宅相模台	1DK(高単)	1	15	15.0	中耐
あじさい住宅古淵	1DK(高単)	1	27	27.0	中耐
あじさい住宅大島	1DK(高単)	1	8	8.0	低耐
あじさい住宅上溝東	1DK(高単)	1	19	19.0	低耐
あじさい住宅下溝	1DK(高単)	1	2	2.0	低耐
あじさい住宅相武台	1DK(高単)	1	18	18.0	中耐
5月募集	計	59	496	8.4	

注1: 対象 (老)老人世帯向、(障)身体障害者世帯向、(高)高齢者世帯向、(高単)高齢者単身者向

注2: 中耐…中層耐火構造、高耐…高層耐火構造、低耐…低層耐火構造

イ 11月募集

団地名	住戸形式(注1)	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)	構造(注2)
富士見団地	3DK	9	25	2.8	中耐
東団地	3DK	1	6	6.0	中耐
文京団地	3DK	1	36	36.0	中耐
二本松団地	2DK	1	10	10.0	中耐
二本松団地	2LDK	1	15	15.0	中耐
石橋団地	2DK	1	9	9.0	中耐
すすきの住宅	2DK	2	13	6.5	高耐
清新住宅	2DK	1	14	14.0	中耐
星が丘住宅	3DK	1	0	0.0	中耐
田名塩田団地	1DK(高単)	1	20	20.0	高耐
田名塩田団地	2DK	2	10	5.0	高耐
田名塩田団地	3DK	1	5	5.0	高耐
南台団地	1DK	2	104	52.0	高耐
南台団地	2DK	2	50	25.0	高耐
内郷住宅	2DK	1	3	3.0	中耐
大島団地	3DK	8	17	2.1	中耐
田中第2住宅	3DK	1	1	1.0	高耐
上九沢団地	2DK	2	5	2.5	高耐
上九沢団地	2DK(老)	1	2	2.0	高耐
上九沢団地	2LDK	3	15	5.0	高耐
上九沢団地	3DK	1	1	1.0	高耐
並木団地	2DK	1	29	29.0	高耐
東第2住宅	2DK(老)	1	13	13.0	中耐
あじさい住宅二本松	1DK(高単)	1	14	14.0	低耐
あじさい住宅大島	1DK(高単)	2	7	3.5	低耐
あじさい住宅上溝東	1DK(高単)	1	34	34.0	低耐
あじさい住宅相武台	1DK(高単)	1	41	41.0	中耐
11月募集	計	50	499	10.0	

注1: 対象 (老)老人世帯向、(高単)高齢者単身者向

注2: 中耐…中層耐火構造、高耐…高層耐火構造、低耐…低層耐火構造

ウ 常時募集

団地名	住戸形式（注1）	募集数(A)	応募数(B)	倍率(B/A)	構造(注2)
東団地	3DK	1	1	1.0	中耐
東団地	4DK（多）	1	1	1.0	中耐
二本松団地	3DK	1	1	1.0	中耐
石橋団地	2DK	1	1	1.0	中耐
石橋団地	3DK	3	3	1.0	中耐
内郷住宅	1DK	2	2	1.0	中耐
内郷住宅	2DK	1	1	1.0	中耐
内郷住宅	3DK	1	1	1.0	中耐
大島団地	3DK	4	4	1.0	中耐
田名塩田団地	2DK	1	1	1.0	高耐
上九沢団地	2DK（老）	1	1	1.0	高耐
上九沢団地	4DK（多）	1	1	1.0	高耐
常時募集 計		18	18	1.0	

注1：対象（多）多人数世帯向、（老）老人世帯向

注2：中耐…中層耐火構造、高耐…高層耐火構造

市 街 地 整 備

1 圏央道インターチェンジ周辺のまちづくり

圏央道（首都圏中央連絡自動車道）の整備に伴い、インターチェンジの開通やアクセス道路の整備による交通利便性が向上したインターチェンジ周辺地区においては、その立地特性を生かし、環境との共生に配慮した産業を中心とする「新たな都市づくりの拠点」や、市内外の産業需要を支える「新たな産業創出の拠点」の形成に向けて取り組んでいる。

（1）当麻地区

圏央道相模原愛川インターチェンジ周辺の立地特性を生かし、産業を中心とした新たな都市づくりの拠点を形成する。

＜主な動き＞

- ・合意形成支援（花ヶ谷戸地区（旧塩田原地区））（平成29年度、平成30年度）
- ・サウンディング型市場調査の実施（谷原・市場地区）（令和元年度）
- ・花ヶ谷戸地区土地区画整理事業施行認可及び同事業区域の市街化区域編入（令和元年度）
- ・当麻宿地区土地区画整理事業の完成及び組合解散（令和2年度）

※平成24年度、当麻宿地区土地区画整理事業施行認可及び同事業区域の市街化区域編入

（2）麻溝台・新磯野地区

産業・みどり・文化・生活等が融合した新たな都市づくりの拠点として、周辺への環境に配慮した都市基盤の整備を進めるとともに、新たな産業用地の創出や良質な住宅の供給に向けて取り組んでいる。

地区全体の早期事業化に向けて、先行して中央部を第一整備地区として事業化したが、大量の地中障害物が発出したこと等により、事業の推進が困難な状況となり、事業の検証を実施した。現在、事業の方向性を判断するための事業計画変更案の作成に向けた取組を進めている。

＜主な動き＞

- ・第一整備地区の仮換地指定（第5回）、建築物等の移転補償、一部について使用収益を開始（平成30年度）

- ・大量の地中障害物の発出等を受け、事業の検証を実施(令和元年度)
- ・事業計画変更案の作成に向けた取組等(令和2年度)

2 良好な市街地の形成

魅力ある市街地の形成を目指し、橋本駅、相模原駅、相模大野駅の3駅周辺を中心市街地として、また淵野辺・上溝・小田急相模原・東林間・古淵の5つの地区を中心的な役割を担う市街地として、道路の整備や公共施設の充実など、まちづくりを推進している。また、市街地形成の重要な要素となる商業の活性化として商業地形成事業にも取り組んでいる。

(1) 橋本駅周辺整備事業

J R横浜線・相模線、京王相模原線、国道16号、国道129号及び津久井広域道路などの広域的な交通軸の結節点である地域特性を生かしながら、相模原駅周辺との連携のもと、「首都圏南西部における広域交流拠点」にふさわしい都市づくりを進めている。

(2) 相模原駅周辺整備事業

相模原駅周辺では、駅前・西門・中央・市役所周辺を4つの拠点地区として位置付け、本市の中心市街地として商業・業務・行政・文化等各種都市機能の集積を図ると共に、魅力と風格と象徴性のある都心部を形成していくことを目指し、土地の高度利用や魅力ある景観形成などを促進することにより、各地区の特色を生かしたまちづくりに取り組んでいる。

相模原・西門地区では「きらめきとときめきの都心「さがみはら」」を、中央地区では「リバティ・タウン中央」をテーマに相模原市の拠点にふさわしい中心商業地の形成を目指し、魅力あるまちづくりを進めている。

(3) 相模大野駅周辺整備事業

相模大野駅周辺地区では、「ふれあいと創造のまち 相模大野」をテーマに、市南部の玄関口に相応しい高度な都市機能を備えた個性と魅力にあふれた市街地を形成するため、相模大野駅周辺地区土地区画整理事業、医療センター跡地整備事業や相模大野駅西側地区市街地再開発事業の実施、中心商業地の形成を進めるなど、活力のあるまちづくりに取り組んできた。

令和元年9月に撤退した伊勢丹相模原店跡地については、まちの核に相応しい土地利用や公共歩廊の機能維持等について、市民の意見を伺いながら、土地所有者と協議を進めている。また、令和2年度には相模大野駅周辺の現状やまちづくりの課題・ポテンシャルなどの整理を行い、その上で、庁内検討組織「相模大野駅周辺まちづくり推進会議」において、当該跡地も含めたまち全体を面として捉えながら、目指す姿「世代を超えて住む人、来る人に愛される持続可能なまちづくり」に向けた検討を行っている。併せて、季節の橋への階段設置や相模大野交差点の歩車分離など、相模大野の安全な歩行者動線の確保や交通負荷の軽減、回遊性の確保を図る事業に取り組んでいる。

(4) 淵野辺地区整備

淵野辺地区は、古くから親しみのある商業地として発展しており、今後もこれらの特徴を生かしながら、新しい時代に対応した機能を付加し、若者たちが集う、にぎわいのあるまちづくりを推進するため、「銀河をかけるまち・ふちのべ」をテーマに事業に取り組んでいる。

また、駅周辺地区については、文化教育施設の立地や地区内人口増加等による駅利用者の増大に対応するため、駅前広場・駅南北自由通路拡幅などの整備を行った。

(5) 上溝地区整備

上溝地区は市内で最も古くから形成されてきた商店街であり、その歴史や人情等を生かしたまちづくりを

進めるため、昭和63年度に策定した街区別整備計画に基づき「歴史とうるおいのある街・上溝」をテーマに各商店街区の特徴を生かしたまちづくりを進めている。

また、駅周辺地区については、主要な交通結節点として位置付けられている駅前広場の整備を行った。

(6) 小田急相模原地区整備

小田急相模原駅周辺地区は、座間市域と一体となり、にぎわいのある商業地を形成している。周辺商業地の開発が進む中で、新しい時代に向けて個性と存在感のある商業地とするため、街区別整備計画が策定され、「躍動のバラエティタウン小田急相模原」をテーマに、各商店街区の特徴を生かした整備が進められている。

また駅北口地区では、商業、業務、住宅等複合的な機能を有する一体的な都市空間の形成と、駅前広場、都市計画道路などの都市基盤施設の整備による交通結節機能の強化を目指し、北口A地区において市街地再開発組合による再開発事業が行われ、平成19年11月に施設建築物(ラクアル・オダサガ)が竣工したほか、隣接する北口B地区についても、市街地再開発組合による再開発事業によりA地区との一体的な整備が行われ、施設建築物(ペアナードオダサガ)が平成25年9月に竣工した。近年では、座間市側の市街地開発事業が進められており、座間市市街地再開発ビルとラクアル・オダサガを横断する歩行者デッキの設置に向け、事業主体である座間市と協議を進めている。

(7) 東林間地区整備

東林間地区は、周辺に大規模な商業地が位置しているため、東林間らしさの創出を図り、魅力ある商業地となるよう、昭和62年度に策定した街区別整備計画に基づき、「緑がかおる出会いのまち…東林間」をテーマに東口街区、西口街区の特徴を生かした整備を進めている。

(8) 古淵地区整備

既存商店街、大型店、ロードサイド店等の様々な商業機能を兼ね備えた市内有数の商業集積地であり、個性的で魅力ある商業地づくりを図るため、「いきいきスタータウン こぶち」をテーマに地区中心商業地として相応しい商業地の形成を目指し、ソフト事業を中心とした事業に取り組んでいる。

3 安全で快適な歩行者空間創出事業奨励金交付制度

魅力あるまちづくり、商業地づくりを目指し、商業地形成事業の一環として、地区計画・まちづくり協定等で定められた地域の、建物の壁面後退の促進を図り、歩行者空間が確保された場合に奨励金を交付する(平成3年度から実施)。

平成30年度	3件	奨励金47千円
令和元年度	5件	奨励金49千円
令和2年度	7件	奨励金104千円

4 市街地整備基金

市街地開発事業の財源を計画的に確保し、都市計画決定された市街地再開発事業や土地区画整理事業などの促進を図るため、必要な資金を積み立てる(平成7年度から施行)。

令和2年度末現在高 407,046千円

【都市整備課…1～4】
【麻溝台・新磯野地区整備事務所…1】
【産業・雇用対策課…2】

都 市 建 設 局

広域交流拠点推進部

広 域 交 流 拠 点 推 進 …… 275



広域交流拠点推進

1 広域交流拠点のまちづくりの推進

本市は、リニア中央新幹線の駅が設置される橋本駅周辺地区と、相模総合補給廠の一部返還地等の土地利用や小田急多摩線の延伸に取り組む相模原駅周辺地区を一体とした「広域交流拠点」の形成に取り組んでいる。

両駅周辺地区それぞれの特性を生かした機能分担のもとで、さらなる商業・業務機能の集積を図り、国内国外を問わず三大都市圏におけるアクセス性の高い立地特性を生かし、首都圏南西部における中心的な地区として周辺都市からの求心性を高めるべく、まちづくりを推進しているところである。

なお、本市をはじめとする首都圏南西部エリアについては、国が策定した首都圏広域地方計画の中で首都圏南西部国際都市群の創出プロジェクトに位置づけられており、首都圏の新しい拠点形成を図ることが記されている。

2 市街地開発事業の調査研究及び事業計画の策定

(1) 橋本駅周辺地区

橋本駅周辺における土地区画整理事業や京王線橋本駅の移設に関する検討のほか、駅前広場や駅周辺道路及び圏央道インターチェンジ方面からのアクセス道路などの都市基盤の配置について関係機関と協議を行った。

(2) 相模原駅周辺地区

相模原駅北口地区のまちづくりコンセプト「多様な交流が新たな価値をうみだす ライフ×イノベーション シティ」を定め、そのコンセプトを基に、市民、関係団体のほか、学識経験者等で構成する相模原駅北口地区まちづくり推進会議で、一部返還地に導入する機能等の検討を行った。

3 リニア中央新幹線の建設促進

リニア中央新幹線は、ＪＲ東海により、現在、品川・名古屋間の開業に向けて事業が進められているところであるが、本市では、市内の工事における安全対策等について、関係機関と調整を図ったほか、車両基地が建設される鳥屋地区等、事業に関連する地域と継続的に懇談するなど、事業の促進に向けた取組を行った。

また、ＪＲ東海との協定に基づく用地取得等事務について、駅部については用地の取得、トンネル部については区分地上権設定のための取組を行った。

【リニア駅周辺まちづくり課…1、2】

【リニア事業対策課…3】

【相模原駅周辺まちづくり課…1、2】

都 市 建 設 局

道 路 部

道 路 整 備		277
道 路 管 理 ・ 補 修		279
駐 車 場 対 策		282
河 川 整 備		285
簡 易 水 道 事 業		287

道 路 整 備

1 道路の沿革と現況

本市の道路は、軍都計画の一環である神奈川県「相模原都市建設区画整理事業」に基づき整備されたものが礎となっている。昭和 14 年から 25 年までの間に、造兵廠から上溝をつなぐ道を縦の幹線（現在の都市計画道路市役所前通り線）、府県道横浜中野線を横の幹線（現在の国道 16 号）及び 500m おきに幹線を整備するという計画により、幅員 4m から 40m の 742 路線、延長 356.4km の道路根幹が形成されたが、その他の地域は、幅員の狭い未整備の道路がほとんどであった。

その後、昭和 33 年、首都圏整備法による市街地開発区域に指定され、首都圏のベッドタウンとして急激な人口及び交通量の増大を見るに至り、市民生活に直結した道路の整備が叫ばれ始めた。

市としては、その要請に応えるべく、市道の新設・改良・舗装等を重点施策として整備を進め、昭和 45 年には総延長 1,368km、舗装率 21.8%となった。その後、着々と整備を進めてきた結果、令和 2 年度末現在では、総延長 2,185km、舗装率 85.4%となっている。なお、平成 22 年 4 月の政令指定都市への移行に伴い、指定区間を除く国道及び県道の管理が移管されたため、市が管理する道路の総延長は 2,427km となっている。

道路の現況

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

	高速国道	指定区間国道	指定区間外国道	主要地方道	一般県道	市 道
路 線 数	1	3	3	11	20	10,779
延 長 (m)	9,900	37,890	51,561	84,428	105,825	2,185,199

2 幹線道路の整備

市内では、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）をはじめとする広域的な幹線道路ネットワークの形成により、交通状況が大きく変化し、企業立地による経済活動の活性化や市民の生活圏拡大、避難路や緊急輸送道路の確保などの効果が発現し、市内の交通状況に変化が見られるようになった。

市では、道路整備を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、平成 22 年 4 月に「相模原市新道路整備計画」を策定し、広域交流拠点都市としての道路ネットワークの形成に向け、主要な道路事業の計画的執行、財源の効率的運用、事業の客観性の確保を図っている。

現在の市内の主要な道路事業としては、インターチェンジへのアクセス性の向上を図るため、圏央道・相模原愛川 IC に接続する県道 52 号（相模原町田）の 4 車線化や JR 相模線との立体交差化、圏央道相模原 IC に接続する津久井広域道路の県道 513 号（鳥屋川尻）までの区間の道路整備を実施している。また、市内の拠点間を結ぶ幹線道路のネットワークを構築するため、都市計画道路等その他の幹線道路について、計画的、重点的な整備を進めている。

今後も、広域道路ネットワークの更なる形成による交通需要の動向や、新たな拠点形成による影響を勘案しながら、必要な対応について検討を進める。

都市計画道路の整備状況

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

路 線 数	総 延 長	改良済延長	改良率
72 路線	176,950m	136,337 m	77.0%

〔令和 2 年度整備実施路線〕

- ・（都）相模大野線 ・（都）相模原町田線 ・（都）宮上横山線

都市計画道路の令和2年度事業実施路線における用地取得状況

番 号	路 線 名	代表幅員	全体延長	計画延長	計画用地 取得面積	用地取得 済み面積	取得率
3・3・3	相模原町田線 (JR立体)	25m	5,020m	480m	12,926 m ²	10,215 m ²	79.0%
3・3・3	相模原町田線 (北里周辺)	25m	5,020m	778m	12,690 m ²	9,574 m ²	75.4%
3・4・6	宮上横山線	18m	4,440m	670m	9,541 m ²	9,521 m ²	99.8%
3・4・11	相模大野線	16m	1,920m	160m	1,214 m ²	1,214 m ²	100.0%

※公共用地先行取得事業特別会計及び土地取得基金で取得した用地含む。

3 人にやさしいみちづくり

人にやさしく誰もが安全に安心して移動できる道づくりとして、道路のバリアフリー化、自転車通行環境の整備、歩道の設置などによる歩行環境の整備を行っている。

道路のバリアフリー化については相模大野駅や橋本駅などの鉄道駅を中心とした地区において、視覚障害者誘導用ブロックの整備や歩道の段差解消、ユニバーサルデザインへの転換を進めている。

自転車通行環境整備については、令和2年3月に策定した「相模原市自転車活用推進計画」に基づき、鉄道駅や公共施設などへのアクセス路線等を中心に自転車レーンなどの整備を行っている。

歩行環境の整備については、通学路の要対策箇所や幹線道路を中心に歩道の設置などを行っている。

なお、指定区間(国直轄管理)となっている国道16号、20号においても歩行者等の安全性確保のため、歩道設置等の対策が進められており現在、国道20号の藤野地区において、歩道整備が行われている。

〔令和2年度整備実施路線〕

・県道76号(山北藤野) ・市道相模原横山 ・市道東林間

4 身近な生活道路の整備

市街地の交通機能の充実や安全な生活環境の確保を図るため、市民生活の交通機能を担う区画道路、区画道路から幹線道路へと導く地域内の道路などの整備を進めており、道路環境の改善や防災機能の強化などを目指し、狭あい道路の拡幅整備等も行っている。

〔令和2年度整備実施路線〕

・市道小山8号 ・市道上溝7号 ・市道上溝375号 ・市道田名611号
 ・市道磯部75号 ・市道大野台22号 ・市道大沼67号 ・市道大沼225号
 ・市道上鶴間669号 ・市道下溝125号 ・市道下溝166号 ・市道下溝535号
 ・市道新戸相武台

5 渋滞ボトルネック対策

「相模原市新道路整備計画」に基づき道路改良を進めているが、一部の幹線道路においては、特定の時間帯・時期・方向に交通渋滞が発生している区間があり、バス交通の定時性・速達性の低下、生活道路への迂回車両の進入による交通安全上の課題等、市民生活への影響が懸念されている。そのため、交差点の改良事業、鉄道等との立体交差事業等を進めている。

(1) 交差点の整備・改良

日常的に渋滞を引き起こしている交差点については、右折レーンの設置等の整備を進め、交通安全上危険な交差点については、形状の改良等を進めている。

〔令和2年度整備実施路線〕

・上中ノ原交差点 ・西橋本一丁目交差点 ・鵜野森旧道交差点 ・相模原高校前交差点

(2) 立体交差の整備

幹線道路と鉄道などが交差する渋滞箇所等においては、立体交差化の検討、整備を進めているところである。現在、相模原愛川ICへのアクセス道路である、県道52号(相模原町田)とJR相模線(原当麻第一踏切)の立体交差化を進めている。

6 災害に強い都市基盤の整備

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、計画的に電線類地中化事業を進めている。

電線類地中化整備の状況

(令和3年3月31日現在)

	国 道	県 道	市 道
路 線 数	2 路線	8 路線	30 路線
整備延長	26,654m	8,908m	13,215m

【路政課…1】

【道路計画課…3～5】

【道路整備課…2、6】

道 路 管 理 ・ 補 修

1 道路管理の充実

道路の適正かつ効率的な管理を行うため、都市基準点の整備や道路境界の確定などにより道路台帳の整備を進めるほか、総合的な道路情報を網羅した SRIMS(相模原市道路情報管理システム)等の管理・運用を行っている。また、道路環境の向上を図るため、美観を損ね、交通の支障にもなる不法占用物の除去に努めるなど、道路占用の適正化を進めている。

路線種別ごとの状況

(令和3年3月31日現在)

年度	種 別	路線数	延長(km)	舗装延長(km)	舗装率(%)
H30	国 道	3	51.6	51.1	99.1
	県 道	31	190.3	177.9	93.5
	市 道	10,716	2,179.9	1,859.2	85.3
	合 計	10,750	2,421.8	2,088.2	86.2
R1	国 道	3	51.6	51.1	99.1
	県 道	31	190.3	177.9	93.5
	市 道	10,757	2,183.0	1,862.8	85.3
	合 計	10,791	2,424.9	2,091.8	86.3
R2	国 道	3	51.6	51.1	99.1
	県 道	31	190.3	177.9	93.5
	市 道	10,779	2185.2	1865.6	85.4
	合 計	10,813	2427.1	2094.6	86.3

※ 本市が管理しない国道16号、国道20号及び国道468号(首都圏中央連絡自動車道)を除く。

市道の認定・廃止路線状況

(令和3年3月31日現在)

年度	認 定			廃 止			市道の総延長・総面積		
	路線数	延長(m)	面積(㎡)	路線数	延長(m)	面積(㎡)	路線数	延長(m)	面積(㎡)
H30	58	2,034	9,862	0	0	0	10,716	2,179,940	12,013,474
R1	42	2,487	12,359	1	30	51	10,757	2,183,047	12,031,916
R2	25	1,475	7,777	3	88	343	10,779	2,185,199	12,046,615

※ 市道の総延長・総面積は、区域変更分を含む。

2 占用物の適正化

道路は、車両の通行や人の往来などの交通の用に供されるばかりでなく、電柱、上下水道、ガス管など市民生活を支える占用物件を敷設する場所としての機能も担っており、特に近年では、都市景観や歩行者への安全配慮の観点から、電線共同溝による地下利用が進められている。

これら道路の占用については、道路法による許可が義務付けられている。

(1) 道路の占用許可 4,832 件

(2) 路上違反広告物の撤去・指導

道路上(電柱、街路樹等)に無許可で掲出されるはり札、立看板等の撤去を行い、街の美観の維持と不法占用の防止を図っている。令和2年度で道路パトロール等により路上違反広告物を撤去した枚数は、951枚である。

3 SRIMS(相模原市道路情報管理システム)の管理・運用

道路法に基づき調製される道路台帳(道路台帳平面図と調書)及び関係する各種図面等を電子化し、一元管理することで、道路財産の適正な維持管理を行うとともに、道路管理業務を含む各種地理関連業務の効率化や市民サービスの向上を図るため「SRIMS(相模原市道路情報管理システム)」の管理・運用を行っている。

本システムで扱う道路台帳平面図等は、平成17年度から数値地形図入力編集システムによる数値地形図化(デジタルデータ化)を進め、平成25年度で緑・中央・南土木事務所管内のデータ整備を終了した(整備延長1,823km)。

津久井土木事務所管内のデータについては、平成30年度から数値地形図化を進め、令和2年度に一部地域(整備延長約48km)のデータを公開した。

4 市民通報アプリ「パッ!撮るん。」の運用

スマートフォンが持つカメラやGPSの機能を利用し、市が管理する道路の破損状況等について市民が手軽に通報できるアプリケーションソフトを公募により市内の事業者と協働で開発し、平成27年4月1日から道路通報アプリとして本格運用を開始した。(令和2年3月23日に公園・放置自転車等を新たな通報範囲として拡大し、市民通報アプリとしてリニューアル)

また、市民からの通報を受けるだけではなく、各土木事務所が実施している道路パトロールにおいても活用するとともに、市民からの通報及び道路パトロールの結果を自動的にSRIMSに取り込む仕組みを構築し、道路の破損箇所等への適切かつ迅速な対応を図っている。

5 道路補修

歩行者や車両が安心して通行できるよう、市民からの要望及び道路パトロールに基づいて国道(指定区間を除く。)、県道及び市道の維持補修を行っている。

道路補修においては、舗装の老朽化による舗装の打換えや側溝が整備されていない道路の側溝敷設などを、工事・委託で対応している。また、除草や舗装・砂利道補修などの比較的軽易なものについては、直営作業で対応している。

道路補修件数(令和2年度)

区 分(内 容)		件 数
路 面	舗 装 道 補 修	2,458
	敷 砂 利	130
	不 陸 整 正	50
側 溝	清 掃	563
	補 修	354
	甲 蓋 架 渡	120
その他	除 草	642
	残 土 処 理	397
	そ の 他	1,924
合 計		6,638

道路維持補修工事(舗装打換え、側溝敷設等)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度
箇 所 数	58	48	41
路 線 数	49	46	39
工事延長 (m)	3,254.1	2,987.3	3,293.3

交通安全施設設置数

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度
ガードレール(km)	0.22	0.76	0.21
カーブミラー(基)	114	121	126
道路標識(基)	16	14	29
道路照明灯(基)	54	10	11
区 画 線(km)	41.49	41.31	36.64

6 道路施設の長寿命化

老朽化が進む道路施設への対応策として、事後的な補修に加え、予防的な修繕を行うことで施設を長寿命化し、維持管理費用の縮減や地域道路網の安全性、信頼性の確保に努めている。

橋りょうやトンネルなどの道路施設は、定期点検で状態を把握し、効率的かつ効果的な対策時期を検討し、修繕計画を立て、計画的に修繕工事や建て替えを行っている。

長寿命化事業の実施数(令和2年度)

区 分(内 容)		数量
橋りょう、 横断歩道橋	定期点検	90 橋
	修繕工事など	22 橋
トンネル、 カルバートなど	修繕工事	3 箇所
舗装	路面性状調査	107 km
	路面下空洞調査	37.8 km
	修繕工事	6.6 km
標識・照明灯など	定期点検	621 基
	修繕・更新工事	8 基
のり面	定期点検	155 箇所
	修繕工事	1 箇所

7 駅前広場、ペDESTロリアンデッキ昇降施設等の適正な管理

橋本駅、相模原駅、相模大野駅等の駅前広場の清掃や、ペDESTロリアンデッキに設けられたエレベーター、エスカレーター等昇降施設の保守点検等を(公社)相模原市シルバー人材センターや当該施設の製造メーカー等へ委託し、管理運営を行っている。

また、平成20年度からは、南昇降施設管理センター(相模大野駅)において、昇降施設の遠隔画像監視を一元管理している。

【路政課…1～7】

駐 車 場 対 策

1 自転車・自動車駐車対策の推進

駅周辺地区における適正な自転車利用を促すため、自転車利用者の啓発・指導を行うとともに放置自転車等の移動を行っている。また、駅周辺の路上駐車による交通渋滞の軽減を図るため設置した市営自動車駐車場の管理を行っている。

2 自転車対策の現況

駅周辺の歩道や駅前広場などに放置されている自転車・バイクは、歩行者や他の交通の妨げ、都市美観の阻害、更には防災・消防などの緊急活動の支障となっている。このような状況を踏まえ、駅周辺の交通環境の整備、自転車駐車秩序の確立を図るため、「自転車駐車場の整備」、「自転車利用者の社会的責任の自覚高揚」、「放置自転車等の指導、撤去の強化」を3本柱とした自転車対策を行っている。また、自転車駐車場の整備については、利用者ニーズに合わせた駐車スペース(平置き)を設置するなどしている。

(1) 自転車駐車場一覧表

市営有料自転車駐車場

(令和2年度実績 単位:台)

	名 称	収容台数			利用台数		
		自転車	バイク	合計	自転車	バイク	合計
1	橋本駅北口第1	816	129	945	215,503	49,019	264,522
2	橋本駅北口第2	1,031	189	1,220	373,016	72,695	445,711
3	橋本駅南口第1	1,150	524	1,674	344,776	151,960	496,736
4	橋本駅南口第2	2,611	49	2,660	689,080	14,140	703,220
5	相模原駅北口	1,640	339	1,979	434,321	32,197	466,518
6	相模原駅南口	1,824	234	2,058	592,865	61,548	654,413
7	矢部駅北口	1,633	306	1,939	360,478	63,076	423,554
8	淵野辺駅南口第1	2,053	75	2,128	691,733	25,580	717,313
9	淵野辺駅南口第2	1,640	15	1,655	521,583	4,642	526,225
10	相模大野駅北口	3,396	276	3,672	1,006,293	74,542	1,080,835
11	相武台前駅北口	314	122	436	57,977	27,633	85,610
12	谷口北口	1,400	107	1,507	413,781	36,348	450,129
13	谷口南口	1,483	89	1,572	465,953	25,881	491,834
14	相模大野駅西側	2,880	70	2,950	1,021,478	31,635	1,053,113
合 計		23,871	2,524	26,395	7,188,837	670,896	7,859,733

路上等自転車駐車場

(令和2年度実績 単位：台)

	名 称	収容台数			利用台数		
		自転車	バイク	合計	無料分	有料分	合計
1	橋本駅北口	96	0	96	164,830	15,563	180,393
2	橋本駅南口第1	70	0	70	20,924	21,279	42,203
3	橋本駅南口第2	43	0	43	46,584	8,421	55,005
4	相模原駅南口第1	5	0	5	8,710	598	9,308
5	相模原駅南口第2	55	0	55	92,860	11,719	104,579
6	淵野辺駅南口第1	75	0	75	21,106	6,317	27,423
7	淵野辺駅南口第2	60	0	60	39,251	8,157	47,408
8	古淵駅	90	0	90	47,682	14,346	62,028
9	相模大野駅北口第1	58	0	58	98,963	11,392	110,355
10	相模大野駅北口第2	105	0	105	123,903	25,590	149,493
11	相模大野駅北口第3	128	0	128	183,071	30,176	213,247
12	相模大野駅南口	77	15	92	8,342	9,936	18,278
13	相模大野駅西側第1	53	10	63	168,253	9,530	177,783
14	相模大野駅西側第2	49	0	49	118,979	8,990	127,969
合 計		964	25	989	1,143,458	182,014	1,325,472

自転車駐車場合計

(令和2年度実績 単位：台)

合 計	収容台数			利用台数
	自転車	バイク	合計	(年間延べ台数)
	24,835	2,549	27,384	9,185,205

(2) 放置防止に関する条例

平成元年12月1日に施行した「自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、駅周辺に放置された自転車等の撤去を実施している。

現在、市内15駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定している。

鉄道線別 1日あたりの放置自転車等の状況

(各年5月調べ 単位：台)

年	横 浜 線 [6 駅]	小 田 急 線 [4 駅]	相 模 線 [6 駅]
H30	46(2)	53(0)	233(11)
R1	49(3)	84(4)	40(3)
R2	39(1)	68(1)	4(1)

※()内はバイク

※中央本線2駅は未調査

駅別自転車等移動台数

(令和2年度実績 単位：台)

駅 前	移 動 台 数		駅 前	移 動 台 数	
	自 転 車	バ イ ク		自 転 車	バ イ ク
橋 本	145	3	相 模 大 野	369	4
相 模 原	173	3	小田急相模原	124	3
矢 部	110	2	相 武 台 前	16	0
淵 野 辺	226	4	東 林 間	25	1
古 淵	88	1	そ の 他	199	6
町 田	45	5	合 計	1,520	32

※相模湖駅、藤野駅は含まず。

(3) 民間自転車駐車場助成制度

駅周辺における駐車需要に応えることを目的として民間自転車駐車場の維持管理等に助成を行っている。

ア 整備費助成

補助率 駐車場の整備に要する経費等の1/2以内 (令和2年度 0件)

イ 維持管理費助成

補助率 駐車部分の土地及び建物に係る固定資産税及び都市計画税相当10/10 (令和2年度 10件
8,360千円)

3 市営自動車駐車場の管理運営

中心市街地や駅周辺地区における交通渋滞の原因となっている路上駐車 of 解消を図るため、市営自動車駐車場の管理運営を行っている。

(1) 自動車駐車場一覧

市営自動車駐車場一覧表

(単位：台)

名 称	収容台数		構 造 形 式	供用年月日
	自動車	バイク		
相 模 大 野 立 体 駐 車 場	794	62	地下1階、地上5階、自走式駐車場、ただし、1階は交通施設広場(バス・タクシー乗降場)	S63. 11. 1
相 模 原 駅 自 動 車 駐 車 場	236	47	地下1階、地上6階、自走式駐車場 ただし、地下1階から地上2階は自転車駐車場	H 9 . 4 . 6
橋 本 駅 北 口 第 1 自 動 車 駐 車 場	747	—	地下2階、地上11階、自走式駐車場	H12. 2. 24
橋 本 駅 北 口 第 2 自 動 車 駐 車 場	401	54	地下1階、地上8階、自走式駐車場 ただし、地下1階は自転車駐車場	H13. 9. 1
小田急相模原駅自動車駐車場	136	—	地下3階、地下2階、自走式駐車場	H19. 12. 2
相模大野駅西側自動車駐車場	698	51	地下1階、地上11階、自走式駐車場 ただし、地下1階及び地上1階の一部は自転車駐車場	H25. 3. 11
合 計	3,012	214		

市営自動車駐車場利用状況

(令和2年度実績 単位：台)

名 称	自動車利用台数	バイク利用台数
相 模 大 野 立 体 駐 車 場	77,858	1,300
相 模 原 駅 自 動 車 駐 車 場	113,517	1,600
橋 本 駅 北 口 第 1 自 動 車 駐 車 場	412,637	—
橋 本 駅 北 口 第 2 自 動 車 駐 車 場	405,665	885
小田急相模原駅自動車駐車場	119,754	—
相模大野駅西側自動車駐車場	402,476	1,693
合 計	1,531,907	5,478

4 駐車場整備地区

駐車場法の定めにより、駐車場の設置を促進すべき地区として指定。

地 区	指定面積(ha)	備 考
橋本地区	37.5	(指定年月日) 昭和62年 3月31日 (変更) 平成 3年 2月28日 (変更) 平成 6年 9月 7日
相模原・西門地区	139	
相模大野地区	30.5	
合 計	207	

5 駐車場法に基づく届出

駐車場法に定める一定規模以上の路外駐車場で、その利用について駐車料金を徴収するものを設置する者から、路外駐車場の位置、規模、構造設備などの内容に関する届出を受理している。

6 附置義務条例に基づく届出

駐車場整備地区内において、特定の用途に供する一定規模以上の建築物の新築、増築、改築などを行う者から、相模原市建築物における駐車施設の附置に関する条例に基づく届出を受理している。

7 相模湖ふれあいパーク

市民及び相模湖を訪れる方の利便性の向上を図るとともに、交流及び憩いの場を提供するために設置(平成9年4月設置)

(1) 施設概要

構 造	鉄筋コンクリート造2階建
施設内容	駐車場、駐輪場、事務室、公衆便所、公園

(2) 駐車場利用状況等

(令和2年度実績 単位:台)

	自転車	バイク	自動車
収 容 台 数	16	26	21
一時利用延べ台数	—	—	10,464
定期利用延べ台数	135	135	84

【路政課…1～6】

【緑区役所区政策課…7】

河 川 整 備

1 河川の現況

市域を流れる河川の現況は、次のとおりである。

河川の現況

(令和3年3月31日現在)

河 川 名	河 川 区 分	区 間	市内延長(km)	管 理 者
相 模 川	一 級	山梨県境～座間市境	35.1	神 奈 川 県
早 戸 川	一 級	蛙沢川合流点～中津川合流点	7.5	神奈川県※1
串 川	一 級	根無沢合流点～相模川合流点	12.1	神 奈 川 県
道 志 川	一 級	山梨県境～相模川合流点	21.7	神 奈 川 県
秋 山 川	一 級	山梨県境～相模川合流点	7.0	神 奈 川 県
金 山 川	一 級	山梨県境～秋山川合流点	0.5	神 奈 川 県
鳩 川	準 用	内出橋下流端～千年橋上流端	6.1	相 模 原 市
	一 級	千年橋上流端～姥川合流点	3.9	神 奈 川 県
		姥川合流点～鳩川分水路との分派点	1.4	神奈川県※2
		鳩川分水路との分派点～座間市境	3.1	神 奈 川 県
鳩 川 分 水 路	一 級	鳩川からの分派点～相模川合流点	0.2	神奈川県※2
鳩川隧道分水路	一 級	鳩川からの分派点～相模川合流点	0.3	神 奈 川 県
道 保 川	一 級	古山暗渠上流端～鳩川合流点	2.5	神奈川県※2
八 瀬 川	準 用	相模川第9雨水幹線分派点～相模川合流点	5.0	相 模 原 市

河川名	河川区分	区間	市内延長(km)	管理者
姥川	準用	姥川第1雨水幹線の吐口～鳩川合流点	6.5	相模原市
境川	二級	緑区川尻地内～根岸橋上流端	16.1	神奈川県
		根岸橋上流端～大和市境	8.0	東京都
小松川	二級	緑区川尻地内松風橋～境川合流点	1.2	神奈川県
本沢	二級	緑区川尻地内砂防堰～境川合流点	2.1	神奈川県

※1 一部国土交通省管理

※2 相模原市が都市基盤河川改修事業として改修及び維持管理を実施

2 河川改修事業

河川改修については、各河川の管理者が実施しているが、神奈川県管理の一级河川 3 河川(上表※2)において、都市基盤河川改修事業として市が改修及び維持管理を実施している。

本市が行っている河川改修事業の対象区間の総延長は 21,730m あり、令和 2 年度末現在の改修済延長は 15,616m、改修率は 71.9%である。

現在、準用河川鳩川については、主に浸水被害解消に向けた改修工事を進めており、緑区田名付近を整備している。

一级河川道保川、準用河川八瀬川及び準用河川姥川の 3 河川については、治水安全度に考慮しつつ、健全な水環境機能の保全・再生をめざし、環境に配慮した多自然川づくりによる河川改修を行っており、一级河川道保川は、南区下溝の県道 52 号(相模原町田)下流付近を、準用河川姥川については、中央区上溝の横山丘陵緑地沿いのせどむら橋上流付近を整備している。

また、準用河川八瀬川については、既設改修区間の多自然川づくりへの対応として、低水路整備を実施してきた。今後は、中央区田名塩田のさかい橋から南区当麻の当麻橋の未改修区間について、ワークショップにより策定された「八瀬川多自然川づくり基本計画」に基づき、自然景観を保全し、市民が楽しめる渓谷ゾーンとして整備する計画である。

河川の改修状況

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

河川名	管理延長(m)	平成 30 年度		整備延長(兩岸平均延長)(m)	令和元年度		整備延長(兩岸平均延長)(m)	令和 2 年度		整備延長(兩岸平均延長)(m)	改修状況		
		護岸整備延長(m)			護岸整備延長(m)			護岸整備延長(m)			河川改修済延長(兩岸整備済み中心延長)(m)	改修率	
一级河川 鳩川	1,370	左岸 右岸	— —	—	左岸 右岸	— —	—	左岸 右岸	— —	—	累計	1,370	100.0%
一级河川 鳩川 分水路	230	左岸 右岸	— —	—	左岸 右岸	— —	—	左岸 右岸	— —	—	累計	230	100.0%
一级河川 道保川	2,530	左岸 右岸	1.6 130.0	66.0	左岸 中州 右岸	0.0 101.3 0.0	0.0 (※)	左岸 中州 右岸	0.0 101.3 0.0	0.0 (※)	累計	1,161	45.9%
準用河川 鳩川	6,100	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	累計	3,600	59.0%
準用河川 八瀬川	5,000	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	累計	3,071	61.4%
準用河川 姥川	6,500	左岸 右岸	0.0 0.0	0.0	左岸 右岸	2.0 2.0	2.0	左岸 右岸	32.0 32.0	32.0	累計	6,184	95.1%
合計	21,730			66.0			2.0			32.0		15,616	71.9%

※中州整備のため、整備延長には含めない。

3 街美化アダプト制度

本市管理河川において、令和3年4月1日現在、5つの団体が街美化アダプト制度により、河川の美化活動を行っている。

活動内容は、除草や清掃、花植えなどを行っている。また、独自の活動として地元小学校の総合学習への協力や子ども会、老人会など周辺地域の方々を招待した川と親しむイベントの開催等、地域住民の憩いの場となるような活動を行っている団体もある。

街美化アダプト団体

(令和3年4月1日現在)

河 川 名	団 体 名	設 立 年	活動面積(ha)	会員数(人)
一級河川道保川	道保川を愛する会(大下地区)	平成16年	0.55	64
	道保川を愛する会(谷戸地区)	平成18年	0.55	50
	道保川・水と魚に親しむ会	平成22年	0.75	24
準用河川姥川	虹吹・せせらぎ憩いの広場	平成24年	0.01	29
一級河川鳩川	自治会法人 畑ヶ中	令和3年	0.03	16

4 二級河川境川の特定都市河川浸水被害対策法に基づく指定

境川は、その源を緑区の城山湖付近に発し、相模原市と町田市の境を南に流下して相模湾に注ぐ、延長約52kmの二級河川である。うち、本市域の延長は24,025mで、中央区淵野辺本町の根岸橋から上流の16,075mを神奈川県が、下流の7,950mを東京都が管理している。

境川流域は、相模原市、町田市、大和市、藤沢市、横浜市、鎌倉市の6市からなり、全体の流域面積は約211km²で、うち、本市域の流域面積は約32km²である。

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、平成26年6月に、二級河川境川及びその流域が、特定都市河川及び特定都市河川流域に指定された。

これにより、特定都市河川流域内において、宅地等以外で行われる1,000m²以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う場合、許可等が必要になった。

雨水浸透阻害行為の許可等の件数

(令和3年3月31日現在)

	許可等の件数	完了件数	貯留浸透施設				
			浸透ます (基)	浸透トレンチ (m)	L型側溝 (浸透式)(m)	透水性舗装 (m ²)	その他貯留 浸透施設 (基)
令和2年度までの累計	101	88	1,488	5,092	3,103	19,024	254 (6,058m ³)

【河川課…1～4】

簡 易 水 道 事 業

1 事業概要

(1) 青根簡易水道

宮ヶ瀬ダム関連工事に伴い、既存水源の枯渇が懸念されたため、安定的な飲料水を確保する目的で、国が補償工事として新たな水源の確保や浄水場等の基幹施設の整備を行い、旧津久井町が引継ぎ、平成15年4月より供用開始された施設で、平成18年3月20日の合併により、市の水道事業として運営している。

(2) 葛原簡易水道・牧野中央簡易水道

葛原簡易水道は、昭和46年4月から給水を開始し、平成24年3月15日付で神奈川県からの認可を受け、市の水道事業として運営している。

牧野中央簡易水道は、平成15年4月に公営水道として給水を開始し、平成27年9月30日及び平成30年3月26日付で同県の認可を受け、市の水道事業として運営している。

2 事業実績(令和2年度)

(令和3年3月31日現在)

	計画給水人口	現在給水人口	給水戸数	年間総給水量	一日平均給水量
青根簡易水道	930 人	550 人	293 戸	287,344 m ³	787 m ³
葛原簡易水道	300 人	291 人	129 戸	23,867 m ³	65 m ³
牧野中央簡易水道	1,386 人	1,323 人	520 戸	93,371 m ³	256 m ³
合計	2,616 人	2,164 人	942 戸	404,582 m ³	1,108 m ³

3 主な水道施設

(令和3年3月31日現在)

		青根簡易水道	葛原簡易水道	牧野中央簡易水道
取水施設	深井戸		1 箇所	9 箇所
	取水管	1 箇所	1 箇所	2 箇所
貯水施設	原水貯留槽	1 基(580 m ³)		
浄水施設	浄水池	1 箇所(816 m ³ /日)		
	膜ろ過設備	1 基(1,100 m ³ /日)		2 基(103 m ³ /日)
配水施設	配水池	3 箇所(560 m ³ /日)	2 箇所(193 m ³ /日)	7 箇所(543 m ³ /日)

4 水質管理

(1) 水質検査

毎年、水道法で規定された水質基準に係る水質検査計画を策定し、これに基づき登録機関への委託による検査を実施し、結果公表を行っている。

(2) 水質管理目標設定

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、国が示す水質基準を補完する項目のうち「水道法で定められた浄水の供給と給水栓での残留塩素濃度 0.1 mg/L 以上の確保」を当該目標として設定し、水質管理を行っている。

【津久井土木事務所…1～4】

都 市 建 設 局

下 水 道 部

下 水 道 事 業 …… 289



下水道事業

1 下水道事業の沿革と現況

本市の下水道事業は、昭和42年からJR相模原駅周辺を中心に、汚水と雨水を同一の下水管で排除する合流式として整備に着手し、その後、神奈川県が相模川流域下水道事業計画を策定したことから、同事業への参画に合わせて雨水と汚水を別々の下水管で排除する分流式へ変更した。

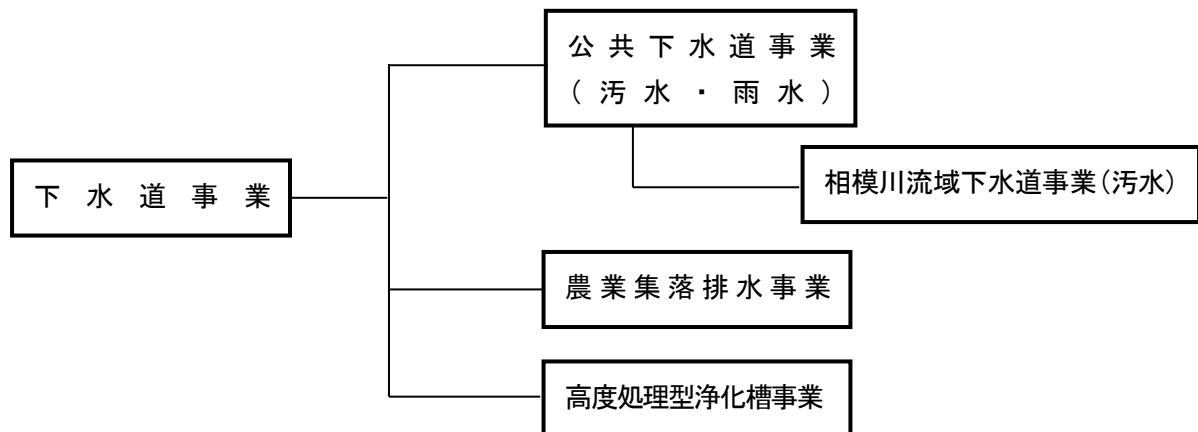
汚水については、平成12年度末には、市街化区域のほぼ全域の污水管整備が完了し、平成14年度からは、市街化調整区域の污水管整備を進めている。

平成18年及び19年の津久井湖・相模湖などの水源を抱える旧津久井4町との合併後は、旧4町の公共下水道整備区域を縮小し、新たに高度処理型浄化槽整備区域の指定を行い、両事業を並行して進めている。また、藤野地区の一部では、農業集落排水処理施設で汚水処理を行っている。

雨水については、市制施行以来の都市化に伴う排水路整備に始まり、昭和40年代から浸水対策として雨水管整備に着手し、昭和50年代からは当該整備を補完するため、雨水調整池の整備にも着手した。

また、更なる都市化の進展に伴う流出量の増加や保水機能の低下に起因する浸水被害に対応するため、平成16年度には「相模原市雨水対策基本計画」を策定し、平成23年度には緊急対策、中期対策及び長期対策の3段階の計画期間を設定した「改定・相模原市雨水対策基本計画」を策定し、緊急性の高い事業から対応を進めている。

平成25年4月からは、下水道事業(公共下水道事業・農業集落排水事業・高度処理型浄化槽事業)の経営状況及び財政状況の明確化を図るため、地方公営企業法の一部適用により企業会計方式を導入し、経理を行うとともに、使用料体系の統一を図った。



2 公共下水道 (汚水・雨水)

(1) 下水道基本計画

本市の下水道基本計画は、相模川流域下水道計画を上位計画として、次のとおり計画されている。

(汚水)	[目標年次]	令和12年	[計画処理区域面積]	10,161.57ha	[計画処理人口]	695,000人
	[排除方式]	分流式	[1人1日最大汚水量]	300ℓ/人・日	[1人1日平均汚水量]	240ℓ/人・日
(雨水)	[目標年次]	令和12年	[計画排水区域面積]	11,839.65ha	[排水方式]	分流式

(2) 都市計画決定、都市計画法事業認可及び下水道法事業計画

ア 都市計画決定

名 称	計画面積(ha)	
相模原都市計画下水道第1号公共下水道	6,545	流域関連 全て分流式
相模湖津久井都市計画下水道 相模湖津久井第1号公共下水道	778	

イ 都市計画法事業認可

名 称	事業期間	総事業費 (億円)	認可面積 (ha)
相模原都市計画下水道第1号 公 共 下 水 道	昭和42年度～ 令和5年度	7,226	6,545
相模湖津久井都市計画下水道 相模湖津久井第1号公共下水道	平成元年度～ 平成30年度	462	778

ウ 下水道法事業計画

〔名称〕相模川流域関連相模原公共下水道(污水)

名 称		処理面積(ha)	計画人口(人)
相 模 原 市		8,393.17	681,682
内 訳	旧 相 模 原 市	6,985.15	637,755
	旧 城 山 町	354.41	19,974
	旧 津 久 井 町	498.14	13,030
	旧 相 模 湖 町	335.89	6,996
	旧 藤 野 町	219.58	3,927

〔名称〕相模川流域関連相模原公共下水道(雨水)

名 称		排水面積(ha)
相 模 原 市		7,647.08
内 訳	旧 相 模 原 市	6,724.80
	旧 城 山 町	276.10
	旧 津 久 井 町	209.28
	旧 相 模 湖 町	221.00
	旧 藤 野 町	215.90

(3) 整備状況

令和2年度末における下水道整備面積は7,706.6ha で下水道処理区域内人口普及率は97.1%、市街化区域内(在日米陸軍相模総合補給廠及び相模原住宅地区を除く)雨水管きよの整備済区域面積は3,648.0ha で雨水排水整備率は55.6%となっている。

(4) 使用料

昭和54年7月1日からの処理開始に伴い、使用者から汚水の排水量に応じて使用料を徴収している。

平成15年4月からは、使用料の徴収事務を県企業庁に委託し、水道料金との一括納付制度としている。

使用料の状況 (各年度末現在 税込)

	調定額(円)	収納額(円)
平成 30 年度	9,488,557,994	7,820,521,351
令和元年度	9,407,304,666	7,728,971,711
令和 2 年度	9,508,967,103	7,706,751,298

(5) 受益者負担金及び分担金

昭和43年度から市街化区域における公共下水道(汚水)の整備費の一部に充てるため、当該年度の整備区域内の土地所有者等から権利を有する土地の面積に応じて受益者負担金を徴収している。

平成14年度からは、市街化調整区域の整備費の一部に充てるため、同様に受益者分担金を徴収している。

なお、旧津久井町、旧相模湖町及び旧藤野町の区域においては都市計画法に規定する区域区分の定めがないため、用途地域が定められている区域は負担金、その他の区域は分担金として徴収している。

受益者負担金の状況 (各年度末現在 不課税)

	調定額(円)	収納額(円)
平成 30 年度	21,181,700	19,160,200
令和元年度	52,070,400	50,116,600
令和 2 年度	15,646,200	15,291,800

受益者分担金の状況 (各年度末現在 不課税)

	調定額(円)	収納額(円)
平成 30 年度	14,868,000	12,892,300
令和元年度	17,881,000	16,166,300
令和 2 年度	13,111,500	11,051,230

(6) 水洗化の促進

ア 水洗化の状況

公共下水道の処理区域では、処理開始の日から3年以内にくみ取便所を水洗便所に、また、浄化槽式の便所は速やかに公共下水道に流す方式に改造することが義務付けられており、令和2年度末には区域内人口697,205人のうち690,923人が水洗化し、水洗化率は99.1%となっている。

イ 水洗化工事資金融資あっせん制度

水洗便所等への改造を促進するため、水洗化工事資金融資あっせん規則に基づき、改造資金の融資あっせんを行っており、市は取扱金融機関に資金を預託することで、貸付利率の軽減を図っている。

- ・融 資 額：改造工事費と改造のための給水工事費の合計額の範囲以内で、大便器1個につき50万円を超えない額で1万円を単位とする。
- ・融資利率：2.50%(平成8年4月1日から)
- ・償還期間：42か月以内

ウ 水洗化工事費特別助成制度

生活保護法による生活扶助を受けている方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受けている方が水洗便所に改造する場合、予算の範囲内において改造工事費と改造のための給水工事費の合計額を助成金として交付している。

エ 未接続家屋訪問指導

平成7年度から公共下水道整備済区域内における未接続家屋の訪問調査、接続指導及び相談業務を実施している。

(7) 水質調査・指導

特定施設及び除害施設に係る各種届出の受付審査業務

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定施設関係届出受付件数	100	103	80
除害施設関係届出受付件数	11	11	4
特定事業場数	502	475	453
除害施設設置事業場数	25	22	24

※特定施設：酸又はアルカリによる表面処理施設など、下水道法により定められた有害物質を含む排水を生じる施設等

※除害施設：特定施設からの下水や下水道の施設等に損傷を与えるおそれのある下水を排除基準に適合するよう処理する施設

公共下水道処理区域内の事業場排水の水質調査

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
調査対象事業場数	85	88	77
調査対象事業場における調査件数	349	366	99
基準不適合の指導に対する改善事業場数	10	10	4

特定施設の設置等に対する立入検査

(単位：件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定事業場への検査件数	47	45	33
除害施設設置事業場への検査件数	5	5	2

(8) ポンプ場

汚水の自然流下が困難な地域においては自然流下が可能なところまで汚水を圧送しなければならないため、現在6箇所のポンプ場を設置している。

市内ポンプ場の施設概要

名 称	所 在 地	計画処理面積 (ha)	計画人口 (人)	計画汚水量 (m ³ /秒)	供用開始日
深堀ポンプ場	南区上鶴間3丁目21番1号	264.10	29,077	0.189	平成元年4月1日
古淵ポンプ場	南区古淵4丁目11番1号	48.30	5,916	0.037	平成5年4月1日
中和田ポンプ場	南区上鶴間本町9丁目51番4号	134.21	16,392	0.101	平成6年4月1日
中淵ポンプ場	中央区東淵野辺2丁目8番11号	67.13	6,491	0.040	平成8年4月1日
当麻ポンプ場	南区下溝1343番地1	745.38	47,285	0.305	平成8年10月1日
久所ポンプ場	中央区水郷田名4丁目1番1号	43.08	3,927	0.025	平成9年4月1日

(9) 合併処理浄化槽の設置補助

公共下水道の早期整備が見込めない区域において、専用住宅又は店舗等併用住宅(いずれも貸家及び販売目的のものを除く。)の既存の単独処理浄化槽又はくみ取便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合(転換)に設置費の補助を行っている。

補助実績

(単位：基)

種 別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
5 人 槽	3	3	0
6・7 人 槽	0	0	1
8 人槽以上	0	0	0
計	3	3	1

(10) 相模川流域下水道事業

相模川の水質保全及び水質源の確保を図る目的で、県及び関係11市町により昭和44年から事業着手した。

翌年度には、城山町、平成元年度からは大磯町・津久井町・相模湖町・藤野町の4町が加わり、平成12年度には16市町(相模原市と旧津久井4町との合併により現在は12市町)の全てが処理を開始した。

本市の汚水が流入する左岸幹線、座間海老名幹線は全線が整備完了となっている。

ア 相模川流域下水道の計画概要

〔排水面積〕 左岸約18,728ha 右岸約11,869ha 計約30,597ha 〔排水方法〕 分流式・一部合流式

イ 相模川流域下水道事業負担金

県と相模川流域の12市町が建設費を負担し、県が整備を進めており、12市町の負担率は計画汚水量の比率によって定められている。

また、施設の維持管理に要する費用は、発生汚水量の比率によって負担額が定められている。

相模川流域下水道事業負担金の負担率と負担額の推移

	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	負担率 (%)	負担額(千円)	負担率 (%)	負担額(千円)	負担率 (%)	負担額(千円)
建 設 費	32.65	270,057	32.65	249,485	32.65	281,780
維 持 管 理 費	35.89	2,620,502	35.84	3,029,815	36.42	2,897,065
計	—	2,890,559	—	3,279,300	—	3,178,845

3 雨水対策関連事業

(1) 雨水調整池の活用

公共下水道の雨水幹線の整備及びその流出先である河川の改修が未了であることから、雨水貯留施設として雨水調整池を活用し、雨水の流出抑制を図っている。

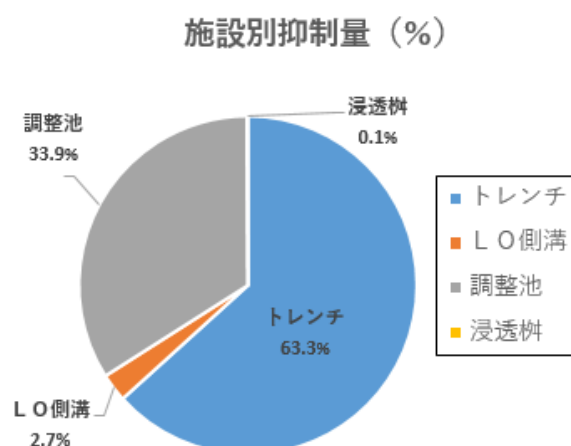
下水道事業者が管理する雨水調整池		(各年度末現在)	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度
管理箇所数	118	118	119
貯留量(m ³)	463,482	463,482	463,747

(2) 雨水浸透施設の設置指導

開発行為等の場合は、区域内の雨水の適切な処理を行うため、開発規模に応じ雨水調整池や雨水浸透施設の設置指導を行っている。

令和2年度開発行為(許可)により設置された貯留浸透施設

	件数	開発面積 (m ²)	雨水抑制量 (m ³)
境川	46	80,216.5	3,442.6
目久尻川	1	987	31.6
相模川	17	21,962.7	832.5
八瀬川	2	17,804.6	216.5
鳩川	32	196,157.8	4,792.5
道保川	2	2,694.2	109.8
姥川	12	61,561.1	2,612.8
串川	1	6,200.8	283.5
計	113	387,584.7	12,321.8



(3) 雨水浸透ます設置助成

雨水の流出抑制及び地下水の涵養等を図るため、一般住宅の新改築などの際に、宅地内に降った雨を地下に浸透させ、雨水の流出を抑えるための雨水浸透ますの設置を指導しており、平成13年4月からは雨水浸透ます設置費用の一部を助成する「雨水浸透ます設置助成金交付事業」制度を創設している。

また、平成18年4月からは、合流改善整備事業対象区域内において、公共汚水ますに雨水管が接続されている場合の雨水管の切離し及び敷地内に雨水浸透ますを設置する工事費用の一部を助成する「合流改善整備促進助成金交付事業」制度を創設し、市民の理解と協力を得てその促進に努めている。

助成金の交付状況

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	総額(千円)	件数	総額(千円)	件数	総額(千円)
新 設	6	140	6	140	6	140
交 換	0	0	0	0	0	0

4 農業集落排水事業

農業集落における生活環境の向上と公共用水域の水質保全等を図るため、緑区牧野に農業集落排水処理施設を整備し、平成8年4月1日から供用開始している。平成27年度にはダム湖のアオコの発生原因とされる窒素・リン除去のため、施設の機能強化(高度化)を図った。

(1) 事業概要

施設名	大久和排水処理施設(大久和、中尾及び川上の一部が対象)
処理方法	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式+砂ろ過
処理対象排水	し尿及び生活雑排水
排除方式	分流式
処理戸数・人口	109戸・244人(令和2年度末現在)
計画区域面積	26ha(実質8ha)
計画汚水量	130m ³ /日

(2) 使用料及び受益者分担金

使用料の状況

(各年度末現在 税込)

	調定額(円)	収納額(円)
平成30年度	2,950,057	2,470,210
令和元年度	2,853,689	2,321,911
令和2年度	2,874,224	2,370,399

受益者分担金の状況

(各年度末現在 不課税)

	調定額(円)	収納額(円)
平成30年度	0	0
令和元年度	150,000	150,000
令和2年度	0	0

5 高度処理型浄化槽事業

公共下水道が整備されていない津久井地域のダム集水区域では、窒素、リンなどを多く含む生活排水がダム湖へ流入し、これらが原因とされるアオコが発生して悪臭など生活環境や水環境を悪化させる原因となっている。

こうしたことから、川や湖の水質保全を図るため、本市では、平成21年7月から下水道整備計画区域外の家屋を対象に、申請に基づき高度処理型浄化槽を設置し、維持管理を行う生活排水処理対策事業に着手した。

(1) 高度処理型浄化槽設置状況(寄付基数を含む)

(各年度末現在 単位：基)

地 区	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
城 山 地 区	7	(0)	[0]	7	(0)	[0]	7	(0)	[0]
津久井地区	444	(44)	[0]	483	(38)	[1]	521	(38)	[0]
相模湖地区	85	(10)	[0]	93	(8)	[0]	99	(6)	[0]
藤 野 地 区	557	(65)	[0]	612	(54)	[1]	648	(36)	[0]
計	1,093	(119)	[0]	1,195	(100)	[2]	1,275	(80)	[0]

※ ()内は当該年度設置基数、[]内は当該年度寄付基数

(2) 使用料及び受益者分担金

使用料の状況

(各年度末現在 税込)

	調定額(円)	収納額(円)
平成30年度	33,826,738	27,695,645
令和元年度	40,049,065	33,061,332
令和2年度	42,490,342	33,837,113

受益者分担金の状況

(各年度末現在 不課税)

	調定額(円)	収納額(円)
平成30年度	15,524,200	13,106,700
令和元年度	15,698,000	14,635,500
令和2年度	12,513,000	10,958,400

市 民 局

区 政 推 進		297
市 民 協 働 推 進		303
人 権 ・ 男 女 共 同 参 画		312
交 通 安 全 ・ 防 犯		316
消 費 生 活		320
国 際		324
ス ポ ー ツ		327
文 化 振 興		336

区 政 推 進

1 区政関係

区役所と本庁部局、又は区役所相互における情報交換や区政運営に係る協議のため、区長会議を開催するなど、区政全般に関する総合調整を行った。また、今後の区役所機能の強化に向けた検討を行った。

(1) 区長会議

各区長、市民局長、市民局次長及び副区長を構成員とし、区役所のあるべき姿や組織・機能について協議を行うとともに、区役所相互及び本庁部局と区役所の情報共有と連携を図った。

令和2年度 2回開催

(2) 区役所機能の強化に向けた調整

各区の個性や特性を生かしたまちづくりを一層推進するため、区役所の機能強化推進会議を開催し、区局間の協議・調整合体の強化、区政総合推進担当職員の配置、地域活性化事業交付金予算の区役所への移管など、区役所機能の強化に向けた検討を行った。

2 市民相談

市民の日常生活上の悩みごとから専門的な諸問題まで広範囲にわたる相談を行っている。

各種相談の開設状況

(令和2年度)

相 談 名 (相談員)	相 談 日						
	緑区役所 市民相談室	中央区役所 市民相談室	南区役所 市民相談室	城山まちづくり センター	津久井まちづく りセンター	相模湖まちづく りセンター	藤野まちづくり センター
市民相談 (市民相談員)	毎 日	月～金曜日	月～金曜日	水曜日 (事前予約)	月曜日	第1・3火曜日 (事前予約)	第2・4火曜日 (事前予約)
法律相談 (弁護士)	水曜日 (当日電話予約)	火曜日 (当日電話予約)	金曜日 (当日電話予約)	第2 金曜日 (事前予約)	第3 金曜日 (事前予約)	5、8、10、2月の 第4 金曜日 (事前予約)	6、9、1、3月の 第4 金曜日 (事前予約)
	第4 木曜日 (事前電話予約)	第1 木曜日 (事前電話予約)	第2 木曜日 (事前電話予約)				
行政相談 (行政相談委員)	第3 水曜日	第2 水曜日	第1 水曜日	奇数月 第2 木曜日	偶数月 第1 金曜日	奇数月 第3 木曜日	偶数月 第2 金曜日
人権相談 (人権擁護委員)	第4 金曜日	第1・3 金曜日	第2 水曜日		第2 水曜日		
税務相談 (税理士)	第2 月曜日 (当日電話予約)	第1 月曜日 (当日電話予約)	第4 月曜日 (当日電話予約)				
登記相談 (司法書士)	第1 木曜日 (当日電話予約)	第4 水曜日 (当日電話予約)	第2 水曜日 (当日電話予約)				
新築・増改築・ 修理等の相談 (相談協力員)	第2 木曜日	第3 木曜日	第1 木曜日				
労働相談 (神奈川県相談員)		木曜日					
社会保険労務士相談 (社会保険労務士)		第1 水曜日					
行政書士相談 (行政書士)	第2 火曜日 (当日電話予約)	第1・3 水曜日 (当日電話予約)	第4 水曜日 (当日電話予約)				
不 動 産 相 談 (宅地建物取引士)	第3 月曜日 (当日電話予約)	第2 金曜日 第4 月曜日 (当日電話予約)	第1 月曜日 (当日電話予約)				

相 談 名 (相 談 員)	相 談 日		
	緑区役所 市民相談室	中央区役所 市民相談室	南区役所 市民相談室
交通事故相談 (弁護士)	第1金曜日 (同一週月曜日から 電話予約)	月曜日 (前週水曜日から 電話予約)	第3月曜日 (前週水曜日から 電話予約)
外国人相談 (外国人相談員) (市民相談員)		英語 火曜日 中国語 水曜日 ベトナム語 木曜日 スペイン語 金曜日 ポルトガル語 金曜日 英語 月曜日 第3水曜日 外国人法律相談 は第1木曜日 (外国人相談時 に予約) ※英語、中国 語、スペイン語、 ポルトガル語に対応	

相談実施件数		(単位：件)	
年 度	H30	R1	R2
市民相談	3,394	3,157	3,962
外国人相談	284	285	481
法律相談	2,268	2,232	2,133
税務相談	205	209	126
登記相談	119	130	71
その他相談	648	662	414
計	6,918	6,675	7,187

3 臨時市民相談会

新型コロナウイルス感染症に起因した市民相談に対応するため、臨時市民相談会を実施した。

(令和2年度 単位：件)

相談件数	緑区役所市民相談室		中央区役所市民相談室		南区役所市民相談室		合計
	10月18日	11月15日	10月10日	11月14日	9月26日	10月24日	
法律相談	1	2	10	11	10	6	40
行政書士相談	0	0	0	3	0	2	5
労働相談	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	2	10	14	10	8	45

4 戸 籍

戸籍事務は本来国が果たすべき事務であるが、出生、認知、養子縁組、婚姻、死亡、転籍等、住民の日常生活と密接な関係にあることから、法律の定めによって、区長が実施している「法定受託事務」である。

本市では、これら諸届を戸籍法その他関係法令に基づき受理し、戸籍に記載、編製するとともに、全部・個人事項証明書(戸籍謄・抄本)、記載事項証明書等の発行により、親族・身分関係を公証している。平成11年11月から戸籍の電算化を実施し、事務処理の迅速化及び効率化を図っている。

本籍数及び本籍人口の推移

(各年度末現在)

年 度	H30	R1	R2
本 籍 数 (戸 籍)	229,934	232,007	233,356
本 籍 人 口 (人)	574,235	576,166	577,279
1戸籍当たりの人口(人)	2.49	2.48	2.47

戸籍届出事件数

(令和2年度 単位：件)

事件の種類	事件総数	事件の種類	事件総数
出 生	6,104	養子離縁	177
死 亡	8,050	転 籍	3,599
婚 姻	5,928	入 籍	1,286
離 婚	1,774	そ の 他	1,924
養子縁組	610	計	29,452

戸籍事務処理事件数

(令和2年度 単位：件)

処理の種類	処理総数	処理の種類	処理総数
新戸籍編製	4,895	戸籍の再製・補完	1
戸籍全部消除	3,546	その他	18
違反通知	19	計	8,479

全部・個人事項証明等諸証明発行件数

(令和2年度 単位：件)

発行の種類	発行総数	発行の種類	発行総数
全部・個人事項証明等	136,996	受理証明	2,893
その他	261	計	140,150

5 住民基本台帳

住民基本台帳制度は、選挙事務、国民健康保険事務及び国民年金事務等において、住民記録の一層の統一性、正確性を図るとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化と事務の合理化を目指したものである。本市では、平成27年10月以降、住民票を有する人に12桁のマイナンバー（個人番号）が付番され、住民票の記載事項に加えられた。

平成29年1月には、戸籍システム・住民記録システムを更新した。

住民基本台帳世帯・人口

(各年度末現在)

年 度	H30	R1				R2			
		合計	日本人	外国人	複数国籍	合計	日本人	外国人	複数国籍
世帯（世帯）	335,994	340,095	327,953	8,870	3,272	344,745	332,635	8,829	3,281
人口（人）	717,414	717,756	701,739	16,017	－	718,219	702,292	15,927	－
男（人）	360,800	360,656	352,743	7,913	－	360,467	352,639	7,828	－
女（人）	356,614	357,100	348,996	8,104	－	357,752	349,653	8,099	－

外国人住民人口（国籍・地域別）

(令和3年3月31日現在 単位：人)

国籍・地域名	人口	国籍・地域名	人口	国籍・地域名	人口	国籍・地域名	人口
中 国	4,313	韓 国	1,623	ネ パ ー ル	425	米 国	319
ベ ト ナ ム	2,551	イ ン ド	615	ブ ラ ジ ル	390	そ の 他	2,891
フィリピン	2,022	カンボジア	455	パキスタン	323	計	15,927

住民基本台帳事務届出件数

(令和2年度 単位：件)

	増の届出				減の届出			
	出生	転入	その他	小計	死亡	転出	その他	小計
件数	4,534	33,949	306	38,789	6,770	30,708	1,147	38,625
	その他(増減なし)					計		
	転居	世帯主変更	修正	その他	小計			
件数	20,024	9,481	23,186	2,875	55,566	132,980		

住民票の写し発行件数

(単位：件)

年 度	H30	R1	R2
発行件数	376,497	339,659	325,819

6 印鑑登録

印鑑登録証明書は、住民の権利、義務の行使に密接な関係をもっており、特に経済取引において重要な役割を果たすもので、市が行う固有事務(相模原市印鑑条例)として、取り扱っている。

本市では、昭和56年から印鑑登録証及び証明書を交付することとし、昭和62年10月(当時は戸籍住民課、各出張所など)からオンライン化により、各区役所区民課、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く。)などで登録及び証明書の交付を行っている。更に平成10年11月に、これまでの印鑑登録証を「さがみはらカード」(磁気)へ切り替えた。

印鑑登録者数 (各年度末現在 単位：人)

年 度	H30	R1	R2
登 録 者 数	438,732	439,522	441,013
新規登録者数	26,200	26,378	26,114

印鑑登録証明書交付件数 (単位：件)

年 度	H30	R1	R2
発行件数	202,378	186,514	172,585

7 個人番号カード

平成27年10月の社会保障・税番号制度の開始に伴い、平成28年1月26日から個人番号カード(マイナンバーカード)の交付を開始した。令和3年2月から、交付窓口を7か所から17か所に拡大し、各区役所区民課及び各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南まちづくりセンターを除く。)で交付を行っている。

個人番号カード交付件数 (単位：件)

年 度	H30	R1	R2
交付件数 (累計)	19,137 (114,441)	26,549 (140,990)	83,696 (224,686)
年度末現在の 普及率	15.9%	19.6%	31.4%

8 窓口サービスの拡充

市民サービスの向上を更に図るため、平成28年1月26日から、平日の他、休日や夜間(午後11時まで)に個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等(マルチコピー機設置店舗に限る)において住民票の写し、印鑑登録証明書の交付を受けられるサービスを開始した。平成29年4月3日からは戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写し、平成30年1月4日からは、市民税・県民税課税(非課税・所得)証明書、市民税・県民税納税証明書、固定資産税・都市計画税納税証明書(償却資産含む)の交付サービスも開始した。

また、連絡所における住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書、印鑑登録証明書、各税証明書の交付等を行っている。

閉庁日の対応では、戸籍届出の受付や住民票の写し等の交付申請を受付する休日窓口サービスコーナーを平成5年1月より開設している。また、平成17年4月から、あらかじめ平日に電話で予約をすれば、住民票の写し等を土曜日、日曜日や休日に受け取ることができる、電話予約サービスを導入している。更に、平成20年4月から、毎月第2・4土曜日の午前中に窓口を開設している。

また、市民に身近な場所で利便性の高い窓口サービスを提供するため、神奈川県が行っている一般旅券の申請受理や交付等に関わる事務の移譲を受け、平成24年度に相模大野パスポートセンターを、平成25年度に橋本パスポートセンターを開設した。

(1) コンビニエンスストアにおける証明書交付サービス概要

取得できる証明書 及び開始年月日	住民票の写し、印鑑登録証明書 平成28年1月26日開始 戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し 平成29年4月3日開始 市民税・県民税課税（非課税・所得）証明書、市民税・県民税納税証明書、固定資産税・都市計画税納税証明書（償却資産含む）※単独所有分のみ 平成30年1月4日開始
利用店舗	セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、コミュニティ・ストア、 ポプラ、日本郵便、イオンリテール、ココカラファイン ※マルチコピー機設置店舗に限る
利用カード	個人番号カード（利用者証明用電子証明書の暗証番号登録があるもの）
利用時間	午前6時30分～午後11時（土日祝日含む） ※戸籍全部（個人）事項証明書と戸籍の附票の写しについては、 午前9時～午後5時（祝日を除く月～金）
休止日	12月29日～1月3日及びシステムメンテナンス時

コンビニエンスストアにおける証明書交付件数

（単位：件）

年 度	H30	R1	R2
住民票の写し	15,816	23,450	37,388
印鑑登録証明書	12,725	19,210	29,123
戸籍全部（個人）事項証明書	1,829	2,984	4,030
戸籍の附票の写し	175	261	403
課税証明書	2,855	3,963	5,260
納税証明書	387	563	655

(2) 連絡所設置状況

設置年月日	名 称	設置場所	設置年月日	名 称	設置場所
H3. 4. 1	相 原 連 絡 所	相原公民館に併設	H18. 3. 20	津久井中央連絡所	津久井生涯学習センターに併設
H5. 4. 1	大 沼 連 絡 所	大沼公民館に併設	H19. 3. 11	牧 野 連 絡 所	牧野公民館に併設
H6. 7. 1	大 野 台 連 絡 所	大野台公民館に併設		佐 野 川 連 絡 所	佐野川公民館に併設
H9. 4. 6	上 鶴 間 連 絡 所	上鶴間公民館に併設	H25. 3. 15	相模大野駅連絡所	bono相模大野ノースモール4階
H9. 11. 4	相模原駅連絡所	シティ・プラザさがみはら	H25. 4. 1	橋 本 駅 連 絡 所	シティ・プラザはしもと
H10. 4. 5	光が丘連絡所	光が丘公民館に併設			

(3) 休日窓口サービスコーナー設置状況

市役所本庁舎、緑区役所、南区役所の3か所

(4) 日直代行員制度

城山総合事務所、津久井総合事務所、相模湖総合事務所、藤野総合事務所の4か所

(5) 電話予約申請件数

H30年度	住民票の写し：404件	戸籍の附票：7件	印鑑登録証明書：92件	…	計	503件
R1年度	住民票の写し：643件	戸籍の附票：9件	印鑑登録証明書：280件	…	計	932件
R2年度	住民票の写し：567件	戸籍の附票：4件	印鑑登録証明書：242件	…	計	813件

(6) 第2・4土曜日の窓口開設状況

開設年度	開設場所	処理件数(件)
H30	緑区役所、中央区役所、南区役所、国民健康保険課	23,880
R1	緑区役所、中央区役所、南区役所、国民健康保険課	28,804
R2	緑区役所、中央区役所、南区役所、国保年金課	31,505

(7) パスポートセンター設置状況

設置年月日	名 称	設置場所
H25. 3. 15	相模大野パスポートセンター	b o n o 相模大野ノースモール4階
H25. 6. 3	橋本パスポートセンター	シティ・プラザはしもと

9 住居表示

本市では昭和39年5月1日から令和3年3月31日までに56.25km²（全市域の17.1%）について住居表示を行った。
また、街区表示板の交換や新設、新築建物に係る住居番号の設定等を行った。

令和2年度 住居番号の設定 1,876件

10 (仮称)新斎場整備事業

(仮称)新斎場の整備に向け、地域住民・地域団体への事業説明等を行うとともに、最終候補地「青山」における地形測量や土砂災害対策など、基本計画の検討及び自主的な環境影響調査を実施した。

11 市営斎場

(1) 施設概要

- ・所在地：南区古淵5丁目26番1号
- ・構 造：鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階建
- ・規 模：敷地面積 22,617m² 建築面積 2,942m² 延床面積 4,234m²
- ・供用開始：平成4年10月26日

(2) 施設内容

- ・葬儀施設：大式場(100名)、小式場(70名)、式場控室2室、宗教者控室、霊安室
- ・火葬施設：火葬炉11基（燃料 都市ガス）、告別ホール3か所、収骨室3室
- ・待合施設：洋室10室（40名4室・20名6室）、待合ロビー、売店、更衣コーナー、授乳コーナー、キッズコーナー

(3) 指定管理者による斎場の管理運営（平成27年度より制度導入）

- ・指定管理者：相模トラリアム・五輪・宮本工業所企業体
- ・指定の期間：平成30年4月1日～令和5年3月31日

(4) 利用実績

【火葬炉】

(単位:件)

年 度	火 葬 炉 利 用 状 況							
	総数	12歳以上	12歳未満	死胎	改葬	身体の一部	市内	市外
H30	6,363	6,196	24	97	2	44	5,955 (93.6%)	408 (6.4%)
R1	6,336	6,169	20	98	4	45	6,016 (94.9%)	320 (5.1%)
R2	6,538	6,395	11	86	8	38	6,255 (95.7%)	283 (4.3%)

【式 場】

(単位:件)

年 度	総数			大式場利用状況					小式場利用状況				
	通夜	告別式	計	市内		市外		小計	市内		市外		小計
				通夜	告別式	通夜	告別式		通夜	告別式	通夜	告別式	
H30	657	657	1,314	325	325	0	0	650	331	331	1	1	664
R1	652	653	1,305	319	319	0	0	638	333	334	0	0	667
R2	610	611	1,221	292	293	2	2	589	316	316	0	0	632

【霊安室】

(単位:件、日)

年 度	霊 安 室 利 用 状 況					
	総数		市内		市外	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数
H30	259	1,027	258	1,022	1	5
R1	244	931	242	927	2	4
R2	189	647	187	644	2	3

【区政推進課】

市 民 協 働 推 進

1 自治会

自治会は、地域住民の自主的な自治団体として、コミュニティの形成や地域活動を推進する上で大きな役割を果たしており、安全・安心で住みよいまちづくりのため多種多様な活動を展開している。

本市は、重要な政策である「いきいきとした地域コミュニティをつくります」を推進する上で、自治会を重要なパートナーとして位置付け、積極的に自治会活動を支援するとともに、自治会と協働して事業を進めている。

平成 25 年 8 月には相模原市自治会連合会と連携基本協定を締結し、10 月には相模原市自治会連合会との協働による自治会加入促進プロジェクトの一環として自治会加入促進の具体的な取組を検討する相模原市自治会加入推進協議会を発足した。また、同年 11 月、当該協議会の構成団体である不動産関係団体と相模原市自治会連合会及び本市との間で自治会への加入促進に関する協定を締結し、自治会の活性化と加入促進に向けた各種施策に取り組んでいる。

令和 3 年 4 月 1 日現在、市内には 589 の自治会があり、22 の地区ごとに各自治会が地区自治会連合会を組織し、さらに 22 地区自治会連合会により相模原市自治会連合会が組織されている。各地区の自治会数及び加入世帯数は次表のとおりである。

(1) 自治会加入状況

(令和3年4月1日現在)

地区自治会連合会	自治会数	加入世帯数	世帯数の増減 (前年比)	地区自治会連合会	自治会数	加入世帯数	世帯数の増減 (前年比)
橋 本	31	13,803	△ 120	大野北	36	13,570	△ 161
大 沢	17	5,437	△ 322	田 名	16	6,434	△ 259
城 山	12	5,603	△ 115	上 溝	16	6,292	△ 175
津久井	61	6,378	△ 182	中央区計	192	59,211	△ 913
相模湖	31	2,232	△ 46	大野中	33	17,581	△ 55
藤 野	50	2,543	△ 35	大野南	32	18,477	△ 65
緑区計	202	35,996	△ 820	麻 溝	23	3,823	△ 55
小 山	9	5,386	△ 69	新 磯	33	3,251	△ 43
清 新	16	5,654	△ 79	相模台	27	11,871	△ 104
横 山	23	3,633	△ 28	相武台	32	6,158	△ 98
中 央	33	7,265	13	東 林	15	10,029	△ 104
星が丘	14	3,654	△ 61	南区計	195	71,190	△ 524
光が丘	29	7,323	△ 94	総 計	589	166,397	△ 2,257

(2) 自治会等集会所建設補助

自治会が集会所を新築、購入、増築、改築する場合は140㎡までを対象に、集会所用地の購入については200㎡までを対象に、経費の2分の1以内の額を補助している。

また、バリアフリー改修をする場合は経費の3分の2(補助限度額200万円)を、修繕をする場合は経費の2分の1(補助限度額250万円)を、太陽光発電システムを設置する場合は経費の2分の1(補助限度額200万円)を補助している。(実績：修繕7件 バリアフリー改修1件 用地購入2件)

自治会等集会所建設補助事務は、各区役所地域振興課および城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンターで行っている。

(3) 自治会等集会所建設資金融資

自治会が集会所を新築、購入、増築、改築、バリアフリー改修または修繕する場合、補助対象経費から補助額を控除した額の範囲で融資を受けることができる。また、自治会が集会所用地を購入する場合でも同様である。建物、土地共に利子は年2%、返済は10年以内。(融資実績：継続16件)

(4) 自治会等集会所賃借料補助

自治会が集会所用地として借地する場合は、賃借料の2分の1(賃貸借契約又は使用承諾期間が1年以上、借地面積200㎡までとする)の額を補助している。

また、自治会が集会所として借家する場合においても、賃借料の2分の1(賃貸借契約又は使用承諾期間が1年以上、借家面積140㎡までとする)の額を補助している。

自治会等集会所建設賃借料事務は、各区役所地域振興課および城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンターで行っている。(実績：用地2件)

(5) ふれあい広場の設置

地域住民の軽スポーツ、レクリエーション、文化活動等のコミュニティ活動を促進するため1公民館区2箇所を限度として「ふれあい広場(多目的広場)」の設置を進めている。設置箇所数は令和3年4月1日現在で40か所となっている。

また、ふれあい広場の維持管理については、地域で組織する「広場管理運営委員会」または自治会と「街美化アダプト制度(ふれあい広場管理)合意書」を締結し、地域の自主的な運営により行っている。

(6) 自治会掲示板活用促進事業

自治会掲示板の活用促進を図るため、自治会掲示板活用促進事業により掲示板及び交換用板を作成・配布

し、自治会掲示板の活用を促進している。

令和2年度配布状況 新規 34 基(うち雨対策掲示板 14 基)、交換用板 60 枚(うちマグネット交換用板 1 枚)

令和3年4月1日現在 : 2,435 基

2 市民協働意識の普及啓発

自治会等の地域活動や NPO 等の市民活動をはじめ、協働の取組を取りまとめた「協働ニュース」を発行し、市ホームページ等を通じて発信するなど、市民協働意識の普及啓発を行った。

また、市内に協働の意識の普及や取組の推進を図るため、市民協働推進主任及び市民協働推進員を設置するとともに、市職員に対して協働に関する研修を実施した。

- ・令和2年7月 市民協働推進主任への協働に関する研修
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修資料を配布し、自主学習による研修として実施。
- ・令和2年11月及び令和3年3月 協働ニュース創刊号、第2号の発行
- ・令和3年3月 市民局研修「協働事業提案制度の事例見学」
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

3 市民協働推進審議会

(1) 市民協働推進基本計画の推進

令和2年3月に策定した「第2次市民協働推進基本計画」に基づき、皆で担う地域社会の実現に向け、各施策の推進を図るとともに、相模原市市民協働推進審議会等において進行管理等を実施した。

(2) 市民協働推進審議会

市民協働推進条例に基づき、同条例の目的を達成し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定された市民協働推進基本計画の進行管理及び第2次市民協働推進基本計画の進行管理に関する検討並びに協働に関する必要な事項について調査審議し、答申をした。

- ・第1回 令和2年9月10日 協働事業提案制度事業の進捗状況の報告
市民協働推進基本計画の進行管理の検討
- ・第2回 令和2年11月26日 協働事業提案制度事業の審査についての答申案の検討
第2次市民協働推進基本計画の進行管理方法の検討

4 市民協働の推進

(1) さがみはら市民活動サポートセンター

市民活動を支援する事業として、情報の発信や活動の場の提供、相談の受付、市民活動活性化のための講座等を行っている。

ア 事業概要

- ・事業実施場所：中央区富士見6丁目6番23号 けやき会館3階
- ・延床面積：162.49 m²
- ・設置日：平成14年10月20日
- ・協働運営：特定非営利活動法人さがみはら市民会議(平成18年4月1日から)
- ・会議室等利用者数：3,813人、相談件数：211件、登録団体数：367団体(令和3年3月31日現在)

イ 主な事業（令和2年度）

事業名	実施日等	会場等	実績等
NPOよろず無料相談会	令和2年4月～令和3年3月	サポートセンターほか	相談件数 16件
広報紙「さぼせんナウ」の発行	年5回（4月、8月、10月、12月、2月）発行	市内の公共施設等に配布	発行部数 各1,500部
NPO法人の会計講座	令和2年9月26日、10月17日、11月14日、12月5日、令和3年1月23日	けやき会館ほか	参加者数延 48人
利用者懇談会	令和3年2月21日	オンラインにて開催	参加者数 60人

※さぼせんキッズタウン“ゆめみはら”及びさがみはら市民活動フェスタは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

（2）街美化アダプト制度

市民が自主的に地域の公園、緑地など公共スペースの美化活動等を行い、市が活動を支援する、市民と市とのパートナーシップに基づくまちづくりとして街美化アダプト制度（里親制度）を推進した。

実施状況

（令和3年3月31日現在）

	実施箇所数	活動団体数		実施箇所数	活動団体数
緑地	38	31	河川敷	7	7
街区公園等	485	308	市道等	61	61
緑道	59	36	ポイ捨て禁止重点地区	2	6
雨水調整池	1	1	ふれあい広場	40	27
児童遊園	25	23	合計	718	500

（3）特定非営利活動促進法に基づく設立認証等の事務

ア 認証・認定特定非営利活動法人に関する事務

特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動法人の設立にあたっての事前相談や設立認証、事業報告書等の受理を行った。令和3年3月末日現在の法人数は以下のとおり。

- ・相模原市所管法人数 231 法人
- ・令和2年度新規認証法人数 5 法人
- ・相模原市認定法人数 12 法人
- ・相模原市特例認定法人数 0 法人

イ 指定特定非営利活動法人に関する事務

寄附金税額控除の対象となる法人を指定する「個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」について、1法人における寄附金を受け入れる期間を更新した。

- ・指定特定非営利活動法人数 12 法人（令和3年3月末日現在）

申 出 期 間	令和元年12月16日～令和2年1月31日	令和2年6月15日～令和2年7月31日
申 出 法 人 数	-	更新1法人
指定審査会開催日	-	令和2年9月23日～10月14日（書面会議）
条例で指定した日	-	令和3年1月1日

ウ 各種講座の実施

特定非営利活動法人に対し、さがみはら市民活動サポートセンター主催の会計講座等を実施した。

- ・実施回数 計13回（基礎講座、ステップアップ講座、会計講座、助成金申請のポイント講座、広報スキルアップ講座、労務の基本講座、事業報告書の書き方講座）

※広報スキルアップ講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

(4) 協働事業提案制度

市民活力を活かせる地域社会の実現に向け、市民と行政がお互いの提案をもとに、協働して地域課題や社会的課題の解決を図っていくための仕組みである協働事業提案制度を運用した。(制度として実施できるのは、最大で3年間)

ア 提案の種類

- ・市民提案(市民から提案された課題で、応募は団体に限る)
- ・行政提案(行政から提案した課題で、応募は団体に限る)
- ・アイデア提案(個人提案も可・随時受付)

イ 事業スケジュール

- ・事前相談期間：通年受付（令和3年度開始事業は令和2年5月29日まで）
事前相談件数：5件
- ・提案の募集：令和2年6月16日～30日
提案件数：市民提案4件
- ・協議期間：令和2年7月～9月下旬
- ・公開プレゼンテーション・審査会：令和2年10月24日開催
対象提案件数：3件
- ・事業化決定の内示：令和2年12月
採択件数：3件／市負担金合計額5,800,000円
- ・事業実施に向けた協議、事業実施(令和3年4月～)

ウ 事業検証・評価

- ・公開事業報告会：令和2年10月18日開催、対象事業9件
(令和元年度で終了した事業、令和2年度が最終年度となる事業が対象)
- ・公開中間ヒアリング・審査会：令和2年10月24日開催、対象事業4件
(令和2年度が1年度目、2年度目で、次年度継続を希望する事業が対象)

(5) 市民・行政協働運営型市民ファンド

市民と行政が役割分担に基づき、市民が自主的に市民活動を支援する仕組みを活用し、社会貢献を行う団体の活動の活性化を図った。

- ・寄附金額：900,432円(基準日：令和2年10月31日)
- ・助成事業の募集：令和2年10月19日～令和2年12月18日
- ・応募件数：18件(ファーストステップコース10件、ステップアップコース8件)
- ・公開プレゼンテーション・審査会：令和3年2月27日開催
- ・交付決定件数：18件(交付決定額 1,974,500円)

(6) 地域活動・市民活動ボランティア認定制度

皆で担う地域社会の実現に向け、地域活動・市民活動への参加を促すきっかけづくりとして、これから社会に出る若い世代のボランティア意識を醸成するため、大学生が行う公益活動実績を認定した。

認定証の贈呈(活動実績)：学生10名及び1団体に贈呈

(7) さがみはら地域づくり大学

協働の観点での地域活動や市民活動を促進するために必要な知識や技術を体系的に学べる場として設置し、平成27年6月に開講。平成28年度からは、市民・大学交流センターの指定管理業務として、公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムが運営を行った。

- ・実施講座数：15講座(基礎・応用コース 各5講座、専門講座5講座)
- ・会場：ユニコムプラザさがみはらほか

- ・受講者数：延べ 119 人

(8) 大学地域連携

公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの会員として、大学と地域の連携によるまちづくりを推進している。

ア 目的 相模原市と町田市を生活圏とする地域の大学、NPO、企業、行政など様々な主体が連携し、それぞれの特性を活かした協働を通じて、教育学習、人材育成及び地域発展に関する事業を行い、魅力あふれる地域社会を創造する。

イ 正会員 35 団体(大学・専門:17、NPO：2、企業・経済団体・公益法人：14、行政：2)

ウ 賛助会員 9 団体(企業：5、法人：4)

エ 事業概要 ①教育学習事業（多彩な学びの場を市民に提供する事業）

②人材育成事業（まちづくりの担い手を育成する事業）

③地域発展事業（新たな文化・福祉・産業の発展に寄与する事業）

(9) 大学との包括連携

大学と市が、様々な分野に関する包括的・継続的な連携を推進することにより、地域の課題解決及び活性化、人材育成等を図り、市のまちづくりに寄与することを目的に「包括連携協定」を締結した。

- ・協定締結大学（市内大学：7、市外大学：5）

平成 26 年 5 月 相模女子大学・相模女子短期大学部

平成 26 年 11 月 青山学院大学、麻布大学、桜美林大学、和泉短期大学、女子美術大学

平成 27 年 2 月 北里大学

平成 27 年 8 月 東海大学、横浜国立大学

平成 28 年 11 月 多摩美術大学

令和元年 9 月 東京家政学院大学

令和 2 年 11 月 法政大学

- ・協定に基づく連携事業実績件数 414 件（令和元年度実績）

5 市民・大学交流センター（愛称 ユニコムプラザさがみはら）

(1) 設置目的

地域活動や市民活動を行う市民と高度な専門性や豊富な人材を有する大学が連携して、福祉、健康、環境等、様々な分野に関する地域課題の解決や地域の活性化を図り、快適で魅力あるまちづくりを推進する拠点として設置した。

(2) 施設概要

- ・所在地：南区相模大野 3 丁目 3 番 2－301 号
- ・構造：鉄筋コンクリート
- ・施設面積：2,965.82 m²
- ・開所日：平成 25 年 3 月 15 日

(3) 施設内容

ア 一般利用施設

施設名称	施設内容
セミナールーム 1、2	公開講座、シンポジウム、交流会が開催できる施設
実習室 1	調理実習の設備を整えた、セミナーなどに利用できる施設
実習室 2	水周り設備を充実し、実験や制作、セミナーなどに利用できる施設

施設名称	施設内容
ミーティングルーム 1～5	5つのミーティングルームを備え、様々な規模の会議や、打合せに利用できる施設
ＡＶスタジオ	専門の撮影・録音・編集機材が揃った、ムービー作品や放送用の番組制作に利用できる施設
マルチスペース	7室まで分割が可能なパーティションを備えた、イベント・展示、会議及び打合せなどを行える施設

イ シェアードオフィス

施設名称	施設内容
シェアードオフィス1～3	大学の専門性などを活かして、地域の課題解決や活性化のための新たな活動拠点となる事務スペース

ウ 情報コーナー

施設名称	施設内容
大学情報コーナー	大学の教育・研究活動や地域貢献活動など、様々な大学の情報を発信する展示コーナー
地域情報コーナー	地域活動・市民活動など、様々な地域の情報を発信するコーナー

(4) 利用実績(令和3年3月31日現在)

ア 一般利用施設 (利用人数)

(単位：人)

セミナールーム1	セミナールーム2	実習室1	
6,957	7,293	1,261	
実習室2	ミーティングルーム1	ミーティングルーム2	ミーティングルーム3
3,405	1,269	860	1,661
ミーティングルーム4	ミーティングルーム5	マルチスペース	ＡＶスタジオ
3,593	2,652	4,130	1,081

イ シェアードオフィス等入居・出展の実績

(令和3年3月31日現在)

施設名称	入居・出展数	施設名称	入居・出展数
大学情報コーナー (4㎡)	15団体	シェアードオフィス1	10団体
大学情報コーナー (1㎡)	2団体	シェアードオフィス2	3団体
地域情報コーナー	9団体	シェアードオフィス3	2団体

ウ リエゾン(橋渡し)機能

市民と大学が連携を深め、課題を共有し、大学の専門性と人材を活用して地域課題の解決や地域の活性化に取り組むための橋渡し機能。

・連携実績件数 28件 (令和3年3月31日現在)

6 市民健康文化センター

(1) 設置目的

市民の健康の保持及び増進並びに文化及び福祉の向上のために、市民の誰もが、運動、文化、レクリエーション活動等の多彩な目的に利用できる複合施設及び開かれた市民相互の交流の場として設置した。

(2) 施設概要

・所在地：南区麻溝台1872番地1

- ・構 造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階 地上2階
- ・規 模：敷地面積 7,987.76 m² 建築面積 4,080.63 m² 延床面積 6,191.22 m²
- ・設置日：昭和58年11月18日

(3) 施設内容

1階	プール	一般用25m、児童用15m、幼児用変形型(スライダー付)、ウォータースライダー、ジャグジー、採暖室
	浴室	健康趣向の浴室(一般浴槽、泡沫浴、超音波浴)
	カフェ	軽食、喫茶等
	多目的広場	各種集い、展示会等ふれあいの場
	多目的会議室1	各種会議、講演会等多目的に利用できる会議室
2階	講習室1・2・3	囲碁、将棋、講習会、各サークル活動等
	茶室	茶道、華道の学習、サークル活動等
	工作室	附属設備として焼成炉室に陶芸窯を備えているほか、作陶、手工芸、木工芸など
	多目的会議室2	カラオケ、ダンスなど

(4) 利用実績(令和3年3月31日現在)

【有料施設】 (単位：人)

プール			浴室		
大人	小人	小計	大人	小人	小計
18,760	12,527	31,287	16,892	506	17,398

多目的会議室1	多目的会議室2	工作室	講習室	茶室	陶芸窯	計
4,744	7,401	875	6,250	160	263	68,378

【無料施設】 (単位：人)

ふれあい広場	展示コーナー	幼児コーナー	交流コーナー	計
10,993	46	956	3,026	15,021

7 北市民健康文化センター(愛称 LCA国際小学校北の丘センター)

(1) 設置目的

市民の健康の保持及び増進並びに文化及び福祉の向上のために、市民の誰もが、運動、文化、レクリエーション活動等の多彩な目的に利用できる複合施設及び開かれた市民相互の交流の場として設置した。

(2) 施設概要

- ・所在地：緑区下九沢2071番地1
- ・構 造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階 地上3階
- ・規 模：敷地面積 9,072.88 m² 建築面積 4,454.68 m² 延床面積 9,069.68 m²
- ・設置日：平成11年5月3日

(3) 施設内容

地下1階	駐車場	65 台収容
1 階	プール	25mプール、流水プール、幼児・児童用プール、ウォータースライダー (2 基) ジャグジー、採暖室
	展示コーナー	作品展示等
2 階	障害者プール	15m プール
	娯楽室	囲碁、将棋等に利用できる洋室
	談話室	休憩、談話等に利用できる和室
	会議室	各種会議、講演会等多目的に利用できる会議室
	講習室	陶芸、木工等のための講習室、準備室に陶芸窯設置
3 階	浴室	健康趣向の浴室 (一般浴槽、気泡浴槽、低温サウナ)
	大広間	芸能等の鑑賞、発表等に利用できる和室 (舞台付)

(4) 利用実績(令和3年3月31日現在)

【有料施設】 (単位：人)

プール			浴室		
大人	小人	小計	大人	小人	小計
26,809	22,409	49,218	18,511	343	18,854

会議室	講習室	陶芸窯	多目的ルーム	計
2,138	1,468	121	981	72,780

【無料施設】 (単位：人)

障害者プール	大広間	談話室	娯楽室	ロビー	展示コーナー	リフレッシュルーム	計
4,287	965	1,588	602	0	395	1,909	9,746

8 市民協働によるまちづくり

(1) 地区まちづくりを考える懇談会

まちづくり会議の委員と市が意見交換や情報共有をしながら、地域の特性や地域資源を生かしたまちづくりを協働して考える場を設け、住みよいまちづくりを推進するため、令和2年10月から令和2年11月にわたり市内7会場で開催し、市長のほか副市長、テーマ関連局長等が出席して、各地区で設定したテーマについて意見交換が行われた。なお、15地区については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために中止となった。

テ ィ マ の 分 類	件数	構成比(%)
①現在、地区で重点的に取り組んでいるもの	7	70.0
②今後、地区で取り組んでいく必要があるもの	3	30.0
合 計	10	100.0

※テーマ分類を複数選択している地区があるため、テーマ数とは一致しない。

【参考】

テ ィ マ の 分 野	件数	構成比(%)	テ ィ マ の 分 野	件数	構成比(%)
地域防災	3	33.3	自然環境の保全	0	0.0
高齢者の見守り・子育て環境	0	0	地域活性化	1	11.1
防犯・交通安全	1	11.1	その他	4	44.4
			合 計	9	100.0

(2) まちづくり会議

地域において公共的な活動をしている団体等が、地域資源の発見、魅力づくりなど地域のまちづくりの課題を自主的・自立的に話し合い、課題解決に向けた活動に協働して取り組むための会議で、22のまちづくり区域にそれぞれ設置されている。

(3) 地域活性化事業交付金

より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、まちづくり区域ごとに、市民の自主的な課題解決や地域の活性化に資する事業に対して、交付金を交付する。

地域活性化事業交付金の交付事務は、各区役所まちづくりセンターで行っている。

交付実績：56件 19,137千円

(緑区：26件 6,123千円 中央区：19件 8,379千円 南区：11件 4,635千円)

9 市民活動サポート補償制度

ボランティア活動をしている皆さんが安心して活動できることを目的として、万一の事故に備えて設けられた制度。補償の対象となる活動は、市内に活動の拠点を置く団体や個人が、無償で計画的・継続的に行う奉仕・福祉・教育・青少年育成・自治会活動など。補償の対象者は、これらの活動を行う団体や個人と、その活動者に同行する市に登録した未就学児。

補償の内容

区 分			補償金額(限度額)		区 分			補償金額(限度額)	
損 責 害 任 賠 保 償 險	対人(身体賠償)		1名	1億円	傷 害 本 人 保 險 事 故	死亡保険金	1名	500万円(*)	
			1事故	5億円			後遺障害保険金	1名	500万円(*)
	対 物	財物賠償	1事故	1,000万円		入院保険金	1名	1日 3,000円	
		保管物賠償	1事故	500万円			通院保険金	1名	1日 2,000円

*熱中症・食中毒については、限度額300万円

区 分		補償金額
特 定 疾 病	死亡弔慰金	1名 50万円

※特定疾病とは、既往症でない急性心疾患・急性脳疾患並びに熱中症等以外の疾患をいう。

【市民協働推進課】

人権・男女共同参画

1 男女共同参画の推進体制

(1) 相模原市男女共同参画審議会

市民、学識経験者等により男女共同参画に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申を行うために設置(令和2年度：1回開催)

(2) 相模原市男女共同参画専門員

男女共同参画に関する「市の施策についての意見、苦情、相談」及び「性別による人権侵害に対する相談、苦情」を処理するために設置(令和2年度：申出件数0件、問い合わせ件数0件)

(3) さがみはら男女共同参画推進員

公募市民により、男女共同参画に関する事業の企画・運営及び広報・啓発活動等の事業を実施

事業担当(令和2年度：5人)・・・啓発イベントの企画・運営

広報担当(令和2年度：4人)・・・情報誌「ともに」の編集・発行

2 「さがみはら男女共同参画推進条例」に基づく年次報告書の作成

「さがみはら男女共同参画推進条例」及び「第2次さがみはら男女共同参画プラン21」に基づき、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての年次報告書(令和元年度分報告)を作成し、公表した。

3 審議会等への女性委員の登用の推進

政策や方針決定過程の場における男女共同参画を推進するため、市審議会等の委員構成について、女性委員が4割以上となるよう、関係各課・機関に働きかけた。

市審議会等における女性委員の参画状況

(令和3年3月31日時点)

	委員数(人)	女性委員数(人)	女性委員比率(%)
法律・条例設置	1,793	650	36.3
要綱等設置	703	187	26.6
計	2,496	837	33.5

4 男女共同参画の推進に関する啓発事業

(1) 地域啓発事業

例年、市内大学、商業施設等において啓発物品の配布を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(2) 男女共同参画研修等支援事業

内 容 市内事業所等が開催する男女共同参画に関する研修等へ講師を派遣した。
派遣回数 3回

(3) 情報誌「ともに」の発行

発行部数 年2回 各8,000部

(4) DV被害者サポート講座の開催

例年、民生委員・児童委員を対象に実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため講座に代えて資料(リーフレット)配布を行った。

5 相模原市立男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)の管理・運営

男女共同参画推進の活動拠点である「男女共同参画推進センター(ソレイユさがみ)」の管理・運営を行った。

(1) 指定管理者によるセンターの管理運営(平成16年度から指定管理による運営)

- ・指定管理者：特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら(通称：NPO法人サーラ)
- ・指定の期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

(2) 管理業務の内容

- ア 男女共同参画を推進するための事業の実施に関する業務
(講座等の開催、情報コーナーの運営、市民・団体等の相談・支援)
- イ センターの施設の利用の承認等に関する業務
- ウ センターの施設等の維持管理に関する業務

(3) 主な実績

ア 意識啓発や就労支援等の各種講座等の開催(令和2年度実施状況)

区 分	講座数	回 数	参加状況(人)				保育利用 (人)
			総 数	女 性	男 性	不明	
主催事業	7	11	286	218	68	0	0
共催事業	15	25	383	308	65	10	10
合 計	22	36	669	526	133	10	10

※ 上記のほか、新型コロナウイルス感染症等の影響により、全20講座・68回が中止となっている。

イ 施設の貸出(令和2年度利用状況)

区 分	専用利用者数(人)	専用利用率(%)	個人利用者数(人、セミ5・6)
セミナールーム1・2・3・4・5・6	19,770	51.2	362

ウ 登録団体の活動支援

男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする登録団体に対し、使用料の減免やミーティングルームの利用、情報提供等の支援を実施した。(令和2年度末現在登録団体数：99団体)

6 ソレイユさがみ女性相談事業

令和2年度利用状況

(相談専用電話 042-775-1777)

区 分		相談日(※1)	時間	件数
一 般 相 談		毎週月・水・金・土・日曜日	午前10時～午後5時	1,762
		毎週火・木曜日	午前10時～午後6時	
専 門 相 談	法律相談	毎月第1・2・3木曜日(※2)	午後2時～4時	26
	心の相談	毎月第2土曜日及び 偶数月第4土曜日	午後2時～4時20分	6
			計	1,794

(※1) 第4月曜日、年末年始を除く

(※2) 木曜日が5回ある月は、第1・2・4木曜日

7 DV相談支援事業

相模原市配偶者暴力相談支援センター令和2年度利用状況

(相談専用電話 042-772-5990)

相談日・時間(※)	相談等件数	
毎週月・水・金・土・日曜日 午前10時～午後5時 及び 毎週火・木曜日 午前10時～午後6時	合 計	1,242
	相談に係る件数	1,205
	配偶者等からの暴力の相談	881
	交際相手からの暴力の相談	24
	その他暴力の相談	300
	問い合わせ等に係る件数	37

(※) 第4月曜日、年末年始を除く

8 人権施策の推進

平成31年1月に改定した、人権施策に関する基本理念と主要な人権分野における施策の方向性を体系的に示す「相模原市人権施策推進指針」に基づき、総合的な人権施策の推進に取り組んだ。

9 人権施策の推進体制

(1) 相模原人権啓発活動地域ネットワーク協議会

横浜地方法務局相模原支局、相模原人権擁護委員協議会、相模原市が連携して人権啓発活動を推進するために設置(令和2年度：3回開催)

(2) 相模原市人権施策審議会

市民、学識経験者等により人権施策の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申を行うために設置(令和2年度：3回開催)

10 人権啓発事業

(1) 人権パネル展

人権メッセージパネルの展示を通して、市民等の人権の大切さを考えていただく機会とすることを目的に実施した。

実施日	実施場所
令和2年 9月26日～10月 5日	シティ・プラザはしもと6階多目的スペース
令和2年10月 6日～10月13日	南区合同庁舎1階ロビー
令和2年10月15日～10月21日	あじさい会館1階ロビー

(2) 人権の花運動

花の苗等を児童が協力して育てることにより、命の大切さや他人を思いやる心を育むことを目的に実施した。

実施日	実施校	参加児童数
令和2年 9月15日	陽光台小学校	73人
令和2年 9月23・25日	大野小学校	73人
令和2年11月11日	共和小学校	93人
令和2年11月18日	旭小学校	91人
令和2年11月20日	谷口台小学校	165人
令和2年11月25日	清新小学校	30人

(3) SHINING SMILE 人権の集い さがみはら

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(4) ホームタウンチームと連携した啓発活動

ア 試合会場での啓発

実施日	会場
令和2年11月 3日	相模原ギオンスタジアム(SC相模原試合会場)
令和2年11月14日	相模原ギオンスタジアム(ノジマステラ神奈川相模原試合会場)

イ 駅頭での啓発

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

【人権・男女共同参画課】

交通安全・防犯

1 交通安全

(1) 交通事故の状況

令和2年中(1月～12月)の市内での交通事故発生件数は、1,975件で、前年に比べ240件(10.8%)の減少となっている。また、交通事故死者数は前年の7人から4人増加し11人となっている。

本市では、市内全体の交通事故件数に対し、自転車及び高齢者が関係する事故の割合が高い状況にある。

市内交通事故発生状況

(各年12月31日現在)

年	平成30年	令和元年	令和2年
件数(件)	2,546	2,215	1,975
死者(人)	14	7	11
負傷者(人)	2,912	2,566	2,273

(令和2年相模原市交通事故統計)

令和2年 種類別事故件数

(令和2年12月31日現在)

種類	件数(件)	死者(人)	負傷者(人)
自転車関係事故	648	1	625
高齢者関係事故	672	6	381

(令和2年相模原市交通事故統計)

(2) 交通安全思想の普及及び啓発

ア 交通安全教室

自転車の乗り方、信号機の見方等正しい交通ルールの体得と交通安全意識の高揚を図るため、幼稚園・保育園等を対象に交通安全教室を行った。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から12月まで中止

・令和2年度交通安全教室開催実績 16回、受講者 延べ480人

イ 自転車安全講習会の実施

自転車を利用する機会が多く交通事故が多発している高校生を対象として、交通ルールの理解を深め、事故の実態と原因を踏まえ地域の具体的事例を取り入れた実践的な講習会を実施した。

・令和2年度交通安全講習会開催実績 3校、受講者 延べ2,440人

ウ 違法駐車等防止区域の指定

市民・事業者・市が協力して、違法駐車等による交通事故や交通渋滞を解消し、市民の安全で良好な生活環境を保持することを目的に、平成11年10月に「違法駐車等の防止に関する条例」を施行し、中心市街地3鉄道駅周辺を重点区域に指定している。

エ 交通安全団体の活動の推進

(ア) 相模原交通安全協会・相模原南交通安全協会・相模原北交通安全協会・津久井交通安全協会

悲惨な交通事故を防止するため、運転者の立場から交通安全対策を図るために設立され、各種交通安全運動、法令講習会等を行っている各交通安全協会に対し、活動費等を助成した。

(イ) 相模原市交通安全母の会連合会

地域において母親の立場から各季の交通安全活動や、高齢者世帯を訪問して交通安全を呼びかける「高齢者世帯セーフティ・アドバイス事業」などの活動を行っている。

(3) 自転車の安全で適正な利用の推進

市民等、事業者、関係団体及び行政が協働して、安全で適正な自転車の利用に取り組み、自転車の事故防止、秩序ある利用の推進、安全で安心して利用できる環境の形成を推進するため、「相模原市安全に安心して自転車を利用しよう条例」を平成 29 年 12 月に制定した。同条例のうち、自転車事故に備えた保険等への加入の義務化については平成 30 年 7 月 1 日から施行した。

2 防 犯

(1) 犯罪認知状況

令和 2 年中(1 月～12 月)の市内での犯罪認知件数は、3,276 件で、前年に比べ 693 件(△17.4%)の減少であり、平成 15 年をピークに減少傾向となっている。また、罪種別では窃盗犯が約 8 割を占めている。

市内犯罪認知件数

(各年 12 月 31 日現在 単位:件)

年	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	合 計
平成 30 年	22	196	3,285	194	83	463	4,243
令和元年	25	200	3,038	187	22	497	3,969
令和 2 年	22	168	2,529	162	25	370	3,276

(令和 2 年神奈川県警察犯罪統計)

(2) 防犯灯

ア 防犯灯の設置及び維持管理

夜間における犯罪を未然に防止するため、LED 防犯灯の設置及び維持管理を行った。

- ・令和 2 年度末灯数 49,628 灯(市管理)

イ 防犯灯設置費等、維持管理費補助

自治会が管理する防犯灯の維持管理等に要する経費に対し補助を行った。

- ・令和 2 年度維持管理費補助 1,906 灯

(3) 防犯講習会・防犯パトロール

犯罪のない安全・安心なまちづくりのために、保育園等において、防犯対策に関するアドバイスや不審者対応訓練等を実施した。また、青色回転灯装備車両による防犯パトロール等を行った。

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4 月から 12 月まで中止

- ・令和 2 年度防犯講習会開催実績 16 回、受講者 延べ 519 人
- ・令和 2 年度青色回転灯装備車両(青パト)によるパトロール 109 回

(4) 防犯活動の推進

ア 地域防犯活動団体

(ア) 地域防犯活動団体が防犯活動に必要な物品の購入に要する経費に対し補助を行った。

- ・補助率 1/2(補助限度額 50,000 円)
- ・令和 2 年度補助団体数 10 団体

(イ) 地域防犯活動団体が設置する防犯カメラの購入及び設置等に要する経費に対し補助を行った。

- ・補助率 9/10(補助限度額 160,000 円/台、補助限度台数 5 台/団体)
- ・令和 2 年度補助団体数 26 団体(59 台)

イ 相模原防犯協会・相模原南防犯協会・相模原北防犯協会・津久井防犯協会

犯罪のない明るい社会を実現するため、犯罪の防止及び防犯意識の高揚のための啓発活動、各種防犯運動を行っている各防犯協会に対し、活動費等を助成した。

(5) 「安全・安心メール」による情報の発信

犯罪情報や不審者情報について、電子メールで希望者の携帯電話やパソコンに配信を行った。

(6) 「走るこども 110 番の家」の実施

郵便局やタクシーなどの民間車両のほか、市の公用車や清掃車等により、子どもたちなどから助けを求められたときや不審者を見かけたときなどに子どもたちを保護し、警察に通報する「走るこども 110 番の家」を実施している。

・「走るこども 110 番の家」設置台数 1,984 台（令和 3 年 4 月 1 日現在）

(7) 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者やその家族が直面している各般の問題に対し、相談支援を行った。

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電話相談のみ実施

(8) 暴力団排除の推進

市民、事業者及び行政が一体となって暴力団排除を推進するため「相模原市暴力団排除条例」に基づき、市民の意識啓発を図るとともに、市の事務事業からの暴力団排除を実施した。

3 相模原市及び各区安全・安心まちづくり推進協議会

相模原市安全・安心まちづくり推進協議会は、市民、地域団体、事業者、行政機関が協働して、地域における犯罪及び交通事故の防止等に取り組むことにより、すべての人が安全で安心して暮らし、活動できる相模原市を実現することを目的に、平成 17 年 7 月 26 日に設立した。

平成 30 年 4 月 26 日に、地域の実状等に応じ主体的に事業展開できるよう組織の見直しを行い、市安全・安心まちづくり推進協議会に加え、各区に安全・安心まちづくり推進協議会を設立した。

(1) キャンペーンの実施

ア 防犯運動

・安全・安心まちづくり旬間 ・年末年始特別警戒

イ 交通安全運動

(ア) 各季の運動

・春の全国交通安全運動 ・夏の交通事故防止運動 ・秋の全国交通安全運動
・年末の交通事故防止運動 ・交通事故死ゼロを目指す日

(イ) 年間運動

・交通安全ひとこえ運動 ・自転車マナーアップ運動 ・高齢者交通事故防止運動
・二輪車交通事故防止運動 ・暴走族追放運動 ・違法駐車追放運動 ・飲酒運転根絶運動

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためキャンペーン等を控え、チラシ等による周知等を主として実施

(2) 安全・安心パトロールの実施

毎月 20 日の「市民交通安全の日」に警察、小学校、交通安全協会等と連携して、小学校の通学路において安全・安心パトロールを行った。

(3) 「こども 110 番の家」の設置

地域ぐるみの防犯活動として、子どもたちが、登下校時や公園等で遊んでいる時に、「知らない人からの声掛け」、「痴漢」や「つきまとい行為」の被害を受けたり、受けそうになった時に安心して避難できる場所として、一般家庭、商店、事業所等の協力により「こども 110 番の家」を設置している。

・「こども 110 番の家」設置数 4,187 か所（令和 3 年 4 月 1 日現在）

(4) 安全・安心まちづくり標語・ポスターの募集

防犯及び交通安全意識の高揚を図り、安全・安心まちづくり運動の一環として、小・中学生を対象に安全・

安心まちづくりに関する標語・ポスターの募集を行った。

令和2年度応募数 (単位：点)

	標 語	ポスター
応 募 数	395	143

(5) 安全・安心まちづくり表彰の実施

防犯及び交通安全等の安全・安心まちづくりの推進に功労のあった個人・団体や、安全・安心まちづくり標語・ポスターの入賞者への表彰を行った。

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、表彰式は中止

- ・安全・安心まちづくり功労表彰
- ・安全・安心まちづくり標語・ポスター入賞者の表彰

(6) 自転車安全運転普及イベントの開催

- ・スケアード・ストレイト事業

(7) 安全・安心まちづくりに関する地域活動の支援

地域において安全・安心まちづくり活動を実施している団体に対して助成を行った。

- ・各区安全・安心まちづくり推進協議会支部(22 地区)
- ・相模原市交通安全母の会連合会
- ・地区交通安全母の会(11 地区)
- ・青色パトロール実施団体

(8) さがみはら安全安心ステーションの運営

さがみはら安全安心ステーション（相模原南警察署町田駅南口臨時警備出張所）の運営を行った。

(9) 高齢ドライバーの交通事故防止に向けた啓発活動

高齢者の運転に起因する事故を無くすため、警察や関係団体と連携した広報・啓発活動や、運転適性検査等の講習会を実施した。

4 路上喫煙の防止対策

「相模原市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、市民等の身体及び財産の安全及び安心の確保を図り、市民の生活環境の向上に資するための事業を行った。

(1) 路上喫煙重点禁止地区及び路上喫煙禁止地区の指定

市内全鉄道駅(16 駅)及びこれらに近接する保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校の外周道路(49 か所)を路上喫煙禁止地区として指定し、指定地区内での喫煙を禁止している。また、中心市街地 3 鉄道駅周辺については、路上喫煙重点禁止地区にも指定している。

(2) 路上喫煙防止指導員の設置

路上喫煙重点禁止地区及び路上喫煙禁止地区に路上喫煙防止指導員を配置し、路上喫煙者に対し路上での喫煙行為を止めるよう指導等を行った（令和2年度指導等数：981 件）。

(3) 啓発活動の実施

「相模原市路上喫煙の防止に関する条例」の周知及び路上喫煙防止を図るため、例年市内鉄道駅において啓発キャンペーンを実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止し、啓発チラシや物品を市の公共施設に配架した。

5 落書き行為の防止対策

市民等、事業者、建物所有者及び市が連携し、市民が安心して快適に暮らすことができる環境の確保に資することを目的に、「相模原市落書き行為の防止に関する条例」に基づき対策を講じた。

- ・令和2年度消去用具等の貸出し件数 2件

【交通・地域安全課】

【緑区役所地域振興課】【中央区役所地域振興課】【南区役所地域振興課】

消 費 生 活

1 市民参加による消費者行政

(1) 消費生活審議会

消費生活基本計画等に係る意見を答申するとともに、消費生活に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議した。

- ・第1回（書面開催）：

令和2年 8月25日～9月7日 第2次相模原市消費生活基本計画について
令和元年度相模原市消費者行政の概要について ほか

- ・第2回（Web開催）：

令和3年 2月1日 令和元年度相模原市消費生活基本計画年次報告書（案）について

(2) 消費者月間事業

消費者保護基本法（現在の消費者基本法）の施行20周年を機に、毎年5月を「消費者月間」と定め、消費者の利益を守り、豊かな社会生活を築くため、行政・事業者・消費者が一体となった取り組みを行うことで、市民の消費生活の向上と消費者意識の高揚を図る機会とする。

- ・消費者月間特別事業

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

- ・その他取り組み

啓発動画の庁舎内放送、本庁舎内館内放送、メールマガジン・LINEマガジンの配信等

(3) みんなの消費生活展

消費者が確かな知識や判断力を身につけ、情報を正しく理解し、適切な行動ができる自立した消費者となるよう、パネルや物品の展示等を通じて必要な情報を提供する機会とする。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(4) 消費者被害防止啓発キャンペーン

悪質商法による高齢者等の被害の未然防止のため、高齢者等を見守る方へ向けて、啓発資料の配布や消費生活相談事例の情報提供等を実施する。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(5) 関東甲信越ブロック高齢者被害防止共同キャンペーン

悪質商法被害の増加、広域化を踏まえて、毎年9月に関東甲信越ブロックを中心とする自治体間で広域的に連携し、高齢者被害防止に関する取組を実施することで、被害の拡大防止及び未然防止を図る機会とした。

ア 関東甲信越ブロック共同事業「高齢者被害特別相談」

- ・内 容：高齢者を対象とした消費生活特別相談
- ・実施日：令和2年9月21日～23日 午前9時～午後4時（21、22日：午前9時～正午、午後1時～4時）
- ・場 所：消費生活総合センター

イ 啓発チラシの作成・配布

- ・市内公共施設等：13,000枚
- ・パルシステム神奈川ゆめコープと連携したチラシ配布事業：11,000枚

(6) 関東甲信越ブロック若者被害防止共同キャンペーン

悪質商法被害の増加、広域化を踏まえて、毎年1～3月に関東甲信越ブロックを中心とする自治体間で広域的に連携し、若者の悪質被害防止に関する取組を実施することで、被害の拡大防止及び未然防止を図る機会とした。

ア 関東甲信越ブロック共同事業「若者トラブル188番」

- ・内 容：若者を対象とした消費生活特別相談を実施
- ・実施日：令和2年1月11日～13日 午前9時～午後4時（11日：午前9時～正午、午後1時～4時）
- ・場 所：消費生活総合センター

イ その他取り組み

- ・大学及び専門学校のお知らせメールを通じた注意喚起：2校4,148名に配信
- ・はたちのつどいにおける啓発冊子の配架：令和3年1月11日

2 学習機会の提供

(1) 講師派遣事業

住民自治団体及び消費者団体等が自主的に企画した講座等へ講師を派遣した。

- ・派遣回数：全3回
- ・延参加者数：834人

※新型コロナウイルス感染症の影響により、予約のあった計9回の講座を中止とした。

（令和2年4月7日（1回目の緊急事態宣言）から10月12日まで当該事業を休止した。）

(2) 大学等との消費者被害防止のための懇談会

市内大学・専門学校の学生担当者と行政が集い、学生の消費者被害の実態などについて意見交換し、学生への指導の一助とするためWebにて懇談会を開催した。

- ・実施日：令和3年3月19日
- ・内 容：若者の消費生活相談の状況、学生に多いトラブル事例の紹介、若年者への消費者啓発等

(3) 若年層に向けた消費者教育事業

ア 夏休み子ども消費者教室

小学校5・6年生を対象に、夏休み期間に実習等を通じて、消費者として必要な知識を身につける機会とする。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

イ 金融教育支援事業【相模原市協働事業提案制度を活用】

高校生が正しい金融知識・ライフプランの知識を学び、健全な社会人・相模原市民として育成されることを目的に、専門家と連携して授業を実施した。

- ・派遣回数：8回(1校)
- ・延受講者数：239名 ・講 師：神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合

ウ 青山学院大学との連携事業

青山学院大学のプロジェクト演習の一環として、若者の消費者被害を未然に防止するための効果的な情報発信や被害に遭った時の救済手段について、学生同士が意見を出し合い考える機会とした。

- ・テーマ：『「脳」を持てば、マルチ商法被害はNo (0) になる』
- ・実施時期：令和2年9月～12月 ・参加者数：17名

3 情報の提供

(1) 広報紙「広報さがみはら」への記事掲載

- ・掲載号 令和2年5月1日
内容 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法
- ・掲載号 令和2年7月1日
内容 増えています「保険金が使えない」という住宅修理トラブル
- ・掲載号 令和2年9月1日
内容 高齢者被害防止キャンペーン月間の案内
- ・掲載号 令和3年1月1日
内容 相談増えています！！新成人の契約トラブル
- ・掲載号 令和3年2月15日
内容 消費生活総合センター移転案内

(2) 啓発資料の作成・発行

- ・消費生活情報紙「すばいす」の発行(127～130号)
年4回(7、10、1、4月)発行 各2,500部
- ・ウェットティッシュ、コットンバッグ等の配布
消費者被害防止を目的に、消費生活センターの連絡先を掲載したウェットティッシュ等を作成し、地域包括支援センターなどに配布した。

(3) 常設展示による情報提供

- ・場 所：北消費生活センター常設展示室
相談件数の多い架空請求、インターネットトラブルや多重債務相談のパネル等を展示した。

(4) メールマガジン・LINEマガジンによる情報提供

- ・配信回数52回
- ・内 容：消費生活相談窓口の案内、よくある相談事例、注意喚起情報、イベント情報など

(5) 消費生活見守りラジオ配信

高齢者や障害者等の消費者被害の未然防止及び、早期発見を目的として、FMラジオを活用した消費生活に関する見守り情報を配信した。

- ・事業名：「大事な人を見守り隊！」消費生活センターお役立ち情報
- ・放送局：FM HOT 83.9 (エフエムさがみ)
- ・配信日：平日毎日2回(朝・夕方)
- ・内 容：

放送期間		テーマ
10 月	前半(1日～15日)	突然の訪問にご注意！知ったく「クーリング・オフ」
	後半(16日～月末)	突然の電話にご注意！電気契約の切り替えトラブル
11 月	前半(1日～15日)	「お試し」のつもりが定期購入に！インターネット通販トラブルにご注意
	後半(16日～月末)	消費者トラブルに遭いやすい？ あなたの大切な人を見守ろう！
12 月	前半(1日～15日)	排水管の修理サービスに関するトラブル
	後半(16日～月末)	送り付け商法に関するトラブル
1 月	前半(1日～15日)	スマートフォンの契約に関するトラブル
	後半(16日～月末)	高齢者サポートサービスに関するトラブル

放送期間		テーマ
2 月	前半 (1 日～15 日)	SMSに届く宅配便業者を装った不在通知にご注意！
	後半 (16 日～月末)	高齢者が抱える不安の3Kって何？ お金編
3 月	前半 (1 日～15 日)	高齢者が抱える不安の3Kって何？ 健康編
	後半 (16 日～月末)	高齢者が抱える不安の3Kって何？ 孤独編

(5) その他メディア等による情報提供

- ・高齢者の消費者トラブルを防止するため、周囲の人による見守りや消費生活相談窓口を伝える動画をバス(神奈川中央交通)で放映した。

4 相談・苦情の処理

消費生活相談

市民の消費生活の安定向上と適正な商品サービスの普及を図るため、問い合わせや苦情に対し、消費生活相談員による情報提供、助言、処理を行った。

- ・場 所：消費生活総合センター(シティ・プラザさがみはら内)
北消費生活センター(シティ・プラザはしもと内)
南消費生活センター(南区合同庁舎内)
- ・時 間：消費生活総合センター 月～金(年末年始を除く) 午前9時～午後4時
第2、4金曜日 午前9時～午後6時
土・日・祝日 午前9時～正午、午後1時～午後4時
北消費生活センター 月～金(祝日、年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後4時
南消費生活センター 月～金(祝日、年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後4時

消費生活相談受付件数

年度	消費生活総合センター		北消費生活センター		南消費生活センター		計		
	苦 情	問合せ	苦 情	問合せ	苦 情	問合せ	苦 情	問合せ	計
H30	6,231	569	189	14	182	10	6,602	593	7,195
R1	5,799	546	58	2	58	2	5,915	550	6,465
R2	5,574	534	0	0	0	0	5,574	534	6,108

5 消費者団体の育成

消費者団体支援事業

消費者問題についての研究、活動等を展開しているさがみはら消費者の会に対し、活動の場の提供や定例会の出席、後援名義使用などをおして育成・支援した。

6 計量及び表示の適正化

(1) 計量器定期検査等

商品の量目の正確性と取引の適正化を図ることを目的に、店舗、工場、事業所等において取引や証明に使用する計量器の精度を確保するため、定期検査を実施した。

また、事業者への立入、商品の量目検査及び試買検査等を実施した。

- ・定期検査 指定検査機関による検査 検査台数=1,193台
計量士による代検査届出 届出台数=316台
- ・立入検査 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

- ・商品試買検査 調査品目：即席めん 検査商品数＝5種類 検査個数＝25個

(2) 家表法及び製品安全四法に基づく立入検査

日常生活で使う家庭用品に適正な表示がされているか、消費生活用製品や電気用品などの指定された製品について、国が定めた技術上の基準を満たしていることを証する表示があるかを立入検査により確認する。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(3) 計量思想の普及・啓発

- ・正量取引強調月間運動 商取引が増大する中元期及び歳末期にポスター掲示等を実施した。
- ・計量教室 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- ・計量ブースの出展 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
- ・計量管理強調月間運動 計量管理実施報告書の受理及び進達、ポスター作成・配布などを実施した。

【消費生活総合センター】

国 際

1 国際交流及び国際化に係る企画及び調整

外国人市民に対する情報提供や支援の充実、市民による国際交流・国際協力事業への支援など、国際化の推進のための事業を行った。

(1) さがみはら国際交流ラウンジ

ア 利用状況(令和2年度開館日数 180 日) 5,329 人(うち外国人 1,706 人)

イ 外国人との交流及び相互理解を図るため、各種イベントを開催した。

主な事業

名 称	実施日	参加者数
さがみはら国際交流フェスティバル 2020	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
ハローインターナショナルサロン	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
みて！きいて！ためして！ワールド	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
外国語講座	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
通訳実務研修会	11月21日	27
ボランティア育成フォーラム	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
登録団体交流会	7月26日	8
お茶会	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
防災バスツアー	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
防災研修会	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
防災訓練	12月6日	22

(2) 日本語ボランティア養成講座の開催

外国人市民に日本語を教える指導者（日本語ボランティア）を養成するための講座をオンラインにて開催した。

ア 開催日 12月20日

イ 受講者数 28名

2 国際交流基金

市民による幅広い国際交流活動を支援するため、市の積立金のほか市民、企業、団体等の寄付金などを原資として積立てを行い、運用益を活用して国際交流・協力などの国際化事業を推進した。

ア 令和2年度末基金高 181,644,261円

イ 令和2年度運用益 399,476円

ウ 令和2年度取崩額 5,166,215円

3 外国都市との交流

友好都市である中国・江蘇省無錫市(昭和60年10月6日友好都市締結)、カナダ・オンタリオ州トロント市(旧スカボロー市 平成3年5月31日友好都市提携)と交流を行った。

(1) 友好都市・無錫市との交流

ア 友好都市締結35周年事業

無錫市との友好都市締結35周年を記念し、友好関係のより一層の発展に資することを目的に、両市においてパネル展等を実施するほか、両市長が友好の誓いに署名した。

イ 相模原市から無錫市への訪問団

名 称	期 間	人数
相模原市日中交流協会第45次訪中団	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—

ウ 無錫市から相模原市への訪問団

名 称	期 間	人数
行政研修生	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—
無錫市友好訪問団	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—

(2) 友好都市・トロント市との交流

ア 市長メッセージの提供

オンタリオ州日本語弁論大会の開催に際して、市長からのメッセージ動画を送付した。

イ トロント市から相模原市への訪問団

名 称	期 間	人数
オンタリオ州日本語弁論大会 新企会・相模原市賞 受賞者	新型コロナウイルス感染症の影響により中止	—

(3) 友好都市の紹介

「相模原市民桜まつり」での紹介パネルの展示及び物産の販売等を新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

(4) 諸外国との交流事業

相模原市とハンガリーの交流促進のため、10月13日に駐日ハンガリー特命全権大使他5名を受け入れた。

4 平和意識の普及啓発

昭和 59 年 12 月 3 日に行った「相模原市核兵器廃絶平和都市宣言」の精神に基づき、市民平和のつどい実行委員会とともに、「2020 市民平和のつどい」を開催するなど、平和意識の普及啓発を図った。

(1) 「2020 市民平和のつどい」の開催

ア 広報さがみはらにおける特集記事掲載

【媒 体】 広報さがみはら (8 月 1 日号)

【内 容】・相模原原爆被災者の会丸山会長へのインタビュー

・令和元年度相模原市平和大使からのメッセージ

・平和ポスターコンテスト作品募集案内 など

イ 「夏休み平和映画上映会」 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

ウ 「平和・原爆ポスター展」 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

エ 「平和ポスターコンテスト」

【内 容】市内在住・在学の小・中学生及び義務教育学校の生徒から平和や核兵器廃絶に関連した題材のポスターを募集し、入選作品を展示

【応募数】小学校の部 148 作品、中学校の部 28 作品

【入選者】小学校の部 最優秀賞 1 名、優秀賞 5 名、佳作 10 名

中学校の部 最優秀賞 1 名、優秀賞 5 名、佳作 5 名

【展 示】最優秀、優秀及び佳作合計 27 作品の展示

12 月 1 日～12 月 20 日 市民健康文化センター ふれあい広場

オ 「広島市派遣 相模原市平和大使」 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

カ 「平和ポスターコンテスト表彰式・被爆ピアノコンサート」 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

キ 被爆体験記の市ホームページへの掲載

【内 容】「2018 市民平和のつどい」の事業として、平成 31 年 2 月に記録した「相模原原爆被災者の会」による被爆体験講話の記録映像を活用し、市ホームページに 1 名分の体験記を掲載

(2) その他

ア 平和関連団体の活動への対応 (3 団体)

イ 日本非核宣言自治体協議会総会及び研修会への出席 (新型コロナウイルス感染症の影響により中止)

ウ 平和首長会議総会への出席 (新型コロナウイルス感染症の影響により延期)

【国際課】

ス ポ ー ツ

1 スポーツ施設等の概要と利用状況

施 設 名		面積 (㎡)	施 設 の 内 容	令和2年度	
				利用件数 (件)	利用人数 (人)
相模原市 体育館	本 館	1,315	バレーボール2面兼バスケットボール1面兼 バドミントン4面兼卓球	762	8,734
	柔 道 場	154	90 畳	650	4,618
	弓 道 場	508	射場5人立	869	15,225
鹿 沼 公 園	軟式野球場	9,486	センター105m、ライト・レフト85m	358	7,174
	テ ニ ス 場	2,602	4面、砂入人工芝コート	3,227	17,925
横 山 公 園	人工芝グラウンド	13,800	ロングパイル人工芝、LEDナイター設備、ベンチ 120席	980.5	41,864
	野 球 場	14,129	センター115m、ライト・レフト91m、ナイター 設備、内野席(ベンチシート)2,190人、外野 席(芝生張)3,000人	503	12,357
	テ ニ ス 場	9,859	12面、クレートコート、ナイター設備、観覧席500人	6,082	29,400
相模台 公 園	軟式野球場	5,500	センター・ライト・レフト72m	280	7,604
	テ ニ ス 場	1,700	2面、クレートコート	1,424	8,632
相 模 原 麻溝公園	競 技 場 (相模原ギオン スタジアム)	33,000	全天候型400mトラック9レーン((公財)日本 陸上競技連盟第2種公認)、天然芝フィール ド106m×71m(サッカー・ラグビー利用可)、雨 天走路(80m×4レーン)、LEDナイター設備、 メインスタンド2,823席、バックスタンド3,492 席、芝生スタンド8,985人	—	77,978
	第2競技場 (相模原ギオン フィールド)	20,000	全天候型400mトラック6レーン((公財)日本陸 上競技連盟第4種公認)、人工芝フィールド 107m×75m(一部変則・サッカー・ラグビー利用可)	—	22,469
	グラウンド (相模原ギオン スポーツスクエ ア)	7,300	天然芝グラウンド118m×62m(少年サッカー、ラ グビー、少年ラグビー利用可)	129	4,580
淵野辺 公 園	ひ ば り 球 場 (ウイッツ ひばり球場) (少年野球・ソフトボール場)	6,500	センター80m、ライト・レフト70m、ナイター設 備、内野席500人、外野席(芝生張)500人	371	12,052
	テ ニ ス 場	12,267	12面、砂入人工芝コート、ナイター設備	13,058	65,955
	銀 河 ア リ ー ナ (アイススケート場)	10,838	観覧席1,242席、利用期間は10/1～5/31、 メインリンク60m×30m、サブリンク18m×14m	—	31,880
	(トレーニング室)		各種トレーニング機器	—	6,399
津久井 又 野 公 園	テ ニ ス 場	2,700	4面、ハードコート、ナイター設備	1,357	5,758
	多 目 的 グ ラ ウ ン ド	12,000	軟式野球場2面兼サッカー場1面、ナイター設 備	609	23,755
相模湖 林 間 公 園	野 球 場	16,155	センター120m、ライト・レフト92m	300	13,341
	テ ニ ス 場	2,957	4面、砂入人工芝コート、ナイター設備	2,271	11,524
	ゲートボール場	2,154	4面	292	3,447
古淵鶴野森 公園	屋 外 水 泳 プ ー ル	2,039	利用期間は7/1～9/10、25m×13m7コース、す べり台付変形プール ※令和2年度は8/1～8/31	—	5,622
昭 和	橋スポーツ広場	53,156	軟式野球場1面兼ソフトボール場5面兼少年サ ッカー場1面	1,645	23,942
三 栗	山スポーツ広場	23,457	軟式野球場3面兼ソフトボール場3面兼サッカ ー場2面兼少年サッカー場3面	1,256	21,340

施 設 名		面積 (㎡)	施 設 の 内 容	令和2年度	
				利用件数 (件)	利用人数 (人)
下溝古山公園スポーツ広場		11,000	軟式野球場2面兼ソフトボール場2面兼サッカー場1面兼少年サッカー場2面、ナイター設備	1,456	18,066
小山公園	スポーツ広場	9,300	軟式野球場1面兼ソフトボール場1面兼サッカー場1面、ナイター設備	960	26,967
	ニュースポーツ広場	2,900	スケートボードエリア、スリーオンスリーバスケットボールエリア、ストリートダンスエリア、ナイター設備	—	32,042
深堀中央公園スポーツ広場		10,000	軟式野球場1面兼ソフトボール場2面兼サッカー場1面、ナイター設備	1,341	18,933
緑が丘2丁目公園スポーツ広場		7,818	少年野球場1面兼ソフトボール場1面兼少年サッカー場1面	444	7,549
新 磯 野スポーツ広場		8,800	少年野球場1面兼ソフトボール場1面兼少年サッカー場1面	276	6,828
内 出 公 園スポーツ広場		5,000	少年野球場1面兼ソフトボール場1面兼少年サッカー場1面	547	12,719
相模原北公園スポーツ広場		10,400	軟式野球場1面兼ソフトボール場2面兼サッカー場1面、ナイター設備	1,692	20,420
相模原麻溝公園スポーツ広場		9,200	少年野球場1面兼ソフトボール場1面兼サッカー場1面	375	8,054
大野台南テニスコート		6,129	4面、砂入人工芝コート	3,218	18,368
原 宿 グ ラ ウ ン ド		17,854	軟式野球場1面、少年野球場2面兼ソフトボール場2面	1,050	21,885
城 山 湖 テ ニ ス コ ー ト		5,800	4面、クレーコート	3,059	3,359
城 山 湖 野 球 場		38,618	A面 軟式野球、硬式野球(中学生まで) センター110m、ライト70m、レフト80m	882	15,045
			B面 軟式野球 センター97m、ライト69m、レフト80m		
			C面 少年野球、ソフトボール等 センター68m、ライト84m、レフト70m		
中 沢 グラウンド	多 目 的 グラウンド	5,565	少年野球場1面兼ソフトボール場1面	417	6,175
	テニスコート	1,570	2面、クレーコート	1,326	1,359
小 倉 プ ー ル		14,600	利用期間は7/1～8/31、50mプール、幼児用プール、スライダープール ※令和2年度は8/1～8/31	—	10,475
小 倉 テ ニ ス コ ー ト		5,726	全天候型弾性舗装コート(ゴムチップ)5面、練習板1か所、ナイター設備	2,779	9,870
青野原 グラウンド	多 目 的 グラウンド	17,261	軟式野球場2面兼ソフトボール場2面、ナイター設備	0	0
	テニスコート	1,245	2面、クレーコート	0	0
串 川 グラウンド	多 目 的 グラウンド	17,690	軟式野球場2面兼ソフトボール場2面兼サッカー場1面	365	12,203
	ゲートボール場	910	2面	56	2,660
国体記念鳥屋グラウンド		16,000	野球場1面兼軟式野球場2面兼ソフトボール場2面兼サッカー場1面、ナイター設備	413	9,205
与 瀬 グ ラ ウ ン ド		8,155	軟式野球場1面兼ソフトボール場1面兼サッカー場1面、ナイター設備	299	7,370
内 郷 グ ラ ウ ン ド		6,992	軟式野球場1面兼ソフトボール場1面兼サッカー場1面、ナイター設備	301	6,358
小 原 プ ー ル		701	利用期間は8/8～8/18、大プール25m×8m、小プール8m×3m ※令和2年度は8/6～8/16	—	238
日 連 グ ラ ウ ン ド		6,766	少年野球場1面兼ソフトボール場1面兼ゲートボール場1面	152	3,370
名 倉 グラウンド	多 目 的 グラウンド	24,448	野球場2面(大人は軟式のみ)兼ソフトボール場2面兼サッカー場1面、ナイター設備1面	0	0
	テニスコート	2,817	3面、ハードコート、ナイター設備	28	90
	ゲートボール場	624	1面、ナイター設備	0	0

施設名	面積 (㎡)	施設の内容	令和2年度	
			利用件数 (件)	利用人数 (人)
ふじのマレットゴルフ場	41,212	マレットゴルフ場36ホール(パー144)	—	7,248
牧郷体育館	1,182	バレーボール2面兼バスケットボール2面	477	4,029
沢井体育館	1,090	バレーボール2面兼バスケットボール2面	99	710
ジョギングコース (横浜水道道緑道)	—	全長約2.7km、平均幅員7～8m、土とアスファルト舗装	—	—

※ 総合体育館・北総合体育館・総合水泳場・相模原球場については、それぞれの欄を参照のこと。

※ 平成27年度から、利用件数を利用コマ数(各施設の貸出区分の単位(例:2時間、午前))でカウントした数値に統一

2 学校体育施設への夜間照明設備設置

学校体育施設(グラウンド)に夜間照明設備を設置し、学校教育上支障のない範囲で市民の利用に供する。

夜間照明設備及び利用状況

開放校	設置年度	照明設備	令和2年度	
			利用件数(件)	利用人数(人)
大野南中	昭和57年度	7基 61灯	95	1,382
旭中	昭和58年度	10基 108灯	59	1,027
田名中	昭和59年度	7基 56灯	33	488
相陽中	昭和60年度	7基 63灯	86	1,122
大野北中	昭和61年度	12基 118灯	125	2,283
向陽小	昭和62年度	8基 64灯	64	1,343
星が丘小	昭和62年度	7基 61灯	16	298
大沢中	昭和62年度	7基 60灯	53	748
清新小	昭和63年度	7基 60灯	31	486
若草中	昭和63年度	7基 60灯	96	2,005
光が丘小	平成元年度	7基 62灯	52	669
横山小	平成元年度	7基 62灯	46	767
上溝南中	平成元年度	7基 65灯	94	1,307
谷口中	平成2年度	7基 68灯	76	1,130
鵜野森中	平成3年度	7基 64灯	125	2,605
中央小	平成4年度	6基 60灯	71	981
大沼小	平成17年度	7基 34灯	53	729
相模丘中	昭和54年度	6基 96灯	0	0
利用合計			1,175	19,370

3 学校体育施設等の開放

市民のスポーツ活動の場に供し、地域体育の普及、振興を図るため、市立小・中・義務教育学校の体育館・グラウンドを開放している。

令和2年度開放状況

旧相模原市域

開放校数: 小学校55校、中学校27校

登録状況: 小学校844団体19,279人、中学校281団体5,399人

利用状況: 小学校7,472回179,436人、中学校1,039回20,671人

城山地区

開放校数：小学校 4 校、中学校 2 校

登録状況：小学校 76 団体 1,571 人、中学校 29 団体 539 人

利用状況：小学校 436 回 10,011 人、中学校 135 回 2,383 人

津久井地区

開放校数：小学校 4 校、中学校 3 校、義務教育学校 1 校

登録状況：小学校 66 団体 1,217 人、中学校 21 団体 396 人、義務教育学校 17 団体 276 人

利用状況：小学校 733 回 15,372 人、中学校 200 回 3,890 人、義務教育学校 249 回 4,899 人

相模湖地区

開放校数：小学校 2 校、中学校 2 校

登録状況：小学校 18 団体 372 人、中学校 9 団体 158 人

利用状況：小学校 273 回 5,799 人、中学校 38 回 545 人

藤野地区

開放校数：小学校 2 校、中学校 1 校

登録状況：小学校 23 団体 310 人、中学校 7 団体 100 人

利用状況：小学校 239 回 4,752 人、中学校 48 回 896 人

4 学校プールの開放

身近なところで水に親しみ、健康づくりを図るため、学校のプールを開放している。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

5 体力・健康づくりの推進

各駅伝大会やマラソン大会、スポーツフェスティバル等の実施

相模原駅伝競走大会・スポーツフェスティバル・津久井湖駅伝競走大会・宮ヶ瀬湖マラソン大会・相模湖駅伝競走大会・ふじのやまなみクロスカントリー駅伝競走大会・相模湖レガッタ・市民レガッタについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

6 競技力向上のための支援

市民選手権大会及び相模原クロスカントリー大会の実施や、全国大会等への出場選手奨励事業の実施

相模原クロスカントリー大会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

令和 2 年度相模原市民選手権大会			
種目	種別	開催期日	延べ参加者数（人）
陸上競技	全種別	5 月 16 日～6 月 7 日	中止※
ソフトテニス	全種別	4 月 19 日～10 月 11 日	中止※
軟式野球	一般	9 月 6 日～12 月 13 日	90 チーム 1800
	学童（小学生）	9 月 5 日～10 月 25 日	79 チーム 1284
	中学校	5 月 9 日～6 月 13 日	中止※
卓球	高校生	12 月 20 日	137
	中学生、一般・小学生	5 月 2 日・17 日	中止※
剣道	全種別	6 月 7 日・28 日	中止※
柔道	全種別	5 月 10 日	中止※

バスケットボール	小学生	9月19日～10月10日	35 チーム	695
	高校	8月10日・11日	32 チーム	400
	中学校、一般・マスターズ	4月11日～5月31日	中止※	
バレーボール	高校	8月23日	24 チーム	406
	小学生	8月29日	6 チーム	80
	中学校(男女)、一般、ママさん	4月18日～7月25日	中止※	
バドミントン	全種別	5月4日～6月21日	中止※	
水泳	全種別	8月23日	中止※	
スキー	全種別	1月30日・31日	中止※	
スケート	全種別	2月20日	中止※	
弓道	全種別	10月18日	中止※	
サッカー	小学生(男子・女子)	10月24日～11月3日	39 チーム	250
	シニア、一般男子、中学生、一般女子、U-18(高校生)	4月19日～2月21日	中止※	
空手道	全種別	11月15日	中止※	
テニス	中学生	11月1日	68 組	136
	高校生	11月8日・15日	199 組	398
	一般・小学生	5月17日～31日	中止※	
ボウリング	全種別	6月7日	中止※	
ソフトボール	全種別	5月3日～9月27日	中止※	
少林寺拳法	全種別	4月19日	中止※	
ゲートボール	全種別	5月9日・10日	中止※	
体操・新体操・トラポリン	全種別	8月9日・9月27日	中止※	
ハンドボール	高校	12月19日・20日	16 チーム	180
	一般・中学校	5月24日～6月6日	中止※	
バウンドテニス	全種別	5月17日	中止※	
ペタンク	一般	9月27日	中止※	
ターゲット・バードゴルフ	全種別	2月14日	中止※	
グラウンド・ゴルフ	一般・シニア	10月3日	中止※	
合計			5,766	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

『中学3年生の節目となる場』3年生交流試合		
種目	開催期日	参加校数
陸上競技、軟式野球、バスケットボール、バドミントン、ソフトテニス、卓球、柔道、バレーボール、水泳、サッカー、ソフトボール、ハンドボール(計12種目)	8月29日～9月27日	計39校(市立中学36校、私立中学3校)、約3,700名の中学3年生が参加 ※競技特性や学校の事情によって2年生以下の参加も可とした。

7 生涯スポーツ普及のための支援

ニュースポーツなど各種スポーツ教室の実施及び総合型地域スポーツクラブの支援

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止

8 指導者の養成・活用

スポーツ推進委員（定数 253 人）の活動の推進

9 スポーツ団体の育成・連携・支援

市スポーツ協会などのスポーツ・レクリエーション団体や総合型地域スポーツクラブ、市ホームタウンチームの育成・連携・支援

10 全国健康福祉祭（ねんりんピック）事業

高齢者を対象としたスポーツや福祉・生きがいイベントを通じて、積極的な仲間づくりや世代間交流の推進、また、健康づくりへの理解を深め、ふれあいと活力ある長寿社会を推進する同大会に相模原市選手団を派遣している。

令和2年度の選手選考業務及び大会派遣業務は、公益財団法人相模原市スポーツ協会に委託している。

令和2年度岐阜大会は新型コロナウイルス感染症の影響により1年延期（令和3年度開催）。

11 障害者スポーツの振興

ア 神奈川県障害者スポーツ大会・神奈川県ゆあいピック大会 令和2年度実績

神奈川県障害者スポーツ大会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全競技中止

	種目	開催期日	場所	参加者数(人)
神奈川県障害者スポーツ大会	フライングディスク（身体・知的）	4月12日	県立スポーツセンター	—
	ボウリング（知的）	4月19日	湘南とうきゅうボウル	—
	アーチェリー（身体）	4月19日	県総合リハビリテーションセンター	—
	陸上（知的）	4月26日	県立スポーツセンター	—
	陸上（身体）	5月10日	県立スポーツセンター	—
	卓球（精神）	1月15日	県立スポーツセンター	—
	卓球・サント・テーブルテニス（身体・知的）	1月17日	県立スポーツセンター	—
	ボッチャ（身体）	2月21日	県立スポーツセンター	—
	水泳（身体・知的）	3月7日	さがみはらグリーンプール	—
神奈川県ゆあいピック大会	ソフトボール（知的）	9月26日	秦野市おおね公園	0
	バスケットボール（知的）	10月31日 11月1日	県立スポーツセンター	17
	サッカー（知的）	11月15日 11月21日	西相スポーツセンター	8
	バレーボール（知的）	11月23日	横浜市神奈川スポーツセンター	0

- イ 全国障害者スポーツ大会（第20回）
 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
 令和2年度 開催予定期日：10月24日～10月26日
 開催予定場所：鹿児島県 相模原市選手団：37人（うち選手18人）

12 総合体育館（相模原ギオンアリーナ）

（1）概要

体育並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の心身の健全な育成に寄与することを目的に設置された。健康・体力づくりのために気楽にスポーツを楽しむ人から、全国大会のようなハイレベルの競技会まで市民の多様なニーズに対応している。

平成30年11月15日から平成31年1月11日までの期間、相模原市ネーミングライツ（施設命名権）導入方針に基づき総合体育館のネーミングライツのスポンサー募集を行い、選定委員会による審査を行った後、株式会社ギオン（中央区南橋本1丁目5番1号）と契約を締結した。

これにより、平成31年4月1日から総合体育館の愛称は「相模原ギオンアリーナ」になった。

- ・所在地：南区麻溝台2284-1
- ・構造：鉄骨・鉄筋コンクリート造
- ・敷地面積：26,813.99㎡
- ・建築面積：9,811.46㎡
- ・建築延床面積：12,926.34㎡（地階：548.79㎡、1階：9,102.11㎡、2階3,233.07㎡、屋階：42.37㎡）
- ・開館：昭和56年11月1日（平成21年9月改修）

施設概要

区 分	内 容（※体育室等については、全面使用時の使用可能面数）
大体育室（36m×61.5m）	バスケットボール3面、バレーボール4面、バドミントン12面、テニス4面、ハンドボール1面、体操全種目、卓球、観覧席1,598席
中体育室（31.3m×34m）	バスケットボール1面、バレーボール2面、バドミントン6面、卓球
小体育室（18.5m×34m）	バレーボール1面、バドミントン4面、卓球
柔道場（16m×30m）	柔道2面、合気道（256畳）
剣道場（16m×30m）	剣道2面、空手
弓道場	和弓（5人立）、洋弓
トレーニング室	サーキットトレーニング、ウエイトトレーニング及び疲労回復等の各器具
その他	ジョギングコース、幼児体育室、多目的室、指導員室、役員控室、放送照明室、健康体力相談室、事務室、会議室

（2）利用状況

令和2年度利用状況

	大体育室	中体育室	小体育室	柔道場	剣道場	弓道場
事業参加人数(A)	—	—	—	—	—	—
専用利用人数(B)	47,130	11,274	—	10,020	7,408	4,180
個人利用人数(C)	610	6,155	12,431	266	3,066	597
合計(A+B+C)	47,740	17,429	12,431	10,286	10,474	4,777
	トレーニング室	ジョギングコース	幼児体育室	多目的室	会議室	合 計
事業参加人数(A)	—	—	—	2,113	—	2,113
専用利用人数(B)	—	—	—	—	4,507	84,519
個人利用人数(C)	12,813	1,405	—	—	—	37,343
合計(A+B+C)	12,813	1,405	—	2,113	4,507	123,975

13 北総合体育館

(1) 概要

体育並びにスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の心身の健全な育成に寄与することを目的に設置された。健康・体力づくりのために気楽にスポーツを楽しむ人から競技愛好者まで、市民の多様なニーズに対応している。

- ・所在地：緑区下九沢 2368-1
- ・構造：鉄筋コンクリート造
- ・敷地面積：13,626 m²
- ・建築面積：5,918.32 m²
- ・建築延床面積：14,140.57 m²(1階：5,476.29 m²、2階：5,384.49 m²、3階：3,279.79 m²)
- ・開館：平成3年9月8日

施設概要

区 分	内 容 (※体育室等については、全面使用時の使用可能面数)
体 育 室 (51m×37m)	バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン12面、テニス3面、ハンドボール1面、卓球、体操全種目、観客席1,006席
剣道場兼卓球場 (29m×14m)	剣道2面、卓球、空手等
柔 道 場 (17m×14m)	柔道1面、合気道、躰道
多目的室 (遮音室) (17m×14m)	エアロビクス、ダンス等
弓 道 場	和弓 (6人立)、洋弓
ト レ ー ニ ン グ 室	サーキットトレーニング、ウエイトトレーニング及び疲労回復等の各器具
そ の 他	幼児体育室、ジョギングコース、多目的室、控室、放送室、保健体力相談室、大・小会議室、事務室、喫茶室

(2) 利用状況

令和2年度利用状況

	体育室	剣道場兼卓球場	柔道場	多目的室	弓道場	
事業参加人数(A)	—	—	199	19	—	
専用利用人数(B)	20,281	7,947	4,581	8,762	1,784	
個人利用人数(C)	6,731	6,011	601	—	1,092	
合計(A+B+C)	27,012	13,958	5,381	8,781	2,876	
	トレーニング室	ジョギングコース	幼児体育室	大会議室	小会議室	合 計
事業参加人数(A)	—	—	—	—	—	218
専用利用人数(B)	—	—	—	3,540	1,505	48,400
個人利用人数(C)	9,230	5,393	—	—	—	29,058
合計(A+B+C)	9,230	5,393	—	3,540	1,505	77,676

14 総合水泳場（さがみはらグリーンプール）

（1）概要

生涯スポーツの振興を図り、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的に設置された。
全国規模の大会を開催できる設備を備えた本格的な屋内水泳場であり、水深の変更が可能な可動床の採用により市民の多様なニーズにも対応ができる。

- ・所在地：中央区横山 5-11-1
- ・構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
- ・敷地面積：27,456.28 m²
- ・建築面積：10,523.60 m²
- ・建築延床面積：16,126.50 m²（地階 1,326.10 m²、1階 10,040.10 m²、2階 4,499.70 m²、3階 260.60 m²）
- ・開館：平成9年5月20日
- ・施設概要

区 分	内 容
メ イ ン プ ー ル	50m×25m、10 コース、水深 2.0m～0.5m（可動床） 国際公認 8 コース、短水路、公認 16 コース（8 コース×2 面）
飛 込 プ ー ル	22m×25m、水深 5.0m～0.4m（可動床）、国際公認
サ ブ プ ー ル	25m×17m、水深 1.2m、公認 8 コース
観 覧 席	メインプール…椅子席 2,043 席、立見席 1,000 人相当、車椅子用観覧席 サブプール…椅子席 56 席
ト レ ー ニ ン グ 室	各種トレーニング器具
そ の 他	会議室、競技会関係諸室、事務室、スタジオ等

（2）利用状況

令和2年度利用状況

	プ ー ル	トレーニング室	会 議 室	他 諸 室	合 計
個人利用人数(A)	45,283 人	14,892 人	—	—	60,175 人
専用利用人数(B)	26,276 人	—	3,523 人	—	29,799 人
事業参加人数(C)	3,388 人	129 人	—	2,389 人	5,906 人
合 計(A+B+C)	74,947 人	15,021 人	3,523 人	2,389 人	95,880 人

15 相模原球場（サーティーフォー相模原球場）

（1）概要

スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民の健康で文化的な生活の向上に寄与することを目的に設置された。

平成 21 年 4 月 1 日神奈川県からの移譲を受け、市民の本格的野球場として気軽にスポーツを楽しむ人から競技愛好者まで、幅広い層の利用に対応している。

平成 22 年 11 月 29 日から平成 23 年 1 月 21 日までの期間、相模原市ネーミングライツ（施設命名権）導入方針に基づき相模原球場のネーミングライツのスポンサー募集を行い、選定委員会による審査を行った後、株式会社サーティーフォー（緑区橋本 1 丁目 14 番 3 号）と契約を締結した。

これにより、平成 23 年 4 月 1 日から相模原球場の愛称は「サーティーフォー相模原球場」になった。

- ・所在地：中央区弥栄 3-1-6
- ・構造：鉄筋コンクリート造
- ・敷地面積：26,800 m²
- ・建築面積：6,006 m²（内野スタンド）
- ・建築延床面積：12,610 m²（内野スタンド）
- ・開設：昭和 62 年 4 月

・施設概要

区 分	内 容
グラウンド	内野・クレー、外野・芝生、センター120m、ライト・レフト95m 夜間照明施設、スコアボード（電光式）
本 部 棟	会議室、屋内練習場（ブルペン）、ダッグアウト、選手用更衣室、選手用控室、シャワー室、医務室、大会関係諸室（役員室、本部室、記者室、放送室、記録室、審判員室、審判員控室、カメラマン席）、入場券売場
観 覧 席	内野スタンド 椅子席8,064席、外野スタンド 芝生席8,000人相当 コンコース、売店スペース（4箇所）
体 育 室	体育室、器具庫、更衣室

（２）利用状況

令和２年度利用状況

	グラウンド	体 育 室	会 議 室	合 計
利 用 件 数	492	2,276	364	3,132
利 用 人 数	16,265	5,840	1,698	23,803

【スポーツ推進課】

文 化 振 興

１ 文化行政の総合的な企画及び調整

（１）文化行政の推進

情報化や少子高齢化、経済状況などの変化を背景として、人々は心の豊かさやゆとりを求めており、心に安らぎや潤いを与える文化の果たす役割は重要になってきていることから、市民、文化団体、企業、行政などが相模原市の文化振興を共通の認識のもとに取り組むため、令和２年３月に策定した「第３次さがみはら文化芸術振興プラン」に基づき、文化行政の総合的な企画や調整等を進めた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した市民文化活動の活性化を図るため、新たな補助制度を設立し、文化芸術の発表を行う団体等に対し動画制作経費等を助成するとともに、作成動画等を配信するため、市公式YouTube「文化芸術のひろば」を開設しSNSを活用した情報発信を行った。

（２）総合写真祭フォトシティさがみはら 2020 の開催

身近な写真を通して「新たなさがみはら文化」の創造と発信をするため、第20回目となる総合写真祭フォトシティさがみはら 2020 を開催し、文化の振興と交流に寄与した。

主な事業（令和２年度） ※一部事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期とした。

事 業 名	実 施 日	会 場	来場者数(人)
プロ・アマチュア写真展	令和２年10月9日～26日に予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和３年へ延期（以下、コロナにより延期）	-	-
写真講評会	令和２年10月11日に予定していたが、コロナにより延期	-	-
フォト・シンポジウム	令和２年10月10日に予定していたが、コロナにより延期	-	-

事業名	実施日	会場	来場者数(人)
子ども写真教室	令和2年5月～10月に予定していたが、コロナにより延期	-	-
みんなの写真教室	令和2年12月1日～27日	相模原市民ギャラリー	参加者数 21
私のこの1枚写真展	令和3年4月14日～27日	ユニコムプラザさがみはら	出品者数 208
	令和3年4月28日～5月11日	ミウィ橋本	
ギャラリートーク	令和2年10月11日に予定していたが、コロナにより延期	-	-

(3) 優秀映画鑑賞推進事業の開催

国立相模原アーカイブと連携し、日本映画の優れた作品の鑑賞の機会を広く市民に提供し、貴重な文化遺産である映画に対する認識を深めることにより、本市の文化芸術の向上発展を図るもの。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

実施場所	実施日	入場者数(人)
サン・エールさがみはら	令和2年9月29日、30日	-
相模原南市民ホール	令和2年10月29日	-
国立映画アーカイブ相模原分館	令和2年11月10日、11日	-

2 市民文化祭

市民が日頃の文化活動の成果を一堂に発表する機会を設け、市民文化活動の推進を図ることを目的に例年実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(参考) 出品点数・出演者数等の推移

分野／年度		H30	R1	R2
絵画	日本画	100点	59点	中止
	洋画	66点	94点	
書		159点	206点	
写真		140点	141点	
華道		123点	59点	
短歌		128首	89首	
俳句		130句	106句	
現代詩		32編	34編	
建築文化		19点	14点	
茶会		16人	16人	

分野／年度	H30	R1	R2
吟剣詩舞	124人	121人	中止
民謡	224人	204人	
邦楽	71人	63人	
謡曲	31人	32人	
マジック	23人	23人	
洋舞	208人	112人	
ダンス	219人	135人	
フラダンス	253人	245人	
レクダンス	94人	143人	

3 美術の振興

(1) アートラボはしもの再整備に向けた取組

令和元年度に外部有識者で構成する審議会から提出された、アートラボはしもの後継施設の整備に係る建議内容を踏まえて、施設整備の考え方、運営方法及び整備方式を定めるとともに、アートを学び、創造するアートの教育普及の拠点となるよう、庁内での検討を行った。

(2) 美術品等の収集

これまで、美術品等収集基金を運用し、本市にゆかりのある作家の優れた作品などの収集を行ってきたが、基金の現金残高の減少に伴い、今後当面の間は経費を伴わない寄贈による収集を行う。

ア 美術品等収集基金現在高(令和3年3月31日現在)	101,351,085 円(現金は 27,325 円)
イ 収蔵美術品点数(令和3年3月31日現在)	3,708 点
(ア) 基金による収蔵	2,019 点 ※購入や運搬・補修等で基金から支出したもの
絵画など	69 点(絵画 65、彫刻 4)
写真	1,950 点(江成常夫作品 1,950 [20 シリーズ])
(イ) 基金によらない収蔵	1,689 点
絵画など	21 点(絵画 19、彫刻 2)
写真	1,668 点(江成常夫作品 107 [5 シリーズ]、フォトシティさがみはらプロの部 入賞作 1,561)

(3) 美術展等の開催

- ア 市収蔵美術品展「江成常夫 被爆―ヒロシマ・ナガサキ」(自主事業)
江成常夫の市収蔵美術品「被爆―ヒロシマ・ナガサキ」(写真)シリーズを展示予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い令和3年度に開催を延期した。
- イ 市収蔵美術品展「フォトシティさがみはら歴代受賞作品展」(自主事業)
市収蔵美術品であるフォトシティさがみはら受賞作品を市内の展示施設(相模大野ギャラリー、相模湖交流センターアートギャラリー)で展示予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
- ウ 市収蔵美術品展「相模原の日本画―院展画家の系譜」(自主事業)
市収蔵美術品を中心に、岩橋英遠・石井了など相模原ゆかりの日本画家(院展画家)の作品を展示。令和元年度実施予定だった事業を延期する形で開催したもの。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関連イベント等を実施せず規模を縮小して開催した。
- ・会 期：令和3年3月8日～3月28日(18日間)
 - ・会 場：相模原市民ギャラリー
 - ・出品点数：28 点
 - ・入場者数：717 人
- オ 「第29回 相模原芸術家協会展」(共催事業)
相模原芸術家協会の会員作家の新作・話題作などを紹介する定期会員展を実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。
- キ アートスポット展示
市主催の展覧会の関連展示や、ミニ企画展等を実施する展示コーナー。ギャラリースタッフセレクションシリーズとして「佐藤比呂二・林航 二人展とまれば動き出す ―青のイメージ―」「昭和の大衆文化をつくった画家・奥津国道～平凡パンチから女性画・風景画まで～」、オリンピック関連展示として「ハロー・ボンジュール ―カナダ・トロントから来た作家たち―」などを開催した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年より開催数が減少。

(4) アートラボはしもと運営事業

美術系大学や作家、市民、商店街などと連携し、新たなアートに係る実践的な取組を行い、コミュニティの形成やまちの賑わいづくりに寄与するとともに、再整備する美術施設の運営に必要な知識・経験の蓄積を図った。

主な事業（令和2年度）

事業名	会期（実日数）	事業概要	実績等
アートリビング ーシュールな実験室ー	7月11日～1月12日 3月22日～30日	シュルレアリスムを題材に気軽にできる工作プログラムを開館時間内に実施。	参加者：205人
親子ではじめてアート	9月19日、 2月28日	デカルコマニーを使ったバッチ作りやフロッタージュの技法を用いたWSを4回実施。対象は小学生とその保護者。うち2回はオンラインで実施。	参加者：37人
シュール de デザイン	11月28日	大人を対象としたWSを2回実施。シュルレアリスムについての講義後、コラージュ技法を用いて写真立てを制作。	参加者：5人
つくっちゃおう かみしばい！第6幕	2月23日、27日、 3月6日	市立図書館との連携事業。小学校低学年を対象にオンラインで紙芝居作りを実施。最終日にオンラインで発表。	参加者：5人
はしもとアートシティ 2020～翔びだせアート ラボ！オンラインで繋 がろう～	9月17日～21日 (5日間)	昨年度中止となった多摩美術大学の主催事業を本市の主催で実施。学生が制作した巨大絵画や作品を展示し、オンラインで公開。	視聴数：309回
1day OPEN STUDIO	11月1日	地域の作家グループと市による実行委員会の主催。19軒のスタジオ（制作場所）の作家210名が参加。スタジオ公開、バスツアー、親子向けWSなどをオンラインで公開。	参加者：5人 視聴数：2667回
ワークショップデザイン プログラム 「ラボックス」	2月7日～3月14日	ワークショップ提案事業として参加学生を公募し、ゲスト作家の指導のもと、それぞれが企画。成果報告を次年度に実施。	参加者：5人
工作紹介動画の制作		工作動画「お家で親子工作」と「ミヤマ仮面とつくって遊ぼう」の2本を制作。相模原市公式YouTubeで公開。	—

*参加者＝ワークショップ（WS）や公演等への参加者。複数のプログラムに同一人が参加する場合あり。

4 音楽の振興

（1）街かどコンサート

市民に上質な音楽を提供するため、クラシックコンサートの動画を1本制作し、無料動画配信サービス「YouTube」を利用した動画投稿を行い、市ホームページから鑑賞できるようにした。

（新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた集客イベント3回を中止とした。）

（2）市民合同演奏会

公募による市民の合唱団を組織し、市民交響楽団と共に演奏会を開催するもの。

令和2年12月13日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

5 2020 東京五輪・さがみはらプロジェクト文化事業の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、本市の文化の振興を図るとともに市民意識の高揚につなげる事業を実施した。

（1）「世界をかんじる」街かどコンサート

各回にテーマ地域を設定し、その地域の特色の感じられるクラシックコンサートの動画を1本制作し、無料動画配信サービス「YouTube」を利用した動画投稿を行い、市ホームページから鑑賞できるようにした。

（新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた集客イベント4回を中止とした。）

（2）学校訪問授業

相模原音楽家連盟に所属するプロの音楽家が小学校を訪れ、オリンピックに関連する音楽を演奏して授業を行う「学校訪問授業」を相模原市民文化財団と連携し、市内小学校3校で実施した。

実施校	実施日	参加者数
藤野小学校	令和2年9月7日	30人
谷口小学校	令和2年11月4日	79人
大野小学校	令和2年11月6日	118人

(3) (仮) 和楽器コンサート

令和2年9月27日に、市内の和楽器奏者と小学生が、オリンピックに関連する音楽を演奏する「(仮) 和楽器コンサート」を杜のホールはしもとにおいて開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和4年度（予定）に延期した。

6 ホール等の管理運営

多彩な市民文化活動を支援するため、相模原市文化会館、相模原市民会館、相模原南市民ホール、杜のホールはしもと、小田急相模原駅文化交流プラザ及び城山文化ホールにおいて市民の文化活動や発表の場、芸術文化の鑑賞機会の場を提供した。

(1) 指定管理者による施設の管理運営

ア 相模原市文化会館、相模原南市民ホール、小田急相模原駅文化交流プラザ

- ・指定管理者：公益財団法人相模原市民文化財団
- ・指定の期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

イ 相模原市民会館

- ・指定管理者：ギオン・アクティオ・コンティグループ(構成団体：株式会社ギオン、アクティオ株式会社、株式会社コンティ)
- ・指定の期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

ウ 杜のホールはしもと、城山文化ホール

- ・指定管理者：公益財団法人相模原市民文化財団
- ・指定の期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

(2) 施設の利用状況

(令和2年度)

施設名	区分	利用件数(件)	利用率(%)	入場者数(人)
相模原市文化会館（相模女子大学グリーンホール）	大ホール	106	44.2	41,641
	多目的ホール	166	62.1	8,615
	リハーサル室等	820	72.2	9,695
	計	1,092		59,951
相模原市民会館	ホール	76	37.3	23,905
	会議室等	2,891	58.0	57,411
	計	2,967		81,316
相模原南市民ホール	ホール	165	58.5	14,918
杜のホールはしもと	ホール	115	47.8	13,697
	多目的室	176	60.2	7,525
	練習室等	1,751	74.3	10,477
	計	2,042		31,699
小田急相模原駅文化交流プラザ(おださがプラザ)	多目的ルーム	330	60.8	7,900
	ミーティングルーム	338	51.5	1,744
	計	668		9,644
城山文化ホール（もみじホール城山）	多目的ホール	186	62.6	9,022
	リハーサル室	350	84.4	1,988
	計	536		11,010

【文化振興課】

各 区 役 所

緑 区 役 所		341
中 央 区 役 所		352
南 区 役 所		361



緑 区 役 所

1 区政策

(1) 区別基本計画の推進

緑区の目指す姿の実現のため、地域資源や特性を生かしながら、区民の区への愛着を高めるとともに多様な主体との連携・協働による魅力あるまちづくりを進めるもの。また、緑区特有の課題である中山間地域の人口減少への対策や地域振興を推進し、持続可能なまちづくりを進めるもの。

【令和2年度の取組内容】

- ア 緑区青根地域をモデル地区とし、中山間地域振興モデル事業「青根地域のワークショップ」を開催
- イ 中山間地域における新たなライフスタイル・ビジネススタイル検討調査
- ウ 緑区特設サイト「すもうよ緑区」による情報発信
- エ 緑区のPRと定住意識の醸成を図ることを目的にクリアファイルを作成

(2) 有害鳥獣駆除等対策事業

有害鳥獣の抜本的な解消を目的として策定した「相模原市鳥獣被害防止計画」等に基づき事業を実施した。

【令和2年度の主な取組内容】

- ア 相模原市有害鳥獣対策協議会への支援
 - (ア) GPSを活用したニホンザル個体群補足事業（基地局設置）
 - (イ) 箱ワナ等の購入による捕獲の推進
 - (ウ) 自主防衛組織等の育成・支援
- イ 相模原市津久井地域鳥獣等被害対策協議会への支援
 - (ア) 有害鳥獣捕獲事業（捕獲頭数 イノシシ 390 頭 ニホンジカ 277 頭 ニホンザル 53 頭）
 - (イ) ニホンザル追払い事業（神奈川県猟友会津久井支部）
 - (ウ) ICT 付き大型捕獲檻の導入 2 基設置
 - (エ) 津久井地域ヤマビル被害防止対策活動支援 21 件
- ウ 農作物鳥獣害防護対策事業（電気柵等設置補助） 65 件

(3) 相模原市鳥屋猟区

野生鳥獣保護管理事業として、野生鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、相模原市鳥屋猟区 2,995 ha の管理運営を行った（鳥屋鳥獣保護協会に委託）。

令和2年度入猟者数 132 人

(4) 緑区区民会議

市長の附属機関として、区内のまちづくり会議から推薦された者、区内の公益的活動を行う団体から推薦された者、公募により選ばれた区内の住民、学識経験のある者などにより、25人以内で構成される会議。任期は委嘱の日から2年となっている。

令和2年3月に策定した緑区基本計画に基づき、区の課題やまちづくりの方向性について協議を行った。

令和2年度の開催状況

(令和3年3月31日現在)

回次	開催月日	出席者数	傍聴者数	審 議 状 況
第5期 13	令和2年7月11日	17人	4人	・緑区基本計画について ・第6期に向けた今後の取組について
第6期 1	令和2年8月21日	21人	0人	・会長・副会長の選出 ・第6期緑区区民会議の進め方について
2	令和2年10月16日	24人	1人	・緑区におけるまちづくり等の取組について ・区民会議のテーマ設定について
3	令和3年2月12日	21人	0人	・中山間地域における現状について ・中山間地域における魅力の抽出について
合 計		延83人	延5人	

(5) 区版広報、ホームページ

ア 区版広報紙の発行

区民意識や一体感の醸成を図るため、区内に関係する行政情報や地域情報を掲載している。

広報紙は新聞折込、新聞末購読世帯等へのポスティング及び市関係施設等への配架により配布している。

発行部数 45,201部 (令和2年度 月平均)

イ 区版ホームページの運営

区からのお知らせや区長レポート、イベント情報、人口などの基礎情報、まちづくり情報等を掲載し、随時、最新情報に更新している。

(6) 相談

緑区市民相談室の開設：毎日（年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～5時

令和2年度 各種相談の件数（緑区計）まちづくりセンター分を含む。（令和3年3月31日現在 単位：件）

相 談 の 種 類	合 計	相 談 の 種 類	合 計
市 民 相 談	1,127	新築・増改築修理等の相談	5
法 律 相 談	663	社会保険労務士相談	20
行 政 相 談	1	不 動 産 相 談	22
人 権 相 談	0	行政書士相談	12
税 務 相 談	32	交通事故相談	14
登 記 相 談	23	合 計	1,919

(7) 行政資料コーナーの運営

行政資料コーナーは市民向けの資料室として、公文書の公開請求及び個人情報の開示等の請求の受付をはじめ、市政に関する情報の提供、案内を行っている。また、市、国、県等の行政資料を配架し、閲覧に供しているほか、市の有償刊行物の販売も行っている。

(令和3年3月31日現在)

	緑区役所	城 山	津 久 井	相 模 湖	藤 野	総 計
行政資料コーナー利用者（人）	2,336	－ ※	1,316	14	892	4,558
公文書公開請求（件）	2	3	3	0	3	11
保有個人情報開示請求（件）	10	0	2	0	0	12

※ 城山については、平成26年10月から公文書館において行政資料等を配架している。行政資料コーナー利用者数は「総務」の公文書館来館者数の項目を参照

(8) 区選挙管理委員会

区の選挙管理委員会では、選挙人名簿の調製や投票、開票、選挙啓発などの選挙事務のほか、検察審査員・裁判員候補者予定者の選定などを行っている。事業の詳細は「選挙」の項目を参照

(9) 財産区の状況

財産区は、市町村の一部で財産または公の施設の管理及び処分を行うことを認められた特別地方公共団体

ア 管理形態 (令和3年3月31日現在 単位：団体)

管理機関	総 計	城 山	津 久 井	藤 野
財産区議会	2	2	0	0
財産区管理会	13	0	6	7

イ 財産の状況 (令和3年3月31日現在 単位：千円)

財産区名称	土 地 (山林等)	出資に よる権利	資金積立基金	
			運営基金	山林管理基金
川尻財産区	766,496.68 m ²	420	242,937	—
中沢財産区	198,601.00 m ²	210	15,862	—
三井財産区	130,352.61 m ²	210	4,059	—
中野財産区	832,899.51 m ²	100	28,147	—
串川財産区	3,085,501.90 m ²	1,660	260,508	200,000
鳥屋財産区	37,025,149.30 m ²	8,460	587,023	100,000
青野原財産区	18,114,669.00 m ²	4,065	78,456	—
青根財産区	18,113,352.72 m ²	4,020	135,369	—
吉野財産区	894,152.62 m ²	430	32,371	—
小淵財産区	51,615.85 m ²	—	1,283	—
澤井財産区	172,586.61 m ²	210	16,141	—
牧野財産区	18,110,897.53 m ²	3,000	83,707	—
日連財産区	355,930.47 m ²	210	49,944	—
名倉財産区	602,378.00 m ²	410	28,274	—
佐野川財産区	416,356.00 m ²	—	1,844	—

(10) 施設等の維持管理・維持補修

緑区合同庁舎、大沢まちづくりセンター、相原連絡所、相模湖観光案内所、藤野観光案内所、相模湖記念館の維持管理、維持補修を行っている。

施設の概要

施設名	所在地	建築年月	敷地面積(m ²)	延床面積(m ²)
緑区合同庁舎	西橋本 5-3-21	H25. 3	3,761.55	11,554.51
相模湖観光案内所	与瀬 1104-2	H21. 3 (改築)	81.00	56.14
藤野観光案内所	小淵 1702-3	H21. 3	122.00	61.73
相模湖記念館	与瀬 259-1	H12. 4	9,558.26	200.00

(1 1) 宿泊・温泉施設の維持管理・維持補修

緑の休暇村センター、青根緑の休暇村いやしの湯、藤野やまなみ温泉について、指定管理者が管理運営を行い、市が施設の維持管理、維持補修を行っている。

施設の概要

施設名	所在地	建築年月	指定管理者	利用者数（人）
緑の休暇村センター	緑区青根 807-2	S55. 5	一般社団法人 青根振興協議会	772（宿泊） 128（食堂）
青根緑の休暇村 いやしの湯	緑区青根 844	H17. 5		51, 133（入浴） 27, 571（食堂）
藤野やまなみ温泉	緑区牧野 4225-1	H9. 4	牧野地域 振興協議会 グループ	44, 273

2 地域振興

(1) まちづくり会議

まちづくり会議は、地域のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に構成団体などが協働して取り組むために、本市のまちづくりを進めてきた22の地区ごとに一つの会議が設置されている。

まちづくり会議は、自治会や地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館など、各地域で活動している団体等の代表を中心に構成されている。主な議事内容として、地区の地域課題の解決に向けた取組や地域活性化事業交付金、地区まちづくり懇談会についてなどが話し合われている。

令和2年度は、区内6地区全体で、委員総数137人、延べ開催回数25回、延べ出席者数490人となっている。

令和2年度の開催状況

(令和3年3月31日現在)

地区名	橋本	大沢	城山	津久井	相模湖	藤野
開催回数	5	3	4	7	4	2

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催とした分を含む。

(2) 地域活性化事業交付金

より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、本市のまちづくりを進めてきた22の地区で展開される市民による自主的な事業に対して交付している。

交付金の対象事業は、市内22地区（緑区6地区）を単位に実施される各地区の活性化に資すると認められる事業である。

交付状況（令和3年3月31日現在）

件数 26件 交付額 6,289,000円（確定額 6,123,000円）

(3) 区の魅力づくり事業

区民どうしの一体感を育み、区への愛着や誇りなどの意識の醸成を図るため、「区の魅力づくり」に向けた事業を実施した。

ア 魅力づくり事業（令和2年度の主な取組）

（ア）情報発信事業

- a サイクリスト向けガイドブックの印刷・配布
- b SNS 等を活用した情報発信（Twitter 等の SNS や緑区お知らせばん等を活用し、緑区内の情報や季節の話題、その他行政情報等の発信）
- c 緑区イメージキャラクター「ミウル」を活用した魅力発信（区内各地区で開催されたイベントにミウルが出演し区民交流の促進を図るほか、SNS を活用し、ミウルによる地域の情報や季節の話題などの受発信）

（イ）既存地域資源の活用・新たな魅力の創出事業

- a 超小型モビリティ、シェアサイクル等民間導入の事務的支援（藤野地区における観光用超小型モビリティの有効活用、地区内団体との連携、観光資源の活用方策についての検討）
- b 地域団体等と連携した区内既存施設の活用方法の検討（小原の郷を活用した自転車イベントの検討）
※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業未実施
- c 区外でのイベントを活用した近隣自治体との連携（八王子市で開催される「八王子いちょう祭り」、山梨県で開催される「山梨リニアフェス」において緑区のPRを行うとともに、八・相観光連携事業実行委員会が実施する事業への協力）※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、八王子いちょう祭りはWeb開催、山梨リニアフェスは出展辞退、八・相観光連携事業は活動休止

（ウ）東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた機運醸成事業

- a 自転車ロードレース競技周知に向けた装飾（オリンピックオフィシャルパートナー企業であるブリヂストンサイクル株式会社と連携し、橋本駅自由通路、橋本駅北口ペデストリアンデッキ、相模原駅自由通路、相模大野駅北口ペデストリアンデッキに天吊幕、フラッグを掲出）

(4) 観光行事

ア さがみ湖湖上祭花火大会

相模湖誕生後に始められた花火大会で、湖を造る際に亡くなられた方々の慰霊と湖の安全を祈願し、8月1日に開催されている。周囲が山に囲まれているので、音が身体に響き、光は湖面に映え、素晴らしい音と光の芸術を繰り広げる。

※ 令和2年度は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の影響を鑑み中止

イ 橋本七夕まつり

昭和27年に橋本地区商店街の活性化、振興を目指して始められたもので、8月上旬の金曜日から日曜日に橋本七夕通りを中心に色鮮やかな竹飾りが数多く並び、趣向を凝らした出し物が通りにあふれる華やかなまつりである。

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(5) 自治会活動の円滑な運営と住民自治の推進

自治会等集会所の建設補助及び融資等

自治会活動の円滑な運営と住民自治の推進を目的として、その活動の拠点となる自治会等集会所の保有を促進している。

具体的には、自治会等集会所の用地取得費及び建設費等の一部を助成し、また、自治会等集会所を専用使用するための借地及び借家する賃借料の一部を助成する制度を設けている。なお、自治会が、市が指定した金融機関から自治会等集会所の用地取得、建設等に必要な資金の融資を受けられる制度も設けている。

自治会の集会所等の保有状況（緑区）

（令和3年3月31日現在）

自治会数	所 有		借 用		合 計	保有率
	単 独	共 有	単 独	共 有		
202	116	9	47	11	183	91.0%

ア 令和2年度の建設費等補助の状況

（ア）原宿自治会集会所修繕事業（城山まちづくりセンター分）	2,488,000 円
（イ）若葉自治会集会所修繕事業（城山まちづくりセンター分）	2,365,000 円
（ウ）荒丸自治会集会所修繕事業（津久井まちづくりセンター分）	2,522,000 円
（エ）芝田自治会集会所用地取得事業（藤野まちづくりセンター分）	3,000,000 円

イ 令和2年度の賃借料補助の状況

（ア）宮下自治会集会所賃借料助成事業（津久井まちづくりセンター分）	24,000 円
（イ）菅井自治会集会所賃借料助成事業（藤野まちづくりセンター分）	10,000 円

（6）安全で安心なまちづくり

ア 交通安全思想並びに防犯思想の普及啓発

活動状況	項 目	主 な 活 動 の 状 況
	安全・安心まちづくりに関する普及と啓発	・安全・安心まちづくりに関する各種キャンペーンの実施 ・青色パトカーを活用した安全・安心パトロールの実施 ・自転車マナーアップ啓発活動の実施 ・児童・生徒や高齢者を対象とした意識啓発 ・ひばり放送や安全・安心メールによる情報提供 ・啓発看板、電柱幕及び横断歩道指導旗の配布
	安全・安心まちづくりに関する地域活動の支援	・協議会各支部や交通安全母の会への助成 ・こども110番の家の活動支援

（ア）令和2年度交通・防犯啓発看板等の配布状況（令和3年3月31日現在）

年度	看板等 合計	内訳		団体	団体の内訳
		看板	電柱幕		
R2	18	6	12	10	自治会 5、小学校 1、PTA 2、その他協議会等 2 （橋本 2、大沢 5、城山 1、津久井 0、相模湖 1、藤野 1）

（イ）令和2年度指導旗・横断旗配布状況（令和3年3月31日現在）

年度	旗 合計	旗内訳		団体	団体の内訳
		指導旗	横断旗		
R2	168	15	153	10	小学校 6、PTA 2、自治会 1、その他 1 （橋本 4、大沢 3、城山 0、津久井 2、相模湖 1、藤野 0）

イ 交通安全並びに防犯に係る関係団体との連絡調整

（ア）令和2年度交通安全に関する要望件数・要望内容（類型別）（令和3年3月31日現在）

年度	地区	合計 (件数)	類 型 項 目				
			横断歩道	規制取締	信号機	道路改良	安全啓発
R2	区全体	11	0	6	3	0	2

(イ) 令和2年度防犯要望件数・要望内容(類型別)(令和3年3月31日現在)

年度	地区	合計 (件数)	類 型 項 目		
			防犯灯	監視カメラ	パトロール
R2	区全体	4	3	0	1

※「市民の声システム(わたしの提案)」及び「電話や通知等による要望」で決裁処理した件数

ウ 防犯灯の設置・維持管理

(ア) 令和2年度 市管理防犯灯の新設・再設・移設・撤去の状況(中継柱を除く)

区分	令和2年度設置(撤去)灯数					灯数 増減 A-D	R3.3.31 灯数
	新設 A	再設 B	移設 C	撤去 D	計		
灯数(灯)	73	0	4	0	77	73	15,373

(イ) 令和2年度 自治会管理防犯灯の再設・移設・撤去及び維持管理費補助金の状況

区分	令和2年度設置(撤去)灯数					R3.3.31 灯数
	新設 A	再設 B	移設 C	撤去 D	計	
灯数(灯)	—	0	0	0	0	197
設置費補助金(円)	0円		維持管理費補助金(円)			1,235,272円

※ 新設について、平成28年度より原則として市管理防犯灯による対応となった。

(7) 商店街振興

区内商店街の利便性の高い魅力ある商店街づくりを支援するとともに、商店街の活性化のための取組の支援を行った。

ア 商店街環境整備事業補助	3,273,000 円
(ア) 自動車駐車場利用券共同購入事業	339,000 円
(イ) 共同駐車場維持補助金	528,000 円
(ウ) 街路灯維持管理事業【街路灯電気料】	1,726,000 円
(エ) 街路灯撤去	680,000 円
イ 商店街にぎわいづくり支援事業補助	90,000 円
(ア) ステップアップ事業	90,000 円
ウ アドバイザー派遣事業	120,000 円
エ 新型コロナウイルス経済対策事業	9,680,000 円
(ア) 商業者団体等支援補助	9,680,000 円(6 団体)

(8) 地域防災

相模原市地域防災計画により、災害発生時には緑区本部が設置される。

区内の災害に備え、区の防災体制を整えるとともに、訓練を実施している。

ア 緑区役所各所属の主な所掌事務

地 域 振 興 課	区本部事務局の運営並びに避難所・一時滞在施設に関すること。 駅前滞留者・帰宅困難者に関すること。
区 政 策 課	各現地対策班と区本部事務局との連絡調整に関すること。
区 民 課	り災証明に関すること。
まちづくりセンター	現地対策班の運営並びに災害情報の収集及び伝達に関すること。

イ 防災訓練

地域住民、関係防災機関、職員を対象として訓練を実施した。

(ア) 相模原市テロ対応図上訓練

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(イ) 市総合防災訓練緑区地域会場訓練（津久井地区）

実施日時：令和2年11月1日(日) 午前8時～

会 場：中野中学校

内 容：避難所開設運営訓練、情報伝達訓練（感染症拡大の状況をふまえ縮小して実施）

(ウ) 特命担当職員等伝達訓練

実施日時：令和2年7月14日(火) 午後6時～

内 容：避難所担当職員、公民館担当職員に加え一時滞在施設担当職員を対象とした情報伝達訓練

(エ) 緑区本部初動対応訓練

実施日時：令和2年11月9日(月) 午後1時30分～

内 容：緑区本部設営訓練、情報収集伝達訓練

(オ) 孤立対策推進地区対応訓練

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(カ) 緑区役所デジタル地域防災無線等通信訓練

実施日時：令和2年5月・7月・9月・11月実施（毎年5月から隔月で実施しているが、令和3年1月及び3月は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止）

内 容：緑区本部と現地対策班との間における災害用通信機器を用いた通信訓練

(キ) 緑区帰宅困難者対策訓練

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

ウ 避難所

自主防災組織、学校及び避難所担当職員で構成する避難所運営協議会の運営支援を次のとおり行った。

(ア) 避難所数…38箇所

(イ) 訓練実施状況(合同訓練含む) 令和2年度 19箇所

(ウ) 避難所担当職員研修

実施時期：令和2年5月

内 容：避難所担当職員を対象とし、避難所運営及び防災無線等通信機器の操作に係る資料送付

(エ) 避難所担当職員等実技研修

実 施 日：令和2年8月6日(木)、7日(金)

内 容：新型コロナウイルス感染症対策の実技訓練（例年は、仮設トイレ等取扱い訓練等）

3 各種届出、証明書交付

(1) 各種届出の受理、各種証明の交付等

ア 各種届出の処理

住民異動、印鑑登録申請、戸籍届出、通知カード・マイナンバーカードに係る届出、国民健康保険、国民年金などの各種届出の申請処理、市税の納付等の処理を行う（※は、区民課、連絡所を除く）。

イ 各種証明書の交付

住民基本台帳に係る証明書、印鑑登録証明書、戸籍に係る証明書等の交付、市税等に関する証明書の交付等を行う（※は、区民課を除く）。

届出処理、証明書交付申請件数

(令和3年3月31日現在)

年度	種 別	緑区 計	区民課	大 沢まち づくりセンター	城 山まち づくりセンター	津久井まち づくりセンター	相模湖まち づくりセンター	藤 野まち づくりセンター
R1	届出・処理	146,470	88,356	17,023	14,489	16,940	4,811	4,851
	証 明	168,456	91,108	17,196	17,622	27,250	6,366	8,914
	合 計	314,926	179,464	34,219	32,111	44,190	11,177	13,765
R2	届出・処理	167,207	97,006	18,656	19,264	19,686	5,784	6,811
	証 明	153,863	78,247	17,245	17,886	25,810	6,099	8,576
	合 計	321,070	175,253	35,901	37,150	45,496	11,883	15,387
対前 年度 増減 比	届出・処理	14.2%	9.8%	9.6%	33.0%	16.2%	20.2%	40.4%
	証 明	△8.7%	△14.1%	0.3%	1.5%	△5.3%	△4.2%	△3.8%
	合 計	2.0%	△2.3%	4.9%	15.7%	3.0%	6.3%	11.8%

○相原・橋本駅連絡所は区民課、各出張所・津久井中央連絡所は津久井まちづくりセンター、佐野川・牧野連絡所は藤野まちづくりセンターに含む。

○区民課、まちづくりセンター、出張所及び連絡所では、各種証明書の発行や届出等の業務範囲が異なる。

ウ パスポートの申請・交付

パスポートの申請受理及び交付を行う。

申請、交付件数

(令和3年3月31日現在)

	R1	R2	対前年度増減比
申請件数	12,404	1,746	△85.9%
交付件数	12,449	2,091	△83.2%

4 各まちづくりセンター

(1) 市民相談（市民相談員）

市民相談の開設日：城山まちづくりセンター水曜日、津久井まちづくりセンター月曜日、
相模湖まちづくりセンター第1・3火曜日、藤野まちづくりセンター第2・4火曜日
(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時

令和2年度 各種相談の件数

(令和3年3月31日現在 単位：件)

相談の種類	総 計	城 山	津 久 井	相 模 湖	藤 野
市民相談	14	2	11	1	0
法律相談	92	40	41	8	7
行政相談	0	0	0	0	0
人権相談	0	0	0	0	0
合 計	106	42	52	9	7

(2) まちづくり会議や自治会等団体の支援等

まちづくりセンター（橋本地区は地域振興課内）に、地域政策担当職員を配置し、各地区に設置されているまちづくり会議等の支援を行うほか、各地区で把握した課題などについて、解決に向けた取り組みを進めるため、本庁や区役所各課機関と調整を行う。

(3) 施設の概要

センター名等	所在地	建築年月日	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
大沢まちづくりセンター	大島 1776-5	H19. 3. 20 ※1	1, 856. 90	1, 472. 38
城山総合事務所	久保沢 1-3-1 (本館)	S40. 1. 20	4, 377. 52	1, 286. 75
	(第1別館)	R1. 12. 1※1		3, 821. 86※5
	(第2別館)	H8. 3. 12		1, 616. 62
津久井総合事務所	中野 633 (本館)	S39. 11. 1	2, 812. 07	1, 722. 40
	(エレベーター棟)	H19. 3. 29		45. 96
	(別館)	S57. 10. 1		565. 53
	(別棟)	S63. 10. 1		103. 68
串川出張所	青山 1012	H3. 3. 25	1, 587. 80※2	174. 10
鳥屋出張所	鳥屋 1064	S58. 3. 20	2, 251. 85※2	187. 50
青野原出張所	青野原 1250-1	H24. 3. 26	327. 87※3	145. 74
青根複合施設 ※4 (青根出張所)	青根 1372-1	H30. 3. 23	1, 419. 78 (うち青根出張所 238. 13)	752. 60 (うち青根出張所 139. 34)
相模湖総合事務所	与瀬 896	S57. 11. 30	4, 880. 42	2, 911. 34
藤野総合事務所	小渕 2000	S61. 8. 31	2, 466. 98	2, 925. 20

※1 改修年月日を記載

※2 串川、鳥屋出張所の面積には、それぞれ串川、鳥屋地域センター分を含む。

※3 青野原出張所の面積は、青和学園敷地の一部

※4 青根複合施設内に、青根出張所、青根公民館、津久井消防署(青根分署)分を含む。

※5 城山総合事務所周辺公共施設再編整備事業に伴う公民館からの所管替分を含む。

(4) 施設等の維持管理・維持補修

緑区合同庁舎及び大沢まちづくりセンターを除く各総合事務所及び各出張所の維持管理、維持補修を行っている。

5 地域センター

(1) 設置目的

市民の福祉の増進及びコミュニティ活動の推進を図るため。

(2) 施設の概要

(令和3年3月31日現在)

地域センター名	所在地	設置年月	敷地面積 (㎡)	構 造	建築面積(㎡)	館内施設	令和2年度 利用件数 (件)	令和2年度 延利用人数 (人)
					延べ床面積(㎡)			
三井 地域センター	緑区三井 394-1	S60.4	1,031.39	鉄筋コンクリート造平屋建	312.59	和室(大)、(小)、 閲覧室	4	58
					332.69			
小網 地域センター	緑区太井 252-1	H2.6	973.96	鉄筋コンクリート造 2階建	222.00	1階：集会室 2階：会議室、和室	478	3,462
					358.41			
津久井中央 地域センター	緑区三ヶ木414	H9.4	7,056.00 (津久井生涯学習センターを含む)	鉄筋コンクリート造 2階建	1,094.99 (津久井生涯学習センターを含む)	会議室、和室	162	989
					88.14			
串川 地域センター	緑区青山1012	H3.4	1,587.80 (串川出張所を含む)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建	594.89	1階：多目的ホール、図書室 2階：会議室、和室(大)、(小)、調理室	383	3,348
					992.98			
西青山 地域センター	緑区青山3184-1	H13.5	894.74	鉄筋コンクリート・木造平屋建	284.30	和室(1)、(2)、浴室2室、台所、フィットネススペース、展示スペース	1	1,382 (うち浴室利用者数1,375)
					284.30			
串川ひがし 地域センター	緑区根小屋1619-1	H8.4	3264.02	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建	732.22	集会室、会議室、視聴覚室、談話室、図書室	286	2,014
					597.97			
鳥屋 地域センター	緑区鳥屋1064	S58.4	2,251.85 (鳥屋出張所を含む)	鉄筋コンクリート造 2階建	662.50	1階：講堂、図書室 2階：会議室(1)、(2)、和室	206	2,446
					734.98			
青根 地域センター	緑区青根1926	S61.4	10,560.54 (旧青根中学校を含む)	鉄筋コンクリート造 3階建	1,760.00 (旧青根中学校を含む)	1階：図書室 2階：和室(1)、(2) 3階：集会室	2	42
					332.00			
合 計							1,522	13,741 (うち浴室利用者数1,375)

【区政策課…1】【地域振興課…2(4)アは相模湖まちづくりセンター】 【区民課…3】

【各まちづくりセンター…2(1)(2)(4(大沢を除く))、4(1)(4)は大沢を除く】

【津久井まちづくりセンター…5】

中 央 区 役 所

1 区政策

(1) 中央区基本計画の推進 【区政策課】

中央区基本計画に掲げた区の目指す姿の実現に向けて、区民との協働による取組等を検討・実施するもの。

(2) 中央区区民会議 【区政策課】

中央区区民会議は、区の課題やまちづくりの方向性について協議を行う場として設置した市長の附属機関である。委員数は25人以内で、区内9地区のまちづくり会議から推薦された者、区内で公益的活動を行う団体から推薦された者、区内の住民（公募により3人を選任）、学識経験のある者により構成され、任期は委嘱の日から2年となっている。

令和2年度は、平成30年7月から令和2年7月までの第5期区民会議の報告書を作成し、令和2年7月からの第6期区民会議では、中央区区民会議重点行動の検討等を行った。

令和2年度の開催状況

(令和3年3月31日現在)

回次	開催月日	出席者数	傍聴者数	審 議 内 容
第5期 11	令和2年 7月15日	21人	0人	・第5期相模原市中央区区民会議 活動報告書（案）について
第6期 1	8月25日	22人	0人	・会長、副会長の選出について ・第5期までの取組と今後の審議事項について ・中央区基本計画について
第6期 2	12月9日	25人	0人	・第6期中央区区民会議の重点行動について ・中央区基本計画の周知について ・区内の視察について ・区民アンケートの実施について
第6期 3	令和3年 3月29日	22人	1人	・第6期中央区区民会議重点行動の検討について
合 計		延90人	延1人	

(3) 広報 【区政策課】

ア 区版広報紙の発行

区民意識や一体感の醸成を図るため、区に関係する行政情報や地域情報を掲載している。

広報紙は、新聞折込、新聞末購読世帯等へのポスティング及び市関係施設等への配架により配布している。

発行部数 65,404部 (令和2年度 月平均)

イ 区版ホームページの運営

区からのお知らせや区長レポート、イベント情報、人口などの基礎情報、まちづくり情報等を掲載し、随時、最新情報に更新している。

ウ その他情報発信

Facebook、Instagram、エフエムさがみ、中央区インフォメーションコーナー、デジタルサイネージにおいて、区内のイベント情報やニュース等を紹介し、随時、最新情報に更新している。

(4) 市民相談【区政策課】

相談室の開設：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

令和2年度 市民相談の件数（中央区）

(令和3年3月31日現在 単位：件)

相 談 の 種 類	件 数	相 談 の 種 類	件 数
市 民 相 談	1,884	新築・増改築・修理等の相談	9
法 律 相 談	781	労 働 相 談	77
行 政 相 談	0	社 会 保 険 労 務 士 相 談	22

相談の種類		件数	相談の種類		件数
人権相談		0	行政書士相談		22
税務相談		65	不動産相談		50
登記相談		29	交通事故相談		71
外国人相談	中国語	217	外国人相談	タガログ語	8
	スペイン語	159		ベトナム語	4
	ポルトガル語	44		日本語	27
	英語	15	合計		3,484

(5) まちづくりセンター等の維持管理 【区政策課】

大野北まちづくりセンター、田名まちづくりセンター及び上溝まちづくりセンター並びに光が丘連絡所の維持管理を行っている。

(6) 区選挙管理委員会 【区政策課】

区の選挙管理委員会では、選挙人名簿の調製や投票、開票、選挙啓発などの選挙事務のほか、検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の選定などを行っている。

事業の詳細は「選挙」の項目を参照

2 地域振興

(1) 区の魅力づくり事業 【地域振興課】

ア 目的

中央区の魅力を再発見・創造し、区民をはじめ広く区内外に発信することで、区の一体感や区への愛着、誇りの醸成を図り、区民の交流やまちづくりへの参画を推進する。

イ 事業内容

ドローンを活用した区の魅力PR動画や転入者に向けた区PRパンフレットを通じ、区の魅力のPRを行った。

(2) 中央区みらい協働プロジェクト 【区政策課、地域振興課】

ア 目的

持続可能なコミュニティの形成の視点から、区民との協働により解決すべき地域課題について広く区民が参画し、その課題解決や活性化に向けた具体的な取組を推進する。

イ 実行組織

自治会連合会、商店会、市民活動団体、学校、広報・メディア関係団体、その他地域活動団体など幅広い主体から委員22名で構成する実行委員会を組織した。

実行委員会には、活動テーマ毎に具体的に事業を実施する2つの実行グループと戦略的な広報宣伝を行う広報宣伝部を設置した。

ウ 令和2年度の実施状況

会議は、役員会2回（うち1回書面表決）、実行委員会1回を開催した。

(ア)「区への愛着を高める」グループ（メンバー：実行委員8名、会議等回数：3回（うち1回書面表決））

「中央区民がさくら色でつながる日」の周知・啓発を引き続き行うとともに、既存の各コンテンツを通じて区の魅力を高める取組を行った。

中央区民がさくら色でつながる日：区民が地域への関心や愛着を持ち、「住んでみたい」「住み続けたい」と思ってもらえるよう、「毎月3日」と「市民桜まつりの日」に設定。

a さくら体操

中央区の魅力（桜、相模川、宇宙 等）を中央区の歌に乗せて振り付けで表現（監修：日本体操研究所）した体操の普及に向けた取組

- (a) 自宅でさくら体操に取り組める教材動画「おうちでさくら体操」の作成
- (b) 実行委員が出演する啓発動画「さくら体操―中央区とリモートでつながる編―」の作成
- b 中央区民がさくら色でつながるレシピ

食を通じて中央区への愛着を感じてもらえるよう考案した「さくらいなり」と「さくら蒸しまんじゅう」のレシピカードの配布

- (イ) 「担い手を増やす」グループ（メンバー：実行委員8名）

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の活動は休止した。

- (ウ) 広報宣伝部（メンバー：実行委員7名、会議等回数：4回）

中央区の様々な魅力やプロジェクトの取組の横断的な発信と、区のPRグループ“中央区さくら咲くボーイズ39”による、エフエムさがみへの出演、中央区インフォメーションコーナーにておすすめスポットの紹介を行い区の様々な魅力をPRした。

(3) 地域活性化イベント 【地域振興課】

相模原市の観光を振興し、地域の活性化とシティセールスの推進を図るため、団体が実施する観光行事等の事業に対して支援を行っている。

大野北銀河まつり

大野北地区のシンボルパークとも言える鹿沼公園で、大野北銀河まつりが例年開催されている。

ダンスや歌などの発表を通じて誘客を図るとともに、地域住民や関係団体が構成した実行委員会によるイベントの企画や準備の過程を通じて、人と人との繋がりを強め、地域コミュニティの醸成に寄与している。

（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止）

(4) 商店街振興 【地域振興課】

利便性の高い魅力ある商店街づくりを支援するとともに、商店街の活性化のための取組の支援を行った。

ア	商店街環境整備事業補助	11,384,000円
	(ア) 共同駐車場整備維持事業	1,485,000円（1団体）
	(イ) 自動車駐車場利用券共同購入事業	824,000円（2団体）
	(ウ) 街路灯維持管理事業【街路灯電気料】	6,096,000円（17団体）
	(エ) 〃 【街路灯修繕】	44,000円（1団体）
	(オ) 街路灯撤去費補助金	980,000円（2団体）
	(カ) 施設整備事業補助金【街路灯新設】	455,000円（1団体）
	(キ) 施設修繕事業補助金	1,500,000円（1団体）
イ	商店街にぎわいづくり支援事業補助	756,000円
	(ア) 情報発信事業	516,000円（2団体）
	(イ) イベント事業	240,000円（4団体）
ウ	アドバイザー派遣	210,000円
	アドバイザー派遣事業	210,000円（2団体）
エ	新型コロナウイルス経済対策事業	26,321,000円
	商業者団体等支援補助金	26,321,000円（14団体）

(5) 観光行事 【地域振興課】

- ア 相模原納涼花火大会

昭和26年に「水郷田名」の復興を願って灯籠流しとともに花火が打ち上げられたのが始まりで、相模川高田橋付近の河畔で開催されている。令和2年度は、日時会場の非公開や無観客といった新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を講じて開催された。

- イ 上溝夏祭り

上溝に江戸末期から伝わる伝統あるまつりで、7月下旬の土・日曜日に開催されている。上溝商店街通り

を中心に、御輿17基、山車8台が繰り出す勇壮なまつりである。(昭和57年「かながわのまつり50選」に選定)(令和2年度は東京2020オリンピック競技大会と開催予定時期が重なったことにより中止)

(6) 安全で安心なまちづくり 【地域振興課】

ア 中央区安全・安心まちづくり推進協議会

区民、地域団体、行政との協働により、地域における犯罪や交通事故の防止等に取り組み、安全で安心な中央区の実現を目指し、平成30年4月に設立した。

構成員 26団体(自治会関係9団体、交通安全関係4団体、防犯関係4団体、教育関係3団体、福祉関係2団体、事業者関係2団体、行政関係2団体)

イ 交通安全思想及び防犯思想の普及啓発

項目ごとの具体的な活動状況

項 目	具 体 的 な 活 動
安全・安心まちづくり啓発活動	・交通安全・防犯に関する各季のキャンペーンの実施 ・安全・安心パトロールの実施 ・相模原駅前地区環境浄化パトロールの実施 ・児童・生徒を対象とした安全・安心まちづくりに関する意識啓発 ・安全・安心まちづくりに向けた取組、施策等の情報提供 ・振り込め詐欺に関する意識啓発 ・住環境を地域で見守る意識啓発 ・中央区自転車マナーアップデーの実施 ・「相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例」の周知、啓発 ・啓発看板・電柱幕・指導旗・横断旗の配布 ・「安全・安心メール」、「ひばり放送」による情報の発信
安全・安心まちづくりに関する地域活動支援	・安全・安心まちづくり推進協議会各支部への助成 ・地区交通安全母の会等への助成 ・「こども110番の家」活動の支援

(ア) 令和2年度交通・防犯啓発看板等配布状況(令和3年3月31日現在)

配布団体数 13団体

配布枚数 30枚

(イ) 令和2年度指導旗・横断旗配布状況(令和3年3月31日現在)

配布団体数 9団体

配布枚数 145枚

ウ 交通安全及び防犯に係る関係団体との連絡調整

(ア) 令和2年度交通要望件数・要望内容(令和3年3月31日現在)

件数: 69件

主要要望内容: 信号機の設置・種類変更、横断歩道の設置など公安委員会に関する要望の他、啓発看板の設置、カーブミラー等の安全対策に関する要望

(イ) 令和2年度防犯要望件数・要望内容(令和3年3月31日現在)

件数: 33件

主要要望内容: 防犯灯(不点灯、破損、設置)に関する要望

エ 防犯灯の設置・維持管理

令和２年度 市管理防犯灯の新設・再設・移設・撤去の状況〔中央区〕

区分	令和２年度設置（撤去）灯数					灯数 増減	R3. 3. 31 灯数
	新設	再設	移設	撤去	計		
灯数（灯）	144	－	2	0	146	144	16, 889

令和２年度 自治会管理防犯灯の再設・移設・撤去及び維持管理費補助金の状況〔中央区〕

区分	令和２年度設置（撤去）灯数					R3. 3. 31 灯数
	新設	再設	移設	撤去	計	
灯数（灯）	－	0	0	0	0	747
設置費補助金（円）	0		維持管理費補助金（円）			5, 332, 476

※平成 28 年度以降、防犯灯の新設は原則市管理のみとしている。

オ 空家等対策

居住者不在のまま、建物が長期間放置され、老朽化やごみの投棄などで問題となっている空家等について、その所有者等に適切な管理を行うよう依頼するとともに、民間が発行する空家情報紙を活用し、市の空家等に関する相談窓口等について情報提供を行った（令和２年度新規受付件数：42 件）。

カ 路上喫煙の防止対策

「相模原市路上喫煙の防止に関する条例」の周知及び路上喫煙防止を図るため、地域情報紙において啓発を行った。なお、例年実施しているキャンペーンは新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

キ 落書き行為の防止対策

（ア）落書き防止の啓発

落書き行為の防止と防犯意識の高揚を図るため、地域情報紙において啓発を行った。

（イ）消去用具等の貸出し

落書きの消去作業等に必要な用具を貸出した（令和２年度実績：2 件）。

（７）地域防災 【地域振興課】

区内の災害に備え、区の防災体制を整えるとともに、訓練を実施している。

相模原市地域防災計画により、災害発生時には中央区本部が設置される。

ア 中央区役所各所属の主な所掌事務

区 政 策 課	所管施設の災害状況調査及び初期問い合わせ窓口に関すること。
地域振興課	区本部事務局の運営及び避難所に関すること。 一時滞在施設の運営に関すること。 災害情報の収集及び伝達に関すること。
中央6地区まちづくりセンター	現地対策班（中央区の6公民館に限る。）の運営並びに災害情報の収集及び伝達に関すること。 区本部運営の補助に関すること。
区 民 課	り災証明に関すること。
大野北・田名・上溝まちづくりセンター	現地対策班の運営並びに災害情報の収集及び伝達に関すること。

イ 災害対応状況

災害状況等に応じて相模原市地域防災計画に基づく体制を配備し、各種災害対応を行った。

令和２年度の災害対応状況〔中央区本部〕

発生日	災害内容	最大配備体制	最大配備職員数
令和2年4月18日（土）	風水害	風水害情報連絡体制（レベル0）	3名
令和2年6月6日（土）	風水害	風水害情報連絡体制（レベル0）	2名
令和2年7月1日（水）	風水害	風水害情報連絡体制（レベル0）	2名

発生日	災害内容	最大配備体制	最大配備職員数
令和2年7月8日（水）	風水害	風水害情報連絡体制（レベル0）	2名
令和2年7月26日（日）	風水害	風水害情報連絡体制（レベル0）	2名
令和2年8月31日（月）	風水害	風水害情報連絡体制（レベル0）	2名
令和2年9月5日（土）	風水害	風水害情報連絡体制（レベル0）	4名
令和2年10月10日（土）	風水害（台風14号）	風水害情報連絡体制（レベル0）	4名
令和3年2月13日（土）	地震	地震災害初動体制（レベル1）	2名

ウ 防災訓練等

区役所職員等を対象として訓練及び研修を実施した。

（ア）中央区役所職員伝達訓練

実施日時：令和2年4月10日（金）午後6時00分～午後6時45分

内 容：区本部緊急連絡網及び各所属が定める緊急連絡網に基づく電話による伝達訓練

（イ）現地対策班担当職員研修

実施時期：令和2年5月

内 容：現地対策班担当職員を対象にした現地対策班の開設・運営及び防災無線等通信機器の操作に係る研修

（ウ）無線通信等訓練

実施時期：令和2年6月～令和3年3月（毎月1回実施）

内 容：区本部職員及び現地対策班担当職員を対象に、災害用通信機器（デジタル地域防災無線、デジタル簡易無線及びPHS等）の操作の習熟の向上を図る訓練

（エ）市総合防災訓練中央区地域会場訓練（中央地区）

実施日時：令和2年11月1日（日）午前8時00分～正午

内 容：避難所開設運営訓練、情報伝達訓練（感染症拡大の状況をふまえ縮小して実施）

（オ）中央区役所初動対応訓練

a 中央区本部運営訓練

実施日時：令和2年8月25日（火）午後2時15分～午後4時45分

内 容：中央区本部の円滑な運営を目指し、事前対策、避難場所の開設、区本部の開設・運営、情報収集・処理及び応急対策活動の手順等を確認する討議型の図上訓練として実施した。

b 地区・区役所情報伝達連携訓練

実施日時：令和2年11月29日（日）午前8時00分～午前11時00分

内 容：清新地区と中央区本部及び清新地区現地対策班が合同で防災訓練を行うことにより、災害発生時の各組織の行うべき役割を確認し、各組織の連携強化を図る訓練

エ 避難所

自主防災組織、学校及び避難所担当職員で構成する避難所運営協議会の運営支援、担当職員の研修及び運営に要する事務用品の整備を行っている。

（ア）避難所数：31箇所

（イ）訓練実施状況（合同訓練含む）R2：23箇所（R1：26箇所）

（ウ）避難所担当職員研修（感染症拡大の状況をふまえ書面送付）

実施時期：令和2年5月

内 容：避難所担当職員を対象とし、避難所運営及び防災無線等通信機器の操作に係る資料送付を行った。

(8) 自治会活動の円滑な運営と住民自治の推進 【中央6地区まちづくりセンター】

自治会等集会所の建設補助及び融資等

自治会活動の円滑な運営と住民自治の推進を目的として、自治会等集会所の建設補助及び融資等を通してその活動の拠点となる自治会等集会所の保有を促進している。

具体的には、自治会等集会所の用地取得費及び建設費等の一部を助成し、また、自治会等集会所の用地又は建物として専用使用するための賃借料の一部を助成する制度を設けている。なお、自治会が、市が指定した金融機関から自治会等集会所の用地取得、建設等に必要な資金の融資を受けられる制度も設けている。

自治会の集会所等の保有状況【中央区】

(令和3年3月31日現在)

自治会数	所 有		借 用		合 計	保有率
	単 独	共 有	単 独	共 有		
192	95	2	23	29	149	77.6%

ア 令和2年度の建設費等補助の状況

(ア) 自治会法人榎自治会集会所建設等助成事業（購入）	8,250,000円
(イ) 自治会法人榎自治会集会所建設等助成事業（修繕）	519,000円
(ウ) 自治会法人横山1丁目自治会集会所建設等助成事業（修繕）	742,000円

イ 令和2年度の賃借料補助の状況 なし

ウ 令和2年度の融資制度の利用状況 なし

(9) まちづくり会議 【中央6地区まちづくりセンター、大野北・田名・上溝まちづくりセンター】

まちづくり会議は、地域のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に構成団体などが協働して取り組むために、本市のまちづくりを進めてきた22の地区（うち区内9地区）ごとに一つの会議が設置されている。

まちづくり会議は、自治会や地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館など、各地域で活動している団体等の代表を中心に構成されている。

令和2年度は、区内9地区全体で、委員総数211人、延べ開催回数38回、延べ出席者数713人となっている。

令和2年度の開催状況

地区名	開催回数	主 な 議 事 内 容
小 山	4	小山地区の地域課題についての情報交換や課題解決に向けた方向性の検討など
清 新	6	清新地区の地域課題についての情報交換や課題解決に向けた方向性の検討など
横 山	7	横山地区の地域課題についての情報交換や課題解決に向けた方向性の検討など
中 央	4	中央地区の地域課題についての情報交換や課題解決に向けた方向性の検討など
星が丘	2	星が丘地区の地域課題についての情報交換や課題解決に向けた方向性の検討など
光が丘	3	光が丘地区の地域課題についての情報交換や課題解決に向けた方向性の検討など
大野北	4	大野北地区の地域課題についての情報交換や課題解決に向けた方向性の検討など
田 名	3	田名地区の地域課題についての情報交換や課題解決に向けた方向性の検討など
上 溝	5	上溝地区の地域課題についての情報交換や課題解決に向けた方向性の検討など

※「地域活性化事業交付金」「地区まちづくりを考える懇談会の議題検討」は共通議事

(10) 地域活性化事業交付金 【中央6地区まちづくりセンター、大野北・田名・上溝まちづくりセンター】

より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、本市のまちづくりを進めてきた22の地区で展開される市民による自主的な事業に対して交付される交付金

交付金の対象事業は、市内22地区を単位に実施される各地区の活性化に資すると認められる事業

中央区9地区の交付金交付状況（令和3年3月31日現在）

件数 19件 金額 8,379,000円

3 各まちづくりセンター

(1) まちづくり会議や自治会等団体の支援等【中央6地区まちづくりセンター、大野北・田名・上溝まちづくりセンター】

中央6地区（小山・清新・横山・中央・星が丘・光が丘）、大野北地区、田名地区、上溝地区に、地域政策担当職員等を配置し、地区自治会連合会の活動支援や地域活動団体の事業の調整を行うほか、各地区で抱えている課題や問題などについて、解決や対策に向けた取組を進めている。

(2) 施設の概要【区政策課】

センター名	住 所	建築年月日	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
大野北	中央区鹿沼台 1-10-20	S53. 3. 24	3, 227. 33	1, 730. 41
田 名	中央区田名 4834	H20. 3. 14 ※	2, 693. 42	1, 577. 41
上 溝	中央区上溝 7-7-17	H3. 11. 6	1, 866. 29	2, 957. 09

※改修年月日を記載

4 届出処理、証明書交付【区民課、大野北・田名・上溝まちづくりセンター】

(1) 各種届出の処理

住民異動届、印鑑登録申請、戸籍届出、通知カード・マイナンバーカードに係る届出の処理を行った。また、まちづくりセンターでは、国民健康保険、国民年金などの各種届出の受付、市税の収納等の処理も行った。

(2) 各種証明書の交付

住民基本台帳に係る証明書、印鑑登録証明書、戸籍に係る証明書、市税に関する証明書等の交付を行った（※は、まちづくりセンター、連絡所での扱い）。

(3) 届出処理、証明書交付件数の比較

年度	種 別	中央区計	区民課	大野北	田 名	上 溝
R1	届出・処理	201, 550	123, 275	39, 902	17, 550	20, 823
	証 明	376, 603	295, 342	37, 743	21, 914	21, 604
	合 計	578, 153	418, 617	77, 645	39, 464	42, 427
R2	届出・処理	195, 951	133, 268	30, 246	14, 968	17, 469
	証 明	348, 195	269, 567	36, 192	21, 183	21, 253
	合 計	544, 146	402, 835	66, 438	36, 151	38, 722
増減率(%)	届出・処理	97. 22%	108. 11%	75. 80%	85. 29%	83. 89%
	証 明	92. 46%	91. 27%	95. 89%	96. 66%	98. 38%
	合 計	94. 12%	96. 23%	85. 57%	91. 61%	91. 27%

相模原駅連絡所、光が丘連絡所は区民課に含む。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、R2年度は、連絡所を一時休止した。

R3. 2月から大野北、田名、上溝まちづくりセンターにおいてマイナンバーカード交付を開始した。

5 横断的なチームによる事業 【区政策課、地域振興課、区民課】

課・班を越えて、中央区役所内のお互いの業務に関心を持ち、意見を出し合い、成果を共有できる環境づくりの一環として、中央区役所内に横断的なチームを設置した。

(1) さくら記念植樹チーム

内容：相模総合補給廠共同使用区域、相模原スポーツ・レクリエーションパークへの桜の植樹

(2) 窓口サービス向上チーム

内容：中央区イラストマップの作成及び設置、中央区オリジナルの「婚姻記念証」・「出生記念証」の作成及び配布

(3) 職場環境改善チーム

内容：大野北まちづくりセンターレイアウト変更、レポートの発行

【区政策課…1(1) (2) (3) (4) (5) (6)、3(2)】

【区政策課、地域振興課…2(2)】

【地域振興課…2(1) (3) (4) (5) (6) (7)】

【中央6地区まちづくりセンター…2(8)】

【中央6地区まちづくりセンター、大野北・田名・上溝まちづくりセンター…2(9) (10)、3(1)】

【区民課、大野北・田名・上溝まちづくりセンター…4】

【区政策課、地域振興課、区民課…5】

南 区 役 所

1 区政策

(1) 区別基本計画の推進

南区区民会議での議論を踏まえ、区別基本計画に掲げた取組み等の推進方策について、協働の視点から検討・実施するものである。

令和2年度の主な取組内容

ア 南区誕生10周年記念Web南区小学生ミーティングの実施

イ 南区誕生10周年記念若者リモート会議の実施

ウ 南区若者参加プロジェクト実行委員会主催「第7回More輝区～南区アイディアコンペ～」の開催

エ 南区流ファシリテートスキルの作成

(2) 南区区民会議

南区区民会議は、区の課題やまちづくりの方向性について協議を行う場として設置した市長の附属機関である。委員数は25人以内で、区内のまちづくり会議から推薦された者、区内の公益的活動を行う団体から推薦された者、公募により選ばれた区内の住民、学識経験者などにより構成され、任期は委嘱の日から2年となっている。

令和2年度の開催状況

(令和3年3月31日現在)

回次	開催月日	出席者数	傍聴者数	審議内容等
第5期 10	7月17日	18	0	- 南区誕生10周年記念事業について - 第5期南区区民会議の活動報告について - 令和2年度区別基本計画推進事業（案）について
第6期 1	8月25日	21	0	- 南区区民会議の概要等について - 第1期から第5期までの取組について - 令和2年度区別基本計画推進事業について - 第6期南区区民会議のテーマについて
2	11月18日	20	0	- 南区流ファシリテートスキル（案）について - 世代間交流促進のための具体的な取組の検討について
3	3月24日	17	0	- 南区誕生10周年記念「Web南区小学生ミーティング」開催結果について - 南区流ファシリテートスキル発行について - 本来あればよいと思う地域活動について
合計		延べ76人	延べ0人	

(3) 区版広報、ホームページ

ア 区版広報紙の発行

区民意識や一体感の醸成を図るため、区内に関係する行政情報や地域情報を掲載している。広報紙は、新聞折込、新聞末購読世帯等へのポスティング及び市関係施設等への配架により配布している。

発行部数 79,055部（令和2年度 月平均）

イ 区版ホームページの運営

区からのお知らせや区長談話室、イベント情報、人口などの基礎情報、まちづくり情報等を掲載し、随時、最新情報に更新している。

(4) 市民相談

相談室の開設：月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

令和2年度 市民相談の件数(南区)

(令和3年3月31日現在 単位：件)

相談の種類	件数	相談の種類	件数
市民相談	951	新築・増改築・修理等の相談	6
法律相談	763	社会保険労務士相談	20
行政相談	1	不動産相談	28
人権相談	1	行政書士相談	13
税務相談	29	交通事故相談	12
登記相談	19	合計	1,843

(5) 行政資料コーナーの運営

行政資料コーナーは市民向けの資料室として、公文書の公開請求及び個人情報の開示等の請求の受付をはじめ、市政に関する情報の提供、相談、案内を行っている。また、市、国、県等の行政資料を配架し、閲覧に供しているほか、市の有償刊行物の販売も行っている。

令和2年度(令和3年3月31日現在 単位：件)

利用内容	件数	利用内容	件数
公文書公開請求	7	資産公開閲覧	0
保有個人情報開示請求	12	コーナー利用者	1,800

(6) 施設等の維持管理・維持補修

南区合同庁舎及び南区各まちづくりセンター、上鶴間・大野台・大沼・相模大野駅連絡所の維持管理、維持補修を行っている。

ア 施設の概要

施設の名称	住所	建築年月日	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
南区合同庁舎	南区相模大野 5-31-1	S 58.8.27	8,364.48	7,483.88

(7) 区選挙管理委員会

区の選挙管理委員会では、選挙人名簿の調製や投票、開票、選挙啓発などの選挙事務のほか、検察審査員・裁判員候補者予定者の選出などを行っている。事業の詳細は「選挙」の項目を参照

2 地域振興

(1) 区の魅力づくり事業

区民としての一体感を育み、区への愛着や誇りなどの意識の醸成を図るとともに、区民相互の交流を支援・促進するため、区の魅力づくり事業を実施している。

令和2年度の主な取組

事業名	開催日	場所	参加者数等
南区パフォーマンスステージ	令和2年11月30日(月)～	市ホームページ上で動画公開	参加組数22組
「南区私のイチ押し写真」写真展及びインスタグラム写真展の開催	写真展：令和2年12月12日(土)～21日(月) インスタグラム写真展：令和2年12月7日(月)～令和3年1月31日(日)	相模大野ギャラリー (市民ロビー相模大野 2階)	応募者数61人 102作品
相模大野ステーションピアノ	令和2年12月15日(火)～25日(金)	小田急相模大野ステーションスクエア3階アトリウム広場	演奏者約200人 動画再生数約850,000回

事業名	開催日	場所	参加者数等
南区誕生 10 周年記念オリジナルフレーム切手	区制施行10周年を記念して、日本郵便㈱と各区役所が共同でフレーム切手を作成した。令和2年7月1日(水)から販売、販売部数は1,500シート。		
「南区ガイドマップ」の発行	子育て世代をメインターゲットに、家族で出かけられるよう南区の自然、文化、歴史、イベント、バス路線図などが掲載されているガイドマップを最新の情報に修正した。発行部数は12,000部。		
「体験！発見！南区探検ブック」の作成	子育て世代をメインターゲットに、「みんな知ってる施設の裏側」、「大人も楽しめる魅力スポット」、「親子で楽しめる魅力スポット」の3つのカテゴリで合計7つのトピックを紹介する電子書籍を作成した。		
「南区インフォメーションBOX」の企画・運営	bono 相模大野の一角にあり、映像や展示等により、南区の魅力や情報を発信した。		
南区誕生 10 周年記念冠事業	区制施行 10 周年を迎え、区民と共に祝い、盛り上げていくため、「南区誕生 10 周年」という「冠」を付けた事業を募集し、22 事業の応募があった。		

(2) 自治会活動の円滑な運営と住民自治の推進

自治会等集会所の建設補助及び融資等

自治会活動の円滑な運営と住民自治の推進を目的として、その活動の拠点となる自治会等集会所の保有を促進しており、用地取得費や建設費及び賃借料の一部の助成のほか、資金の融資が受けられる制度を設けている。

自治会の集会所等の保有状況

(令和3年3月31日現在)

自治会数	所 有		借 用		合 計	保有率
	単 独	共 有	単 独	共 有		
195	65	58	28	12	163	83.6%

ア 令和2年度の建設費等補助の状況

- (ア) 大橋自治会集会所建設等助成事業 (修繕) 91,000円
(イ) 自治会法人若松自治会集会所建設等助成事業 (修繕) 550,000円
(ウ) 自治会法人西一自治会集会所建設等助成事業 (修繕) 665,000円

(3) 安全で安心なまちづくり

平成29年度から、区役所機能強化の一環で路上喫煙防止、空家対策、落書き防止等も対応している。また、平成30年度には南区安全・安心まちづくり推進協議会が設立され、区も構成団体となっている。

ア 交通安全思想及び防犯思想の普及啓発

項目ごとの具体的な活動状況

項 目	具 体 的 な 活 動
安全・安心まちづくり 啓 発 活 動 内 容	・安全・安心まちづくりに関する各種キャンペーンの実施 ・安全・安心パトロールの実施 ・相模原南交通安全協会と共催による下校時パトロールの実施 ・安全・安心まちづくりに向けた取組、施策等の情報提供 ・区内高校での自転車マナーアップキャンペーンの実施 ・「南区自転車対策学校連絡会」、「南区学生自転車会議」の運営
安全・安心まちづくりに関 する 地 域 活 動 支 援	・さがみはら安全安心ステーションの活用 ・安全・安心まちづくり推進協議会各支部への助成 ・各地区交通安全母の会への助成 ・南区学生自転車会議の活動支援 ・こども110番の家の活動支援

令和2年度の交通・防犯啓発看板等の配布状況：配布団体・枚数 18団体、31枚

イ 交通安全及び防犯に係る関係団体との連絡調整

令和2年度交通・防犯要望件数：12件

主要要望内容：交通規制標識、横断歩道及び信号機の設置、横断歩道の道路標示の補修など公安委員会に関する要望

ウ 防犯灯の設置・維持管理

令和2年度 市管理防犯灯の新設・再設・移設・撤去の状況（南区）

区分	令和2年度設置（撤去）灯数					灯数 増減 A-D	R3.3.31 灯数
	新設 A	再設 B	移設 C	撤去 D	計		
灯数（灯）	111	0	1	1	113	110	17,165

令和2年度 自治会管理防犯灯の再設・移設・撤去及び維持管理費補助金の状況〔南区〕

区分	令和2年度設置（撤去）灯数					R3.3.31 補助灯数
	新設 A	再設 B	移設 C	撤去 D	計	
灯数（灯）	0	0	0	0	0	962
設置費補助金（円）	0		維持管理費補助金（円）			6,851,476

※新設については、平成28年度より原則として市管理防犯灯による対応となった。

エ 路上喫煙防止に係る周知・啓発

実施日時：令和2年度は中止（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため）

内 容：路上喫煙禁止地区及び路上喫煙重点禁止地区における啓発キャンペーンの実施

オ 空家等に係る相談等

適切な管理がされていない空家等の相談を受け、現地調査及び所有者への情報提供を行った。

令和2年度現地調査件数 29件、情報提供件数 24件、主訴解決件数 4件

カ 落書き行為の防止に係る周知・啓発

実施日時：令和2年度は実施なし

内 容：駅前など落書きが多くみられる場所における啓発キャンペーンの実施

（４）商店街振興

区内商店街の利便性の高い魅力ある商店街づくりを支援するとともに、商店街の活性化のための取組の支援を行った。あわせて、新型コロナウイルス感染症対策のための取組の支援等を行った。

ア 商店街環境整備事業補助	3,371,000円
（ア）施設整備事業（防犯カメラ設置）	0円
（イ）自動車駐車場利用券共同購入事業	167,000円（3団体）
（ウ）街路灯維持管理事業【街路灯電気料】	3,204,000円（12団体）
（エ）〃【街路灯修繕】	0円
（オ）〃【街路灯撤去】	0円
イ 商店街にぎわいづくり支援事業補助	180,000円
（ア）情報発信事業	0円
（イ）イベント事業	180,000円（3団体）
ウ アドバイザー派遣	240,000円
（ア）アドバイザー派遣事業	240,000円（1団体）
エ 新型コロナウイルス経済対策事業	31,315,860円

(ア) 商業者団体等支援補助	30,818,000円 (21団体)
(イ) 全力応援！メシチケット	497,860円 (31店舗)

(5) 観光施設

ア 相模の大風センター

江戸時代からの歴史を誇る相模の大風揚げ文化の保存・継承と郷土意識の醸成、風づくりなどを通して世代間交流ができる施設として、平成15年4月20日に開館。「新磯こどもセンター」と高齢者の健康増進活動などを支援する「新磯ふれあいセンター」との複合施設（愛称：れんげの里あらいそ）である。

施設内容：展示ホール、工作室、ギャラリー

休 館 日：年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）ほか

年度別利用状況

（令和3年3月31日現在 単位：人）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
見学者数(大風センター)	8,595	7,178	1,419
工作室の利用者数	3,586	3,083	0

イ 風と花の観光休憩所あらいそ

相模川に多くの観光客が安心して訪れることができる観光環境の向上を図る目的で、平成23年度の公衆トイレ、駐車場、休憩スペース設置に引き続き、平成24年度は倉庫兼作業所を設置した。

開場時間：3月から10月は午前7時から午後7時まで、11月から2月は午前7時から午後6時まで

休 所 日：なし

施設内容：駐車場7台（内大型観光バス2台）、公衆トイレ、休憩スペース、倉庫兼作業所

(6) 観光行事

相模の大風まつり

5月4、5日に新磯地区で行われる江戸時代から続く伝統行事で、最大で一辺の長さ8間（約14.5m）もある「相模の大風」が春風に乗り大空に舞い上がる壮観さは、まさに日本一である。

開催日 令和2年 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止

(7) 地域活性化イベント

ア 相模川芝ざくらまつり

平成16年に始められたまつりで、新磯地区の相模川河川敷を会場に4月上旬から中旬にかけて開催される。この芝ざくらは、「新戸相模川芝ざくら保存会」・「相模川芝ざくら下磯部愛好会」が中心になり植栽したもので、約1.4kmにわたる植栽延長は日本一の規模である。

開催日 令和2年 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止

イ 東林間サマーわぁ！ニバル

平成4年に地域の振興と交流を目的に始められた阿波踊りを中心としたまつりである。地元東林間の阿波踊り連はもとより、本場徳島や高円寺などからも参加があるほか、来場者も「にわか連」に参加できる。

開催日 令和2年 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止

ウ 相模原よさこいRANBU！

平成11年に始められたエネルギッシュなダンスイベントである。よさこい踊りの伝統と個性的な創作ダンスの新鋭さが織り成すまつりで、古淵駅前通り周辺はリズムカルな音楽と表現豊かなチームダンスの熱気であふれる。

開催日 令和2年 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止

(8) 地域防災

区内の災害に備え、区の防災体制を整えるとともに、訓練を実施している。

相模原市地域防災計画により、災害発生時には南区本部が設置される。

ア 南区役所各所属の主な所掌事務

区 政 策 課	現地対策班との連絡調整に関すること。 所管施設の災害状況調査並びに初期問い合わせ窓口に関すること。
地域振興課	区本部の設置・運営に関すること。 避難所・一時滞在施設の運営に関すること。
区 民 課	り災証明に関すること。
まちづくりセンター	現地対策班の運営並びに災害情報の収集及び伝達に関すること。

イ 防災訓練(11回)

区役所職員を対象として訓練を実施した。

(ア) 特命担当員等伝達訓練

実施日時：令和2年7月14日(火)午後6時00分～

内 容：特命担当員等を対象に担当職員相互の緊急連絡体制を検証する訓練

(イ) 帰宅困難者対応訓練

実施日時：令和2年10月13日(火)午後1時30分～

内 容：災害時における駅前滞留者や帰宅困難者の発生を想定し、駅前滞留者の誘導体制や一時滞在施設の開設・運営、区本部との情報収集・伝達方法の確認を図る訓練

(ウ) 非常用発電設備給油訓練

実施日時：中止

内 容：区本部職員を対象に、非常用発電設備への給油操作手順の確認を図る訓練

中止理由：新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、資料配布対応を実施した。

(エ) デジタル地域防災無線等通信訓練(9回)

実施日時：令和2年 6月23日(火)午前9時～ 令和2年 7月21日(火)午前9時～
令和2年 8月25日(火)午前9時～ 令和2年 9月24日(木)午前9時～
令和2年10月20日(火)午前9時～ 令和2年11月26日(木)午前9時～
令和2年12月22日(火)午前9時～ 令和3年 1月26日(火)午前9時～
令和3年2月25日(木)午前9時～

内 容：南区本部及び現地対策班を対象に、デジタル地域防災無線、衛星携帯電話、簡易業務無線、災害情報共有システムの操作方法の習熟を目的とする通信訓練

ウ 避難所

自主防災組織、学校及び避難所担当職員で構成する避難所運営協議会の運営支援及び運営に関する事務用品の整備を行っている。

(ア) 避難所数：36箇所

(イ) 訓練実施状況(合同訓練含む)：平成30年度 26箇所、令和元年度 26箇所、令和2年度 27箇所

(ウ) 避難所担当職員研修

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、資料配布対応を実施した。

(エ) 避難所開設・運営担当職員研修

実施日：令和2年8月7日(金)午前9時～

内 容：避難所担当職員を対象に、新型コロナウイルス感染症対策を考慮した避難所の開設・運営等に関する手順についての研修。新任の担当職員には、自家用発電機、無線機、公用スマートフォン取り扱い研修を実施。

(9) まちづくり会議

まちづくり会議は、地域のまちづくりの課題を自主的に話し合い、課題解決に向けた活動に構成団体などが協働して取り組むために、本市のまちづくりを進めてきた22の地域ごとに一つの会議が設置されている。

まちづくり会議は、自治会や地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、公民館など、各地域で活動している団体等の代表を中心に構成されている。

令和2年度は、区内7地区全体で、委員総数187人、延べ開催回数21回、延べ出席者数442人となっている。

令和2年度の開催状況 (令和3年3月31日現在)

地 区 名	開催回数	主 な 議 事 内 容
大野中	5	地域課題の解決に向けた検討について ほか
大野南	3	地域課題の解決に向けた検討について ほか
麻 溝	3	地域課題の解決に向けた検討について ほか
新 磯	3	地域課題の解決に向けた検討について ほか
相模台	2	地域課題の解決に向けた検討について ほか
相武台	3	地域課題の解決に向けた検討について ほか
東 林	2	地域課題の解決に向けた検討について ほか

※「地域活性化事業交付金」「地区まちづくりを考える懇談会」は共通議事

(10) 地域活性化事業交付金

より多くの市民の参加と協働による地域の活性化をめざし、本市のまちづくりを進めてきた22の地区で展開される市民による自主的な事業に対して交付される交付金。

交付金の対象事業は、市内22地区を単位に実施される各地区の活性化に資すると認められる事業。

交付状況(令和3年3月31日現在)

交付件数 11件、交付金額 4,635,234円(交付確定額)

3 届出処理、証明書交付(大野南まちづくりセンターを除く)

各種届出の処理、証明書の交付等

(1) 各種届出の処理

住民異動、印鑑登録申請、戸籍届出、通知カード・マイナンバーカードに係る届出、国民健康保険、国民年金などの各種届出の申請処理、市税の納付等の処理を行う(※は、まちづくりセンターでの扱い)。

(2) 各種証明書の交付

住民基本台帳に係る証明書、印鑑登録証明書、戸籍に係る証明書等の交付、市税等に関する証明書の交付等を行う(※は、まちづくりセンター及び連絡所での扱い)。

届出処理、証明書の交付件数の比較 (令和3年3月31日現在)

年 度	種 別	南区 計	区民課	まちづくり センター 計	大野中	麻 溝	新 磯	相模台	相武台	東 林
R 1	届出・処理	274,897	140,304	134,593	32,945	12,496	13,240	33,716	17,381	24,815
	証 明	253,648	134,711	118,937	25,870	16,273	10,573	25,685	15,222	25,314
	合 計	528,545	275,015	253,530	58,815	28,769	23,813	59,401	32,603	50,129
R 2	届出・処理	292,863	162,195	130,668	31,211	13,117	12,001	32,665	16,932	24,742
	証 明	237,454	118,517	118,937	27,178	16,609	10,781	24,483	14,291	25,595
	合 計	530,317	280,712	249,605	58,389	29,726	22,782	57,148	31,223	50,337
対前年度 増減率 (%)	届出・処理	6.5	15.6	△ 2.9	△ 5.3	5.0	△ 9.4	△ 3.1	△ 2.6	△ 0.3
	証 明	△ 6.4	△ 12.0	0.0	5.1	2.1	2.0	△ 4.7	△ 6.1	1.1
	合 計	0.3	2.1	△ 1.5	△ 0.7	3.3	△ 4.3	△ 3.8	△ 4.2	0.4

※上鶴間連絡所、大野台連絡所、大沼連絡所、相模大野駅連絡所は区民課に含む。

(3) パスポートの申請・交付

パスポートの申請受理及び交付を行う。

パスポートの申請、交付件数（相模大野パスポートセンター）（令和3年3月31日現在 単位：件）

年度	申請	交付
H30	11,418	11,381
R 1	10,820	11,031
R 2	1,730	1,956

4 各まちづくりセンター

(1) まちづくり会議や自治会等団体の支援等

まちづくりセンター（大野南地区は地域振興課内）には、地域政策担当職員を配置し、各地区に設置されているまちづくり会議等の支援を行うほか、各地区で把握した課題などについて、解決に向けた取組みを進めるため、本庁や区役所各課機関と調整を行う。

(2) 施設の概要

センター名	住 所	建築年月日	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)
大野中	南区古淵3-21-1	S63. 4. 12	1,105.15	1,365.72
麻 溝	南区下溝594-6	H30.12.21	2,102.44	1,490.78
新 磯	南区磯部916-3	H21. 3. 13	2,456.18	1,051.33
相模台	南区相模台1-13-5	S63. 4. 11	2,783.79	1,588.41
相武台	南区新磯野4-1-3	H28. 7. 20 ※	3,830.69	2,210.46
東 林	南区相南1-10-10	S59. 3. 30	3,322.39	2,001.41

※改修年月日を記載

【区政策課…1(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)】

【地域振興課…2(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)】

【区民課…3(1)(2)(3)】

【各まちづくりセンター…2(9)、4(1)(2)】

教 育 局

教 育 総 務 室

教 育 委 員 会 …… 369



教 育 委 員 会

1 概要

教育委員会は、教育の中立性を維持し、教育・学術・文化の振興を図るために設置された執行機関である。学校、公民館、博物館、図書館等の教育財産の管理、校舎その他の施設及び教具等の整備、教育機関の職員の任免や研修、児童・生徒の入退学、学校の組織編成、教育課程、教材の取扱い、学校等の保健、衛生、学校給食、生涯学習の諸事業等に関する事務を所管し、執行している。

教育委員会は、市長が議会の同意を得て任命する教育長と5人の委員で組織され、教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育委員会の権限に属する事務を処理するために、教育長の統括の下に事務局が置かれている。

2 教育委員会

(令和3年5月1日現在)

職 名	氏 名	任 期
教 育 長	鈴 木 英 之	自 令 元. 10. 1 至 令 4. 9. 30
教 育 長 職 務 代 理 者	小 泉 和 義	自 令 元. 10. 4 至 令 4. 9. 30
委 員	平 岩 夏 木	自 令 3. 4. 1 至 令 7. 3. 31
委 員	岩 田 美 香	自 平 30. 4. 1 至 令 4. 3. 31
委 員	宇田川 久美子	自 令 元. 10. 1 至 令 5. 9. 30
委 員	白 石 卓 之	自 令 2. 10. 1 至 令 6. 9. 30

3 令和2年度教育委員会会議の実績

(1) 開催状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
定例会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12回
臨時会	—	—	—	—	—	1	—	1	1	—	—	1	4回

(2) 議決状況

事項	条例	規則	訓令	人事	予算	その他
件数	3	9	0	7	4	17

【教育総務室】

教 育 局

教 育 環 境 部

市立小学校・中学校等	……	371
学 校 保 健	……	374
学 校 施 設	……	378

市立小学校・中学校等

1 学校数・児童生徒数

小学校

(各年5月1日現在)

年	学校数	児童総数	学 年 別 児 童 数					
			1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
R 1	72	35,255	5,650	5,611	5,870	5,996	5,959	6,169
R 2	71	34,658	5,559	5,664	5,621	5,865	6,006	5,943
R 3	71	34,295	5,583	5,546	5,680	5,625	5,849	6,012

※R2～義務教育学校（前期課程）を含む

中学校

(各年5月1日現在)

年	学校数	生徒総数	学 年 別 生 徒 数		
			1 学年 (7 学年)	2 学年 (8 学年)	3 学年 (9 学年)
R 1	37	16,604	5,571	5,508	5,525
R 2	36	16,818	5,717	5,582	5,519
R 3	36	16,816	5,515	5,700	5,601

※R1 について1校は休校

※R2～義務教育学校（後期課程）を含む。() 内は義務教育学校（後期課程）の学年

2 学級数

小学校

(各年5月1日現在)

年	学級数	内 訳					
		1～12 人	13～20 人	21～25 人	26～30 人	31～35 人	36～40 人
R 1	1,340	258	26	64	337	463	192
R 2	1,340	271	26	73	345	472	153
R 3	1,338	297	20	64	301	483	173

※R2～義務教育学校（前期課程）を含む

中学校

(各年5月1日現在)

年	学級数	内 訳					
		1～12 人	13～20 人	21～25 人	26～30 人	31～35 人	36～40 人
R 1	562	100	7	10	20	184	241
R 2	572	106	11	11	16	176	252
R 3	577	111	6	10	18	200	232

※R2～義務教育学校（後期課程）を含む

3 就学援助（要保護・準要保護）児童生徒数

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の費用の一部を援助している。

小学校

年 度	児童数	要保護		準要保護	
	5月1日 現在	対象者数	援助率 (/児童数)	対象者数	認定率 (/児童数)
H30	35,606 人	112 人	0.31%	4,340 人	12.2%
R 1	35,255 人	110 人	0.31%	4,340 人	12.3%
R 2	34,658 人	87 人	0.25%	4,952 人	14.3%

中学校

年 度	生徒数	要保護		準要保護	
	5月1日 現在	対象者数	援助率 (/生徒数)	対象者数	認定率 (/生徒数)
H30	16,696 人	122 人	0.73%	2,461 人	14.7%
R 1	16,604 人	112 人	0.67%	2,391 人	14.4%
R 2	16,818 人	28 人	0.17%	2,675 人	15.9%

※ 小中学校入学前に新入学児童生徒学用品費を支給

・令和3年度小学校入学予定者 570 人 ・令和3年度中学校入学予定者 821 人

4 学童通学安全指導員の配置等

通学時における学童の安全確保を図るため、車両の通行量が多く横断が危険な通学路等に学童通学安全指導員を配置するとともに、全児童生徒に防犯ブザーを貸与している。

- ・令和3年4月 指導員配置箇所数 111 箇所(登校時 77 箇所、下校時 30 箇所、防犯対策 4 箇所)
- ・令和3年4月 防犯ブザー貸与数 5,760 個(新入学児童、転入学児童生徒分として)

5 学校安全活動団体の支援

地域住民による児童・生徒の見守り活動の支援のため、組織の活動に対し助成している。

・令和2年度補助金交付団体数 52 団体 ・令和2年度末団体登録者数 3,762 人

6 奨学金

(1) 奨学金（給付型）

学習意欲があるにもかかわらず経済的理由により高等学校等への修学が困難な生徒に対し、返還不要の奨学金を給付する。

ア 給付資格

- (ア) 本市に居住していること。
- (イ) 経済的な理由(生活保護受給世帯を除く市民税所得割額が非課税の世帯)により修学困難な者であること。
- (ウ) 高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、高等専門学校及び専修学校(高等課程に限る。)に在学し、卒業を目指す意欲のある者であること(特別支援学校に入学した者を除く。)
- (エ) 相模原市岩本育英奨学金を受給していないこと。

イ 申請時期

(ア) 入学前申請

高等学校等入学予定年度の前年度の11月中旬～3月中旬

(イ) 追加申請

各年度の6月～7月(8月以降2月末までは申請を受け付けるが、この場合の初年度の奨学金は申請月から3月までの月数に応じた金額となる。)

平成30年度以降に高等学校等に入学した生徒等を対象とする。

ウ 決定状況(令和3年3月31日現在)

入学年度	決定者数	決定内訳				
		入学前申請	追加申請			
			1年次	2年次	3年次	4年次
H30	336人	259人	30人	18人	29人	—
R 1	433人	374人	35人	24人	—	—
R 2	356人	321人	35人	—	—	—
R 3	305人	305人	—	—	—	—
計	1,430人	1,259人	100人	42人	29人	—

エ 給付額

入学支度金(入学前申請により決定した場合) 20,000円

修学資金 年額100,000円(8月、12月、3月の年3回に分けて給付)

オ 給付状況

給付年度	給付額	入学年度	給付内訳			
			入学支度金		修学資金	
H30	40,116,000円	H30～R 1	624人	12,480,000円	284人	27,636,000円
R 1	66,912,000円	H30～R 2	315人	6,300,000円	628人	60,612,000円
R 2	89,716,000円	H30～R 3	307人	6,140,000円	863人	83,576,000円

※給付停止者、退学・転出等による資格喪失者がいるため、決定者数と給付人数は一致しない。

(2) 岩本育英奨学金(給付型)

学術優秀でありながら、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に対し、奨学金を給付する。

ア 給付資格

(ア)本市に居住していること。

(イ)高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)及び高等専門学校に在学していること。

(ウ)学術優秀で、かつ、生活面及び行動面が良好であること。

(エ)経済的な理由(世帯の総所得額が生活保護基準の1.5倍以下)により修学困難な者であること。

イ 給付額

修学資金 月額 12,000円

進学・就職等準備金(2年次学年末) 30,000円(平成31年4月から開始)

ウ 給付状況

年度	給付者数	給付総額
H30	15人	2,160,000円
R 1	18人	2,922,000円
R 2	19人	2,946,000円

【学務課】

学 校 保 健

1 環境衛生

(1) 環境衛生検査

令和3年度	ア	教室等の換気・温度・照度検査	5～7月及び1～2月頃実施（委託により実施）
	イ	プール水質検査	夏季期間中1回～3回実施（委託により実施）
	ウ	飲料水検査	毎日実施
令和2年度	ア	教室等の換気・温度・照度検査	6～9月及び1～3月頃実施（委託により実施）
	イ	プール水質検査	部活動で使用予定の中学校のみ9月に実施
	ウ	飲料水検査	毎日実施

(2) 便所清掃

令和3年度	定期清掃：月2回清掃（専門業者により8月を除く毎月実施）
	特別清掃：年1回清掃（専門業者により8月に実施）
令和2年度	定期清掃：4～6月 月1回、7月 月2回、8月 月1回、9～3月 月4回清掃
	特別清掃：年1回清掃（専門業者により8月に実施）

2 健康診断

(1) 児童・生徒（身長・体重の測定等及び学校医（内科、眼科、耳鼻科）・学校歯科医による検診は、各小・中学校で実施）

受診状況

（令和2年度）

項 目		受 診 者（人）			対 象 者
		小学校	中学校	計	
結核予防策	胸部X線直接撮影	58	21	79	結核健康診断問診票において該当事項を有する者 内科健診の結果必要と認められた者
心臓病策	心電図検査	5,624	5,696	11,320	小1、中1心電図
	心臓病精密検査	60	105	165	一次検査の結果、必要と認められる者
腎臓病策	尿検査	34,526	16,365	50,891	全員
	腎臓病精密検査	88	119	207	尿検査で精密検査の指示のあった者及び前年度後期精密検査の結果、要管理判定を受けた者
肥満対策	肥満検診（小学校は高度肥満含む）	469	64	533	小1・小3、中1の希望者（小学校は肥満度20～50%の者、中学校はローレル指数160以上の者）、前年度の肥満検診で「異常あり」の者及び学校医が必要と認める者
	栄養相談	0	0	0	肥満検診対象者のうち希望する者、学校医が必要と認めた者で概ね小学校は肥満度20～50%の、中学校はローレル指数160以上の希望する者及び肥満検診により必要とされた者
尿糖対策	尿糖陽性者精密検査	12	12	24	尿検査で糖陽性と判定された者

※寄生虫対策としてのぎょう虫卵検査は、学校保健安全法施行規則の改正により平成27年度で廃止

(2) 就学予定者（令和3年度の就学予定者を対象に教育委員会が実施）

受診者 5,519人（内科、眼科、耳鼻科、歯科、視力）

3 学校安全

(1) 児童・生徒等災害見舞金

贈呈状況

(令和2年度)

区 分		小学校	中学校	計
種 別				
医 療	件 数	16	32	48
	金 額 (円)	208,000	472,000	680,000
障 害	件 数	0	1	1
	金 額 (円)	0	140,000	140,000
歯 科	件 数	2	4	6
	金 額 (円)	100,000	200,000	300,000
死 亡	件 数	0	1	1
	金 額 (円)	0	2,000,000	2,000,000
特 別	件 数	0	0	0
	金 額 (円)	0	0	0
計	件 数	18	38	56
	金 額 (円)	308,000	2,812,000	3,120,000

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金

給付状況

(令和2年度)

区 分		小学校	中学校	計
種別				
給 付 額 (円)		9,031,496	42,651,685	51,683,181
共 済 掛 金 (円)		31,589,355	15,198,515	46,787,870
差 引 額 (円)		△22,557,859	27,453,170	4,895,311

種類別負傷状況 (件数)

(令和2年度)

区 分		小学校	中学校	計
種別				
骨 折	頭部、顔部、体幹部	34	29	63
	上 肢 部 、 下 肢 部	297	258	555
	そ の 他	0	0	0
	計	331	287	618
挫 創		79	18	97
切 創		8	5	13
裂 創		11	4	15
挫 傷 ・ 打 撲		308	215	523
捻 挫		180	222	402
そ の 他		166	143	309
合 計		1,083	894	1,977

4 伝染病予防

登校・登園許可等証明発行状況

(令和2年度)

疾 病 名		百 日 咳	麻 疹	流 耳 下 腺 性 炎	風 疹	水 痘	咽 結 膜 頭 熱	溶 感 連 染 菌 症	流 角 結 膜 性 炎	急 結 性 出 膜 血 性 炎	と び ひ	中 耳 炎	計
件 数	小	2	2	75	0	149	2	731	14	0	1	0	976
	中	2	0	6	0	8	1	87	2	0	0	0	106
	計	4	2	81	0	157	3	818	16	0	1	0	1,082

5 学校歯科巡回指導（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症まん延防止のため中止とした。

6 学校医等配置

（令和2年度）

区分	職名	学 校 医（人）			学 校 歯科医 （人）	学 校 薬剤師 （人）	計 （人）
		内 科	眼 科	耳鼻科			
小学校		106	70	70	106	70	422
中学校		51	35	35	51	35	207
義務教育学校		1	1	1	1	1	5
計		158	106	106	158	106	634

※ 内科・歯科については、児童・生徒 501 人以上 2 人配置

7 保健室管理運営

医療器具や備品等の購入、修理、検査等を実施

8 学校給食

（1）年間実施予定回数

（令和3年度）

区 分	年間回数	月平均
小学校（完全給食） 中学校（完全給食） 義務教育学校（完全給食）	185	16.8

（2）実施状況

（令和3年5月1日）

区 分	給 食 方 式		学校数（校）	児童生徒数（人）
小学校	単 独 調 理 場 方 式		55	30,568
	共 同 調 理 場 方 式	上溝学校給食センター	3	1,471
		城山学校給食センター	7	1,378
		津久井学校給食センター	5	835
		小 計	15	3,684
	計		70	34,252
中学校	共 同 調 理 場 方 式	城山学校給食センター	2	620
		津久井学校給食センター	3	492
		小 計	5	1,112
	デ リ バ リ ー 方 式	A ブ ロ ッ ク	7	3,509
		B ブ ロ ッ ク	8	3,483
		C ブ ロ ッ ク	3	1,977
		D ブ ロ ッ ク	4	3,152
		E ブ ロ ッ ク	8	3,556
		小 計	30	15,677
	計		35	16,789
義務教育学校	共同調理場方式	津久井学校給食センター	1	70
合 計			106	51,111

※親子給食方式の藤野北小（児童数：30人）は、単独調理場方式に含む。

(3) 給食費 (令和3年度)

区 分		給食種別	1食当たり単価	月 額
小学校		完全給食	270 円	4,600 円
中学校		完全給食（共同調理場方式）	310 円	5,300 円
		完全給食（デリバリー方式）	330 円	—
義務教育学校	前期課程	完全給食（共同調理場方式）	270 円	4,600 円
	後期課程	完全給食（共同調理場方式）	310 円	5,300 円

(4) 給食費の推移

		年 度	H30	R1	R2	R3
		区 分				
小学校		月 額	4,300 円	4,300 円	4,600 円	4,600 円
中学校		月額（共同調理場方式）	4,900 円	4,900 円	5,300 円	5,300 円
		デリバリー給食 1食当たり単価	315 円	315 円	330 円	330 円
		ミルク1食当たり単価	52 円 24 銭	52 円 72 銭	53 円 37 銭	53 円 60 銭
義務教育学校	前期課程	月額（共同調理場方式）	—	—	4,600 円	4,600 円
	後期課程	月額（共同調理場方式）	—	—	5,300 円	5,300 円

(5) 学校給食センター (令和3年度)

区 分	上溝学校給食センター	城山学校給食センター	津久井学校給食センター
給食開始	平成26年4月11日	平成8年4月8日	昭和54年4月11日
対 象 校	共和小・大野台小 並木小	川尻小・湘南小 広陵小・広田小 桂北小・千木良小 内郷小 相模丘中・中沢中	中野小・根小屋小・串川小 鳥屋小・津久井中央小 中野中・串川中・鳥屋中 青和学園

(6) 米飯給食

年111回で、自校炊飯(センター炊飯)及び委託炊飯を併用して実施している。

(7) イベント給食

平成25年度から、本市の特色を給食でPRすることを目的として年に3回実施している。

給食名	実施月	内容等
はやぶさ給食	6月	はやぶさの日にちなみ、「あきらめない心」「努力する心」を伝える給食 ※令和2年度は、はやぶさ2の帰還にあわせ12月に実施した
さがみはら大好き給食	11月	市制施行日を祝い、市内の農畜産物を積極的に活用した献立の給食
節分豆まめ給食	2月	節分にちなみ、地場農産物である津久井在来大豆を取り入れた給食

(8) 提案献立募集事業

中学校デリバリー給食において、生徒から提案された献立を審査し、実際の給食として提供している。

	H29	H30	R1	R2
応募学校数	9校	7校	10校	6校
提供回数	10回	7回	17回	30回

【学校保健課】

学 校 施 設

1 学校施設の整備

令和3年5月1日現在、相模原市の市立小・中学校及び義務教育学校の数、小学校70校、中学校35校、義務教育学校1校、合計106施設となっている。

学校施設の整備については、令和2年3月に策定した「相模原市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の老朽化対策を推進し、これからの学校施設に求められる機能・教育環境における安全性・快適性の確保や役割に対応するために、中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減、財政負担の軽減及び平準化を図り、計画的な施設の改修・建て替えを実施している。

空調設備については、児童が快適な学校生活を送ることができるよう、令和元年度までに全小・中学校及び義務教育学校の普通教室等に設置した。

令和2年度に実施した主要工事については、次のとおりである。

(1) 校舎の改造

学校施設長寿命化計画に基づき、長寿命化改修工事及び大規模改造工事を行い、教育環境の改善と耐久性の向上を図っている。

令和2年度は、小学校1校（清新小）、中学校1校（旭中）の長寿命化改修工事を実施した。

(2) トイレの改造

学校トイレの快適性向上のため、床のドライ化や和便器の洋式化等の改修を実施している。

令和2年度は、小学校7校（大野小、淵野辺小、東林小、相武台小、桜台小、横山小、大野北小）、中学校2校（上溝中、清新中）の整備を実施した。

2 市立小学校施設の概要

(R3.5.1現在)

(R 3. 3. 1 現在)														
No.	学校名	所在地	設置 年度	校 地 面 積 (㎡)				建物面積 () 内建築年度 (㎡)						
				保 有			借 用	計	保 有		地域・ 学校連 携施設	給食室	その他	計
				建 物 敷 地	運動場 敷 地	その他			校 舎	屋 内 運動場				
1	新 磯 小	南区磯部 1028-5	M25	5,613	6,523	0	0	12,136	5,483	(S48) 661	0	(S54) 185	86	6,415
2	麻 溝 小	南区下溝 713	M25	10,357	4,789	0	0	15,146	5,812	(S48) 685	0	(H29) 609	85	7,191
3	田 名 小	中央区田名 5091-1	M25	8,089	10,769	0	0	18,858	5,810	(H10) 1,258	299	(H11) 387	163	7,917
4	上 溝 小	中央区上溝 7-6-1	M06	6,702	10,800	0	0	17,502	6,206	(S48) 684	0	(S52) 256	83	7,229
5	星 が 丘 小	中央区星が丘 3-1-6	S24	13,471	12,579	0	0	26,050	7,223	(H 6) 1,069	0	(H17) 559	119	8,970
6	大 沢 小	緑区大島 1566	M35	13,087	8,500	0	0	21,587	5,969	(S47) 684	0	(H13) 374	83	7,110
7	旭 小	緑区橋本 6-15-27	M35	9,969	7,621	0	0	17,590	5,516	(S47) 684	0	(S51) 227	88	6,515
8	向 陽 小	中央区向陽町 8-33	S23	0	0	0	29,455	29,455	6,712	(S49) 677	0	(H16) 403	101	7,893
9	相 原 小	緑区相原 4-13-14	S25	9,217	8,521	0	0	17,738	5,448	(H 3) 1,079	0	(S56) 277	103	6,907
10	大 野 小	南区古淵 3-21-2	T02	9,376	11,300	0	0	20,676	7,610	(S48) 684	0	(S55) 249	83	8,626
11	淵 野 辺 小	中央区淵野辺 4-6-22	S17	10,000	7,233	0	0	17,233	7,243	(S46) 680	0	(H18) 542	67	8,532
12	南 大 野 小	南区上鶴間 1-5-1	S18	9,619	7,495	0	0	17,114	7,070	(H 8) 1,286	0	(S42) 228	110	8,694
13	谷 口 台 小	南区文京 2-12-1	S25	15,611	9,700	0	0	25,311	7,132	(S63) 1,050	0	(S54) 197	106	8,485
14	中 央 小	中央区富士見 1-3-22	S28	15,640	6,871	0	0	22,511	8,588	(S63) 1,049	0	(H19) 502	102	10,241
15	清 新 小	中央区清新 3-16-6	S30	14,281	14,644	0	0	28,925	8,127	(H12) 1,588	0	(H26) 589	129	10,433
16	相 模 台 小	南区南台 6-5-1	S34	10,513	9,800	0	0	20,313	5,946	(S44) 685	0	(H14) 369	140	7,140
17	東 林 小	南区相南 2-3-1	S41	10,005	11,000	0	0	21,005	7,721	(S46) 851	0	(S41) 359	171	9,102
18	相 武 台 小	南区相武台団地 2-5-1	S43	10,490	10,056	0	0	20,546	8,248	(S47) 684	0	(H24) 510	78	9,520
19	光 が 丘 小	中央区光が丘 2-19-1	S44	10,213	8,643	0	0	18,856	6,483	(S46) 684	0	(H21) 432	92	7,691
20	大 沼 小	南区東大沼 3-20-1	S44	11,175	8,807	0	0	19,982	7,037	(S47) 681	0	(H23) 583	78	8,379
21	共 和 小	中央区高根 1-16-13	S44	12,922	5,278	0	0	18,200	6,233	(S46) 684	0	0	71	6,988
22	桜 台 小	南区相模台 7-7-1	S45	10,471	10,963	0	0	21,434	7,752	(S48) 684	0	(H19) 445	78	8,959
23	上 鶴 間 小	南区上鶴間 4-7-1	S46	9,017	6,450	0	0	15,467	5,676	(S48) 701	0	(H18) 486	71	6,934
24	横 山 小	中央区横山台 2-35-1	S47	11,396	10,323	0	0	21,719	6,040	(S48) 684	0	(S50) 242	102	7,068
25	鶴 の 台 小	南区旭町 24-5	S47	11,466	9,681	0	0	21,147	5,543	(S48) 684	0	(H16) 393	78	6,698
26	鹿 島 台 小	南区上鶴間本町 1-9-1	S48	11,615	7,068	0	0	18,683	5,120	(S49) 683	0	(S49) 234	78	6,115
27	緑 台 小	南区新磯野 3-10-23	S48	10,561	6,788	0	0	17,349	4,359	(S49) 683	0	(S50) 232	78	5,352
28	橋 本 小	緑区橋本 1-12-20	S49	9,250	9,131	0	0	18,381	6,174	(S49) 683	0	(H17) 466	78	7,401
29	大 野 台 小	南区大野台 8-1-15	S49	9,236	5,595	4,076	0	18,907	7,699	(S49) 683	0	0	78	8,460
30	並 木 小	中央区並木 2-16-1	S49	8,510	7,500	0	0	16,010	6,112	(S49) 682	0	0	78	6,872
31	作 の 口 小	緑区下九沢 459-1	S50	13,800	9,834	0	0	23,634	6,300	(S49) 683	0	(H20) 536	79	7,598
32	大 野 北 小	中央区淵野辺 2-34-1	S50	1,704	0	0	12,602	14,306	5,732	(S49) 661	0	(H22) 536	92	7,021
33	鶴 園 小	南区上鶴間本町 7-8-1	S50	8,834	6,787	94	0	15,715	5,223	(S50) 661	0	(H23) 488	77	6,444

市立小学校の施設の概要（つづき）

No.	学校名	所在地	設置 年度	校 地 面 積 (㎡)					建物面積 ()内建築年度 (㎡)					
				保 有			借 用	計	保 有		地域・ 学校連 携施設	給食室	その他	計
				建 物 敷 地	運動場 敷 地	その他			校 舎	屋 内 運動場				
34	くぬぎ台小	南区上鶴間 5-7-1	S51	7,271	8,818	0	0	16,089	5,491	(S50) 686	0	(S50) 227	73	6,477
35	双葉小	南区双葉 1-2-15	S51	11,512	8,784	0	0	20,296	5,296	(S50) 683	0	(S50) 232	83	6,294
36	陽光台小	中央区陽光台 1-15-1	S51	9,342	6,541	0	0	15,883	5,252	(S50) 683	0	(S50) 180	83	6,198
37	若草小	南区新磯野 2329	S51	11,423	5,700	0	397	17,520	5,471	(S50) 683	0	(S50) 234	84	6,472
38	上溝南小	中央区上溝 782-1	S52	10,003	6,250	381	0	16,634	4,760	(S51) 683	0	(S51) 227	83	5,753
39	大島小	緑区大島 1121-19	S52	6,786	8,682	902	0	16,370	6,065	(S51) 683	0	(S51) 243	83	7,074
40	二本松小	緑区二本松 2-9-1	S52	9,452	6,600	0	0	16,052	4,717	(S51) 685	0	(S51) 180	83	5,665
41	田名北小	中央区田名 1932-1	S53	7,755	7,859	108	0	15,722	4,774	(S52) 747	0	(S52) 259	49	5,829
42	弥栄小	中央区弥栄 3-1-10	S53	11,199	9,791	0	0	20,990	5,316	(S53) 766	0	(S53) 229	48	6,359
43	青葉小	中央区並木 4-8-4	S53	9,302	5,974	1,404	0	16,680	4,670	(S52) 692	0	(S52) 255	64	5,681
44	大野中央小	南区大野台 2-26-8	S53	8,949	6,350	0	0	15,299	6,256	(S52) 662	0	(H11) 366	83	7,367
45	宮上小	緑区橋本 4-11-1	S54	6,042	5,000	0	0	11,042	5,005	(S53) 662	0	(H28) 528	57	6,252
46	九沢小	緑区大島 1859-3	S55	9,425	6,596	0	0	16,021	5,012	(S54) 683	0	(S54) 282	85	6,062
47	谷口小	南区上鶴間本町 5-13-1	S56	6,765	6,159	974	0	13,898	4,809	(S55) 690	0	(S55) 214	65	5,778
48	淵野辺東小	中央区東淵野辺 3-17-1	S57	10,907	5,047	0	0	15,954	5,887	(S56) 687	0	(S56) 263	85	6,922
49	若松小	南区若松 2-22-1	S58	8,903	6,002	0	0	14,905	4,435	(S57) 686	0	(S57) 181	98	5,400
50	新宿小	中央区田名 7019	S59	7,268	7,147	127	0	14,542	4,754	(S58) 702	0	(S58) 181	86	5,723
51	当麻田小	緑区相原 1-14-1	S62	7,514	8,195	967	0	16,676	4,715	(S61) 690	0	(S61) 181	89	5,675
52	もえぎ台小	南区新磯野 2-41-16	H13	11,642	6,307	0	0	17,949	5,465	(S50) 683	0	(S50) 275	83	6,506
53	夢の丘小	南区当麻 490-2	H14	10,302	5,259	0	0	15,561	8,340	(H13) 1,527	0	(H13) 402	0	10,269
54	富士見小	中央区富士見 2-4-1	H14	8,429	5,489	972	0	14,890	8,232	(H13) 1,303	0	(H13) 444	0	9,979
55	小山小	中央区小山 4-3-2	H15	11,304	7,010	0	0	18,314	9,725	(H14) 1,434	0	(H14) 495	143	11,797
56	川尻小	緑区久保沢 2-22-2	M06	8,978	6,826	1,180	0	16,984	5,195	(S53) 1,081	0	0	96	6,372
57	湘南小	緑区小倉 1573	M39	3,126	6,139	2,491	0	11,756	1,800	(S54) 574	0	0	39	2,413
58	広陵小	緑区若葉台 4-3-1	S53	8,042	5,308	1,403	0	14,753	4,822	(S52) 883	0	0	60	5,765
59	広田小	緑区広田 9-5	S57	8,071	5,323	122	0	13,516	4,591	(S57) 926	0	0	68	5,585
60	中野小	緑区中野 600	M06	8,926	7,461	0	0	16,387	5,990	(S58) 965	0	0	48	7,003
61	根小屋小	緑区根小屋 1580	M06	6,578	10,001	0	0	16,579	3,639	(S59) 957	0	0	44	4,640
62	串川小	緑区長竹 1424	M06	4,087	6,176	1,609	0	11,872	4,409	(S46) 1,399	0	0	0	5,808
63	津久井中央小	緑区三ヶ木 39-7	S35	10,330	4,373	613	0	15,316	3,988	(S59) 972	0	0	159	5,119
64	鳥屋小	緑区鳥屋 1321-3	M06	4,677	6,645	0	0	11,322	2,487	(H 3) 1,204	0	0	0	3,691
65	桂北小	緑区与瀬 877	M06	2,270	3,034	0	3,678	8,982	4,044	(H 6) 1,041	0	0	90	5,175
66	千木良小	緑区千木良 1035	M34	5,050	3,893	0	0	8,943	3,010	(S62) 1,020	0	0	44	4,074

市立小学校の施設の概要（つづき）

No.	学校名	所在地	設置 年度	校 地 面 積 (㎡)				建物面積 ()内建築年度 (㎡)						
				保 有			借 用	計	保 有		地域・ 学校連 携施設	給食室	その他	計
				建 物 敷 地	運動場 敷 地	その他			校 舎	屋 内 運動場				
67	内 郷 小	緑区寸沢嵐 833	M13	8,695	4,767	0	0	13,462	4,046	(S52) 997	0	0	56	5,099
68	藤 野 北 小	緑区佐野川 1901	H18	1,501	3,372	365	222	5,460	1,600	0	0	0	38	1,638
69	藤 野 小	緑区日連 549	H17	5,842	3,771	500	0	10,113	2,721	(S63) 834	206	(H20) 272	72	4,105
70	藤 野 南 小	緑区牧野 4327	H15	3,752	3,400	2,014	0	9,166	1,578	(H1) 1,147	0	(H15) 248	24	2,997
小学校計				623,630	501,098	20,302	46,354	1,191,384	391,714	57,659	505	18,493	5,550	473,921

3 市立義務教育学校施設の概要

(R3.5.1現在)

(R3.3.1現在)

No.	学校名	所在地	設置 年度	校 地 面 積 (㎡)				建物面積 ()内建築年度 (㎡)						
				保 有			借 用	計	保 有		地域・ 学校連 携施設	給食室	その他	計
				建 物 敷 地	運動場 敷 地	その他			校 舎	屋 内 運動場				
1	青 和 学 園	緑区青野原 1250-1	R2	9,941	12,384	0	0	22,325	5,346	1,310	313	0	260	7,229
義務教育学校計				9,941	12,384	0	0	22,325	5,346	1,310	313	0	260	7,229

4 市立中学校施設の概要

(R3.5.1現在)

(R3.3.1現在)														
No.	学校名	所在地	設置 年度	校 地 面 積 (㎡)				建物面積 ()内建築年度 (㎡)						
				保 有			借 用	計	保 有		地域・ 学校連 携施設	給食室	その他	計
				建 物 敷 地	運動場 敷 地	その他			校 舎	屋 内 運動場				
1	相 陽 中	南区磯部 1540	S26	9,982	14,278	0	7,368	31,628	7,840	(S59) 1,227	0	0	397	9,464
2	上 溝 中	中央区横山 5-19-54	S22	21,187	22,606	13,529	0	57,322	8,562	(S58) 1,227	0	0	498	10,287
3	田 名 中	中央区田名 5250-1	S22	11,198	12,140	0	0	23,338	7,595	(S61) 1,222	0	0	384	9,201
4	大 沢 中	緑区大島 1800	S22	12,041	11,617	0	0	23,658	7,390	(S61) 1,222	0	0	458	9,070
5	旭 中	緑区橋本 1-12-15	S22	17,515	26,450	0	0	43,965	7,706	(S59) 1,227	0	0	530	9,463
6	大 野 北 中	中央区淵野辺 2-8-40	S22	0	0	0	47,992	47,992	8,260	(S60) 1,222	0	0	508	9,990
7	大 野 南 中	南区文京 1-10-1	S22	0	0	0	35,627	35,627	9,006	(S60) 1,217	0	0	504	10,727
8	相 模 台 中	南区桜台 20-1	S42	14,699	13,543	0	0	28,242	7,814	(H 1) 1,222	0	0	437	9,473
9	清 新 中	中央区清新 8-5-1	S46	12,530	13,130	0	0	25,660	9,042	(S62) 1,222	0	0	502	10,766
10	上 鶴 間 中	南区上鶴間 4-14-1	S46	12,263	12,497	0	0	24,760	8,191	(S63) 1,222	0	0	353	9,766
11	麻 溝 台 中	南区麻溝台 4-12-1	S48	10,453	10,329	0	0	20,782	7,773	(H 4) 1,514	0	0	331	9,618
12	共 和 中	中央区共和 1-3-10	S49	11,497	8,526	0	0	20,023	8,075	(H 8) 1,582	0	0	415	10,072
13	緑 が 丘 中	中央区緑が丘 1-28-1	S50	13,934	10,327	0	0	24,261	7,694	(H10) 1,512	167	0	425	9,798
14	大 野 台 中	南区大野台 8-2-1	S50	8,834	14,604	126	0	23,564	7,956	(H5) 1,392	0	0	376	9,724
15	相 武 台 中	南区新磯野 5-1-10	S51	17,620	15,829	0	0	33,449	7,716	(H14) 1,631	0	0	346	9,693
16	谷 口 中	南区上鶴間本町 4-13-43	S52	9,472	7,980	0	0	17,452	5,845	(S51) 931	0	0	82	6,858
17	中 央 中	中央区富士見 1-3-17	S53	10,205	11,578	0	0	21,783	6,290	(S52) 928	0	0	82	7,300
18	新 町 中	南区相模大野 9-14-1	S54	8,744	8,835	163	0	17,742	6,383	(S53) 933	0	0	82	7,398
19	弥 栄 中	中央区弥栄 3-1-7	S55	11,294	9,260	0	0	20,554	7,352	(S54) 950	0	0	330	8,632
20	相 原 中	緑区橋本 8-12-1	S55	11,744	10,741	0	0	22,485	7,171	(S54) 904	0	0	253	8,328

市立中学校の施設の概要（つづき）

No.	学校名	所在地	設置 年度	校 地 面 積 (㎡)					建物面積 ()内建築年度 (㎡)					
				保 有			借 用	計	保 有		地域・ 学校連 携施設	給食室	その他	計
				建 物 敷 地	運動場 敷 地	その他			校 舎	屋 内 運動場				
21	上 溝 南 中	中央区上溝 2322-2	S56	11,132	13,865	0	0	24,997	6,255	(S55) 927	0	0	254	7,436
22	小 山 中	中央区小山 4-3-1	S58	10,444	10,556	0	0	21,000	6,578	(S57) 916	0	0	765	8,259
23	若 草 中	南区新磯野 2046	S58	10,350	10,220	0	0	20,570	6,084	(S57) 924	0	0	189	7,197
24	由 野 台 中	中央区由野台 3-1-3	S58	10,389	10,277	330	0	20,996	6,342	(S57) 930	0	0	170	7,442
25	内 出 中	緑区下九沢 2845	S59	11,847	8,415	0	0	20,262	6,658	(S58) 1,227	0	0	389	8,274
26	鶴 野 森 中	南区鶴野森 1-11-1	S59	10,710	9,069	116	0	19,895	6,419	(S58) 1,227	0	0	411	8,057
27	東 林 中	南区上鶴間 8-21-1	S60	11,711	9,103	0	0	20,814	6,164	(S59) 1,227	0	0	392	7,783
28	相 模 丘 中	緑区久保沢 2-22-4	S22	12,280	17,930	0	0	30,210	7,015	(S55) 1,311	0	0	312	8,638
29	中 沢 中	緑区城山 2-7-1	S61	12,358	13,789	0	0	26,147	4,752	(S60) 1,459	0	0	61	6,272
30	中 野 中	緑区中野 960	S22	9,172	7,887	0	0	17,059	6,708	(S45) 951	0	0	400	8,059
31	串 川 中	緑区長竹 1469	S22	7,865	8,400	949	0	17,214	4,999	(S60) 1,113	0	0	500	6,612
32	鳥 屋 中	緑区鳥屋 1339	S22	3,852	6,543	102	0	10,497	2,430	(S60) 997	0	0	243	3,670
33	北 相 中	緑区与瀬 1019-5	S22	7,454	12,422	0	0	19,876	3,259	(S55) 1,118	0	0	86	4,463
34	内 郷 中	緑区寸沢嵐 2742-4	S22	9,943	9,311	4,707	0	23,961	3,463	(S62) 1,290	0	0	317	5,070
35	藤 野 中	緑区小湊 2082	S22	5,197	7,680	803	0	13,680	3,931	(S49) 1,139	0	0	37	5,107
中学校計				369,916	389,737	20,825	90,987	871,465	234,718	41,263	167	0	11,819	287,967
小・中学校及び義務教育学校計				1,003,487	903,219	41,127	137,341	2,085,174	631,778	100,232	985	18,493	17,629	769,117

【学校施設課】

教 育 局

学 校 教 育 部

学 校 教 育		383
教 職 員 人 事		385
教 職 員 給 与 厚 生		387
教 育 セ ン タ ー		389
相模川自然の村野外体験教室		393
青 少 年 相 談 セ ン タ ー		396

学 校 教 育

1 キャリア教育・小中一貫教育推進事業

義務教育 9 年間にわたり、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、小中一貫によるキャリア教育を推進した。

2 幼・保・小連携推進事業

子どもが新しい学校生活に円滑に移行していくためのスタートカリキュラムの実践や幼・保・小連携研修会等での円滑な情報連携と行動連携の構築により、幼稚園、保育園及び認定こども園と市立小学校等での生活における学びの連続性を大切にした教育課程等の充実を図った。

3 地域教育力活用事業

教育課程内の学校教育活動において、地域に在住する知識・経験の豊かな人を指導協力者として活用することにより、地域と学校の連携を図り、教育活動を充実させた。また、「地域とともにある学校」づくりを目指す仕組みである、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の導入に向けた検討を進めるため、平成 30 年度から各区にモデル校を設置した。

4 学校評議員制度

教育に関して理解や識見をもつ保護者や地域の人の中から選出された学校評議員が、校長の求めに応じて、学校の教育目標、教育計画や地域との連携の進め方など学校運営について意見を述べ、学校・家庭・地域が連携・協力しながら、地域や社会に開かれた学校づくりの推進を図った。

5 国際教育

広い視野で物事を考え、進んで国際社会に参加し、世界の人々と協力・共生していくために国際教育及び英語教育の充実に努めるとともに、海外帰国及び外国人児童生徒等に対して、日本語指導等の充実により社会生活への適応を支援した。

(1) 外国人英語指導助手(A L T)の小・中学校等への配置

市立小・中学校及び義務教育学校における英語の授業や外国語活動の時間をはじめ、学校生活の様々な場面で、A L T と触れ合い、英語を使ってコミュニケーションを図り、児童生徒の英語力を向上させることや国際理解と協調の精神を養うことを目的に、全ての市立小・中学校及び義務教育学校に A L T を配置した。

(2) 英語教育アドバイザーの配置

学習指導要領の改訂による小学校英語授業等に対応するため、各市立小学校等を巡回し、学校体制構築の支援や英語指導に対する助言、支援を行い、学級担任の英語指導力向上を図った。

(3) 外国人等児童生徒教育

海外から帰国した児童生徒及び外国人児童生徒等が速やかに日本の生活や学校生活に適応できるように、個別指導を中心とした体制の整備・充実を図った。

ア 日本語巡回指導講師の派遣 講師数：29 名 対象児童生徒数（延べ）：126 名

イ 日本語指導等協力者の派遣 登録協力者数：38 名 対象児童生徒数（延べ）：53 名

ウ 外国人等児童生徒教育に関わる研修会の充実 授業研究会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

6 環境教育

環境保全の必要性が地球規模で取り上げられている中、学校教育においても環境教育の一層の充実が望まれている。本市においても、地域・家庭とともに積極的に環境問題について取り上げ、身近なところからこの問題に関心をもち、よりよい環境づくりに参加できる人間の育成を目指した教育を推進した。

7 学校図書館における教育活動

学校図書館の充実と積極的な活用を図るため、司書教諭及び図書館担当教諭の実務を補佐する学校図書館図書整理員を市立小・中学校及び義務教育学校に配置した。

8 理科支援事業

市立小学校等の理科の授業において、観察・実験活動の充実・活性化を図るため、市立小学校等に観察実験アシスタントを配置した。

9 さがみ風っ子文化祭事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

10 人権・福祉教育

人権尊重の理念に基づき、教育活動全体を通して憲法で保障されている基本的人権を大切にする教育を推進した。

(1) 人権・福祉教育推進校

旭中学校区の4小・中学校を人権・福祉教育推進校に設定し、義務教育9年間を見通しためざす児童生徒像を共有しながら人権・福祉教育の計画の作成・評価を行い、その成果を本市の人権・福祉教育に反映した。

(2) 学校安全教育推進事業（防犯・安全プログラム「安全教室」）

児童生徒が自ら身を守るための基本的な考え方や行動を身につけることを目指し、本市と警備会社とで共同で作成した防犯・安全プログラム「安全教室」を活用した指導を推進した。

11 児童・生徒指導

児童・生徒指導は、全ての児童生徒の人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活が全ての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指している。したがって、学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもっている。

近年、いじめの未然防止、早期発見・早期対応等への効果的な対策が喫緊の課題となっており、本市においてもいじめ防止強化月間の取組等を通して、いじめ防止対策の強化を図っている。また、平成26年3月に「相模原市いじめの防止等に関する条例」を制定し、併せて「相模原市いじめ防止基本方針」を策定し、施策の推進に努めている。

さらに、平成26年度から市立小学校に児童支援専任教諭の配置を進め、平成29年度からは全ての市立小学校等に配置した。

12 支援教育

支援を必要としている児童生徒の教育については、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が同じ場で可能な限り共に学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築を図り、一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた教育内容・方法や環境整備の充実等、きめ細かな支援教育の推進に努めた。

(1) 支援教育支援員

教育的支援が必要な児童生徒に対して、きめ細かな支援を行う体制を充実させるため、全市立小・中学校及び義務教育学校に支援教育支援員を配置した。

(2) 非常勤介助員

支援の必要な児童生徒の日常生活、身辺自立等の補助・介助を行うために、市立小・中学校及び義務教育学校に非常勤介助員を配置した。

(3) 医療的ケアの実施

日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒の学びを保障し、学校生活を支援するため、医療的ケア児の在籍する学校に看護師を配置した。

1 3 学力保障推進事業

全ての児童生徒が家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を伸ばし、夢に挑戦し、社会で自立していけるよう、基礎的・基本的な学力の定着に向けた取組を推進した。

(1) 学習支援員の配置（授業づくり、学習支援の充実）

基礎的・基本的な学力の習得、習熟を図るため、小学校の算数、国語の授業で児童への学習支援等を行う学習支援員を市立小学校 24 校に配置した。また、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業措置に伴う対応として、8 月末～3 月の間、6 年生の学習支援等を行う学習支援員を市立小学校 42 校に配置した。

(2) 補習の充実

ア 小学校

基礎的・基本的な学力（「四則計算の基礎」）の定着と学習意欲の向上を図るため、民間事業者を活用した平日の補習を実施した。市立小学校 19 校の各校 3 年生 20 名を対象に、算数を 1 回 45 分程度で実施した。

イ 中学校

生徒の自主的な学習を支援し、学力の向上や学習意欲の向上を図るため、退職した教員や教員をめざす大学生等を支援者として、中学校のパソコンルーム等で I C T 教材を活用し、市立中学校等 29 校の各校 20 名程度に対し、数学・英語の 2 教科を中心に平日の補習を実施した。

(3) 基本的な生活習慣の確立に向けた取組

基本的な生活習慣の確立を目指し、家庭学習の定着を図るため、自己肯定感の向上や学力と生活習慣との関わりの重要性を認識してもらう取組として例年実施している出前講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(4) 学校、家庭、地域の連携、協力の推進に向けた取組

地域において支援を必要とする児童生徒を支える取組を推進するため、学校と学習支援や生活習慣を支援する地域団体、N P O 等と連携し協力を図る取組を、地域団体等を支援することも・若者未来局と連携、推進した。

(5) 学力保障・向上に向けた取組の検証

ア 学びの調査の実施

例年、全市立小学校等で実施している国語・算数の学びの調査については、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業措置に伴い、5 年生は希望校 49 校で実施し、4 年生は問題の配布のみとした。

イ 学力向上・学力保障推進検討委員会の開催

学校長などを構成員とした検討委員会を開催し、学力保障推進事業の効果を検証するとともに、中長期的な取組に向けた検討を実施した。

1 4 中学校夜間学級

中学校を卒業していない方や様々な理由により中学校を形式的に卒業した方などを対象に、義務教育に相当する教育機会の提供を図るため、中学校夜間学級の設置に向けた準備を進めた。

教 職 員 人 事

1 小・中学校等教職員定数の推移

小・中学校等の教職員定数は児童生徒数に応じて変動するが、小・中学校及び義務教育学校ともに令和元年度から令和 3 年度までは微増傾向にある。

小・中学校等教職員定数の推移

(各年度5月1日現在 単位：人)

区分 年度	小学校								中学校					
	校長	教員	養護教諭	栄養教諭	栄養職員	事務職員	技能職員	計	校長	教員	養護教諭	事務職員	技能職員	計
R1	71	1,703	78	19	35	80	71	2,057	36	1,010	42	45	36	1,169
R2	70	1,708	77	22	32	81	69	2,059	36	1,017	42	46	32	1,173
R3	70	1,704	77	22	34	82	70	2,059	36	1,025	40	47	33	1,181

※義務教育学校（前期課程）の校長は、後期課程と兼ねる。

※義務教育学校の前期課程は小学校、後期課程は中学校に含む。

2 年齢別・男女別の教員（校長及び副校長を含む）構成

(令和3年5月1日現在)

区 分		20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	計	男女比
小学校	男(人)	111	273	165	90	37	676	38.1%
	女(人)	250	373	265	169	43	1,100	61.9%
	計(人)	361	646	430	259	80	1,776	100.0%
	割合(%)	20.3%	36.4%	24.2%	14.6%	4.5%	100.0%	
中学校	男(人)	119	212	88	97	53	569	57.4%
	女(人)	104	126	79	93	20	422	42.6%
	計(人)	223	338	167	190	73	991	100.0%
	割合(%)	22.5%	34.1%	16.8%	19.2%	7.4%	100.0%	

※任期付・常勤代替教諭を除く。 ※再任教員含む。

※義務教育学校の前期課程は小学校、後期課程は中学校に含む。

3 小・中学校等非常勤講師の任用

教員に相当日数の傷病休暇や介護休暇を与えた場合、再任用制度や育児短時間勤務制度により欠員が生じた場合、少人数指導等授業改善を推進する場合及び初任者研修を行う場合等、学校の実情を勘案し、教育委員会が特に必要と認める場合に任用を行っている。

小・中学校等非常勤講師任用実績

(各年度3月31日現在)

区分 年度	小学校		中学校		合 計	
	任用日数(日)	報酬額(円)	任用日数(日)	報酬額(円)	任用日数(日)	報酬額(円)
H30	21,478	198,422,359	12,625	106,307,239	34,103	304,729,598
R1	22,340	219,824,618	13,433	116,008,600	35,773	335,833,218
R2	27,976	321,379,000	14,370	137,753,900	42,346	459,132,900

※義務教育学校の前期課程は小学校、後期課程は中学校に含む。

4 スクール・サポート・スタッフの配置

教員の負担軽減を図り、より児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、授業準備・採点業務の補助等を行うスクール・サポート・スタッフを75人配置した。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため59人増員した。

スクール・サポート・スタッフ配置状況

(各年度3月31日現在 単位：人)

区分 年度	小 学 校	中 学 校	義務教育学校	合 計
H30	9	3	－	12
R1	41	17	－	58
R2	86	45	1	132

5 教員採用候補者選考試験の実施

指定都市移行により教職員の任命権が本市に移譲されたが、平成 22・23 年度については、教員採用候補者選考試験を神奈川県教育委員会と共同で実施した。

2 年間の県市共同試験の結果を踏まえ、平成 24 年度から本市単独で採用試験を実施している。

教員採用試験志願者説明会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。教員採用候補者選考試験は、感染拡大防止措置を講じたうえで実施した。

教員採用候補者選考試験の実施状況

(単位：人)

区分 年度	小 学 校		中 学 校		養 護 教 諭		障 害 者 選 考		合 計	
	募集数	採用数	募集数	採用数	募集数	採用数	募集数	採用数	募集数	採用数
H30	50	43	43	41	4	5	－	－	97	89
R1	70	70	46	50	4	5	2	0	122	125
R2	70	73	51	54	4	5	2	0	127	132

教 職 員 給 与 厚 生

1 教職員の給与等

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）」による関係法令の改正により、平成 29 年 4 月 1 日から市立小・中学校の教職員に係る給与等の支給事務が神奈川県から本市に移譲されたことに伴い、教育職給料表及び学校事務職給料表適用者の給与支給を行っている。

教育職給料表適用職員 (令和 2 年 4 月 1 日現在 単位：円)

区 分	平均給与月額
給 料	340,036
諸 手 当	70,946
給与合計	410,982

※平均給与月額に対する職員の平均年齢：38.7 歳

教職員給与

(令和 2 年度 単位：千円)

給料	職員手当	共済費	計
12,260,489	7,853,875	4,307,738	24,422,102

※職員手当には、退職手当、児童手当・特例給付を含まない。

教職員の初任給（教育職給料表適用職員）

(各年4月1日現在 単位：円)

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
大学卒	206,400	207,900	209,400

退職手当

(令和2年度)

区分	人員 (人)	支給額 (円)	一人当たり平均支給額 (円)
普通退職 (自己都合)	40	116,034,485	2,900,863
勸奨退職	—	—	—
定年退職	53	1,169,860,290	22,072,836
死亡退職	5	84,213,184	16,842,637
通算退職	17	—	—
常勤代替職員	57	12,495,699	219,223
任期付職員	12	2,808,128	234,011
計	184	1,385,411,786	8,295,879

※一人当たり平均支給額の計は、通算退職を含まない。

児童手当

(令和2年度)

支給期	受給者数 (人)	延支給児童数 (人)	支給額 (円)
6月期	707	4,655	53,805,000
10月期	694	4,794	55,600,000
2月期	715	4,972	57,605,000
計	2,116	14,421	167,010,000

2 教職員の安全衛生及び健康管理

教職員の安全衛生の推進と健康の保持増進のため、安全衛生委員会による活動や健康診断、健康相談等を実施した。

(1) 安全衛生

教職員事業場に労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会を設置し、その活動を通して教職員の安全管理及び衛生管理を実施した。

(2) 健康管理

労働安全衛生法に基づく健康診断事業等を実施した。

ア 健康診断

教職員定期健康診断を実施した。

イ ストレスチェック

ストレスの程度の把握、職場環境改善等によるメンタル不調の未然防止を目的に、検査・分析・面接等を実施した。

ウ 健康相談

産業医による健康相談、精神科医及び臨床心理士によるメンタルヘルス相談、保健師による健康相談を実施した。

エ 健康審査会

教職員の疾病にかかる治療の要否、勤務の可否等及び健康管理に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議する健康審査会を実施した。

オ メンタルヘルス対策研究部会

精神科医等が構成員になり、メンタルヘルス不調者の早期予防及び復職支援の施策に関すること等について研究するメンタルヘルス対策研究部会を実施した。

3 教職員の福利厚生

教職員が心身ともに健やかにあり、職務に専念できるようにサポートしていくために、共済制度に係る諸般の事務及び教職員互助会に補助金を交付し各種福利厚生事業を実施した。

(1) 公立学校共済組合神奈川支部

ア 組合員数 3,487 人(令和3年3月末現在)

イ 市負担金・個人掛金

市負担金及び個人掛金は、共済組合の規程に基づいて算出し、市負担分及び職員給与控除分を合算して共済組合へ納付した。

(2) 教職員互助会

会員の福祉を増進することを目的に、会員の福利厚生及び会員相互の親ばくに関する事業を実施した。

令和2年度事業概要

区 分	備 考
会 員	2,942 人(令和2年4月1日現在)
決 算 額	49,135,238 円
市 補 助 金	12,838,600 円
会 費	給料月額× 3/1,000

教 育 セ ン タ ー

1 研究・研修

(1) 研究事業

ア 教育研究員研究

本市の学校教育の向上を図るため、今日的な教育課題を積極的に取り上げ、組織的、計画的な調査研究を実施した。研究成果は「教育研究集録」に掲載するほか、教育センターホームページにおいて教職員・市民・関係機関等へ広く公表した。

イ 教育研究発表会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

ウ 研究推進事業

本市教育において直面している課題を踏まえ、推進校で問題解決のための研究実践を行い、汎用性の高い成果を市全体へ周知することで、本市教育の一層の充実及び教育目標の具現化を目指す。

(ア) 教科指導に重点をおいた研究

市立小学校7校で実施

(イ) 縦の接続

市立小学校1校、市立中学校1校で実施

(ウ) 横の連携

市立小学校2校、市立中学校1校で実施

(2) 研修事業

めざす教職員像を「教育愛にあふれ社会の中で学び続ける教職員」、求められる資質・能力を「教育職としての本質に迫る力」、「専門性を高める力」、「子ども理解と個・集団を育てる力」、「マネジメント力を高める力」とし、教職員研修を5つのカテゴリーに体系化して実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部の研修については、研修方法をオンライン、オンデマンド、各校分散及び資料配布等に変更して開催した。

(令和2年度)

区分		研修名	回数	参加者	研修目的
ライフステージ研修	基本研修	非常勤講師研修講座	103	3,169人	教員個々のライフステージに沿った系統的・重点的な研修を行うことにより、教職員の資質向上を図る。
		常勤代替教諭・常勤代替養護教諭研修講座	6		
		初任者・新採用研修講座	初任者研修講座		
			養護教諭新採用研修講座		
			新任栄養教諭研修講座		
		2年次研修講座	2年次研修講座		
			養護教諭2年次研修講座		
		3年次研修講座	3年次研修講座		
			養護教諭3年次研修講座		
		向上期研修講座	向上期研修講座		
			養護教諭向上期研修講座		
		中堅教諭等研修講座	中堅教諭等資質向上研修講座		
			中堅養護教諭等資質向上研修講座		
		15年次研修講座	15年次研修講座		
			養護教諭15年次研修講座		
	管理職等の研修	学校運営推進者研修講座	2	632人	管理職としての職務や教育に対する識見を高め、資質・指導力の向上を図る。
		新任副校長研修講座	5		
		副校長研修講座	2		
		新任校長研修講座	2		
		校長研修講座	2		
専門研修	授業力向上研修	各教科等教育研修講座	20	2,084人	教科や領域にかかわる実践的指導力の向上を図る。
		公開授業研修講座	5		
		伝達研修講座	0		
		授業改善リーダー研修講座	3		
		JAXAとの宇宙教育連携講座	1		
	支援教育研修	支援教育コーディネーター新担当者研修講座	3	724人	支援教育に対する理解を深め、資質・能力の向上を図る。
		支援教育コーディネーター研修講座	2		
		特別支援学級新担任者研修講座	3		
		特別支援学級担任者研修講座	1		
		特別支援教育スキルアップ研修講座	3		
		通級指導教室新担当者研修講座	3		
	情報教育研修	情報活用能力の育成研修講座	3	482人	児童生徒及び教職員のICT活用力を培うための研修を実施し「学校の情報化」の推進を図る。
		ICTを活用した授業改善研修講座	10		
		校務の情報化研修講座	11		
		情報教育担当者連絡会	1		
	教育課題研修	児童生徒指導教師研修講座Ⅰ・Ⅱ	2	415人	様々な教育課題に適切に対応できる資質・能力の向上を図る。
		人権・福祉教育研修講座Ⅰ・Ⅱ	1		
		幼・保・小連携研修講座	1		
		不登校対応セミナー	1		
	担当者研修・連絡会	道徳教育推進教師研修講座	2	742人	担当者としての専門的な知識やスキルを身に付け、資質・能力の向上を図る。
		外国語教育推進教師研修講座	3		
		学校図書館司書教諭研修講座	1		
		安全教育担当者研修講座	1		
学校への訪問支援研修	問	指導主事等訪問支援研修	1,119	520人※	指導主事等が学校を訪問し、学校のニーズに応じた支援を行う。
		情報教育訪問サポート研修	28		
		教育実践相談	103		
		CSTの訪問支援研修	0		

区分		研修名	回数	参加者	研修目的
		東京工業高等専門学校職員の訪問支援研修	0		※は、JAXA 職員の訪問支援研修の参加者数のみ算出。
		JAXA 職員の訪問支援研修	13		
特別研修		長期派遣研修	1 年	9 人	市内外の教育機関等で実践的な研修を行い、本市教育の質的向上・発展に資する。
		特別支援教育専門研修	3 ヶ月		
		独立行政法人教職員支援機構主催研修	2		
職能研修	学校事務 職員研修	学校事務職員研修講座	2	546 人	それぞれの専門性に応じて必要とされる知識・技能の向上を図る。 ※は、該当者なし。
		学校事務職員新採用研修講座	4		
		学校事務職員 2 年次研修講座	1		
	教育委員会に所属する 管理栄養士・栄養士研修	教育委員会に所属する管理栄養士・栄養士新採用研修講座	4		
		教育委員会に所属する管理栄養士・栄養士 2 年次研修講座	1		
		教育委員会に所属する管理栄養士・栄養士 3 年次研修講座	1		
		教育委員会に所属する管理栄養士・栄養士 5 年経験者研修講座	4		
		教育委員会に所属する管理栄養士・栄養士 10 年経験者研修講座	8		
		教育委員会に所属する管理栄養士・栄養士 15 年経験者研修講座	※		
	学校職 員研修	給食調理員研修	0		
		学校技能員研修	0		
		介助員研修	0		
	指導教員研修等	初任者研修指導教員研修講座	2		
		初任者研修実施校説明会	0		
		養護教諭新採用研修専門指導員説明会	1		
		次年度養護教諭新採用研修実施予定校説明会	1		
		指導教諭研修講座	1		
		指導教諭連絡会	1		

2 学社連携・協働

(1) 学社連携・協働の推進

「人間性豊かな子どもの育成」と「生き生きとした市民の活動」を通じた、よりよいまちづくり及び生涯学習社会の実現に向け、学校、家庭、地域社会が一体となって連携・協働を推進していくための体制づくりを図った。

(2) 学校と地域の協働推進事業

市立小学校 4 校、市立中学校 3 校及び義務教育学校 1 校の計 8 校に「学校と地域の協働推進コーディネーター」を配置し、学校と地域の協働推進体制の構築に向けた取り組みの充実を図った。

- 緑 区：青和学園、北相中学校、内出中学校
- 中央区：淵野辺東小学校、新宿小学校、上溝中学校
- 南 区：南大野小学校、夢の丘小学校

(3) 研修・人材育成

「学校と地域の協働推進コーディネーター」研修会は、全体会 1 回及び研究発表会への参加を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

3 情報の収集・提供

(1) 刊行物による情報の提供

ア 「さがみはら教育」の発行（年 1 回）

今日的な教育課題を特集し、市立小・中学校及び義務教育学校の実践例等を伝えた。

イ 「教職員研修ブログ」の作成

ウ 副読本等の発行

児童生徒の学びや家庭教育を支援するために各種教育にかかわる副読本等を発行した。

名 称	配付対象	備 考
小学校社会科副読本「さがみはら」	小学校・義務教育学校 3 年生	令和 2 年 4 月配付
家庭でできる性教育読本「さわやか」	小学校・義務教育学校 4 年生保護者	令和 2 年 4 月配付
家庭でできる性教育読本「さわやか」ダイジェスト版	小学校・義務教育学校 1 年生保護者	令和 2 年 4 月配付
防災ガイドブック「災害 ― その時わたしたちは ―」 (改訂版)	小学校及び義務教育学校 1 年生・4 年生、中学校 1 年生及び義務教育学校 7 年生	令和 2 年 4 月配付

(2) 教育図書・資料の収集・提供

ア 教育図書の収集・提供

イ 本市・他機関の教育研究資料及び各種研究物等の収集・閲覧

ウ 図書閲覧室・図書資料室の運営

図書館システムを利用した図書の貸出及び返却を行った。

(3) 学校教育相談

ア 教育実践相談

教員を対象に、授業実践・校内研究等、教育現場の様々な悩みについて、指導主事が相談を受け、資料や関係機関の紹介を行った。(随時)

イ 学校経営相談

校長の職歴をもつ再任用職員が、教育目標の具現化に向けての経営相談、学校経営上起こりうる諸課題等への相談や支援を行った。(随時)

4 情報教育の推進

「情報活用能力の育成」「ICTを活用した授業改善」「校務の情報化」の3つの施策を中心に、教育の情報化を推進することにより、児童生徒に情報社会で活躍できる力の育成を目指した。

(1) 情報活用能力の育成

令和2年3月に「相模原プログラミングプラン」を策定、配付するとともに、情報教育研修や情報教育訪問サポート研修にて周知を図ることで、全市立小・中学校及び義務教育学校がプログラミングの授業を実施した。

(2) ICTを活用した授業改善

緑が丘中学校をモデル校として、1人1台を使用したタブレットPCの実証研究を行った。

全市立小・中学校及び義務教育学校の教員1名以上を対象とした、タブレットPC活用研修を実施した。

(3) 校務の情報化

令和元年度より、全市立小・中学校及び義務教育学校で校務支援システムを運用開始。校務の情報化研修講座として、校務支援システム研修を年間6回オンラインで実施。また、学校からの要望により、校務支援システムを一部改修した。

(4) 教員支援

- ア ICTを活用した授業法やプログラミングの指導に関わる研修の拡充
- イ コンピュータアドバイザーの学校支援体制等の改善
- ウ ICTを活用した授業づくりの支援
- エ 学校からの要請による訪問サポート研修

(5) 環境整備

GIGAスクール構想実現のため、児童生徒1人1台分となる約51,000台と教職員分約3,200台のタブレットPCを整備するとともに、校内LAN工事を実施し、普通教室等でタブレットPCを活用できる環境を整備した。

5 人材養成

さがみ風っ子教師塾

さがみはら教育の魅力を学び、その発展と充実に寄与しようとする強い意志と、教育への情熱、使命感、幅広い教養をもった心豊かな人材を育成することを目的に、市立学校教員を強く志望する大学生、社会人等を対象に実施した。

また、教職員人事課と連携した「見たい！聴きたい！学びたい！フェスタ（通称：学フェス）」では、2回分延べ人数で申込者数は116人（当日参加者数96人）で、神奈川県外からの参加者は、全体の約38%（アンケート調査回収数77、神奈川県外居住者26）を占めた。また、高校生の参加もあった。

運営内容

開塾期間	令和2年10月～令和3年3月（日曜日コース・金曜日コース 各10回）
人数	50名
講師	塾長、専任講師、外部講師、現職教員、保護者、指導主事等
内容	講義、グループ協議、学校実習、模擬授業等
諸経費	10,000円

相模川自然の村野外体験教室

市内2つの体験施設「相模川自然の村野外体験教室」及び「ふるさと自然体験教室」は、小学校、中学校等における教育活動としての体験学習及び集団生活を通して自然や人とふれあうことにより、児童生徒の創造性及び主体性を培い、もって豊かな心を育む教育を推進することを目的とした施設である。

1 相模川自然の村野外体験教室（愛称：相模川ビレッジ若あゆ）

(1) 概要

所在地：緑区大島3497-1	開 所：平成8年4月22日
敷地面積：18,031.16㎡	建 物：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建
建築面積：5,540.16㎡	延床面積：8,854.02㎡

(2) 令和2年度事業実績

- ア 利用形態別団体種類別利用状況

(ア) 学校関係

	2泊		1泊		日帰り		合 計	
	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数
中学校等	0	0	0	0	18	3,126	18	3,126
小学校等	0	0	38	3,962	33	3,408	71	7,370
幼稚園等	0	0	0	0	2	117	2	117
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	38	3,962	53	6,651	91	10,613

(イ) 青少年団体等

	宿泊利用		日帰利用		合 計	
	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数
子ども会	0	0	0	0	0	0
スポーツ少年団	0	0	0	0	0	0
ボーイスカウト等	0	0	0	0	0	0
鼓笛隊等	0	0	0	0	0	0
その他 (公的利用含む)	0	0	3	52	3	52
合 計	0	0	3	52	3	52

(ウ) 市内市外別利用状況

	学校関係		青少年団体等		合計	
	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数
市 内	85	9,963	3	52	88	10,015
市 外	6	650	0	0	6	650
合 計	91	10,613	3	52	94	10,665

イ 主催事業

名 称	開催年月日	対象者及び目的	内 容
若あゆ食農体験デー	【第1回】 令和2年6月6日 【第2回】 令和2年10月10日	対象：市内在住の小・中学生等とその保護者 目的：農業や野外炊事等の体験を通して、食物やいのちの大切さに気づいたり、人とのふれあいを深めたりする。農業や野外炊事の中で、知恵や工夫に気づき、自分たちの生活の中で活かしていこうとする態度を養う。若あゆの施設及び活動について市民に周知を図り、今後の利用促進につなげる。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

若あゆかかしフェスティバル	令和2年9月5日 ～9月22日	対象:市内 小・中学校及び義務教育学校、幼稚園・保育園等 目的: かかし作りを通して米作りの流れを知り、農業活動への興味関心を高める。かかしの展示・公開を通して多くの方々に若あゆの活動について周知する。	市内小・中学校及び義務教育学校、幼稚園・保育園等の子ども達が作成したかかしを、若あゆ水田に展示 かかし数 42体
若あゆスターフェスティバル	令和2年8月22日・29日 令和2年12月19日・26日	対象: 市内在住の小・中学生等とその保護者 目的: 天体望遠鏡での星空観察や体験活動等を通して星や宇宙、自然現象への興味関心を高める、家族のふれあいの場とする。若あゆの特色のひとつである銀河ドームの天体望遠鏡の体験活動を市民に周知するとともに、今後の施設の利用促進につなげる。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

2 ふるさと自然体験教室（愛称：ふじの体験の森やませみ）

（1）概要

所在地：緑区澤井 936-1 開 所：平成22年4月1日
敷地面積：3,263.01 m² 建 物：鉄筋コンクリート造3階建
建築面積： 933.02 m² 延床面積：1,809.14 m²

（2）令和2年度事業実績

ア 利用形態別団体種類別利用状況

（ア）学校関係

	2泊		1泊		日帰り		合 計	
	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数
中学校等	0	0	0	0	9	300	9	300
小学校等	0	0	19	1,391	48	2,405	67	3,796
幼稚園等	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	19	1,391	57	2,705	76	4,096

(イ) 青少年団体等

	宿泊利用		日帰利用		合 計	
	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数
子ども会	0	0	0	0	0	0
スポーツ少年団	0	0	0	0	0	0
ボーイスカウト等	0	0	0	0	0	0
鼓笛隊等	0	0	0	0	0	0
その他 (公的利用含む)	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0

(ウ) 市内市外別利用状況

	学校関係		青少年団体等		合計	
	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数
市 内	72	3,713	0	0	72	3,713
市 外	4	383	0	0	4	383
合 計	76	4,096	0	0	76	4,096

イ 主催事業

名 称	開催年月日 参 加 者	対象者及び目的	内 容
やませみ自然体験スクール	【第1回】 令和2年11月3日 【第2回】 令和2年12月12日 【第3回】 令和3年2月23日	対象：市内在住小・中学生等とその保護者 目的：施設周辺の豊かな自然に親しみ、自然環境に対する関心を深める。豊かな体験活動を通して、様々な活動に意欲的に臨むことの大切さに気付き、家族や地域の人たちとのふれあいを深める。やませみの施設及び活動について周知を図り、今後の利用促進につなげる。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

青少年相談センター

1 青少年相談センターの概要

価値観の多様化、核家族化、人間関係の希薄化など著しい社会環境の変化は、児童生徒の生活上にも大きな影響を及ぼしている。様々な悩みや不安を抱える児童生徒の数は増加傾向を示し、その内容も複雑化・多様化している。このような状況の中で、相談専門機関として児童生徒又は保護者・教職員等に対し、援助・助言を積極的に行い、問題の解決に努める。また、家庭・学校・地域の連携を積極的に支援する。

2 青少年相談センターの主な相談・支援業務

(1) 来所相談・電話相談

各相談室において、青少年教育カウンセラーが不登校、養育不安、友人関係等の教育相談に応じた。

【相談者の内訳（令和２年度）】

対象者	本人	教職員	保護者	その他	合計
人数	7,010	6	6,882	96	13,994

（２）学校出張相談

青少年教育カウンセラーが、原則として市立小学校に週１回、市立中学校に週１から２回、市立義務教育学校に週１回出張し、児童生徒の心理的問題や課題等の相談に応じ、児童生徒、保護者、教職員を支援した。

【相談者の内訳（令和２年度）】

対象者	本人	教職員	保護者	その他	合計
人数	12,387	12,957	6,504	381	32,229

（３）ヤングテレホン相談【専用電話】042(755)2552【Ｅメール相談】yantele@city.sagamihara.kanagawa.jp

青少年の抱えている悩み、不安等について、青少年本人やその保護者等からの電話やＥメールでの相談に応じた。

【相談内容の主な内訳（令和２年度）】

相談内容	身上問題	性に関する事	養育に関する問題	友人関係	話相手	教師との関係	親子関係	その他	合計
件数	12	1	9	2	22	0	2	12	60

（４）小学校・中学校等相談指導教室

学校への復帰をめざす通室制教室を設定し、心理的な要因で登校することが難しい児童生徒の自立と学校生活適応への支援・援助を図った。

（５）要請相談

学校から要請を受け、青少年教育カウンセラーや指導主事が学校を訪問し、教職員等の相談に応じた。

（６）スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）による支援

家庭環境等に起因した不登校や問題行動を解決するために、ＳＳＷが学校や関係機関と連携し、福祉的側面からの支援を行った。

【取扱いケース数】（単位：件）【訪問活動内訳】

（単位：回）

【ケース会議の開催】（単位：回）

新規	継続	合計
50	49	99

学校	家庭	関係機関等	合計
1,416	522	75	2,013

校内	関係機関を交えて	合計
406	87	493

（７）支援教育

支援を必要としている児童生徒の教育については、「第２次相模原市教育振興計画」で示された指針を踏まえて、一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた教育内容・方法や環境整備の充実等、きめ細かな支援教育の推進に努めた。

ア 特別支援学級の状況

(令和3年5月1日現在)

区 分	小学校・義務教育学校（前期）					中学校・義務教育学校（後期）				
	学校数 (校)	学級数 (クラス)	児童数 (人)	教員数（人）		学校数 (校)	学級数 (クラス)	生徒数 (人)	教員数（人）	
				本務・再任用・ 任期付教員 ・常勤代替	非常勤				本務・再任用・ 任期付教員 ・常勤代替	非常勤
知的障害	67	112	547	114	8	34	43	182	43	2
自閉症・情緒障害	67	121	607	121	8	35	54	237	54	1
肢体不自由	3	5	26	5	0	2	2	6	2	0
病弱・身体虚弱	16	16	18	16	0	6	6	6	6	0
院内学級	1	1	0	2	0	1	1	0	1	0
弱 視	0	0	0	0	0	1	1	2	1	0
難 聴	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0
計	155	256	1,200	259	16	79	107	433	107	3

イ 就学相談体制の充実

次年度就学児及び学齢児童生徒に対し、一人ひとりの状態及び発達段階、特性等に応じた適切な教育の場や対応を保障するために、委員会の設置、就学相談員の配置など、きめ細かな支援を行う体制をとり、円滑な相談活動を進めた。

ウ 支援教育指導員

市立小・中学校及び義務教育学校が行う支援教育に対し、支援教育指導員が専門的な立場から指導助言を行うことにより、各校の校内体制の充実及びきめ細かな支援の充実を図った。

教 育 局

生 涯 学 習 部

生 涯 学 習		399
公 民 館		400
生 涯 学 習 セ ン タ ー		403
津久井生涯学習センター		405
文 化 財		406
図 書 館		413
視 聴 覚 ラ イ ブ ラ リ ー		415
博 物 館		416

生涯学習

1 社会教育委員

社会教育委員は、社会教育法の規定に基づき、教育委員会が委嘱している。委員は15人以内で、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、市の住民等で構成し、任期は2年。

委員の職務は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じ意見を述べること、研究調査を行うこと等である。

- ・社会教育委員会議の開催状況（令和2年度） 定例会3回（書面開催含む）

2 社会教育関係団体の育成

（1）相模原市PTA連絡協議会

※「相模原市立小中学校PTA連絡協議会」から名称変更（令和3年5月24日）

相模原市内106校の市立小中学校・義務教育学校のうち、98校・98単位PTAで組織され、子どもたちの健全な成長を図るための活動や相互の連絡・情報交換を通し、PTA活動のあり方や共通課題の解決にむけて、研究協議している。

（2）相模原市地域婦人団体連絡協議会

市内の単位婦人会3団体で構成され、女性の地位向上と社会参加を目指し、男女共同参画社会の実現に向けて研修、話し合いを続けているほか、地域福祉や子育て支援、環境問題などに取り組み、地域に根ざした学習・実践活動を行っている。

（3）相模原市女性学習グループ連絡協議会

学習活動を行っている市内の女性学習グループ等により組織され、グループ活動の充実・発展をめざし、相互の連絡や情報交換などのほか、今日の教育環境の問題や公民館の役割、社会教育活動のあり方などについても研究協議をしている。

3 家庭教育事業

（1）目的

家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対して家庭教育に関する学習機会を提供することにより、家庭及び地域の教育力の向上を図る。

（2）事業数・参加者数（令和2年度実績）

ア 事業数 6事業

イ 参加者数 3,056人

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9事業が中止となった。

4 生涯学習ルーム・地域開放教室の運営

市立小・中学校の余裕教室や特別教室を地域の身近な生涯学習の場として地域開放している。

- ・生涯学習ルーム 1校 1教室（R3.4.1現在）※1校：大野北中学校

令和2年度実績 5校 9教室 0件（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休室した）

なお、旭小学校、相武台小学校、光が丘小学校、桜台小学校については、令和3年3月31日をもって閉鎖。

- ・地域開放教室 1校 1教室、令和2年度実績 0件（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休室した）

※1校：広陵小学校

5 学習機会の提供

(1) 公民館のつどい

公民館関係者が一堂に会し、公民館での実践活動について研究・協議を行うとともに、公民館活動の一層の充実と活性化を図るための研修の機会として実施した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面にて開催。(資料送付数 239 部)

(2) 女性学級・成人学級情報交換会

各公民館において開催された女性学級及び成人学級の準備・運営上の問題点等を話し合い、学級のあり方を考える機会として実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(3) 高齢者学級研究集会

各公民館において開催された高齢者学級の成果や問題点について情報交換を行い、今後の学級運営に役立てる機会として実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(4) 女性学習グループ研究集会

市内の女性学習グループ等と学習する市民、公民館に携わる者が一堂に会し、学習成果と課題について協議研究することにより、市民の活動の発展に資する機会として実施した。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(5) 発達サポート講座

子どもの発達に関して、保護者の不安や悩みを和らげるとともに、子どもを取り巻く大人の理解を深める機会として開催する。令和2年度は、基礎講座A・Bコース各7回開催。

6 公民館活動支援

(1) 公民館職員研修

公民館職員として必要な知識や能力の習得・向上を図るとともに、公民館が抱える諸課題に対応するため職員の役職・経験に応じた研修を行った。併せて、神奈川県公民館連絡協議会が開催する研修等への積極的な参加を促した。

(2) 公民館ホームページポータルサイトの運営

各公民館で作成しているホームページへの“入口”としての役割を担うポータルサイトを運営し、公民館で行う事業案内や、公民館に係る研究集会等の情報を提供している。

【生涯学習課…1～6】

公 民 館

1 概要

公民館は、年々施設の充実や合併により、現在 32 館体制となっている。

公民館は、望ましい人間形成のため、市民自らの日常生活における学習、文化、スポーツ等の活動の場であり、市民相互の連帯意識醸成の場として、地域における総合的な社会教育を推進する役割を果たしている。

また、市民の生活課題に応える学習の場、自主的な集団活動や各種団体等の連絡協調の場、さらに市民一人ひとりが学習し、交流を深める場として、コミュニティ活動を進めている。

2 公民館の事業

社会教育法第 22 条に基づいて、公民館は次の事業を行っている。

(1) 主催事業

学級、講座、講習会、発表・展示会、大会、つどいなど、事業の実施に当たっては住民の生活課題や学習要求を把握しながら、地域に根ざした事業や住民の教養を高める事業を実施している。

(2) 学習相談及び団体・サークルの支援

地域住民の要請に応じた学習情報の提供や支援、多様な学習ニーズに対応した学習相談を行っている。

(3) 施設提供（貸館）

公民館は団体・サークルなどの活動の場であり、地域の活動拠点として自由に集まれる施設である。公民館は教育機関としての公平な施設提供を原則とし、社会教育の自主的な活動を提供している。

3 公民館の施設と利用状況

公民館名	住 所	開館年月日	面積 (㎡)	館内施設	令和 2 年度 延利用人数(人)	令和 2 年度 図書 貸出者数(人)
大 沢 公民館	緑区大島 1776-5	昭 54. 3. 1 改修 平 19. 3. 27	1, 280	大・中・小会議室、料理実習室、工作室、茶室、和室、保育室、図書室、コミュニティ室、多目的室	14, 261	7, 515
上 溝 公民館	中央区上溝 7-7-17	昭 44. 4. 1 改築 平 3. 11. 11	2, 239	大・中・小会議室、料理実習室、茶室、和室（1・2）、保育室、図書室、コミュニティ室	14, 043	7, 932
橋 本 公民館	緑区橋本6-2-1 シティ・プラザ はしもと内	昭 51. 8. 1 移転 平 12. 4. 17	1, 758	大・中・小会議室、料理実習室、工作室、茶室、和室、保育室、コミュニティ室、視聴覚室、ミーティング室	20, 988	
相 原 公民館	緑区相原 4-14-12	昭 56. 4. 1 改修 平 27. 3. 28	1, 127	大・中会議室、小会議室（1・2）、料理実習室、工作室、茶室、保育室、図書室、コミュニティ室、多目的室	14, 005	15, 279
小 山 公民館	中央区 向陽町 8-1	昭 56. 4. 1 改修 平 26. 3. 21	1, 016	大・中・小会議室、料理実習室、茶室、保育室、図書室、コミュニティ室、多目的室	14, 974	8, 712
大野南 公民館	南区 相模大野 5-31-1	昭 58. 9. 1 増床 平 18. 1. 4	1, 578	大会議室(1・2)、中会議室、小会議室(1・2)、料理実習室、茶室、和室、保育室、コミュニティ室、多目的室	25, 812	
新 磯 公民館	南区磯部 916-3	昭 54. 4. 1 改修 平 21. 3. 23	977	大会議室、小会議室(1・2)、料理実習室、和室、保育室、図書室、コミュニティ室、多目的室	9, 608	4, 617
麻 溝 公民館	南区下溝 594-6	昭 54. 7. 1 移転 平 31. 2. 12	1, 178	大・小会議室、料理実習室、和室、保育室、図書室、コミュニティ室、講習室、多目的室	15, 134	8, 522
田 名 公民館	中央区田名 4834	昭 55. 4. 1 改修 平 20. 3. 25	1, 288	大・中・小会議室、料理実習室、工作室、茶室、和室、保育室、図書室	14, 173	7, 542
大野北 公民館	中央区 鹿沼台 1-10-20	昭 53. 4. 1 改修 平 8. 4. 1	1, 447	大・中会議室、小会議室(1・2)、料理実習室、工作室、茶室、和室、保育室、コミュニティ室、活動コーナー	22, 919	
大野中 公民館	南区古淵 3-21-1	昭 50. 4. 1 増築 昭 63. 4. 1	1, 062	大・中・小会議室、料理実習室、茶室、和室、保育室、図書室、コミュニティ室	12, 995	9, 721
星が丘 公民館	中央区 星が丘 3-1-38	昭 57. 4. 1	965	大・小会議室、料理実習室、茶室、和室、保育室、図書室、コミュニティ室	10, 016	6, 318
清 新 公民館	中央区清新 3-16-1	昭 57. 4. 1 改修 平 31. 3. 31	1, 050	大・小会議室、料理実習室、和室、保育室、図書室、コミュニティ室、多目的室(1・2)	12, 350	6, 988

公民館名	住 所	開館年月日	面積(㎡)	館内施設	令和2年度 延利用人数(人)	令和2年度 図書 貸出者数(人)
中 央 公民館	中央区 富士見 2-13-1	昭 58. 4. 1	938	大・小会議室、料理実習室、茶室、和室、 保育室、図書室、コミュニティ室	16,783	5,857
相模台 公民館	南区相模台 1-13-5	昭 49. 4. 1 改築 昭 63. 4. 1	1,147	大・小会議室、料理実習室、茶室、和室、 保育室、図書室、コミュニティ室	15,015	12,264
相武台 公民館	南区新磯野 4-1-3	昭 59. 4. 1 移転 平 28. 9. 20	1,421	大・中・小会議室、料理実習室、工作室、茶室、 和室、保育室、コミュニティ室、 多目的室(1・2)	18,889	
東 林 公民館	南区相南 1-10-10	昭 59. 4. 1 増築 平 14. 8. 1	1,552	大・中・小会議室、料理実習室、工作室、茶室、 和室、保育室、図書室、コミュニティ室、 多目的ホール(1・2)	23,999	16,817
横 山 公民館	中央区 横山台 1-20-10	昭 60. 4. 1	938	大・小会議室、料理実習室、茶室、和室、 保育室、図書室、コミュニティ室	7,845	5,125
光が丘 公民館	中央区並木 4-7-9	昭 60. 4. 1	938	大・小会議室、料理実習室、茶室、和室、 保育室、図書室、コミュニティ室	17,201	5,469
大 沼 公民館	南区東大沼 3-17-15	昭 61. 4. 1	939	大・小会議室、料理実習室、茶室、和室(1・2)、 保育室、図書室、コミュニティ室	11,986	9,651
上鶴間 公民館	南区 上鶴間本町 7-7-1	昭 62. 4. 1	933	大・小会議室、料理実習室、茶室、和室、 保育室、図書室、コミュニティ室	11,667	9,104
大野台 公民館	南区大野台 5-16-38	平 6. 7. 1	1,091	大・小会議室、料理実習室、工作室、茶室、 和室、保育室、図書室、コミュニティ室	10,320	10,405
陽光台 公民館	中央区 陽光台 5-6-1	平 10. 7. 1	1,163	大・小会議室、料理実習室、工作室、茶室、 和室、保育室、図書室、コミュニティ室	10,548	5,415
城 山 公民館	緑区久保沢 2-26-1	昭 24. 8. 1 移転 令元 12. 1	2,808	大会議室・中会議室(1・2・3)小会議室(1・2)、 料理実習室、工作室、茶室、和室、保育室、図 書室、コミュニティ室、運動室、講義室、多目 的室(1・2・3)	21,816	7,309
津久井 中 央 公民館	緑区中野 633-1	昭 56. 5. 29	2,197	料理実習室、多目的室、児童室、図書室、 研修室(A・B・C)、視聴覚室、 講義室、ホール、準備室(1・2)	10,816	5,844
青 根 公民館	緑区青根 1372-1	昭 31. 6. 15 建替 平 30. 4. 1	156	中・小会議室	324	
相模湖 公民館	緑区与瀬 1134-3	平 5. 4. 1	939	会議室、和室、図書室、学習室、研修室、 コミュニティホール	4,575	2,474
千木良 公民館	緑区千木良 991-1	昭 33. 4. 1 改築 平 16. 5. 31	634	別館大会議室、第1・2・3 会議室、別館調理室、 和室、チャイルドルーム、図書コーナー	1,747	
藤 野 中 央 公民館	緑区小湊 1992	平元. 4. 1 改築 平 21. 4. 1	1,087	大会議室(会議室(1・2))、小会議室、 料理実習室、和室、保育室、図書室、 交流スペース(A・B)、多目的室	5,556	5,484
沢 井 公民館	緑区澤井 936	昭 30. 7. 30	132	会議室、料理実習室、和室	460	
牧 野 公民館	緑区牧野 4232	昭 32. 4. 1 改築 平 7. 4. 1		(施設は藤野農村環境改善センター)		
佐野川 公民館	緑区佐野川 2903	平 18. 4. 1	360	会議室(1・2)、料理実習室	619	

※ 他の施設と併設されている公民館についての面積は、公民館部分のみ

※ 緊急事態宣言等に伴う休館期間：令和2年4月1日～6月18日、令和3年1月13日～3月21日

【生涯学習課…1～3】

生涯学習センター

1 「総合学習センター」の施設管理

「総合学習センター」は、市民の生涯学習活動を支援するとともに、学校教育及び社会教育の向上に必要な調査、研究及び研修を総合的にを行い、生涯学習社会の実現を図ることを目的として設立された。

- ・所在地：相模原市中央区中央3丁目12番10号
- ・建物の構造：鉄筋コンクリート造4階建
- ・敷地面積：2,160 m²
- ・延床面積：3,414 m²
- ・開所年月日：平成13年4月21日
- ・主な施設：生涯学習センター事務室、教育センター事務室、教育支援事務室、研究室1・2、パソコンルーム、交流ラウンジ、相談室、保育室、図書閲覧室、図書資料室

市民の利用に供する部屋(有料)

室名	定員(人)	室名	定員(人)	室名	定員(人)
大会議室	204	多目的室	20	小会議室4	16
セミナールーム	72	小会議室1・2・3	各24	和室1・2	各20

利用状況(延べ利用人数)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
63,027	60,959	56,099	53,515	16,898

※緊急事態宣言等に伴う休所期間：令和2年4月1日～6月17日、令和3年1月13日～3月21日

2 学習機会の提供・相談機能

(1) 市民大学

社会の諸課題や身近な生活課題などに関する市民の学習ニーズに応えるため、座間市及び高等教育機関と連携して市民大学を開講。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) 研究機関等公開講座

市内の研究機関等と連携し、それぞれの機能と専門性を生かしながら、原則15歳以上(中学生を除く)の市民等を対象に学習機会を提供。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(3) 生涯学習まちかど講座

市民の活動の場に出向き、市政や業務上の専門的な知識等について市職員が講義を行った。

10講座：214名(中止期間：令和2年4月1日～8月31日、令和3年1月8日～3月21日)

(4) 講座事業

現代的な課題や社会の要請に基づく課題、広域的な事業、試行的な意味合いでの事業の実施を基本に学習機会を提供。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(5) 学習活動の場の提供

ア 総合学習センターの施設提供

市民の学習活動の場として、大会議室・セミナールーム等を提供した。

イ ミニ・アートギャラリーの実施

市民の生涯学習の成果を発表する場とするため、総合学習センターの1階(交流ラウンジ)・2階(エレベーターホール)を作品展示場所として提供。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(6) 生涯学習相談

市民の生涯学習に関わる相談、支援を行った。

相談件数：128 件

3 学習情報の収集・提供

(1) 総合学習センターホームページによる生涯学習情報の提供

総合学習センターのホームページにより、主催事業の概要等、生涯学習に関する様々な情報を発信した。

(2) 学習相談コーナー、サークル・団体情報コーナーの設置

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

4 市民のためのIT活用研修・支援の推進

ア 市民向け研修

視覚に障害のある人を対象としたパソコン体験講座を行う。

イ 市民の研修活動の支援

市民向けパソコン講習会・相談会等の支援を行う。

ア、イともに令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

5 市民講座

ア 研修講座の実施

講座の講師や企画・運営を希望する市民を対象に研修講座を実施し、自らが講座を実施できるように支援を行う。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

イ 市民講座開催組織への支援

市民による市民のための講座を開催・運営する市民団体の活動に対して、支援を行った。

【生涯学習センター…1～5】

津久井生涯学習センター

1 概要

センターは、市民の生涯学習活動の機会の提供及び支援を目的に、講座、催し物などの開催や学習情報の収集・提供、学習相談等を行うソフト面と、これからの津久井地域の生涯学習の拠点となるためのハード面を兼ね備えた施設である。

- ・開所 平成9年4月15日 ・敷地面積 7,056 m² ・延床面積 1,595.27 m²
- ・建物 鉄筋コンクリート2階建EV有
- ・施設内容 1階 事務室、ロビー 敷地内に、体育館、運動場
2階 集会室A(40人)、集会室B(40人)、集会室C(40人)、美術音楽室(30人)、会合室(20人)、和室(15人)

2 利用状況

(令和2年度)

施設名	利用人数(人)	施設名	利用人数(人)
集会室A・B・C	3,493	美術音楽室	1,036
会合室	1,667	体育館	6,250
和室	247	運動場	1,576
		合 計	14,269

※ 緊急事態宣言等に伴う休館期間：令和2年4月1日～6月18日、令和3年1月13日～3月21日

3 学習機会の提供

津久井の自然や特色を活かした講座や、専門的かつ社会的要請の高い内容で質の高い事業を開催し、知識教養を高められる学習の場「グリーンカレッジつくい」と、センターの利用サークルによるミニコンサートは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。

4 学習情報の収集・提供

センターのホームページやSNSを活用し、施設概要や事業概要を発信した。

また、生涯学習センターと連携し、生涯学習情報システムによる様々な情報（教室・講座、及び津久井地域で活動している団体・サークルなど）を提供した。

ロビーには、生涯学習施設などのパンフレットや情報誌を閲覧・配布できるスペースを設け、市民が自ら学習情報を収集できる環境づくりを行った。さらに、サークルや個人の学習活動の輪を広げるために各活動の情報提供や会員募集等を周知するコーナーを設置した。

5 学習相談サポート

PTA等、各種地域団体のイベント等に関する相談や講師の紹介、物品の貸し出しなどを行った。

【津久井生涯学習センター…1～5】

文 化 財

1 文化財の保護

本市には、国指定史跡「寸沢嵐石器時代遺跡」「川尻石器時代遺跡」「勝坂遺跡」「田名向原遺跡」をはじめ、神社仏閣や彫刻・歴史資料など多くの文化財がある。市では、このような貴重な文化財を保護し、次世代へ伝えるため、各種文化財の調査や普及活動を行っている。また、近年の都市化に伴い、保存が困難になりつつある身近な文化財を保存・活用するため、「文化財の保存及び活用に関する条例」に基づき文化財の指定と登録を積極的に進めている。

2 文化財保護審議会

「文化財の保存及び活用に関する条例」に基づき教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申又は建議する組織である。

・委員定数：15 人以内

3 文化財管理・普及事業

(1) 相模原市文化財展

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(2) 相模原市民俗芸能大会

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(3) 施設管理・普及事業(古民家園・小原宿本陣・史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館(愛称：旧石器ハテナ館)・史跡勝坂遺跡公園・旧中村家住宅)

ア 県指定重要文化財旧青柳寺庫裡を移築・復原した「古民家園」を公開した。令和 2 年度の普及事業は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

・令和 2 年度の入園者数：16,289 人

イ 県指定重要文化財「小原宿本陣」では江戸時代後期に建てられた県内唯一の現存する本陣を公開した。

・令和 2 年度の入園者数：4,692 人

ウ 旧石器ハテナ館は、旧石器時代を中心に歴史や文化財について学ぶことのできる施設として常設展示のほか体験事業を行った。

・令和 2 年度の入館者数：6,425 人

・施設概要 総床面積 平屋建て 621.61 ㎡(展示室、実習・講習室など)

エ 史跡勝坂遺跡公園は、遺跡を保存活用するために史跡公園として整備し、復元住居 2 棟と敷石住居のレプリカ等を展示している。園内の植栽は縄文時代の雰囲気再現をよう配慮している。

オ 国登録有形文化財「旧中村家住宅」では、全国的にも数少ない幕末期の擬洋風建築を公開した。

・令和 2 年度の入館者数：481 人

(4) 史跡情報発信事業

ア 史跡田名向原遺跡及び旧石器ハテナ館

(ア) 講演会

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(イ) イベント（探訪事業など）

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

※中止した事業

- ・城山探検ほか文化財等の探訪
- ・川原石のふしぎ
- ・ハテナ館まつり

(ウ) 定例体験事業

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、人数を制限し、事前予約を必須として実施した。また、4～9月、1～3月については中止とした。

・10月 矢じり作りほか	計38人参加		
・11月 弓矢作りほか	計49人参加		
・12月 黒曜石尖頭器作りほか	計36人参加	参加人数	123人

※中止した事業

- ・河原石で石器作り
- ・ガラスの玉作り
- ・拓本ランプ作り
- ・ミニ銅鏡作り
- ・埴輪作り
- ・土器作り
- ・勾玉作り

(エ) その他

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

※中止した事業

- ・連続講座（全2回）
- ・スタンプラリー
- ・ミニ展示

イ 史跡勝坂遺跡

(ア) 勝坂遺跡縄文まつり

国指定史跡である勝坂遺跡の普及を図るため、文化財調査・普及員（ボランティア）有志等による実行委員会に委託し、各種関係団体の協力のもと、勝坂遺跡縄文まつりを開催している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(イ) 史跡勝坂遺跡公園活用事業

史跡勝坂遺跡公園及び周辺文化財を活用し、主に毎月第2日曜日に勝坂遺跡などの普及を図る事業を市教育委員会や文化財調査・普及員（ボランティア）有志による実行委員会にて行っている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

(5) 文化財調査・普及員（ボランティア）の活動

市民と行政のパートナーシップに基づき文化財の保存と活用を図るため、文化財調査・普及員を設置し、文化財パトロールの実施、教育委員会事業の受託や企画運営スタッフの参加などを行っている。令和2年度には第1期から第9期生までの計63人が、自主的な活動を行った。なお、下記イ、ウ、オについては、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

主な活動内容

ア 機関紙『さねさし』の発行（第42号）

- イ 各種文化財関係研修（文化財解説・案内研修、活動成果発表等）
- ウ 市民調査員としての発掘調査・資料調査への参加（津久井城跡城坂曲輪群の発掘調査）
- エ 文化財パトロール……6つの地域班又は個々の文化財パトロール（年2回及び自然災害時等）
- オ スタッフとしての参加事業
 - 古民家園保存・普及事業（定期的燻蒸（原則月4回）講演会などのイベント開催（原則月1回））
 - 田名向原遺跡案内・普及事業（案内・解説（原則月4回）、ハテナ館まつり、共催事業文化財探訪など）
 - 勝坂遺跡公園活用事業（定期案内解説（原則月1回）、講座・体験教室・文化財探訪など）

（6）埋蔵文化財の普及事業

陽光台一丁目自治会による横山坂遺跡説明板設置と連携し、同遺跡出土石器のミニ展示を開催。

会場 陽光台公民館エントランス

期間 令和3年3月27日（土）～5月5日（水）

4 埋蔵文化財の保護

- ・窓口での事前相談件数 2,230件
- ・埋蔵文化財包蔵地内の土木工事の届出・通知数 752件
- ・土木事業等に伴う市内各所試掘調査件数 66件
- ・記録保存のための発掘調査件数 7件
- ・史跡等内容を確認するための測量調査件数 1件

5 指定文化財一覧：国指定10件、県指定17件、市指定64件

（令和3.3.31現在）

名 称 等		種 別 等	指定年月日
国	石井家住宅 附 古図1枚	重要文化財(建造物)	昭和46.12.28
	太刀 銘 定吉	重要文化財(工芸品)	昭和24.2.18
	短刀 銘 賀州住真景 貞治六年月日	重要文化財(工芸品)	昭和30.6.22
	寸沢嵐石器時代遺跡	史跡	昭和5.11.19
	川尻石器時代遺跡	史跡	昭和6.7.31
	勝坂遺跡	史跡	(追加)平成13.1.29
			(追加)平成16.9.30
			(追加)平成18.7.28
			(追加)令和2.3.10
			昭和49.7.2
			(追加)昭和55.10.22
県	田名向原遺跡	史跡	(追加)昭和59.1.11
	オオサンショウウオ	特別天然記念物	(追加)平成18.1.26
	ミヤコタナゴ	天然記念物	(追加)令和元.10.16
	ヤマネ	天然記念物	平成11.1.28
	旧青柳寺庫裡	重要文化財(建造物)	昭和27.3.29
	小原宿本陣	重要文化財(建造物)	昭和49.6.25
	石楯尾神社本殿	重要文化財(建造物)	昭和50.6.26
	紙本淡彩 十六羅漢図 久隅守景筆	重要文化財(絵画)	昭和56.7.17
	絹本著色 熊野権現影向図	重要文化財(絵画)	平成8.2.13
	絹本著色 夢窓疎石像	重要文化財(絵画)	平成8.2.13
			昭和33.1.14
			昭和34.3.6
			平成19.2.9

名 称 等		種 別 等	指定年月日
県	鰐口(普門寺)	重要文化財(工芸品)	昭和 44. 12. 2
	津久井郡三ヶ木遺跡出土品	重要文化財(考古資料)	昭和 36. 3. 14
	相模原市田名向原遺跡の住居状遺構出土の旧石器時代石器群	重要文化財(考古資料)	平成 22. 2. 5
	下九沢の獅子舞	無形民俗文化財	昭和 51. 10. 19
	大島の獅子舞	無形民俗文化財	昭和 51. 10. 19
	鳥屋の獅子舞	無形民俗文化財	昭和 51. 10. 19
	諏訪神社の大杉	天然記念物	昭和 28. 12. 22
	石楯尾神社(名倉)の二本杉と社叢	天然記念物	昭和 47. 2. 25
	キマダラルリツバメとその生息地	天然記念物	昭和 52. 11. 18
	カタクリの自生地	天然記念物	昭和 53. 6. 23
	ギフチョウとその生息地	天然記念物	昭和 57. 12. 28
市	無量光寺山門	有形文化財(建造物)	平成 13. 4. 1
	観音寺の仁王門	有形文化財(建造物)	平成 19. 4. 1
	鳥屋諏訪神社本殿 附 安永四年棟札 1 枚	有形文化財(建造物)	平成 19. 4. 1
		(追加)	平成 23. 4. 1
	大石神社の神楽殿	有形文化財(建造物)	平成 21. 7. 27
	牛鞍神社本殿 附 棟札 1 枚	有形文化財(建造物)	平成 22. 4. 1
	大谷家旧主屋(清兵衛新田開拓農家)	有形文化財(建造物)	平成 26. 4. 1
	亀ヶ池八幡宮旧本殿 附 文禄五年棟札 1 枚	有形文化財(建造物)	平成 28. 4. 1
	宗祐寺の涅槃図	有形文化財(絵画)	平成 19. 4. 1
	牧野山蓮乗院の両界曼荼羅図	有形文化財(絵画)	平成 20. 4. 1
	木造 一遍上人立像(無量光寺)	有形文化財(彫刻)	平成 13. 4. 1
	木造 不動明王坐像(下溝八幡宮)	有形文化財(彫刻)	平成 13. 4. 1
	木造 神像坐像(亀ヶ池八幡宮)	有形文化財(彫刻)	平成 13. 4. 1
	木造 不動明王坐像(磯部八幡宮)	有形文化財(彫刻)	平成 13. 4. 1
	木造 弁才天坐像(望地弁天堂)	有形文化財(彫刻)	平成 13. 4. 1
	顕鏡寺の木造阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	平成 19. 4. 1
	福寿院の木造薬師如来坐像	有形文化財(彫刻)	平成 20. 4. 1
	浄禅寺の木造十一面観音坐像 附 鞆仏・木造十一面観音坐像	有形文化財(彫刻)	平成 20. 4. 1
	八幡神社の銅造聖観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	平成 20. 4. 1
	桂林寺の石造地藏菩薩坐像	有形文化財(彫刻)	平成 20. 4. 1
	浄光寺の木造阿弥陀如来坐像	有形文化財(彫刻)	平成 20. 4. 1
	普門寺の木造聖観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	平成 20. 4. 1
	井原寺の木造聖観音菩薩立像	有形文化財(彫刻)	平成 22. 4. 1
	小原・桂林寺の木造阿弥陀如来立像	有形文化財(彫刻)	平成 29. 4. 1
	長松寺文書	有形文化財(古文書)	平成 13. 4. 1
	無量光寺文書	有形文化財(古文書)	平成 13. 4. 1
	当麻郷野帳	有形文化財(古文書)	平成 13. 4. 1
	光明寺文書	有形文化財(古文書)	平成 21. 7. 27
	田名坂上遺跡出土三彩小壺	有形文化財(考古資料)	平成 16. 4. 1
	田名塩田遺跡群出土黒曜石原石	有形文化財(考古資料)	平成 24. 4. 1
	勝坂遺跡出土縄文時代草創期遺物	有形文化財(考古資料)	平成 24. 4. 1
	当麻東原古墳及び東原遺跡出土品	有形文化財(考古資料)	平成 24. 4. 1
	矢掛・久保遺跡出土品	有形文化財(考古資料)	平成 24. 4. 1
	勝坂有鹿谷祭祀遺跡出土の祭祀遺物	有形文化財(考古資料)	平成 25. 4. 1
	下森鹿島遺跡第Ⅲ文化層出土の石核	有形文化財(考古資料)	平成 26. 4. 1
	橋本遺跡出土の土偶	有形文化財(考古資料)	平成 26. 4. 1
	寺原遺跡出土の線刻画土器	有形文化財(考古資料)	平成 26. 4. 1
	田名塩田遺跡群出土のクルミ形土器	有形文化財(考古資料)	平成 28. 4. 1
	勝坂遺跡D区出土のマメ圧痕土器	有形文化財(考古資料)	平成 28. 4. 1

名 称 等		種 別 等	指定年月日
市	田名半在家遺跡G地点出土の龍文鏡	有形文化財(考古資料)	平成 28. 4. 1
	田名塩田遺跡群出土の真脇式土器	有形文化財(考古資料)	平成 30. 9. 30
	中野大沢出土の弥生土器	有形文化財(考古資料)	平成 30. 9. 30
	苦久保遺跡第3地点出土の朱書土器	有形文化財(考古資料)	平成 30. 9. 30
	大日野原遺跡出土の土偶付深鉢形土器及び人体文深鉢形土器	有形文化財(考古資料)	令和 元. 9. 30
	中和田延文四年の板碑(双碑)	有形文化財(歴史資料)	平成 13. 4. 1
	上矢部乾元二年の画像板碑	有形文化財(歴史資料)	平成 13. 4. 1
	蓮乗院の順席	有形文化財(歴史資料)	平成 14. 4. 1
	相澤日記	有形文化財(歴史資料)	平成 15. 4. 1
	上溝正応五年の板碑	有形文化財(歴史資料)	平成 16. 4. 1
	相模野周辺三十六ヵ村入会絵図	有形文化財(歴史資料)	平成 17. 4. 1
	小泉道場神文血判帳並びに序目録	有形文化財(歴史資料)	平成 17. 4. 1
	相州津久井領絵図(平本家本)	有形文化財(歴史資料)	平成 19. 4. 1
	築井古城記碑	有形文化財(歴史資料)	平成 19. 4. 1
	沢井延文六年の阿弥陀三尊来迎像陽刻板碑	有形文化財(歴史資料)	平成 20. 4. 1
	村富神社の獅子頭	有形民俗文化財	平成 13. 4. 1
	番田の神代神楽	無形民俗文化財	平成 13. 4. 1
	田名八幡宮の的祭	無形民俗文化財	平成 13. 4. 1
	相模の大風揚げ	無形民俗文化財	平成 22. 4. 1
	無量光寺境内及び笈退の遺跡	史跡	平成 13. 4. 1
	惣吉稲荷境内	史跡	平成 13. 4. 1
	当麻谷原古墳(1号墳)	史跡	平成 13. 4. 1
	当麻東原古墳	史跡	平成 13. 4. 1
	相模野基線北端点	史跡	平成 13. 4. 1
	龍像寺の岡野氏墓地	史跡	平成 14. 4. 1
	城山のウラジロガシ	天然記念物	平成 21. 7. 27

6 国登録文化財一覧：10件

(令和 3. 3. 31 現在)

名 称 等	種 別 等	登録年月日
横浜市水道局青山水源事務所旧青山取水口	有形文化財(建造物)	平成 10. 10. 9
横浜市水道局青山水源事務所旧青山沈殿池	有形文化財(建造物)	平成 10. 10. 9
中村家住宅主屋	有形文化財(建造物)	平成 18. 3. 2
神原家住宅長屋門	有形文化財(建造物)	平成 18. 10. 18
遠藤家住宅主屋	有形文化財(建造物)	平成 18. 10. 18
遠藤家住宅衣装蔵	有形文化財(建造物)	平成 18. 10. 18
遠藤家住宅穀蔵	有形文化財(建造物)	平成 18. 10. 18
和智家住宅主屋	有形文化財(建造物)	平成 18. 10. 18
旧笹野家住宅主屋	有形文化財(建造物)	平成 27. 11. 17
旧笹野家住宅長屋門	有形文化財(建造物)	平成 27. 11. 17

7 市登録文化財一覧：79 件

(令和 3. 3. 31 現在)

名 称 等	種 別 等	登録年月日
清水家旧主屋・長屋門	有形文化財(建造物)	平成 13. 4. 1
福田家の長屋門	有形文化財(建造物)	平成 14. 4. 1
笹野家の長屋門	有形文化財(建造物)	平成 14. 4. 1
牛久保家の長屋門	有形文化財(建造物)	平成 15. 4. 1
畑地かんがい用水東西分水工	有形文化財(建造物)	平成 15. 4. 1
畑地かんがい用水大野支線	有形文化財(建造物)	平成 15. 4. 1
旧陸軍通信学校将校集会所(相模女子大学第 1 本部棟)	有形文化財(建造物)	平成 15. 4. 1
宝泉寺の石灯籠	有形文化財(建造物)	平成 20. 4. 1
普門寺の観音堂	有形文化財(建造物)	平成 20. 4. 1
川尻八幡宮の春日神社本殿	有形文化財(建造物)	平成 20. 4. 1
川尻八幡宮本殿	有形文化財(建造物)	平成 20. 4. 1
吉野宿ふじや	有形文化財(建造物)	平成 26. 4. 1
小倉橋	有形文化財(建造物)	平成 27. 4. 1
清兵衛新田開墾記念碑	有形文化財(歴史資料)	平成 13. 4. 1
幸延寺の古銭	有形文化財(歴史資料)	平成 15. 4. 1
旗本大岡義成夫妻の墓碑	有形文化財(歴史資料)	平成 16. 4. 1
新磯学校木扁額	有形文化財(歴史資料)	平成 17. 4. 1
上溝学校木扁額	有形文化財(歴史資料)	平成 17. 4. 1
下九沢小泉家の芭蕉句碑	有形文化財(歴史資料)	平成 17. 4. 1
下九沢八坂神社の芭蕉句碑	有形文化財(歴史資料)	平成 17. 4. 1
上溝本町の芭蕉句碑	有形文化財(歴史資料)	平成 17. 4. 1
伝津久井城主内藤氏の墓	有形文化財(歴史資料)	平成 19. 4. 1
宝泉寺の板碑	有形文化財(歴史資料)	平成 20. 4. 1
力士追手風喜太郎寄進の四神	有形文化財(歴史資料)	平成 20. 4. 1
旧陸軍電信第一連隊 電信神社碑及び奠営訓辞碑	有形文化財(歴史資料)	平成 27. 4. 1
相原正泉寺の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
橋本の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
淵野辺龍像寺の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
大島長徳寺の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
大島日々神社の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
下九沢六地藏の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
下九沢宮下の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
田名山王坂の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
田名南光寺の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
上溝観音堂の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
上溝久保ヶ谷戸根岸家墓地の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
無量光寺の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1
下溝古山の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 16. 4. 1

名 称 等	種 別 等	登録年月日
大島上台の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
小倉宮原の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
原宿地藏堂の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
久保沢観音堂の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
谷ヶ原大正寺の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
小松薬師堂の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
太井大蔵寺の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
三井の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
中野清雲庵の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
中野友林寺の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
寸沢嵐沼本の徳本念仏塔	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
梅宗寺の百観音	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
久保沢観音堂の百体観音	有形民俗文化財	平成 23. 4. 1
上溝のぼうち唄	無形民俗文化財	平成 13. 4. 1
大沼の土窯つき唄	無形民俗文化財	平成 13. 4. 1
下九沢御嶽神社の獅子舞	無形民俗文化財	平成 13. 4. 1
大島諏訪明神の獅子舞	無形民俗文化財	平成 13. 4. 1
田名八幡宮の獅子舞	無形民俗文化財	平成 13. 4. 1
鳥屋の獅子舞	無形民俗文化財	平成 19. 4. 1
藤野の村歌舞伎	無形民俗文化財	平成 21. 7. 27
橋本の棒杭(大山道道標)	史跡	平成 13. 4. 1
照手姫伝説伝承地	史跡	平成 13. 4. 1
でいらぼっち伝説伝承地	史跡	平成 13. 4. 1
元橋本遺跡	史跡	平成 14. 4. 1
上磯部の土塁	史跡	平成 14. 4. 1
新田稻荷神社の呼ばわり山	史跡	平成 14. 4. 1
烏山領制札場跡	史跡	平成 14. 4. 1
内藤清成陣屋跡	史跡	平成 17. 4. 1
烏山用水の石積み	史跡	平成 17. 4. 1
万平穴	史跡	平成 17. 4. 1
新戸の揭示場跡	史跡	平成 18. 4. 1
新戸の一里塚	史跡	平成 18. 4. 1
大島中ノ郷のヤツボ	史跡	平成 18. 4. 1
大島水場のヤツボ	史跡	平成 18. 4. 1
溝口桂巖ゆかりの地	史跡	平成 19. 4. 1
千部塚伝承地	史跡	平成 21. 7. 27
大島古清水上組のヤツボ	史跡	平成 25. 4. 1
旧陸軍通信学校将校集会所庭園(相模女子大学フランス庭園)	名勝	平成 15. 4. 1
勝坂の照葉樹林	天然記念物	平成 13. 4. 1
勝坂のホトケドジョウ	天然記念物	平成 15. 4. 1
城山御林の「江川ヒノキ」	天然記念物	平成 27. 4. 1

【文化財保護課… 1 ～ 7】

図 書 館

1 概要

本市には、市立図書館、相武台分館、相模大野図書館及び橋本図書館の4館があり、図書資料やCD、DVD等の貸出のほか、インターネット端末機の利用、電子資料情報の提供サービスや、司書等による調べもの（レファレンス・サービス）、さらには、録音図書の貸出、ボランティア団体による対面朗読などの障害者サービスを行っている（相武台分館は一部未実施）。

4館と市内25の公民館等図書室、総合学習センター、ソレイユさがみ情報コーナー、視覚障害者情報センターは、図書館ネットワークにより、どの施設でも図書の借用・返却ができるほか、インターネットによる蔵書検索や図書の予約が可能となっている。

また、広域的な連携として、県央地区の7市1町1村及び県外の町田市・八王子市・上野原市並びに市内の6大学の図書館及び市外の3大学（桜美林大学・多摩美術大学・東京工科大学）の図書館と相互協力協定を結び、より高度で専門的な調べものに対応している。

図書館施策の推進においては、令和2年3月に策定した「第2次相模原市図書館基本計画」及び「第3次相模原市子ども読書活動推進計画」に基づき、効果的で計画的な図書館施策や事業の展開を図るとともに、子どもの自主的な読書活動を支える環境の更なる充実を図る。

なお、図書館の運営及び図書館サービスに関して、館長の諮問に応ずるとともに、意見を述べる機関として図書館協議会（委員10人以内）を設置している。

施設概要

施設名	所在地	開館年月日	構造	主な設備
市立図書館	中央区鹿沼台 2-13-1	昭和49年 11月20日	鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階	開架貸出室（一般書、児童書、雑誌、CD、DVD等）、図書整理室、事務室、読書室、大・中集会室、和室、子ども資料室、視聴覚ライブラリー関係施設、地下書庫
相武台分館	南区新磯野4-8-7	昭和54年 4月1日	鉄筋コンクリート造 平屋	開架貸出室（一般書、児童書、雑誌等）、集会室、事務室
相模大野図書館	南区相模大野 4-4-1 （グリーンホール 相模大野内）	平成2年 1月9日	鉄骨鉄筋コンクリート造 （「グリーンホール相模大野」3・4階部分）	開架貸出室（一般書、雑誌、CD、DVD等）、開架貸出室（児童書）、書庫、集会室、事務室、図書整理室
橋本図書館	緑区橋本3-28-1 （ミウイ橋本内）	平成13年 9月29日	鉄骨鉄筋コンクリート造 （「ミウイ橋本」6階部分）	開架貸出室（一般書、児童書、雑誌、CD、DVD等）、グループ読書室、マルチメディア体験室、情報検索室、研修室、事務室、書庫、電算室

※ 緊急事態宣言等に伴う休館期間：令和2年4月1日～6月8日

2 館別の蔵書状況

(令和3. 3. 31現在 単位:冊・点)

内 訳	総 計	図 書 館	相 武 台 分 館	相模大野図書館	橋 本 図 書 館	公民館等図書室
一般書	1, 022, 771	266, 173	25, 364	226, 036	253, 537	251, 661
児童書	431, 715	87, 344	18, 318	76, 241	64, 369	185, 443
蔵書計	1, 454, 486	353, 517	43, 682	302, 277	317, 906	437, 104
録音図書	5, 273	1, 773	—	2, 035	1, 465	—
C D	21, 619	6, 246	—	6, 178	9, 195	—
ビデオ	9, 402	2, 793	—	2, 752	3, 857	—
L D	560	560	—	—	—	—
DVD	1, 921	639	—	678	604	—
視聴覚資料計	38, 775	12, 011	—	11, 643	15, 121	—

※蔵書冊数については、令和2年度末現在、市民1人当たり2. 0冊となっている。

3 図書購入等の状況

(各年度末現在)

年度	人 口 (人)	図書購入費 (千円)	蔵 書 数 (冊)	登録者数 (人)	貸 出 数 (点)	登録率 (%)	市民1人当たり 図書購入費(円)
H30	721, 910	47, 016	1, 457, 168	164, 111	2, 624, 297	22. 7	65
R1	722, 252	51, 163	1, 457, 447	147, 592	2, 316, 641	20. 4	71
R2	722, 715	52, 146	1, 454, 486	137, 881	1, 954, 085	19. 1	72

※図書購入費は、子どもの読書活動推進経費分及び2020東京五輪・さがみはらプロジェクト推進事業分を含む決算額。

※登録者数は市外在住者を除く。

※貸出数には視聴覚資料を含む。

4 分類別蔵書構成

(各年度末現在 単位:冊)

年 度	H30	R1	R2	年 度	H30	R1	R2
総 記	18, 592	18, 577	18, 636	芸 術	73, 169	73, 076	72, 873
哲 学	35, 763	36, 120	36, 014	言 語	19, 413	19, 447	19, 204
歴 史	70, 431	70, 471	69, 813	文 学	365, 853	365, 339	365, 550
社会科学	117, 489	117, 277	116, 121	児 童 書	433, 886	433, 316	431, 715
自然科学	52, 770	52, 693	52, 695	外 国 語	12, 807	12, 899	12, 747
技術・家政	80, 332	79, 411	78, 318	郷土資料	83, 324	84, 424	86, 416
産 業	31, 339	31, 411	30, 982	参考資料	62, 000	62, 986	63, 402
				合 計	1, 457, 168	1, 457, 447	1, 454, 486

5 貸出者の状況

(令和3. 3. 31現在 単位:人)

館 名	貸出者数	館 名	貸出者数
市 立 図 書 館	130, 803	橋 本 図 書 館	127, 965
相 武 台 分 館	23, 926	公民館等図書室	189, 492
相模大野図書館	110, 552	合 計	582, 738

6 登録者の状況

(令和3. 3. 31現在 単位:人)

年 齢 区 分	0～6歳	7～12歳	13～18歳	19～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合 計
市立図書館	1, 011	2, 642	2, 391	4, 740	4, 532	6, 189	4, 516	3, 404	5, 732	35, 157
相武台分館	127	398	400	386	446	717	477	566	1, 249	4, 766
相模大野図書館	949	2, 433	2, 408	5, 565	4, 881	6, 120	4, 452	3, 361	4, 962	35, 131
橋本図書館	985	3, 129	4, 605	12, 193	7, 558	9, 029	6, 252	4, 760	5, 893	54, 404
公民館等図書室	774	3, 869	3, 978	2, 669	2, 942	4, 820	3, 182	2, 963	6, 091	31, 288
合 計	3, 846	12, 471	13, 782	25, 553	20, 359	26, 875	18, 879	15, 054	23, 927	160, 746

※市外在住者を含む。

【図書館…1～6】

視聴覚ライブラリー

1 概要

視聴覚ライブラリーは、昭和41年に設置された、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るための施設である。

16ミリ映画・DVD・映写機ほか各種視聴覚教材・機材の収集や貸出を行っている。また、教材・機材の有効な活用を図るため、各種映画会や講習会を開催。

2 貸出用機材・教材の保有数

(令和3年3月31日現在)

16ミリ映写機	ビデオプロジェクター	スライド映写機	VHS・DVD再生機	暗幕	スクリーン	16ミリ映画	ビデオ教材	DVD教材	紙しばい
10	15	1	12	19	42	1,967	1,942	1,051	1,480

3 視聴覚機材・教材の利用状況（令和2年度）

16ミリ映写機	ビデオプロジェクター	スライド映写機	VHS・DVD再生機	暗幕	スクリーン	16ミリ映画	ビデオ教材	DVD教材	紙しばい
20	71	0	50	21	35	49	13	114	190

4 教材視聴状況（令和2年度）

区 分	16ミリ映画教材	ビデオ教材	DVD教材
学校教育	136人	142人	104人
幼児教育	2,968人	1,457人	4,014人
社会教育	416人	400人	7,058人
合 計	3,520人	1,999人	11,176人

5 映画会・講習会実施状況（令和2年度）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(参考：令和元年度実績)

事業名称	会場	回数	参加者数
月例子ども映画会	市立図書館	10回	935人
若葉まつり子ども映画会	あじさい会館	1回	406人
シネマサロン	市立図書館	22回	1,952人
16ミリフィルム映画鑑賞会	市立図書館	2回	149人
訪問映画会	特別養護老人ホーム等	7回	298人
企画映画会	市立図書館	3回	163人
16ミリ映写機操作認定講習会	市立図書館	3回	12人

6 視聴覚施設の利用状況（令和2年度）

視聴覚室	スタジオ・調整室	教材制作室・暗室
72件	1件	29件
574人	7人	83人

【視聴覚ライブラリー…1～6】

博 物 館

1 概要

平成7年11月20日に開館。郷土の歴史及び自然・天文に親しむと共に、これらに関する理解を深める場として利用されている。開館以来の入館者が300万人を超え、いきいきとした市民文化の創造に寄与する施設として親しまれている。

(1) 位置 中央区高根3丁目1番15号

(2) 建物の概要 鉄筋コンクリート造地上3階地下1階建 延べ床面積 9,510.24㎡ 敷地面積 9,999.48㎡

(3) 利用状況(令和2年度)

・入館者数 49,770人(開館以来3,194,097人)

・プラネタリウム観覧者数 14,323人

(内容別内訳)一般投影 6,816人、全天周映画 5,942人、学習投影 1,565人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月1日～6月8日(プラネタリウムは6月18日まで休止)及び令和3年1月13日～3月21日休館(「はやぶさ2」帰還カプセル世界初公開展示期間(3月12日～3月16日)は往復はがきの抽選による当選者にのみ公開)

(4) 博物館協議会

博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関。委員は10人(うち市民公募委員2名)、年3回開催(うち2回は書面開催)し、博物館の評価等に関して協議した。

(5) 施設管理

ア 尾崎弔堂記念館(緑区又野691) 年間入館者数(令和2年度) 582人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月1日～6月5日及び令和3年1月13日～3月21日休館

・尾崎行雄(弔堂)の生誕の地である尾崎家代々の屋敷跡に昭和32年に建設された。館内には写真や肖像画等貴重な資料を保存・展示している。

イ 吉野宿ふじや(緑区吉野214) 年間入場者数(令和2年度) 584人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月1日～6月5日及び令和3年1月13日～3月26日休館

・甲州道中の旅籠の名残りを留める建物を活用し、緑区藤野地域の人々の生活に関わる昔の道具などを展示している。

・平成26年4月1日に市登録文化財に登録された。

・平成29年4月1日から原則土・日・祝日を観覧できる日とした。

2 調査研究

(1) 調査・研究

- ・市内遺跡から出土した考古資料の調査
- ・市内の中世史に関する調査
- ・郷土の偉人尾崎行雄(弔堂)や軍都・戦争関係資料などの整理
- ・市内の祭礼・行事に関する調査
- ・市内の近・現代の生活資料の整理・分類
- ・市内の動植物などの生物相調査
- ・市内に生息・生育する絶滅危惧生物の保全及び増殖事業
- ・市内および近隣地域の地質調査
- ・天文現象の調査
- ・プラネタリウム学習投影番組の調査・研究

(2) 刊行物

- ・「相模原市立博物館研究報告」第29集(令和3年3月刊行)
- ・「津久井城跡-城坂曲輪群1～5号曲輪の市民協働調査-」(令和3年3月刊行)

3 資料収集・保存・保管

(1) 資料の収集・保存

- ・埋蔵文化財再整理、尾崎弔堂関係ほか、近世～近・現代の歴史資料の整理、民俗資料の収集整理、動植物資料の収集及び標本作製・整理、地質資料の収集整理
- ・天文現象・太陽画像の撮影、整理
- ・他博物館より送付された刊行物を閲覧用に整理

(2) 資料の保管

- ・令和2年度末収蔵資料点数 250,887点

4 教育・普及活動

(1) 企画展・収蔵品展・学習資料展等の開催と入場者数

- ・考古企画展 津久井城跡市民協働調査10周年記念「真・津久井城展 ～戦国の世に黄金を生む城～」
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未公開で終了
- ・歴史企画展 東京オリンピック・パラリンピック関連企画展「相模原にオリンピックがくる」
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和3年度に延期
- ・天文企画展 JAXA連携企画展「相模原と月」
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 令和3年度に延期
- ・生物企画展 開館25周年記念企画展「神奈川の植物、相模原の植物 植物誌から考える生物多様性」
6,360人
- ・歴史企画展 開館25周年記念・山崎弁栄上人没後100周年記念「無量光寺文書・山崎弁栄遺墨展」(生物企画展と同時開催) 6,360人
- ・地質企画展 開館25周年記念企画「色々な石展」 4,291人
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期して開催、また、期間短縮して終了
- ・学習資料展 開館25周年記念企画「学習資料展 道具が変わるわたしのくらし～過去から未来へ向かう記憶～」(地質企画展と同時開催) 4,291人
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため期間短縮して終了
- ・天文企画展 「はやぶさ2」帰還カプセル世界初公開展示 4,624人
※新型コロナウイルス感染症拡大防止による休館中に、往復はがきでの抽選による当選者にのみ公開

(2) 主な講演会、講座・教室の開催と参加人数 (令和2年度、企画展・収蔵品展・学習資料展・関連事業も含む)

分野	タイトル	人数等
天文分野	はやぶさ2トークライブシーズン2 in相模原～「はやぶさ2」地球帰還に向けて～(インターネット配信)	166人 (当日最大視聴者数)
	「はやぶさ2」カプセル帰還パブリックビューイング(第1部)	79人
	星空観望会(全26回)	中止
	夏休み親子天文教室～手作り天体望遠鏡～	中止
民俗分野	民俗学講座(全4回)	中止
	繭うさぎをつくろう	中止

分野	タイトル	人数等
歴史分野	特別公開「相州津久井城図」 ※※展示解説は中止	10,449人
	ミニ展示「東京2020公式アートポスター展」【オリンピック版・パラリンピック版】	延べ26,361人
	ミニ展示「歴代オリンピックポスター展-1986～1976-」	11,243人
	ミニ展示「雑誌や記録集でみる1964東京オリンピック」	2,066人 (3/31まで)
考古分野	ネットで楽しむ考古学講座「展示室から探る相模原市の遺跡」(動画配信)	延べ535回 (視聴回数) (3/31まで)
生物分野	生きものミニサロン(全12回) ※12回のうち、7回は中止	延べ98人
	小中学生のための生物学教室「動物のからだのつくりを学ぼう」	中止
	植物学教室「花の観察と植物画」(全2回)	中止
地質分野	地質学講座「身近な石の中の鉱物～造岩鉱物の基礎」(全4回)	中止
	子ども鉱物教室「鉱物のふしぎ」(全2回)	中止
	火山灰を顕微鏡で見てみよう	中止
	砂を顕微鏡で見てみよう	中止
その他	開館25周年記念事業 開館25周年記念ポスター展※	10,213人
	開館25周年記念事業 25周年記念絵はがきがもらえる！スペシャルクイズラリー	延べ978人
	開館25周年記念事業 みんなで飾ろう！誕生日ケーキ※	延べ10,494人
	開館25周年記念事業 ありがとう！25周年記念メッセージボード	延べ501枚 (メッセージの数)
	開館25周年記念事業 博物館×相模女子大学～コラボ衣装展「わ!」～※	2,066人 (3/31まで)
	開館25周年記念事業 プラネタリウム寄席 ほしぞら亭(無料上映)(全2回)	延べ18人 (3/31まで)
	下水道部×博物館共催 ミニ下水道ワールド～まんぼーる編～※	2,066人 (3/31まで)
	探検！発見！クイズ&チャレンジ2020(全2回)	中止
	ネットで楽しむ博物館(動画配信)【令和2年度開設】	延べ13本配信

※中止の事業はすべて新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。

※ミニ展示及び※印の「人数等」は、期間中の入館者数。

(3) プラネタリウム・全天周映画の投影

ア プラネタリウム番組

- ・一般投影「おかえり「はやぶさ2」～リュウグウのお宝を相模原へ～」ほか3本
- ・こどもプラネタリウム「リーベルタース天文台だより ～春の星座の物語～」ほか3本

イ 全天周映画

「HAYABUSA2～REBORN」、 「イナズマデリバリー バイザウェイの宇宙旅行?！（同時上映「まくまくんの 星空大冒険」）」

ウ 学習投影

- ・小・中学生向け「空を見上げて(夏)」ほか3本
- ・幼児向け「ピーターパンのぼうけん」ほか6本

(4) 広報

ア 広報 広報さがみはらへの掲載をはじめ、報道提供、ポスター・チラシ等の作成と送付、当館ホームページ、SNSのほか、FMラジオ局やタウン紙のレギュラー枠等による情報の発信、各種取材対応を行った。当館ホームページの「職員ブログ」に、各分野の活動状況を掲載した。

イ 刊行物 図録・報告書等を販売した。

(5) 博物館職員の講師派遣

市内公民館、学校などで実施される学級・講座等に職員を講師として派遣した。(全36件、延べ1,446人)

(6) 博物館実習生の受け入れ

学芸員資格取得のための実習として、8~9月に15大学から20人を受け入れた。

(7) 市民との協働

市民学芸員、相模原縄文研究会、津久井城市民調査グループ、民俗調査会、相模原植物調査会、相模原地質研究会、相模原市立博物館天文クラブ、水曜会、福の会、相模原動物標本クラブ、尾崎行雄を全国に発信する会、NPO法人ふじの里山くらぶとともに調査・研究・普及等の活動を行った。

(8) 博物館ネットワークの推進

博物館所管施設の尾崎罌堂記念館、吉野宿ふじや等を会場とした次の委託事業のほか、図書館など社会教育施設等における出張展示や普及・活用事業への学芸員の派遣など連携・協力・助言を行った。その結果、博物館をコア施設と捉え、社会教育施設全体をネットワークと考える多くの場所での学習機会の提供に寄与することができた。

ア 尾崎罌堂記念館展示・普及事業

…近現代史講演会(2回)、ミニ企画展 3事業(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
「尾崎行雄ゆかりの地マップ」の改訂版を作成した。

イ 吉野宿ふじや活性化事業

…「藤野の昔話と伝説」展、「蚕の飼育と人々の生活」展、「西村繁男」展、「甲州道中-相模湖・藤野・上野原-おひな様」展 4事業(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
「甲州道中吉野宿マップ」及び「吉野宿ふじやリーフレット」の改訂版を作成した。

ウ 図書館との連携

…市内の生涯学習施設として相互PRを行うため、企画展の出張ミニ展示を市立図書館で実施し、市立図書館ではミニ展示に係るブックリストを作成した。また、市立図書館・相模大野図書館・橋本図書館では貸出し図書の貸出期限票の裏面に企画展案内を掲載するなど連携を図った。

エ JAXA相模原キャンパス宇宙科学探査交流棟出張展示

…博物館とJAXAの連携のひとつとして、JAXA相模原キャンパス宇宙科学探査交流棟の博物館紹介コーナーに出張展示を行っている。

5 市史関連事業

(1) 収集・整理事業

市史及び津久井町史の編さんに際し収集した資料の整理作業を行うとともに、次の市史等の編さんに向けた資料の収集を行った。

(2) 普及事業

- ・市史ミニ展示「齊藤篤太郎日記」・「相原村の電気事情」
- ・市史講演会(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)
- ・市史及び町史を行政資料コーナー、博物館及び相模原市書店協同組合加盟店等で販売した。

【博物館…1~5】

外 郭 団 体

ま ち ・ み ど り 公 社		421
土 地 開 発 公 社		424
市 民 文 化 財 団		425
防 災 協 会		427
社 会 福 祉 協 議 会		429
健 康 福 祉 財 団		431
社 会 福 祉 事 業 団		431
シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー		434
産 業 振 興 財 団		437
さ が み は ら 産 業 創 造 セ ン タ ー		438
勤 労 者 福 祉 サ ー ビ ス セ ン タ ー		439
観 光 協 会		440
ス ポ ー ツ 協 会		441

まち・みどり公社

1 法人の概要

- (1) 法人名 公益財団法人相模原市まち・みどり公社
- (2) 設立年月日 昭和37年6月14日(昭和49年4月名称変更、平成23年4月1日公益財団法人に移行、平成26年4月1日公益財団法人相模原市みどりの協会と合併し名称変更)
- (3) 設立者(設立代表者) 相模原市
- (4) 所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号
- (5) 基本財産 206,578,471円(うち市の出資金202,000,000円(97.8%))
- (6) 設立目的 誰もが安全で安心して心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、都市環境の形成に必要な都市施設やみどりに関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展と市民の福祉の向上に寄与する。
- (7) 市の所管課 総務法制課

2 令和2年度事業実績

(1) 公共性の拡充への取組

都市施設その他の都市環境の整備、都市機能の維持及び増進並びにみどりに関する事業等を行い、豊かな市民生活を形成するとともに、地域の振興に資する事業に積極的に取り組んだ。

ア 施設整備事業

けやき会館及び市民ロビー相模大野(公社自社施設)に係る利用促進や利便性向上のための各種サービスの実施及び賃貸施設の安定的な利用の確保等に取り組んだ。

(ア) 利用率及び利用料増加策

けやき会館においては、大樹の間を含む一般貸出施設の空き情報がインターネットで確認できる「施設予約システム」の運用を行った。

また、市民ロビー相模大野では、新たにFacebookを開設するなど施設PRを強化するとともに、地域と連携した事業の実施により新規利用層の開拓に取り組んだ。

(イ) 管理経費の削減

けやき会館駐車場における機械式ゲートを設置したことによる人員配置の見直しなど、管理費等を削減した。また、市民ロビー相模大野での節電等による管理経費の削減に取り組んだ。

(ウ) けやき会館の施設環境整備

長期修繕計画及び駐車場管理運営方法の検討を行うとともに、施設の安全かつ清潔で快適な状態を保つため、日常的に施設・設備の点検等を実施し、適切な維持管理を行った。特に、駐車場管理運営方法については、令和2年12月から、市役所周辺における駐車場の管理状況やけやき会館の利用状況等を踏まえ、従前の有人による管理方法から、機械式ゲートを設置した管理方法への変更に係る整備を行った。

(エ) 市民ロビー相模大野の利便性向上

伊勢丹相模原店の閉店により、相模大野駅周辺の環境が大きく変化する中で、相模原市が進める相模大野駅西側地区の歩道デッキ延伸等整備について相模原市と情報共有を行うとともに、伊勢丹相模原店跡地の再開発に係る情報収集を行った。

イ 用地整備事業

相模原市が進める広域交流拠点都市形成に向けた取組について、公社が担う役割を検討し、引き続き支援するとともに、相模原市からの委託に基づくキャンプ淵野辺留保地管理業務の実施による用地保全及び

有効活用に取り組んだ。

また、相模原市が進める広域交流拠点都市形成事業への支援を図るため、各種の情報収集等に努めるとともに、橋本駅周辺の道路整備事業等に関連した区画整理事業において、公社が代替地の取得等を行うなどの事業参画について相模原市と情報交換を行うなど、用地事業の拡充に向けた検討を行った。

ウ 市民生活・地域関連事業

指定管理者施設の再指定や公共施設の新たな管理手法（PFI事業等）の研究に取り組むとともに、現指定管理者として、市民ニーズを捉えた魅力ある自主事業の実施に努めた。

（ア）市民ニーズの把握と新規事業の実施

各施設で実施する利用者満足度調査では、一部施設においてスマートフォンなどのWebツールを活用した回答方法を導入し、利用者からの意見を幅広く聴取するとともに、これらの調査結果を踏まえた事業を実施し、利用者満足度の向上を図った。

また、公社が管理する指定管理者施設において、公社独自の「施設予約システム」を運用し、インターネット上での予約や空き状況の確認を可能とするなど、利便性の向上に努めるとともに、LINE、Facebook、InstagramなどのSNSを活用した施設PRの充実による情報発信の強化に取り組んだ。

（イ）指定管理者施設の再指定に向けた取組等

令和3年度に公募予定の指定管理者施設の再指定に向け、公社内にワーキンググループを立ち上げ、各施設における現状の課題等を整理した上で、現指定管理者としてこれらの課題等について相模原市に要望書を提出した。

（ウ）新たな管理手法の研究

旧青根中学校等の有効活用事業に係るサウンディング型市場調査へ参加するなど、公共施設の新たな管理運営の在り方等について調査・研究を行った。

エ 緑化推進事業

既存事業の拡充に加え、緑化に関する専門的な技術・知識を有する人材の育成等に取り組んだ。

（ア）緑化推進事業の拡充

緑化事業を推進するため、アリオ橋本店の情報コーナーや相模原市内の住宅展示場に緑化パンフレットを配架するとともに、けやき会館のロビーに緑化情報コーナーを新設し、花苗や緑化事業をPRするパネル等を展示した。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緑化に関する講習会やイベント等を中止したことから、機関紙「さがみはらグリーン」の臨時増刊号を発行するなど緑化推進に努めた。

さらに、南区誕生10周年記念事業の「相模大野ステーションピアノ」への協賛（花苗の提供）や市民ロビー相模大野ギャラリーで緑化PRを行い、新たな手法での緑化推進に取り組んだ。

（イ）自主財源の確保

公益財団法人かながわトラストみどり財団から委嘱を受け、相模原市域を対象とした緑の募金運動を実施した。また、民間企業から緑化推進事業への協賛を募り、緑化推進事業の財源確保に努めた。

（ウ）専門性の確保

職員の専門性の向上を図るため、市内花苗等生産農家や野菜苗等を育苗するJA町田市育苗センターへ視察研修を実施した。また、森づくり事業等で必要な特別教育や安全衛生教育に関する講義を受講した。

（エ）指定管理者事業

オ その他共通する事業

公益目的事業の効果的な運用や公益性の拡充を目的として、公益認定上における事業区分の整理・統合

について主務官庁である神奈川県と継続的に協議を行うとともに、相模原市内を中心に活動する他団体との連携強化を図った。

(ア) 公益目的事業における事業区分の見直し

神奈川県との協議を踏まえ、公益目的事業の効果的な運営等を目的に事業区分の整理・統合に伴う事業の研究・調査を行った。

(イ) 他団体との連携事業の実施

若者の職業的自立を支援する「さがみはら若者サポートステーション」との連携事業や、相模原市自治会連合会と公社ホームページとの相互リンクを実施するなど、他団体との連携強化を図った。

また、相模大野ギャラリーにおいては、谷口台小学校の児童が描いた絵画の展示事業を実施したほか、さがみはら桜守の会による青和学園第1期生卒業記念植樹作業(桜苗木提供)を支援した。さらに、機関紙「さがみはらグリーン」にボランティア団体の紹介記事を掲載し、団体紹介と加入促進を図った。

(2) 収益力の強化への取組

公益目的事業等を補完し、経営基盤の強化を図ることを目的に各種の収益事業を展開した。

ア 駐車場事業

(ア) 指定管理者事業（市営自転車駐車場の管理運営）

令和2年度から新たな指定管理施設となった市営自転車駐車場において、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社との共同事業体を構成し、当該事業者が持つノウハウを活用した新規事業を実施するとともに、淵野辺駅南口第2自転車駐車場ほか3施設において、電磁ロック式駐輪機(329台)を設置し、利便性の向上を図った。

(イ) 直営駐車場の管理運営

近隣駐車場の調査結果を踏まえ、令和3年度からの賃料改定に向けた検討を行った。また、橋本駅南口バイク駐車場においては、インターネットによる手続及びコンビニエンスストア等で電子マネーによる決済が行えるシステムを導入し、谷口駐車場用地賃貸借契約の更新に向けた各種の調整を図った。

さらに、新たな直営自転車駐車場の開設に向けて、相模原市から情報を収集し、関係機関との調整を踏まえ、調査・検討を行った。

イ その他収益事業

自動販売機の増設に加え、相模原麻溝公園での花苗販売を開始した。

ウ 自主財源の確保

新たなポータルサイトや地域情報紙による施設PRやSNSの拡充など、広報宣伝等により公社のPRを図るとともに、花苗等生産事業による収入の確保に取り組んだ。

(ア) 利用料金等の収入増加

新たな収入を確保するため、管理施設の一部において、空きスペースを有効活用した自主事業を検討し、物販事業を拡充した。また、更なる自主財源の確保に向けて、直営駐車場の新規開設の検討を行った。

(イ) 花苗等生産事業の実施

新たな花苗の試験生産や一部の品種を苗から種まきによる生育に切り替えて生産するなど経費削減に努め、試験生産した花苗の販売やアジサイの苗木など販売品目を拡大し、新たな販売場所として、麻溝公園管理事務所、相模原市内のコンビニエンスストアでの販売を開始するなど、「市の花アジサイ」の普及に取り組んだ。

次年度から切り花販売事業を開始するための圃場整備及び春咲き品種の種まき作業を行った。

(3) 活動基盤（組織力）強化への取組

効率的・効果的な組織の再編、事業継続計画の充実による危機管理体制の強化、研修等の実施による人材育成に取り組むとともに、自主・自立化へ向けた効率的な組織運営に取り組み、組織力の強化を図った。

ア 効率的、効果的な組織の再編

組織再編に係る検証結果を踏まえ、事務員配置の見直し等を行った。

イ 危機管理体制の強化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、感染症流行時の円滑な事業継続を目的とした事業継続計画(感染症編)を策定した。

ウ 人材育成の強化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、多くの研修が中止となったが、新規採用職員向けの研修のほか、専門性の向上を目的とした研修内容に絞った公社主催研修の実施及び外部機関の研修への職員派遣を行った(延べ16回299人)。

エ 自主・自立化へ向けた取組

相模原市外郭団体に係る改革プランを踏まえ、自主・自立化に向けた更なる事務効率の向上や経費削減を目的として、新たな勤務状況管理システムの導入を行い、事務効率の改善を図った。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う緊急事態宣言の発出等により、管理施設等の運営や感染症予防対策について、次のような対応を図った。

ア 管理施設等の運営

相模原市からの要請により、令和2年4月から5月まで及び令和3年1月から3月までの間、多くの指定管理者施設において、施設閉鎖及び各種イベント等を中止し、施設再開後は、感染症予防対策として、利用人数の制限や利用時間の短縮等を行った。なお、この取扱いに合わせ、公社直営施設(けやき会館及び市民ロビー相模大野)の施設閉鎖及び緑化推進事業における各種事業を中止とした。

イ 感染症予防対策

指定管理者施設においては、相模原市からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための補助金等を活用し、空気清浄機やサーキュレーターの設置、消毒液や非接触型検温器等の資機材の調達など、利用者が安心・安全に施設を利用できる環境を整備した。

ウ 職員の勤務体制

分散勤務や時差出勤のほか、執務スペースや会議室等へのアクリルパーテーションの設置、オンラインWeb会議システムの導入等により、職場における感染リスクの低減を図った。

土 地 開 発 公 社

1 法人の概要

(1) 法 人 名 相模原市土地開発公社

(2) 設立年月日 昭和49年4月1日

(3) 設立者(設立代表者) 相模原市

(4) 所 在 地 相模原市中央区中央2丁目11番15号

- (5) **基本財産** 10,000千円(うち市の出資金10,000千円(100%))
- (6) **設立目的** 昭和47年6月「公有地の拡大の推進に関する法律」が公布され、公共用地等の取得難に対処し、秩序ある都市環境の計画的整備を促進するため、都市計画区域内の土地の先買いと地方公共団体に代わって土地の先行取得を行い、かつ、土地取得に対する資金面、税制面において優遇措置が講じられた土地開発公社制度の創設が図られ、本市においてもこの法律の趣旨に従って、市の全額出資による土地開発公社を設立した。
- (7) **市の所管課** 土地利用調整課

2 令和2年度事業実績

公有地の処分事業

(公有用地)

平成7年度 都市計画道路相模台双葉線用地ほか7用地

処分契約 8件 処分面積 1,975.80 m² 処分契約金額 629,017,573 円

(代替地)

平成17年度 与瀬本町用地

処分契約 1件 処分面積 1,082.75 m² 処分契約金額 162,531,527 円

(公有用地及び代替地合計)

9用地

処分契約 9件 処分面積 3,058.55 m² 処分契約金額 791,549,100 円

市 民 文 化 財 団

1 法人の概要

- (1) **法人名** 公益財団法人相模原市民文化財団
- (2) **設立年月日** 平成元年4月28日 (平成23年4月1日 公益財団法人に移行)
- (3) **設立者(設立代表者)** 相模原市
- (4) **所在地** 相模原市南区相模大野4丁目4番1号
- (5) **基本財産** 100,000千円(うち市の出資金100,000千円(100%))
- (6) **設立目的** 文化を身近に感じることのできる環境づくりを進めることにより、潤いに満ちた市民生活の創造と豊かで彩りのある地域社会の形成に寄与することを目的とする。
- (7) **市の所管課** 文化振興課

2 令和2年度事業実績

(1) 事業概要

市民文化の振興の一翼を担う公益法人として、様々な文化事業を実施し、市民が文化を身近に感じることができる環境づくりを進めた。

また、市内の文化施設5施設の指定管理者として、市民の芸術文化活動への支援を行うとともに、各施設の設置目的と役割を踏まえ、それぞれの特性を生かした文化事業をバランスよく実施した。施設維持管理に

においては、日常管理を徹底するとともに、利用者目線での予防修繕や運用改善を行うなど、適切な維持管理に努めた。

（２）市民の生活文化及び芸術文化の振興に関する事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、感染対策を十分に行った上で、市民の健康に配慮し、新しい日常の中での文化事業を提供した。

また、多くの公演が中止となる中、文化施設の役割を果たすため、相模原市文化会館、小田急相模原駅文化交流プラザ及び杜のホールはしもにおいては、指定管理者制度導入施設地域活性化事業補助金を活用した事業を年度途中に新たに企画し、実施した。

本部事業として、多くの子どもたちにとって新しい文化芸術と出会うきっかけとなるよう、アーティストが小学校に出向き、クラシックの鑑賞・体験ができる学校訪問授業を7校で実施した。

また、新たに教育機関との連携事業として、中学生を対象とした文化芸術鑑賞を兼ねたキャリア教育関連事業を実施した。

コロナ禍における取組として、出演機会が減少したアーティストを支援する事業として、文化財団が制作を行い、無料公演「こどもクラシック ピーターとおおかみ」を実施した。来場できなかった市民に対しては、気軽に音楽に触れる機会を提供するため、動画を制作し、ホームページ等で配信を行った。

指定管理事業について、文化会館では「日本フィルハーモニー交響楽団 相模原定期演奏会」、人気演劇公演「劇団四季 コーラスライン」、「立川志の輔独演会」、「市川海老蔵～古典への誘い～」など、市民のニーズに応える公演を実施した。また、2020年1月から12月を開館30周年記念と位置付け、記念事業に取り組んだ。

杜のホールはしもとでは、「シリーズ杜の響き vol. 44 竹澤恭子ヴァイオリン・リサイタル」や落語公演の「柳家さん喬・柳家喬太郎 親子会」など優れた質の高い舞台芸術を鑑賞する事業を実施した。

その他、市民が身近に芸術に触れる機会を提供するため、各施設において安価なチケット料金の公演や無料公演を実施した。

【実施事業のジャンル別事業数及び入場者数】

ジャンル	事業回数	入場者数(人)
クラシック公演事業	25	4,765
軽音楽公演事業	3	1,386
演劇・舞踊公演事業	9	3,132
日本伝統芸能公演事業	18	5,039
その他の事業	7	733
合計	62	15,055

（３）市からの受託事業

街かどコンサート（動画配信）【文化振興課】

（４）文化情報の収集及び提供に関する事業

○相模原市民文化財団ニュース「Movie」の発行 ※施設休止に伴い4月から6月は休刊した。

区分	発行回数	発行月	発行部数	備考
市内のみ	9回	7月から3月	各 182,200 部	市内各世帯へ新聞折込 他
号外	1回	3月		

○ホームページの管理運営

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止及び延期が決定した公演については、トップ画面の画像に「中止（延期）」の記載を入れることで効果的に情報を伝える等、工夫を図った。また、トップ画面について、施設利用促進のため各施設の紹介画像を掲載し、閲覧者の利便性向上のため画像切り替え機能を充実させた。

○チケットMoveの運営

チケット購入の利便を図るため、文化会館、杜のホールはしもと及び市民会館のチケットカウンターにおいて、主催事業と貸館事業のチケット販売を行った。なお、電話予約及びインターネットで受け付け、チケットの引換はコンビニエンスストアで可能なシステムを整備している。

インターネットによるチケット販売「チケットムーヴ.net」の会員を対象に、毎月1回メールマガジンを発行している。

（５）文化振興に係る調査及び研究に関する事業

子ども向け事業の在り方を探るため、文化芸術の鑑賞や体験機会の提供に関する調査を、アウトリーチ事業を実施した小学校（7校）及び中学校（2校）を対象に行った。

（６）文化施設の管理運営事業

- ア 相模原市文化会館の管理運営事業【文化振興課】
- イ 相模原南市民ホールの管理運営事業【文化振興課】
- ウ 小田急相模原駅文化交流プラザの管理運営事業【文化振興課】
- エ 杜のホールはしもとの管理運営事業【文化振興課】
- オ 城山文化ホールの管理運営事業【文化振興課】

防 災 協 会

1 法人の概要

- （１）法人名 公益社団法人相模原市防災協会
- （２）設立年月日 平成9年4月24日（平成24年4月1日 公益社団法人に移行）
- （３）設立者 正会員19団体867事業所・賛助会員77事業所（令和3年4月1日現在）
- （４）所在地 相模原市中央区中央2丁目2番15号
- （５）基本財産 0円
- （６）設立目的 都市化の急速な進展に伴い、災害の態様も複雑多様化してきていることに対処するため、地域の自主防災組織をはじめ、事業所や危険物施設等における自衛消防組織の指導育成を積極的に行い、防火及び防災の管理体制の充実強化を図ると共に、災害に強いまちづくりを目指し、社会公共の安全及び福祉の向上に寄与することを目的に、任意団体である相模原市防災協議会を発展的に解消し、社団法人として設立された。平成24年4月1日には公益社団法人へ移行し、防災に係る意識、知識及び行動力の向上や防災体制強化促進のための公益目的事業等を行い、引き続き市民、事業所及び行政が一体となった災害に強いまちづくりを目指して活動している。

（７）市の所管課 予防課

2 令和2年度事業実績

(1) 自主事業

ア 消防及び防災に関する知識の普及及び啓発事業

(ア) 火災予防運動ポスターの配布（会員事業所等へ） 配付部数 1,400部

(イ) 防火ポスターコンクールの開催（市内小学校） 応募点数 43校 308点

(ウ) 資機材の貸出（消防訓練及び防災訓練等を実施する事業所、自治会、地域団体等へ）
防火防災関連のビデオ・DVD等

(エ) 各種イベント、消防フェア等への参加

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止又は縮小開催

イ 消防及び防災に関する講習会の開催（一般社団法人神奈川県危険物安全協会連合会との共催）

危険物取扱者試験受験準備講習会 1回 受講者数 15名

ウ 市民及び事業所に対する防火防災に関する指導育成事業

(ア) 新入社員防災研修会の開催（会員事業所対象）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

(イ) 救命研修会の開催（会員事業所対象） 3回 参加者 12名

(ウ) 自衛消防隊員研修会の開催（会員事業所対象） 3回 参加者 8名

(エ) 防火実務研修会の開催（社会福祉施設等の関係者対象） 1回 参加者 1名

(オ) 自衛消防隊消火競技会の開催（会員事業所対象）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

(カ) 防災講演会の開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止

(キ) 機関紙「防災365」の発行（会員事業所及び消防関係機関等へ） 発行部数 年4回 各2,000部

エ その他協会の目的を達成するために必要な事業

優良事業所等の表彰 優良事業所表彰19事業所 優良個人表彰4名

(2) 市からの受託事業

ア 消防局等庁舎見学案内業務（消防総務課）

イ 自衛消防訓練起震車等運用業務（予防課）

ウ 一人暮らし高齢者家庭等防火啓発訪問業務（予防課）

エ 応急手当普及啓発事業（救急課）

オ 起震車運用業務（危機管理課）

カ 防災備蓄品・案内板等維持管理業務（危機管理課）

キ さがみはら防災マイスター派遣業務（危機管理課）

(3) 市以外からの受託事業

ア 防火対象物点検資格者講習事務（一般財団法人日本消防設備安全センター）

イ 自衛消防業務講習事務（一般財団法人日本消防設備安全センター）

ウ 防火・防災管理講習業務（一般財団法人日本防火・防災協会）

エ 防災管理点検資格者講習業務（一般財団法人日本消防設備安全センター）

社会福祉協議会

1 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会
- (2) 設立年月日 昭和43年12月23日（昭和27年9月 町社協として発足）
- (3) 設立者 江成良雄
- (4) 所在地 相模原市中央区富士見6丁目1番20号
- (5) 基本財産 11,000 千円
- (6) 設立目的 相模原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
- (7) 市の所管課 地域包括ケア推進課

2 令和2年度事業実績

(1) 自主事業

ア 企画・広報事業

社協さがみはら（広報紙）「みんないいひと」全市版（年6回）及び区版（年3回）の発行に加え、ホームページや Twitter 等の媒体を活用して身近な福祉活動の情報提供に努めた。また、「企業・法人の本業や持ち味を生かした福祉活動」を連載し、企業・法人が取り組む様々な社会貢献活動を紹介するとともに、新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、「新たな生活様式」を踏まえた市民による支えあい活動の実践事例をまとめ紹介した。

イ 部会・委員会事業

社会福祉法人制度改革や地域共生社会の実現に向けた制度改革等を踏まえ、民間団体としての主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制の確立を目的に、組織体制検討委員会を設置し、本会役員及び評議員の定数、費用弁償について検討を行うとともに、本会委員会制度の効果的な運営を図るため制度の在り方について検討を行った。

ウ 地域福祉推進事業

第9次地域福祉活動計画（令和2年度～令和5年度）の重点目標である「小地域の支えあい活動の推進」に向け、コミュニティソーシャルワーカーが把握した既存の制度だけでは、対応できない個別ニーズや、相談支援を通じて把握した生活課題を、地域の課題として共有する場づくりを促進した。

また、市内22地区で地区社会福祉協議会を中心に取り組まれる「福祉コミュニティ形成事業」については、市との連携により、「地域で困りごとを相談、解決できる仕組みづくり」が推進された。

さらに、新型コロナウイルス感染症が拡大し、小地域の支えあい活動が制限されるなか、コロナ禍における人と人とのつながりづくりに向け、各地区における取組事例をまとめ、市民に広く発信した。

エ ボランティアセンター活動事業

令和2年度から令和5年度を計画期間とする第9次相模原市社会福祉協議会地域福祉活動計画において重点目標に掲げる子ども・若者支援活動団体の連携・協働の促進を目的に、福祉的な課題を抱える子ども・若者の居場所づくり、社会参加の場づくりを進める団体に対し、助成金を交付した。また、助成金の交付等を通じて、団体が抱える活動上の課題等を把握し、コロナ禍での居場所づくりに向けた取組など情報の共有を図った。

さらに、令和元年東日本台風による緑区を中心とした甚大な被害により被災された方々の不安の解消や孤立・孤独の防止等を目的に、城山・津久井・相模湖及び藤野地区に「ささえあいセンター」を設置し、訪問等による相談援助及び地域づくりの支援に取り組んだ。

オ 福祉教育推進事業

小・中学校の児童生徒等を対象に実施している「みんないいひと体験講座」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、体験型や交流型の開催が困難な状況であるため、映像による教材を作成し、配信するとともに、リモートで講話・質疑応答を行うなどオンラインの活用により講座を開催し、福祉に対する理解を育んだ。

カ さがみはら成年後見・あんしんセンター事業

「さがみはら成年後見・あんしんセンター」において、判断能力が不十分な高齢者や障害のある方々が安心して日常生活を送れるよう支援する日常生活自立支援事業や法人後見事業など権利擁護事業の推進に併せて、相模原市が策定する「相模原市成年後見制度利用促進基本計画」に位置付けられる「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築に参画するなど、成年後見制度の利用促進に向けた取組を進めた。さらに、身寄りが無い、あるいは、家族や親族からの支援が受けにくいなど身元保証人がいない高齢者等に対する入院、施設入所に際しての支援、本人の死亡時の埋葬や家財の処分等を支援するサービスの構築に向けた検討を進めた。

キ 生活困窮者支援事業

低所得世帯等に対し、民生委員・児童委員の援助のもと、教育支援資金、自動車購入資金等の貸付けを行う「生活福祉資金貸付事業」やほかからの借入れが困難で一時的に生活に困窮している世帯を支援する「生活資金一時貸付事業」を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響による休業・失業等により収入が減少した世帯に対し、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」の特例貸付に係る相談、申込み受付を行った。さらに、離職その他の事情により一時的に生活困窮に陥り、就職等による自立を志向する方への支援を目的に、就職活動及び就職後に直接必要な物品等の支給を行った。

ク ふれあいサービス事業

高齢者・障がい者世帯等の自立支援を目的に、会員制度による有料の家事援助・介助サービスを行った。

会員の状況

(単位：人)

区 分	計
利用会員	129
協力会員	250

※ほかに団体利用会員が1団体ある。

※利用、活動の状況 利用会員 利用人数延べ1,100人

協力会員 活動人数延べ 613人

ケ 経営基盤の強化

令和3年度から令和5年度を計画期間とする「強化発展計画」の策定に向け、本会職員によるプロジェクトチームを設置し、10年後に目指す本会の理想像を基に、理想に近づくための3か年の取組目標や目標達成のための重点項目として「組織力の強化」、「人材育成の充実」、「財源の確保」に向けた具体的な取組等について検討を行った。

(2) 市からの受託事業 ※ () 内の所属名は、令和2年度における所属名

ア 民生委員・児童委員研修事業（生活福祉課）

キ ファミリー・サポート・センター事業

イ ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業

(こども家庭課)

(高齢・障害者支援課)

ク 子どもの居場所創設サポート事業

ウ 相模原身体障害者用福祉車両運行事業

(こども・若者支援課)

(高齢・障害者支援課) ※令和2年度末受託終了

ケ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

エ 津久井地域移動支援サービス事業

(こども家庭課)

(津久井保健福祉課) ※令和2年度末受託終了

コ 要介護認定調査事業

オ 生活支援体制整備事業（地域包括ケア推進課）

(介護保険課)

カ 市民後見人養成研修事業

サ 介護支援ボランティア事業

(高齢・障害者福祉課)

(高齢・障害者支援課)

シ 市民福祉会館管理運営事業

(高齢・障害者福祉課)

健康福祉財団

1 法人の概要

- (1) 法人名 公益財団法人相模原市健康福祉財団
- (2) 設立年月日 平成22年4月1日（平成23年2月10日 公益財団法人に移行）
- (3) 設立者 一般社団法人相模原市医師会、公益社団法人相模原市病院協会、相模原市
- (4) 所在地 相模原市南区新磯野4丁目1番1号
- (5) 基本財産 3,000千円（うち市の出資金1,490千円（49.7%））
- (6) 設立目的 相模原市、一般社団法人相模原市医師会、公益社団法人相模原市病院協会及び公益社団法人神奈川県看護協会との提携及び協調のもとに、看護師及び他の医療従事者の養成並びに研修に関する事業を行うことにより、相模原市の医療供給体制の充実を図り、もって市民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
- (7) 市の所管課 医療政策課

2 事業内容

- (1) 相模原看護専門学校の管理及び運営並びに保健医療福祉の教育に関する事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

3 令和2年度の実績（相模原看護専門学校）

- (1) 学生数
3学年合計245人（令和3年3月31日現在）
- (2) 教育課程と単位数
3年課程全日制の教育カリキュラムを行った。（単位数：101単位、時間数：合計3,000時間）
- (3) 卒業後の資格
 - ア 看護師国家試験受験資格
 - イ 保健師学校・助産師学校受験資格
 - ウ 専門士（医療専門課程）称号授与
- (4) 卒業生の状況
 - ア 卒業生73人
 - イ 看護師国家試験受験者数73人（うち合格者数72人）
- (5) 卒業時進路

市内就職	市外就職	その他	合計
69人	2人	2人	73人

社会福祉事業団

1 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人相模原市社会福祉事業団
- (2) 設立年月日 平成6年4月1日

- (3) 設 立 者 相模原市
- (4) 所 在 地 相模原市中央区松が丘1丁目23番1号 相模原市立障害者支援センター松が丘園内
- (5) 基本財産 3,000千円 (うち市の出資金3,000千円 (100%))
- (6) 設 立 目 的 相模原市と連携し、相模原市における社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与する。
- (7) 市の所管課 高齢・障害者福祉課

2 令和2年度事業実績

(1) 事業概要

令和2年度の事業計画に基づき、指定管理者の指定を受けた相模原市立障害者支援センター松が丘園、市立けやき体育館及び自主事業である銀河において、効率的・効果的な管理運営に努めながら障害福祉事業を実施した。

また、平成30年度に策定した、「経営計画（平成31（2019）年度～平成35（2023）年度）」に基づき、当事業団が重点的に取り組む施策等の実施に向け、各施策の年次目標を達成すべく事業に取り組んだ。

(2) 市指定管理者制度による事業（指定の期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）

ア 市施設の管理運営（担当課 高齢・障害者福祉課）

管理施設 相模原市立障害者支援センター松が丘園
相模原市立けやき体育館

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 障害者支援センター多機能型事業所

a 生活介護

医療的ケアの必要な方を含む重い障害のある利用者に、リラクゼーション、健康管理、医療的ケア、食事の提供、創作活動、外出などを実施した。延べ利用人数1,611人

b 自立訓練(生活訓練)

将来的に就労を目指す利用者に、ビルメンテナンス講座、介護技術講座、コミュニケーションスキルアップトレーニングなど生活能力を身につけるための基礎的な訓練を実施した。延べ利用人数1,999人

c 就労移行支援

一般就労を希望する利用者に、企業受注作業、食品製造・販売作業、パソコン講座、ビジネスマナー講座、企業見学などの就労に向けた支援を実施した。延べ利用人数3,291人

d 就労継続支援B型

通所して作業を希望する利用者に、企業受注作業、求職活動支援、制度の利用援助、社会体験などを通して就労意欲を維持・向上するための支援を実施した。延べ利用人数2,453人

e 就労定着支援

就労移行支援事業等の福祉サービスの利用を経て、一般就労した障害者に相談や企業訪問を通じ、就労定着に必要な支援を実施した。延べ契約者数25人

ウ 公益事業

(ア) 障害者施設支援事業

障害者施設・地域作業所等の活動支援として、従事者向けの実践的研修、企業受注の積極的な開拓などのサポートを実施した。福祉研修等受講者数782人、受注作業紹介数118件 他

(イ) 障害者就労援助事業

障害のある方の就労を推進するため、就労相談、職場定着支援、雇用機会の創出のための職場開拓、

ジョブコーチの派遣などを実施した。就労者数70人、就労後の支援件数2,785件 他

(ウ) 手話通訳者等養成事業

聴覚障害者のコミュニケーションを円滑にし、社会参加を促進するために必要な手話通訳者及び要約筆記者の人材育成を行った。手話通訳者等養成講座修了者数1人

(エ) 基幹相談支援センター等事業

障害のある方が社会生活力を身につけ、地域で自立して暮らすことができるようピアカウンセリングをはじめとした各種相談、社会参加促進プログラムを実施した。また、相模原市障害者自立支援協議会の運営、基幹相談支援センターとして、相談員の人材育成、困難事例への対応、虐待防止の取組などを行った。実相談件数12,372件

(オ) 障害者一時ケア事業

障害のある方の家族が冠婚葬祭等で介護ができない場合や日頃の介護による疲れを癒すために一時的な介護を実施した。延べ利用人数1,204人

(カ) けやき体育館管理・運営事業

けやき体育館の各室を、障害者団体の優先利用を基本原則として貸出しを行った。貸出しに当たっては、障害者が自主的かつ積極的にスポーツやレクリエーション活動が楽しめるよう支援した。延べ利用人数18,325人（障害者7,028人）

(キ) 障害者余暇活動支援事業

障害のある方の余暇活動の充実等のため各種講座・レクリエーション、自主サークル活動の支援などを実施した。延べ参加人数1,368人

(3) 市からの受託事業

ア 障害者相談支援キーステーション事業

相模原市における重層的かつ総合的な相談支援体制の中で中圏域をカバーする相談支援の場として南区と緑区において官民協働、民民連携による相談支援を実施した。

実相談件数12,259件

イ 発達障害支援センター就労支援事業

成人期における発達障害者の就労支援を実施した。延べ利用人数1,303人

ウ 障害者無料職業紹介事業

労働行政機関と連携して障害のある方に対する職業紹介を実施した。紹介件数20件

(4) 自主事業等

ア 銀河生活介護事業（第二種社会福祉事業）

一人ひとりがその人らしい充実した生活を送れるよう、食事や排泄等の介護を実施して身体能力及び日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行った。延べ利用人数7,945人

イ 銀河ガイドヘルプサービス事業所(第二種社会福祉事業)

一人で外出することが困難な障害児・者の外出時に、付き添いや介助のサービスを行うガイドヘルパーを派遣した。利用件数2,560件

また、ガイドの質を向上するため、登録ヘルパーを対象に年4回のガイドヘルパー研修を実施した。延べ参加人数224人

ウ 障害者支援センター相談支援事業所

障害福祉サービスの利用申請に当たって必要となるサービス等利用計画の作成とその後のモニタリング、関係機関・事業所等との連絡調整、サービス提供状況の確認及びサービス担当者会議を開催した。サービス等利用計画書作成人数266人

エ けやきカフェの経営

障害のある方4人の実習生の受入れを行った。

オ 利用者本位のサービスの提供

(ア) 個人情報保護方針の公表

(イ) 第三者委員会議の開催

(ウ) 情報公開の推進 ホームページの充実、機関紙「こもれび」の発行

カ サービスの信頼確保と質の向上

(ア) リスクマネジメントに関する取組 統合危機管理・コンプライアンス委員会の設置

(イ) 施設サービスの利用者満足度調査（アンケート）の実施

(ウ) 職員研修等の実施

シルバー人材センター

高齢社会を迎え、老後も生きがい、健康保持などのために仕事をすることを希望する高齢者が増加している背景を踏まえ、「働く意欲のある健康な高齢者がその経験と能力を活かし、相互の協力のもとに働く機会を確保し、生きがいの充実及び福祉の増進を図り、社会参加を通じて活力ある地域社会づくりに寄与する」ことを目的に、昭和63年4月1日、従前の相模原市生きがい事業団を法人化し、社団法人相模原市シルバー人材センターとして発足。平成24年4月1日に公益社団法人に移行した。

1 法人の概要

(1) 法人名 公益社団法人相模原市シルバー人材センター

(2) 設立年月日 昭和63年4月1日（昭和54年4月 任意団体として発足）
（平成24年4月1日 公益社団法人に移行）

(3) 設立者 任意団体の「生きがい事業団」の会員が母体

(4) 所在地

ア 事務局・中央事務所

(ア) 所在地 中央区富士見4丁目3番1号

(イ) 敷地面積 1,290㎡

(ウ) 建物面積 827㎡

(エ) 職員数 13人

(オ) 開設年月日 昭和54年4月13日（市生きがい事業団として開設）

(カ) 業務受持区域 中央区

イ 南事務所

(ア) 所在地 南区相模大野8丁目9番6号

(イ) 敷地面積 373㎡

(ウ) 建物面積 306㎡

(エ) 職員数 7人

(オ) 開設年月日 昭和58年12月7日（市生きがい事業団南分室として開設）

(カ) 業務受持区域 南区

ウ 緑事務所

(ア) 所在地 緑区久保沢1丁目3番1号 城山総合事務所内

(イ) 敷地面積	59m ²
(ウ) 建物面積	城山総合事務所3階
(エ) 職員数	5人
(オ) 開設年月日	平成22年4月1日（北事務所と城山支所を統合）
(カ) 業務受持区域	緑区

エ 津久井連絡所

(ア) 所在地	緑区中野218番地1
(イ) 敷地面積	415m ²
(ウ) 建物面積	117m ²
(エ) 職員数	4人
(オ) 開設年月日	平成18年4月1日（津久井町生きがい事業団を統合）
(カ) 業務受持区域	緑区のうち津久井地域

オ 相模湖連絡所

(ア) 所在地	緑区与瀬1183番地2 相模湖ふれあいソパーク2階
(イ) 敷地面積	133m ²
(ウ) 建物面積	65m ²
(エ) 職員数	5人（藤野連絡所兼務2人）
(オ) 開設年月日	平成18年4月1日（相模湖町生きがい事業団を統合）
(カ) 業務受持区域	緑区のうち相模湖地域

カ 藤野連絡所

(ア) 所在地	緑区小沢2000番地 藤野総合事務所内
(イ) 事務室面積	6m ²
(ウ) 建物面積	藤野総合事務所1階
(エ) 開設年月日	平成19年4月1日（合併により新設）
(オ) 業務受持区域	緑区のうち藤野地域

キ 緑事務所作業所

(ア) 所在地	緑区原宿5丁目26番48号
(イ) 敷地面積	481m ²
(ウ) 建物面積	165m ²
(エ) 開設年月日	平成22年4月1日（緑事務所に統合した城山支所を作業所として開設）

(5) 基本財産 なし

(6) 設立目的

シルバー人材センターの基本理念は「自主・自立、共働・共助」という言葉で端的に示すことができるが、わが国の急速な人口高齢化の中で発想された新しい就業システムである。

市内に住む原則60歳以上の高齢者が自主的に集まり、自らが主体となって運営していくとともに、お互いに助け合いながら働くことで、高齢者自身の活動的な生活能力を生みだし、豊かで積極的な老後生活と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものである。

なお、シルバー人材センターは高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進する事業を公益目的事業としている公益社団法人である。

(7) 市の所管課 高齢・障害者福祉課

2 事業内容

(1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、就業機会の確保及び組織的に提供する事業を行うこと。

ア 仕事の受注 シルバー人材センターが一般家庭、企業、官公庁等から仕事の発注を受け契約する。

イ 会員の就業 引き受けた仕事の種類により、発注者の意向に沿うよう技能、能力を有する会員が就業。

ウ 仕事の対価と支払い 会員の就業した実績に基づき会員に配分金として支払う。

エ 受注できる仕事の範囲 翻訳、経理事務、屋内・屋外軽作業、家屋等の営繕修理、植木造園、筆耕、ふすま・障子張り、一般事務、施設管理、調査事務、家事手伝いなど

(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、無料の職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。

(3) 高齢者に対し、就業等に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

(4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業等を通じて、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

(5) 前4号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

(6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

3 令和2年度事業実績

(1) 会 員 数 3,019人（年度末）

(2) 事業実績

受託件数	就業実人数	就業延人数	契約金額	配分金額
22,525件	2,442人	235,211人	996,705,178円	865,434,877円

職群別事業実績

群	班	受託件数	群	班	受託件数
技術群	教育指導班	228	管理群	施設管理班	816
	執筆翻訳	1		物品管理班	48
	経理事務班	25	折衝外交群	販売集金班	12
	特殊技術班	16		外務班	126
技能群	技能班	5,013	軽作業群	屋外作業班	11,254
	製作加工班	47		屋内作業班	3,467
事務整理群	一般事務班	114	サービス群	福祉・家事サービス班	129
	毛筆筆耕班	102		その他サービス班	1,119
	調査事務班	8			

合計：22,525件

(3) 技能講習会

・会員技能習得等講習会

接客・接遇、草刈機械操作、植木の手入れ、毛筆筆耕

産 業 振 興 財 団

1 法人の概要

- (1) 法 人 名 公益財団法人相模原市産業振興財団
- (2) 設立年月日 平成4年8月21日（平成24年4月1日公益財団法人に移行）
- (3) 設立者（設立代表者） 相模原商工会議所、相模原市
- (4) 所 在 地 相模原市中央区中央3丁目12番3号 相模原商工会館本館4階
- (5) 基本財産 200,000千円（うち市の出資金等80,000千円（40%））
- (6) 設立目的 相模原市における産業の振興を図るため、経営の安定と発展、産業人材の確保と育成、国際化や情報化の促進等の事業を行い、もって地域経済の発展に寄与すること。
- (7) 市の所管課 産業支援課

2 令和2年度事業実績

(1) 自主事業

ア 販路開拓支援事業

(ア) 九都県市合同商談会

九都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）共催による合同商談会の企画・運営に参画し、より広域的な企業間での販路開拓の支援を行った。

- ・九都県市合同商談マッチング2021
- ・日程 令和3年2月15日～2月26日
- ・開催期間内にWEB会議ツールやメール等を活用して、各企業が商談を実施
- ・市内参加企業数 発注側企業3社 受注側企業8社

(イ) 海外見本市出展助成事業 1件

(ウ) 国内見本市出展助成事業 16件

(エ) 商業・サービス業企業活性化事業

- ・個別訪問による販路開拓支援等 17件

イ 産学連携推進事業

産学連携スタート支援補助金 3件

ウ 事業承継支援事業

事業承継に関するセミナーの開催 1回 参加者 15名

エ 産業人材の確保・育成事業

中小企業工業団体活動促進事業 助成件数 4件

オ 国際化支援事業

国際化の支援に関するセミナーの開催 1回 参加者 24名

カ 産業情報の収集・発信事業

(ア) 生産性向上支援セミナーの開催 3回 参加者 延べ46名

(イ) Web サイト等を活用した、財団事業、国・県等の施策、地域情報等の発信

- ・財団ホームページ 年間アクセス件数 34,168 件
- ・「さがみはら産業あるある情報」による地域産業情報の発信
登録事業所数 1,858 件 年間アクセス件数 281,502 件
- ・メールマガジンによる情報提供（毎月2回 臨時2回 全26回） 登録者 1,053 件

- ・フェイスブックページの運営 年間閲覧数 21,514件
- キ 創業・新事業創出支援事業
 - (ア) 創業相談会の開催 延べ相談件数 83件
 - (イ) セミナーの開催 (9回) 参加者 58名
 - 内訳 ①創業入門セミナー (1回) 8名 ②創業実践セミナー (6回) 44名
 - ③創業ピンポイントセミナー(2回) 6名
 - (ウ) SOHO支援事業
 - ・相模原SOHOスクエアの管理・運営 会員数 240名
 - メールマガジン「SOHOスクエア事務局だより」の発信 (10回)
 - ・セミナー・交流会の開催 1回 参加者 21名

(2) 市からの受託事業

- ア ものづくり企業総合支援事業 (産業支援課)
- イ 相模原市中小企業融資制度事務 (産業支援課)
- ウ 相模原市トライアル発注認定製品展示会出展 (産業支援課)
- エ コミュニティビジネス推進事業 (産業支援課)
- オ 女性起業家支援事業ワークショップ・交流会 (産業支援課)

さがみはら産業創造センター

1 法人の概要

- (1) 法人名 株式会社さがみはら産業創造センター (通称「S I C」)
- (2) 設立年月日 平成11年4月20日
- (3) 設立者(設立代表者) 相模原市、(独) 中小企業基盤整備機構 (旧地域振興整備公団)、
相模原商工会議所
- (4) 所在地 相模原市緑区西橋本5丁目4番21号
- (5) 基本財産 2,394,500千円 (うち市の出資金等 1,135,000千円 (47.4%))
- (6) 設立目的 新規創業者や新分野進出を目指す中小企業の支援を通し、地域経済の発展に寄与する。
- (7) 市の所管課 産業支援課

2 令和2年度事業実績

(1) 経営サポート事業

入居企業や地域企業に対して、事業計画の策定や人材の確保、国内外の販路開拓など広範囲な支援活動を実施したほか、補助金の申請やホームページ作成、特許取得などについて個社支援を行うなど、企業の成長に貢献した。

(2) プロジェクト事業

ア 産業用ロボット導入支援事業

製造業への産業用ロボット導入を支援する「さがみはらロボット導入支援センター」において、相模原市・大和市からの委託により、自動化・省人化相談に取り組むとともに、技術者向けセミナーなどを開催した。また、ロボットシステムインテグレータ育成のため、有識者による検証・検討の下、9名の受講者を得て養成講座を実施した。

イ 南西フォーラム

社会のトレンドに沿ったテーマとしたフォーラムを実施するとともに、地域中小企業の新規市場への参入を支援するための分科会活動を実施した。

(3) 人材事業

ア 地域産業界の人づくり支援事業

地域密着型就職支援サービス「サガツクナビ」により、求人サイトの構築、運営に取り組むとともに、企業と学生の交流会や企業見学ツアーを開催するなど、地元企業への就職を希望する学生を支援することで、地域企業に延べ15名の採用が内定した。

イ 経営塾

次世代を担う経営者を育成することを目的に開催し、地域企業や入居企業の経営者層を中心に6名が参加した。

ウ 職場リーダー養成塾

人材育成の視点から企業を支える現場力である職場(現場)リーダーの養成を行うことを目的に開催し、10社16名が参加した。

エ 子どもアントレプレナー体験事業

小学生を対象に、会社の設立から事業計画策定、商品製造、販売、決算までの疑似体験を通し、将来を考えるきっかけを提供する「子どもアントレプレナー体験事業」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。また、大学生等を対象に、「子どもアントレプレナー体験事業」の企画・運営を通じて「ビジネスのしくみ」や「組織運営」を体験する「アントレ・チャレンジ」も同様に中止とした。

(4) 賃貸事業

社会的認知度の向上や多様な支援事業の成果、積極的な営業活動により、「S I C-1 Startup Lab.」の平均入居率は90.4%、「S I C-2 Creation Lab.」96.9%、「S I C-2 R&D Lab.」92.3%、「S I C-3 Innovation Lab.」99.7%となった。

(5) 市からの受託事業

ア 産業用ロボット導入支援事業(産業支援課)

イ 首都圏南西地域連携サポート事業(産業支援課)

ウ ロボット制御・AI等共同研究開発事業(産業支援課)

エ 地域産業界の人づくり支援事業(産業・雇用対策課)

勤労者福祉サービスセンター

1 法人の概要

- (1) 法人名 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター
- (2) 設立年月日 平成2年4月1日(平成24年4月1日公益財団法人への移行に伴い名称変更)
- (3) 設立者(設立代表者) 相模原市中小企業共済会・相模原市
- (4) 所在地 相模原市緑区西橋本5丁目4番20号(サン・エールさがみはら内)
- (5) 基本財産 2億円(うち市の出捐金8,000万円(40%))
- (6) 設立目的 相模原市内に在住、又は在勤の勤労者等を対象として、健康管理事業、自己啓発及び余暇活動に関する事業等を総合的な福祉事業として行うことにより、勤労者等の福祉の向上を図り、もって産業の振興及び発展並びに地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
- (7) 市の所管課 産業・雇用対策課

2 令和2年度事業実績（令和3年3月31日現在）

（1）会員の加入状況

- ア 会員数 19,850 人
- イ 事業所数 1,540 事業所

（2）自主事業

- ア 勤労者等の生活の安定に資する事業
共済給付（結婚祝金、入院見舞金、死亡弔慰金等）、物資・物産あっせんなど
利用件数 5,842 件
- イ 勤労者等の健康の維持増進に資する事業
人間ドック、健康診断及び健康教室等の実施
参加・利用者数 20,500 人
- ウ 勤労者等の自己啓発に資する事業
味噌造り体験教室の開催など 参加・利用者数 46 人
- エ 勤労者等の財産形成に資する事業
少額株式投資セミナーの開催 参加者数 45 人
- オ 勤労者等の余暇活動に資する事業
レクリエーション事業、宿泊施設・厚生施設助成事業、yell クーポン等の実施
参加・利用者数 42,701 人
- カ 勤労者等の生涯生活の安定に資する事業
エンディングノート書き方セミナー（新型コロナウイルス感染症感染防止のため延期）の開催
参加者数 0 人
- キ その他の事業
情報提供事業：会報（年5回）、ガイドブックの発行及びホームページの運営
その他：財団設立30周年、財団経営計画・財政計画の策定

（3）相模原市立勤労者総合福祉センター（サン・エールさがみはら）の管理運営事業（指定管理者）

観 光 協 会

1 法人の概要

- （1）法 人 名 公益社団法人相模原市観光協会
- （2）設立年月日 平成25年3月1日（令和3年4月1日公益社団法人に移行）
- （3）設立者（設立代表者） 加藤 明
- （4）所 在 地 相模原市緑区橋本
- （5）基本財産 0円
- （6）設立目的 相模原市及び周辺地域の観光事業の推進により、地域社会・文化の健全な発展及び地域経済の振興に寄与することを目的とする。
- （7）市の所管課 観光・シティプロモーション課

2 令和2年度事業実績

（1）自主事業

- ア さがみはらアンテナショップ「s a g a m i x」運営事業

さがみはらアンテナショップ「s a g a m i x」の運営を通じ、本市が誇る地域の「商品・情報」を効果的な手法で配置・発信し、地域の観光振興及び経済振興に努めた。

イ 観光・物産PR事業

観光行事や市内外の各種イベント・キャンペーンにおいてブース出展やオンラインにより、観光資源の紹介や物産販売を行い、市内外へ積極的に本市の魅力についてPRを行った。

ウ 広報宣伝事業

橋本駅「相模原市観光インフォメーションコーナー」及びイオン橋本店6階「さがみはら観光情報コーナー」の運営や、観光情報などを発信するHP「いい〜さがみはら」（多言語対応）及びSNSの管理運営を行った。

エ 観光振興事業（主催事業）

観光振興や地域振興に向けて、イベント事業等を実施し、本市の魅力のPRを行った。

事業名	実施時期	場所	参加者数等
相模川鮎友釣り大会・魚つかみ取り大会	中止	昭和橋下・相模川左岸	
第36回さがみはら菓子まつり2020	中止	イオン相模原ショッピングセンター1階	
アクアリウムさがみはらイルミネーション	R2. 11. 14 ～R3. 1. 5	相模川ふれあい科学館（アクアリウムさがみはら）屋外広場	
第40回さがみはら観光写真コンテスト	募集期間 R2. 10. 1 ～R2. 12. 11	巡回展示 R3. 3. 11～R2. 3. 31 （イオン相模原ショッピングセンター、アリオ橋本、ユニコムプラザさがみはら）	225点 （応募者数67名）

（2）受託事業

ア キャンプ場管理運営業務（観光・シティプロモーション課）

イ 相模川自然の村公園便所・炊事場清掃及び便所鍵開閉業務（公園課）

ウ フィルム・コミッション推進事業（観光・シティプロモーション課）

（3）その他の事業

相模原市観光親善大使事業

相模原市観光親善大使事業運営委員会の事務局を担い、市内外の各種イベント・キャンペーンにおいて積極的に相模原市観光親善大使を派遣し、相模原市のPRを行った。

ス ポ ー ツ 協 会

1 法人の概要

（1）法 人 名 公益財団法人相模原市スポーツ協会

（2）設立年月日 平成元年10月26日（平成24年4月1日公益財団法人に移行、令和2年4月1日名称変更）

（3）設 立 者 相模原市体育協会及び相模原市

（4）所 在 地 相模原市中央区富士見6-6-23 けやき会館4F

（5）基本財産 112,020千円（うち市の出資金等49,000千円 43.7%）

（6）設立目的 相模原市民の体育・スポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るく、豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(7) 市の所管課 スポーツ推進課

2 令和2年度事業実績

(1) 自主事業

ア-1 公益目的事業

(ア) スポーツの普及啓発及び競技力の向上並びに健康・体力づくりの推進に関する事業

- ①スポーツ講習会(※1) ②スポーツ教室助成事業 ③市民富士登山(※1)
④有力選手強化合同練習等助成事業(※1) ⑤競技会等助成事業 ⑥津久井地域事業(※1)
⑦さがみはら元旦マラソン大会(※1) ⑧チャリティゴルフ大会(※1) ⑨市民ゴルフ大会
⑩さがみはら健康ロードレース大会(※1) ⑪相模原市民桜まつり出店PR事業(※1)

(イ) スポーツ団体、選手及び指導者等の育成指導、支援、表彰に関する事業

- ①トップアスリート養成助成事業 ②競技審判員養成助成事業 ③スポーツ指導者養成助成事業
④資格取得専門研修会派遣事業 ⑤スポーツセミナー(※1) ⑥スポーツ功労者等表彰

(ウ) スポーツを通じた交流の促進に関する事業

- ①わくわくスポーツフェア(※1)

(エ) スポーツに関する情報の収集及び提供に関する事業

- ①ホームページ広報事業
②広報事業（広報紙、年間大会・行事予定ポスター）
③動画配信・発信

(オ) スポーツ活動の機会・場の提供に関する事業

- ### ①指定管理者制度導入施設の管理運営

ア-2 公益目的事業（スポーツ少年団）

(ア) スポーツの普及啓発及び競技力の向上並びに健康・体力づくりの推進に関する事業

- ①運動適性テストⅡ(※1)

(イ) スポーツ団体、選手及び指導者等の育成指導、支援、表彰に関する事業

- ①指導者資格取得助成事業 ②指導者講習会(※1) ③本部長表彰

(ウ) スポーツを通じた交流の促進に関する事業

- ①スポーツ少年団大会(※2) ②スポーツ交流事業(※1) ③ハイキング(※1) ④スキー講習会(※1)

(エ) スポーツに関する情報の収集及び提供に関する事業

- ### ①広報紙発行

イ 収益事業

- ① 自動販売機管理事業等 ② 物品販売(※1)

ウ 相互扶助事業

- ### ①加盟団体助成事業

エ その他事業

- ①東日本大震災の被災者に対する支援活動 ②賛助会員
③政令指定都市スポーツ協会研究協議会(※1)

(2) 市からの受託事業

ア スポーツ課担当

スポーツ事業受託事業

- ①市民選手権大会（26種目）（※2）
②相模原駅伝競走大会（※1）
③かながわ駅伝競走大会選手団派遣（※1）
④スポーツネットワーク中学生セミナー（※1）
⑤相模原スポーツフェスティバル開催事業（※1）
⑥相模原クロスカントリー大会（※1）
⑦総合型地域スポーツクラブPR事業

イ 高齢・障害者福祉課担当

①全国健康福祉祭「ねんりんピック」選手選考・派遣事業(※1)

(※1)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため事業中止

(※2)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため一部種目のみ実施

3 令和2年度相模原市スポーツ協会加盟団体会員・団体数

(令和3年3月31日現在)

No.	団 体 名	会員数 (人)	団体数	No.	団 体 名	会員数 (人)	団体数
1	陸 上 競 技 協 会	715	9	19	テ ニ ス 協 会	6,260	41
2	ソ フ ト テ ニ ス 協 会	2,540	59	20	ボ ウ リ ン グ 協 会	107	2
3	野 球 協 会	6,493	262	21	ソ フ ト ボ ー ル 協 会	1,540	90
4	卓 球 協 会	3,072	142	22	少 林 寺 拳 法 協 会	198	10
5	ス キ ー 協 会	443	20	23	ゲ ー ト ボ ー ル 協 会	343	65
6	山 岳 協 会	157	8	24	体 操 協 会	2,613	41
7	剣 道 連 盟	1,456	34	25	ハ ン ド ボ ー ル 協 会	465	39
8	柔 道 協 会	384	86	26	バ ウ ン ド テ ニ ス 協 会	265	24
9	バスケットボール協会	3,036	174	27	ダ ン ス ス ポ ー ツ 連 盟	467	32
10	バレーボール協会	2,030	145	28	ラグビーフットボール協会	679	46
11	バドミントン協会	2,344	81	29	ペ タ ン ク 協 会	426	29
12	水 泳 協 会	1,597	83	30	ゴ ル フ 協 会	611	0
13	ス ケ ー ト 協 会	1,868	0	31	ターゲット・バードゴルフ協会	375	9
14	レクリエーション協会	282	0	32	グラウンド・ゴルフ協会	376	21
15	弓 道 協 会	277	4	33	カ ヌ ー 協 会	31	0
16	サ ッ カ ー 協 会	6,645	194	34	パ ー ク ゴ ル フ 協 会	99	1
17	空 手 道 協 会	973	21	35	ド ッ ジ ボ ー ル 協 会	526	38
18	射 撃 協 会	60	0	合 計		49,753	1,810

4 令和2年度スポーツ少年団登録団員・団数

(令和3年3月31日現在)

No.	種 目	団員数 (人)	団数	No.	種 目	団員数 (人)	団数	No.	団員数	団員数 (人)	団数
1	剣道	683	28	6	少林寺拳法	85	5	11	バレーボール	126	10
2	空手道	364	13	7	スキー	27	2	12	ドッジボール	275	12
3	体操	234	6	8	柔道	204	9	13	バドミントン	119	7
4	サッカー	2,974	45	9	ソフトボール	29	2	14	バスケットボール	53	2
5	野球	705	37	10	水泳	85	6	15	フロアボール	16	1
									合 計	5,979	185

索

引

索

引

※この索引は主に本文中の見出し項目を 50 音順に並べたものです。

あ行

空家等対策	261
あじさい会館	119
アスベスト	231
安全・安心まちづくり推進協議会	318
安全で快適な歩行者空間創出事業奨励金交付制度	274
委員会活動	19
委員会の権限に属する各種の意見及び答申	253
委員会の構成、会議の開催状況等	101
生きがい対策	120
委託業務（予防）	88
位置及び地勢	2
位置図	1
一般廃棄物最終処分場	242
違反建築摘発件数・是正件数	266
医薬品等の品質及び安全性確保対策事業	158
医療型児童発達支援センター	212
医療給付	155
医療政策	159
医療の安全性確保対策事業	157
医療費援護事業	203
医療費の助成（子育て給付）	207
医療費の助成（障害者福祉）	128
印鑑登録	300
飲料水の確保	77
雨水対策関連事業	294
運営費（保育）	195
映画会・講習会実施状況	415
衛生及び環境保全に係る検査	177
衛生研究	177
衛生に係る研修指導	177
衛生に係る調査研究	177
栄養改善事業	180
駅前広場、ペDESTリアンデッキ昇降施設等の 適正な管理	282
SDGs 推進	29
横断的なチームによる事業	359
屋外広告物の許可	262
小田急多摩線の延伸促進	263
主な機能（児童相談所）	210

主な業務（児童相談所）	210
主な業務委託	69
主な工事	69
主な事業（消防総務）	85
主な水道施設	288
オリンピック・パラリンピック推進	49
オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火 フェスティバルの開催に向けた調整	49
音楽の振興	339

か行

外郭団体の総合調整	30
会議（農業委員会）	251
会計	83
外国選手団の事前キャンプ受入れをはじめとする ホストタウン交流事業	50
外国都市との交流	325
介護サービス事業者の指導	113
介護サービス事業所数	112
介護人材の確保・定着・育成	114
介護保険	137
介護保険給付費等支払準備基金積立金	139
介護保険サービス事業者の監査	113
介護保険事業特別会計決算額の推移	137
介護保険制度の概要	137
介護予防・日常生活支援総合事業	121
開発許可制度の概要	264
開発行為、指定建築物に伴う緑化指導	235
開発行為又は建築行為の許可等	265
開発事業基準条例の概要	264
開発審査会	265
開発調整	264
外部監査契約に基づく監査	106
概要（教育委員会）	369
概要（公民館）	400
概要（視聴覚ライブラリー）	415
概要（青少年学習センター）	189
概要（津久井生涯学習センター）	405
概要（図書館）	413
概要（博物館）	416
概要（陽光園）	210

学社連携・協働	391	肝炎対策	174
学習機会の提供（生涯学習）	400	環境影響評価制度	229
学習機会の提供（消費生活）	321	環境衛生	374
学習機会の提供（津久井生涯学習センター）	405	環境衛生事業	175
学習機会の提供・相談機能	403	環境基本計画の推進	227
学習情報の収集・提供	404	環境教育	383
学習情報の収集・提供（津久井生涯学習センター）	405	環境情報センター	229
学習相談サポート（津久井生涯学習センター）	405	環境審議会	227
各種届出、証明書交付（緑区役所）	348	環境政策	227
学童通学安全指導員の配置等	372	環境保全	230
各福祉計画の推進	107	環境保全及び地球温暖化対策の普及・啓発	228
学力保障推進事業	385	環境保全協定等	230
火災発生件数	88	観光	37
火災予防の啓発活動	88	観光協会	440
貸出者の状況	414	観光の概要	37
貸出用機材・教材の保有数	415	看護職員確保対策事業	165
河川改修事業	286	監査	104
河川整備	285	管財	65
河川の現況	285	監査委員による監査	104
学級数	371	岩石及び砂利の採取計画の認可	232
学校安全	375	感染症対策	170
学校安全活動団体の支援	372	幹線道路の整備	277
学校医等配置	376	がんばる中小企業を応援する条例	213
学校給食	376	館別の蔵書状況	414
学校教育	383	議員	15
学校歯科巡回指導	376	議員提出議案・委員会提出議案	19
学校施設	378	議員定数	15
学校施設の整備	378	議会運営	17
学校数・児童生徒数	371	議会刊行物・広報	23
学校体育施設等の開放	329	議会構成	15
学校体育施設への夜間照明設備設置	329	議会図書室	23
学校図書館における教育活動	384	議会図書室・刊行物・広報	23
学校評議員制度	383	基幹システムの運用	33
学校プールの開放	330	危機管理	73
学校保健	374	危機管理指針	73
家庭教育事業	399	基金を活用した水みどり事業	234
神奈川県鉄道輸送力増強促進会議	262	危険物施設等の保安活動	90
神奈川県における相模原市の位置	1	危険物施設の状況	90
神奈川県立自然公園条例、自然環境保全条例に 基づく許可等	235	危険物保安	90
上九沢身体障害者デイサービスセンター	130	技術監理・検査	255
火薬類施設の状況	90	北市民健康センター （愛称 L C A 国際小学校北の丘センター）	310
川尻財産区・中沢財産区議会議員選挙	96	北総合体育館	334
簡易水道事業	287	基地関係協議会	36

基地交付金	36	警防	91
基地対策	35	契約	68
義務教育学校施設の概要	381	契約状況	68
キャリア教育・小中一貫教育推進事業	383	計量及び表示の適正化	323
キャンプ淵野辺留保地整備計画の進行管理及び 保留地の管理	67	敬老事業	115
救急隊出場件数	92	下水道事業	289
急傾斜地等危険箇所の災害対応	76	下水道事業の沿革と現況	289
救助隊	92	結核対策	170
急病診療事業	159	決算	63
給付の状況	149	決算額の推移と被保険者加入状況 （後期高齢者医療制度）	154
給与及び勤務条件関係業務	102	決算額の推移と被保険者加入状況（国民健康保険）	149
給与等	56	けやき体育館	130
教育・普及活動	417	圏央道インターチェンジ周辺のまちづくり	272
教育委員会	369	研究・研修	389
教育委員会会議の実績	369	現金・有価証券の出納及び保管状況	83
教育センター	389	現金の取扱処理券数（出納整理期間を含む）	83
教員採用候補者選考試験の実施	387	献血等事業	158
競技力向上のための支援	330	健康診査事業	201
狂犬病予防対策及び動物愛護事業	176	健康診断（学校保健）	374
教材視聴状況	415	健康増進	178
教職員給与厚生	387	健康増進法等による保健事業	178
教職員人事	385	健康づくりの推進	178
教職員の安全衛生及び健康管理	388	健康福祉財団	431
教職員の給与等	387	検察審査員候補者予定者選定	96
教職員の福利厚生	389	研修実施結果一覧	58
行政機構図	9	建設リサイクル法に基づく届出	260
行政境界変更事業	51	建築・住まい政策	259
共生社会推進事業	124	建築確認等申請状況	266
行政資料コーナーの運営	54	建築確認等申請処理状況	266
行政組織と職員定数	55	建築行政の現況	266
業務継続計画（BCP）	74	建築審査	266
緊急対策	81	建築審査会の開催	260
緊急通報状況	93	建築相談	259
勤労者福祉	220	建築物許可等申請件数	260
勤労者福祉サービスセンター	439	原爆被爆者等援護	170
空間放射線量の測定等	239	権利擁護・虐待防止	121
区政関係	297	高圧ガス施設の状況	90
区政策（中央区役所）	352	広域行政	31
区政策（緑区役所）	341	広域交流拠点推進	275
区政策（南区役所）	361	広域交流拠点のまちづくりの推進	275
区政推進	297	広域的な連携	74
国登録文化財一覧	410	広域避難場所	78
経営監理	30	広域連携	31

公園	237	公民館活動支援	400
公園の現況	237	公民館の事業	401
公害及び雑草に係る苦情・処理	232	公民館の施設と利用状況	401
公害関係法令等に基づく申請・届出	231	公有地の拡大の推進に関する法律に規定する 届出等に関すること	67
公害未然防止指導	230	高齢者相談	140
後期高齢者医療広域連合負担金	155	高齢者の保健・福祉・介護に関する相談窓口の設置	140
後期高齢者医療制度	153	高齢者福祉	115
後期高齢者医療制度の概要	153	高齢者福祉施設の整備	111
後期高齢者医療保険料	154	国際	324
後期高齢者医療保険料の調定額及び収納率の推移 (現年度分)	155	国際教育	383
後期高齢者健康診査	155	国際交流及び国際化に係る企画及び調整	324
工業	214	国際交流基金	325
公共下水道(汚水・雨水)	289	国土利用計画法に規定する土地利用等に関すること	67
公共建設発生土対策事業及び発生工事残材の 有効利用の推進	255	国民健康保険	148
公共建築	69	国民健康保険事業費納付金	150
公共工事に係る技術監理	255	国民健康保険税の税率及び課税限度額	149
公共工事に係る研修の計画及び実施	255	国民健康保険税の調定額及び収納率の推移 (現年度分)	150
公共工事の入札等における技術的事項の調査研究	256	国民健康保険の役割と現状	148
公共施設マネジメントの推進	30	国民年金	152
工業団地	216	国民年金の概要	152
工業地域等における住宅開発指導	217	国民保護協議会	75
工業の概要	214	国民保護計画	73
公共料金自動振替状況	84	国有農地管理面積	253
口腔衛生事業	180	個人情報保護制度	53
航空機騒音問題に対する取組	36	個人番号カード	300
交際及び儀式	25	戸籍	298
口座振替状況	84	子育て給付	205
工事に係る設計積算の適正化	256	子育てサポーター	200
工事の検査等	256	子育て支援センター	208
公衆衛生情報の収集、解析及び提供	177	子育て短期支援事業	200
公衆トイレの概要	249	子育て広場事業(地域子育て支援拠点事業)	199
更生相談	136	こども・若者支援	184
広聴活動	48	こども・若者政策	183
広聴広報	46	子ども・若者未来基金	183
交通安全	316	こども家庭	199
交通安全・防犯	316	こどもセンター子育て広場事業	185
交通政策	262	子どもとその家庭についての相談・支援等	208
高度処理型浄化槽事業	296	子どもの権利推進事業	186
公文書館	52	子どもの広場への補助事業	185
公平審査関係業務	103	子ども若者育成支援推進事業	188
広報活動	46	ごみ収集	241
公民館	400	ごみ収集処理	241

ごみ処理	242	相模原市保健衛生功労者表彰	157
コミュニティバスの運行	264	（公財）相模原市まち・みどり公社が行う	
コミュニティビジネスの促進	214	緑化推進事業への支援	235
コミュニティ保育	197	さがみはら森林ビジョンの推進	226
木もれびの森づくり事業	234	相模原赤十字病院建設費借入償還金補助金	165
雇用対策	219	「さがみはら男女共同参画推進条例」に基づく	
雇用の動向	219	年次報告書の作成	313
雇用労政	219	さがみはら地球温暖化対策協議会の活動支援	227
コンプライアンス推進	52	さがみはらのまつり	38
コンプライアンスの推進	52	さがみはら防災・減災プログラム	74
さ行		さがみ風っ子文化祭事業	384
災害援護	146	里地里山保全等促進事業	236
災害救助法の適用	74	産学官金による広域連携の促進	213
災害時医療救護体制整備事業	159	産業振興財団	437
災害時応援協定	92	産業政策	213
災害時応援協定等	76	産業政策の推進	213
災害時の情報伝達手段	81	産後ケア事業	204
災害受援計画	74	産前・産後サポート事業	204
災害時要援護者支援	146	市域	1
災害に強い都市基盤の整備	279	市域の変遷	3
最近3年間の人口異動状況	7	市営斎場	302
財産	65	市営自動車駐車場の管理運営	284
斎場設置に関する事前協議	260	市営住宅	267
財政	61	市営住宅の現況	267
在宅医療・介護連携の推進	108	市営住宅の建替	268
在宅福祉対策（高齢者相談）	140	ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進	151
在宅福祉対策（地域包括ケア推進）	108	支援教育	384
裁判員候補者予定者選定	96	市街化調整区域違反建築物是正指導	265
相模川自然の村野外体験教室	393	市街地開発事業	258
相模川自然の村野外体験教室 （相模川ビレッジ若あゆ）	393	市街地開発事業の調査研究及び事業計画の策定	275
相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら	235	市街地整備	272
相模川を愛する会への支援	235	市街地整備基金	274
相模湖ふれあいパーク	285	視覚障害者情報センター	131
相模線複線化等の促進	263	事業概要	287
相模総合補給廠一部返還地の管理	67	事業実績（簡易水道事業）	288
相模原麻溝公園	237	事業実績（青少年学習センター）	189
相模原球場（サーティーフォー相模原球場）	335	事件・事故等対処計画	74
さがみはら産業集積促進方策（STEP50）	215	市史関連事業	419
さがみはら産業創造センター	438	支出命令書等の審査件数	83
相模原市明るい選挙推進協議会	97	自主防災組織の育成	77
相模原市公共交通整備促進協議会	262	市税	71
相模原市子ども・子育て支援事業計画の進行管理	183	市税決算額	72
相模原市都市計画審議会の開催状況	259	市税に係る証明・閲覧件数等の推移	72
		市政に関連のある情報、資料の収集及び提供	50

市税の年度別推移（当初予算及び決算）	71	市民のためのIT活用研修・支援の推進	404
施設整備等に対する助成	196	市民文化祭	337
施設利用状況（青少年学習センター）	189	市民文化財団	425
自治会	303	社会環境健全化活動	187
市長及び副市長の秘書	25	社会教育委員	399
市長会	26	社会教育関係団体の育成	399
視聴覚機材・教材の利用状況	415	社会的養護自立支援事業	201
視聴覚施設の利用状況	415	社会的養護体制の充実	201
視聴覚ライブラリー	415	社会福祉基金	108
疾病対策	167	社会福祉協議会	429
指定都市移行10周年に関する取組	32	社会福祉事業団	431
シティプロモーション	44	社会福祉法人設立認可等	110
シティプロモーションの推進	44	社会福祉法人等指導監査	111
指定文化財一覧	408	社会復帰及び地域生活の支援	143
自転車・自動車駐車対策の推進	282	就学援助（要保護・準要保護）児童生徒数	372
自転車対策の現況	282	住居表示	302
自転車ロードレース競技の開催に向けた調整	49	渋滞ボトルネック対策	278
児童・生徒指導	384	住宅・建築物の耐震診断等	261
児童虐待防止事業	200	収入超過者数	269
児童厚生施設	184	住民基本台帳	299
指導者の養成・活用	332	受動喫煙防止対策	181
児童相談所	210	主要選挙の執行状況	98
児童相談所の設置	210	小・中学校等教職員定数の推移	385
児童福祉施設等指導監査	183	小・中学校等非常勤講師の任用	386
児童への手当	205	生涯学習	399
児童保育園	195	生涯学習センター	403
児童遊園の設置	185	生涯学習ルーム・地域開放教室の運営	399
市登録文化財一覧	411	障害児者援護等事業	127
し尿収集処理	249	障害者更生相談	135
し尿等収集処理の状況	249	障害者更生相談所の設置	135
市のあゆみ	4	障害者支援センター松が丘園	130
市民・大学交流センター （愛称 ユニコムプラザさがみはら）	308	障害者施設設置運営等対策事業	129
市民活動サポート補償制度	312	障がい者スポーツの振興	332
市民協働意識の普及啓発	305	障害者相談	142
市民協働推進	303	障害者の就労促進事業	132
市民協働推進審議会	305	障害者の状況	123
市民協働によるまちづくり	311	障害者福祉	123
市民協働の推進	305	障害者福祉手当等	128
市民健康文化センター	309	生涯スポーツ普及のための支援	332
市民講座	404	障害福祉サービス事業者等の監査	114
市民参加による消費者行政	320	障害福祉サービス事業者等の指導	114
市民相談	297	障害福祉サービス等事業所数	113
市民通報アプリ「パッ！撮るん。」の運用	280	障害福祉相談窓口の設置	142
		奨学金	372

消火栓（公設）	92	新型コロナウイルス感染症対策	171
浄化槽清掃助成事業	249	新型コロナウイルス関連施策立案事業	28
小学校・中学校等	371	新型コロナウイルス経済対策	213
小学校施設の概要	379	新型コロナウイルスワクチン接種事業	172
商業	221	審議会等及び協議会等の在り方に関する 基本指針の実施	53
商業地づくり	221	審議会等への女性委員の登用の推進	313
商業の概要	221	人権・男女共同参画	312
商業の活性化	222	人権・福祉教育	384
常時啓発事業	95	人権啓発事業	315
消費生活	320	人権施策の推進	314
消費者団体の育成	323	人権施策の推進体制	315
消防概要	85	人口	7
情報基盤の管理・運用	33	人口・世帯の推移	7
情報教育の推進	392	人材育成	58
情報公開・個人情報保護	53	人材育成（地域保健）	157
情報公開制度	53	人材育成基本方針	58
消防施設	86	（仮称）新斎場整備事業	302
消防情報管理システム	93	人材養成	393
消防総務	85	人事	55
消防体制	91	人事委員会	101
消防団	87	新事業創出	213
情報の収集・提供	391	浸水被害警戒地域対策計画	76
情報の提供	322	新生児聴覚検査事業	204
条例・規則の公布	51	身体障害者手帳及び療育手帳の交付	136
条例・要綱等に基づく緑地指定	233	診療所の運営	166
職員	55	森林の状況	226
職員厚生	59	水源地域交流の里づくり事業 （上下流域自治体間交流事業）	43
職員団体等関係業務	103	水質汚濁	230
職員提案制度	30	水質管理	288
職員の安全衛生及び健康管理	60	水素エネルギーの普及促進	229
職員の人事交流及び研修派遣	59	出納検査等の実施状況	84
職員の福利厚生	59	スクール・サポート・スタッフの配置	386
食の安全・安心確保対策事業	174	スポーツ	327
食品・飲料水中の放射性物質の検査	239	スポーツ・レクリエーションゾーン （相模原総合補給廠共同使用区域内）の整備	238
所在地と設置日（東京事務所）	50	スポーツ協会	441
諸証明の発行	254	スポーツ施設等の概要と利用状況	327
自立支援給付対象事業	123	スポーツ団体の育成・連携・支援	332
私立幼稚園教育振興事業補助	198	SRIMS（相模原市道路情報管理システム）の管理・運用	280
私立幼稚園児（幼稚園型認定こども園含む）	198	生活衛生	174
資料収集・保存・保管	417	生活害虫等駆除事業	177
シルバー人材センター	434	生活困窮者自立支援	148
指令	93		
城山障害者デイサービスセンターつくしの家	131		
新型コロナウイルス感染症総合コールセンター	28		

生活支援体制整備事業	108
生活保護	147
生活保護制度と自立支援の取組	147
生活保護の状況	148
請願・陳情	22
性感染症予防対策	173
政策	27
政策研究（政策形成支援）	28
青少年学習センター	189
青少年関係団体	191
青少年健全育成啓発活動	187
青少年健全育成組織	187
青少年指導委員	187
青少年相談センター	396
青少年相談センターの主な相談・支援業務	396
青少年相談センターの概要	396
青少年問題協議会	186
精神障害者家族教室の開催	143
精神保健普及啓発事業の実施	143
精神保健福祉	132
精神保健福祉課	132
精神保健福祉センター	134
清掃思想の普及啓発及びごみの減量化、資源化の推進	242
セカンドブック事業	200
設計・施工・監督件数及び契約金額	69
選挙	95
選挙管理委員会	95
全国健康福祉祭（ねんりんピック）事業	332
戦争犠牲者等の援護等	145
先天性代謝異常等検査事業	204
占用物の適正化	280
騒音	231
「総合学習センター」の施設管理	403
総合計画	27
総合診療医確保対策事業	166
総合水泳場（さがみはらグリーンプール）	335
総合体育館（相模原ギオンアリーナ）	333
総合都市交通計画の推進	264
総人口と増加人口の推移（国勢調査実施年）	7
相談・苦情の処理	323
総務	51
組織（議会構成）	15
その他農地に関すること	254
ソレイユさがみ女性相談事業	314

た行

第1号被保険者数の推移	137
第1号被保険者保険料	138
ダイオキシン類	231
大気汚染	230
大規模小売店舗立地法	222
体力・健康づくりの推進	330
宝くじの発売	64
宅地耐震化推進事業	265
男女共同参画推進センター（ソレイユさがみ）の 管理・運営	313
男女共同参画の推進体制	312
男女共同参画の推進に関する啓発事業	313
地域医療事業	163
地域型保育事業	194
地域教育力活用事業	383
地域子育て支援事業	200
地域振興（中央区役所）	353
地域振興（緑区役所）	344
地域振興（南区役所）	362
地域生活支援事業	125
地域センター	351
地域地区	257
地域農政推進対策	224
地域福祉	145
地域包括ケア推進	107
地域包括支援センター（愛称：高齢者支援センター）	108
地域防災計画	73
地域保健	157
地球温暖化対策計画の推進	227
地球温暖化対策推進会議	227
地球温暖化対策推進基金	227
地球温暖化対策の推進	228
地区計画等	258
畜産振興対策	225
地区別人口と世帯	8
地籍調査事業の取組	67
地方分権改革の推進に向けた取組	31
中央区役所	352
中央省庁その他諸機関との連絡調整	50
中学校施設の概要	381
中学校夜間学級	385
中高層建築物及び開発事業に関するあっせん・調停	259
中高層建築物及びワンルーム形式集合建築物に	

関する手続き	260	都市計画区域・区域区分	257
駐車場整備地区	284	都市計画施設	257
駐車場対策	282	都市計画法第53条に基づく許可取扱件数	259
駐車場法に基づく届出	285	都市景観の形成	262
中小企業に対する支援	217	都市公園等の管理	238
中小企業の研究開発・販路開拓への支援	214	都市再生特別措置法に基づく届出件数	259
庁議	27	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	77
長期優良住宅の認定	261	土砂等の埋立て等の規制	232
調査研究	416	土壌中・その他の放射性物質の測定	240
庁舎	66	図書館	413
鳥獣保護管理事業	235	図書購入等の状況	414
津久井生涯学習センター	405	土地開発公社	424
津久井障害者地域活動支援センター	130	土地基盤整備事業	225
D X推進	33	土地利用調整	67
D Xの推進	33	土地利用の調整に係る考え方の検討	67
TDM（交通需要マネジメント）施策の推進	264	届出処理、証明書交付（中央区役所）	359
D V相談支援事業	314	届出処理、証明書交付（南区役所）	367
デイサービスセンター管理運営事業	116	な行	
鉄道の状況	262	内部統制	52
伝染病予防	375	中道志川トラスト協会への支援	236
東京2020・さがみはらプロジェクト推進本部	49	難病対策事業	169
東京事務所	50	2020東京五輪・さがみはらプロジェクト文化事業の推進	339
統計書等の編集発行	34	二級河川境川の特定期都市河川浸水被害対策法に 基づく指定	287
統計調査	34	入札参加登録業者数	68
投票区別選挙人名簿登録者数	98	認可外保育施設支援事業	197
道路位置指定	266	認知症対策事業	109
道路管理・補修	279	認定こども園	193
道路管理の充実	279	認定保育室助成金	196
登録者の状況	414	妊婦特別給付金事業	205
登録調査員	34	任用関係業務	101
道路施設の長寿命化	281	ネーミングライツ	28
道路整備	277	年表	5
道路の沿革と現況	277	年齢別・男女別人口	8
道路補修	280	年齢別・男女別の教員（校長及び副校長を含む）構成	386
特定外来生物防除事業	235	農業	223
特定建築物の建築に係る自動車保管場所の 確保に関する手続き	260	農業委員会	251
特定目的及び単身者向け住宅の設置	268	農業及び農業者に関する事項についての啓発	253
特別定額給付金	213	農業経営安定対策	224
特別保育事業	195	農業集落排水事業	295
独立行政法人農業者年金基金法第10条第1項の 規定による受託業務	253	農業振興地域制度	224
都市経営及び行政改革の推進	30	農業の現状	223
都市計画	257	農産物直売所と連携した農業振興	225
		納税義務者の推移	71

農地法その他の法令によりその権限に属させられた 農地等の利用関係の調整	254
乗合タクシーの運行	264
は行	
廃棄物処理施設の整備	247
廃棄物処理に関する許可・指導	246
博物館	416
バス交通基本計画の推進	263
バスの状況	263
バス路線の維持・確保	263
はたちのつどい	187
働く人の健康づくり地域・職域連携事業	181
発達障害支援センター	212
ハラスメント対策	52
バリアフリー法に係る認定	260
美化推進事業	245
美術の振興	337
秘書	25
人にやさしいみちづくり	278
ひとり親家庭相談	207
ひとり親家庭等への就業・自立支援、生活支援	205
ひとり親家庭等への手当	205
ファミリー・サポート・センター事業	200
普及啓発	29
福祉基盤	110
福祉月間の実施	107
福祉事業者メンタルヘルス相談事業	108
福祉事務所	147
福祉団体等の育成	129
附置義務条例に基づく届出	285
淵野辺公園	238
不動産評価委員会	66
不当要求行為等対策	52
不妊・不育専門相談事業「妊活サポート相談」	202
ふるさと自然体験教室（ふじの体験の森やませみ）	395
ふれあい農業の推進	225
文化行政の総合的な企画及び調整	336
文化財	406
文化財管理・普及事業	406
文化財の保護	406
文化財保護審議会	406
文化振興	336
文書	51
分類別蔵書構成	414

米軍基地	35
平和意識の普及啓発	326
ペット霊園	232
保育	191
保育所	191
保育所等の利用相談等	208
放課後子ども教室事業の推進	186
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	185
防火水槽（公設）	91
防火対象物の地区別・署別・中高層建築物の状況	89
包括外部監査	52
包括的な支援体制の整備	107
冒険遊び場事業	188
防災意識の普及啓発	75
防災会議	75
防災協会	427
防災訓練	81
防災条例	73
防災用備蓄資機材	79
放射線・放射性物質対策	239
放射線測定器の貸し出し	240
褒章及び表彰（職員表彰を除く）	25
法人・個人の農業分野への参入促進	225
法に基づく緑地指定	233
防犯	317
ホール等の管理運営	340
保健衛生統計	157
保険給付費	139
保健事業	150
保健室管理運営	376
保護費の内訳	148
母子健康教育事業	203
母子健康手帳の交付	201
母子等の福祉資金貸付制度	206
母子保健についての相談・支援等	209
募集状況（市営住宅）	269
墓地等紛争あっせん・調停	157
ホテル等建築審議会の開催	261
本会議	17
本市施策の紹介、宣伝等広報事業の実施	50
ま行	
埋蔵文化財の保護	408
まち・みどり公社	421
まちづくりセンター（中央区役所）	359

まちづくりセンター（緑区役所）	349	利用登録団体数（青少年学習センター）	189
まちづくりセンター（南区役所）	368	林業	226
街美化アダプト制度	287	臨時市民相談会	298
窓口サービスの拡充	300	連携推進	29
マンション管理対策推進事業	261	老人福祉センター等管理運営事業	116
身近な公園の整備	238	老人ホーム入所措置	142
身近な生活道路の整備	278	労働基準監督関係業務	103
水とみどりの基本計画・生物多様性地域戦略の推進	233	老齢福祉年金	153
水辺環境保全等促進事業	236	路上喫煙の防止対策	319
水みどり環境	233		
緑区役所	341		
緑第一障害者地域活動支援センター	131		
南区役所	361		
南障害者地域活動支援センター	131		
峰山霊園	237		
民生委員・児童委員	145		
県みんなのバリアフリー街づくり条例に関する事前協議	260		
森づくりパートナーシップ事業	234		
や行			
有料広告	28		
優良宅地認定	265		
有料老人ホームの实地検査	111		
幼・保・小連携推進事業	383		
要介護（要支援）認定者数	137		
陽光園	210		
幼児教育・保育の無償化	197		
幼稚園	198		
幼稚園一覧表	198		
用地取得価格等評価委員会	66		
余暇施設等	41		
横山公園	237		
予算	61		
予算（消防総務）	85		
予防	88		
予防接種	167		
ら行			
落書き行為の防止対策	319		
理科支援事業	384		
リニア中央新幹線の建設促進	275		
療育相談室	211		
療育についての相談・支援等	209		
良好な市街地の形成	273		
利用者負担等に関する軽減の状況	139		
利用状況（津久井生涯学習センター）	405		

相模原市政の概要

令和 3 年度(2021)

令和 3 年 8 月発行

編集・発行 相模原市議会 議会局 政策調査課

〒252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号

電 話 042 (769) 9803

F A X 042 (776) 2362

e-mail seisakuchousa@city.sagamihara.kanagawa.jp